贈從三位本居宣長著

古事記傳

神代之部
神武天皇

正三位本居豐頴校訂

古事記傳十一之卷

本居宣長謹撰

神代九之卷

此八千矛神。將婚高志國之沼河比賣。幸行之時。到其沼河比賣之家歌曰。夜知富許能。迦微能美許登波。夜斯麻久爾。都麻麻岐迦泥弖。登富登富斯。故志能久邇邇。佐加志賣遠。阿理登岐加志弖。久波志賣遠。阿理登伎許志弖。佐用婆比爾。阿理多多斯。用婆比邇。阿理加用婆勢。多知賀遠母。伊麻陀登加受弖。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆。遠登賣能。那須夜伊多斗遠。淤曾夫良比。和何多多勢禮婆。比許豆良比。和何多多勢禮婆。阿遠夜麻邇。奴延波那伎。佐怒都登理。岐藝斯波登與牟。爾波都登理。迦祁波那久。宇

禮多久毋那久那留登理加許能登理毋宇知夜米許世泥伊斯多布夜阿麻波勢豆加比許登能加多理其登毋許遠婆

始ノの此ノ字、舊印本には無し、其もわろからず、〇八千矛神、此神の事を記せる、前後何の段にも首には、大國主ノ神とあるを、此ノ段のみ八千矛ノ神と記せるは、三首の哥の首にある御名なればなるべし、〇高志ノ國は、越ノ國なり、【出雲ノ國神門ノ郡なる古志には非ず、】後に越前加賀能登越中越後など、分れつれども、歌などにはなほ、なべて越とよむなり、さて此ノ國ノ名は、越後ノ國に古志ノ郡あれば、【他の例によるに、】其より出たるにや、名義は知リがたし、【山を越て行ク國なる故の名と云は、ひがことなり、若シ然らば、古延とこそ云べけれ、凡て自越るをば、古延とこそいへ、古志は令ニ物越一を云なれば、我レと物との異あり、今ノ世に我カここに、山川を古須と云は誤なり、古へさることこなし、又書紀神代ノ巻に、八島の一ツを越洲とあるを、或説に、蝦夷ノ地を云といひ、越ノ國は、其ヘ往來ふ道なる故の名と云も、いたく強說なり、】〇沼河比賣は、式に越後ノ國頸城ノ郡に、奴奈川ノ神ノ社、【こは地ノ名なれば、此ノ比賣神を祭れるか他神かは知がたし、次に大神社と云もあり、】和名抄に、同郡沼川ノ【奴乃加波】鄉あり、此ノ地ノ名なり、然れば此も、奴奈加波と訓べし、【那を讀附クるは、之の意なればなり、そは右の和名抄にてしるべし、凡て能を那と云る例多し、】綏靖天皇の御名の沼河も、書紀には渟名川と作るにて、思ひ定めてよ、なほ沼河のことは彼處【傳二十の三十六葉】に云べし、さて此ノ御名は、上の稻羽ノ之八上比賣と同例なり、出雲風土記に、島根ノ郡美保ノ鄉、所造天下大神命、娶ニ高志國坐意支都久辰爲命子俾都久辰爲命子奴奈宜置波比賣命一而令ニ產神、御穗須須美命、是神坐矣、故云ニ美保一、【辰爲ノ二字は誤寫なるべし、又宜置のうち一字は衍にて、賀ノ字の誤ならむ、】〇

將婚は、用婆比爾と訓べし、此言即御歌に出たり、○幸行は伊傳麻志々と訓べし、【下の志は辭なり、】行賜を云古言なり、書紀天智ノ巻ノ童謠に、伊提麻志と見え、万葉八二十丁に、伊而麻左自常屋などあり、又書紀神代ノ巻に遊幸、祟神ノ巻に幸行、また所に依て來ノ字臨ノ字などをも、然訓り、【行のみならず、來ルをも云は、今の俗語に、行クをも來ルをも、御出なさると云と同じ、○万葉に、行幸と書るを、みな美由伎と訓るは、古言をしらぬひがことなり、何れも伊傳麻志と訓てこそ宜しけれ、四ノ巻に、君之御幸乎とあるのみぞ、然は訓がたきを、こは御事の誤なりと、師の云れし、信に然らざれば通ぬ哥なり、】こは天皇に限らず、尊みては誰上にも云ることなり、【然るを何にも幸ノ字を書るは、天皇の出坐に書キなれたる字を、他にも借リたるなり、凡て古へは、文字にかゝはらざりしこと、是レにて知ルべし、又常には行幸と書クを、此記には、凡て幸行とのみ書り、是レ古への例なるにや、右に引る書紀祟神ノ巻、又万葉三ノ巻などにも然書り、】○歌曰は宇多比賜波久と訓べし、○夜知富許能、此ノ御名前に出たり、○迦微能美許登は、神ノ命にて尊稱なり、万葉三二十丁に、天原從生來神之命、五十三丁に、多良志比咩可尾能彌許等、六四十丁に、吾皇神乃命、十九二十丁に、和多都民能可味能美許等などあり、凡て上ツ代には、父ノ命母ノ命嬬命妹ノ命なども云つ、されど自詔へるはめづらし、○夜斯麻久爾は八島國にて、八島國の中にてと云意なり、○都麻々岐迦泥豆、都麻は妻、麻岐は覓なり、書紀神代下巻に、覓國此云二矩貳磨儀一、白檮原宮天皇御歌に、延袁斯麻加牟とあるも、將覓なり、【宇治拾遺物語に、人の妻まく者ありと云り、中昔までも云る言と見ゆ、】万葉七二十丁に、過往人爾往卷目八方、なども見ゆ、迦泥は、万葉に多く不得と書り、さて書紀繼躰ノ巻、勾大兄皇子、親聘二春日皇女一云々の御哥、此といとよく似たり、考へ合すべし、彼レは、此ノ哥の首一句は無くて、首に右の二句あり、○登富登富斯は【諸本に、登々富々斯とあるは、古への書キざまなり、此ノ事傳四ノ巻にいへり、】遠々しなり、【此ノ言、古書にも中昔の書にも、他にはをさ〳〵見えずして、返りて今ノ

世には常いふ言なり、】出雲より遠きをいふ、【源氏物語總角ノ卷に、うたてこほ〳〵しくのみもてなさせたまへば云々、こはうこ〳〵しきをいへるなり、】〇佐加志賣は賢き女なり、【但シつねに云フ賢ー女の意には非ず、智深くかしこきなり、又女のさかしきと云は、常には、さかしらだちて惡き方に多く云めれど、此はさにあらず、たゞ愚なる反にて、ほめたる言なり、】書紀仁德ノ卷に、賢此云左河之、崇神ノ卷に叡智、土左日記に、こと人々のもありけれど、さかしきもなかるべし、【これは哥のよきを云り、】〇阿理登岐加志氐は、有と聞而を延へたる、例の古言なり、〇久波志賣は、麗女と云むが如し、【師ノ說に、宇流波志は、宇良久波志の約りたる言なりとあり、】万葉十三【丁十】に、鮎矣令咋麗妹爾、ともつゞけよめり、又古書どもに、細ノ字をも久波志と訓り、水垣ノ宮ノ段に、目微比賣と云人ノ名もあり、〇伎許志弖も、上の岐加志弖と同じ、【契沖云、伎加志弖と伎許志弖と、同シ詞なれども、古へかく重て云ときは、少し詞を換たり、下に、さよばひといひ、よばひと云るもおなじ、】聞食きかしめす、通はし云が如し、【又人の我レに言といふことをも、伎許須と云り、そは次の沼河比賣の哥に見ゆ、】右六句、彼ノ繼躰ノ卷ノ御哥には、播屡比能、哿須我能俱儞々、俱婆絁謎嗚、阿利等枳々底、與慮志謎嗚、阿利等枳々底とあり、〇佐用婆比爾、佐は眞に通ふ辭なり、用婆比は、万葉に結婚と書り、靈異記には、伉儷ハ與波不ともあり、言の意は、呼より出たるらむ、今ノ世の語に、婦をよぶと云も此レなり、【竹取ノ物語に、やみの夜にも、こゝかしこより、垣間見まどひあへり、さる時よりなむ、よばひとは云けると云るは、故に興ノに作りて云るなり、万葉十三に、夜延爲と書るも、正字にはあらず、さて又大和物語に、故式部卿ノ宮を、桂のみこせちによばひ賜ひけれど、おはし坐ずざりけりとあるは、女の方よりよばふと云り、】〇阿理多々斯は在立なり、こは卽次に、和何多々勢禮婆とある事なり、【加用波勢より前にあれば、己レ命の家より、發出たまふを云か、とも思はるれど、さにはあらじ、】万葉一【丁廾】に、埴安乃堤上爾在立之、十三【丁六】に、島之埼邪伎安利立有花橘乎などあり、〇阿理加

用婆勢は在通なり、一ッの阿理は、万葉に有通【巻々に多し、其中に蟻通と書る處あるによりて、蟻のことを云説は、ひがことなり、】有待【七ノ巻十ノ巻】有僂僞【十三の巻】有々て、なごと云る有にて、然而在然而不被在、云々而在など、常に云ノ言なれども、在云々と、上に置クことは、後ノ世の語に無キ故に、耳遠く聞ゆめり、さて此句は、上に許曾と云辭もなく、又仰る言にも非ぬに、下なる勢と第四ノ音用テ絶れるは、古への長哥の中にある、一ッノ格なり、【勢ノ下に婆ノ字の脱たるかと、師のいはれつるはあらず、】万葉二[十丁]に、天傳入日刺奴禮云々、又[三十丁]引放箭繁計久大雪乃亂而來禮云々、三[五十八丁]に、久堅乃天所知奴禮云々、五[九丁]に、周具斯野利都禮云々、又[四十丁]靈剋伊乃知多延奴禮云々、これら皆然なり、何も上より云ヒつゞけ來つる言を、しばらく絶て、事の轉る際にあること、みな同じ、披き見て考へ合すべし、【万葉五に好去好來ノ哥に、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢云々、この勢も同シ格なり、】○多知賀遠母は、大刀之緒もなり、【能といはで賀と云るは、古へかゝる物にも例多し、万葉廿に、比毛我乎ともあり、紐之緒なり、】緒とは身に着佩料なり、其ノさまは、大神宮式ノ神寶に、玉纏横刀一柄、【柄長七寸、鞘長三尺六寸、】柄頭横ニ着レ銅ヲ塗レ金ヲ、長サ三寸八分、頭頂ニ着ニ仆鐶一勾ヲ、着ニ五色ノ組ヲ、長サ一丈、阿志須惠組四尺、柄ニ着ニ勾金ヲ、長サ二尺、【着ニ鈴八口琥珀ノ玉一枚ヲ】金ノ鮒形一雙、落レ緒ヲ、紫ノ組長サ六尺、また須我流横刀云々、雜作ノ横刀二十柄云々、阿志須惠、着ニ緋ノ纈ノ帛ノ緒ヲ長サ九尺、【廣サ二寸五分、】とあるにて知べし、拾遺集神樂歌に、石ノ上ふるや壯夫の大刀もがな、組ノ緒垂て宮路通はむ、又物ノ名にながふの橋をよめる歌、筑紫より此まで來れどつともなし、大刀の緒革の端のみぞある、貞觀十六年、撿非違使の奏に依て、横刀之緒、五位已上、同ク用ヒ唐組ヲ、六位已下ハ、並ニ用ニ綺ヲ、皆羅組等ヲと定られしこと、三代實錄に見ゆ、【承和元年、制ミ囚獄司物部ノ刀ノ緒、用ニ胡桃染ヲ、といふことも續後紀に見ゆ、】○伊麻陀登加受而とは未レ解テ而なり、万葉十二[八丁]に、他國爾結婚爾行而、大刀之緒毛未解者、左夜曾明家流、こゝは此哥の意を約めてよ

次の歌にも二所、下卷朝倉ノ宮ノ段の哥等にも見えて、【書紀万葉の歌には、一ツもなし、】みな其哥の意にはかゝはらず、たゞ一首の結に添へていへる語なり、○阿麻波勢豆加比は、天馳使と聞ゆ、下卷輕ノ太子の御哥に、天飛鳥も使ぞ、御名を告り聞せむ時には、我ガ名問はれ、とある意に思ふべし、其レに付て思ふに、上ノ句は、伊替佐飛やと云にや、いそぎるを約めて伊斯と云か、又輕ノ太子の御哥に、阿麻陀牟とあるも、天飛なれば、多布ともいひつべし、】然れば此ノ二句は、遙に隔れる道の間をも、言通はす使を、虚空飛鳥に譬へていへるにや、○許登能は事之にて、三言一句なり、【次の二句に連ねて、一句とはすべからず、凡て哥の句は、五言七言に定まれる物なるを、其ノ五言なるべきを、四言三言にいひ、七言なるべきを、六言にいへることは、上代の哥にはいと多かり、されども五言を六言にいひ、七言を八言九言などに云る例は、をさ〳〵無きことなり、但し後ノ世にいはゆる文字餘と云例は、上代の哥にも多し、こは別に定れる格ありて、其ノ通きことには非るを、古學する人も、今ノ風をよむ哥人も、共に此ノ格をしらず、其ノさだまれる格は、己レ考へ出せることあり、別にしるせり】、○加多理其登母【六言一句】語言にて、母は余と云むがごとし、【凡て古歌には、母てふ助辭多し、其が中に、後ノ世の格とは、異なるもあまたあるなり、○許登遠婆は【三言一句】是をばにて、即チ此ノ妻問の事を云なり、かゝれば此ノ結ノ二句は、後ノ言通使の如く、此ノ歌の傳はり往て、今此ノ事は、遙ヵ後ノ世までも、故事の語言にぞ爲なむ、と云ほどの意なるべし、

爾其沼河日賣未開戶自內歌曰夜知富許能迦微能美許等怒延久佐能賣邇志阿禮婆和何許許呂宇良須能登理叙伊麻許曾婆知杼理邇阿良米能知波那杼理爾阿良牟遠伊能知波那

之夜者旭去奴、幾許雲不念如隱𡢽香聞、これに准へて推度るべし、【或説に、浦洲を心安と云によせたりと云は、大非なり、】○伊麻許曾婆、知杼理邇阿良米、【知ノ字、諸本に和とあり、其レに付キて、次の那杼理の那は汝、これはそれに對へて、吾なるべし、と初には思ひしかども、さては凡ての意解べき由なし、且ツ二ツの杼ノ字の、濁音なるもかなはず、故レ今は延佳本に從ひて、知杼理と定めつ、契沖云、和杼理は吾鳥にて、わどりにあらめは、吾身を吾物とする意なりと云るは、聞えず、】千鳥は、書紀瓊々杵尊の大御哥にも、播磨都智都理とよみ賜ひ、日代ノ宮ノ段ノ哥にも見えて、古哥に常多くよめる鳥なり、【然るを字鏡にも和名抄にも、此鳥の見えぬはいふかし、さて此は、上の浦渚の鳥ぞを承たるなれば、今こそは浦渚ノ鳥ならめと云意なるを、歌の調べには云難き故に、言をかへて千鳥とは云り、此ノ鳥即チ浦渚に在リて騒ぐ鳥なること、右に引る万葉六ノ巻の哥の如くなればなり、○能知波は後者にて、三言一句なり、○那杼理は平和なり、今ノ世の言に、物の平和なることを、那杼夜加とも那杼理とも云是レなり、其ノ那杼は能杼とも通ひて、能杼加と云も同じことぞ、【万葉十三に、吹風母和者不吹、】さて歌は調へを旨とする物なる故に、上の知杼理に對へて、那杼理と詞を疊たるものなり、【契沖が、汝鳥にあらめにして、汝の妻となりて、從はむと云意なりといへるは、非なり、】かゝれば此ノ四句の意は、今こそ逢がたくて、如此浦洲の千鳥の如く、心の騒ぐとも、後には必ス逢と見て、心の平和べきをと云なり、【下文に、其ノ夜者不レ合とあれば、逢がたき由ありけむ故に、かにかく心のさわぎしなり、さて次に、明日ノ夜爲ニ御合ニとある、これ後は平和にあらむと云にあたれり、】次の哥即、後は平和にあらむ状をよめり、○伊能知波、那志勢多麻比曾は、命者莫死賜ひそなり、志勢は令レ死を約めたる言なり、中卷水垣ノ宮ノ段の哥に、奴須美斯勢牟登云々とあるも、竊将レ令レ死とにて、ひそかに殺さむと、云ことなり、書紀垂仁ノ卷などに、弑をシセマツルと訓るも、是レなり、【弑又死ノ字ノ音となおもひまがへそ、】但シ今此は、殺す意には非ず、自死るを云なれど、古言には、立を多々須、行を由

首二句は、於ニ青山一日之隱者にて、日の暮るを云なり、迦久禮婆と云べきを、迦久良婆と云は、古言の一ッノ格なり、下卷近ッ飛鳥ノ朝ノ大御哥に、美夜麻賀久理弖とあるも同じ、【此格は、加久良牟加久理加久流と活用くなり、】陰陽式儺ノ祭文に、留里加久良波とあるも、古言に依れるなり、○奴婆多麻能は、夜と云むとての枕言にて、冠辭考に委く見ゆ、但シ其ノ說に此レを、野眞玉なりとあるはいかゞ、【或說に烏草玉と云、又奴は黑キを云し、黑羽玉なりなど云は、みな惡し】こは或人の說に、烏扇の葉は、羽に似たる故に、此ノ草を野羽と名け、其ノ實を野羽玉とは云なり、と云るぞ宜き、【信に烏扇といひ、又今俗に檜扇と云も、葉の羽に似たる由なり、】○用波伊傳那牟は、夜者將出なり、こは閨より起出て、戸を開きて入レ奉むと云意にて、出なむとは云なり、出て外に遇むと云には非ず、○阿佐比能は朝日之にて、次ノ句を云むとての枕詞なり、○惠美佐迦延岐弖は、【迦ノ字、一本には加とあり、】咲榮來而なり、源氏物語末摘花ノ卷に、老人どもゑみさかえて見奉る、明石ノ卷に、見奉るより老も忘れ、齡も延る心ちして、咲榮て云々、總角ノ卷に、女ばら日來打つぶやきつるなごりなく、咲榮えつゝ、御座引キつくろひなどす、など見えたり、竹取物語には、わらひさかえてともあり、人の喜び咲は、顏の榮ゆるなれば云り、さて祝詞どもに、朝日之豐榮登とも云て、其ノさま、人の咲榮たる顏と相似たる故に、朝日之と置るなり、○多久豆怒能は、栲綱之にて、白と云むとての枕言にて、此レも冠辭考に委し、【栲ノ布と見るは、あし、】○斯路岐多陀牟岐は白キ腕なり、和名抄に、腕ハ和名太々无岐、一ニ云字天、天武紀に、臂とあり、下卷難波ノ天皇ノ大御哥に、斯漏多陀牟岐とも詠せ賜へり、○阿和由岐能は、沫雪之にて、【沫雪の事は上に出、】次ノ句を云むとての枕言なり、○和加夜流牟泥遠は、弱やかなる胸をと云むが如し、凡て和迦志と云言の本は、物の未タ成リかたまらぬ意なり、さて固からぬよりも轉りて、やはらかなるをも云、此は其ノ意なり、【人の齡ヒ又草木などに云も、未タ成リ固まらぬ意なり、記の始ノに國稚ともあり、さて其中に、進る方に云と、賤むる方に云との差あり、固まらぬ方に

指吏、餘宿毛寐而師可聞とよめり、○毛々那賀爾は、契沖ノ說、股長になりと云り、そは足を伸て、ゆるらかに寐るさまなり、○伊波那佐牟遠は、寐者將レ宿にて、遠は毛能遠と云意の辭なり、次なる須世理毘賣の御哥に、伊遠斯那世こもあり、万葉二(二十四丁)に、奥波來依荒磯乎、色妙乃枕等卷而、奈世流君香聞、【奈世流は寐而有なり、】五(八丁)に、夜周伊斯奈佐農、【安寐不令宿なり、斯は助辭、】十四(二十丁)に、伊利伎豆奈佐爾、【入來而寐よなり、】十七(二十丁)に、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、【奈須良牟は將寐なり、】十九(十八丁)に、安寢不令宿、君乎奈夜麻勢、また安宿勿令寢、これらを合せて心得べし、寐てふ言は、那奴泥と活くなり、【然るをその奴泥は、常に云ゆるによく通ゆれども、那は後ノ世には耳遠きから、那須那佐牟などいへば、心得にくきが如くなり、】又伊と云も、寐ることなるを、寐乎安宿宿毛不寢など、重ねて云も常なり、さて上に處處引る書紀ノ繼體ノ卷ノ御哥の中に、倭例以梨魔志、阿都圖唎、都磨怒唎絁底、魔倶囉圖唎、都磨怒唎絁底、伊慕我堤嗚、倭例儞魔柯絁毎、倭我堤嗚麼、伊慕儞魔柯絁毎、麼左棗迦囉、多々企阿藏播梨、矢自矩矢盧、于魔伊禰矢度儞、とある十三句、此の哥の、阿佐比能云々より、此レまでのさまとよく似たり、【但シ彼レは男の御哥にて、自然爲たまふよしなり、此レは女の哥にて、男の然爲たまはむよしなり、】○阿夜爾、三言の句なり、此言は中卷建内ノ宿禰ノ哥、下卷三重ノ婇ノ哥、書紀雄畧天皇ノ大御哥などにもあり、万葉にも、阿夜爾恐き阿夜爾戀しきなど甚多し、十四ノ卷(廿丁)には、安也爾阿夜爾と重ねても云り、此言の意は、上の阿夜訶志古泥神の處【傳三の四十四葉】に云り、○那古斐伎許志は、勿戀詔ひそ、こ云むが如し、下卷高津ノ宮ノ段、八田若郎女御哥に、意富岐美斯、與斯登伎許佐婆、書紀同御代ノ大御哥に、飫朋呂伽珥、枳許瑳怒、万葉十一(二十丁)に、狗上之鳥籠山爾有不知也河、不知二五寸許瀨、余名告奈、十二(四十丁)に、容言毛將相跡令聞、戀之名種爾、十三(十九丁)に、莫寢等母寸巨勢友、また(二十丁)今二日許將有等曾、君者聞之二二、勿戀吾妹、廿(九丁)に、和我勢故之可久志伎許散婆、これらの伎許須みな、詔と云ことなり、こは人の言て、我に令レ聞意より云るなり、【然れど

足踏入其御鐙而歌曰奴婆多麻能久路岐美祁斯遠麻都夫佐爾登理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多、藝母許禮婆布佐波受幣都那美曾邇奴岐宇弖蘇邇杼理能阿遠岐美祁斯遠麻都夫佐邇登理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多、藝母許母布佐波受幣都那美曾邇奴棄宇弖夜麻賀多爾麻岐斯阿多泥都岐曾米紀賀斯流邇斯米許呂母遠麻都夫佐邇登理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多、藝母許斯與呂志。伊刀古夜能伊毛能美許等牟良登理能和賀牟禮伊那婆比氣登理能和賀比氣伊那婆那迦士登波那波伊布登母夜麻登能。比登母登須須、岐宇那加夫斯。那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理邇多多牟叙和加久佐能都麻能美許登許登能加多理碁登母。許遠婆

又其神之云々、此より又一ツの故事なり、其神とは、上ノ段の首に、此ノ八千矛ノ神とあるを承て云り、○嫡后は、意富岐佐伎と訓べし、上に嫡妻とあるは、御父神の御言なる故なり、此は世に語り傳ふるとての言なる故に、尊みて如此云り、凡て伎佐伎とは、天皇の大御妻に限りて申す御稱なるに、【中巻に、倭建ノ命の御妻弟橘比賣ノ命を、后と云る所もあり、彼處に云べし、】此にも如此あるは、出雲國風土記に、赤衾伊農意保須美比古佐和氣ノ命之后天瓱津日女命、また阿遲須枳高日子ノ命之后天御梶日女命、などあると合せて思へば、古ノ神たちをば、天皇に准へ尊みて、皇神とも申せる類にて、其ノ御妻をも后と申せるなるべし、續後紀九にも、伊豆ノ國賀茂ノ郡阿波ノ神、ハ是三嶋ノ大社ノ本后也、神名帳にも、安房ノ國安房ノ郡安房ノ坐ス神社の次に、后神天比理刀咩ノ命ノ神社あり、是をも續後紀には、第一ノ后神とあり、さて出雲ノ國出雲ノ郡杵築ノ大社の次に、同社大神大后ノ神社とあるは、即チ此ノ須世理毘賣ノ命を祭れるにて、大后と申せること疑なし、【此の嫡后を、師の大妻と訓れたるは、后とは、天皇の御嫡妻ならでは申しがたしと、固く心得られたるものにて、そは中々に古意に非ず、】さて天皇の伎佐伎と申すは、皇后に限らず、上代には、妃夫人などの類までも申せる稱なり、其中にて最上なるを、大后と申せり、此ノ後ノ世の皇后なり、此ノ事は白檮原朝ノ段【傳二十の十葉】に委く云べし、其れに此の嫡后も、一ツに准へて意富岐佐伎と訓べきこと、彼ノ神名帳と照して、知べけれ、○甚爲嫉妬は、伊多久宇波那理泥多美斯多麻比伎と訓べし、書紀仁徳ノ巻に、一ニ是嫉妬とあるによれり、宇波那理のことは、白檮原朝ノ段【傳十九の二十葉】に出、高津ノ宮ノ段にも、其ノ大后石之日賣命甚多嫉妬、とあり、さて此は、必しも上ノ沼河比賣のみには係下見へたれば、後とは前妻なれば、惡しめ上を云なり、【後ノ八上比賣の、此ノ嫡后を畏みて、稻羽に歸れしことをも思ふべし、】○日子遲は、夫妻のうへの事を云時に、其ノ夫を指て云稱と聞ゆ、【八千矛ノ神の一名と心得るは、ひがことなり、】下に豊玉毘賣ノ命の御歌の御答歌を擧るとて、其ノ御夫火遠理ノ命の御事をも、如此申せり、さて此ノ稱の意は、上ノ阿斯訶

備比古遲ノ神の處【傳三の廿八葉】に云るが如くなれば、夫を云も、今ノ世の賤者の言に、夫を意夜遲と云と同意なるべし、○和備斗は、万葉四(三十四丁)に、物思跡和備居時二、又(二十八丁)和備染責跡、又今者吾羽和備曾四二結類、又(三十九丁)丈夫之思和備作、又(二十一丁)念絶和備西物尾、又(四十五丁)遠有者和備而毛有乎、十(四十一丁)に、奈杼牡鹿之和備鳴爲成、十一(五十七丁)に、里遠戀和備爾家里、十二(三十丁)に、我故爾痛勿和備曾、又(三十丁)國遠見念勿和備曾、風之共雲之行如言者將通、などいと多かり、爲方なくさしとまりたる意なり、續紀に、光仁天皇の藤原ノ永手ノ大臣を悼賜へる詔に、言牟須倍毛無、爲牟須倍母不知爾、悔備賜比和備賜比、とあるにてもしるべし、【倭姫ノ命ノ世記に、宮處乎[illegible]賜比大、其處乎和比野止号支、】○自出雲とは、上の高志ノ國ノ沼河比賣の事より連て見れば、疑もありぬべけれど、此は別段なれば、彼にはかゝはらず、○將上坐倭ノ國、國はしも多なるに、遠き倭にしも行坐むとせしは、倭は當昔より既く、他國に殊なる、深き由縁ありけむかし、後遂に和御魂を、其ノ國の大御和山に、鎭坐せ賜ふをも、思と合すべし、上とは、鄙より京へ行を云なれば、此は皇都に爲しの後の言を以、語ノ傳へたるなり、○束装立時、東ノ字、諸ノ本みな東と作り、師の考へに、束ノ字の誤なり、さて装束を束装と書クたぐひにもあらねど、若くは此レも下上に誤れるにやと云れき、今思フに、此は決く束なることと聞ければ、然改メつ、束装は、書紀神功ノ卷に云の文にも、如此あり下文は將降束装之間、朝倉ノ宮ノ段に、装束之状、書紀雄略ノ卷に、装束已畢進軍門云々、万葉十二(丁)に、衣手取服装束間爾、三(丁)に、皇子之御門乎、神宮爾装束奉而なと見え、訓は下の哥に、伎美賀余曾比、万葉十四(丁)に、水都等利乃多々武與曾比爾、廿(丁)に、奈爾波都爾余曾比余曾比氐、氣布能比夜伊田氐麻可良武云々、又(丁)に、等里與曾比門出乎須禮婆、などあるに依れり、古は余曾比出賜ふなり、○片御手云々は、馬に乘なさし賜ふ状なり、○馬は、和名抄には無萬とあれど、書紀雄略ノ卷ノ哥にも、宇魔とありて、古には皆然り、但シ和名抄などにも、牡馬を乎万、牝馬を米万、駒を古万とある例の如く、御馬は美馬と訓べし、万葉五(丁)

に、美麻知可豆加婆【御馬近著たり、】とあり、○鞍は、和名抄に和名久良とあり、書紀雄略ノ卷ノ哥に、柯彼能矩盧古麻、矩羅俱制播こふめり、○御鐙、和名抄に、蔣魴切韻云、鐙ハ鞍兩邊承ル脚ヲ具也、和名阿布美とあり、名ノ義は足踏なり、万葉十七〔廿〕に、可波能瀬乃、安夫美都加須毛、○奴婆多麻能、前に見ゆ、○久路伎美祁斯遠は、黒き御衣なり、推古紀に、大宴、万葉十四丁に、公之御衣爾、十四丁に、伎美我家志家流とあり、此は大刀は佩物なる故に、御佩と云、弓は執物なる故に、御執と云如く、衣は著物なる故に、御著と云なり、著を古言に祁流と云り、又中卷、倭建ノ命の御哥に、祁世流と見ゆ、なほ彼處に云べし、【傳二十八の九葉】さて黒衣服は、喪服にて、昔は常には服せざることなるを、此に如此あるは如何と云に、【舊印本に、久ノ字を之と作れど、奴婆多麻能とあるうへは、久路なること決し、】まづ喪葬令に、凡天皇云々服錫紵ヲ、義解に、錫紵者、細布、即用浅墨染也と見え、常に歌にも墨染ノ衣とよめり、又中昔の書等に、是をも鈍色と云、此は今云黒色にて、【其中に深き淺きけぢめはあるなり、】さて書部秘訓抄に、黒色鈍色とあるは云て、分てることもあれど、今云鼠色は、くさぐ〳〵あれば、古ヘ鈍色と云しものも、その中にあり、】直黒なるには非ず、【鈍色は、移花にて染ると云は、墨染はあたり見ぐるしき色なる故に、少シにほひあらせむとて、後に青花を加へたる物なり、故ニ青鈍など云名もあり、又青花に墨を入レて染ムとも云るも、同じ、これらはみな後のことにて、上ツ代は、墨染なり、服假間事と云物に、著ル服ノ者可キ用フ鼠色、其ノ色或ハ墨許リ染ム之、或ハ墨ヲ入ル移シ花ヲといへり、】又持統紀七年正月ノ詔に、令メ天下百姓ヲ、服セ黄色ノ衣ヲ、奴ハ皂衣と見え、衣服令に、家人奴婢ハ橡墨衣、と定められたるも、右の鼠色なるべし、これらはみな、やゝ後の御制なれども、上代よりも右の色は、賤しめ悪みたるべし、さて直黒なるは、貴人も常に著たるか、とも云べけれど、上ツ代より中昔までも、黒キ衣を著たること物に見えざれば、【中昔の書どもに、衣服の事を云處に、黒きよし云ることは、まゝ見えたれど、そは他の色の黒みて見ゆることにて、實

に黒色なるにはあらず、源氏若菜ノ下巻に、にほひもなく黒きうへのきぬに、とあるたぐひなり、そのかみ黒袍は無れば、此レも紫色の甚黒みたるをかく云り、】彼ノ鈍色にはあらで、眞黒なるをも、人の賤しめて、好ざりしと見えたり、【四位より上、紫ノ袍を改めて、黒色になれるは、いと後のことなり、かくて今ノ世ノ人の、黒色ノ衣をしも好むは、黒袍を尙ばるるより移れる人情なり、】されば今此に、黒御衣とあるは、此レは不宜として、棄ることを云むために、先故に、好ましからぬ色をよみ賜へるなり、さて次に青キ衣を云て、其を又棄て、その次に緋色を云て、此レを宜きとして賜へる次第、おのづから後の御世御世の服色の御制の次第とも合るをや、【衣服ノ色の御制の次第は、大抵から國の隋唐の制にならへる物なれども、上代よりも、おのづから人の尙み好む色と、卑しめ惡む色との次第は、然ありて、此方も彼方も似たりけむ、又彼ノ國の古へに、代ごとに各尙む色の有しは、強て定めしさかしらごとなれば、そは中々に云に足らず、】○麻都夫佐岐は眞具なり、都夫佐とは、落ることなく、こゝの〳〵備ふるを云、○登理與會比は取裝なり、○淤岐都登理は奥ツ鳥にて、海川にまれ池などにまれ、水ノ上に浮キ居ル鳥を云て、水鳥のことなり、【奥とは、邊に對へる名にて、陸より遠かる處を云、】奥鳥鴨とも、万葉六ノ十四丁に、奥ツ鳥味經乃原ともつゞけり、【こは味鴨と云があればなり、】○牟那美流登伎は、胸見時なり、水鳥は、頸を延居て、己が胸を見る如くにする物なるに譬へて云なりと、師ノ說なり、○波多多藝母は、【波ノ字、諸本婆とあり、今は眞福寺本によれり、此ノ言下なる一ッもおなじ、】鰭揚もなり、波多は、中昔の物語書などに、袖之波多またはた袖なども有て、袖の端の方を云り、魚の鰭、【鰭ノ字は、書紀上ノ卷に注したれど、波多と云名は、左右の比禮を本にていふなるべし、】又俗言に、物の邊ノ側を波多と云も同意なり、多藝は、万葉一ノ十六丁に、多氣婆奴禮、多香根者長寸妹之髮、九ノ十丁に、髮多久麻庭爾、十四ノ廿丁に古麻波多具等毛、十九ノ廿一丁に馬太伎由吉豆、【又七に、をとめらが織機上を、眞櫛もてかゝげ栲島、浪間よりみゆ、】などある是にて、たぐり揚るを云、【馬太具とは、

此ノ意より出たり、】○麻岐斯は、求しなり、又萠しにてもあらむかと、師の云れつる、求しの方を用ふべし、三言の句なり、○阿多尼都伎は、茜舂かと契沖云り、信に然聞ゆるを、赤根を阿多尼と云むことは、聊心ゆかず、若シは草書に加と書るを、多と誤れるにやあらむ、和名抄染色ノ具に、兼名苑注ニ云、茜可ニ以テ染ム緋ヲ者也、和名阿加根と見え、縫殿寮式雜染ノ用度ノ中に、深キ緋、綾一疋、【綿紬絲紬東絁亦同、】茜大四十斤、紫草卅斤云々、帛一疋、茜大廿五斤、紫草廿三斤云々、貲布一端、【四丈、】茜大十六斤、紫草十四斤云々、葛布一端、茜大七斤、紫草七斤、淺キ緋、綾一疋、茜大卅斤云々、帛一疋、茜大廿五斤云々、葛布一端、茜大十斤云々と見ゆ、かゝれば、此も緋ノ色を染るなるべし、○曾米紀賀斯流邇は、染木之汁になり、染木とは、即上の茜にて、其を搗たる汁にといふなり、さて茜は草なるを、木と云るは、物染るには、今ノ世に木草ともに、凡ては染草と云如く、古ヘは草をも凡て染木と云しか、【契沖は、茜を木と云むこといかがなれば、若シは阿多尼は、皮を剝て染ノ物する木ノ名にて、それを染木と云るにや、ともいへり、】又は木と云は、木は植物の總名にて、草にもわたりしか、【波岐乎岐須々伎余母岐布々伎など、草にも伎といふ名の多かるは、木と云ことにもや、】○斯米許呂母遠は、染衣をなり、斯米と曾米とたゞ同シ言ぞ、○許斯與呂志は此宜にて、斯は助辭なり、與呂志てふ言の意、師の万葉考に見ゆ、さて首より此マまでの意を括ていはゞ、今ノ倭ノ國に物する裝に、色々の衣を取著て、こころむるに、茜に染たる緋ノ衣、此ぞ心にかなひて宜き、とおもほし給ふなり、【上に束裝とある、即此ノ緋ノ衣を著賜へるなるべし、】さてかく裝束も宜しければ、今はとて出發なむとする意、言ノ外にこもれり、【契沖は、こしよろしを、濃宜シか、さて沼河日賣も八上比賣も、よけれども、君にまさりては思はぬと云心にや、と云れど、さる意はなし、】○伊刀古夜能は、妹と云む枕言と聞えたり、伊刀古とは、人を深く親睦む稱にて、伊刀富志伎子てふことなり、【古ノ字は、子の假字に用る、此記の例なり、】万葉十六ノ卷に、伊刀古、名兒乃君、居々而、物爾伊行跡波云々、八重疊、平群乃山爾【此ノ

古字を、今ノ本に布流伎と訓たれど、いとふるき名兒の君とは云べきことに非ず、殊に此レは、ふるきと云べき由なきを

や】とあるは、八雲歌までは、年經と云む序なるか、居々而云々と云を思へば、年久しく同居せる者の状なれば、名

兒とは、妻の夫を云とさまによめる語なり、然れば此レは、夫を親睦しみて伊刀古と云り、又神樂歌【篠波】に、佐々奈

美也、志加之加良左支也、美之爾川久、乎美名乃與佐々也、曾禮毛加毛、加禮毛加毛、伊止己世仁、万伊止己世仁、世

介也、【御稲春女之良乎、其哉彼哉なり、伊止己世の世は、こゝろえず。】とあるは、妻にせむと云意と聞え、風俗

【知々良々】歌に、伊止古世乃、加止仁、天宇止比佐介天とあるも、むつましくする人の門に、調度を提てと云こと

なり、これらと、彼ノ万葉なるとを合せて思ふに、夫婦は殊に親睦しむ物なれば、互にぞ伊刀古と云けむ、又從父兄弟

も、本はたがひに親睦て云しが、定まれる稱になれるなるべし、【師ノ說には、寢所屋之なりとあり、いかゞ、又或人は、寢

床屋之寐とつゞけりと云り、床はさても有りぬべけれど、寐のつゞきはひがことなり。】さて夜能は、能夜を下上に書る誤

れるか、能夜てふ例は、書紀ノ繼躰ノ卷ノ歌に、阿符美能野、愷那能倭倶吾、【淡海之毛野ノ若子なり。】とあるを始にて、

万葉十四廿ノ丁に、美奈刀能也、葦が中なる、古今集に、淡海のや鏡の山をたてたれば、なほあり、夜は助辭なり、○伊毛能美

許等は妹ノ命にて、貴ノ時須世理毘賣ノ命に對ひて詔ふなり、○牟良登理能は群鳥之にて、群往者と云む枕詞なり、○和賀

牟禮伊那婆は、數多の從者ともかき連て、吾群往者なり、万葉九廿丁に、天離夷治爾登、朝鳥之朝立爲管、群

鳥之群立行者、十七廿丁に、無良等理能安佐太知伊奈婆、二十卅丁に、群鳥乃伊泥多知加弖爾、などもあり、○比氣

登理能は、所引鳥之なり、比氣は比加禮を切たるにて、【比伎と云とは異なり。】多くむれ居る鳥の中に、一ツ飛立ば、其

に引れて、餘の鳥も共に立ツを云、此レも枕詞なり、【契沖の、引鳥にて、引は引て連る意と云るはたがへり、】○和賀比

氣伊那婆は、吾引往者なり、かの數多の從者共の引立るに、引れ往くを云、西氏歌集ノ巻に、さわがしきにひかれて出た

まふこあるも、人々のさわぎ立て、引率行に引れて行くこゝろ、此こよく似たり、【或人ノ説に、鳥を取ルに、食鳥を出しおけば、それに引れて友鳥の集るが比氣鳥なり、男は女女は男に引る、なりこ云るは、こゝにかなはず、】万葉六ノ廿に、寧樂京を山背ノ久爾都に遷されし時の歌に、皇之引乃眞爾眞荷、春花乃遷日易、村鳥乃旦立往者、【引之まにノヽこは、此は京を引キ遷したまふを云に非ず、引率て往きたまふまにノヽこいふことなり、次に引ヶ哥こ合せて心得よ、】十九ノ廿ニに、宇都世美乃與能許等和利等、麻須良乎能比伎能麻爾麻爾、之奈射可流古之地乎左之氐云々、これら引率て往クまにまに引れ往クを云り、○那迦士登波、句 那波伊布登母は、不泣者汝者雖言なり、○夜麻登能は山處之なるべし、【又山本之にてもあらむか、倭ノ國之こ云には非じ、其故は、此處に留りたまふ人のうへを、差て行クあなたの倭の物にたこへ云むここいかゞ、又薄は、いづこにもノヽ多かる物なるを、出雲にしても、遠き倭のを云むここも由なく、又巣野ノこか、某ノ山のこか云ハば、似つかはしかりなむを、泛く倭の薄こは、殊なる名産などならばこそあらめ、さらではいかで云む、】○比登母登須々伎は一本薄なり、【今ノ世に此ノ名負ヘる一種あれど、其レには非ず、たゞ一本づゝ立テるを云、】和名抄に、爾雅云、草ノ聚リ生ルヲ曰レ薄ト、新撰万葉集ニ云、花薄波奈須々木、辨色立成ニ云、芒和名上ニ同シ、今按芒ハ草ノ端也、見ニ唐韻ニこあり、書紀神功ノ巻仁徳ノ巻などには、荻を須々伎こ訓り、夫木集薄の哥ノ中に兼輔卿、むらさきの一本すき云々、【家ノ集には二の句、一本菊にこあり、】高津ノ宮ノ段の大御哥に、夜多能比登母登須宜波、拾遺集物ノ名に、一本菊こあり、○宇那加夫斯は項傾なり、和名抄に、陸詞云、項ハ頸ノ後也、和名宇奈之、書紀神代ノ巻に、顛傾此ヲ云歌夫志こあり、俗に、物の、下より上の勝て傾くを、加夫久こ云是なり、此は項を垂傾くるにて、泣さまを云、さて上に一本薄こ置るは、一本立るから傾く意に連たり、天智紀に稻のここを、垂穎而熟こあり、○那賀那加佐麻久は汝ガ將泣なり、【那加麻久こ云べきをかく云は、那久を那加須こいふ、須の活用の佐なり、】上も此も汝は須世理毘賣を

擢り、麻久は牟と云と同意にて、麻志と一ッ辭なるを、下に語を續むとて、麻久と活し云なり、【可なども、下へつゞくときは、辨久と云と同格なり、善無なども、與久那久と云もおなじ、】○阿佐阿米能は朝雨之なり、【師は、一本に下の阿ノ字は無きをよしとすと云れつれど、此ノ阿ノ字の無き本はいまだ見ず、こは有ても無きも同じことぞ、凡て古言にかゝる阿伊字なとは、有もあり省けるもありて、一かたならず、然るを師は凡て、省くをのみ古言と定めて、出をば傳とのみ訓れは、波伊布をば波布とのみよまる、たゞひがきは、偏られたるものぞ、】○佐疑理邇、多多牟叙は、佐霧に立起ぞなり、師云、今ノ本には佐ノ字無けれど、必ず有べし、疑は濁音に用る字なれば、頭に置べき由なければなり、こは今ノ本に、此ノ句の加ノ字ノ下にある佐ノ字、此より亂て疑に入れるなりと云れき、今思ふに信に然なり、但シ此所は、七言一句にて聞えたるを、前に云る如く、八言の句はをりをり例あることなれば、いさゝか疑はし、故且ク一句と定めて、師ノ說に依つ、【契沖は、疑は濁音なるにつきて、此ノ字ノ上に今一ッ能ノ字あるべしと云て、能疑理は野霧なりと云れど、わろし、】上ノ件三句の意は、汝か泣む其ノ涙は、朝雨の如く、【又は朝雨は、只霧を云むためのみにても有ルべし、】歎息【なげきは、長息を約めたる言にて、長くつく息なり、】は狹霧に紛む物ぞと云るなり、息の霧に立つと云は、万葉五ノ巻に、大野山紀利多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀利多知和多流、十五ノ巻にも、君之由久海邊乃夜杼爾奇里多々婆、安我多知奈氣久伊伎之埋志理、秋佐良婆安比見牟毛能乎、奈爾之可母奇里爾多都倍久奈氣伎之麻佐牟とあり、【源氏明石巻に、歎きつゝあかしの浦に朝霧のたつやと人を思ひやるかな、】又涙を雨に云るは、万葉三ノ巻に、吾泣涙有間山雲居輕引雨爾零寸八とあり、さて那迦士登波云々より此まで意を、括て云ば、今吾離別て倭へ往ば、汝今こそは、心強く泣じと云とも、必ず吾を戀偲て、痛く泣つゝ、歎かむぞと云るなり、○和加久佐能は若草之なり、【舊印本に、加ノ字の下に佐ノ字あるに就て、或人、吾佐草之なり、そは三代實錄に、出雲ノ國佐草社、式に意宇ノ郡佐久佐ノ神社とある

處にて、須世理毘賣ノ命の住給ふ地ノ名なり、と云るはわろし、諸本に其ノ佐ノ字は無し、】こは妻と云む枕詞にて、冠辭考に委く見ゆ、○都麻能美許登は妻之命にて、是も須世理毘賣ノ命を指り、○師は、許斯與呂志と云までを一首として、其下に脫文ありて、伊刀古夜能より又一首なり、と云れしかど然にには非ず、

爾其后取大御酒坏立依指擧而歌曰夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淤知受和加久佐能都麻母多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐弖遠波那志那遠岐弖都麻波那斯阿夜加岐能布波夜賀斯多爾牟斯夫須麻爾古夜賀斯多爾多久夫須麻佐夜具賀斯多爾阿和由岐能和加夜流牟泥遠多久豆怒能斯路岐多陀牟岐曾陀多岐多多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛毛那賀邇伊遠斯那世登與美岐多弖麻都良世如此歌即爲宇伎由比四字以音而宇那賀氣理弖。六字以音至今鎭坐也此謂之神語也

世后とは、上の嫡后を指り、○大御酒坏は、大御佐加豆伎と訓べし、【師はオホミキノツキと訓れしかど、次に引く大御盞と合せて思ふに、彼レは然訓ミがたく、又さかづきと云名古ルきをや、】万葉にも佐加豆岐とあり、名ノ義は、此に書る如く、酒を盛坏なり、坏は、かゝる器の惣名ぞ、和名抄瓦器類に、兼名苑ニ云、盃ハ一名巵、盃亦作レ杯、和名佐賀都木、方言注ニ云、盞ハ盃之最小キ者也、和名同上とあり、【杯は坏とは別なり、】○立依は、男神の御馬に乗むとし給ふ所へ立依てなり、○指擧は佐々宜と訓べし、即佐志阿宜を約めたる言にて、此の字の意なり、下巻朝倉ノ宮ノ段にも、三重ノ婇、指ニ擧大御盞以獻ルとあり、○夜知富許能は八千矛之なり、○加微能美許登夜、夜は助辭にて、與と云むが如し、○阿賀波富久邇、何奴阿賀波、阿賀は我にて吾と云なり、さて此の大國主も、御名には非ず、【上の爲ニ大國主ノ神ト とある處に云る意なり、】○許登波は言なり、○遠邇伊麻世婆は男に坐者なり、○宇知微流は打見ルにて、打は萬の事に添て云言なり、○斯麻能佐伎邪伎は、【邪ノ字、那と作る本は誤なり、耶と作るは、邪とおなじ、】島之崎々なり、万葉六【廿六丁】に、島乃埼々隈毛不置、十三【六丁】八十島之島之埼邪伎ニとあり、○加岐微流は搔見にて、搔も上の打と同く、添て云言なり、【但ノ打は常にひろく萬に云ど、搔は、たゞ手して爲事にのみ云が如くなれども、打も本は手して爲事なれば、同じことなるべし、搔攫搔絶などは、手の事ならねど、添へいへるをや、】さて打見ル搔見ともに、見渡す處をいへり、○伊蘇能佐岐淤知受、【此句八言にて、所謂字餘の格なり、】は、磯之崎不落なり、万葉三【十九丁】に、磯前榜手回行者、【今本にイソサキノと訓るはわろし、】六【丁】に、伊將賜島之埼前、依將賜磯乃埼前、十九【廿丁】に、佐之與良牟磯乃崎々などあり、【式にも、因幡ノ國八上郡伊蘇乃佐只ノ神社と云も見ゆ、】淤知受は漏さずなり、新年祭ノ祝詞に、島之八十島墮事無、万葉一【六丁】に、寐夜不落、又【十丁】川隈之八十阿不落、四【丁】に、蓋世流衣之針目不落など、猶多かり、さて契沖が云ク、上の島ノ崎々は、崎々と云に、崎毎ニと云意あり、今は磯之崎とのみ云故に、落すと云り、又此ノ不落にて、島の崎々不落と、前をも兼べしと云り、○都

麻母多勢良米は妻將ニ持有ニなり、牟ミ云べきを米ミ云るは、上の許會に應るなり、【さて此ノ毋多須良米ミ云ハずして、毋多勢良米ミ云るは、持せり持せるなご云、下の理流を良に活したるにて、これらは万葉に、必ス有ノ字を添へて書ク言づかひの格なり、故に此時は、良は持有ミ有ノ字にあたれり、又毋多須良米のごきは、たゞ持らめミ云ミ同じければ、良は下に屬て、良米ミ云辭なり、此差をよく考ふべし、】○阿波母與、阿波は吾者にて、母與は助辭なり、書紀清寧ノ卷ノ大御歌に、奴底喩羅俱慕與、また於岐毎慕與、【置目人ノ名なり、】万葉一ノ始ノに、籠毛與なごあり、又此を毛夜ミも云り、万葉二ノ廿二丁に、吾者毛也ミある、此ミ同じ、○賣邇斯阿禮婆は女にし在者なり、斯は助辭なり、万葉三ノ四十丁に、手弱寸女有者【今本訓誤れり、】なごもあり、○那遠岐弖は、哭沖云、除ニ汝ニ而ヤなり、於岐ミ有べきを、於を略り、今ノ俗は袁久ミ書ば、汝除てミ、辭無に詔へるかミ思ふべけれご、然に非ず、置は於久の假字なりミ云り、【置ノ於を省ク例は、日置玉置など、常多かる中に、此は殊に遠に於の響はあれば、さらなり、】神樂哥【植春】に、和禮乎支大、不多川万止留也、【除レ我而取ニ二妻ニなり、】風俗ノ歌に、木見乎支大云々などあるも、同格なり、此風俗なるは、一本には木ミ乎於木大ミあり、○遠波那志は、【波ノ字、舊印本なごには、婆ミあり、今は一本によれり、】夫者無なり、○都麻波那斯も夫者無なり、古へは夫婦たがひに都麻ミ云しことは、云も更なり、【都麻ミ云稱は、今の俗言に、都禮阿比ミ云にあたれり、】書紀仁賢ノ卷に、吾夫何怜矣、此云阿我圖摩播耶、万葉九ノ十九丁に、若草之夫香有良武、これらは即チ夫ノ字を書り、さて初メより此までの意を、惣ていはゞ、汝命ことは男にて坐ッませば、島の崎々磯の崎を、いつこにもく、遣る處なく、妻を持て御坐らめ、吾は女なれば、汝ヵ命を除ては、他に夫は無しミ云て、【万葉十四に、うなはらのねやはらこすげあまたあれば、君はわすらす、われわするれやミいふは、一首のこゝろこゝに似たり、】如此れば今汝命の、見棄て他國に往坐なば、吾は頼むかたなければ、如何爲むミ、別を悲哀て、今よりは、さがなく嫉妬することも爲じ、倭に往坐ことを、思し止り

賜へと云意を、此ノ間に含めたり、さて然此處に留り住賜はず、今より夫婦なりまかにかたらひを爲しすと云意を、此より下に述たるなり、○阿夜加岐能は文垣之にて、文とは、物の形畫き彩色などせるを云なるべし、又は綾にもあるべし、【綾としては、疑もあるべく、又其を解べき由もあれど、此には畧きつ、】垣は帷帳などを云なるべし、大神宮儀式帳に、蚊垣曳丘とあるも、絶え垣の如く引延隔つるを云るに、准へて知べし、凡て加伎は、内外を隔限る由ノ名なれば、何にても云べきなり、【契沖は、文垣にて、垣をさまざまに彩たるを云かと云ひ、師は、くみ垣なりと云れつれど、垣にては此にはかなひがたし、其故は、垣の下にと云ては、戸ノ外の庭に寢るになるなり、かの屋ごみに八重垣作るなどは、そのさま隣しからぬをや、其ノ上此ノ次の詞どもに、云々が下にと云るは、みな閨ノ中の床のさまを云るに、ここ一つゞきの同詞にて、此のみ離れて、庭の垣ノ下なるべきにあらず、斯多は裏の意とも、強ては云べけれど、いかにても、衾と垣とを、一つゞきに同詞、同じくいふべきにあらず、垣と裳とは、同類の物にもあらず、もし垣ならば次にも、垣の類の物をいふことこそ、古言の雅なれ、】○布波夜賀斯多爾とは、俗ノ言に、布波理とも布波布波とも云詞にて、此は床の周に、帷幌などの類の、裾の布波理と掛たる下にと云るなり、【師は此レを、ふゝみこもれる屋のしたと云意なりと云れつれど、さはかなはず、此ノ次に爾古夜賀斯多爾、又佐夜具賀斯多爾とあると、一つゞきにて、同例の詞なるを、その爾古夜の夜も辭なれば、此も辭なること明けきを、彼ノ例に違ひて、これのみ屋なるべきに非ず、又斯多爾と云るも、次の二つと同格なれば、此も必同類の詞なるべきこと、疑なきをや、】○牟斯夫須麻は蒸衾にて、暖なるをしの稱なり、【凡て牟須と云言は、物をあたゝむるが本ノ義にて、必しも甚熱くするをのみ云には非ず、然るを契沖が、牟斯衾の名は、暖なることの蒸が如くなる故に云かと云るは、似たることながら、言の本の義をきはめずして、蒸ノ字にすがりたる末の意なり、又裁縫の様に依る別名かともいへれど、さにはあらじ、】○爾古夜賀斯多爾は、柔之下になり、爾古夜は、爾古夜加な

るを、加を省るは、中卷に煩魯多和夜と云るも、細多和夜加なると云ことなるに准ふべしと、契沖云き、万葉四丁九に、蒸被奈胡也我下丹雖臥、【契沖云、此ノ蒸被を、昔より阿都夫須万と訓るは、今の御哥に依るに、誤なり、さて爾と那と通へば、二句全と同じ、】○多久夫須麻は栲被なり、栲は栲ノ布にて、木綿と同物なり、此事は冠辞考に委し、○佐夜具賀斯多爾は、さやくくとさやめく下になるべし、源氏ノ物語などに衣の音なひそよくくとなどあるに同じ、又契沖ガ云、清之下になり、佐夜具と云に二ッあり、騒ぐに通ずると、清潔となり、今はさやけき方なり、さやけきは清きなり、身を清むるを、日本紀に潔ノ字を書て、佐夜米伎と訓りと云り、師も、佐夜具ははやかなるを云と云れき、これらの説も棄がたし、神武天皇の大御哥に、菅畳いやさや敷てとある佐夜も、清潔なり、天武紀に潔ノ身とあり、【但しさやけき意、さはやかなる意ならば、上の例に、佐渡夜か下にと云べきに、然は云はで、佐夜具と云る言の勢を思ふに、なほさやくくとさやめく方なるべきか、】○此次の九句は、前ノ哥に見えたり、但ノ胸を、前後置たり、○伊遠斯那世は、寐を宿よと云ことなり、斯は助辞、那世は前ノ哥の那佐牟と同言なるを、此は寐よと云意なる故に、世とは云るなり、【壒嚢抄に、人を寐さするを、下臈は、ねなすと云と云るは、誤れり、ただに那須那佐牟など、多くいへるにて、斯は助辞なることしるき物をや、】さて阿夜加伎能と云より此まで、永く此ノ国に留り賜ひて、今より吾と睦まかに、可美く寝賜へと云、其ノ状を演たるなり、○登與美岐は豊御酒なり、此は下ノ卷明宮ノ段大后ノ御歌に、多加比加流、比能美古爾、登余美岐、多弖麻都良勢、万葉六ノ廿丁に、將還來日、相飲酒曾、此豊御酒者、【十九の四十二丁にも、如此樣にあり、】又八丁大夫之禱豊御酒爾、吾醉爾家里、【吾ノ字は語の誤か、】などあるを思ふに、豊御酒は、酒を祝て云称なり、○多弖麻都良世は獻れなり、禮を延て良世と云は、古言の常ぞ、さて此は、御自大御酒杯を指擧てと始にあれば、人に仰せて、獻れと詔ふには非ず、此ノ獻れは、飲賜へと云意にて、男神に御自すゝめ賜ふ御言なり、故レ契沖が、聞食せと云なりと

訓べき證を未ダ見ねば、舊キ訓の如く志豆麻理と訓べし、】是レは常に其ノ神其ノ處に鎭坐と云ヒなれて、只其處に坐スことゝのみ心得るは、細しからず、鎭とは、他處に遷往坐ずして、其處に留りたまふ意に云フ言なり、志豆麻理と登杼麻理と通へり、其ノ例は、神祇官ニ坐ス八神の中の玉留魂を、玉積產日とも作し、魂を鎭むる意の御名なれば、共に多麻都米牟須比と訓べきなり、【留ノ字、積とも書るを以て、ルと訓るは非なることを知べし、】又祝詞に、高天ノ原に神留坐とあるをも、續紀ノ詔には、神積坐と作れば、相照して此ノ留も積も、共に豆麻理と訓べし、さて豆麻理は留作る意なる故に、留ノ字を書るなり、【積はみな借字なり、積ノ字にて訓を知べく、留ノ字にて義を知るべし、】此は御孫ノ命の此ノ國に降リたまふに對へて、天ツ神の、降らずして、天に留まり坐スよしなれば、鎭坐と云と通へり、万葉五に、海原の邊にも奧にも、神豆麻利うしはきいます諸の大御神たちと云ヘ、此ノ神豆麻利も、鎭坐をいへり、是ミにて右の義をさとるべし、【然るを、かの祝詞なる神留を、師の集會る意に解れたるは、かなはざることと、此ノ万葉五の神つまりと、相照して知べし、海の奧邊は神の集まり坐スべき處にあらず、こは海邊あるひは嶼などに、鎭リ坐ス神たちと云ことなるをや、】されば今此ノ大神は、倭へ往坐むとせしを、思ヒ止りて、何處にも往まさず、永く出雲ノ國に留り鎭坐と云リ、【師ノ說に、倭ノ國に鎭坐なりといはれしは、たがへり、】出雲風土記に、所造天下大神大穴持ノ命、詔ヒ八雲立出雲ノ國者、我靜坐國とあり、中卷に、倭建ノ命崩坐て、伊勢の能煩野に葬奉しを、八尋白智鳥に化て飛翔リ行て、河內ノ志幾に留リ賜ふ、故於其地作御陵鎭坐也とあるも、留奉ル意なり、遷却祟神ノ祝詞に、山川乃廣久清地爾遷出坐豆、神奈我良鎭坐世止、稱辭竟奉とあるも、永く其處に留りて、他へ出遊りたまふことなしと云意あり、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、大穴持ノ命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭ノ國ト申天云々、万葉二【二十丁】に、高市ノ皇子ノ命を葬リ奉ることを、朝毛吉木上宮乎常宮等定奉而、神隨安定座奴、【書紀崇神ノ卷に、爰ニ以ニ忌瓮ヲ鎭ニ坐於和珥武

䑕坂ノ上ニともあり】○神語、書紀神功ノ巻に、得ニ神語ニ随レ教而祭、欽明ノ巻に託ニ神語ニなどあるは、神の語ニ御言を云り、又皇極紀に、國内巫覡等、折ニ取枝葉ニ懸ニ掛木綿ニ伺ニ大臣度レ橋之時ニ爭陳ニ神語入微之説ニ、天智紀に、中臣金連命ニ宣神事ニ【是レも神語ノ意なり】齊紀廿八に、出雲國造出雲臣益方奏ニ神事ニ【これはかの神賀ノ詞を云り、これも神語の意なり、】廿九ノ紀に、因ニ神語ニ有レ言ニ大中臣ニ云々、【これは大祓ノ詞をさして云り、】續後紀十九、興福寺ノ大法師等が、天皇ノ四十ノ御齢を賀奉ル長歌に、神語爾傳來禮留、大嘗祭式に、雜器者、神語曰由加物、また神語所謂八開手是也、万葉十九ノ巻に、住吉爾伊都久祝之神言等、行得毛來等毛舶波早家無、これらは、必しも神の語へる語といふにはあらず、たゞ神の御事をいへる詞、又は神事の詞などを、神語といへり、されば此も、神のよみたまへる歌といふ意に云るにはあらじ、さて是レは、上の沼河比賣を婚たまへる御歌より此レまで、五首を惣て云なり、かくて右の意ならば、神代の事を云るは、みな神語なるに、此に限りて如此いふは、夷振思國歌などの名ノ附來したぐひにて、右の五首をば、殊に神語と古ヘよりいひ傳へしなるべし、【下巻朝倉ノ宮ノ段に、天語歌と云るもあり、】

故此大國主神、娶ニ坐胸形奧津宮ニ神、多紀理毘賣命ニ、生子阿遲二字以音鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂ニ迦毛大御神ニ者也

坐胸形云々、此ノ御事は、既に上【傳七の五十一葉六十二葉】に見えたり、さて大國主ノ神の、此神に娶賜へることを傳ず、し

て、左右に五柱ある說は、後ノ世の私ノ事なり、【此神は須佐之男ノ大神の直の御子、大國主ノ神は六世ノ孫なる故に、時代か
なはずと思へるか、神代にはさることも常多し、何か疑はむ、又黑彥ノ神など云、後ノ世の私と言や、固く守ッて云にや、み
なひがことなり】神名帳に、伯耆ノ國會見ノ郡胸形ノ神社大神山ノ神社並ニ坐、【續後紀文德實錄三代實錄などに、大山ノ神
とある、即是なるべし、然るに式にのみ大神山とあるは疑はし、國造ノ撰集抄に云る、大山大智明神の由緣、若シ實ならむ
ば、大國主ノ神にはあらじ】○阿遲鉏高日子根ノ神、鉏と下に出たる處々には、みな志貴とあれば、此も然訓べし、鉏ノ
字を書るは、古ヘに須伎を、通はして志伎とも云しなるべし、【書紀に、味耜此云婀膩須岐と見え、又同紀の歌、又出
雲ノ國造ノ神賀ノ詞、出雲國風土記神名式などに、みな須伎とあれども、志貴とあることなし、然れども此記には、何處にも
志貴とあれば、此をのみ須伎と讀べきに非ず】名ノ義は未思得ねど、試に云ば、阿遲は可美と同意にて稱名、【式に、
攝津ノ國豐島ノ郡阿遲速雄ノ神社といふもあり】志貴は磯城にて、石もて築たる城の固きを以て負たる名にや、【綏靖天皇
の御名、大倭日子鉏友ノ命、御同母弟に師木津日子ノ命あり、御父安寧天皇の御名、師木津日子玉手見ノ命なり、こは御母
師木ノ縣主の女なれば、其ノ師木を以名とし給しか、ともかくまれ、御父御弟の御名の師木と、鉏友の鉏と、一ッなるべし、
又崇神天皇の御子、豐鉏入日子ノ命、豐鉏入日女ノ命、同母妹なり、これも豐城の城と鉏と、同意に聞ゆ、これら鉏ノ磯城
とする據なり、師木をも、書紀には、磯城とかけり、此意なり】高日子根は、天津日子根など、同じ稱名なり、出雲國風
土記に、神門ノ郡高岸ノ郷、所造天下大神ノ御子、阿遲須枳高日子ノ命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造可坐之、即建高椅
而、登降養奉、故云高岸、とあり、仁多ノ郡三澤ノ郷、大神大穴持ノ命ノ御子、阿遲須伎高日子ノ命、御須髮八握于生、晝夜
哭坐之、辭不通、爾時御祖ノ命、御子乘船而、率巡八十嶋宇良加志給、猶不止哭之、とあり、【郷名に、須髮は誤なるべし】な
ど云ること見ゆ、○高比賣ノ命、名ノ義は兄神の高日子に對へて、こゝなる事なし、三代實錄四十四に、伯耆ノ國正六位上天

照高日女ノ神ニ坐ニ從五位下ニとあるは、此神にや、○下光比賣ノ命、【光は、下に在照とかけり、】志多弖理とも訓べし、書紀に、顯國玉之女子下照姫、亦ノ名ハ高姫、亦ノ名ハ稚國玉とあり、【顯國玉と云て、神とも命ともいはざるは、此も大國主ノ神とは、異神とせる傳へにや、】御父の大國主に對へて、稚國玉と稱申せるを思へば、此ノ神も、女神ながら、國に大キなる功ありけむこと知られたり、それに就て思へば、下照は、かの鄙照ノ【此ノことは上ノ建比良鳥ノ命の名義の處に云り、傳七の六十六葉】類への稱名か、又容貌の美麗なるを云か、舊事紀に此ノ神を、坐ス倭ノ國葛上ノ郡雲櫛ノ社と云るは、據ありけるか知ラず、【式に、葛上ノ郡大倉比賣ノ神社、一名雲櫛ノ社とあり、○四時祭式臨時祭式に、津ノ國の比賣許曾ノ神社なども、下照比賣とあり、こは別神なり、】○此之阿遲鉏高日子根神、鉏ノ字舊印本又一本に、此には鋤と作れども、記中此ノ字を用ひたる例なければ、今は延佳本又一本に依れり、又舊印本又一本共に、此には根ノ字無し、出雲風土記などにも、此ノ字は無キ處なく、又妹の高比賣に對ふにも、無くてもありぬべけれど、次に出たる處々にもみな有レば、此レも延佳本に有るに依つ、○迦毛大御神は、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、大穴持ノ命云々、己ノ命和魂乎云々、己ノ命乃御子阿遲須伎高孫根之命乃御魂乎、葛木乃鴨乃神奈備爾坐、事代主ノ命能御魂乎云々坐天、皇孫ノ命能近守神登貢置天、云々と見え、式に、大和ノ國葛上ノ郡高鴨阿治須岐託彦根ノ命ノ神社四座、【並名神大、月次相嘗新嘗、】とある是なり、【四座は、何レノ神を祭るかしらず、並ニ云々とあるは、皆貴キ神なるべし、】同郡に鴨都波八重事代主ノ命ノ神社、又鴨山口ノ神社なども有て、迦毛と云は、此あたりの大名にて、【和名抄に、上鴨下鴨と云郷名あるは、もしくは鳥ノ字鴨か鳧かの誤にはあらざるか、】この御社の地は高き故に、彼ノ事代主ノ神社と分む爲に、高鴨とは云なるべし、【此ノ御社、今佐味ノ莊神通寺村と云にあり、高鴨山と云もあるなり、さて此ノあたりの六村を佐味ノ莊と云、是レ古への神戸ノ郷なりと云なり、しかれば神戸は、即此ノ御社のなりけむか、】出雲風土記に、意宇ノ郡賀茂ノ神戸、所造天下大神ノ命之御子、阿遲須枳高日子根ノ命坐ス葛城ノ賀茂ノ社、此

神ノ之神戸、故云レ鴨、三代實錄二に、貞觀元年、從二位勳八等賀阿治須岐宅比古尼ノ神正三位高鴨ノ神、並に從一位を授ケ奉りたまふことあり、【此文疑はし、誤りあるか、】又式に、備前ノ國赤坂ノ郡にも津高ノ郡にも、鴨ノ神社宗形ノ神社と並ビ坐スは、此神と御母神となるべし、さて姓氏錄に、賀茂ノ朝臣、大神ノ朝臣ト同祖、大國主ノ神之後也、大田々禰古ノ命ノ孫大賀茂都美ノ命、【一名大賀茂ノ足尼、】奉レ齋二賀茂ノ神社一、【こは高鴨ノ社なり、水垣ノ宮ノ御代に、大田々禰古ノ命は、大美和ノ社を奉齋れる故に、其ノ御子神なれば、同じ其ノ子孫分れて仕奉れるなり、此に因て鴨ノ君とも云し賜へるなり、なほ其由は、中卷水垣ノ宮ノ段に委く云べし、】續紀廿五に、天平寶字八年十一月庚子、復二祠高鴨ノ神ヲ於大和ノ國葛上ノ郡一、高鴨ノ神者、法臣圓興其弟中衞ノ從五位下賀茂ノ朝臣田守等言、昔シ大泊瀨ノ天皇獵二于葛城山一時、有二老夫一、毎ニ與二天皇一相ヒ逐テ爭レ獲、天皇怒レ之、流二其ノ人ヲ於土左ノ國一、先祖ノ所レ主ル之神、化ノ爲リ老夫ト、爰ニ被ル逐セ、【今撿二前記一不レ見二此事一】於是天皇乃遣二田守一迎レ之、令レ祠二本ノ處一とあり、【於是の上に文脫たるか、本居に復シ祠らむことを請ふ詞あるべし、】式に土佐ノ國土佐ノ郡都佐ノ坐ス神社、【此は右の寶字八年に、土左より倭に復し祠らるゝ時に、其ノ和御魂を留めたまへる御社なり、今も即高鴨大明神と申す、】源平盛衰記に、土佐ノ國高賀茂ノ御神あり、又同郡に高木男ノ神社高木牟ノ神社と云あるも、此神に由ある神なるべし、又同國幡多ノ郡に、賀茂ノ神社と云るも見ゆ、】土左ノ國風土記に、土左ノ郡郡家ノ西去二四里一有二土左高賀茂ノ大社一、其ノ神ノ名爲二一言主ノ尊一、其ノ祖未レ詳、一說ニ曰ク、大穴六道ノ尊ノ子味鉏高彥根ノ尊ニとあるも中に、其神ノ名ヲ爲二一言主ノ尊一と云るは誤なり、【一言主ノ神と高鴨ノ神とは、本より別なり、然るに右に引る續紀の葛城山の事と、此記書紀に見えたる一言主ノ神の遇ヒ賜ひし故事と、共に雄略天皇の御世にして、處も同く、事のさまも似たるゆゑに、一ッに混じて、土左ノ高鴨なるを、一言主と申し傳へしなるべし、釋日本紀に、右の風土記ノ文を引て次に、曆錄ニ曰、雄略天皇四年庚子春二月、天皇獵二于葛城山一、忽有二長人一云々、或說ニ云、時ニ神ト與二天皇一相競テ、有二不遜之言一、天皇大ニ嗔テ、奉レ移二土左ニ一、高國面隱ル、神ノ身已ニ

國ニ、以テ祀レ之ヲ、初メ坐セ賀茂之地ニ、後遷ル于此社ニ、而高野ノ天皇ノ實字八年、從五位上高賀茂ノ朝臣田守等奏シテ而、本ノ遷ニ鎭ム於葛城山ノ東ノ下高宮ノ岡ノ上ニ、其ノ和魂者、猶留ル彼ノ國ニ、于レ今祭祠ル云々、と見えたり、】さて迦毛と云地名は、山城ノ國ノ風土記に、日向ノ曾之峯ニ天降リ坐ス神賀茂建角身ノ命、神倭石余比古ノ御前ニ立チ坐シテ而、宿リ二坐シテ大倭ノ葛木山ノ之峯ニ一、自レ彼漸ニ遷リ、至リ山代ノ國ノ岡田ノ之賀茂ニ一、隨ヒ山代河ノ下リ坐ス云々、此レに葛木山ノ峯に宿リ坐とあれば、此ノ賀茂建角身ノ命の御名より起れるにや、【岡田之賀茂とあるは、相樂ノ郡の賀茂なり、これも此ノ神ノ名より出たるべし、又愛宕ノ郡の賀茂ノ名も、此神より起れるなり、右の下ノ文に見えたり、○此建角身ノ命に、まぎらはしきことあり、そは上に引る、姓氏錄賀茂朝臣の祖大賀茂都美ノ命と、名のよく似たること、又右の山代風土記に、建角見の女に、玉依比賣あること、賀茂ノ朝臣の祖陶津耳の女に、活玉依比賣あること、此外も、かの風土記に見えたる名ども、右の先祖の名どもと似たるあり、又伊須氣余理比賣ノ命の祖の事に、丹塗ノ矢のことあり、彼風土記にも其事ありて、よく似たり、これら凡て彼ノ建角身ノ命の事と、賀茂氏の先祖の事と、いとまぎらはし、なほよく考ふべき物ぞ、】さて大御神と申すことは、天照大御神の如く、最モ尊キ神ならでは、如何でかと思はるゝを、【此記の例、天照大御神のみは、いづこもくく大御神とあり、其餘は、伊邪那岐ノ大御神と、二處にあるのみにて、他には見えず、大神とは此レ彼レを申せり、】此にかくあるは、記中には例なきことなれど、万葉五ノ卷に、宇奈原能邊爾母奥爾母神豆麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等、十九ノ卷に、墨吉乃吾大御神など見え、祈年祭などの祝詞にも、皇大御神等とあれば、古へは何ノ神をも、尊みては申ケるにこそ、

大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神亦娶八島牟遲能神【自牟下三字以音】之女鳥耳神生子鳥鳴海神【訓鳴云那留】此神娶日名照額田毘

道男伊許知邇神（田下毘又自伊下至邇皆以音）生子國忍富神此神娶葦那陀迦神（自那下三字以音）亦名八河江比賣生子速甕之多氣佐波夜遲奴美神（自多下八字以音）此神娶天之甕主神之女前玉比賣生子甕主日子神此神娶淤加美神之女比那良志毘賣（此神名以音）生子多比理岐志麻流美神。此神娶比比羅木之其花麻豆美神（木上三字花下三字以音）之女活玉前玉比賣神生子美呂浪神（美呂二字以音）此神娶敷山主神之女青沼馬沼押比賣生子布忍富鳥鳴海神此神娶若晝女神生子天日腹大科度美神（度美二字以音）此神娶天狹霧神之女遠津待根神生子遠津山岬多良斯神

右件自八島士奴美神以下遠津山岬帶神以前稱十七世神

神屋楯比賣に、何れの神の御女とも知らず、名義もさだかならず、若くは屋楯は彌高照の約かりたるにや、【舊事紀に、事代主ノ神の同母妹に、高照光姫大神ノ命あり、此レ様ありて云るなるべし、さて御母の名に似たることは、古傳に例おほかり、】又は楯は、明ノ宮ノ段ノ大御歌に、嬢子を賞て、宇斯呂傳波、袁陀弖呂迦毛とよませ賜へる如く、姿を美稱たる名

にもや、さて舊事紀には此處を、次ニ娶ニ坐ル邊都宮ノ高津姫ノ神ニ生ル一男一女ヲ、兒都味齒八重事代主神云々と云り、【邊津宮は、胸形なり、】高津姫は、即チ多岐都比賣にて、こゝに別に擧あげて云るにや、【阿波ノ國勝浦ノ郡に、事代主ノ神社又建嶋女祖命ノ神社あり、由ありげに聞ゆる故に擧つ、】さてこは此記の傳へと、本より異なるか、又は高津比賣、即チ多岐都比賣の亦ノ名にやありけむも知べからず、○事代主ノ神、下文には八重言代主ノ神ともあり、姓氏錄に、積羽八重事代主ノ命ともあり、【舊事紀にも右に引がごとくあり、】神名帳には、都波八重とあり、さて名ノ義、代は、師の出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞の考に云、禮代は、他の祝詞に禮代とあると同ことにて、【禮代も、此にならひて、宇夜自利と訓べし、】利は留志と約れるにて、禮の志留志と云ことなり、此に物實を宇能斯呂と訓る、即是に同じ、と云れつる意にて、事代は、事の志留志なり、然名けし所由は、下文に、此ノ言即蹈傾其ノ船而、天ノ逆手矣、青柴垣ニ打成而隱也とある、此ノ天下を皇孫ノ命に避奉ふ、事の志留志なり、【後に稱へたる名を以、前へも及して云傳ふる例多ければ、此事より前に、此名を大國主ノ神の言に稱へることあるも、妨なし、】さて都味波八重とは、彼ノ青柴の葉を、彌重に植廻して、垣と爲たまふを云、即チ書紀には、八重蒼柴籬とあるを思へ、又思ふに、代は領の意にもあらむか、さて上の迦毛ノ大御神を擧たる例によらば、此神の坐ス社は、殊に擧べきに、擧ざるは如何そや、其を今擧ばまづ、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞【上の迦毛ノ大御神ノ處に引たる連の文】に、事代主ノ命能御魂乎、宇奈提爾坐、云々とあるは、和名抄に、大和ノ國高市ノ郡雲梯ノ郷【宇奈太】郷あり、【今ノ時も雲梯村あり、】万葉七ノ十二丁に、眞鳥住卯名手之神社之云々、十二ノ十丁に、不想乎思常云者、眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知、【此ノ卯名手ノ杜を、美作ノ國とするは由なし、】などよめる神社の御事と聞えたれ、【然るに式に此ノ社の載ざるは、いといと不審きわざならずや、此事は師も疑ひおかれき、又かの神賀ノ文の連に、賀夜奈流美ノ命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、とあるも、式に高市ノ郡加夜奈留美ノ命ノ神社に別に有て、飛鳥ノ神社とは異なれば、此レ又いふか

しきことなし、故つら〳〵思ふに、彼ノ文は、事代主ノ命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、賀夜奈流美ノ命能御魂乎、宇奈提爾坐、とあるべきがまがひて、誤れる物なるべし、其故は、飛鳥ノ神社ぞ事代主ノ命にて、加夜奈流美ノ神社は、雲梯村にありと、今国人も云り、弘仁十三年四月の官符に、賀屋鳴比女ノ社とあるは、決て此ノ神社ぞ聞えたるに、此は飛鳥ノ神の奇神の山あり、然るを彼ノ神賀ノ文の如くならば、賀夜奈留美ノ命即チ飛鳥ノ神なれば、高神たること違へり、或書に、式の加夜奈流美ノ命ノ神社を、今栢森村にありと云るは、さだかなる証なし、此は彼ノ村飛鳥に近く、又名も似たる故に、彼ノ神賀ノ文に合せて、推當に定めつるならむ】さて式に、同郡飛鳥ニ坐ス神社四座、【並名神大、月次相嘗新嘗】これ事代主ノ神を主と祭れり、【書紀ノ雄略ノ巻に、天皇詔ス少子部ノ連蜾蠃ニ曰、朕欲見ント三諸岳ノ神之形ヲ、或云此山之神ハ為大物代主ノ神也云々、此ノ故事、霊異記にも委く見えて、三諸ノ岳は、いはゆる飛鳥ノ神奈備山と云る所なり、三輪山をも三諸山と云へども、こは其にあらず、混ふべからず、万葉三に山部ノ赤人登リテ神岳ニ作歌、又十三の長歌などに、三諸乃神名備山とも、神名備乃三諸ノ山ともよめる、皆此ノ飛鳥の神名備なり、此ノ山を神岳とも雷ノ岳とも云て、今も岡寺村と云処、飛鳥川にそひたる里にて、小山あり、飛鳥ノ社は、もと其ノ岳に坐しけるなり、然るを日本紀略に、天長六年三月己丑、大和ノ国高市ノ郡賀美ノ郷甘南備山飛鳥ノ社ヲ、遷ス同郡同郷ノ鳥形山ニ、依テ神ノ託宣ニ也と見えたれば、今の社ノ地は、此ノ鳥形山なりけり、】又高市ノ郡高市ノ御縣ニ坐ス鴨事代主ノ神社、【大月次新嘗】あり、【こは今高殿村と云にありて、大宮と称す、天ノ香山のすこし西の方なり、貞観元年正月に、従一位を授奉り賜ふこと、三代実録に見ゆ、書紀天武ノ巻に、高市ノ縣主許梅に著て、吾者高市ノ社ニ所居名ハ事代主ノ神と詔へるは、此ノ神なり、】又葛上ノ郡鴨都波八重事代主ノ命ノ神社二座、【名神大月次相嘗新嘗】あり、【こは今御所村にあり、○書紀神功ノ巻ノ始に、先日教ヘ天皇ニ者誰神也、願欲知其名云々、問ニ亦有神乎、答曰、於天事代於虚事代、玉籤入彦厳之事代ノ神有之、問云々とありて、後に韓国を言向て、還リ坐シての處に、云々、卜ニ之於

義ニ奉ㇾ于不ㇾ破而還靂、今且立ニ官軍ノ中ニ守ㇾ護之、とあるを思ふべし、此ノ生産魂神も、八神の中に坐スをや、但シ靂ノ字を、書紀ノ今ノ本には、雷と作れども、古本又釋紀に、靂とあるぞよき、】さて姓氏錄【大和國神別】に、長柄ノ首ハ、天乃八重事代主ノ命之後也、また【和泉國神別】長ノ公ハ、大奈牟智ノ神ノ兒、積羽八重事代主ノ命之後也と見ゆ、【又飫尾ノ連伊與部飛鳥ノ直などの祖に、同名あれども、其は天神にて別なり、】○八島牟遲能神、八島は、上の八島士奴美ノ神の處に云るが如きか、又次に考へあり、牟遲は、大穴牟遲の牟遲の如し、○鳥耳ノ神、鳥は地ノ名か、其由次に云べし、耳は稱名にて例多し、上に見ゆ、但シ女ノ名には、をさ／＼見あたらず、あやし、【中巻に、御津耳と云女ノ名あれども、書紀には此レも其ノ父の名なれば、疑はし、】もし此ノ神ノ名、眞福寺本には、鳥取ノ神とあり、鳥取ならば地名か、此地名和名抄に國々に多く見ゆ、式に伊勢ノ國員辨ノ郡に、鴨ノ神社鳥取ノ山田ノ神社鳥取ノ野田ノ神社もあり、然れども鳥取と云ことは、人ノ代になりて、鳥を捕し事よりおこれる名と思はる、此事中巻垂仁ノ段に云べし、此の神ノ名にはいかゞ、】○鳥鳴海ノ神は登理那留美と訓べし、【此ノ鳥を、登とのみ訓むはひがことなり、凡て鳥を登と訓ことは、鳥取鳥狩鳥網鳥甞などのたぐひ、鳥に因れる言の、下に連くるときのことなり、然るに此は、鳴海は、鳥に由あることに非れば、登那留美と云べきに非ず、○鳴ノ字に訓注あるは、鳥の下なる故に、那久と訓むかの疑もあればなり、】さて鳥は、前件の名と同じ地ノ名か、大和ノ國葛上ノ郡に上鳥下鳥と云郷あり、和名抄に見ゆ、若シ是ならば、外祖父の八島牟遲は、和名抄に添上ノ郡八島ノ郷あれば、其處に住たまへる神、鳥耳ノ神は、右の鳥ノ郷に住坐ひて、此ノ神も其處にて生れたまへるにや、さて鳴海【借字】は成耳にて、稱名なるべし、【耳とも見とも通はしいふこと、忍穗耳ノ命の處に委くいふがごとし、】さて式に、尾張ノ國愛智ノ郡成海ノ神社【和名抄に、成海奈留美といふ郷もあり、】と云もあり、さて彼ノ賀夜奈流美ノ命と此神とは、別なるか、將賀夜も大和の地ノ名などにて、此神の亦ノ名か、もし亦ノ名ならば、備中ノ國賀夜ノ郡、但馬ノ國氣多ノ郡賀陽【加也】郷など

にも由あらむか、と思しきことあり、次にいふべし、○此處に娶ニ某ノ神ノ之女某一生ニ子建御名方ノ神一と云こともあるべきが無きは、脱たるにや、此ノ神は、事代主ノ神に次て、威勢ありしさまに、下文に見えたれば、必先ッ此處に擧べきことなり、○日名照額田毘道男伊許知邇ノ神、日名照は、上なる建比良鳥ノ命を、書紀に武日照ノ命ともある、日照に同じ、此事上【傳ノ六十六葉】に云り、又式に、出雲ノ國神門ノ郡比奈ノ神社、隱岐ノ國知夫ノ郡比奈麻治比賣ノ命ノ神社あり、額田は、國々に多き地ノ名なる中に、大和にては書紀舒明ノ巻に、山邊ノ郡額田ノ邑あり、和名抄に平群ノ郡額田【奴加多】あり、河内ノ國河内ノ郡にもあり、又賀夜奈流美を、鳥鳴海の一名として、かの備中の賀夜ノ郡によらば、同國哲多ノ郡にも額部【奴加多倍】あり、毘道は、又かの但馬の氣多ノ郡の賀陽によりていはゞ、同國出石ノ郡に比遲ノ神社あり、【伊賀ノ國伊賀ノ郡比地ノ神社、伊勢ノ國多氣ノ郡火地ノ神社あり、また和名抄播磨ノ國宍粟ノ郡に比地てふ郷もあり、】伊許知邇は考へなし、さて男とあれば、男神なるべければ、此ノ男ノ字の下に、神之女の三字脱たるか、【但し訓注を一ッにしたるを思へば、此は後に寫すとて脱せるにはあらで、阿禮が誦たる時より、如此ありしまゝなるべし、】又は神ノ下に之女某神といふことの脱たるか、○國忍富ノ神、忍は、上の天之忍許呂別の處【傳五の八葉】に云るが如し、富も稱名にて例多し、建御名方ノ神を式には、南方刀美ノ神とあるがごとし、出雲風土記に、須佐能烏ノ命ノ御子國忍別ノ命と云も見ゆ、○葦那陀迦ノ神、式に備中ノ國窪屋ノ郡足高ノ神社あり、備後ノ國に葦田ノ郡あり、但馬ノ國氣多ノ郡葦田ノ神社あり、これら上の神たちに由ある國なる故に擧つ、○八河江比賣、明ノ宮ノ段にも同名あり、名ノ義は字の如きか、又諸ノ祝詞に、伊加志夜久波叡能如久、仕奉利佐加叡志米と云ことあり、此レを師ノ說に、夜久波叡は彌木榮なり、彌が上へに木の生榮ゆるを、林とも波叡とも云、遠江人木草の孫枝の生茂るを、夜其婆叡と云も卽チ是なりとある、此も此ノ夜久波叡の意の稱名にや、久と加とは通フ音なり、【延佳本に、江ヲ一本ニ作レ沼とあれど、そはわろかめり、】さて三代實錄卅一ノ巻に、常陸ノ國河江ノ神と云見

ゆ、○速甕之多氣佐波夜遲奴美ノ神、速も甕も稱ヘ名にて例おほし、【甕のことは、上の建御雷之男ノ神の處に委く云るごとく、嚴きかよふ。】多氣は建なるべく、佐波夜は地ノ名などにや、遲は彦遲などの遲にて例多し、【上に出】奴美は、上の八島士奴美の奴美に同じ、式に備後ノ國安那ノ郡多祁伊奉利佐那由都ノ神社あり、【こは名ノ郡と佐那の似たる故に引つ。】○天之甕主ノ神、こは何と無き稱ヘ名なり、○前玉比賣、名ノ義、書紀に所謂幸魂【此ヲ云佐枳彌多摩】の意か、【幸魂のことは、下にいふべし、和名抄に、幸魂ノ俗ニ云佐岐太萬とあり。】又幸ノ字ノ意ならで、唯崎の意にもあらむ、續紀に幸玉ノ宮、【此は皇宮の號なり。】式に伊豆ノ國賀茂ノ郡佐伎多麻比咩ノ命ノ神社、又武藏ノ國埼玉ノ郡埼玉ノ神社二座あり、【同郡に埼玉ノ驛もあり、和名抄に郡も驛も佐伊多末とあれど、凡て佐を伊といひなすは、後のことにて例おほし、万葉十四にも、佐吉多万能津とよめるぞ。】○甕主日子ノ神、外祖父神の御名によれり、○淤加美ノ神は、上に出て龗神なり、然るに此ノ女と云は、大御和ノ神の麗壯夫に化て、娘子に通ひ賜ひし類にて、龗神の壯夫に化て、現娘子に婚て生るなり、【上なる淤迦美ノ神之女日河比賣も此と同じ。】さて淤加美ノ神社は、國々に多かれば、何處のとも知がたし、○比那良志毘賣、式に出雲ノ國神門ノ郡比那ノ神社あり、良志は足の上略などにや、隱岐ノ國知夫ノ郡比奈麻治比賣ノ命ノ神社あり、【良志と麻治と横に音通へば、若シ此ノ神にや、海中に漂ふ者、此ノ神の靈驗を蒙ることのしるかりしこと、延暦十八年五月云々、類聚國史に見ゆ、これ龍神の御女なる故に、海を渡る者を守りたまふにもや有む。】○多比理岐志麻流美ノ神、式に備後ノ國品治ノ郡多理比理ノ神社【同國甲奴ノ郡意加美ノ神社、惠蘇ノ郡意加美ノ神社、】あり、出雲風土記に、飯石ノ郡來島ノ郷、伎自麻都美ノ命坐ス、故ニ云フ支自眞、とあるは此ノ神なるべし、【式に、安房ノ國安房ノ郡安房ニ坐ス神社の次に、后神太比理刀咩ノ命ノ神社あり、これとは女神なり、さて式今ノ本には、此ノ太ノ字を大に、刀ノ字を乃に誤れり、今は文德實錄によりて引つ。】○比々羅木之其花麻豆美ノ神、比々羅木のことは、中卷日代ノ宮ノ段【傳廿七の三十九葉】に解べし、さて此は、麁

枕高御産栖日ノ神、【三代實錄】天疎向津媛ノ命【書紀】などの例にて、枕詞に置る物と聞ゆ、其花は誤字ならむか、神ノ名に聞つかぬことなり、【上よりつゞきもいかゞ、】なほ考ふべし、麻豆美は、右に引る伎目麻都美と同言なれば、彼レは此ノ神にても有べし、【或說に、比々羅木は數の年を經ざれば、花さかぬ物なる故に、久見と云なり、見ることの乏き意なり、こはかれ時を今俗に、麻豆美時と云も、暗くなりて物の見えわかぬ意にて、此と同じこといへり、此ノ說住しとも思はれず、】○活玉前玉比賣ノ神、活玉は生御靈の意か、式に攝津ノ國東生ノ郡難波ノ坐生國咲國魂ノ神社【一本に生國咲國魂ともあるは、此の活玉前玉にいよいよよく合へり、】なども、今ノ世に生玉と云なり、又はかの天ノ沼矛、伊邪那岐命に授けたまへる、十種ノ寶の中の生玉と同く、寶ノ玉の意以て稱へたるか、前玉は上に云るに同じ、○美呂浪ノ神、和名抄に、上野ノ國佐位ノ郡美侶ノ郷あり、浪は借字にて、那も美も、例の稱へ名なるべし、【山城ノ國久世ノ郡に奈美ノ郷あれど、是にはあらじ、】○敷山主ノ神、式に越前ノ國今立ノ郡敷山ノ神社あり、【師は志藝山津見のことを思ひて、此も伎を濁りて訓れつれど、敷ノ字を書るは、なほ清べくこそ、】○青沼馬沼押比賣、沼馬ノ二字を奴麻と訓べし、【沼ノ一字にても奴麻なれども、此ノ字古書には、多く奴とのみ用ふる故に、馬ノ字を添へたり、此記中卷又神名帳ノ中にも、沼間と書る例あり、馬ノ字も音を取に非ず、訓を取れり、】式に武藏ノ國多摩ノ郡青渭ノ神社あり、【渭を、今ノ本に井と訓るは、誤なり、】和名抄に、甲斐ノ國巨麻ノ郡青沼、【於乎奴万】信濃ノ國佐久ノ郡青沼あり、沼押は奴淤志と訓べし、【こは御子の御名の布忍と同言と聞ゆれば、奴淤志と訓べきに似たれど、若シ然らば同字なるべきを、字の異なるは、同言ながら、唱へかはりて異なるか、奴淤志と唱へしなるべし、さてこの沼ノ字を、延佳本などに、治と作るは非なり、又此ノ御名を師の、アヲマノマスオシと訓れしもわろし、】○布忍富鳥鳴海ノ神、布忍は奴能志と訓べし、【忍の淤は、能の韻にある故に略る、】即チ此ノ神の沼押と一ッなるべし、和名抄に、越中ノ國射水ノ郡布師、【奴乃之】土佐ノ國安藝ノ郡布師、【奴乃之】又今河内ノ國丹北ノ郡にも布忍ノ莊あり、【書

知と云は、足し貝泥の志を含るなり、】傳へ名なるむ、○遠津山岬多良斯ノ神、遠津は母神の御名に由れり、母の住たまへる處にて、此ノ神の生れたまへる地なるべし、岬は佐伎と訓べし、書紀神武ノ卷に、兵岬此云鳥介佐棄、和名抄に、唐韻云岬ハ山ノ側也、日本紀私記に云ヶ三佐木などあり、さて山岬も地名か、山城ノ國乙訓ノ郡山崎ノ郷ありて、式に同郡神足ノ神社あり、多良志は足の意なれば由あり、【凡て名の多良志を、書紀にはみな足と作け、此記に帶ノ字を書るは借字なり、帶を訓む義は、傳六の四十六葉に既に云り、さて右に引る姓氏錄の條も、諸蕃ノ神別にて、彼ノ國の地名なれど、山城ノ國乙訓ノ郡にもありて、外祖父神も由ありげなり、又かの河内の枚岡も、いと遠からねば、かたがた山城の山崎由縁あるをや、】○右神たちの御名につきて、諸國の神社をあげ、郡郷を引出つる、何も正しく其ぞと云には非ねど、いささかも名の似よりたるなどして、由有げなるをば、若くもやと試に物しつるなり、されど漏たる處々は、猶多かりぬべければ、今より後も、見出むまにまに引合せて、考ふべき物ぞ、○十七世ノ神、今是を計るに、十五世あれば、此ノ数に二世不足、されど在ノ中を記し漏れりとも見えず、上にも如此る数の違は有りき、此は本より備れりしを、早く阿禮が誦うかべし時に脱せるか、はた此記成て後に、寫す者の脱せるか、今は知りがたし、さて或人の問けらく、天照大御神より、鵜葺草葺不合ノ命まで、神代は五世なれば、其ノ程に今此ノ神の十七世を經べきにあらねば、此ノ末々の神は、彼ノ神代過て、人代に至りての神たちにや、いぶかし、答、神代の間、天津日嗣は五世なれども、年を經しことは、甚もいと久しきことなりしかば、【書紀神武ノ卷の初に、自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歳とあるをや、】側の神たちは、其ノ間に十七世廿世も經なむこと、疑ふべきに非ず、須佐之男ノ命の、五世ノ孫天葺根ノ神をして、神劍を天に奉らせたまへる、【書紀に見ゆ、】又多紀理毘賣ノ命は、須佐之男ノ命の御女なるに、後ノ六世ノ孫なる大穴牟遲ノ神に婚ぎるたぐひ、凡て人代の例を以て疑ふべきにはあらぬをや、又問けらく、上ノ件十七世の神たち、及次なる大年ノ神の御子たち、羽

山戸ノ神の御子たちなどの、御子孫も多く有べきことなるに、古書どもに其ノ末の氏とては、見えたることなきはいかに、答、此ノ元御祖神須佐之男ノ命は、伊邪那岐ノ大御神の、汝は此ノ國に勿住そと詔ひて、逐ひ放ち賜ひ、其ノ後神劒を得賜ひ、天照大御神に奉りて、大なる功をのこしおきて、つひに根ノ國に罷坐ぬ、故又大國主ノ神も、同じく大なる功を成して、遂に此ノ天ノ下をば避奉りて隱坐ぬ、かくて又上ノ件ノ神たち、大年ノ神の御子たちなども、皆とりどりに功を立て、其ノ德を世に胎しおきたまひぬることも、元御祖神及大國主ノ神の御趣に同じければ、つひに此ノ顯國をば去坐て、其ノ御子孫はのこるまじきことも、又同ジ趣なるべき理、いともいとも妙なるものなり、此ノ國には勿住そと詔ひし大命の如く、凡て須佐之男ノ命の御末は、つひには顯國に遺れることなし、【それに大物主ノ神事代主ノ神などの御末にあるは、現御身の御子孫にはあらず、此ノ世に鎭坐御靈の御子なるぞかし、此ノ差は、下に猶くはしくいふべし、】

○古事記傳十一

古事記傳十二之卷

本居宣長謹撰

神代十之卷

故大國主神坐出雲之御大之御前時自波穗乘天之羅摩船而。內剝鵝皮剝爲衣服有歸來神爾雖問其名不答且雖問所從之諸神皆白不知爾多邇且久白言(自多下四字以音)此者久延毘古必知之即召久延毘古問時答白此者神產巢日神之御子少名毘古那神。(自毘下三字以音)故爾白上於神產巢日御祖命者答告此者實我子也於子之中自我手俣久岐斯子也(自久下三字以音)故與汝葦原色許男命爲兄弟而作堅其國故自爾大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅此國然後者其少名毘古那神者度于常世國也故顯白其少

和名抄に、本草ニ云、蘿摩子、一名芄蘭、和名加々美、白薇、和名夜末加々美、徐長卿、和名比女加々美などあり、今の俗は、加賀良比とも、賀々芋とも云て、其殼を割たるは、舟にいとよく似たる物なりとぞ、【後拾遺集に、あけがたははづかしげなる朝貝を、かゞみ草にも見せてけるかな、】○鵝皮、鵝ノ字は決て誤なり、【此は甚ノ、小きことを云るに、鵝は、さいふばかりの小鳥にはあらねばなり、】故レ延佳は蛾ノ字ならむかと云り、字鏡に、蛾ハ蠶也蟻也、安利比々留と見え、和名抄に、說文ニ云、蛾ハ蠶化スル飛蟲也、和名比々流と見えたり、蟻にてしも【蟻と蛾と通はし用ひたり、】比々流にても、【比比流に種々あり、】いと小き蟲なれば、此によくかなへり、其中に、書紀仁德ノ卷皇后ノ御歌に、那莵務始能臂務始能虛呂望とよみ給へる、臂務始は、飛蛾とて、蠶に入リて身を亡ナクナ蟲にて、蛾の中の一種なり、是レなむ古のたとへも、此に殊に由ありて聞ゆれば、【但し蛾と鵝とは、字ノ形似たりともあらねば、誤むこといかゞと、いさゝか疑ひなきにはあらねど、】姑く蛾ノ字として、比牟志能加波と訓つ、此を書紀には、以鷦鷯羽爲衣とあり、【是レに依て師は、此をも佐邪伎乃加波と訓れしかども、若ク佐邪伎ならば、書紀の如く羽とこそ云べけれ、皮と云むことこ、鳥には似つかはしからず、そのうへ此記には、佐邪伎には、雀ノ字を書ク例なれば、鵝ノ字と其形似タればとて、誤るべくもおぼえず、又万葉十三に、蛾葉之衣と云ことあり、木に加波乃伎奴と訓ノれど、此レはなほ異訓ありぬべくおぼゆれば、若シ此に由あることにはあらぬか、猶人考ふべし、】○內剝は、上に內拔天ノ香山之眞男鹿之肩拔而とある類ひなり、內ノ意は其處【傳八の三十葉】に云り、書紀に、全剝眞名鹿之皮以作天ノ羽鞴云々、全剝此云宇都播伎とあり、【皮ノ下の剝ノ字は、舊印本には無ケれども、諸本にあり、】○歸來は、此ノ次ノ文に、有光海依來之神とある依來に同じ、【歸ノ字を依の意に用ひたる例は、中卷ノ始に喚歸と見え、書紀垂仁ノ卷に常浪歸國、万葉三に樹爾歸都など、此外もあり、】○所從之諸神は、美登毛能神多知と訓べし、大國主ノ神の御從者なり、○多邇具久、具ノ字、諸本皆同じけれども、此ノ字を假字に用ひたることこ、此記は

那は、只少の意のみとも聞え、又名ノ字を添ヘて書るは、大名持の大名に對へるか、【若シ然らば、須久那々とぞ云べきを、約めたるなり、凡て同音の重なれる言は、一ツ畧く例多し、】中巻息長帶日女ノ命の大御歌に、須久那美加微とよませ給へるも此神なり、【万葉にもしかよめり、】さて毘古も那も例の美稱なり、【式に越前ノ國坂井ノ郡ニ比古奈ノ神社と云もあり、又堺原ノ宮ノ天皇の御子に、少名日子建猪心ノ命とも申す御名もあり、又宿奈麻呂など云人ノ名もあるなり、】猶此神の御事、彼ノ帶日女ノ命ノ御歌の處にもいふべし、○白上ゲ、白は、右ノ狀を云々と白すなり、上は、少名毘古那ノ神を、高天ノ原に率て詣でゝ、御祖ノ命の御許に獻るを云、【下文御祖ノ命の詔に、此者實ニ云々と詔ふは、まのあたりに見給ての御言なればなり、】上の遠呂智ノ段に、彼ノ都牟刈ノ大刀を、白シ上ゲテ天照大御神也とあるに同じ、彼レも上は即其ノ大刀を獻るを云り、【俗にたゞ白すことを、まうしあぐと云とは異なり、上の言輕く見べからず、】○實とは、久延毘古の云々白せるに如何と白すを承て、實に然なりと詔ふなり、○自リ我ガ手俣久岐斯、此語既に上【傳九の七十六葉】に出たり、○こゝの文に、實ニ我ガ子也、於子ノ之中ニ云々子也と、わづかの間に、二たび重ねて子といふことのあるは、古文なり、今ノ世に文章かくと思ふ人の、如此同じ言の重なるをば、拙しとして省くは、中々に古への意にあらず、】書紀に云、是ノ時ニ海上忽有二人聲一、乃驚而求レ之、都無レ所レ見、頃時有二一箇小男一云々、隨レ潮ノ浮到、大己貴ノ神即取置レ掌中而翫レ之、則跳齧二其頰一、乃怪二其物色一遣レ使白二於天神一、于時高皇産靈ノ尊聞レ之而曰、吾所産兒、凡有二一千五百座一、其中、一兒最悪、不レ順二教養一、自二指間一漏墮者、必彼ナラム、宜二愛而養一レ之、此即少彦名命是也、この宜愛養之とある詔に依れば、是ノ時に、いまだ幼稚く坐シけるにやあらむ、○汝とは指て詔ふは、此ノ時大國主ノ神も、共に參上りたまへるか、されど書紀の如く使なられにも、如此詔ふべきことなり、○兄弟、此も阿爾於登と訓べし、○作二堅其ノ國一とは、天地ノ初發之時に、五柱ノ天ツ神の詔以て、伊邪那岐伊邪那美ノ神に、修二理

上【傳八の二十二葉】に云るが如し、二には、下卷大長谷ノ天皇ノ大御哥に、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、書紀垂仁ノ卷に、伊勢ノ國ハ、則常世之浪重浪歸國也、顯宗ノ卷ノ室壽ノ御詞に、拍上賜吾常世等、万葉一【卄丁】に、我國者常世爾成牟、これらなり、こは字の如く常とはにして不變ことを云り、三ッには、常世國と云是レなり、右の三ッ、其言は同じけれども、其意は各異にして、相關らず、【三ッを同意に心得るは、字の同じきに迷ひて、深く考へざるものなり、言の同じきまゝに、字も相通はし借りて、常世と書るなり、】さて常世ノ國とは、如此名けたる國の一ッあるには非ず、たゞ何方にまれ、此ノ皇國を遙に隔り離れて、たやすく往還かたき處を汎く云名なり、故【常世は借字にて、】名ノ義は、底依國にて、たゞ絶遠き國なるよしなり、【古へに登許と曾許と通はし云ること、又曾許とは、下のみに非ず、四方上下何方にまれ、遠くゆき至りて、極まる處を云り、又万葉に、天雲之遠隔乃極遠鶏路者なども云る、曾久敝も同言なることなど、委く天之常立ノ神の處、傳三の二十九葉に云るが如し、考へ合すべし、】凡て上代に常世ノ國と云るは、皆此ノ意の外なし、卷ニに、御毛沼ノ命者、跳ニ波穗ニ渡ニ坐于常世國ニ、中卷玉垣宮段に、多遲摩毛理遣ニ常世國ニ、令ニ求ニ登岐士玖能迦玖能木實ニと見え、又常に歌に、神の還往處を云など、皆是なり、【さて又後には、人の死るを、常世ノ國にゆくと云しことあり、こは極めて遠き所にて、何とも知らず、往來ことのかなはぬ意にて、右の意に轉したるものなり、万葉四に、常呼二跡吾行莫國云々、九に、遠津國黄泉乃界丹云々、書紀大長谷ノ天皇ノ遺詔に、不ニ謂遘ニ疾彌ニ留至ニ於大漸ニこれら其意なり、大漸を訓るは、字ノ義にはあたらねども、其ノ意は、萬世に常世ノ國にまかりまさむと云ことなり、さて又八も何も、とこしはにして變らず死ず、よろづにめでたき國を、常世ノ國と云ることあり、是レは漢籍ごとに依ルこと多き世になりて、彼ノいはゆる蓬萊などの説によりて、此方に云ニ來れる遙き國を云、其ノ名を借れるものなり、かの蓬萊など云なる所も、海路はるかに隔りて、至りがたき所と云なれば、此方にいはゆる常世ノ國、是レに似たるうへに、又ここには

こ云から、菩薩の号もあるならむ、】さて右に云る如く、常世國こは、何處にまれ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は、萬ノ國みな常世ノ國なり、かくて此ノ少名毘古那ノ命は、御祖神産巣日ノ神の御手俣より漏去坐つる神にて、此ノ段の文に依るに、其ノ行方も知られ給はざりし趣なり、さるは此ノ葦原ノ中ツ國には降り坐さずして、外國に放往坐しし故なり、【久伎には漏ノ字を書き、書紀に漏墮こある墮も、此意にて、書れたるものなり、上に大穴牟遲ノ神の事に、自ニ木ノ俣一漏逃而去、こあるをも思ふべし、】さて此段に、海より依來坐るに、外國より渡來坐るにて、度ニ于常世ノ國一也こあるは、又外國に還坐るなり、さて息長帶比賣ノ命の御哥に、常世に坐こあれば、後まで外國に鎭座なり、然れば此ノ神は、初メ高天原にして、御祖ノ命の御手俣より放去て、降り坐シしより、永く外國に坐ス神にて、其間に少時皇國にも渡り來坐しゝ事ありしなり、さて此ノ趣に據りて、今つらつら按に、外國【三韓又漢天竺其餘も四方の萬ノ國】は皆本、此ノ神の經營堅成たまへるものなるべし、【諸の外國の初はみな、書紀に潮沫の凝て成れる者こある、其ノ内なるべし、此事既に傳五ノ卷に云り、然れば其後に、此ノ少名毘古那ノ神の降り坐し、何の國々もみな經營たまへるなるべし、其ノ早晩ノ時節などの異こそあるべけれ、悉く此ノ神の經營たまへるに漏たる國はあるべからず、其は人ノ代の命の長きを以て計るときは、國々此神の經營たまへるこしては、時代合はずこ思ふ人あるべけれど、然らず、神代の壽命年數は、こよなく久しく長かりしかば、此神などは、漢國にいはゆる伏羲などよりは、遙に前代なるをや、萬ノ國みな此に准へて、疑ふべきにあらず、又須佐之男ノ命新羅ノ國に降り坐ししこもあれども、其はいまだ經營らざりし程にぞありけむ、さて諸の外國には、神代の正しき傳説なければ、此ノ少名毘古那ノ神の、天より降りて、經營たまへりしことを、ほのかにも知らざる國々もあるべく、又其ノ國々の語のまゝに、異なる御名を以て、ほのぼの訛りて傳へたる國もあるべく、又其ノ神靈を、後ノ世まで崇祀る社のある國々もあるべけれど、其はた異なる御名なるべければ、かにかくに何れの國にても、正しきこは知らで

今集に僧都玄賓、山田守ルそほづの身こそあはれなれ、秋はてぬれば問ノ人もなし、此哥によりて、曾富騰は、僧都を以て名けし物と心得るは、古へを考へざるひがことなり、】名ノ義は、或人、雨露に所沾そほぢて立ル山なりと云り、【添水の意など云説は、いふにもたらず、】今按に、曾富騰と云は、後のことにて、本は曾富騰なれば、そほぢ人てふ意にや、【遲毘登を約れば、騰となるなり、】そほぢと云言は、書紀武烈ノ巻影媛ノ哥に、儺毗曾褒遲と見ゆ、【後ノ哥にも多し、】山田は山の田なり、下巻輕ノ太子ノ御哥に、夜麻陀遠豆久理と見ゆ、さて久延毘古てふ名も、ふこゝもに雨露にうたれ、風に吹キ破られなどして、身體の壞れ傷はれたる意にもやあらむ、久延は體の久延と云は古言なり、万葉十四【丁六】に、伊波久叡乃、又三【丁卅九】に、河岸之妹我可悔、【河岸の崩と云ヒかけたるなり、】書紀仁德ノ巻ノ歌に、以播區娜輸【岩崩なり、】などあり、○此神者云々、凡て古へは諸ノ生物は更にもいはず、さらぬ草ノ物までも、靈しあれば皆神と云ノ例なれば、今此ノ曾富騰をも神と云ること、異むべきに非ず、【此ノ神とあるに就て、山田のおどろかしには非じ、と疑ふ人もありぬべけれど、所謂と云言などを置るにても、尋常ノ神ならぬこと明けし、】○足雖不行とは、作りて立ッたるまゝにて、何處へも動かぬを云なり、○盡ニ知ル天ノ下ノ之事ヲとは如何なる故とはかり難けれど、皆に強ていはゞ、さて書紀の此ノ段を考るに、大穴牟遲ノ神、己命の大きなる功績あるに誇り給ふ意ノ見えたり、然れども己ノ命一柱の力にては、功終難かりき、然るに此ノ山田の曾富騰は、たゞ人の形したりと云ばかりにて、人の爲事もえせず、足もえ歩行ず、其状貌はた、甚醜く賤しげなる物の極なり、然るに此物しも、天ノ下ノ事を盡く知て、今此名毘古那神を顯シ白せるに依て、此神と相並ビて大功を終給へり、然れば己大功ありとても、必ずほこりがたく、又容貌いみじく微賤き者とても、必ずあなどり棄がたしとの意なるべきか、【足雖不行と云るは、坐ら天ノ下の事を知ルと云意はもとよりにて、大穴牟遲ノ神の天ノ下を經行きたまふに反對る意もありぬべし、】此ノ久延毘古の故事を讀ても、吾カ古ヘノ傳への、漢籍のさくじりたることは、遙に異

訓べからず、孰之神登共爾吾波と訓べし、耶ノ字讀ムべからず、【凡て漢文には、孰何誰幾など云る言の下に、乎耶哉などの字を置るを、夜とよむこと常なれども、御國語には、孰何誰幾など云たぐひの言の結めに、夜と云ことは無し、中昔までも、此格のたがへることはなかりしを、近キ世ノ人は是レをえしらず、哥にも文にも、孰ノ神と共に作ノむやと云たぐひ多きは、漢文讀ニ耳習つるひがことなり、】さて此記には右の如く、愁而云々とあるを、書紀には、自後國中所未成者、大已貴神獨能巡造、遂到ニ出雲國ノ乃興言曰、夫葦原中國云々、今理ニ此國、唯吾一身而已、其可與レ吾共理ニ天下ノ者蓋有之乎とあるは、傳への意の異なりしにや、○是時の下に、而ノ字ある本は、誤なり、○光レ海云々、玉垣ノ宮ノ段に、其ノ肥長比賣患ニ光海原一自レ船追來、書紀神代ノ巻に、豐玉姫自馭大龜將女弟玉依姫光レ海來到などもあり、さて書紀に依らば、此段も出雲ノ國にての事なり、○我前、凡て古言に、神に前と云ること多し、此ノ巻ノ末に、天照大御神の詔に、如レ拜ニ吾前一伊都伎奉、また思金ノ神者、取ニ持前事一爲政、中巻水垣ノ宮ノ段に、天皇の大御夢に、大物主ノ神の詔に、令ニ祭ニ我御前一者、神氣不レ起云々、【此レになぞらへて、何れも美麻幣と訓べし、】同段に、於ニ御諸山一拜ニ祭意富美和之大神前一と見え、龍田ノ風神ノ祭ノ祝詞に、龍田能立野爾小野爾、吾宮波定奉弖、吾前乎稱辭竟奉者云々など見ゆ、此ノ中に、たゞ事もなく、其神の御前と心得てあるべきもあれども、又常に云ノ前の意にては、いさゝか通え難きもあり、故思ふに、前は座と同くて、本ト其ノ神の御座位を指シて云言なり、【右に引る文に、前事とある是なり、】さて御座位を指シて云が、やがて其ノ神を指シて云なれば、治ニ我前ヲとは、即チ治レ我ヲと云ことなり、右に引る文どもを考へて知ルべし、【中昔の言にも、貴人をさしては、意麻閇と云り、今ノ世にも御前と云是におなじ、又中ごろ婦人の名に、某前某御前など云間り、】さて又墨江之三前ノ大神、伊豆志之八前ノ大神などあるも、三座八座と云と同くて、座とは、其神の座位を以て、其神の員を申すなり、【是又中

昔の物語文などに貴人をば一人二人などは云ずして一所二所と云たると同意なり、稱德紀ノ詔にも二所乃天皇とあり】と
は神の為にも非ず、孝德紀の詔に、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々ニとありて、注に前々ハ猶シ謂ニ人々ト
也とあれば、人にもいふなり、【付とは、名に付るを云、神名又は皇子たちの名を、妄りに人々の姓名につくるな
り、】さて神名帳の首に、天神地祇總三千一百三十二座、【のうち】社二千八百六十一處、前二百七十一座、四時祭式に、
祈年祭奉幣案上ノ神三百四座、【のうち】社一百九十八所、前一百六座、不ル奠幣ヲ案上ニ神ノ神四百三十三座、【のう
ち】社三百七十五所、前五十八座、とある前も、神の數を云るなり、【此ノ社と前との分を、よく考へ知れる人なし、皆
おしあての妄說をのみなせり、】己考るに、社と云るは、神ノ座ノ數にかゝはらず、一社を一つとして、其數を都合せ、社
若干所と云、前と云るは、一座以上の神社の中に、主なる神一座を除きて、其ノ餘を幾座にても前として、前若干座と云、
なり、たとへば三座を祠れる社ならば、中に主たる神一座を除きて、餘の二座を、前ノ二座と定めたるものなり、主たる
一座は、社と云ノ中に在るゆゑに、前と云中には入れざるものぞ、此ノ格を以て計るときは、右の式に擧たる數、みなよ
く合へり、但シ宮中京中の神は、其ノ神名を擧たるは、各一社ごとにて、たとへば御巫ノ祭神八座の如き、各名を擧たる故に、
凡社ごとなり、其ノ餘は神名を擧ずして、某ノ社幾座とあるは、皆右の格なり、凡て社と云數ノ中に入れる神に、幣物多く、
前の神は簡略なり、さて主たる神一座も、實は前なれども、其ノ社の主たる故に、社と指て申し、餘は其ノ社の主に
非る故に、前座と指て前とは申すなり、故に社には若干所と云、前には若干座と云、二を總ても若干座と擧られたり、大
神宮年中行事、小朝熊宮ノ祭の詔刀の次に、前ノ皇神如此申ス進レことあれども、此社六座の中に、主たる神を除て、餘の五
座を、前ノ皇神と云ること、式の定ノとも合へり、今ノ世ノ言に、物を分充るに、一人前二人前と云も、神社に充らて、幣物よ
り出たる言なるべし、】○能治、この能ノ字は、善又熟などの意と聞ゆれば、與久と訓べし、又此ノ前後の能ノ字【獨何能云

云、與吾能相作云々、吾能共與云々、などの能ノ字なり、】と同く輕く見て、讀ざらむもひがことならじ、治とは、凡て物を東措ず、收舉て、狀に從ひて、其がうへを宜く物するを云、其中に、卷ノ末に僕住所者云々而、於二高天ノ原一氷木多迦斯理而治賜者云々とあると、此は同くて、宮を造營て齋祠るを治と云なり、其由下文に至て知らる、又因レ下治二養其御子一之緣上云々、玉垣ノ宮ノ段に、若此ノ御子矣、天皇之御子所思看者、可二治賜一とあり、この治は、同く養育を云る、上なるは治養ノ二字を比多須とも訓べし、【傳十七の七十三葉】高津ノ宮ノ段に、因二大后之強一不レ治二賜八田若郎女一とあるは、大御心の隨に召入て寵たまふことをも得爲たまはぬを、不二治賜一といへり、續紀の詔に、數將仕奉八者、其ノ仕奉禮良牟狀隨、品々讃賜上賜、治將賜物曾止詔、とあるを始にて、冠位上賜治賜布、などゝ多くあるは、官位を授け進めたまふを、治たまふと云なり、右のごとく、事は異なれども、意は皆同じ、【又取網理修等ノ字を訓よも、袁佐牟と云言の意は皆同じ、】其ノ餘國を治む病を治む、亂を治むなども、皆同意なり、○吾礪共與、能ノ字讀べからず、共與は、師の登毛登毛爾と訓れつる面白し、六帖に、ともかくも思ひきつれど、かゝがねば同し里へもかへらざりけり、後撰集 廿 に、背かれぬ松の千歳のほどよりもともにとだにも慕はれぞせし、返し、ともかくも慕ふ涙の添ノ水は、いかなる色に見えて行らむと見ゆ、今ノ世にも常に云言なり、古言なるべし、【凡て古言の、中昔の書にはをさ〳〵見えぬが、返りて今ノ世の言にのこれるがおほきぞかし、】○雖戲は、阿理加弖麻志と訓べし、【麻志は、牟と云に同じ、加弖の加は、書紀の歌によるに、清むべし、】書紀崇神ノ卷ノ歌に、多誤辭珥固佐麼、固辭介氐務介茂、【手越に越ば難越かなり、】万葉二 十一丁 に、佐宿者遂爾有勝麻之目、十四丁 に、此月期呂毛有勝益士、十一 廿丁 に、戀乃益者在勝申目、四 十四丁 に、妹爾戀乍宿不勝家牟、などあるに依れり、加弖は、消難行難など、同くて、難き意なり、又加泥と云にも通ひて聞ゆ、【万葉三に別不勝鶴、この加泥に、不勝と書ると、右に引る加弖にも、同字を書ることを思ふべし、○加弖を

魂も【書紀に、此ヲ云ニ倶斯美拖摩ト一とあり、】字の如くにて、奇靈德を以て、萬ノ事を知識辨別し、種々の事業を成さしむる故の名なり、【万葉五に、可武加良斯伊麻須久斯美多麻とあるは、石を稱て、奇き御玉と云るなれば、魂のことには非ず、卽上に鎭懷石二ツの石とあるを引て知べし、】さて今大國主ノ神の、己ガ命ノ獨リしては、此國を得作竟じと憂賜ふは、【書紀に、夫レ此ノ國唯吾ガ一身而已、と云て居こりたまふも同く、】たゞ荒御魂のみすゝみて、和御魂の乏しかりしなり、故今此ノ幸魂奇魂ノ神の御靈にて、【萬ノ事を成しなるは、皆此ノ神の御靈による、】別に其ノ和魂の御形を現はして、如此示し敎へたまふなり、かくて此ノ敎の隨に齋祭りたまふに因て、和魂の足し坐て、其ノ御身を守り幸へたまひ、奇靈き德を用て、遂に天ノ下を作竟めたまふ、故是を幸魂奇魂とは云なりけり、【此ノ幸魂奇魂を、漢籍にいはゆる魂魄にあてゝ云る説、又本を先の後とせる説こそ、皆ひがことなり、又こゝの問答を、此時此なども、自問自答と云るなどは、漢意に溺れて、神ノ道をえしらぬものなり、】○而答言ノ狀奈何、かく問たまふに、答へに、祭ノ狀をば、如何とも敎へずして、たゞ其處に齋祭、とのみ敎へたまふを思へば、上に治ム我前ソとある治ムは、必しも社を造りて齋祀ることに限れるには非る故に、奈何なる狀に治めむと問ヒたまひ、さて答へに、治ムとは、其ノ處に社を造りて、齋祀れと云ことぞ、と敎へたまふなり、とも云べけれども、凡て神ノ前へを治むとは、必ズ齋祭を云る例なれば、然には非じ、狀奈何と云に、何ノ地に社を造むと問ふ意の含めるにもあらむ、又其ノ齋祭の種々の狀は、大氐定まれる式あれば、敎へたまふまでもあらざるなるべし、書紀には、此の問ヒに、今欲何處住耶とあり、○吾者は、阿禮袁婆と訓べし、波は助辭なり、【万葉に例あり、】○青垣は、青山の垣となりて周廻れるを、中卷倭建ノ命ノ御哥に、多々那豆久、阿袁加岐夜麻碁母禮流、夜麻登志宇流波斯、万葉一ノ卷に、疊有青垣山、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、出雲ノ國乃青垣山內爾、下津石根爾宮柱太敷立豆云々、同國風土記に、所造天下大神大穴持ノ命、詔ニ云々八雲立出雲ノ國者、我靜坐國、青垣山廻賜而

云々、など見り、山と云ハずて、唯青垣とのみ云る例は、万葉六[十]丁に、芳野離宮者、立名附青墻隠云々、これなり、さて此は、垣に用はなけれど、たゞ山のことを、常に青垣と云ならへる故に、如此云か、又彼ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、皇孫命ノ近守神登貢置て、とある意にて、其ノ鎮り坐ッむとする處も、倭ノ國を衛護ふ垣なる意にて、如此云るにもあるべし、○東ノ山、御諸山は、倭の國中の東ノ方に在て、其ノ山次もこゝに垣如り、但し東ノ山と詔へるは、たゞ泛く東ノ方の山と云ることなるべきか、其ノ東方ノ山の中に就て、御諸山をば撰て祀りしなるべし、又思ふに、東方の山と云ことならば、東之青垣山とあるべきに、青垣を上に置て、東ノ山とあるは、一ッの山ノ名を指せるが如くも聞ゆ、故レ考るに、神名帳大神ノ社の次に、神坐日向ノ神ノ社【大月次新嘗、貞觀元年に、從五位上を授奉らる、三代實錄に見ゆ、】あり、此ノ社三輪山の嶺に在て、今高宮と稱すと或書に云り、然れば御諸山の舊名日向山と云しか、【若シ然らば、此記に東山とあるに依て、彼ノ神社の日向をも、比牟加志と讀べし、舊名のまゝ此ノ神社にのこれるなり、○日の出る方を東といふも、即チ日向の意なり、】○山上は、峯をのみに限らず、又山ノ邊り意にも非ず、たゞ山と云ことなり、【山べと云も同じ、其ノ他海べ國べ野べなども、皆たゞ海國野とふことにて、邊の意にはあらず、】○伊都岐奉ル、此語上【傳六の六十六葉】に出、奉ハ祭祀なり、たゞ齋て添て云ル辭の奉には非ず、【但シ祭祀も、齋く辭の奉んも、言の意は一ッなり、】書紀一ノ書ノ曰ク、對日、吾欲レ住ニ於日本ノ國之三諸山一、故レ即營宮彼處ニ、使就而居ニ、此レ大三輪ノ之神也とあり、さて大國主ノ神の和御魂か、大美和ノ山に坐る由縁は、右の如くなるに、出雲ノ國ノ造ヵ神賀ノ詞【天ノ下の現顯事をば、皇孫ノ命に事避奉りたまふ段に、】に、大穴持ノ命乃申給久、皇御孫ノ命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐天云々、皇孫ノ命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支【此文の中に、云々と云 略けり處を、本書を披きて考ふべし、其ノ御子たち三柱ノ神には、たゞ御魂といひ、己レ命には和魂といひ、又杵築ノ宮に靜リ坐スこ

あるを以て、大美和は、別に其ノ和魂なることをしるべし、櫛甕玉ノ命と申す御名は、奇魂を云なるべし、さて帳に、城上ノ郡狹井ノ坐ス大神ノ荒魂ノ神社、神祇令義解に、狹井社、大神之麁御魂也とある、是は大美和の和魂なるに對へて、大穴持ノ神の荒魂と心得る人あらむか、然にはあらず、たゞ大美和ノ神の荒魂なり、此義よく辨へずはまぎれなむ】とあるは、傳への異なるに似たれど、さにはあらず、天ノ下に關はしき事なるに、今如此倭ノ國にしも伊都伎奉れと詔へば、後遂に皇御孫ノ命【御代々々の天皇を申し奉る】の近き守り神となり坐む御心なりしこと著明ければ、かの神賀ノ詞には、其所をいへるものなり、【故大背記の此ノ段の註に、大己貴ノ命、みづから己が魂を齋て、神としたまふと思ふは誤なり、と諸山に祀りしは、後のことぞと云るは、中々に非なり、若シ此ノ説の如く、己が魂を齋むがひがことならば、いかでか伊都伎奉れとは詔ふべき、凡て己が私のおかしら心を甘ましく、古傳を信ず、かゝることをのみいふは、皆神ノ道をしらぬものなり、此記にも書紀にも、今此時に正しく祀りたまふといふことは見えねども、祀れとあらむに、祀らですておきたまふべきならねば、此ノ時に祀りたまへりしこと疑ひなし】○御諸山は、即チ三輪山のことなり、【三輪と云名の由縁は、中卷水垣ノ宮ノ段に見ゆ】さて御諸は御室にて、【御を尊ての意ぞ、と云説は非なり】凡て神ノ社を云、下卷朝倉ノ宮ノ天皇ノ大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登、又美母呂爾、都久夜多麻加岐、万葉三ノ卷に、吾屋戸爾御諸乎立而、七ノ卷に、木綿懸而祭三諸乃、などある是なり、さて三輪山を御諸山と云るは、此を始にて、中卷水垣ノ宮ノ段、書紀ノ同御代ノ卷などに見え、又繼躰ノ卷ノ歌に、美母廬我紆陪爾、能朋梨陀致、とあるも、山とはいはねど、此ノ山のこと聞ゆ、万葉二ノ卷に、三諸之神之神須疑、七ノ卷に、三毛侶之其山奈美爾云々、十一ノ卷に、味酒三室山、九ノ卷に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河、などよめるも、此山なり、【又書紀ノ雄略ノ卷にいはゆる三諸ノ岳、又万葉に、神名備乃三諸之山とも、三諸之神名備山ともよめるなどは、雷山とも神岳とも云る處にて、飛鳥ノ神の坐シし山にて、此とは別なり、神岳を、今ノ本にミワヤマと訓るは誤

なり、又或ル哥に、立田に入る今十三宅山は、古書には見えず、そは古今集に、立田川紅葉ながる、神名備の三室の山にしぐれふるらし、といふ哥より始まれり、此哥の立田川、心得わろし、契沖くはしく辨へおけり、されど此ノ立田川に、大和ノ國の立田にはあらず、此は別に考へあり、凡て古書の三諸山をも、後ノ人は心得違へて、立田のあたりと思ふは、ひがことなり、】さて御諸と云、右に云る如く、何處にまれ神社のことなるに、此山にしも其名を負るは、取リ分て此ノ大神を齋祭る故なり、【今ノ京にて、祭といへば賀茂ノ祭、山といへば日枝ノ山なるがごとし、】さて此ノ神社に、美牟呂名くへ、大物主ノ大神と申す故なり、【故レ此ノ御名は、上に五ノ名を擧たる處には見えず、白檮原ノ宮ノ段に、美和ノ之大物主ノ神と、諸々て見えたり、其外も凡て古書に、美和ノ社に就て云ときは、此ノ御名を申せる例なり、】神名帳に、大和ノ國城上ノ郡大神大物主ノ神ノ社、【名神大、月次相嘗新嘗】嘉祥三年十月に正三位、仁壽二年十二月に從二位、貞觀元年正月に從一位、同ジ月正一位を授奉らる、【文德實錄三代實錄に見ゆ、】なほ此ノ御社ノ事、中卷水垣ノ宮ノ段に委くいふべし、【傳廿三の五十一葉】

故其大年神娶神活須毘神之女伊怒比賣生子大國御魂神次韓神次曾富理神次白日神次聖神五神又娶香用比賣此神名以音生子。大香山戸臣神次御年神二柱又娶天知迦流美豆比賣訓天如天亦自知下六字以音生子奥津日子神次奥津比賣命亦名大戸比賣神此者諸人以拜竈神者也次大山上咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海

坐、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天之甕津日女命、國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜都、故云伊努とい
ふなれば、出雲郡なるも下にてありける】神名帳に、出雲郡伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社、同社神魂神社、同
社比古佐和氣神社あり、此伊努郷【和名抄今本に、努を勢字に誤れり、】に由れる御名なるべし、【右の神魂神社
に、神皇産靈にはあらぬか、さて伊怒比賣は、伊努神社にてもや有む、】又帳に、尾張國山田郡にも伊奴神社あり、
〇大國御魂神、名義は【傳九の六十一葉】に見ゆ、彼に云る如く、何神にまれ國を經營坐し功德ある神を、其國
國にて、國魂とも大國魂とも申して拜祀るなり、故諸國に其大國御玉神社と云多くして、【上に引るがごとし、】然るに
此には何國ともなきは、倭の大國御魂なり、【舊事紀に此神の下に、大和神也と云るは、古書に然見えたることありしか、
又推當にいへるか、彼書は據とは信がたし、】此神大穴牟遲神を助けて、殊に倭國を經營坐し功德ぞ有けむ、【出雲
風土記に、大國主命天降坐時云々とあるは、大穴牟遲命の、天神の勅に順ひて、天上に參上たまひし時、此神も從ひ
て上りたまひしか、還降坐しことを云なるべし、】かくて倭は、天皇命の都坐す御國となりては、他と異なれば、
國名をば申さずして、たゞに大國御魂と申し、又大倭大神とも申して、皇朝の尊崇坐すことも、殊に重かりしなりけ
り、【又大穴牟遲神をも、書紀に一名大國玉神、古語拾遺に大國魂神とあるは、凡て天下を經營まし、故なり、御名の
同きより思ひ混ふることなかれ、大和大神をも、大穴牟遲神とこゝろ得る人あるも、此混になれり、】さて此神の御
事は、書紀崇神卷に、六年云々、先是天照大神大和大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢共住
不安、故以天照大神云々、亦以日本大國魂神託渟名城入媛命令祭、然渟名城入媛髮落
體瘦而不能祭、【和字は、倭を後に寫し誤れるなり、書紀の成れる時、未和字を用ひたることなし、且もこ
こは一國の倭の意なり、又其次の祭ノ字ノ下に、其地名を脱せるなるべし、さて今の山城京になりて、皇女を賀茂大神

の齋に立たまふは、此渟名城入姫ノ命の例に同じ、】又七年に、夢のさとしに因て、市磯長尾市を以て、此神を祭る主ことしたまふこと見ゆ、又垂仁ノ巻には、一云、天皇以倭姫命云々、是時倭大神著穂積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、太初之時期曰、天照大神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者云々、【官とは、大地を掌り守る官職の意なり、】時天皇聞是言、則仰中臣連祖探湯主而卜之、誰人以令祭大倭大神、卽渟名城稚姫命食卜焉、因以命渟名城稚姫命、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬、然是渟名城稚姫命、既身體悉痩弱以不能祭、是以命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣、とあり、神名帳に、山邊ノ郡大和ニ坐大國魂ノ神社三座【並名神大、月次相嘗新嘗】是なり、【和名抄には、大和ノ郷は、此郡城下ノ郡に入れり、姓氏録にも、城下ノ郡大和ノ郷とあり、二郡の堺近き處なれば、かくもあるなり、】嘉祥三年十月從二位、貞觀元年正月從一位を授奉る、【文德實錄三代實錄に見ゆ、】萬葉五【好去好來ノ歌】に、諸能、大御神等、倭、大國靈、久堅能、阿麻能見虚喩、阿麻賀氣利、見渡多麻比云々ともよめり、さて此御社、今は新泉村と云に在て、大和大明神と申すよしなり、【帳に三座とあるを、或書に、大宮は大國魂ノ神、二ノ宮は大年ノ神、三ノ宮は須沼比ノ神なりと云ヘり、據あるかいぶかし、大宮二ノ宮は論なし、三ノ宮を須沼比と云て、さて是を新撰紀に依て、神名を誤れり、且御社の傳記をさしおきて、本書の文を棄むこといかゞ、若くは此説は、後ノ人のおしあてにてはあらぬか、又式に、越後ノ國三島ノ郡大和大國魂ノ神社名神大、これは何の由にて彼ノ國に坐にかしらず、本に下の大ノ字なし、今は臨時祭式文德實錄にもこれにて記せり、】の韓ノ神、名ノ義未ダ思得ず、韓は借字か正字か、姓名なるか、將韓國に由れるか、凡て知がたし、【書紀に、素戔嗚ノ尊、帥其ノ子五十猛ノ神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處云々、とある、ことあれば、其時に此韓ノ神も率て往たまひて、彼ノ國にして功などありしにや、曾尸茂梨と曾富理と似たるをや、さ

れど、彼レは出雲ノ國に降り坐し以前のことなれば、時たがへり、此は試にいへるのみなり、】○曾富理ノ神、此レも未ダ考へ得ず、地名などにやあらむ、書紀神代ノ卷に、日向ノ襲之高千穗ノ添ノ山ノ峯、添山此ヲ云ニ曾褒里能耶麻ト見え、又神武ノ卷に、大和ノ國に層富ノ縣あり、【但しこは添ノ上下二郡となれる處と聞ゆれば、曾布なるべし、和名抄に曾不とあればなり、】さて神名式に、宮内ノ省ニ坐ス神三座、【並名神大月次新嘗】園ノ神社、韓ノ神社二座とありて、【儀式に、園ノ神在レ南、韓ノ神在レ北と見ゆ、】年毎の二月と十一月との丑ノ日、【春ハ用ニ春日ノ祭ノ後ノ丑ヲ、冬ハ新嘗祭ノ前ノ丑、と式に見ゆ、】園韓神ノ祭とて行はせ賜ふ、其式は、貞觀儀式延喜四時祭式江家次第などに見ゆ、【朝野群載に、此社ノ預ツ卜部ノ宿禰兼宗、社の修造を請と申せる解狀あり、百練鈔に、大治二年二月十四日、園韓神社、神祇官ノ神殿云々、燒亡云々、園韓神御正躰奉レ取ニ出之ヲ、但シ於テ件ニ兼俊ノ宿禰ノ云ク、八神殿園韓神、自レ元無シ御正体一、但シ園韓ハ自ニ有リ神寶御衣ニ云ク、】又神樂歌に韓神あり、其歌は、本、三島木綿肩に取掛、我韓神のからをきせむやからをき、末、やひらでを手に取持て、我韓神のからをきせむやからをき、【からをきとは韓招禱か、○後拾遺集に、資良ノ朝臣藏人にて侍りける時、園韓神の祭の内侍に催すとて、祓すとて、此ノ世の神ならなくは、そのから神に祈らむ、と云て侍ける返ノ事に讀る、少將ノ内侍、近きにまかる禰宜何かそのからがみまでは違ふのらむ、辨ノ内侍カ日記に、建長三年十月十六日、新大納言局房役香にまゐりて云々、なにこなきさまに、韓神をまきほどにうたひすて、出給ひしこ、少將のもとより申つかはして侍ければ、辨ノ内侍、きかばやなかるこぬからをきの、身にしむ風は秋ならずとも、返し少將ノ内侍、やまとにはあらぬものから、からをきのかへすがへすもなほぞわすれぬ、躰源抄に、私ニ云ク、から茣は、かれたる荻を云にや、清暑堂ノ御神樂の試樂、執柄家にて行はるゝとき、人ノ長かれたる荻の枝を持ツ事あり、是ハ秘藏ノ事なりと云、又内侍所御神樂式に、韓神之時、長者雄ノ侍ノ手也、有ニ宮中ニ祭ルレ之故云々、加良於岐ハ唐招也といへり、枯荻は唐招の見ならひがことなり、】抑此ノ二神

を鎭祭りたまふ由縁は、江次第ノ頭書に、園韓神ノ口傳ニ云、件ノ神ハ、延暦以前ヨリ坐ス此ノ、遷都ノ之時、造宮使欲レ奉レ遷二他所ニ一神託シテ宣ク、猶座シテ此處ニ奉ラム護リ帝王ヲ云々、仍テ鎭ニ座ス宮内ノ省ニ【此ノ由ハ古事談にも見ゆ、】とある是レなり、さて常に園韓神と一ツに連ねて申しならへる故に、此の曾富理ノ神を、卽チ園ノ神ならむと、誰レも思ふことにて、信に然もありぬべし、但シ園ノ神とは別にても有ッなむか、【彼ノ宮内省なるは、上古よりのまゝに、神並ノ鎭ノ事ノ故に、都遷されて後、常に連ねて申しならへるにこそ、】其故は、若シ此ノ曾富理ノ神ならば、韓ノ神の御弟に坐せば、韓園と序次べきことなるに、園韓と序次て、其祭祀も園を先にせらる、且ッ彼レは園とのみ何レの書にも見えて、曾富理と云ることなく、又曾能と曾富理と、言の通ふ由も無ればなり、【延佳、曾富理は園の訛か、と云しかど、強てこそ、神ノ名に由なし、】若シくは韓ノ神二座のうちの一座や、曾富理ノ神にてはましけむ、猶よく尋ぬべし、【式に、伊勢ノ國度會ノ郡園相ノ神社あり、是レを或書に、曾富理ノ神曾奈比比古ノ命、大年ノ神ノ子也と云るは、園相ノ字に付て、かの園ノ神をおもひよせたる、例のおしあてかも、】○白日ノ神、白ノ字は向の誤にて、牟加比なるべし、其ノ故は、式に、山城ノ國乙訓ノ郡向ノ神社、大歳ノ神社と並載れり、此ノ向ノ神社は、大年ノ神ノ御子向日ノ神を祀ると云、何の説も同じければなり、【大年ノ神の子に、向日ノ神と云は、何レの古書にも見えぬ神なるに、然云は、なかなかに古き傳へなることといちじるし、】さて此ノ社に、從五位下を授奉られしこと、貞觀元年正月の紀【三代實錄】に見ゆ、今は向日ノ明神と申し、其ノ處を向日町といふ、【今は牟加布と唱ふれども、古へは牟加比なりしこと、日ノ字を添て書ルにても知ベし、中務ノ内侍が日記に、むかひの明神近きほどにて、常に參ると云しが、思ひ出るよりもあはれになつかしくて、なつかしむ心をしらねば、ゆくさきをむかひの神のいかゞ見るらむとあり、其ノ頃までも牟加比と唱へしなり、其ノ内侍は、弘安正應のころの人なり、】名ノ義は未タ考へ得ず、本より彼ノ地ノ名にや、【又上の白日別の處にも云ること有り、傳五の十葉】和名抄に、對馬ノ下縣ノ郡にも向日ノ郷あり、○聖ノ神、名ノ義未タ考へ得ず、聖は

借ノ字にて、是も地ノ名にもやあらむ、【師ノ云、比自理と云こと、日ノ神より嗣たまふ皇統ならではいはぬことなれば、此ノ神ノ名は後のことかと云れき、是も論あり、なほ比自理の事は、下卷高津ノ宮ノ段、聖帝とある處に辨ふ、】式に、和泉ノ國和泉ノ郡ニ聖ノ神社あり、此神を祀れるなるべし、此ノ社、貞觀元年五月列ニ於官社一同八月授ニ從四位下一【三代實錄に見ゆ、】○記中に香ノ神とあるは、伊怒比賣ノ腹ノ御子を凡て云なり、○香用比賣、香は加賀と讀べし、【舊事紀に、賀用比賣と書るは非なり、そは若くは後ニ加ノ字を脫せるにてもあるべし、】香ノ字を此ノ二音の假字に用ひたる例は、伊香色謎ノ命、【書紀孝元ノ卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許賣とあり、】伊香色雄【又崇神ノ卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許男とあり、】これらなり、【又香山香坂ノ王などの香ノ字も音を用ひたるにて加具加基の假字とせり、】さて名ノ義は、容貌の美麗きをほめて、光曜くと云意か、万葉六ノ卷に、加我欲布珠、十一ノ卷に、燈之陰爾蚊蛾欲布虛蟬之妹蛾咲狀思面影爾所見、これらかゞやくを香用布とよめり○又娶は、大年ノ神の娶たまふなり、下なるも同じ、○大香山戸臣ノ神、戸は斗、臣は意美と訓べし、又臣ノ二字を斗美とも訓べし、山戸は、山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戸は借ノ字にて、處の意なり、【漢籍に民ノ家を戸と云故に、斗と訓ても、家のことの如く聞ゆめれど、そは字によれるものなり、古へさることなし、又幣と云は、上代にはたゞ處のことなるを、卽それを民ノ家のことに云は、やゝ後のことなり、されば此の戸ノ字は、幣と訓もわろし、おもひまがふべからず、】されば此ノ神は、山里を開きて、民の居べき處を成たまへる功德ありけるにやあらむ、香の意はまだ思ヒ得ず、【御母の名に因るかとも思へど、次に異母ノ弟神にも、同じ名あれば、然には非じ、若くは稱名にて、是も光曜く意か、日照など云例もあればなり、香山を山ノ名と心得るは、ひがことなり、】又式に、伊勢ノ國多氣ノ郡相鹿牟山ノ神社あるを、或書に、是レを天兒屋根ノ命と大香山戸臣ノ神なりと云るは、名の似たるゆゑの、おしあてなるべし、○又万葉十四上野哥に、可美都氣努、麻具波思麻度爾、安佐日左指、麻伎良波之母奈、安利都追見禮婆、この

謂何とかや此に由ありげに聞ゆ、師は、麻具波思麻度を、眞桑島門にて、海門のことぞと云れしかど、上野は海なき國なればいかゞ、今思ふに、麻度は眞門と聞ゆ、されば古へ門に日影のさしかゞやくことを云るならん故あるべし、且日照島乃御門などゝもよめり、故思ふに、香山戸は、かゞやき眞門の意かとも思へど、なほいかにぞやおぼゆ、】臣は稱美なり、臣と云稱の義、穴穗ノ宮ノ段に、臣連とある處【傳四十の三十葉】に云べし、臣ノ字にはかゝはるべからず、○御年ノ神、名ノ義大年に同じ、此神も父神と同く、穀の事に大きなる功ありしなるべし、古語拾遺に、昔時、大地主ノ神の田に祟をなし給ひし故事を記せり、【披き見べし、大地主ノ神は、何れの神と申すにか、倭ノ大國魂ノ神の大地ノ官と、垂仁紀にあれど、彼神ともきこえず、】神名帳に、大和ノ國葛上ノ郡葛木御歳ノ神社、【名神大月次新嘗】高市ノ郡大歳ノ神社御歳ノ神社あり、祈年祭ノ祝詞に、御年皇神能前爾、白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氐云々、四時祭式祈年祭ノ條に、御歳ノ社ノ加ニ白馬白猪白鷄各一【こは右の葛上ノ郡なる御歳ノ神社を云なり、古語拾遺に猶ノ故事を記せる所に、是今ノ神祇官、以ニ白猪白馬白鷄ヲ祭ニ御歳ノ神ニ之緣也、とあるこれなり、さて右の祝詞の上文に、御年ノ皇神等能前爾白久とあるは、祈年祭にあづかりたまふ諸ノ社を都ていひ、右に引るは、御年ノ神一社をいふなり、後文を披き見て辨へよ、】舊事紀に、妹高照光姫ノ大神ノ命、坐ニ倭ノ國葛上ノ郡御歳ノ神社ニ、と云るは、式に鴨都波八重事代主ノ命ノ神社、つぎに葛木御歳ノ神社とならべる故に、事代主ノ命の御妹神を、おしあてにあてたる物にて、例の妄ごとなり、ゆめまよはさるゝ事勿れ、】○天知迦流美豆比賣、天知は阿米志流と訓べし、知ノ字は、迦ノ誤ならむ、故六字皆、音とはあるなり、【知ノ字なりとも必音に讀ムべきことゝ思ひて、後ノ人さかしらに、迦を知に改めたるか、延佳深くも考へずて、六ノ字を皆作しと云るは、なかなかに非なり、】名ノ義は未ダ思ヒ得ず、若くは天知は、かの天飛雁と云意もて、地ノ名の輕の枕詞に、天飛やと置ると同意にて、【其枕詞のことは、下卷輕ノ太子の御哥ノ下に云、】迦流は大和ノ國高市ノ郡の輕に因れる名にや、【同郡に大歳ノ神

社のあるも由あり、】然ればは美豆は稱名にて、みづ〳〵しき意なるべし、又万葉一[卅]に、天知也日御影乃水許曾波云云、これら皆、せめて心見に云るのみなり、○奥津日子ノ神、奥津比賣ノ命、奥津は地名か、古今集に、貫之が和泉ノ國に侍りける時に、倭より越まうで來て讀て遣ける、藤原忠房、君を思ひ沖津の濱に鳴鶴の云々、【沖津ノ濱、或書に、和泉ノ郡にありとも、又日根ノ郡に在りとも云り、】これか、和名抄に、彼ノ國和泉ノ郡軽部ノ郷あるも、御母ノ名に由あり、【大鳥ノ郡に、大歳ノ神社もあり、又和泉ノ郡積川ノ神社も由あること、波比岐ノ神の下に見ゆ、】又參河ノ國にも此ノ地名あり、【同國安倍ノ郡に、大歳御祖ノ神社もあり、式に能登ノ國鳳至ノ郡に、奥津比咩ノ神社あれど、そは瀛津比咩ノ神社と聞ゆれば、此ノ神にはあらじ、】さて此ノ比賣神にのみ命とあるはいかゞ、此ノ段前後の神たち、又前ノ段の須佐之男ノ命の御末の神たち、凡て某ノ神とのみ有て、命と云る例は、一柱も見えぬ物をや、○大戸比賣ノ神、戸は瓮【濁て讀】と訓べし、瓮は竈のことなり、上ノ黄泉戸喫の下【傳六の七葉】に云るが如し、さて和名抄、河内ノ國河内ノ郡に大戸ノ郷あり、姓氏錄大戸ノ首の下に、河内ノ國日下ノ大戸村とあるは、此ノ郷のことなるらむ、古ヘ河内和泉一ツ國なれば、彼ノ奥津と由ありて聞ゆ、【又越中ノ國新川ノ郡に大部ノ郷あり、万葉廿に、田口ノ朝臣大戸てふ人ノ名も見えたり、】○諸人は、万葉五に、母呂比得、十八に毛呂比登とあり、○以拜は伊知伊都久と訓べし、上に阿曇ノ連等之祖神以伊都久神也、胸形君等之以伊都久三前ノ大神者也、中巻に御上ノ祝ノ以伊都玖天之御影ノ神之云々、葦原色許男ノ大神ノ以伊都玖之祝之云々、などあると全同じさまなればなり、又此ノ巻ノ末に拜祭とあるをも、伊都伎麻都流と訓べきこと、彼【傳十五の三十葉】に云るが如し、さて伊都久てふ言の解は、既に上【傳六の六十六葉】に出つ、○竈神、竈は加麻と訓べし、和名抄に、四聲字苑ニ云、竈ハ炊爨ノ處也、和名加萬【又唐韻ニ云、窯ハ燒レ瓦ヲ竈也、漢語抄ニ云、加波良加万、新撰字鏡には、窯ハ須恵加万、】とあればなり、【今俗に釜をも加麻と云めるに、竈を加麻と云は、釜より出たる名と思ふ人あれど、さに非ず、古ヘ釜を加麻と云ることなし、釜は、賀奈閇また末路

なども、あり、【これらは、大膳式に見えたることゝは別なり、】○文德實錄に、齊衡二年十二月、大炊寮ノ大八島ノ竈ノ神、齋火武主比ノ命、庭火ノ皇神、並ニ授從五位下ヲ、天安元年四月、特ニ勅大炊寮ノ大八島ノ竈、内膳司ノ忌火庭火ノ神、並ニ授從五位下ヲとあり、（前に從五位下疑ひあり、）三代實錄に、貞觀元年正月、大炊寮ノ從五位下大八島ノ竈ノ神八前、齋火武主比ノ命ノ神、内膳司ノ從五位下庭火ノ皇神等、並ニ授從五位上ヲ、或本に、此ノ大炊寮を大膳職とあるは、脱たる文なり、古本には、大膳職從五位下火雷神、大炊寮云々とあり、西宮記に、内膳ノ御竈奉ル遷シ他所ニ事、以中納言ヲ爲上ト、衛士八人舁之、宮主先ヅ解除、納言一人并外記史以下步行供奉と見え、中右記に、内膳司ノ御竈ノ神ハ三所也、平野供ニ御祭奉仕ノ神也、一所ハ庭火、是レ尋常ノ御飯奉仕ノ神也、一所ハ忌火、是則十一月ノ新嘗、六月ノ神今食ノ祭奉仕ノ神也、禁秘御抄に、竈ノ神有ル他所ニ之時、中納言以下供奉、七日間ニ若有ル女房ハ不忌之、男ハ在ル上ニ外不沐浴也、四ノ足ヲ破、但指合テ用之、不可說ノ物也、百練抄に、寶治二年十月廿二日、内膳ノ屋燒亡、御竈ノ神燒損シ給、廿四日、近日御竈ノ神燒損、可キ請改哉否ノ事、被問諸卿ニ、十一月十九日、軒廊ノ御卜、内膳ノ竈燒損ノ事也、閏十一月廿二日、被定内膳ノ御竈可キ請改日時ヲ、來ル廿八日とこれによれば、神躰即かれの竈なりと聞えたり、此時の事、なほ增鏡の末々ノ卷に委く見ゆ、また右の二代實錄に、八前とあるは、大膳式に、竈ノ神四座、齋ノ神四座、とあるを合せていへるか、又内膳司なる竈ノ神は、卽チ竈を神と云るなり、】また竈ノ神は、如此ク公家オホヤケにも祭リ賜ひ、又古へより諸氏までも各祭りしこと、此記ノ文にても知べく、江家次第正月元日四方拜ノ儀に、竈ノ神をも拜むこと見ゆ、【簠簋内傳と云ものに、丙丁ノ日不祭竈ノ神ヲと云ことあり、かゝることは云に足ねど、是にても昔ノ祭りしことしるべし、】さて今ノ世には、三寶荒神など云て、穢キタナき名を申すは、いとあさましきわざなるかも、○大山咋オホヤマクヒノ神、山末之大主ヤマスヱノオホヌシノ神、此二ッの名ノ義、いかなる故か未ダ思ヒ得ず、山と云ッは、其に日枝ノ山に因れる名にや、上の山ノ字に上聲を注せるは、大山オホヤマとは連ツヾかず、山咋ヤマクヒと連ツヾく名にて、其聲コヱなり、咋とは亦ノ

名の大神と同意にて、其山に主はき坐ス意にや、又山に末と云は、麓を山本と云に對ひて、上方のことなり、大祓詞に、高山ノ末短山ノ末、万葉十三ノ丁ニに、三諸者人之守山、本邊者馬醉木花開末邊方、云々、【濱松ノ中納言ノ物語に、なにをたのみごころにてかは、いとかうたづきなうわびしき山の末にはすぐすべからむと云々】などあり、但シ此の山末は、地名にても有むかし、【式に、伊勢ノ國度會ノ郡に山末ノ神社あり、】○近淡海ノ國、和名抄に、近江ハ知加津阿不三とあり、【遠江に對へて、近淡海とは云へども、古へも今も常には、阿布美とのみ云り、故レ師は、此記に近ノ字あるは、後ノ人のくはへたるか、といはれたり、】○日枝ノ山に坐とは、神名式に、近江ノ國滋賀ノ郡日吉ノ神社【名神大】是レなり、三代實錄に、貞觀元年正月、近江ノ國從二位勳一等比叡ノ神ニ授正二位、從五位下小比叡ノ神ニ授從五位上、元慶四年五月、奉授正一位勳一等大比叡ノ神ニ正一位、從五位上小比叡ノ神ニ從四位上ヲとあり、【臨時祭式にも、日吉ノ神社一座とあれば、神名式なるも一座なり、然れば是レ大比叡ノ神にして、小比叡は式外の神と見ゆ、小右記に、比叡ノ御社とあり、拾遺集に、僧都實因比叡ノ社にてよみ侍ける、ねぎかくる日枝の社のゆふだすき、草のかきばも言やめてきけ、とあり、後世には、比叡ノ山と云へば、延暦寺のことゝ心得、日吉をば比余志と唱へて、別なるが如くになれり、古へは日吉と書るも比叡にて、比余志と云ることはさらに無し、住吉も、古へは須美能延にて、須美余志と云ことは無りしと同じことなり、又最澄僧此ノ山に佛寺を建て、此神をも、其寺の守リ神の如くになして、山王といふ名をさへ負せ奉りつれば、今ノ世に至ては、其ノ比與志と云名さへかくれて、たゞ山王とのみ申すめり、又後ノ世に日吉七社と申すは、古書に見えぬことなり、其はかの最澄が延暦寺を建たる時よりの所爲と見えたり、三代實錄延喜式などは、彼レより後なれども、古へによれり、さて其ノ七社の中に、大宮と申すや大山咋ノ神ならむと思ふに、然には非ず、大宮は彼ノ最澄が、大三輪ノ神を祀るよし、後の書どもに見ゆ、然らば二ノ宮と申すが大山咋ノ神にて、小比叡ノ神か、さだかならず、或書に、大宮は大比叡ノ明神にて、大物主ノ神なり、二ノ宮は

小比叡ノ明神にて、國常立ノ尊なり、猿ノ地主權現と云へれども、小比叡を國常立ノ尊と云は、いたくひがことにて、これぞ地主權現と申すべきを思へば、これぞ大山咋ノ神ならむか、さて又別に中ノ七社下ノ七社と云も有て、合せて二十一社と云、其下ノ七社の中に、山末ノ社と云あり、此ノ名此に由あり、然れども佛徒いかに心のまゝに撰べばとても、さすがに古ノより此山に坐ける大神を、うばひ去ることはえせずて、上ノ七社の中には坐べしとぞ思はる、抑二十一社言な佛ざたのみにて、宗とあるべき古ノ神ノ社は、其中に何れにかまぎれてあるばかり埋れ賜ひぬるに、甚くあさましきわざなりけり、凡て此御社のことは、後ノ世ごとに、くさぐさ云ることどもあれども、みな延暦寺に因て、佛めきたることのみなれば、取に足らず、後ノ世なる公事根源に、比叡ノ山の神は、松尾ノ神と同躰にて、大山咋ノ神と記したまへるは、古書に據て實のことなり、】〇葛野は加豆怒と訓べし、中卷ノ明ノ宮ノ段の大御歌に見ゆ、書紀垂仁ノ卷に、喚竹野媛者、因形姿醜返於本土、則羞其見返、到葛野自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、とあるを思へば、古へは乙訓ノ郡のあたりまでかけて、泛く葛野と云しなり、和名抄に、山城ノ國ノ郡葛野加止乃、また葛野ノ郷も見ゆ、【加豆に葛字を用ひたるは、久豆を加豆とも云しにて、字音を取るにはあらず、後に加都野と云は、加豆の轉れるなり、下總の葛飾は音を取れり、例異なり、】〇松尾は、神名式に、山城ノ國葛野ノ郡松尾ノ神社ノ座【並名神大、月次相嘗新嘗】これなり、此ノ御社は、古へより佛ざたの混はぬ故に、今に至るまで、大山咋ノ神とさだかに傳へ申せり、【今ノ座に、或は若山咋ノ神とも申し、或は市杵嶋姫命とも申すなり、】續紀に、延暦三年十一月、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也、【乙訓は式に、乙訓ノ郡乙訓ノ坐火雷ノ神社とある是なり、遷都は、長岡ノ宮に遷り坐すを云、】同五年十一月、叙松尾神從四位下、日本紀略に、同十三年十月、叙松尾ノ神加階、以遷都也、【遷都とは、今の平安宮に遷り坐すを云、】續後紀に、承和十二年五月、奉授從四位上勲二等松尾ノ神正四位下、同十四年

七月、奉レ授ニ從三位一、文德實錄に、仁壽二年五月、正二位、三代實錄に、貞觀元年正月、從一位、同八年十一月、加ニ正一位一ヲと見ゆ、【江次第に、大寶元年、秦ノ都理始ヲ造ニ立神殿一ヲとあるは、始ナリと云ることいかゞ、それより以前にも、神殿なかるべきに非れば、こは其時新めて美く造り奉りしを云にや、】後拾遺集に、一條ノ院ノ御時始めて松ノ尾の行幸侍りけるに、歌ふべき歌つかうまつりけるに、源ノ兼澄、千石破松ノ尾山の陰見れば、今日ぞ千年の始なりける、○用鳴鏑神、鳴鏑のことは、上【傳十の四十葉】に見ゆ、さて此は、鳴鏑を用ひて祭ることゝ聞ゆめれど、然ては言足ず、【故レ師は、鏑ノ字ノ下に、齋か祭かの字脫たるべしと云れき、然れども、貞觀儀式江次第などに、此ノ御社の祭ノ儀は見えて、其料物等も延喜式に載られたれども、箭のことは凡て見えず、抑此記に然記さるばかりの由あることならば、必ズ其祭に是レを用ひらるべきわざなるをや、又記中に、其ノ神ハ生ニ某處ニ由、さる例多かるに、其祭に用る物を擧て、云々神也と云る例はさらもなし、書紀に、伊邪那美ノ命の御事を、木ノ國熊野の有馬ノ村にて、花ノ時亦以レ花祭云々とあるは、ことのさま異なり、かにかくに此は、ことのさまいかにぞやおぼゆ、】故レ思フに、用ノ字は、或ハ作などの誤か、若シ然らば、鳴鏑ノ作部理作流神那理と訓べし、【又は丹ノ字の誤にて、阿加伎鳴鏑にや、】如此謂所以は、山城ノ國ノ風土記ニ云、賀茂建角身ノ命、娶ニ丹波ノ國ノ神野ノ神伊可古夜日女一生子、名ヲ曰ニ玉依日子一、次曰ニ玉依日賣一、玉依日賣於ニ石川瀨見ノ小川一遊ビ爲時、丹塗矢自ニ川上一流下、乃取挿ニ置床邊一、遂ニ孕生ニ男子一、至ニ成人時一、外祖父建角身ノ命、造ニ八尋屋一、竪ニ八戶扉一、醸ニ八腹酒一、而神集ヘ集ヘ而、七日七夜樂遊、然ニ與ニ子語リ言、汝ノ父ト將ニ思フ人令ニ飮ニ此ノ酒一、卽舉ニ酒坏一、向レ天爲レ祭、分ニ穿屋甍一而升ニ於天一、乃因ニ外祖父之名一號ニ可茂別雷ノ命一、所ニ謂丹塗ノ矢ハ者、乙訓ノ郡ノ社ニ坐ス火ノ雷ノ命在、また釋日本紀ニ云、賀茂別雷ノ命ノ父ハ丹塗ノ矢、乙訓ニ坐ス火ノ雷神社是也、亦秦氏ノ大赤ノ帳者、戶上ノ矢者、松ノ尾ノ大明神是也、松ノ尾ノ大明神者、大山咋ノ神、用ニ鳴鏑ニ次、【大赤云、八ノ

のまだなり、万葉祝詞式などを見よ、】○庭津日ノ神、名ノ義、前後の神の類を思ふに、庭は家庭の意なるべく、日は産靈の靈なるべし、さて上の竈ノ神の下に引る、續紀文德實錄三代實錄等に見えたる庭火ノ神は、即チ此神の御名に依れるなるべし、【火は借字にて、必庭燎のことには非じ、】猶下に大嘗祭式を引る處考へ合すべし、○阿須波ノ神、名ノ義未タ考へ得ず、【されど 當に強て云ハば、足場の意にや、足を阿須と云は、在に引ク地ノ名の足羽など是なり、凡て何處にまれ、人の足蹈立る地を足場と云、今ノ世の言にも、足場の好惡をなど云此なり、さて凡て場と云は、庭の略にて、大庭を意富婆と云類多し、又場ノ字をも爾波と訓ることもあり、何にまれ事を爲ス地を、場と云、さて場と云ときは、音便にて濁れども、もと爾波の略なれば、波と清音なり、故レ此ノ神ノ名の波は、清音に唱ふるなり、さて此ノ神は、人の物へ行ことも、萬ヅの事業をなすことも、足蹈立る地を守リ坐ス神なるが故に、家毎に祭りしにや、】此ノ神の事、なほ次に云り、○波比岐ノ神、名ノ義は是レも未タ思ヒ得ず、【例の強ていはゞ、波比入君の意か、伊は比の韻にある故に、本より省き、又理と美とを省けるなり、如此ク活用の理を省く例多く、又君の美を省く例も多かり、後撰集雜ノ上に、通ヒ住ミ侍ける人ノ家の前なる柳を思ひやりて、躬恒、妹が家の波比入に植る青柳に、今や鳴らむ鶯の聲、堀川百首にも、柴の屋の波比理の庭におくか火の煙うるさき夏のゆふぐれ、是レらを思ふに、門より舍屋内に入るまでの間の庭を、波比入と云しなり、古言なるべし、波比入とは、たゞ歩入にて、今ノ世の言にも、入レを波比流と云これなり、波布とは、いさゝかの間の處を歩き行ことなり、故レ源氏物語などに、家ノ内などにて、彼より此へ來ることなどを、波比渡など多く云り、須磨ノ浦と明石ノ浦との間を、たゞはひわたるほどゝ云ること、彼ノ卷々に見えたるも、甚近きよしなり、後ノ世にはたゞ、虫などの行クをのみ波布とは云、それも虫などは、甚小き物にて、いさゝかの程を、わづかに歩く物なる故に云なるべく、又人も、俯伏て手と足として行クを波布と云、是レも遠くはえ行れぬ物なれば、いさゝかの程を行ク意より云なり、かゝれば、かの人ノ家

庭高津日ノ神を祭り、阿須波波比岐ノ二神も祭らるゝ由あるなるべし、【庭高津日は、凡ての庭、波比伎は、其ノ波比入の庭を守リ坐ス神なるべし、又拔穗より、其を京に運ビ進るまでの、種々の事を行ふ足場を守リ坐スがために、阿須波ノ神をも祭らるゝなるべし、是ニを以ても、二神の名義を右の如くならむかと思ふなり、或說に、此ノ二神をば、竈神なりと云は非なり、そは別に上に竈ノ神者也とあるをや、又かの齋部の齋院は、たゞ拔穗のためのみにして、炊爨の事に關らねば、竈ノ神は祭るべき由なし、又竈ノ神なりと云に就て、波比岐を灰木の意ぞなど云は、いよゝ非なり、灰木と云ことのあらむやは、】万葉廿 卅 上總ノ國ノ防人ノ哥に、爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波々牟、加倍理久麻泥爾、【袖中抄に、上總ノ國に阿須波と申す神おはす、と云るは非なり、又爾波奈加を、彼ノ國の地名とする說もわろし、】此ノ哥に庭中之とよめるを以て、當昔民ノ家の庭に竈ノ神などゝ共に、此ノ阿須波ノ神をも祭りしこと知ベし、さて此ノ神を祭るうへは、庭高津日ノ神波比岐ノ神なども、同く祭りつらむ、【然るに取リ分て阿須波乃神備としもよめるは、旅行を祈る故なるべし、行前を足ふみ立る地を守リ坐ス故なり、若シ此を竈ノ神とせば、旅行を祈らむこと由なし、】さて右ノ哥は、末ノ句を味ふに、彼ノ阿須波ノ神は、己が家のみに非ず、行前の宿々の家に祭れるを、伊波比つゝ、行むとよめるなれば、何國にても、家ごとに祭ることしられたり、【神名帳に、攝津ノ國西成ノ郡阿須波ノ神社、在 某村今ノ稱某神と云るも、此神を祭れるなるべし、さて万葉九に、河内に片足羽川とあるを、こは阿須波川なり、今ノ本は誤れり、又和名抄備中ノ國後月ノ郡に、足次ハ阿須波とあれど、こは波ノ字を誤れるなり、○越前ノ國に足羽ノ神社のあるにつきて、往時に思ひけるは、かの座摩ノ御巫ノ祭ル神五座は、本ト繼體天皇の越前に大坐まし〻時、其國にて殊に尊崇たまひし神たちを、御位に即キたまひて後、京城にも齋キ祀リたまひしより傳はりて、後の京々にも、同じごとく祭られしにや、彼ノ堀井ノ神は、越前ノ坂井ノ郡坂名井ノ神社、又今宮井と云處もあり、又足羽井も、彼ノ國足羽ノ郡足羽ノ神社と名似たればなり、若シ然らば、攝津ノ國の座摩

こは無きに從ひつ、又師は、九神の神ノ字、上の例によるに、柱なるべしと云れしかど、幾柱とも幾神ともある例なれば、いづれにてもよし、】奧津日子ノ神より大土ノ神までは、合せて十柱なるに、九神とあるは、數の違へるに似たれど、ゆゑあることなり、奧津日子奧津比賣を一神として計るなり、此ノ例、上に神參拾伍神とある處【傳五の六十一葉】に委く辨へつ、【延佳が、九ハ當レ作レ十ニと云るは、よくも考へざるものなり、】○并十六神、この數も右の例なり、

羽山戸神。娶大氣都比賣神。自氣下四字以音 生子若山咋神。次若年神。次妹若沙那賣神。自沙下三字以音 次彌豆麻岐神。自彌下四字以音 次夏高津日神。亦名夏之賣神。次秋毘賣神。次久久年神。久久二字以音 次久久紀若室葛根神。久久紀三字以音

上件羽山戸神之子。自若山咋神以下。若室葛根神以前。并八神。

大氣都比賣、此名上【傳五の五十三葉、九の八葉】に見ゆ、但其レ非か、若シ其ノ神ならば、既ク須佐之男ノ命に殺され賜ひしかば、今は其ノ御靈を鎭祭る社の神の、現女に化て、嫁坐しなるべし、【さる例おほし、】○若山咋ノ神、御伯父に大山咋ノ神坐ス故に、こは若と云なり、【大と若と對へて稱へたる名多し、】名ノ義彼と同じ、さて三代實錄【上に引り】に小比叡ノ神とあるは、此ノ神などにもや有ラむ、【猶よく考へて定むべし、】○若年ノ神、これも御祖父に大年ノ神、御伯父に御年ノ

し、○久々紀若室葛根ノ神、【舊事紀に、此ノ久々をも冬と作る、非なること上に同じ、】久々は上なると同く、紀は木なり、かくて是は、室に造る材木の、長く立のびたるを云、若室は、書紀に、宮を美て日之少宮と云る【日之少宮は、檜之若宮なり、眞木割檜之板戸、檜之御門などの類なり、舊說は古ノ意に非ず、】少と同くて、室をも美稱へて若と云るなり、そは美豆垣の美豆と同意なり、猶師の冠辭考【みづがきの條】に委く見えたり、葛根は都那泥と訓べし、葛は綱なり、其由はまづ師の冠辭考【いはつな、又つぬさはふの條、】に古へは都奴と都那と都多と通はし云り、故に都奴佐波布伊波と云は、蘿這石なり、石綱乃又變若反とよめるは、石蘿の、はひ別ては、又はひ返る意のつゞけなりとあり、【今云、都多を又都良とも通はし云り、都良は、今ノ世には蔓葛と云是なり、此事は傳六の十九葉に委ク云り】さて今思ふに、物を結縛ぐ綱にも、古へは多く葛藤の類を用ひし故に、【まさき木の綱など云るを思ふべし、】都那とは云なり、然れば綱も、本は蘿と云と同じければ、葛とは書るなり、さて書紀顯宗紀室壽ノ御辭に、築立稚室葛根云々【今本に、葛根をカ。。。ヅラネと訓るは非なり】とあるは、此と全同じ、又大殿祭ノ詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久云々、注に、古語番繩之類、謂之綱根と見え又彼ノ室壽に、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、などもあるは、凡ていと〳〵上ツ代の家造は、いづこをも〳〵、繩葛を以て結固めしものなり、【其中に、下津綱根と云るは、柱の本の方、又床などのあたり、凡て下の方を結固めたる處を云るなり、】故ッ宮室を賀にも、先ッ右の如く、葛根を云たり、【万葉十九に、天爾波吐、五百都綱波布、万代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、この綱波布は、如何よめるにか、未タ思ヒ定めがたし、續紀十九に、聖武天皇ノ御母の謚を、千尋葛藤高知天宮姫ノ尊と奉りたまふ、是も葛藤は、天ッ宮によれることなり、これに因て思へば、右の万葉なるも、天とは、新嘗ノ宮の屋根を賀て云るにて、同じことにやあらむ、】されば此神は、民の舍屋造のことに功ありし神なるべし、○上件云々、諸本みな戸ノ神二字を脫せるを、延佳戸ノ一字を補つ、今

又神ノ字を補ふ、また白若山咋神ノ五字も脱たるを、延佳補たり、又葛根ノ神の神ノ字も、諸本に脱たるを、今補つ、抑此所にかく多くの字の脱しは、いかなる故にか、延佳が補へたるは、宜にぞありける、然るに、中なる若山咋にのみ神ノ字を附て、上下の二柱ノ神には、此ノ字を補ざるはいかにぞや、今ノ上下ある例ども考ふるに、かゝる所には、何も神ノ字あり、【たゞ國注に、云々野椎并四神、とある處あり、此ノ野椎、本文には神ノ字あるを、注にはなし、又國注に、白天ノ鳥船神云々、此ノ天ノ鳥船は、本文にも神ノ字なし、これらは、此ノ例には取るべくもあらず、】故レ今ニッながら補へつるなりけり、

古事記傳十三之卷

神代十一之卷

本居宣長謹撰

天照大御神之命以豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也於是天忍穗耳命於天浮橋多多志（此三字以音）而詔之豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者伊多久佐夜藝弖（此七字以音）有祁理（此二字以音下效此）告而更還上請于天照大御神爾高御產巢日神天照大御神之命以於天安河之河原神集八百萬神集而思金神令思而詔此葦原中國者我御子之所知國言依所賜之國也故以爲於此國道速振荒振國神等之多在是使何神而將言趣爾思金神及八百萬神

之穗に由縁あることなり、猶下の登由宇氣ノ神の處に委く云べし、【そも〳〵皇御國は、萬ッの物も事も、異國々より優れる中にも、稲は殊に、今に至るまで萬ノ國にすぐれて美きは、神代より深き所由あることぞ、今ノ世ノ諸人、かゝるめでたき御國に生れて、かゝるめでたき稲穗を、朝暮に賜ばりながら、皇神の恩頼をば思ひ奉らで、よしなき漢國のことをのみおもひあつかふは、いかにぞや、】さて上に千秋ノ長五百秋と云も、此ノ水穗に係たる祝辭にて、【秋と云も、穗にかかれるゆゑなり、】長く久しく、御子命の此ノ水穗を所聞食べき國、と云意以て名けたる國號なること、彼ノ大嘗祭ノ祝詞に、此ノ同ジ祝辭を、御孫命の大嘗聞食すことに係て云るにても知べし、【又彼ノ大殿祭ノ詞も、云ざまはかはりたれど、万千秋云々は、猶瑞穗へ係れり、】○言因賜而の賜は、只崇辭なり、國を賜ふには非ず、【上に伊邪那岐ノ大神の天照大御神に、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、とある賜は、御頸珠を賜へるにて、此とは異なり、彼處に委く云り、】さてかく天照大御神の御子孫の、此ノ天ノ下をば所知食べき所由の命に、上【傳七の十葉十一葉】に既に出せり、○天降、こゝは阿麻久陀志と訓べし、天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり、【久陀志は令降なり、】○天浮橋は、上に見えて、天より此ノ國に下り上る道に懸れる橋なり、○多々志は立にて、是も上に見ゆ、○伊多久は痛なり、万葉に多く此字を書り、又甚ノ字疾ノ字などをも書き、七ノ卷〔三十〕には太くともあり、【こは太ノ字ならむか、】又伊多とのみも云り、下卷輕太子の御哥に、伊多那加婆とあるこれなり、【痛泣者なり、】さて万葉に、伊刀と云にも痛ノ字甚ノ字をも書て、同意なり、【但し語のつゞきによりて、伊多久と云べき處と、伊刀と云べき處とは、異あるを、今の人は其ノ別をえしらで、漫に通はし云故に、其文いと拙きことなし、】○佐夜藝弖、中卷檀原ノ朝ノ段にも此言あり、其を書紀に、聞喧擾之響と書て、此云左揶霓利氣離とあり、【氣ノ字ノ今ノ本に奈と作るは、決て誤なり、此は奈離とては言ととこのはず、】在揶霓利は、万葉に有ノ字を下に添て書ク格の言にて、即さやぎありと云意なり、さて下に氣離と云は、今此に

べし、【然るを、前後に同言の重なるを煩しと思ひて、終にはたゞ、登とばかり云て結るは、今ノ人の私のさかしらなり、なほ委く首ノ巻に、證ども舉ていへるが如し、】○更は、請へかけて見べし、○高御產巢日ノ神天照大御神ノ之命以云々、凡てかゝる詔命を云に、此ノ二柱ノ神をかくの如く列ね舉たる處もあり、又天照大御神を先に、高御產巢日ノ神を次に舉たる處もあり、又高御產巢日ノ神をば畧て、たゞ天照大御神のみを舉たる處もあるは、天照大御神は表にして、高御產巢日ノ神は裏なるが如くなればなり、然云故は、高御產巢日ノ神は、高天ノ原を所知食君主には坐さず、【故レ裏なるがごとし、此ノ神を次にも列ね、又は畧きもせるも是ノ故なり、】天照大御神ぞ、伊邪那岐ノ大神の詔命によりて、始メて高天ノ原を所知食主に坐して、【故レ此ノ大御神ぞ、天皇の御祖にはましくける、】其ノ天津日嗣を傳へて、御子命を天降奉たまはむとするをりの詔命なればなり、【故レ表なるが如し、此ノ大御神を先にもあげ、又一柱のみをも擧るも此ノ故なり、】然るを書紀ノ本書には、たゞ高御產巢日ノ神をのみ舉て、此ノ大御神の詔に係ざるは、いさゝか心得ぬ傳へなり、】然はあれども高御產巢日ノ神は、天地の初發の時より、高天ノ原に成坐して、【故レ此神を先にも列たり、】世に所有る物も事も生成は、悉く、此ノ神の產靈の功德によるが故に、【傳三の十三葉に委く云るが如し】今如此る詔命なども、相並て詔ひ、【然るをたゞに外家羽翼とやうにのみ說なせるは、例の漢意にのみ思ひて、書紀ノ諸ノ注、此ノ神の御事を申せることゝ、みなおろそかなり、】又皇御孫ノ命、遠皇祖とも崇奉給ふなり、【是レ又皇祖とするも裏なるが如し、さて此ノ神を皇孫ノ命の皇祖と申すをも、たゞに外祖父に坐ス故とのみ思ふも、產靈の義を知らざるなり、萬ノ物も事も、此ノ產靈より成生ば、此神は、皇孫命の皇祖なるのみに非ず、凡て萬姓萬物萬事の御祖に坐ますなり、天照大御神は然らず、たゞ皇孫ノ命の顯皇祖に坐スなり、此ノけぢめをよく辨へ奉るべし、】書紀の諸ノ注に、右の意を得たるもの一ッも無きは如何ぞも、【たゞひたすらに漢意にのみ迷へるゆゑなり、】○神集々而、上にも此ノ同語有リ

と二柱のみを指て申せること、此記書紀など合せ見て明し、又古語拾遺に、神留美を神産巣日神にあてたるも、心得ぬことなりかし、さて上に皇親と置る、皇は天皇を申す、凡て須賣良賀云々と云こと、宣命などに例多し、親はむつましきを云、天照大御神は、皇孫ノ命の御祖に坐スこと、更にも申さず、高御産巣日も、外祖父に坐せば、共に睦しき御生祖なり、さて是レを世に皇ノ親とつらねて讀へるは、宜しからず、皇を離して、親神漏岐とつゞけ讀べし、彼ノ孝徳紀に、我親神祖と詔ひ、出雲ノ神賀にも、親神魯伎と云るをや、又此ノ親は、次なる神漏美へもかゝる詞なり、】○令レ思而詔、こは先ツ思はしめて、後に詔フと云ごと聞ゆれど、然には非ず、思はしめむが爲に、集たまひて詔フなり、○此葦原云云、こは高天ノ原にして詔ふなれば、彼とあるべきを、此と云るは、古への一ツの格なり、中昔ノ源氏物語などにも、必ス彼と云べきを、此と云ること甚多かり、○道速振の[illegible]は、[illegible]、【用てふ言に、道ノ字を借ッて書るは、道はもと知なるを、美知といふは、御道といふことなり、】○荒振は、打聞えたるまゝなり、【後拾遺集神祇部に藤原長能、今よりはあらぶる心ましますな、花の都に社さだめつ、】○國神とは、高天ノ原にして詔ふ故に、別て如此詔ふぞ、○多在は、佐波那流とも淤富加流とも訓べし、【那流は爾阿流なり、加流は久阿流なれば、何れにても在ノ字に當る、】書紀に、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木咸能言語、故高皇産靈尊召集八十諸神而問之曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼、當遣誰者宜也、また一書に、高皇産靈尊勅八十万神曰、葦原ノ中國者、磐根木株草葉猶能言語、夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之、【書紀にも、これらを皇孫ノ命を天降し賜はむとする時の事に云るは、此記と異なり、】これら皆荒振神の多有状にして、上に佐夜藝弖有祁理と詔はせるも、如此る状を見そなはしてなり、【此ノ時葦原ノ中國は、なほかく荒振神多くして、未平るは、何故ぞと云に、かの須佐之男ノ命の黄泉の汙穢のなごりありて、未タ清淨天照大御神の御徳化の至り及ばざる故なり、前ノ須

にや、】○至于三年は、美登世爾那留麻傳と訓べし、さて年を常には登志と云を、其數を云には、凡て三登世八登世など、登世と云、万葉五卅丁に、伊都等世などあり、登世は年經なり、【志幣は世と切れり、】穀を一度取收るを、一年經と云、二度取り收るを二年經とは云なり、【故レ登世とは、其ノ經數のときに限りて云ヒ、又經ル數のときには、必ス登世と云て、登志とは云ず、さて登志と云は、本ト穀を取り收るを云と云ことは、傳九ノ卷大年ノ神の下に委く云り、】○不復奏、加幣理許登とは、使ノ人の還て申ス言と云意にて、加幣理は其ノ使に係る言なり、【然るを今京になりて後、答歌を返しと云から、加幣理言をも、彼方の答ヘ言の意と思ふは、違へり、漢文に復命と云復は、かの返しと云に當れり、加幣理言の加幣理には當らず、さて中昔の物語文などに、加幣理言を、只加幣理とのみ云ヒ、又御ムを添へて云るなどは、違へることなれど、是レらは後に轉りて、加幣志と加幣理と一ツになれるなり、】万葉十九丗丁に、平安早渡来而、還事奏日爾云々、さて書紀に、僉曰ク天ノ穂日ノ命是ノ神之傑也、可不試歟、於是俯シ順衆ノ言ニ、即以テ天ノ穂日ノ命ヲ往テ平ク之、然此ノ神佞媚於大己貴ノ神ニ比及ルマデ三年ニ尚不報聞、故仍遣ス其ノ子大背飯三熊之大人ヲ、【亦ノ名武三熊之大人、】此レ亦還順テ其ノ父ニ遂不報聞、【この三熊ノ大人の事、此記には見えず、】還却ル祟神祝詞に、誰神乎先遣波、水穂國能荒振神等乎、神攘々平氣武止、神議々給時爾、諸ノ神等皆量申久、天穂日命乎遣而平氣武止申支、是以天降遣時爾、此神波返言不申支、次遣志健三熊之命毛、隨ニ父ノ事ニ氏、返言不申、出雲國造神賀ノ詞に、高天能神王高御魂神魂命能、皇御孫命爾、天下大八嶋國乎、事依奉之時、出雲臣等我遠祖天穂比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久、豐葦原乃水穂國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾、安國止平久所知坐之米牟止申氏、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、

媚附て、かつ〳〵和し給ひけむ、故レ此記などに、媚附てとは云るなり、そは未タ返リ事せぬほどは、其ノ志趣知られざれば、たゞ不忠がごとぞ聞えけむ、書紀に天若日子のことを云處に、此神亦不忠誠也とある、亦ノ字は、先の穗日ノ命を不忠誠としていへるなり、】即次の天若日子の事に移れる故に、其後に此ノ穗日ノ命の復奏給ひしことをば、まぎらかして、傳へ脱せるなるべし、さて後に雉名鳴女を遣ハす時に、たゞ天若日子のことを問ハしむる由のみ有て、此ノ穗日ノ命のなほ久しく還らぬ所以を問ハしむることは、見えざるを思へば、其ノ以前に既ニ返リ事申シ給ひしこと知られたり、かくて後ノ神賀に、菩比ノ命は、返リ事申シて後は、天に留まりて、降リ給はぬ趣に云るも、然有けむ、其故は、書紀上ノ段【傳七の六十五葉】に、此神ノ子孫ノ氏々を擧たる處に、天ノ菩比ノ命ハ此出雲ノ國ノ造某々等ノ祖也とは無くて、天ノ菩比ノ命ノ之子建比良鳥命此出雲ノ國ノ造某々等之祖也とあるも、出雲に降リて大國主ノ神の祀を主し始祖は、夷鳥ノ命なればなるべし、【比良鳥と夷鳥とは一ツなり、】師は、穗日ノ命の天に留りて、降リ給はざりしと云フ説に、彼ノ國造等夷鳥ノ命を以て始祖と崇ル故に、神賀ノ詞にも、熊野ノ大神の先ノ擧たることハ引たれども、其は事違へり、前に云る如く、熊野ノ大神は、須佐之男ノ命にして、夷鳥ノ命に非ること明ければなり、さて書紀に、當ニ主ニ汝ノ祭祀一者天ノ穗日ノ命是也、と詔はせしによらば、此ノ神又降リ給ひけむか、とも思はるれども、父に代せし驗を、其子ノ承行はむに、違へりとも云べからず、又思ふに、かの同ジ段に、於二天ノ安ノ河一亦造二打橋一などゝもあれば、彼ノ詔は、大國主ノ神ノ、高天原ノ朝廷に參リ給む時の祇承をせむ者は、穗日ノ命ぞとの意にもあるべく、又大國主ノ神をば、さばかり厚くあへしらひ給ひしことなれば、天上にしても祭り給ひしこともあるべければ、其を主れとにもあるべく、又是也の是ノ字は、兒を誤れることもあるべし、とまれかくまれ彼ノ詔は、此ノ事に妨あらじをや、】さて書紀に、大背飯三熊之大人とあるは、即チ此ノ夷鳥ノ命か、又別神か、さだかならず、【神名帳に、因幡ノ國高草ノ郡に、天ノ穗日ノ命ノ神社、天ノ日名鳥命ノ神社、阿太賀都健御熊命ノ神社

こ、別にあれば、一には非なるにや、師の祝詞考には、國の國神と定められたる故に謂り、されば熊野ノ神社と此神なりと云ふめれども、三熊ノ命に依て、誤りなるべし、さて推し熊野ノ命とも云ハれたるは、殊に強言になむある、

是以高御產巢日神天照大御神亦問諸神等所遣葦原中國之天菩比神久不復奏亦使何神之吉爾思金神答白可遣天津國玉神之子天若日子故爾以天之麻迦古弓自麻下三字以音天之波波矢此二字以音賜天若日子而遣於是天若日子降到其國即娶大國主神之女下照比賣亦慮獲其國至于八年不復奏故爾天照大御神高御產巢日神亦問諸神等天若日子久不復奏又遣曷神以問天若日子之淹留所由於是諸神及思金神答白可遣雉名鳴女時詔之汝行問天若日子狀者汝所以使葦原中國者言趣和其國之荒振神等之者也何至于八年不復奏

○諸神等上には、思金神及八百萬神諸白さく、此次には、思金神答白さく、又次には、諸神及思金神答白さく、又次に、思金神及諸神白さく、所此言、諸神とのみ云て、思金神を云はず、或は思金神をのみ云て、諸神を省き、或は下上

にうち返しても云ヒなどさま〴〵なるは、只文をかへたるのみにて、同じことぞ、○使何神之吉は、何神乎遣志弖婆延
祁牟と訓べし、弖婆は、多良婆と云意の古言なり、吉ノ字、諸ノ本に告と作るは誤なり、延佳が改めたるに從ふべし、即下に
も、遣ニ曷神ー者吉、とあると同じければなり、さて天智紀ノ童謠に、奈爾能都底爾、多拖尼之曳鷄武とあるに依て、
延祁牟とは訓つ、古ヘ吉を延と云る例多し、【此記雄畧ノ段の大御哥に、吉野をも延斯怒とあり、なほ彼處にくはしくい
ふべし、】又余祁牟と訓まむもあしからず、只同じことなり、さて余祁牟は、余加良牟と云と同くて、【有けむ行けむなど
常に云ッけむとは異なり、】古ヘは此詞いと多かり、今ノ京になりてもまゝあり、【御脊ハ何よけむ、又涙の瀧と何れ高けむ
などのたぐひなり】○天津國玉神、名ノ義いかなる所以とも知リがたけれど、推て云ば、此ノ神往時葦原ノ中國に降リ居
て、國經營に功の事ありし故に、國魂と云ヒ、【某國玉と云例、傳九の六十一葉に委く云り、】天上の神にして國魂なる故
に、天津とは云にや、【天ノ之掌ル玉ノ神也など云説は、ひがことなり、又卜部ノ兼倶ノ説に、大己貴の一名なりと云るは、
顯國玉と思ひまがへしなり、凡て此人などの說は、未しくて云に足ぬことのみぞ、】さて今此神の子を撰出たるも、昔シ
父の彼國に功ありし緣あればにて、國神等も殊によく懷きなむとの意もありけむか、○天若日子は、阿米和加比古と訓ミ來
れり、若シ然訓べくは、此記に天ノ字、訓ム天ヲ如ミ天ノ、注する例なるに、さも有らぬは、阿米能と讀べきにや、とも思はる
れど、姑ク舊キ訓に從ひつ、名ノ義は異なることなし、書紀に、僉曰、天國玉之子天稚彦是壯士也、宜試之とあり、谷
川氏が云ハく、紀ノ中に此神のみは、神とも命とも云る處一ツもなし、賤めたるなるべしと云る、信に然るべし、此記なども
同じさまなり、神名帳に、出雲ノ國出雲ノ郡に、天若日子ノ神社一座あり、又三代實錄十九に、授ク近江ノ國正六位上
天若御子ノ神ニ從五位下ヲとあるも、此神にや、【古今集ノ序ノ細注には此神を、阿米和加美古と云ひ、又狹衣ノ物語
に、大將を天より迎へに來し人を、阿米和加美古と云るも、本ト此ノ天若日子の事より起りて、後ノ世に、天より降る人を

るは、殊にひがことなり、又舊事紀に是レを、天ノ羽々弓と云るは、羽々矢に效ひて云る造言なり、さる弓ノ名あることなし。】さて今征伐使にも、さる大キナル弓長キ矢を賜むは、もとよりのことぞ、次に波々矢は、羽張矢にて、【網侑のたぐひの幅を省きて、波婆と云も、同じ例なるを思ひあはすべし、】羽の廣く大キなるを云なるべし、【私記に、以鳥羽波久矢也、加之重點一者、言其羽之矢衆多也と云ヒ、纂疏に、一隻之矢也と云るなどは、殊にもとなし、又古語拾遺に、大蛇を羽々と云、と云ることあるを引て解る說あり、いふかしき僻言なり、又口決に、作二羽矢於神社一納二羽ノ矢一と云ヒ、又其後の說どもに、二羽は中古よりの製にて、上代の矢は、皆一羽なりと云ヒ、或は二羽と云は、鳥の左羽二つなれば、矢に作る處は四羽なり、今も上朝の射禮に此を用ふ、これ古への製なり、今帽衷の矢も然なりと云り、今按フに、右の說どもに、上古の矢は皆二羽なりと云ヒ、實に然るべし、但シ上古の矢、凡て二羽ならば、其ノ羽々は、いよゝ二羽の意にあらじ、其故は、後世の如く、なべて二羽ならむにこそ、二羽ノ矢をば、分て其ノ由を以ても名ヅくべけれ、なべて二羽ならむには、いかでか分て二羽の由を以て名ヅけむ、されば上古の矢に二羽なりと云は、さることながら、其意を以て羽々を解は、卽て後ノ世の二羽によれる者なり、このうへ二羽なるまじきを、羽々と重ね云むこといかゞ、若二羽の由ならば、直に二羽矢とこそいはめ、二俣小舟二槽、又七枝刀七千槍など云名を思ふべし、古への例皆然なり、】さて書紀神武ノ御卷に、天皇饒速日命の天ノ羽々矢を御覽して、かの天神の御子なりと云ことの、僞ならざるを知食し、又御自所御佩る天ノ羽々矢を示賜ひしかば、長髓彦がいたく蹶踏しなどを思へば、かゝる器なども、天上の朝廷のは、其ノ制、此ノ國の尋常のとは遙に勝れて、異なるさまにぞありけらし、○降到其國云々、書紀に、此ノ神亦不忠誠也、來到卽娶顯國玉之女子下照姬、【亦ノ名ハ高姬、亦ノ名ハ稚國玉、】因留住之、曰吾亦欲馭葦原中國、遂ニ不復命、一書に、天稚彦受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命などあり、【顯國玉は、卽

一書には、書紀の無名を正字として、此記の名鴫をも、那々志ぞ訓べし、物を鳴すを、古言に那須と云り、【笛を吹なす、琴をかきなすなどいふが如し、】されば無の借字に、鳴とは書るなり、巻ノ首に、鼓鳴、註ニ訓レ鳴ヲ云ニ那志ト、とあるに同じ、又無名女の意として、那々伎賣と訓むもひがことならじ、さて書紀に、遣ニ無名雉ヲ伺ニ之ヲ、また一書に、使ニ雉ノ往候ハシムなどある、伺ノ字候ノ字を思ふに、此ノ御使には、名ある神をば遣さずて、故ニ雉ノ鳥をしも撰びて遣すは、天若日子が狀を、伺ひ視しめむが爲なる故に、名も無き微賤者を遣すと云意にて、無名女とは云か、右二つの考、人々好まむ方を取りてよ、さて女と云は、書紀一書に、乃遣ニ無名雉ヲ往候之ヲ、此ノ雉降來、因見ニ粟田豆田ヲ則留而不レ返、故復遣ニ無名雉ヲ、此鳥下來、爲ニ天稚彦ニ所レ射、中ニ其矢ニ而上報ス、ともあるに依らば、雌雉の意ともすべけれど、凡て雌雄にかゝはらず、鳥などの名をば、雌女と云ぞ古への常なる、【舊事紀に、雉の外に鴫をも遣す由云るは、例の附添言なるべし、又曲雉レ事日代に、神所レ遣乎と云るは、こゝろもなし、大書に、天之後國神也、爲レ人清潔云々、報レ命不レ得、又無功名、故曰ニ無名雉ト、といひ、或說に、一人の微賤ノ士を遣すを、無名雉と云といひ、或は、無名とは、其人の姓名を匿せるを云、などゝ云說どもは、凡て神ノ世のならひを知らず漢意より云るなれば、取るに足らず、たゞ實の雉なり、】さて此度の御使に、かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは、何なる所以にか、測り難けれども、漢籍どもを見るに、雉は、物聞ことさく、又よく耿介を守る鳥なりと云れば、さる由にぞ有けむかし、【禮記ノ月令に、季冬之月云々、雉雊、註に、雷陽動則雉鳴而何其頸也、前漢書五行志に、雉者聽察、先聞雷聲、故月令因而紀、また禮記に、士相見之贄、冬用雉、註に、取ニ其守レ介不レ失レ節ヲ、などいへり、】○詔之、この上に召レ雉など、云言のあるべきに、無きは、言を畧けるなり、○汝行の汝は、雉をさす、○汝所以の汝は、天若日子なり、○言趣和、和は夜波世と訓べし、記中に多くありて、和平とも平和とも見ゆ、万葉二ノ卷に、千磐破人乎和爲跡、

【一本に、此ノ稱鳴を、那伎志と訓るはわろし、】又廿五十丁に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎母夜波志、大殿祭ノ祝詞に、言直志和志【古語云夜波志】坐氏、倭姫ノ命ノ世記に、夜波志志都米など見えたり、

故爾鳴女自天降到居天若日子之門湯津楓上而言委曲如天神之詔命爾天佐具賣此三字以音聞此鳥言而語天若日子言此鳥者其鳴音甚惡故可射殺云進。即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉爾其矢自雉胸通而逆射上逮坐天安河之河原天照大御神高木神之御所是高木神者高御產巢日神之別名故高木神取其矢見者血著其矢羽於是高木神告之此矢者所賜天若日子之矢即示諸神等詔者或天若日子不誤命爲射惡神之矢之至者不中天若日子或有邪心者天若日子於此矢麻賀禮此三字以音云而取其矢自其矢穴衝返下者中天若日子寢胡床之高胸坂以死此還矢可恐之本也亦其雉不還故於今諺曰雉之

頓使本是也

鳴女、こは上に名ノ字の有けむが、脱たるにや、又は上の鳴ノ字名なりしを、鳴に誤れるか、只鳴女とのみ有ては、通えず、此も必名鳴女なるべければ、今は然訓つ、又思ふに、此ノわたりより、傳への本のかはれるかと思しきことあれば、【其由は次に見ゆ、】其本に本より鳴女とありしにや、此はいと定めがたし、○門は、此ノ國に淹留て住居家のなり、さて此家は、何ノ國なりけむ知がたし、【出雲ノ國にもやあらむ、】○湯津楓、湯津は五百箇にて、【其ノ由は、傳五ノ七十一葉湯津石村の處に委く云り、】此は枝の繁きを云、上に五百津眞賢木、下卷に百枝槻、書紀に百枝杜樹、又仲哀ノ卷に五百枝賢木、などある類なり、万葉三に、五百枝刺繁生有都賀乃樹乃、などよめるをも思ふべし、【又湯小竹などある湯も、同く五百にて、繁きをいへり、凡て湯津を清淨の意とするは非なり、】楓は、下ノ海神ノ宮ノ段には、湯津香木と書て、訓香木云加都良と見え、書紀には此を、其ノ鏈壁降、生於天稚彦門前、有一湯津杜木之杪、杜木此云可豆邏とあり、【又杜樹と作る處もあり、】万葉七に、向岡之若楓木下枝取、花待伊間爾嘆鶴鴨、字鏡に椿、加豆良とあるは、香木を一ツにしたる字なり、さて和名抄に、楓、和名乎加豆良、桂、和名女加豆良、【常には加都良には、桂ノ字をのみ用ひて、楓ノ字は、後ノ世に加閉天に用ふ、さて楓を、加閉天にはあらず、】まづ楓は、爾雅ノ郭璞が註に、樹似白楊、葉圓岐、有脂而香、今之香楓是也と云、又他の漢籍どもに、よく紅葉する物と云り、さて貝原氏が云、楓は、其葉さゝこに白楊に似て、兩々相對ぶ、葵祭に用るかつら是なり、筑紫にてもかつらぎと云、其葉かへでより大きにて、花はさゝげの花の如くにて、三四月に開、形状はからの書に云る楓に似たれども、紅葉せず、香も無しと云り、【今考るに、葵祭に、葵と共に用ふる加都良は、信に香もなく、紅葉せず、漢の楓には當らず、】

に、まへりのころは云々、前齋院はつれ〴〵とながめたまふ、おまへなるかつらの下風なつかしきにつけても、わかき人人は、思ひ出ることゞもあるを云々、これも楓と聞えたり、】然るに此記に、乎加都良にあてたる楓ノ字をも書たるは、たゞ加都良に用ひたる字を借れるのみなり【古へは、書だに同じければ、其文字には拘らぬは常なり】楓は香木と云べき物に非ず、【漢籍には、香楓ともあれど、御國の乎加都良には、香なきことゝ、右に云るが如し、又古書に楓ノ字を書るは楓、香木とあるは桂と、二ッにも見るべけれど、楓ノ字かける處も、香木とある處も、事のさま全ク同シ物と聞えて、二ッには非ず、又書紀に杜木と書るは、古、杜ノ字をあてたる由は、心得がたけれど、字鏡に、杜ハ毛利又佐加木とあるを思ふに、かの今云ふ夫の木は、殊にみづ〳〵しく、いさよく榮ゆる木なれば、上ッ代に是レをも榮樹と用ひ、又神ノ社などにも殊に多くありけむ故に、やがて毛利にも此ノ字を用ひしなるべし、万葉十ノ巻に、志良加志にも、白杜樹とかける、加志をも古ヘは榮樹と用ひたり、此後を合せて思ふに、杜木と書るも、女加都良の方なりけり】○委曲は都婆良加爾と訓む字なれども、此は麻都夫佐爾と訓べし、此言、上の八千矛ノ神の御哥に見ゆ、○天神之詔命とは、右の汝所以云々とある詔なり、さて此は、此ノ國に降りての事なる故に、天照大御神高御産巣日ノ神を、天ッ神とは申せり、下も同じ、書紀ノ一書に、其ノ雉飛下、居ニ于天稚彦門前湯津杜樹之杪ニ而鳴之曰、天稚彦何故八年之間未有復命と云り、○天ノ佐具賣、書紀に、天探女、此云阿麻能左愚謎、和名抄鬼魅類に、日本紀ニ云、天探女、和名阿万佐久女、一云安万乃佐久女、【かく載たる趣を思ふに、其ノころにも、如此云ヒならはしたる物ありと見えたり】書紀ノ口決に、天探女者、從神ニ女也と云ひ、纂疏に、稚彦之侍婢也とあるなど、さも有ッぬべし、名ノ意は或人の、探女ハ探ニ他ノ心ヲ多キ邪思ヒ也と云る、此意なるべし、【落窪物語に、なまさくじりも云々、あこきと云さくじり云云ふなどある、あこきは女ノ名なり、あこきを指て、さくじりといへるなり、源氏物語にも、さくじりおよすけとあり、こ

○云進は、云々と言ふにて、上へ屬り、進は勸むるにて、厲ましそゝのかすなり、【是レを師は、舊印本に出進と作るに從ひて、佐加志良言須と訓れたり、其説に云ク、万葉にも、さかしらてふ言に、情出また情進とかきたれば、それらに同じ、出ノ字を、延佳が私に、云に改めしはわろしとあり、今考るに、右の如くしても、此の意にはよくかなへども、なほ然にはあらじ、先ツ延佳本に云と作るは、彼レが改めたるには非ず、彼ノ本のみならず、諸本皆云ノ字にて、出と作るは、舊印本のみなり、又舊事紀の舊印本には、進ノ字なくて、云ノ字なり、且ツ万葉にこそ、さかしらを出進と書クが如き、物遠き書法はあれ、此記などには、然例さらに無し、されば出と作るは、決ク誤なり、】書紀に、時ニ天ノ探女見テ而謂ニ天稚彦ニ曰、奇鳥來リ居ニ杜ノ杪ニ、【これには鳴クことは見えざれども、奇鳥とは、鳴音のあやしきを云なり、雉は常にある鳥なれば、形をあやしとは云べからねばなり、此雉を、實は八なりとしも云説などは、例の私ノ事なれば、取にたらずなむ、】又一書に、時ニ有リ國ツ神號ニ天ノ探女ト、見テ其ノ雉ヲ曰ク、鳴聲惡キ鳥在リ此ノ樹ノ上ニ、可シ射ニ之ヲとあり、さて書紀神武ノ卷に、皇師大擧將攻ニ磯城彦ヲ、先ヅ遣ニ使者ヲ徵ス兄磯城ヲ、兄磯城不承レ命ヲ、更ニ遣テ頭八咫烏ヲ召ス之ヲ、時ニ烏到ニ其ノ營ニ而鳴之曰ク、天ツ神ノ子召ス汝ヲ、怡奘過怡奘過、兄磯城忿之曰ク、聞ク天ノ壓神至ト而吾レ爲ニ慨憤ク時ニ、奈何ゾ烏鳥若此惡鳴耶ト云テ、乃彎テ弓ヲ射ル之ヲ、烏即避サリ去ヌとある、此ノ段にいとよく似たることなり、○天之波士弓、上には天之麻迦古弓とあり、其は用を云る名、此は體を云る名にて、同じ弓なること、上に云が如し、【同弓にして、かく前と此と名の異れること、今一ツの所以も有ツけなり、そは下に云、】體を云とは、波士は木ノ名にて、梓弓槻弓などの類に、波士以て造れる弓なり、さて波士は、常には櫨ノ字を書り、和名抄には染色具ノ部に、黄櫨、文選注ニ云ク、櫨ハ今之黄櫨木也、和名波邇之、とある是なり、【天皇の御衣の黄櫨染これなり、】波邇志とも波士とも云は、樺を加邇波とも加波とも云と同じ、【又土師をも、波士ともいへり、】名ノ義は、黄ハ埴の色したる木なる故に云と云り、さて此ノ木は、今俗に波是と云ヒ、山漆とも

羽の方の下になりて行故に云り、○坐天安河之河原、八百万神等を集るなどは、河原も似つかはしきを、只何となきに、此ノ大神たちの河原に坐むことは、少し由なきこゝちす、故レ思ふに、上に亦問ニ諸ノ神等ニ云々とあるは、初の如く、安ノ河原に諸神を集へての事なるべければ、今も猶其ノ處を去坐ずて、雉の復命を待居賜ふとせむか、【書紀にはたゞ、至ニ高皇産靈尊之座前ニ也、また遂ニ至ニ天神所處ニなど、ありて、安ノ河原のことは見えず、○高木神、御名義、木は具比の切りたるにて、即チ産巣日と申すと同意なり、其故は、上の角杙神活杙神の杙は、具美と通て、具牟とも活くる言なり、【傳三の四十一葉、角杙神の處考へ合すべし、】されば角杙は角具牟と同意なり、葦などに角ぐむと云も、角の形して生初るを云、又なべて木草の生初るを、芽ぐむと云、涙の出初るを、涙ぐむと云て、具牟は、凡て物の初まり萌すを云辭なれば、産靈と同意とは云なり、彼ノ角杙ノ神を、姓氏錄に角凝魂命と云、活杙ノ神を生産日神とも申すにて、思ひ定むべし、【三代實錄卅四に、筑後ノ國高樹神と云あり、此神か、はた地名などにて、別神か、しらず、】此ノ御所は美毗登と訓べし、此所を書紀ノ一書に、此ノ鳥下來、窺ニ天稚彦ニ所レ射、中ニ其ノ矢ニ而上報ともあるは、甚異傳なり、○是高木神者云々てふ十四字は、本文ながら注なり、記中に如此る例多し、さて此レより上には高御産巣日ノ神とのみあるを、此に至て其御名を變て、かく高木ノ神と申し、此レより下は皆中卷までも、たゞ此ノ御名をのみ申せるは、如何様にも所以あるべし、故レつらつら思へども、慥に思ひ得ることもなし、されど強て云ば、初ノ稗田ノ阿禮ニ詔命を蒙し時に、高御産巣日ノ神と申シ傳へたる本と、高木ノ神と申シ傳へたる本と、二品の本に據けむ、此レより上は、其ノ高御産巣日ノ神と有し本に依れりしを、其本は、蓋此ノわたりより下つ方の闕て無りけむ故に、其レよりは高木ノ神とある方の本に依て、其ノ隨に撰定めしなどにもやあらむ、【若シ然もあらば、かの弓矢の名の、前と後と異れるなども、傳への本の別なる故にもやあらむ、】さて此に至リて、俄に御名の更れる故に、是ノ高木ノ神者云々、と云フ注の語を加へて諭しなるべ

とは體言なるを、用言にしては、麻賀流と云、【歌と云體言を、用言には宇多布と云、綱と都那具、雲と久毛流のたぐひ、皆體と用との差別なり、】物の形の枉曲も、其中の一なり、されば麻賀禮と云は、言は同くなれども、ここにて、意はすなはち死ぬと詔ふなり、【死るは、即ち凶なるなれば、麻賀流と云なり、】さて然して死なば、わざはひなれば、かの禍ノ字を書ることよく合り、【次に引る祝詞に、高津鳥ノ禍とあるをも思合すべし、】さて此を書紀に、時高皇産靈ノ尊見ニ其矢ヲ曰、是矢則昔我賜ニ天稚彦ニ之矢也、血染ニ其矢ノ、蓋與ニ國神ノ相戰而然歟、一書に、時天神見ニ其矢ヲ曰、此昔我賜ニ天稚彦ニ之矢也、今何故來、乃取レ矢而咒之曰、若以ニ惡心ヲ射者、則天稚彦必當遭害、若以ニ平心ヲ射者、則當無恙とあり、此ノ當遭害を、麻賀許禮那牟と訓るは、御門祭ノ詞に、天能麻我都比止云神乃言武惡事爾相麻自許利云々、とあるに同じ、【上に咒曰とある咒は、字書に詛也とある意にて、俗にいはゆる麻自那布なれば、麻自許流は、まじなはるゝなり、凶くまじなはるゝこと、俗にまじくるとも云は是なり、さればかの當遭害と、此の麻賀禮とは、言は別なれども、本は一ッ意におつめり、故レ當遭害と書れたる字は、麻賀禮にもよく當れり、】○矢穴は、下ツ國より天上へ射放たる孔なり、【古學の意をしらず、かたくなる漢意に泥みて、なまさかしき人は、此ノ矢ノ穴を疑ひて、下ツ國と天上との間に、板などの如き物のあるが如く聞えて、隔しと思ふらむ、上の御誓ノ段に、堅庭者於ニ向股ニ蹈那豆美と云ひ、又天之眞名井もあり、又畔放溝埋なども、皆天上のことなれば、矢の通り來たる穴も無くはあるべからず、若し此ノ穴を隔しとせば、かの溝畔も眞名井も隔しからずや、されば是作は當ニ作天空と云る、天空こそなかなかに隔くこちなけれ、又師も此ノ穴をいかゞとや思はれけむ、強て矢之美知と訓れき、道ならむには、いかでか穴とは書む、さばかりの古書の意をよく見明らめて、万世までの師と仰ぐべき人すら、なほかゝれば、古へを知るはいよゝ難きことになむ、】○衝返下は、下ノ字を捨て、都伎加閉志と師の訓れたるに從ふべし、さて上ノ作り

【天より降れる鳥なる故に、高津鳥とは云なるべし、】○此還矢云々の註八字は、後ノ人の、日本紀を以テ添たるならむと、師の云れつる、信に然なり、其故は、若シ本よりの文ならば、次の於レ今諺ニ曰とある言は、必ス此に在べきなり、かく似たることを、二ッ並べて言むには、初を委く云て、次をこそ略くべけれ、初メに略きて、次に委く云べきことわりなし、又是レも次の雉之頓使と同例の諺なれば、本文に連ねて、彼と同く大字にて有べきに、此レのみ細字なる、【是レも本は大字なりしを、後ノ人の細字にはなしたるかとも云べけれど、若シさもあらば、次の雉之頓使の方をも、同ジ細字に改むべきを、片方は其まゝおきて、片方を改むべくもおぼえず、】かたゞ後ノ人の附なること著し、○亦其雉不還、かの雉は、已に射殺されぬれば、還らざることは、云はでもしるきを、今さらに如此云るは、此ノ事に依れる諺を言むとしなり、さて其に取ては、加間良邪理志由裏爾と、次ノ句へ續けて讀べきに似たれど、さては本是也と云語と相應はねば、加間良なと讀絶るべし、【故と云るも、本是也と云には應はねども、故は例のいと輕く置るなり、】○諺は許刀和邪と訓て、抑此ノ許刀和邪てふことと、事態と言同くて、まぎらはしけれど別なり、許刀は言、和邪は、童謡禍俳優などの和邪と同くて、今ノ世にも、神又死人靈などの祟るを、物の和邪と云是なり、さてそは常にはたゞ、祟て凶き事にのみ云めれど、本は凶にも吉にもいたる言なり、かくて何事にまれ、人の口を假て、神の歌はせたまふを許登和邪と云、言せたまふを言和邪とは云なり、【禍も、神の爲したまふ意を以テ云、俳優も、神懸につきて云名なり、石屋戸ノ段に、神懸の態を爲し、大御神を招奉りしより云り、傳八の五十七葉を考へ合せてしるべし、】かゝれば言和邪は、本は神の心にて、世ノ人に言せて、吉凶ことを示喩たまふを云しが轉りては、たゞ何となく世間に遍く言ならはしたる言をも云なり、【諺ノ字は、轉れる方に當りて、本の意にはあたらず、】○頓使、書紀ノ一書に、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、此レ世所謂雉頓使之縁也とあり、頓を比多と訓ることは、書紀に、頓丘此云毘陀烏とある、此レ正き據なり、

丘に、比多袁の意あることなし、もしは一成と云註によりて取れるか、さも云べけれど、かの一成の一は、一たびの意、比多は純一にかたよる意なれば、同じからず、且御國の上代には、一たびにして成れる、ことを云ふ加き意を以て、比多袁と名づけむことも、有べくもあらず、小丘ならば、直に小丘とこそ云べけれ、即此記の傳に、小丘と云ことあるなり、故思ふに、書紀の頓丘は、詩經の字を取れるにはあらで、頓はたゞ比多てふ言に用ふる字を借るが、たまたま詩經にも然名のあるなり、然れば書紀の註に、此をば小丘なりとも、小山なりとも云るは、詩經によれるものにて、非なり、比多袁は、片岡片山など、同意にて、片よれる丘なるべし、それにつきて、前には、頓ノ字には比多の意見ゆとされば、頓丘の誤ならむか、顚傾などもありて、頓は比多の意に叶へれば、さも思ひしかども、なほ然にはあらざりけり、又書紀の景行ノ巻に、以兵一擧、頓誅熊襲、神功ノ巻に、大きに軍衆、欲頓拔新羅、これらの頓を、比多夫流と訓るは、かの頓丘の訓注によれるなれど、あたらず、これらは、須美夜加爾など、こそ訓べけれ、こは頓ノ字の論のついでに云なり、】

故天若日子之妻下照比賣之哭聲。與風響到天。於是在天天若日子之父。天津國玉神及其妻子聞而降來哭悲。乃於其處作喪屋而。河鴈爲岐佐理持。〈自岐下三字以音〉鷺爲掃持。翠鳥爲御食人。雀爲碓女。雉爲哭女。如此行定而。日八日夜八夜以遊也。

與風は加是能牟多と訓べし、万葉二丁八に、浪之共彼縁此依、又丁下 風之共靡如久、十丁七に、雲上爾鳴聞之師、風之共此間散良思、十二丁下に、風之共雲之行如、十五丁九に、可是能牟多麻世久、この例もおほし、（響は、聲の

とあるは、此記の傳へと甚く異なり、○河鴈、此名、此と書紀の海神宮段一書に、時有川鴈、嬰羂云々とあると、二ッを除て餘には見えず、さるはたゞ鴈をかくも云るか、【口決には然註せり、】又は川鳥などの如く、一種別にあるか、纂疏には、謂鳧鴈之類とあり、こは鳧の一種に加留と云ありて、古書どもに加理之子と云は、其子なれば、此にても思ひ、又鴈をも弃ず、両方をはづさじとて註れたるか、若然らば信られず、又は河に住鳥の類を、凡て河鴈と云し據ありて、其意に如此註されたるか、さはさることなれど、此は種々の鳥どもを並挙たる中の一ッなれば、惣名にては稱はず、一ッの鳥名なり、川千鳥などは、只千鳥にて、濱千鳥磯千鳥などゝも云て、河に在るを云なれば、此の例は異なり、】猶熟考ぬべし、○鷺、延佳本には鷺と作れども、中卷垂仁段鷺巣池、これも鷺と作り、此も彼も諸本みな同じ、また字鏡にも、鷺佐義とあり、かゝれば古へは多く如此ぞ作けむ、故今も其に依つ、和名抄に、鷺和名佐木とあり、○翠鳥は、上の八千矛神の御哥に、蘇邇杼理と有て、其處に委く云るが如し、【傳十一の三十七葉】此も蘇邇と訓べし、【書紀には曾比と訓れど、なほ蘇爾とすべかりける、】○雀、和名抄に、雀和名須々米とあり、下卷朝倉宮段大后の御哥に、爾波須受米とよませ給へり、【記中に雀字は、大雀命雀部など、佐邪岐に用ひたれども、書紀に佐邪岐には、鷦鷯と書て、此は只雀爲碓女とあれば、なほ須受米なり、】○爲碓女、書紀に爲持傾頭者とあるや、私記に師說に、葬送之時戴瓮死者食片行之人也と云り、此記持傾頭の字に拘らで、如此註されしは、如何樣にも據ありつと見ゆ、此に從ふべし、書紀武烈卷に、鮪臣見殺されし處へ、影媛が追行てよめる歌に、拕摩該儞播、伊比佐倍母理、拕摩暮比儞、彌逗佐倍母理、儺岐曾裒遲喩俱謀、柯該比謎阿波例、於是影媛收埋云々とあるなど、事のさま、よく戴死者食行と云るに似たり、【大嘗祭式に、齋場より大嘗宮へ、両國の供物を渡す行列の中に戴御膳案女八人とあり、これも葬事にはあらざれども、事の狀は似たり、】さて書紀に持傾頭とは、いかなる由にて書れたるにか、【口決に、助尸傾

也と云ひ、纂疏に、謂下擧ル死人ノ之頭首ヲ者上也と云るなどは、只字をのみ思ひての強言なれば、論ふにも足らず、又氣上ル時頭傾ゥゆゑに、伎佐理持と云と云るなども、さらによしなし、】さだかならず、【されど此ノ字と私記の説とを合せて熟く思ふに、笥傾背垂持と云ことならむか、都比は伎、勢多は佐と約まる、背垂とは、俗ノ言に、物を負を勢多良負と云、ことあり、そは肩より懸け、背へ垂負と云意なり、されば私記に戴とあるは、正しく頭上に置にはあらで、頭を前へ傾俯きて、頭より背へかけて、飯笥を居て行なるべし、故ヶ書紀に傾頭とは書るか、若ノ然ならば、持ノ字は、傾頭を持には非ずて、持て傾頭なり、然らば持食傾頭者などゝこそ書べきに、食など云字なくて、たゞにその持たる状をのみ書るは、いかゞなれども、こは若シくは食ノ字などの有しが、後に脫たるか、さらずとも、如此する役は、他ノ事には例なきを、たゞ葬にのみ有て、頭を傾け偏り行がめづらしき故に、其ノ形狀を以て名けたれば、其意を得て、字も形狀を以て書るにやあらむ、又事は右の如くにて、名の意は、頭傾背垂持にてもあらむか、加夫志は伎と切る、さて右の如くして持て行ヶ故に、其飯の名を、頭傾背垂と云を約て、伎佐理と云ひならはしたりけむ、其ノ伎佐理の飯を持ッ意なり、如此見るときは、書紀の傾頭ノ二字、即ヶ飯のことなり、さて私記に、片行とあるは、中に向ノ字など脫て、片向行などにや、然らざれば、片行と云こと心得がたし、彼此に此ノ片行に、傾頭ノ字の意ばへ有げに見ゆ、さて河鴈の頸のさま、此ノ伎佐理持の形狀に類たることある故に、此ノ役を充たるなるべし、今ノ我ガ郷の風俗に、送葬に水持と云者あり、死者の乳母か何ぞ、親しき婦人、白物を服、頭をも白き布などして結て、水を盛器を持て、最先に立て行クなり、かの影媛ノ哥に、玉埦に水さへ盛とあるによくあたれり、されば此ノ伎佐理持も、諸國の葬の風を尋ねば、今も似たること必ズありて、名ものこれることもありぬべし、】〇箒持は波ゝ伎持なり、書紀に持帚者と作り、【箒ノ字を帚に用ひたる例は、字書には見えねども、波ゝ伎は羽掃の意にて、禮用の箒のみなれば、御國には、古ヘ通ハシ用ひけむ、万葉十六にも玉掃とかけり、】此ヶは葬の時、帚

を持て行者を云なり、【後ノ世にも、誰ならでも、此ノ事は有ルことなり、口決に非而掌喪屋ノ人也と云るは、かなはず、若しそれならば、掃人などゝこそ云べけれ、帚持としも云るは、持て行故の名なり、台記に、久壽二年十二月十七日、傳聞、今夜亥ノ剋、高陽院入棺云々、即奉遷福勝院云々、出御之後、民部大夫重成以竹箒掃御所ヲとあり、口決の說は、かゝる事もありしを思ひてなるべし、】さて此ノ役を、鷺に任したるは、毛鉦の帚に似たればなり、

○御食人は、殯の間、死者に供る饌を執行ふ人なり、書紀に宍人者とあるも、是レに當れり、【私記に、宍人者包丁之類也といへり、さて宍人者をも、此記に依て、美都人と訓むもよけむ、】殯に亦更事、書紀の淨御原ノ天皇の崩ニ坐し段に見えたり、さて此ノ役を翠鳥に任したるは、谷川氏ノ說に、能ク取ル魚ヲ故也と云り、【此鳥のよく魚とることは、漢の諸書に見ゆ、】○碓女は宇須賣と訓べし、書紀には春女とあり、【部役曾と訓れど、此も宇須賣と訓べし、】今ノ世にも、米を春男を碓之者と云稱あり、さて女は都の意ならむかとも思へれども、なほ字の如くなるべし、【女の稱春こと、万葉十四の東歌などにも見ゆ、】さて此役は、まう和名抄ノ祭祀ノ具に、粢餠、漢語抄云、粢之度岐、祭ノ餠也、粢米、漢語抄ニ云、加之與禰、淨米也、粲米、離騷經ノ注ニ云、粲ハ精米、所以享ル神ニ也、和名久万之禰とある、【粲ノ字は粹の誤なり、粹を、俗に糈に作ること字書にあれば、これより誤れるか、】粢米は本ト云白粲、糈米稻米は、今云洗米なり、然れば上ツ代に殯にも此ノ幣物を奠し、その米を春女なるべし、【若たゞ例の米ならば、其を春者とて、別に事々しくいふべきにあらず、右の物は、米のまゝにて奠れば、春が其制なる故に、其ノ役者ある事なるなり、但し予嶺近き里々にて、人死ぬれば、庭に多く臼を立て、ことごとに米を多く春ことあり、他國にもさることあるべし、これ上ツ代の儀ののこれるにやあらむ、此レを以テ思へば、奠の米のみにもあらざらむか、又口決に、爲レ粢哺ヲ尸ト云るはわろし、】さて雀に此ノ役を任ルたるは、又谷川氏ノ說に、雀ノ取ル躍而不歩、如シ春ク也と云る、信にさも有べし、○哭女は【書紀ノ仁賢ノ卷に、哭女此ヲ云ニ儺俱

空處を、上ッ代には綿しても填めけむ、其ノ綿は多くいることなれば、それ造ル者を云にや、されどこれらは、いと定めがたきことなりかし、】さて此ノ喪のわざどもを、かくの如く皆鳥どもに任したるは、如何なる所以とも、未ダ慥には思ひ得ず、姑く書紀ノ纂疏に、稚彦有雉禍故以衆鳥任葬官類之也、とあるに依て有りなむか、凡て神代には、尋常の意を以ては、測りがたき事ぞ多かる、【抑天若日子は、前にも云る如く、いみしく罪深きさまに、殊に貶して言ヒ傳へたりと見ゆれば、此喪のほどにも、いたくうとみて、集ふ人もなかりけむ、故せむ方なくて、鳥どもには事をおふせたるなり、とも云べけれど、次に日八日夜八夜以遊とあるを思ふに、然のみ事欠たる喪のさまを云る語の勢ヒには非ず、凡て古文を見るに、其とは云はねど、凡ての語の勢ヒにて、大旨のこゝろばへは知らるゝものぞ、口決に、使衆鳥啄尸也といひ、又卜部兼倶説に、上古野葬にして、鳥に食するなりと云るなどは、例のなまさかしき後ノ世意なれば、論ふにもたらず、】○行定而は、於許那比定米弖と訓べし、書紀神代ノ巻に、彦火々出見尊取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐凡諸部備行以奉養焉とあり、於許那布とは、事を掌ひ掟るを云て、中昔までも此例多し、【延佳本に、行を於伎弖と訓るも、意はかなへり、】凡て於許那布て云言、後ノ世にはたゞ重く用へども、古へは輕くも多く用へり、書紀ノ允恭ノ巻ノ歌に、區茂能於虚奈比とよめる、【古今集には、くものふるまひとて入る、】土佐日記に、よねいをなどこへば、おこなひつ、【一本には、賄つとあり、】おちくぼの物語に、いりたちて、こゝはざうしき所となど定めて、とせよかくせよなど、おこなひてなほさす、枕册子に、格子を上ることを、御格子於許那布と見え、源氏須磨ノ巻に、近き所々の御庄のつかさめして、さるべきことゞもなど、良清ノ朝臣したしき家司にて、仰せおこなふもあはれなり、などあり、○日八日夜八夜、八日は八夜に對ひたれば、耶比と訓べきが如くなれども、猶耶加と訓べし、中巻倭建ノ命ノ段ノ歌に、迦賀那倍弖、用邇波許々能用、比邇波登袁加袁、これ夜に對へても、日は伊久加と云るなり、【さて八日

は、古今集などに耶宇加と見え、常にも然いへど、そは音便にて、耶を延たるものにて、古言の正しき例には非ず、六日を牟由加と云も同じ、されば耶加牟加と書て、耶宇加牟由加と讀むはさもあるべし、】さて此【二日三日八日十日などの】加は、日ノ數を云ふ言にて、彼ノ御哥の迦賀那倍弖も、日々並而にて、日數を並べ計ふるを云なり、【加賀那倍の説は、みな非なり、】加とは、氣を通はし云る言にて、氣は、經日數の長きを、此記又万葉の哥に多く氣長と云、又隔日を、朝爾食爾とよくよめる【食は借字なり、】氣是なり、さてその朝爾食爾を、或は朝爾日爾ともよめるを以て、氣は日ノ數なることを思ひ定めよ、かくて氣は來經の切まりたるなり、來經と云ことは、倭建ノ命ノ段の哥に見えたり、なほ彼處【傳廿八の十五葉】に委く云べし、されば二日三日など云は、二來經三來經と云ことなり、【師ノ説に此ノ加を、數の畧にて、七日は七數、八日は八數と云ことなり、故に七日の日八日の日とも云り、と云れしはいかゞ、若數と云言ならば、日にのみはかぎらで、何の數にもいふべきに、他には例なくて、只日ノ數にのみ云るはいかに、且七數八數などゝ、數てふ言を添て計むも煩しく、さることも有ルべくも所思ずなむ、又七日の日八日の日などゝ云も、七來經の日八來經の日と云むも、なでふことかあらむ、さて二日より以上はみな、伊久加と云を、一日のみは、比止加とは云ぬは、いかなる故にか、未ダ思ヒ得ず、凡てかゝる言は、神代のまゝの古言なれば、必所由ありなむ物ぞ、又二日七日は、布多加那々加と云べきを、多を都、那を奴と轉し云は、たゞ何となく通フ音にいひなれたるものなるべし、】さて日數を計へて、幾日と云には、夜も其中にこもれるを、此の如く八日八夜などゝ分ケて云も、古語の文なり、【此は八日の間、夜も晝もと云意ならむ、と思ふ人も有ルべけれど、左に引ク鎭火祭ノ詞なるは、其意無き例を思ふべし、】鎭火祭ノ祝詞にも、夜七夜晝七日、【下の夜ノ字、今ノ本には、日と作れども、誤なり、元々集に引るに、夜とあるを用ふべし、】山城風土記にも、神集々而、七日七夜樂遊とあり、さて此の八も、例の彌の意にて、たゞ幾日もと云意か、又正しく八日八夜にも有ルべし、〇且ノ字

は宴と訓べし、○遊也は阿曾備伎と訓べし、遊とは、管絃歌舞たぐひを云て、樂ノ字に當れり、石屋戸ノ段にも云り、【傳八の六十三葉】又訶志比ノ宮ノ段【傳三十】にも委く云、さて上代には、殯ノ時も、むねと樂せしこと、此何も古書にあまた見ゆ、書紀ノ允恭ノ卷、天皇崩坐し處に、新羅ノ王聞天皇既崩、而驚愁之、貢上調船八十艘、及種々樂人八十云々、泊于難波津、則皆素服之云々、張種々樂器、自難波至于京、或哭泣、或儛歌、遂參會於殯宮也、【新羅は戎狄なれど、蕃國なれば、御國の禮を奉仕れるなり、】天武ノ卷天皇崩坐し處に、云々次國々造等、隨參赴、各誄之、仍奏種々歌舞、持統ノ卷に、元年春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉云々、奠畢、膳部采女等發哀、樂官奏樂、二年冬十一月乙卯朔戊午、皇太子率公卿百寮人等與諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉、於是奉奠、奏楯節儛云々、これも同天皇の大殯宮の時なり、又繼體ノ卷に、近江の毛野臣が、任那より還るに、對馬にて死りしを、本郷に返し奉るとて、淀川を船より上る時に、其の妻の歌に、比攞哿駄喩、輔曳輔枳能朋樓云々などあり、【舊事紀に、饒速日ノ命の殯堂を處に、日七夜七日以遊樂哀泣、於天上云々とあれども、此は例に引べからず、】靈異記に、朝倉ノ宮ノ御代に、雷を取へし小子部ノ栖輕が事を記せる條に、栖輕卒也、天皇勅留七日七夜、詠彼忠信とあるも、此人の功事を詠歌しめたまひしなり、これ書紀天武ノ卷に、大伴ノ連望多薨云々、發鼓吹葬之、續紀に、長屋ノ王吉備ノ內親王ノ屍を葬らしむる時の詔に、吉備內親王者無罪、宜准例送葬、唯停鼓吹、これらを見れば、其ノころまでも、親王公卿などの葬にも、ものゝことありしなり、但喪葬令に、太政大臣親王より三位までの、葬具の式を載せたる中に、親王一品、鼓一百面、大角五十口、小角一百口云々、三位は、鼓四十面、大角二十口、小角四十口云々、などゝあるに依るに、かの鼓吹とあるは、管絃にはあらで、鼓と大角小角となれば、ものゝつねの樂にはあらず、其故

は、大角小角は、御國にても、もはら軍に用る器にて、尋常の管のたぐひには非ざれば、これぞ葬にする物と用ひて、本は上代の遊樂のかたの器ならざるべし、又この鼓吹に付ても、上代の遊樂とあるなるを、其類ならむかと疑ふ人もありなむか、さはあれど上代のは、角の如き管にはあらず、たゞ尋常の樂なりしこと、右の引る書どもの趣にて知べし、天武持統ノ紀等に見えたるも然なれば、其ノ頃といへども、天皇の御をりのは、なほ上代の如くにぞ有けむ】喪葬令に、遊部とある者も、古は此ノ遊をなす者ならむと云れき、【義解の說は誤なるべし】さて喪に如此樂せしは、何の所以ぞといふに、上つ人の死たるは、彼ノ天照大御神の、天ノ石屋に隱坐て、世の闇夜になれりしに擬たる故に、【万葉二に、天武天皇崩坐しことを、天ノ原石戸を開、神上上座奴とよみ、又三に、河内ノ王を豐前ノ鏡山に葬し時の哥に、豐國乃鏡山之石戸立、隱爾計良思、などよめるも、此意をおもへり】其時の故事をまねびて、哥樂て、其人を復世ノ世に還りたまへと、招禱る意にぞ有けむ、さは鎭魂祭ノ儀にも、彼ノ故事をまねぶ儀あるにてもさとるべし、【鎭魂祭の儀、石屋ノ段に引り】然るを書紀にはたゞ、八日八夜啼哭悲歌とのみ云て、樂のことを記されざるは、御國の古ノ禮を忘れて、ひたぶるに漢ざまに書なされたるものなり、悲歌とのみにては、古意に背ける物をや、【樂は、死人を又還れと云こゝろにて、おもしろき態をするなれば、たゞ悲哭のみにはあらず、思ひ混ることなかれ、喪に樂せむこと、あるべくもあらずとおもふは、漢意なり、其するも、本ノ悲みのあまりなれば、何事かあらむ、凡て古への事を、漢國に例なきをば疑ひて、左右に言をまげて、強て漢にかなへむとするは、學者のくせなる、後漢書といふ漢籍にさへ、皇國の事を記せるには、其死、停喪十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就歌舞爲樂、といへるものをや】

此時阿遲志貴高日子根神【自阿下四字以音】**到而弔天若日子之喪時、自天**

降到天若日子之父、亦其妻皆哭云、我子者不死有祁理（此二字以音下效此）我君者不死坐祁理云、取懸手足而哭悲也、其過所以者、此二柱神之容姿甚能相似、故是以過也、於是阿遲志貴高日子根神大怒曰、我者愛友故弔來耳、何吾比穢死人云而、拔所御佩之十掬劒切伏其喪屋、以足蹶離遣、此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也、其持所切大刀名謂大量、亦名謂神度劒（度字以音）故阿治志貴高日子根神者、忿而飛去之時、其伊呂妹高比賣命、思顯其御名故歌曰、阿米那流夜、淤登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流、美須麻流邇、阿那陀麻波夜、美多邇、布多和多良須、阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也、此歌者夷振也

到而は伎麻志氐と訓べし、○我子者云々は、父の言なり、○註、此ノ二字云々の八字は、いかゞ、上の伊多久佐夜藝豆有祁理の下に、此ノ二字以音、下效此、と既にあればなり、故ㇾ彼處の下效此ノ三字にまれ、此の註にまれ、一方は削去てありなむ、○我君者、これを師は、阿賀勢波と訓れき、妻の語なれば、然もあることなれど、君と書ければ、伎美とぞ

訓べき、【書紀に、志那藝と云訓を付たるは、古くさる稱も有つれめども、慥なる據も見えず、例もなければ、從ひがたし、仁德紀ノ歌に、阿賀勢能岐美とあり、志那藝は、勢那藝の轉れるにや、】○坐祁理、上は父の言なる故に、有けりと云、此は妻の言なる故に坐と云り、二の祁理てふ辭の勢ひは、かの伊多久佐夜藝弖有祁理の祁理と同じ、○取懸手足而、見るか慚し、ことは經に云ハば、父は手に、妻は足に取懸るなるべし、さればこゝまで見れば、餘りくだ〳〵しかりなむ、万葉四ノ卷に、衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛云々、又廿ノ卷に、可良己呂茂須曾爾等里都伎奈久古良乎云々などあり、○遲は、阿遲志貴ノ神を誤りて、天若日子ぞと思へるを云、○容姿は加本と訓べし、書紀に、面貌顔色顔容顔貌姿色相貌などは同にて、容姿形容形姿貌容容止などをも、皆然訓り、万葉にも、姿貌容などあり、加本とは、先ヅは面の形樣を云フ名にて、惣ての身體の形樣までを兼たり、右の字どもにても心得べし、【漢文に好色など云色を、中昔よりこなたは、御國にても伊呂といへども、そは古言に非ず、故レ書紀には、其意の色ノ字をも、加本と訓り、さて又今ノ世には、たゞに面を指て加本といへども、そは違へり、此の二柱ノ神の相似たるも、たゞ面のうへのみならず、惣ての身のさまをいふなれば、今ノ世ノ人の心には、此ノ容姿をも、加本加多知と訓ずては、言足ぬげに思ふめれど、さにあらず、】○過也は、阿夜麻知弖流那理祁理と訓べし、凡て上に語る事を、如此うへにことわる語は、那理祁理と結るぞ、雅文の定のなる、書紀に、先是天稚彦在葦原中國也、與味耜高彦根神友善、故味耜高彦根神昇天弔喪、時此神容貌、正類天稚彦平生之儀、故天稚彦親屬妻子、皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、又一書に、先是天稚彦與味耜高彦根神友善、故味耜高彦根神登天弔喪、大臨焉、時此神形貌、自與天稚彦恰然相似、故天稚彦妻子等、見而喜之、曰吾君ハ猶在、則攀持衣帶、不可排離とあり、○愛友は、宇流波志伎登毛と訓べし、書紀ノ神功ノ卷に、善友ともあり、

りのまだなり】○蹶離遣は、久恵波那知夜理伎と訓べし、久恵のことは、上傳七の卷【四十二葉】に云り、離は放ノ字の意にて、何處にまれ往まゝに棄やるを云、【一ッに合たる物を、分離す意にはあらず、】○此者とは、其ノ蹶放遣たる喪屋者なり、○美濃國、中卷には三野とも書り、名ノ義は眞野なるべし、○藍見河、さだかならず、書紀ノ口決に、厚見ノ郡也と云るは、其ノ頃までは、慥に此ノ名の川ありしにや、和名抄に、不破ノ郡に藍川と云鄕あり、○河上、これも上の肥河上の例に依て、加波加美と訓べし、【加波良とも加波乃倍とも訓ム字なれどゝ、凡て山の在所を、川以て云むに、其山は其川のべに在とは、川大にて、山いと小からむにこそ、さも云べけれ、川もいとしも大きならず、山も宜きほどならむには、さは云べからず、今は藍見河も喪山も、さだかならねば、まづは水源と云むぞ、なべてのことなるべき、】○喪山、さだかならず、或人の說に、藍見川は、不破ノ郡府中村の藍川是なり、喪山は、其ノ藍川ノ上に、送葬山と云ある是なりと云り、なほよく國人に尋ぬべし、【松下氏が、今の僧都山なり、喪ノ音を訛れるなり、と云るはいかゞ、但シかの送葬山と僧都山と、音近ければ、一ッ山にや、又万葉九に、母山に霞たな引云々とあるは、八雲御抄に美濃とあるに付て、此ノ喪山にやあらむと、契沖云り、此哥は、近江ノ湖にて、舟より見放てよめるなれば、美濃は隣國なれど、なほ物遠く聞ゆ、又美濃ノ國ノ或人ノ云、武義ノ郡大矢田村に、天王山と云あり、これ喪山なりと云り、又飛驒ノ國に、荒城ノ郡荒城ノ鄕荒城ノ神社もあり、上代には同國なりしが、後に隣國にはなれるたぐひ多かれば、是らにも心をつくべし、又信濃の岐蘇のあたりも、古へは美濃ノ國なりしかば、彼ノあたりにても尋ぬべし、】○大量、名ノ義は書紀に、大葉刈と書る是ならむ、【大は、大刀の名に係れり、葉に係れるにあらず、】なほ上の都牟刈之大刀の處【傳九の三十五葉】を考へ合すべし、さて書紀に、刈此云我里とあれば、彼レは我を濁ルべけれど、此記には量ノ字を借りて書れば、加と清て讀べし、○神度劒、師ノ說に、度は例の借あて字にて、度は利なりと云れし、さも有なむ、然らば度の下に之を添て讀はわろし、さて出雲ノ國に神門郡と云

あり、【此ノ劍を、此ノ地より出る故に名くと云說はわろし、彼ノ國ノ風土記を考るに、神門ノ郡には、此神の由緣あれども、そは返りて郡ノ名は、此ノ劍ノ名より出つるも知がたし、風土記の郡名の說は別なり、】又越中ノ國新川ノ郡に、神度ノ神社、但馬ノ國氣多ノ郡に、神門ノ神社あり、帳に見ゆ、書紀に、則拔其帶劍大葉刈【亦名神戸劍】以斫伏喪屋、此卽落而爲山、今在美濃國藍見川之上喪山是也、世人惡以生誤死、此其緣也、一書に、乃拔十握劍、斫倒喪屋云々、○忿而、こゝは於母不傳夜理弖と訓もよけむ、書紀に、作色然なども、然訓り、面火照の意にて、怒れる顏色を云なり、さて上に旣に大怒とあるを、又さらにかく云るは、終に心解ず、怒れるまゝにて還坐しよしにて、喪に會へる神等に、辭言をもせず、名告をもし賜ざりし意を、此ノ言に含めて、次の思ひ顯御名と云處に響かせたる物なり、【凡て此記の文は、大氐古言を傳へしまゝなる故に、かゝる處に味あり、心をつくべし、】さて還とも罷ともいはで、飛去としも云る、是も忿て、速に去ましゝなり、【但し飛は、實に鳥の如く空を翔行なり、たゞ速に行ことを、飛と云にはあらず、落窪ノ物語に、飛やうにして出たまひぬと云、常にも、速ニ行ヲを飛て行といふとは異なり、】○伊呂妹は伊呂毛と訓べし、同母ノ妹を云なり、まづ凡て古へに兄弟を稱呼に、男弟女弟に對へて、男兒を兄と云、阿兄とも云、【此は常の如し、】又女兒に對へて、男弟をも兄と云り、【須佐之男ノ命のみづから、天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し、中昔までも然云り、女兒に對へて、男弟を淑登と云ことはなかりき、此は後世と異なり、】さて女弟に對へて、女兒を阿泥と云、又男弟のみづから女兒を指ても、阿泥と云り、【但し男弟の、女兒を阿泥と云は、みづから稱ときのことなり、傍よりは、男弟に對へては、女兒をも伊毛と云り、中昔までも然り、此は後世と異なり、】さて男兒に對へて、男弟を淑登と云、【此は常の如し、女兒に對へて、男弟を淑登と云ことはなかりき、】又女兒に對へて、女弟をも淑登と云り、【中昔までも然りき、女兒に對へて、女弟を伊毛と云ることは無し、此は後世と異

なり。】さて男兄に對へて、女弟を伊毛と云、【此は常の如し、】女兄に對へては、女弟を伊毛といへることなかりき。】又男弟に對へて、女兄をも伊毛と云り、【此は後世と異なり、】かくて又同母兄弟の間にては、勢を伊呂勢、阿泥を伊呂泥、【阿泥の阿を省きて、泥と云なり、例は黒田ノ宮ノ段に、伊呂泥とありて、書紀に某姉と書れたり、さて泥と云は、もとは男女にわたれる稱にて、男ノ名にも負り、此事中巻浮穴ノ宮ノ段、傳廿一の十ひらに云り、然るを阿泥の阿を省きて、同母姉をも伊呂泥といふなり、】淤登を伊呂杼、【淤登の淤を省きて、杼と云なり、濁るは伊呂より連く音ノ便なり、例は黒田ノ宮ノ段に伊呂杼とあり、又記中に伊呂弟とあり、】さて凡て伊呂と云言の義は、中巻浮穴ノ宮ノ段、傳廿一の十ひらに云べし、】とも常に云り、これらに准ふるに、同母兄に對へて、女弟をば伊呂毛と云けむこと決し、【阿泥を伊呂泥、淤登を伊呂杼と云例にて、伊毛の伊を省きて、伊呂毛と云べし、】故ニ今然訓るなり、【前には、伊呂毛と云ることの、僅に見えざるによりて、伊呂妹の妹をも、杼と訓べしと云つれども、其は精しからざりき、此故は、古ヘ男兄に對へて、女弟を淤登と云る例なければなり、記中に伊呂弟とあるは、みな男弟にて、女弟にはみな伊呂妹と書り、又黒田ノ宮ノ段に伊呂杼と云名も、女兄に對へて云るなれば、男兄に對へて云る例には非るぞかし、凡て古ヘに兄弟を稱呼る名ども、男と女とによりて、互に異なること、右の如くにして、後世の格とは異なること多し、委細にわきまへずは誤るべし、書紀の訓、又和名抄などは、古ヘに合ひがたきこともまじれり、よく／＼わきためて取べきなり、】○高比賣は、下照比賣の一名なり、前に見ゆ、【傳十一の五十八葉】○思ニ顯ニ其ノ御名ヲとは、此ノ喪に會集ひ有ル天若日子の父又妻子親族は、皆天より降れる神たちなれば、此ノ阿遲志貴ノ神をば見知ざるに、如此怒て、終に名告をもせずて、飛ビ去リ給ひぬる故に、誰しの神とも不慥知て止なむことの遺恨さに、御名を令知むとは思ませるなり、伊呂妹の心には、誠にさも有りぬべき物ぞ、書紀に、時味耜高彦根ノ神光儀華艶、映ニ于二丘二谷之間ニ、故喪會者歌之曰、【或云、味耜高彦根ノ神之妹下照

顯、欲令下衆人知中映丘谷二渡上味耜高彦根ノ神上故歌之曰】云々とあり、【此ノ或云の文は、心得ぬことあり、其故は、此ノ一書には、上文に下照姫の天稚彦の妻となれることを見えざれば、此に云る此ノ姫の出たることいかゞ、此神は、何の由縁にて、此ノ喪に會へることせむ、假令既に本書に、天稚彦の妻となれることを見えたれば、此にも然云はるれども、然聞えたりとこそ云むか、若シ其意ならば、下照姫ハ是レ味耜高彦根ノ神之妹也、故欲令云々、とこそ書べきに、味耜高彦根ノ神之妹下照姫と書るは、なほ天稚彦に由縁なくて、ふと出たることゝ聞えて、書紀は凡て漢文をかざるとて、古傳の文を、やにかくに改められしによりて、なか／＼にまぎるゝひがことはおほきなり、】○阿米那流夜は、天在にて、夜は助辭なり、【此ノ米ノ字を、書紀に婀と作るを、要ミ訓は非なり、契沖云、味梅婆はその字、皆々に用ひたるに准へて知べく、古事記に阿米、續成式には、阿賣に作れる證として、すべて云むべし、天を阿毛と云る例なしと云り、さて天若日子が喪を、此記には、此ノ國にての事とし、書紀には、天上にての事とせる、何をよしと定むべきに非れども、此ノ歌にかくあるを以て思へば、此ノ記の說あたれり、若シ天上にてよまむには、天在とはいふまじければなり、】万葉七に、天在日賣菅原ノ、三に、天有左々羅能小野之、十六に、天爾在哉神樂良能小野爾なども あり、○淤登多那婆多能は、弟棚機之なり、如此さまに云淤登は、人の季子を淤登子と云、其ノ淤登なり、【少女の意に註せるは非なり、少女は賣登賣なれば、言異なり、】さいはひの我門に、淤登賣那賣、又繼體紀に、淤登與賣などあるも是なり、さて季子は、父母に殊に愛まる、物なる故に、それより轉りて、必スしも季子ならねども、實に愛まるゝ意にて、なべて美女なることをも、淤登那とぞ云けむ、此も然なり、【契沖が、弟なるをば、親の殊に愛する故に、弟織女とは云なりと云るは、己レが此說と同意とは聞ゆれども、言たらでまぎらはし、】さればこそ、右のうたひはいへるなれども、必ズしも季女季男の婦ならずとも、さは云てむ、【かの我門ノ哥には、我名を知ラまく欲からば云々、あやめの帶の大頸のまなりよめといへ、

おこむすめこいへこあれば、實に季ノ女にもあれ、自如此名告れる意は、愛みかしづかるゝ女子なるよしなり、然れば必しも季ノ女ならずとも云べし、又華頂なるは、其ノ哥の意もさだかならねば、定めては云がたけれど、其詞に、こゞろける此ノ家のおこむすめこあれば、こゞろけるに、世に名高く聞えたる意こ聞ゆれば、これも人に賞愛まれ、意に下ありなむ】棚機は機織女を云、さて先ッ古語拾遺に、令天棚機姫神織神衣こ見え、又万葉の歌に、棚機津女こも、棚機こもよめり、此は本棚機こ云は、機のことにて、【機のかまへは、棚なる故に、然いふなり、】それ織神なる故に、棚機姫こ名けし賞ヒ給ひ、又凡て機織女を、古へより棚機津女こ云しに依て、歌に彼ノ織女ノ星をも、然賦るなり、然れば棚機こは、機織女を云稱なり、【抑七月七日ノ夜、牽牛織女こ云ふ星の交會こ云は、漢籍に云ることなるを、此間にもならひて、哥に多くよめるに、いはゆる天ノ漢を、天之安河こよみ、織女を、棚機つ女こよめるなど、みな似つかはしきまゝに、おしあてに當たるものにて、そはた、漢國にて、詩に作るにならひて、此方にもたゞ哥によめるのみにこそあれ、實の事にはあらざるを、其説の世に偏く弘れるから、後ノ世人は、たゞそれをのみよく知リ居る故に、かの棚機姫ノ神をも、此の哥の弟棚機をも、彼ノ織女星こ心得て註せるは、いたく非なり、】さて棚機津女こ云を畧て、たゞ棚機こ云も、古へよりある例多し、【師ノ説に、此の哥、本はたなばたつめこぞ有けむを、後に古哥をよくも心得ぬ者の、誤ておこたなばたこは改めつるなるべし、たなばたつめを省きて、たなばたこのみ云る、万葉にもあれど、やゝ後のことなり、又おこしつけて弟なる女のよしを云むも、いかゞなればなり、こ云れしも、一わたりはさることなれども、なほよく思ふに、然にはあらじ、其故は、本よりたなばたつめこあらむは、安らかにいこよく聞えたるを、何の由にかは、いさゝかむつかしく、おこたなばたこは改めむ、淤登は、右に委く云る意にて、美麗ことを稱めて云むためにおけり、必しも弟なる由には非ず、又畧きて棚機このみ云むも、必しも後のわざこも云がたし、海人こ云べきを、たゞ阿麻このみも云類にて、此ノ例

いと多きことなり、】但シ此は、かの棚機姫ノ神を指てよめるかとも云べけれど、淤登とあるを思へば、なほ只機織美女なりけり、式に、尾張ノ國山田ノ郡に多奈波多神社と云もあり、さて此に機織美女を先ヅ出せるは、次に玉の美麗を云む料なり、さるは上ツ代には、凡て玉を以テ身に飾れる中にも、機織女のことをば、殊に書紀ノ神代ノ巻にも、手玉玲瓏織経之少女、万葉十にも、足玉母手珠毛由良爾織旗乎などあり、其は何故ぞと云に、萬ツの作業をなすに、聲をあげ歌をうたひなどして、勞力を助くる如く、機を織にも、身に佩れる玉ども、玲瓏と鳴を、拍子に取れるなり、万葉十九詳に、鳴波多嬬嬬とあるも、鳴機の意の嬬なるべし、又書紀ノ仁徳ノ巻、雌鳥皇女御歌に、比佐箇多能阿米箇儺麼多とあるを、私記に、音節慎旦玉鐘取鳴機也と云るも、同じ意なるを思ふべし、さて玉の美麗を云む料に、先ヅ其ノ女の可愛き由に淤登といひ、又凡て人も物も、天上のは優れて美麗き故に、天作とも通るなり、○宇那賀世流は、嬰神、所嬰なり、日本紀に、因其頸所嬰五百箇御統之瓊云々、万葉十六に、吾宇奈雅流珠乃七條、とよめりと云り、宇那牙流を延へて宇那賀世流と云は、古言の常なり、【立るを多々世流、佩るを波加世流と云など、同格なり、】さてそは書紀ノ口決に、頸に嬰ヲ云といへり、宇那は和名抄に、項は頸ノ後也、和名宇奈之とあるこれなり、万葉十三に、海部處女等纓有領巾文光蟹、とある纓有をも、ウナガセルと訓べし、【今ノ本に、ヤツヒタルと訓るは非なり、】なほ頸に玉懸しことは、上の御頸珠の處【傳七の三葉】に云り、○多麻能美須麻流は、玉ノ御統なり、御統のこと、上【傳七の三十六葉】に出、○美須麻流邇、凡て歌ふ物は、同じことを再ヒ返しもし、又かく離て疊もするは、昔も今も同じことなり、信に此哥なども、かく疊たるにてこそ、調は宜しけれ、書紀には、第四句の終りに、邇ノ字添れて、此句の無きは、同言なる故に、後に誤りて、美須麻流邇の四字を脫せるなり、【或は古哥のさまを知らぬ後ノ世心に、同言の重なれるを、衍と見て、ことさらに削りしにもあるべし、】讀成の式に云物にも、他麻能美須麻流、【四句】美須麻呂能【五句】とあり、さて邇は、八坂

と云て、ことわらむためなり、万葉に、近江の海浪かしこしと風守り、年はや經なむこぐとはなしに、又おくれゐて我はや戀む、いなみ野の云々、これらに同じと云る、此說非なり、其故は、まづ美シキ玉は、光リある物なればとても、たゞ玉とのみ云て、光ることを云はでは、み谷二亘、何物とも聞えがたし、若シ阿那を阿加の誤とせば、明の意にて、少しは光る意もあらむか、それすらなほ光リかすかなること、ちする物をや、又彼ノ說のごとく、波夜を辭とするときは、此ノ辭、ふたわたらすの下にあらでは聞えがたし、よく味ひみよ、若シしひて辭とせば、倭建ノ命の、阿豆麻波夜と詔へる如く、いひすてたる歎辭とすべし、そのときは、如此二谷にてりわたる味耜ノ神よ、穴玉の如くなるはやと云意なり、こは書紀につきていふなり、此記には、終リに會也とある、それにつきていはゞ、如此二谷にてりわたる神よ、穴玉の如くなるはやといひすてゝ、さて此神は、阿治須貴ノ神ぞと云る意なり、されど光ることなくては、二谷に亘る物、何物とも聞えがたければ、左右に波夜を映と見ざれば、言足はぬぞかし、】○美多邇、【三音一句】契沖、眞谷なり、万葉に、眞草をみくさ、三熊野を眞熊野ともよめるは、麻と美と通音なる故なり、然れば美山も、眞山の意なるべければ、美多邇も准へて知べしと云り、○布多和多良須は、同人、二亘なり、和多流を、古語には和多良須ともいへり、讃成式には、阿那他麻波夜美【六句】と注して、彌を上ノ句に付け、他爾不他和他留、【七句】と注せられたれど、おほつかなし、穴玉早みと云ては、早みの義通じがたしといへり、此ノ二句は、阿遲志貴ノ神の身の光リの、一谷を越て、二谷まで照リ至るを云、卽書紀に、光儀華艶、映ニ于二丘二谷ニ とある是なり、【谷は、丘の間にある物なれば、谷二といへば、其中に二丘はこもれる故に、卽チ二丘二谷なり、】さて此句にて語を絕て心得べし、此句までは、我も人も皆目前見たる狀を云るにて、次は、是レは阿遲志貴ノ神ぞと、いひ聞せたる意なればなり、【次ノ句に引續けて見るときは、終リの會也てふ辭、此ノ二句までに關る故に、其意明らかならず、よく味ふべし、此處書紀にては、意異なり、其由は左に云べし、】○阿治志貴、【四音

ここの說は、中卷倭建ノ命ノ段の片歌の處、傳二十八の五十四葉に云べし、】さてかく某振某歌といふは、皆後に、今號とあるを以ても、後なることをしるべし、】樂府にて呼る名なり、【宇多麻比乃都加佐と云は、雅樂寮の訓、樂府と書る字は、書紀ノ神武ノ卷に、云々是謂來目歌、今樂府奏此歌者云々、とあるによれり、但しトヨノアカリと訓るは、樂府にあたらず、彼をもウタマヒノツカサとこそ訓べけれ、さて雅樂寮 大歌所 樂所 內教坊などの類、皆樂府と云べし、上ツ代にもさる官所ありしなり、】抑此記書紀などに載れる歌は、何れも上ツ代の多くの歌の中にも、優れて美きかぎりなれば、多くは樂府にも取れて、管絃にかけ、儛にもあはせて奏し歌どもなり、其中に某振と呼ては、まづ振とは、俗に云ナリフリ、形狀進止の布理にて、人にまれ物にまれ、動く貌を云て、歌にては、奏ふ音聲の長短高下細低昂などの貌なり、【振ノ字は、先ツは借字なれども、萬ツの物に、動き擧るを振といへば、歌の布理も、いひもてゆけば、其意に落れば、布理てふ言には正字なり、書紀に曲と書れたるは、歌に付てはさることなれども、布理てふ言の意にはうとし、】さて樂府に用る歌は、奏ふに種々の振りある故に、其ノ振々に各名を付て、某振とは云なり、但し其ノ名は、其ノ振を以て負たるものにはあらず、【故夷振と云も、夷てふ名は、其ノ振にはよらず、宮人振と云も、宮人の名は、其ノ振にはよらず、】たゞ其歌の首ノ詞を取て、假に名けたるものなり、かの宮人振天田振、【田は借字】又古今集なるなど、みな然なり、考へ見べし、【然るを某振と云は、其處の風俗哥曲なりと云說は、實を考へざるみだりごとなり、かの古今集に、しはつ山ぶりと云もあるにてしるべし、山に風俗あるべき物かは、】さればかの續紀に名のみ出たる、難波曲其ノ餘も、みなおしはかりつべし、【今俗のうたふ鄙哥にも、其哥の詞を取て、某節と名くるものおほし、又から書にも、其ノ首の言を以て、篇ノ名とし、哥曲の名とせる例多ければ、こは古へも今も、皇國も外國も、おのづから同じ心ばへなりけり、】然るを今此ノ阿米那流夜の歌には、比那てふ言無きに、夷振と名けしは如何といふに、書紀に此に二

首並べる、其ノ歌の首に、阿麻佐加流比那都賣廼とある、此ノ遊には、上ノ言を取れり、【初ノ句は枕詞なる故に、次ノ句を取れるなるらむ、】さるは阿米那流夜の歌も、宇多布理の、彼と全同じき故に、樂府にて、一つ部に收めて、共に夷振と呼しなり、さては此哥のみならず、下ツ卷ノ遠ツ飛鳥ノ朝ノ段にも、夷振之上歌、又夷振之片下と云あり、此レらの哥にも、比那でふ言は無きに、然呼は、みな右の定なり、神樂歌に前張と云は、前條に衣は染むと云々、といふ歌一曲の名なるを、他の哥をもかけて、十六曲の總名になして、大前張小前張と呼【大前張七首、小前張九首、】なるも、思ひ合すべし、此も其と全同じきをや、【前にも云る如く、凡て某振と云は、みな其ノ振々を分む料の假の名なれば、振だにおなじ哥ならむには、幾首にても合せて、一ノ名を呼ふなること、もとよりさるべきわざなり、右の前張も然なり、然るを或説に、体製備れるを大和歌と云に對へて、備らざるを夷曲と云、遊部の風情なりと云るは、たゞ書紀をのみ見て、夷曲ノ字にのみかゝはりて、此記なる他ノ例をも考へず、又古ノ意をも知ず、例の後世心の妄說なるを、世ノ人もみな然心得居るは、いかにぞや、さて又書紀に、かの遊比那都賣廼と云哥をも、此に載られたるは、誤なり、かの哥は、別に上代の[illegible]哥にて、此にはあらぬに由なし、然るを註解どもに、強て此にかなへむとて、さまざまに云るは、皆あたらぬことなり、書紀に彼ノ哥を此に載られたるは、彼ノ哥樂府にて、阿米那流夜の哥と並べて、共に夷振なる故に、同時の作とせる傳へもありしにや、されどそは誤にて、此ノ記に彼ノ哥は無きぞ、正しき傳へなりける、然れば、天なるやの哥を夷振と云は、ひなつめの哥に引れたる名、ひなつめの哥の此にのれるは、天なるやの哥に引れて出たる物と心得るときは、萬ノの疑ひは晴ぬべし、さて比那都賣廼の哥の意は、妹慮豫嗣爾と云まで八句は、豫嗣豫利據禰を云むとての序のみにて、妹は網の目、慮は助辭、豫嗣は寄にて、網ふひけば、目の寄り來る如くに、寄寄來よと云哥なり、万葉九に、妻依來西尼、又十四に、都麻余之許西禰、などあるを見てもさとるべし、さて終に、いしかはかた淵とおけるは、上の詞を立ちかへりてうたふ古への例にて、哥の意にはかゝはらぬことなり、

古事記傳十四之巻

本居宣長謹撰

神代十二之巻

於是天照大御神詔之亦遣曷神者吉爾思金神及諸神白之坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神是可遣（伊都二字以音）若亦非此神者其神之子建御雷之男神此應遣且其天尾羽張神者逆塞上天安河之水而塞道居故他神不得行故別遣天迦久神可問故爾使天迦久神問天尾羽張神之時答白恐之仕奉然於此道者僕子建御雷神可遣乃貢進爾天鳥船神副建御雷神而遣。

天石屋【屋ノ字、舊印本には室とあれど、延佳本又一本にも、屋とあるに依れり、記中石屋みな此字をかければなり】こゝは實に石もて構へたる屋にはあらず、【かの天照大御神のしばし隠りし、石屋とは、其意異なるべし】此は堅固きことを故に云へる處にも非ず、又尊崇の意ならむには、石屋に坐ますと、こゝに分て云べきにもあらざればなり、書紀にも、天ノ

意になるにおなじ、】必しも上へ回すには非ず、万葉八廿丁に、佐保河之水乎塞上而殖之田乎とよめるも同じ、さて世に物に水をたゝへ、其ノ中に砥を安て、刀劍をとぐは、此神の如此河水を塞湛て、石室に坐るに縁れり、【此ノ石屋は、實の石の屋なりと云ること、思ヒ合すべし、】○塞ル道とは、かの塞留たる水を引て、道路を絶を云、【又彼ノ塞坐黄泉戸大神の類に、此神の、道に塞坐かとも見ゆれども、水を塞上といふよりつゞきたれば、しかにはあらず、】○居故は、袁禮婆と訓べし、【かく訓て、故ノ字の意はこもれり、】○別とは、葦原ノ中ツ國言向に遣ハス神を擇ぶ時なる故に、それにはあらで別にと、分て云なり、又尋常ノ神は得行まじき故に、殊に優たる神をと云意にても有ッなむ、○天迦久ノ神、名ノ義いまだ思ヒ得ず、せめていはゞ、書紀崇神ノ卷に、八廻撃刀とありて、万葉十三丁ヒに、劍刀鞘從拔出而伊香胡山とつゞけよめるは、冠辭考に、鞘より拔出して撃とつゞけたるにて、伊は發語に取れるなり、さて伊香胡山は、和名抄に、近江ノ國伊香ノ郡伊香とある處なり、とあるを思ふに、今此ノ劍ノ神【尾羽張ノ神、建御雷ノ神】をいざなひ起せる功を以て、劍を拔出て撃こころに稱たる名にもやあらむ、【然らば迦伎ノ神とこそ云べきを、迦久と云は、たゞ通ノ音なり、迦伎を迦久と活し用る格には非じ、さて劍を加久と云は、撃ノ字をかけるを以思ふに、劍を振て物を切ル獸をなすを云なるべし、さてそは其劍を用ヒむとする時に、試る意なれば、いよ／＼今の神ノ名に由あり、】若然もあらば、式の近江ノ國伊香ノ郡伊香具ノ神社【伊香具坂ノ神社もあり、】は、此ノ迦久ノ神を祠れるにもあるべし、【然らば伊香てふ地名も、此ノ神社より出たるべし、和名抄に、伊香は、郡名郷名共に、伊加古とあり、万葉も同じ、神社は伊香具なり、本より古とも具とも通はし云なるべし、】さては彼ノ万葉の歌も、いよ／＼由ありて聞ゆるをや、○問とは、葦原ノ中國言向に罷れとある大詔をのべて、仕奉むや否と問なり、【上の可問をも、登比賜倍志とも訓べく、此ノ問をも、登波志米賜とも訓べし、】○恐之は加志許志と訓べし、如此言て、即チ仰せを承り諾なふ辭になるなり、今ノ世に加志許麻理白多と云も是レより出たり、此言上【傳九の

鳥之石楠船神亦ノ名ハ謂ニ天ノ鳥船ト」とある神【此神のことは、傳五の五十二葉に見ゆ、】ならむかとも思はるれども、又出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、天夷鳥命ニ布都怒志命乎副天、天降遣天云々、とあるを思へば、鳥船は、船鳥を下上に誤れるにて、【此ノ誤ノは、阿禮が誦しをりより以前の古書に、既に誤りありしなるべし、されば今輙く改むべきにはあらず、】即チ夷鳥と同言なるべし、又書紀ノ一書に、經津主ノ神以テ岐ノ神ヲ爲ニ鄕導ト とあるも、【鄕導なれば、もとより岐ノ神にてもあるべけれど、】布都怒志と船鳥と同言なれば、是レも由ありて聞えたり、【大己貴ノ神の薦ニ岐ノ神ヲ於二神ニとあれば、岐ノ神は、大己貴ノ神の許にありし神なり、もし是を夷鳥とするときは、夷鳥ノ命此時大己貴ノ神に諂附て、はからひ居たまひし時なり、さて又書紀に、大背飯三熊之大人とある神は、即この夷鳥ノ命と同神の如く聞えたるに、此の段に、以テ熊野ノ諸手船ヲ載テ稻背脛ヲとある、三熊之と熊野と、大背飯と稻背脛とよく似たるをも思ふべし、波岐は比と切る、】然れば本は一ノ神にて、天ノ夷鳥ノ命なりけむが、傳々にて、こと〴〵には轉しなるべし、【かの夷鳥ノ命と、此記の鳥船ノ神と、同神なりとばかりは、師の祝詞考にも既にいはれたり、】夷鳥命の事は、上【傳十三の十二葉より十五葉まで】に委く云り、考へ合すべし、さて彼ノ神賀ノ詞には、夷鳥命ニ布都怒志命乎副天とあるに依らば、此も其ノ如くにも訓まるれども、さに非ず、【彼レには出雲ノ國ノ造が、己が先祖を旨といふ故に、夷鳥ノ命を主とせり、】此レは建御雷を主とすれば、鳥船神乎建御雷神爾副氏と訓べきなり、

是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而【伊那佐三字以音】拔十掬劍逆刺立于浪穗趺坐其劍前問其大國主神言天照大御神高木神之命以問使之汝之宇志波祁流【此五字以音】葦原中國者我御子之所知

國言依賜故汝心奈何爾答白之僕者不得白我子八重言代主神是可白然爲鳥遊取魚而往御大之前未還來故爾遣天鳥船神徵來八重事代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國者立奉天神之御子即蹈傾其船而天逆手矣於青柴垣打成而隱也訓柴云布斯

伊那佐之小濱は、神名帳に、出雲ノ國出雲ノ郡因佐ノ神ノ社あり、其ノ處なり、風土記には、伊奈佐乃社と書り、【風土記ノ抄に、伊那佐之小濱は、杵築ノ郷の内、假宮村と云處なり、此ノ邊の浦を、俗傳にいなさ濱と云といへり、さて白樺原ノ宮殿ノ背の伊那佐の山に、大宮あり、又遠江ノ國にも引佐ノ郡あり、哥にいなさ細江とあるは是なり、是等皆同名なり、】書紀には五十田狹之小汀とあり、同じ處なり、【那と佐とは常に通へり、】又大穴牟遲ノ神の、少名毘古那ノ神に逢たまひし處をも、書紀には五十狹々之小濱とあり、是も同じ處なるべし、伊那佐の名ノ義未タ思ヒ得ず、若シは諾否の意にて、【書紀仁賢ノ卷に、諾ノ字を勢と訓り、後撰集ノ哥に伊那勢とよめり、萬葉十六に否藻諾藻とある諾ノ字も、勢とも訓つべし、字ノ訓るは、今ノ世にせいと云に同じくて、諾唯と云ずを否に同じ、乎と宇と通へり、】大國主ノ神の諾否の旨を問ひし處なるから負るにもやあらむ、式に同郡の神社に、大穴持伊那西波伎ノ神社と云あり、又天ノ比奈等里ノ神社も同郡にあり、【神名帳考證に、神社もあれども、此ノ神は大穴持ノ神の御子の由、風土記にいへれば、此の釋には當にはあらず、】小濱とは、凡て小川小田小野などゝ云小は、万葉に神夜の小江なども云て、必ス小キからねども云、小ノ瀬小濱などゝ

の類、皆稱辭の如し、其は本は細小きを云言なるが、稱辭ともなれるなり、【大と云て、稱美る方にもなり、又大凡大ろかなど、不好方にもなる如く、小も、不好方にもなり、又事によりて稱美る方にもなるなり、細小き由を云物を稱ること、今ノ世にもおほし、さて此ノ時は、大國主ノ神は、かの宇迦ノ山の山本の宮に住坐るほどにや有けむ、宇迦と伊那佐と同郡なり、彼ノ宮のことは、上【傳十の五十九葉六十四葉】に見えたり、○降到は久陀理都伎氐と訓べし、○浪穗は上に出ツ、○逆刺立とは、劍は、鋒を以テ刺ものなるに、是レは柄の方を刺立る故に、逆と云り、○劍前は鋒なり、上にも御刀ノ前などあり、【延佳本に、前を庭間と訓るは、いみしきひがことなり、こは劍ノ鋒に趺坐むは、謂あるまじきことなり、と思へるからの強事なり、凡て近キ世の人の、漢籍にへつらへる、なまさかしら心は、みなかくの如し、】書紀には、拔ニ十握劍ヲ、倒ニ植於地ニ、踞ニ其ノ鋒端ニ、とあり、【是をもて、白井氏など、其ノ前に踞る由に註したるは、いかにぞや、さては鋒ノ字は何の用ぞ、いと可笑こと也、】○趺坐は阿具美韋氐と訓べし、【宇知阿具美と、打と云言を添るもよし、志理宇多牙と訓るはかなはず、】書紀神代ノ宮ノ段に、寛坐とあるをも然訓り、阿具美は足を組と云ことにて、今ノ俗に丈六かくと云、其ノ坐樣なり、【丈六かくとは、丈六の佛像の趺坐より出たるなるべし、又是を予が郷の方言に、阿具良加久とも、阿受久美加久とも云り、阿受久美は足組にて、阿具美に同じ、さて踞は、阿具美韋と訓ては、字にあたらず、踞は志理宇多牙なり、志理宇多牙とは、尻打擧にて、蹠を地に着て膝を立て、腰を浮擧て坐るをも云べけれど、書紀欽明ノ巻に乘ニ踞胡床ニ、敏達ノ巻に踞ニ坐胡床ニなどあるは、然は聞えず、是レは俗に腰懸と云ものなり、物語文などには尻懸とあり、そは足を垂て、腰を物に上坐たれば、尻打擧と云るなるべし、字書に據物坐曰踞とある是なり、據物とは、俗にもたれかゝると云ことにて非ず、腰を懸ることなり、漢にては腰懸るをも坐と云、常のことぞ、然れば書紀に踞ニ其ノ鋒端ニとあるは、劍ノ鋒に腰を懸坐を云るにて、此記とはいさゝか異なり、】趺ノ字は、佛書にも結跏趺坐など常に云て、阿具美

によく當れり、【さて此ノ阿具美居に二ッあり、組たる足の末を、膝ノ下に敷き、股ノ上へ擧て、跖を仰けて組むなり、又膝を跪へ張て、左右の足掌を合せても坐る、此レも趺の類ひなり、】さて今此神の如此爲たまふは、皆天ッ神の御使の、其稜威て奇く靈き威德あることを示せるなり、○其大國主ノ神とは、只に此神の御名を指て云とは、いさゝか異にして、其國ノ主たる神と云意に云るなり、上に須佐之男ノ大神の詔に、爲ニ大國主ノ神ト」とのたまへるも同じ、【傳十の五十八葉】然れば其と云るも、たゞ此神をさすには非ず、其國之と云意なり、【然らざれば、此ノ其てふ言、上に承る處いと物遠し、】さて其國とは、天より降り坐る時の處なれば、凡て葦原ノ中國を指すなり、【次の詞にて然聞ゆ、】○問使之は、登比爾都加波世理と訓べし、【漢籍讀にのみ耳なれつる心には、如是讀なるをば、何とかやしどけなきが如く思ふ人も有めれど、御國語は、上代も中昔も今ノ世も、かくいふぞ定格なる、さて此記には、遣すに、使ノ字をも通はし書る例上にもあり、本ト都加布と都加波須とは、延たると切たるとの差のみにて、同言なり、又都加比は、都加布を體言になしたるにて、是も本同言なるをや、師は此の三字を、登波須留都加比那理と訓て、之ノ字は也の誤なるべし、と云れつれども、然訓むには、上に告ぐと云言無ては、言足ずこそあれ、】中卷倭建ノ命ノ段に、擊遣とも平遣ともある、同じ語づかひなり、之ノ字は、如此樣に語の絶る處に、助字に置ること常なし、【是ノ云などあるたぐひなり、】○宇志波祁流は、主として其ノ處を我物と領居るを云、但し天皇の天ノ下所知食ことなどを、宇志波伎坐と申せる例は、さらに無ければ、似たることながら、所知食など云とは、差別あることと聞えたり、言の意は、【師は、主張なり、古言に振を布久とも云る如く、張を久とも云ことあれば、張を波久と云なりと云れき、是もさることなれど、猶張を波久と云る例なければいかゞ、】波久は佩刀着ク沓などの波久と同くて、身に着て持意ならむか、【取とは、もと手に持ことなるに、今ノ世に、國所を領するを、其處を取る、其方を取たるなど云も、此の波久と意通へり、】猶考ふべし、さて此ノ言、万葉五ノ廿丁に、宇奈原能邊爾母奥爾母神豆

麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等、六卷に、住吉乃荒人神、船舳爾牛吐賜、九卷に、此山乎牛掃神之、【此ノ山は筑波山なり、】十七卷に、須賣加未能宇之波伎伊麻須、爾比可波能會能多知夜麻爾、十九卷に、墨吉乃吾大御神、船乃倍爾宇之波伎座なども見え、【此ノ万葉の牛吐牛掃などの字に付て、或說どもは、共に足ぬ僻言なり、】遷却祟神祝詞に、山川能清地爾遷出坐氐、吾地止宇須波伎坐世止云々とあるも、須と志と通ふ音にて同言なり、○我御子とは、天照大御神高木ノ神の御言のまゝに云ノ語なる故に、かくの如し、此ノ御事依の詔命は、上に見えたり、○汝心奈何とは、此ノ御事依のまゝに、此ノ國を皇御孫ノ命に獻らむと思ふや奈何と問なり、此ノ問の言、書紀に、高皇產靈ノ尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神駈除平定、汝意何如、當須避不、また一書に、汝將此國奉天神耶以不などあり、○僕者不得白我子云々、此ノ言を以ノ思ふに、此ノ時既に大穴牟遲ノ神は年老坐て、多く事代主ノ神に事を讓りたまひて、事代主ノ神ぞ、眞盛に處事ありけむ、故ふつとおのが心一つにては、御答へを得白ノ賜はざるなり、書紀にも、當問我子然後將報とあり、○事代主ノ神の事は、名義も何も、上【傳十一の六十五葉】に委曲に云り、○是は、此ノ神と云ことなり、○可白然は麻袁須倍斯と訓べし、然ノ字は、袁と云に當れり、【志加禮杼母と訓ても、わろからねども、さては重過たり、たゞ此は袁と云て、すなはち然ノ字の意を、輕くふくめり、】○鳥遊は、登理能阿蘇備と訓べし、【能を略きて、直に登理阿蘇備とも訓べけれど、姑く舊訓に從ひつ、】野山海川に出て、鳥を狩て遊ぶをいふなり、【此は海邊なれば、むねと水鳥を狩るなるべし、】下卷朝倉ノ宮ノ段ノ大御歌に、夜須美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能、夜美斯志能云々、【猪之病猪之なり、】とあるは、猪を射たまへることを、阿蘇婆志斯とよみ、是ヲ狩をも遊びと云證なり、山城ノ風土記に、玉依比賣於石川瀬見小川之逍遙時、とあるは、女なれば、たゞ川邊に逍遙することゝ聞ゆれども、是ヲもなほ魚釣をするなるべし、【師は鳥遊を、登貴理と訓れき、それもさることなれども、若ヲ然ならば、此記

の例、必ズ鳥狩などゝ書クべきに、遊ノ字を書き、書紀にも遊鳥、または射鳥遨遊など、書て、一つも獵狩などの字をばか、ざるを思へば、なほ阿蘇備と訓べきなり、】○取魚は、師の須那杼理と訓れつるぞ宜しき、書紀神武ノ卷に即チ然訓メり、又欽明ノ卷に、捕魚ともあるをも然訓り、猶須那杼理のことは、猨田毘古ノ神ノ段に云べし、【傳十六の九葉、】さて此ノ鳥遊取魚を好ミたまひしことを、隱遁の意ぞなど云は、例の漢意なり、ちかくにいへることには非ず、】魚ノ字の下なる前ノ字は贏す、上の爲ノ字へ回て、志爾と讀べし、【前ノ字は、漢文の方に就て置りと見ゆ、さる例記中に多し、師は須登弖と訓れしかども、凡て登弖と云は、奈良のころ以前は無きことばなり、】○御大之前は、上【傳十二の三葉】に出たり、出雲ノ國島根ノ郡なり、書紀一書には、三津之碕ともあり、【出雲風土記に、島根ノ郡に御津濱あり、式楯縫ノ郡に御津ノ神社あり、】○微來は米志伎氏と訓べし、【師の米志許佐世氏と訓れつるはわろし、】然訓て即チ令ノ來と云意になるなり、○問賜は、建御雷ノ神の問たまふなり、○語其父の語ノ字、讀むべからず、上にも語大若日子言とありしに同じ、○大神とは、大穴牟遲ノ神を、大神と始めて云り、○恐之は、上にありしに同じ、○天神之御子、天神は必阿麻都加微と訓べきこと、上【傳三の卅一葉】に云るが如し、即チ續紀一に、天都神乃御子とあり、天ツ神とは、上にも云る如く、凡て高天ノ原なる神を申す中に、此レはもはら天照大御神を指シ奉るなり、さて天ノ忍穗耳ノ命は、其ノ御子に坐シませば、もとよりのことにて、此次々には、御孫なる邇々藝ノ命をも、又鵜葺草葺不合ノ命をも、神武天皇をも、みな天ツ神ノ御子と申せり、子とは、子孫末々までにわたる名なるが故なり、さて如此申すは、大凡の國神と同等からざる由に、事を分て尊ミ奉る御稱なり、【天ノ忍穗耳ノ命邇々藝ノ命は、天にて生坐れば、たゞに天ツ神とこそ申すべきを、御子と申せるは、穗々出見ノ命より以來、此ノ國にて生坐るを申シならはしたる御名を、上へも回して語り傳へたるなり、これも天照大御神の御子と申す意になるめれば、違ふことなし、されど天ツ神の御子と申す本の意は、此ノ國にて生坐るが、天ツ神の御末にて坐ス由なり、】○立奉は、多氏麻都

世を去かこて拍チたまへば、吉事に非ずこ云ひ、師も、凶事こして、海神の火遠理ノ命に鉤を奉るこて、兄命にたまはむこき云々こ云て、於二後手一賜こあるこごを引て、手を後方にめぐらして、拍ツなり、後手こ逆手こ同じければ、後手をも佐加手こも訓べしこ云れつ、此說ごも皆わろし、此を誰ども必凶事こ思はれたるは、伊勢物語になづまれたるなり、彼ノ物語のことは、ただ人を詛ふ事にのみ用ひたることもあるべけれど、そは後のことにこそあれ、本はさにあらず、吉事凶事をいはず、何事にもあれ、咒りにせしわざこ見えて、今此神の逆手も凶事には非ず、ただ鉤を柴垣に變化なさしての咒の業なり、然るを後ノ物語の凶事なるに倣ひて、此をも、隱坐ことまでに係て見るは誤なり、又後手こ逆手こは別事なるを、師はかの海神の教へ奉りしこ、伊勢物語なるこ、共に人を詛ふしわざにて、其意同じきによりて、思ひまよはれしなり、又後手は、書紀の黃泉ノ段に、背揮此云志理幣提爾布倶登こ訓注あれば、佐加傳こ訓べきに非ず、又四時祭式鎭魂祭ノ儀に、行酒三杯以後、拍二後手一退出こ見え、大神宮儀式帳六月ノ神事ノ條にも、祭畢て人々直會殿の座につき、大直會を給はる畢る時に、後手一段拍、こ云ことあり、又同年中行事同祭ノ條、齋内親王御拜の時、一ノ禰宜の詞に、御拜四度、御後手、又御拜四度、御後手、こ申すこ云ことあり、これらの後手を、今ノ本に志理閇傳こ訓るは、事の心をよくも考へざるみだりごとなり、これらは志理閇手にはあらず、能知之手なり、直會を給はりて後に拍ち、御拜の後に拍チたまふ由なるをや、さてかの伊勢物語の天之逆手を、中昔に至ては、海人のするわざこ心得て、其意に哥にもよめり、こは彼物語をのみ見て、此記の此の古事をもしらぬひがごとなり、此事は、契沖が勢語臆斷に辨へおきたり、彼物語眞字本に、天之逆手こ書るは、其頃までは、本の意を失はざりしなるべし、】 天之こは、天にてする術の、傳はり來たる事なる故に云なり、○青柴垣は、青葉の柴の垣を云、布斯は、字の如く柴のことなり、中昔の歌には、布斯志婆こ重ねても云り、【柴を水ノ中にひたしおきて、魚を捕るを布斯都氣こ云も是なり、拾遺集冬平兼盛哥に、ふしつけし淀のわたりをけさみれば云々、】 下[illegible]

栗ノ宮ノ段ノ歌に、志豆加岐とあると、布斯垣と同じ物なり、なほ冠辭考みづがきの條を見て、其ノ狀を知ルべし、【書紀の註ごもに、上代の事をしらで、種々の意を云るは、みなひがことなり、】さて此神の御名に、積羽ノ八重と申すも、此ノ柴垣によれることと、上【傳十一の六十五葉】に云るが如し、○打成、打は、天ノ逆手を拍ツなり、成は、踏傾けたる船を、青柴垣に變化なり【船を横さまに傾けたらむさまは、本より垣に似て由あるなり、】上に於湯津爪櫛取成其童女、とあると同格にて、其處【傳九の廿九葉】に云るが如し、又此次に、取成立氷、取成劒刃、とあるも同じ、【書紀に、青柴籬を造ると先ツ云て、次に因蹈船而避之とあれば、船を青柴垣に變すとするはいかゞ、と思ふ人もあるべけれど、凡て書紀は、いつも云如く、たゞ漢文をかざることをのみむねとせられしほどに、古ノ意のまゝに違へりと見ゆることも多ければ、此も、古記には此記の如くありけむを、さかしらに直して書れつるものなるべし、凡て取成打成など云る例皆、始ノより有ル物を、他物に變すなれば、此も必ズ始に物なくては、例にもかなはず、又もし始より物はなくして、たゞ青柴垣を造り現はす意ならば、青柴垣乎と云ずしては通らず、爾と云るは、始より有りし物を、青柴垣爾と云辭ならずや、乎と爾と違ふこともあれど、ここによるべし、もし凡ての船に係れして、青柴垣爾と云ときは、天ノ逆手といふ物ありて、それを青柴垣に變ことと、聞ゆるなり、よく〳〵あじはふべし、】されば其船を踏ミ傾けて、天ノ逆手を拍て、其船を青柴垣に成てと云意なるを、其船をと云ことを再びいはむは、詞拙ければ、上に讓りて下をば省き、又逆手を打と續く意なるを、其ノ間に青柴垣をいふことを挿置て、青柴垣に打成と云るは、みな古ノ文の妙なる巧にして、後世の及ばぬわざなり、○隱也は、青柴垣の内に隱坐と云なり、下巻遠ツ飛鳥ノ宮ノ段ノ大御哥に、夜須美斯志和賀意富岐美能、書紀推古ノ巻ノ哥に、和餓於朋耆彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙などあり、さて此は、青柴垣に隱たまふと云詞ながら、此ノ次に又ノ大神も、八十坰手に隱リて侍ひなむとある如く、此ノ神も同く、海底に入り坐て、現御身は、永く隱たまふことをも含めたり、其由は下に云べ

し、【延喜六年日本紀竟宴藤原佐高哥に、比女美万爾、夜志末乎佐利志、奈美能宇倍乃、阿遠能志加岐遠、多比爲留可那】此處の事、書紀には、是ノ時其ノ子事代主ノ神、遊行在於出雲ノ國ノ三穗之碕、以釣魚爲樂、【或曰遊鳥爲樂】故以熊野ノ諸手船、【亦名天鴿船】載使者稻背脛遣之、而致高皇産靈ノ尊ノ勅ヲ於事代主ノ神、且問將報之辭、時事代主ノ神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、【柴此云府璽】蹈船枻而避之、使者既還報命、故、大己貴ノ神則以其子之辭、白於二神曰云々とあり、一書にも同じ趣なり、【かゝれば、書紀の趣は、三穗之碕にまかりし使、やがて其處にて詔命をのべて、事代主ノ神ノ海に入ﾘ坐しし、三穗之碕にてのことなれば、此記の伊那佐之小濱へ徴來つることは異なり、また使既還報命、故大己貴神云々とあるを以見れば、此ノ使者は、大己貴ノ神の邊へ使ニり、さればにや式に、出雲ノ郡にある社も、大穴持伊那西波伎ノ神社とあり】

故爾問其大國主神、今汝子事代主神如此白訖、亦有可白子乎。於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也、如此白之間、其建御名方神、千引石擎手末而來、言誰來我國而忍忍如此物言。然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、即取成立冰。亦取成劍刃、故爾懼而退居、爾欲取其建御名方神之手、乞歸而取者、如取若葦、搤批而投離者、即逃去、故追往而、迫到科野國之

洲羽海將殺時建御名方神白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我父大國主神之命不違八重事代主神之言此葦原中國者隨天神御子之命獻。

亦有可白子乎、白さば、上に僕者不得白、また事代主神是可白、などある白と同くて、詔命の御答を白すことなり、事代主命の除にも、詔命を宣命聞て、其答白す心を、問聞べき子ありやと問なり、○亦白云の亦ノ字は、削べしと師は云れつれど、猶有ぞ宜き、上に事代主神のことを白て、又今一神あることを白すなれば、亦と云なり、さて其言に、亦我子云々とある亦も、その意なり、○有建御名方神、これも古事記ノ見れば、此神も事代主神に亞て、天下に威勢ありしこと知られたり、然る物を、上に大國主神の御子たちを擧たる中に、此神の脱たるは、如何なるにか、【舊事紀には、次娶高志沼河姫生一男兒建御名方神坐信濃國諏方郡諏方神社とあれども、例のおぼつかなし、】名ノ義、建また御は、例の稱名なり、名ノ字の如きか、方は、中卷水垣宮ノ段に、櫛御方ノ命、又飯肩巢見ノ命、黑田ノ宮ニ御宇天皇ノ御子に、日子刺肩別ノ命あり、是らの肩と同じかるべし、若は潟の意の稱名にもやあらむ、名方と連ける例は、日代ノ宮ニ御宇天皇の御孫に、大名方ノ王あり、又遠飛鳥ノ宮ニ御宇天皇の御女に、書紀に名形大娘皇女とあるを、此記には長田大郎女とあり、是に准へて方は濁るべし、阿波ノ國に名方ノ郡名方【奈加多】郷あり、神名帳に、其ノ郡に多祁御奈刀彌ノ神社あり、【こは奈の下に方ノ字脱たるにはあらぬにや、】又同郡に大御和ノ神社、同國勝浦ノ郡に事代主ノ神社、阿波ノ郡に建布都ノ神社事代主ノ神社などもあり、】建御と連ける例は、建御雷ノ神、又書紀に武三熊之大人などあり、○除此者無

り、能ク音聞にて、多布流なり、また令-忍 容-忍なども云る、みな多閇志奴夫なり、又 唯-忍を、倭-訓 少-思 也とも、安-於 不-仁-也とも注せるは、俗に云氣强く牟與使なり、志奴夫を此意に用ひたる例はなし、されど此も多閇志奴にょりうつれる意なり、心 有レ不レ安、强 持 不-發 也と注せるは、殊に志奴夫と云言によく當りて、隱す意にも近し、又古書に、潜忍と云に、此忍字を用ひたるも、もはら此意なり】こゝの忍は、隱志奴夫にて、密字隱字などの意にて、書紀神武卷に密 旨、安康卷に密 設 兵、雄 略 卷に密 使 人、皇 極 卷 に 密 使 遣 使 などあるが如し、万葉十二卷に、人目多見 者 目 社 忍 禮 などあり、忍をと重ねたるは、古今集神遊歌に、陸奥の安達の眞弓我引ば、末さへ依來志能備志能備に、此ノ後歌にも、同じさまなる見えたり、さて此如重ねて言は、一度のみならず、過重ぬる意あり、【から書後漢書に、忍々と云ことあれど、そは意異なり、】其ノ御使も、己の處を、此處に來坐ること、只一度なれども、[illegible]又重き事を定むる度なれば、幾度も相見て、左右に隱しこと有ぬべし、書紀一書には、一往來に通りて、又降坐る事も見えたるをや、さて此御使、實に密隱して來れるには非ども、己に不令聞て來るを咎めて、忍々とは云なり、御言とは、是レも實は此ノ國を天神ノ御子に獻むや不を問に來つるとは、よく知ながら、何事言とも知らぬさまに、故らにおほめける言なり、さて此言に、何事を云ぞと咎めたる意あり、上に誰ぞと云るに、其意を咎めて、白ス此處へも響けり、【舊印本延佳本またも師も、物言者と、下に者てふ辭を添て訓れたるは、上の誰ぞてふことゝよめるには下に置て、物言は誰ぞと連くる故に、其格を以思へば、物言の下に者と云ずでは、足はぬことゝおもする故なり、されどそは古言の連けざまを曉らざるものなり、上に引る大長谷ノ天皇の御哥に、誰ぞと上に在て、大前に白すと結び給ひて、白す者とはあらぬを思へ、又物言を、師の許登々布と訓れつると强なり、言ノ字のみならば、さも訓つべきを、物ノ字のあるに、いかでかさは訓む、万葉十四に、毛乃伊波受伎爾氏ともあるをや、凡て師の辭として、今ノ世に耳遠き古言として、好まれたること常多し、毛許等志と云も

成したる御手を、又更に劒ノ刃に變化なり、【如此二ノ物に成せるは、左手と右手とかと思ふ人も有ルべけれど、さにはあらず、】さて先ノ立氷に成せるは、後に劒ノ刃に成さむとての下形なり、立氷の狀劒に近きが故ぞ、【なほ精くいはゞ、氷は寒沍て握り堅き意もあるべし、】さて劒ノ刃に成せるは、手觸がたからしめむがためなり、故レ劒とのみは云ハずて、刃と云り、心をつくべし、【氷は寒沍ながらも、なほ觸レては握るべきを、劒ノ刃は更に手觸べきに非ず、これ前後の序の意になり、】さて此は建御名方ノ神の、自の心より如此變化るにはあらず、建御雷ノ神の、例の奇く靈き稜威を以て變化て、御名方ノ神を威せる所爲なり、【上の劒ノ鋒に趺坐たると同じ意なり、此ノ神は元より劒の御靈に坐ば、皆由緣あることぞ、】御名方ノ神は、たゞ己が絶れたる力を以て、此ノ御手を取挫ぎもしてむ物と思ひて、握つるに、思ひの外の物に變化て、【或人是をも疑ひて云く、取成とは、御名方ノ神の、みづからの心より成せるを云べし、思ひの外に然成れるならば、立氷に那理、劒ノ刃に那流とこそ云べけれ、那須は令レ成にて、心ありて然するを云言なり、いかゞ、解て云く、此ノ疑と一わたりいはれたり、されど如此せむと思ひてすることのみにはあらで、思ひの外なるさまになるをも、那流とは云はで、那須と云ふたぐひ常に多し、其ノ例を一ついはゞ、古哥に、夏虫の身をいたづらになすことも、一つ思ひによりてなりけりと云るも、自身をいたづらになさむと思ひてなすには非ず、そは思ひの外なれども、火に入るが心からなる故に、其火にていたづらになるをも、那須と云り、されば此も、建御雷ノ神の御手を握れ、御名方ノ神の心にて握つれば、立氷になり劒ノ刃になれるをも、那須とは云なり、此處よくせずは混ひぬべし、】さらに手觸がたき故に、懼き懼れて退けるなり、【谷川氏が、立レ氷劒ノ刃若ニ葦等、此蓋其ノ手術ノ名、乃チ角力之權輿也と云るは、上代の意に非ず、ひがことなり、又師は、二つの取成を、登流那須と訓て、成を如しの意とせられき、此レも終には同じことなれば、ゆくへに落ぬれど、然ては二ッの物譬になる故に、誤なり、其故は、劒ノ刃は譬にも云べけれど、立氷は譬に云べき物に非ず、そは如何なる意の譬とかせむ、い

と心得ず、且前々にある取成の例にもかなはず、かたぐ\ひがことなり、此レも如くを那須と云を、ひたぶるに古言と
して、其ノ辭をあてたるに好まるゝより出たるものなり、】○退居は、志理曾伎袁理と訓べし、曾伎は遠離ることなり、
【登保曾伎ともあり、】下巻高津ノ宮ノ段黒比賣ノ歌に、曾岐袁理登母とあり、さて後方へ曾久を、志理曾久と云、故古ヘより
退ノ字を然訓り、【師は此をもたゞに曾伎袁理奴と訓れつれど、なほ此は志理曾伎と云べき處なり、】さて居は、此は語の
終にあれば、袁流とこそ訓べきに、袁理と訓むは如何と、後ノ世の心には思はるべけれど、居は、行と同格に活用言にて、
語の終にても、袁理と云なり、【袁流と結るは、上に曾又は夜など云辭のあるときのことなり、行も同じ、】古今集小町ガ
歌に、胸走火に心焼袁理、【万葉十六に、婆羅門乃云々、幡幢爾居、これらも古言をよく辨へて、袁理とは訓り、】土佐日
記に、黒鳥といふ鳥、いはのうへにあつまりをり、竹取物語に、かたぶきをり、又うつぶきをり、又ねむりをり、伊
勢物語に、男弓やなぐひを負て戸口にをり、さりともと云々と思ひをり、源氏物語玉葛ノ巻に、額に手をあてゝ念じ入て
をり、又さらに手をはなたず、おがみ入てをりなど、此餘も多し、【又右に引る黒比賣ノ哥、又其同段の八田ノ若郎女の御
哥にも、比登理袁理登母とある、此等も後世の心には、袁流登母とあるべく思はるゝを袁理登母とあるは、行と同活用
にて、阿理登母と云と同格なればぞかし、】○乞歸とは、初に建御名方ノ神まづ、建御雷ノ神の御手を取むと乞て、取つ
る如くに、建御雷ノ神もまた、建御名方ノ神の手を取むと乞賜ふを云、歸とは、凡て彼方より爲し如くに、又此方よりも爲る
を云なり、○若葦は、易く所摧る物の譬なり、葦は竹などの如くは、堅からぬ物なるに、若きは殊に脆ければなり、
【建御名方ノ神の手は、千引石を擎ぐばかりの力あるを、如此云る、建御雷ノ神の手力のほど知べし、】○搤批、批ノ字、延佳
本又舊事紀、又此記ノ中巻日代ノ宮ノ段、【持捕搤批とある處、】いづれも批と作り、故ニ字書どもを考るに、【搤に、説文
に捉也、廣韻ニ持也と注し、又握也とも注せり、さて批は、説文に手撃也、史記ノ孫子ガ傳ニ批ノ亢、註ニ批ハ相排批也と注

辛酉、遣₂使者₁祭₂龍田ノ風ノ神信濃ノ須波水内等ノ神₁とある、水内神は、帳に水内ノ郡健御名方富ノ命彦神別ノ神社【名神大】とある是なり、社號に依れば、此レも同神なり、【同郡に、美和ノ神社伊豆毛ノ神社なども坐せり、さてかく諏訪の外に別に水内ノ社ありて、共に名神大社に坐すは、如何なる由縁にか、彦神別と申す號も、ゆゑあることなるべし、又帳に、諏訪ノ神名には健字無くて、水内の方にしも此ノ字あるも、いかなることにか、さて右の持統紀に、龍田ノ風ノ神と一度に勅使を遣して祭らせ賜ひしを思ふに、此ノ信濃の二柱も、龍田と同く、風の御靈のためにぞありけむ、此ノ神に風なしゝ[illegible]賜ひけむ由縁は、清輔主が袋册子に、信濃なる岐蘇路に櫻咲にけり、風の祝にすきまあらすな、と云俊頼主の哥につきて、是は信濃ノ國はきはめて風早き所なれば、諏訪ノ明神の社に、風ノ祝と云物を置て、春の始に深く物に籠居て祝して、百日の間尊重するなり、さて其年凡て風静にて、農業のため吉なり、それにおのづからすきまもあり、日ノ光も見せつれば、風おさまらずと云其意なり、と云る説は、いかゞあらむ知らねども、いかさまにも風に由あることは、古くより言傳へけむ、又神名式に、水内ノ郡に風間ノ神社と云もあり、さて又伊勢ノ國ノ風土記に、神武天皇中州に入リ坐ける時に、天ノ日別ノ命を遣して、伊勢ノ國をうしはける伊勢津彦と云神を、言向しめたまふに、伊勢津彦は命に服ざりしを、日別ノ命軍を興して攻ければ、つひに從ひて、其ノ國を避る時に、大風をおこして波を起て、信濃ノ國になむ遁れ住ける、古風の伊勢と云は、此ノ由なりとなむあり、今思ふに、此ノ伊勢津彦と云は、建御名方ノ神の亦ノ名にて、右の故事は、即建御雷ノ神の、建御名方ノ神を攻め追ひたまへる此ノ段の事なるを、神武天皇の御世の事とせるは、傳への誤なるべし、そは神武天皇ノ御歌に、神風の伊勢とよみ給へることの始めて見えたるより、傳へ誤れるものなるべし、建御名方ノ神を、伊勢津彦とも申せしは、伊勢ノ國をうしはき居たまひしなるべし、さて建御雷ノ神に攻め追はれて、逃たまふ時も、其ノ由あるを以て、まづ伊勢へ遁れ賜ひしなるべし、高倉山の岩屋は、伊勢津彦の住たりし跡なりと、神宮の書どもに傳へたる

に在しが、下上に亂れて、下にうつり、刀賣とまぎれつるなるべし、】三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉レ授二信濃ノ國正三位勳八等建御名方富ノ命ノ神ニ從二位、從三位建御名方富ノ命、前八坂刀賣ノ命ノ神ニ正三位一ヲ、【これに從二位を授奉りたまへるは、諏訪ノ神なり、文德實錄に、此ノ諏訪ノ神の正三位になり賜ひしことの脫たること、此にもと正三位にて坐るよし見えたるにて知るべし、さて諏訪ノ神に建ミ云ること、前に例見えず、さて又從三位建御名方富ノ命とあるは、水內ノ神なり、前八坂刀賣ノ命とあるは、諏訪の后神なり、】同年二月十一日、授二信濃ノ國從二位勳八等建御名方富ノ命ノ神ニ正二位、正三位建御名方富ノ命、前八坂刀賣ノ命ノ神ニ從二位、同九年三月十一日、信濃ノ國正二位勳八等建御名方富ノ命ノ神進ニ階從一位、從二位建御名方富ノ命、八坂刀目ノ命ノ神ニ正二位とあり、【右續紀文德實錄三代實錄などに載れる、諏訪ノ神と水內ノ神と神號同く、又諏訪ノ后神は、何處にても水內ノ神と引連て擧られたる故に、彼此まぎらはしくして、位階なども ひが心得せる人も有ヶ故に、今ノ本曲にしるし聞らめつ、】さて水內ノ社は、右の如く、古は諏訪ノ社に並ぶばかりの名神大社に坐しに、今ノ世に其社のさだかならぬは、甚いふかしきわざなり、【式內といへども、小社は後世さだかならず、絕たるも諸國に多かれど、さすがにかばかりの大社の、其と知れぬは無きことなり、或人、戶隱明神ぞ、水內ノ社なるべきと云り、今思ふに、戶隱も、さばかり由ある神と聞えたるに、式にも載ず、凡て古書に見えざれば、此ノ說信に然もありなむ、さて其ノ戶隱を、手力雄ノ神なりと云ヒ傳へたるは、此ノ建御名方ノ神も、千引石を手末に指擧ばかりの手力有し神にて坐ヌれば、手力雄にまぎれけむも由あり、凡て戶隱社は、中昔より、例の佛ざまのみ主となれゝば、本の神ノ名も社號も失ひつるなるべし、】○大國主ノ神ノ之命、事代主ノ神之言と、父には命、兄には言とあるは、本よりの語に差ありしなり、○隨ニ天ツ神ノ御子之命ニ獻ラム、建御雷ノ神いまだ此ノ神には、詔命を言問せ賜ひし事は、上に見えざれども、そは上文に讓りて、畧ける物にて、實は既に此ノ神にも言問せ賜ひしなるべし、故レ今如此白し賜ふなり、○書紀に、此ノ建御

名方ノ神の故事をば、畧き來て記されざるは、いかにぞや、

故更且還來問其大國主神汝子等事代主神建御名方神二神者隨天神御子之命勿違白訖故汝心奈何爾答白之僕子等二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流（此三字以音下效此）天之御巢而於底津石根宮柱布斗斯理（此四字以音）於高天原氷木多迦斯理（多迦斯理四字以音）而治賜者僕者於百不足八十坰手隱而侍亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也如此之白而

更且還來は、倶に上に出なり、〇二神は、此は布多柱と訓べし、二柱なるも同じ、〇勿違、勿ノ字は、記中何處にても、不ノ字と同じく用ひたる例なる上に、此ノ前後三處にみな不違とあれば、此も必ズ多賀波士と訓べし、〇汝心奈何、初に此神問たまひし時に、僕者不得白云々とありて、自の御答へは未ダ有ザる故に、又かく問賜ふなり〇僕之不違、之ノ字は、事の然なりと云む處に云れき、又ノ字にてもあらむか、如何まれ必ず阿禮波と訓べき處なり、〇既は、常に言ことは異にして、此は素皆も云意なり、此記ノ序に、已因ニ訓ヲ述者詞不レ逮ハ心ニと云ひ、万葉十七［廿丁］に、天下須泥爾於保比底布流雪乃ともあるも、皆其意なり、又書紀繼體ノ巻には、至ノ字を須傳爾と訓るも同意なり、【既ノ字も二本並は書也と

注せり、春秋などに、日有レ食之既と云る類なり、然れば須傳備と云言に、此ノ字を當たるも、もとは盡の義によれるに
や、】○唯とは、天ノ下は悉く獻む、其中にて唯なり、【かくて後ノ世の文に多陀志と云意におのづからかよへり、】○
住所は、御の須美加と訓たる宜し、所字即加の意なり、○天津日嗣、万葉ノ書には、安麻能日嗣ともよめり、此は天
津日大御神の大御任を受傳坐て、其ノ大御業を嗣々に知看す由の御稱なり、天武紀に、皇祖等之騰極とある處に、古ニ云
日嗣也と註せられたり、【書紀などには、漢國にて天子と云者の位のうへに用ひ字を書るをば、凡てみなアマツヒツギと
よめり、】さて此御位を嗣たまふべき儲の皇子を、日嗣御子【皇太子の字を當つ、】と申し奉るなり、かくて右の意は
必ず動くまじく、甚も然思ひ定めてあるべき物なれど、今此ノ段に就て、別に今一ツの考へあり、嗣は【借字】給にて、天
津日ノ大御神の給寄し賜ふ物を、受納御看すを天津日嗣所知とは申すか、給寄賜ひ物とは、即チ天ノ下の百姓の奉進る諸
の御都岐物にて、【みつぎ物を奉、書紀に調の字を當て、ひつぎものとよめり、】さて御都岐物の都岐も、供給の意なり、今の俗
言に、人に物を貢都岐といひ、又物を都々久と云も、本同じ、さて給とは、上たる人より下なる者に賜ふに限れる
如く思ふめれど、さに非ず、下より上へ奉るにもいふ、故朝廷に奉進るをも、美都岐とはいふなり、】是即天照ノ日ノ大御
神の、天皇に給寄し賜ふ物なり、さて其ノ種々物の中には、稻を主とせり、其由は書紀に、天照大神又勅曰、以吾高天ノ原
所御齋庭之穗亦、當御於吾兒とある是なり、さて康治元年大嘗會ノ中臣ノ壽詞【康治は後世なれども、文は古文な
り、台記ノ別記に載れり、】に、天津御膳乃長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久、安介久、由庭仁所知食止事依
志奉氏、天降坐云々とある、又大殿祭ノ詞に、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣乎、万千秋乃長秋爾、大八
洲豐葦原瑞穗國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比氏とあることを【万千秋云々は、もはら稻に係て云る由は、前に
委く辨るが如し、】さて天津日嗣乎万千秋云々とつゞきたるは、今天照大御神の給寄し賜ふ大八洲國の穗稻を、万千秋に

所知食との意なり、かの中臣ノ壽詞は、大嘗につきて申す故に、由庭ニ所知食といひ、大嘗祭は、天ノ下知看す凡ての御上にて申す語なるに、瑞穂ノ國乎所知食と云る、共に其ノ指物は、同ジ稻穂にて、其中に主とし賞とするは、由庭の穂なり、故、書紀に、食ノ物には、主とし賞とする齋庭之穂を詔ひ寄して、其中に、天ノ下の百姓の奉貢る稻、又種々の御調物も、みな兼合へたり。】合せ考へて、日嗣の意を思ふべし、前にも云る如く、皇御國は、稻に殊なる深き所由ありて、右の如く大御神の稻の食を大御孫命に生させて、後ノ世に至るまでも、萬の政の有るが中にも、大嘗を又なき大事としたまふものぞ、されば天津日嗣知食すと申せば、即チ天ノ下知食御事にもなれるなりけり、【天津日嗣とのみ云て、所知食といはず、又日嗣御子なども申すたぐひは、皆く云なれて、やゝ後に所知食と云ことを略けるものか、此事はなほ疑はし、但し此記には、此ノ言同處に見えても、皆所知とあり、】さて今此に、登陀流云々へ連きたるは、下に委く云如く、御膳の事にあれば、即チ彼ノ日ノ大御神の嗣依シ賜ふ稻以て、炊ギ、御膳を所知食す、其ノ天之御巣と云意に云るなり、【もしたゞ天下知食御位のことゝせば、此には必しも用なき言なり、たゞに天津御子之登陀流云々、とのみ云てありぬべし、】○登陀流天之御巣とは、たゞ御殿と云にやと、前には思ひしかども、然には非ず、下に同言のあるに、竈烟のことを云るに就て、熟思ふに、此は御厨の【俗に云御臺所なり、】竈所の上の、炊烟の發騰る處を云なり、其構は、上ツ代のは如何にありけむ、知リ難けれど、御巣とあるに付て、推シて心見にいはゞ、烟を出さむ爲に、竈所の上の屋根を、いさゝかほかの葺遺して、窓の如く、開たる處ありしにや、さて其處は葦簾の露れたれば、簀なる故に、【凡て竹などを編ならべて、間の透たる物を簀と云、簾なども其意の名なり、】御簀とは云か、【巣は借字】又天之と云は、今ノ世に、竈ノ上の炊烟のかゝる處を、阿麻【尼の音の如く呼ぶ】と云へば、其にや、體源抄に、昔シ日吉行幸の時に、鞨鼓の筒を社頭にて失ひて、二十餘年を經たりける後に、大津の邊にて、これを求メ出したることを云る所に云ク、あまと云物にさし上てありければ、すゝばみたりけれども、

し、これ波牟侍理は、たゞ貴人の御前に在る意のみにて、伺ふ意はなき故にやあらむ、さて此ノ言ノ意は、御伺在ると云こ
となり、俗言に御ン伺ヒ居ルと云に同じ、万葉二に、埴安乃御門之原爾云々、鹿自物伊波比伏管云々、鶉成伊波比廻、雖侍
候、三に、四時自物伊波比拜、鶉成伊波比毛等保理、恐等仕奉而、又十六自物膝折伏云々、などあるを以て心得べ
し、されば此字は、侍は清音にて、波閇理なり、三代實錄貞觀十二年ノ宣命に、大法師牛勢、今身沉ミ重キ病ニ天、退居失
便、又大波部利云々とあり、後に音ノ便にンを添へ、ンの添るからに、閇をも濁れるを、ンを添へずして云ときも、なほ濁るは、
音便濁りの殘れるものなり、凡て音便のンの下は、清音をも濁る例なり、ねもころを、後に音便にてねんごろと云とき
は、ごを濁るが如し、これもその音便濁よりうつりて、ねもころのころも濁るは、ひがことなり、此レにて波牟侍流をも准
へ知べし、さて續紀宣命などにも、侍ふと云ること多し、みな佐母良布と訓ても、波閇理と訓てもありなむ、】さて今此神の
如此白し給ふは、遠き夷國に隱れながらも、なほ天皇ノ御子の大御前に伺候居る心ばへにて、道に守衞奉るの意な
り、【中昔の言に、たゞ隱ノ在ることを、隱レ侍はむと云とは異なり、】續紀十七詔に、御世御世爾當天、天
下奉仕奉流事乃、勝在臣多知乃侍所爾波、置表氏、與天地共人爾不令侮、不
令穢、治賜布止宣、こゝの侍所は、其ノ墓を云ことにて、此も意はおなじ、さて又書紀に、時ニ高皇產靈尊乃還
遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜
是吾孫治之、汝則可以治神事云々、時是大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾
將退治幽事、とあり、治幽事とは、此ノ侍ふてふ言の中にこもれり、【幽事は、此ノ上ノ文に神事とあると一ツ言にて、神
事は、古のまゝに書る字なり、幽事は、意を以て書る字なり、故ニ二ツ共に加微碁登と訓べし、書紀神ノ卷に、幽顯とあり、
此ノ訓を以て、幽事をかみごと、訓べきことを思ひ定めよ、さて今こゝに皇孫の所治食すべき顯露事とは、即チ朝廷の萬の

明ノ卷に、天穂社稷百八十神、推古ノ卷に、百八十部、皇極ノ卷に、百八十部曲などあり、これら百八十と云る例なり、○神之御尾前、神は天神ノ御子に歸順奉仕る諸ノ神を、ひろく指て云り、【上の百八十神を指るが如くなれども、若然らば、其ノ神之とあるべきに、たゞに神之とあるは、然にはあらず、】尾前は、前後【俗に跡前といふも同じ、】と云むが如し、後ノ世ノ軍陣などにも、先鋒殿後をば、直に任ことするが如く、此ノ事代主ノ神導師として、諸ノ神の前に立ち、後に立ちて、天神ノ御子を守護奉仕りしなり、書紀天武ノ卷に、高市ノ社に坐ス事代主ノ神と、牟狹ノ社に坐ス生靈神と二柱、高市ノ縣主許梅に著託て、吾者立皇御孫命之前後以送奉于不破而還焉、今且立官軍中而守護之、と詔へることなども思ヒ合すべし、【是に立皇御孫命之前後とあるによらば、此の神之御尾前も、即チ天神ノ御子の前後といふことかとも見ゆれども、さには非ず、彼ノ前後は、事代主ノ神と生靈ノ神と二柱、前と後とに立たまふ由なるべし、】此ノ神後ノ世まで、神祇官の八神の列にも入りて、祭られ奉リ賜ふも、全天皇の大身を守護奉りたまふ由縁なり、猶是等のことは、上【傳十一の六十六葉より六十八葉まで】にも委く云るが如し、さて此ノ事代主ノ神も、其ノ御身は、既に隱レ坐シつれば、此レより後御守護二なりて、奉仕り賜ふなどあるは、御靈なることと、自明らけし、○違神者非也とは、僕子等百八十神の中に、一柱も違ひて背き奉るはあらじなり、百八十神者とあるは、此に係て見べし、非は不有の意なり、此まで大國主ノ神の白したまへる語なり、さて書紀には、此時に乃因平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此ノ矛治國者、必當平安、と白賜ひしこと、又一書に、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、吾將去ことあり、【岐ノ神のことは、此卷の上にいへり、】また是時歸順之首渠者、大物主ノ神及事代主ノ神、乃合八十萬ノ神於天高市帥以昇天、陳其誠欵之至ともあり、【こは既に長隱ルとある次ノ文なれば、隱れて後に、天に昇むこと如何、といふ疑ひもあるべけれども、こは御靈の事にして、現身にはあらず、大物主と申すは、現身の御名には非ず、大三輪に坐

御魂の御名なるに、此に此ノ御名以て云るを以ても、現身に非ることをしるべし、】

乃隱也。故隨白而。

此七字は、今己が補へたるなり、然補ふる所以は、まづ如此白而と云までは、大國主ノ神の上より云る語、次に於出雲ノ國之云々よりは、轉りて、天神ノ御子の詔命以此ノ神を祭らしめ賜ふ方より云る語なり、凡て然此と彼との事の轉る際には、必ず語の界限あることなるに、此は本のまゝにては、此ノ間に其ノ界限なきが故に、如此之白而於出雲云々と、獻ニ天ノ之眞魚咋一也と云るまで、一續になりて、皆大國主ノ神の言になる事になりて、理りかなはざれば、如此之白而の下に、必ず此より彼へ轉る界限無くてはあるべからざればなり、さて其處に必ず有べき語を考へ來るに、書紀に言訖遂隱矣、忠云々とも、また吾將自此避去、卽躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣、故云々ともあるに依て、乃隱也の三字を補へて、大國主ノ神の上より云語を結終て、界限とはしつ、さて如此之白而と、隨白而と、下の二字の同じきがまぎれて、其間の字どもを脱しつるならむと思ひ得て、下の四字をも補へつ、此記の例、隨と云處、多くは下に而ノ字あり、故隨詔命而云々などあるがごとし、

於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍【多藝志三字以音】而、水戸神之孫櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鵜、入海底、咋出底之波邇【此二字以音】作天八十毘良迦【此三字以音】而、鎌海布之柄、作燧臼。

以海蓴之柄作燧杵而鑽出火云是我所燧火者於高天原者神産巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟[訓凝烟云州須]之八拳垂摩弖燒擧[擧字以音]地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打延爲釣海人之口大之尾翼鱸[訓鱸云須受岐]佐和佐和邇[此五字以音]控依騰而打竹之登遠遠登遠遠邇[此七字以音]獻天之眞魚咋也故建御雷神返參上復奏言向和平葦原中國之狀

多藝志之小濱、名ノ義いまだ思ヒ得ず、舟ノ具に當藝斯と云物あり、其に依れる名にや、さて當藝斯のことは、中卷倭建命の段【傳二十八】に見ゆ、さて此は、杵築大社の地ノ古名と聞えたるを、此ノ名他に見えたることなし、風土記にも、出雲ノ郡出雲ノ御埼山云々、西ノ下所謂所造天下大神之社坐也、【此ノ大社のことなるべし】とはあれども、多藝志之小濱といふことは見えず、【神名帳に、神門ノ郡に、多伎藝ノ神社多伎ノ神社などはあれども、必ズ是ならにはあらじ、內山ノ眞龍ガ云、たぎしノ濱は、今は田地になりて、武志村と云、此ノ村、今は神門ノ郡鹽冶ノ郷ノ內なり、】○御舍は美阿良訶と訓む、王朝ノ宮殿ヲ明ケ宮ノ殿などにも、天皇之御舍と見え、遷却祟神ノ祝詞にも、皇御孫之尊乃天御舍と見え、大殿祭ノ祝詞にも、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮流、瑞之御殿、【古語云阿良可】古語拾遺に、瑞殿、【古語美豆能美阿良可】萬葉二ノ卷に、御在香乎高知座而などあり、【地の祝詞に阿良可泥能と云も、舍根なり、地は舍を作る根なればなり、】

二神を祠れりと云説もあるは、誤なり、そは神祇令ノ義解に、天神と地祇との分を註せる文に、天神者ハ云々、出雲ノ國造ノ齋ク神等ノ類是也、地祇者ハ、出雲ノ大汝ノ神等ノ類是也と見え、舊事紀に、素戔鳴ノ尊ハ坐ス出雲ノ國熊野杵築ノ神宮ニと云るに依れり、さて舊事紀は例の信に足ず、義解の文はまぎらはしき書ざまなれども、國造ガ齋ノ神と云は、熊野を指なり、神賀ノ詞に依るに、出雲ノ國の神々は、悉く彼ノ國造此レを拜祭る中にも、熊野を第一とする故に、然云るなるべし、さて大汝ノ神と云るぞ、杵築にはありける、然るを、彼ノ神賀ノ詞などをも考へずして、ゆくりなく、國造ノ齋ノ神は、たゞ杵築とのみ心得るから、誤れるものなり、古書に、杵築に須佐之男ノ命を祭ることと見えたることなし、若シ二神を祭らば、神名帳にも二座とあるべきをや、書紀ノ通證に、行成記を引て云く、長徳元年出雲ノ國言上ス、杵築兩神致齋鬪戰之間云々、これは杵築の上に熊野ノ二字の脱たるか、はた帳に所謂同社大神ノ大后ノ神社などを併せて、兩神とは云るなるべし、其故は、たとひ兩神を祭るとも、大社ノ一社ならば、杵築社とこそ云べきに、兩神としも云るは、必二社なる故なり、他書に例もなし、】○註に多藝志と字以音とある、此は濱ノ字の下に在りぬべきことなり、○水戸神は、伊邪那岐ノ神生ミに、水戸ノ神、名ハ速秋津日子ノ神、次ニ速秋津比賣ノ神と上に見ゆ、是レ歟、○孫は、和名抄に、爾雅ニ云ク、子之子ヲ爲ス孫ト、和名ハ無万古、と云、此古とある中に、比古とぞ正しかるべき、孫ノ字古くは皆然訓り、又曾孫を比々古と云も、此古の子と云意なればなり、【今ノ俗に曾孫を比古と云は、比々古の訛れるなり、さて孫を無万古とあるは、馬梅などをも、後には牟万牟米と云例にて、本は宇万古なり、そは孫息子にて、子等の又子等の、つぎ〳〵に孫息る意の稱なり、是も古ヶ稱にはあらじ、】さて此の孫は、遠く子孫の意に云るかとも見ゆれども、猶子の子を云なるべし、○櫛八玉神、名ノ義、櫛は、奇にて例の稱名、八は彌、玉は布刀玉の玉と同くて、手向の約りたるなるべし、【此事傳八の二十九葉に云り、】そは今ノ膳夫と爲りて、大國主ノ神の御饗を手向たまふより負る名と聞ゆ、【師は、八ノ字は入の誤にて、久志理陀麻なるべしと云れつれど、

黃面細密、曰埴、【和名波爾】、字鏡に、埴ハ黏土也波爾とあり、万葉には、赤土黄土なども書り、埴なる地を埴生と云り、此ノ土は陶器の瓦を作る土なり、故レ此レを作る人を土師と云、書紀に、須佐之男ノ命の、以レ埴ヲ作レ舟ヲたまふことも見ゆ、さて今海ノ底の埴をしも求めしは、何の意にか知りがたし、若クは人氣遠く、清潔處のを擇べるか、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、彼方能古川岸、此方能古川岸爾生立若水沼間能、【師の考に云ク、古事記に、櫛八玉ノ神化レ鵜ト云々、出雲ノ風土記仁多ノ郡三津ノ郷ノ條に、其ノ津ノ水沼出而、御身沐浴坐キ、故レ國造ノ神ノ吉事奏シニ參ニ向フ朝廷ニ時、取リ其ノ水沼ヲ而用ヒ初ム也と云り、此ノ二ツを對ヘ見るに、土物を造る泥を、若水沼と云なりと云れき、されど彼ノ風土記を考るに、右に引れたること、事の趣異に聞えて、水沼とは水海、土また土物などの字あることもなし、異事なり、若クは本の異なるか、されど全文の趣、水泥土物などの事にも非ず聞ゆ、いかゞ、】出雲風土記ノ秋鹿ノ郡出島ノ社ノ下に云、西濱佐田ノ村ノ堂代大神也、此ノ社を瓮代と云は、傳ヘ云ク昔此ノ社の瓮中より、古制の瓮掘出ニ云故にありといへり、】○八十毘良迦、八十は數の多きを云、比良迦は、【此に毘ノ字を書るは、八十より續きて濁る故にや、】書紀神武ノ卷に、平瓮此ヲ云二毘邏介一と見え、和名抄瓦器類に、盆、唐韻ニ云、盆ハ瓦器也、爾雅ニ云、瓫謂ニ之ヲ缶ト、孫炎注ニ云、盆ハ一名盎、辨色立成ニ云、瓫ハ比良加、俗ニ云保止岐とあり、【盆と瓫とは同字にて、今云ク皿鉢のたぐひなる物なり、俗に云盆には非ず、】字鏡にも、瓱又瓸ヲ比良加とあり、【瓱は字書に見えず、又瓸は、瓮の類と聞ゆれば、比良加にはよしいかゞ、】さて此ノ器は、今の國々土器などの如くなる物と聞えたり、但シ儀式に、比良加、徑リ尺二寸、深サ二尺四寸と見え、大嘗祭式に、比良加一百口、各受二一斗二と、あれば、大キなるも有しなるべし、名ノ義、比良は、書紀にも平と書る如く、深からで平中なる形をいふ、【式に、多加須伎比良須伎と云器も見え、又今ノ世の膳具に、比良あり都坏あり、是らも皆形によれる名なり、理また圓など云名も、淺らの意なるべし、書紀に淺甕とあり、俗言に、器の淺きを佐良佐伎と云、】迦は、此類の器の總名と聞えて、由加【大嘗祭式に、

しも金に限らず、木なるもあり、かの木燧これなり、】を以て、穴を穿るが如くに、礙り揉し出せしと見えたり、さて今此に燧臼燧杵とあるを、其に思ヒ合すれば、御國にても、火を切るは、然爲しこと知られたり、【火切リを以礙り揉狀、物を舂に似たる故に、臼杵とは云るなるべし、今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり、其法は、よく枯たる檜の木口を切り、その木口の中央に、すこしくぼみを付ケて、又錐の柄の如くなる木を以て、力を入れて、かの木口をつよくもみて、火を出すなり、右の杵は、檜にても、又は山枇杷といふ木にても作ることなり、】大嘗祭式に、次ニ火燧ノ一荷【納二筥一合一、黒竹爲レ是、著以二緋纈一、夫一人、】と見え、【此レは悠紀主基兩國ノ供物等を、齋場より大嘗宮へ運ぶ行列の中に見ゆ、】また火鑽三枚、【是レは阿波ノ國より造リ備へて獻る種々ノ物の中に見ゆ、】また云々火鑽三枚、已上ノ料ノ鐵ニ延【此レは神服を織る處の作具の中に見ゆ、此は御饌などを炊く料に火を切る具には非る故に、鐵を以て造るにや、委くは知がたし、】など見ゆ、年中行事秘抄に引る、高橋氏ノ文に、是ノ時上總國ノ安房ノ大神乎、御食都神止定ノ奉リ、若湯坐ノ連等カ始祖意富賣布連之子豐日連乎令二火鑽一氐、此乎忌火乎止爲氐、伊波比由麻々閉氐、供二御食一云々、倭姫ノ命ノ世記に、其ノ伎佐宇乎令レ進ニ大神ノ御贄一而、佐々牟乃木枝乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給フ時爾、其ノ火伎理出而、釆女忍比賣我作ツ之、天ノ平賀八十枚持而、伊波比戸爾仕奉支、大嘗祭式に、作造燧レ火、臼一枚、杵一枝、阿曇宿禰吹レ火なども

あり、【内山ノ眞龍が出雲風土記の考へに、神門ノ郡の宇比多伎山は、鵜火燒山にて、櫛八玉ノ神の事を云、御竈也とあるは、其ノ御火炬屋なりと云り、】〇云二是我一云々、上の禱白而とある言を、此ノ云ノ字の上に移して心得べし、禱白とは、即チ此レより下の祝詞をさして云るなり、此レも櫛八玉ノ神の白すなり、【書紀に高木ノ神の勅に、大日貫ノ神の祭祀を主む者は、天ノ穗日ノ命ぞと見え、出雲ノ國造ガ神賀ノ詞に、云々ノ皇神等乎、某甲我弱肩爾太襷取掛天云々、仕奉天とあるも、かの穗日ノ命の子孫にて、國造が仕へ奉んを云り、然れば此ノ祝詞も、天ノ穗日ノ命の白し賜ふべきことなれども、此は然らず、】

○所燧火者は、佐禮流肥波と訓べし、舊印本又一本又一本などには、燧ノ字を、燒と作り、今は眞福寺本又延佳本に依れり、【所燒とあるときは、多久と訓べし、されど所ノ字穩からず、又多都流とは云べき處にあらず、されば所燧ぞ宜きなり】○於高天原者、諸本に於ノ字無し、今は眞福寺本又舊事紀に依れり、【舊事紀に此ノ字あるは、此記の古本に有しを取てなり】於と云るが勝ればなり、○天之新巢は、神產巢日ノ命の宮の御厨の御巢なり、【上文と合せて思へば、此ヲ御巢とあるべければ、新ノ字は、御の誤にて、と前には思しかど、さには非ざりけり】○凝烟、和名抄に、唐韻云、焰煤、灰ノ集屋也、和名須々とあり、万葉九ノ卷に、廬八燎須酒師競、【冠辭考に云、ふせやにたく火の煤とうけたり】十一ノ卷に、難波人葦火燎屋之酢四手雖有【すしは、す、びの切りたるか】これらも凝烟のことなり、○八拳垂摩弖は、【垂ハ多流と訓るは非なり、自垂物は、みな多流とこそいへ、多流々とは、物を他より令垂に云言なり】火を鑽、燒、日久に經て、凝烟のたる由の祝言なり、さて於高天原者と云るは、盛に燒て、烟の高く起登ることを、いみじく云ノ詞にて、宮造りを、於高天原氷木高知と云と同意なり、【次に地下者と云に對ひたれば、たゞ上はといふことを、つよく云るなり】さて高天ノ原と云から、其ノ處に坐ス神の宮の御巢を云ふとは叶ず、凝烟は、御巢に懸る物なればなり、さて然神產巢日ノ命の御巢とは、於高天ノ原者と云に因て、假に設て白させるのみなり、實はたゞ此ノ度造れる大國主ノ神の新しき御舍の御巢を云なり、さて御巢を新巢としも云るも、新造れる御巢なるが故なり、○底津石根は、上【傳十の五十九葉】にも云る如く、地底の石根なり、○燒凝とは、竈の下の土は、燒けて石の如く凝固まるものなり、其を甚しく底津石根まで云るは、上に登ることを、高天原云々と云るに同じ、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、白御馬前足爪後足爪蹈立事波云々、下津石根蹈凝云々とあり、さて上の是我云々より是までは、火の事を云、【此を多伎[illegible]】切て、此を云て祝詞とし、於云々より下をば、地詞ともすべけれど、實然にはあらず、】さて御饗を獻ることを云こ

て、其火を鑽出ることを、如是委曲く云て、其ノ祝詞までを載たる所以は、上に大國主ノ神の、此ノ御舍の事を白し賜へるにも、御巢の事を主と請ヒ申し賜へる故なり、此レに付ても、上代に火を嚴重く忌淸めしほどを思ふべし、上の黃泉段なる黃泉戸喫の處【傳六の七葉八葉】に云ることゞもと考へ合せてよ、○栲繩は、栲ノ木の皮以てなへる繩なり、【或說に、志那木の皮にて作ると云り、志那ノ木のことは、傳此卷の三十葉に云り、】栲の事は、上白月寸手の解【傳八の三十八九葉】に云り、又冠辭考栲衾栲角栲繩などの條をも見べし、此繩、上ツ代には普く何にも用ひつとおぼしくて、古書に多く見えたり、書紀に、此ノ大國主ノ神の日栖宮造るべきことを詔へるにも、以ニ千尋栲繩一云々【上に引り】と見え、万葉にも、栲繩之長命乎、栲繩能千尋爾母何等などあり、【齊明紀に、佐伯ノ連栲繩てふ人ノ名もあり、】○千尋繩は、たゞ長きを云、如此さまに言を重ね云こと、天津祝詞乃太祝詞、天雲之八重雲、眞玉手之玉手など、古への雅語の常なり、さて此ノ繩を打延ヘと云は、釣船の本綱なり、和名抄に、唐韻ニ云、䌙、挽船繩也、和名豆奈天とある是なり、万葉七【廿丁】に、釣船之綱とよめり、さて此レは、次の挽依と云に係る言なれば、打延にて句を切て心得べし、【打延爲釣とつゞく意に非ず、又此ノ勝きによりて、栲繩を、釣ノ緒と思ひまがふべからず、栲繩は、釣ノ緒に用ふべき物に非ず、又さては千尋と云るにも叶はず、】○爲釣は都理世流と訓べし、釣有と云意なり、【都流を都良須、都禮流を都良世流と云は、古言の格なり、必しも尊む辭ならでも、然云る例多し、又然訓べき處に、爲ノ字を書る例も、万葉などに多かり、】都理須流には非ず、さて此も、海人之と云にて句を切て心得べし、【海人之釣れる鱸とつゞく意には非ず、若シ其ノ意ならば、海人之爲釣云々とあらでは聞えず、假ひ都理須流と讀ても、さては叶はず、】次の口を隔て、佐和佐和邇へ係る言なればなり、○口大は、大口を寫シ誤れるなるべし、万葉に狼をも、大口乃眞神とつゞけ云り、【舊印本には、久知意富乃と訓り、万葉七に、若大栽、こは夜々意富衞多立と訓べければ、凡て大きなることを、某意富とも云べきか、されど大某

飛ノこゝろある物にもやあらむ、さもあらば、尾も正字にて、袁波泥なるべし、尾を翼にして飛フ意なり、こは物にも見えず、聞もせぬことなれど、ふと思ひよれるまゝに、驚かしおくのみなり、海人などに、此ノ魚のこと委く問ひ試むべし】○鱸は、和名抄に、崔禹錫ヵ食經ニ云、鱸ハ貌似ニ鱧ニ而鰓大ニ開ク者也、四聲字苑ニ云、似テ鱖ニ而大ニ青色、和名須々木とあり、万葉三丁十九に、荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎云々、十一丁三十に、鈴寸取海部之燭火などもあり、さて魚は種々多かる中に、かく鱸をしも云るは、出雲ノ海に此魚殊に多く、はた佳きが産ニて、杵築ノ神の御贄にも、殊に献りしにや、【或人ノ云、出雲の海に、今も佳き鱸なり出て名あり、彼ノ國に今松江て云地ノ名は、此ノ魚によりて名けたるなり、漢國の松江の鱸、名高きによれり、といふはまことにや、】風土記には、島根ノ郡秋鹿ノ郡神門ノ郡などの内に、品々産物ノ中に、須受枳も見えたれども、殊に多きことも、又佳きことなども見えず、○佐和佐和邇、此ノ言下卷高津ノ宮ノ段ノ大御歌にもあり、噪々になり、万葉四丁十九に、珠衣之狭藍左謂沈、十四丁二十に、安利伎奴乃佐恵佐恵之豆美【冠辭考ニ云、夫の遠き旅に出立ッ時に、妻が歎きさやぎなくをしづむるを云とあり、】とある、狭藍左謂、佐恵佐恵も、みな通ふ言【佐韋佐韋】にて同言なり、さて此は、釣取たる千尋の鱸を積たる舟を、挽綱して海人どもの挽寄するとて、呼ふ聲々の、諠ク噪しきを云、【重き物を挽には、必ス聲を傳ることなり、又佐和佐和賀志なども云は、多く聲の諠きことに云り、】さて此ノ言は、上の海人之と云より續けて心得べし、【鱸よりつゞく言にはあらず、】凡て此ノ處は、ことさらに下上と語を入れ亂へて、文をなせる物にて、【哥にも詞にも古ヘ此ノ類多し、】直に云ば、大口の小翼鱸を舟に積て、其を釣たりし海人等が、千尋栲繩を打延て、佐和佐和に控依と云フ意なり、○控依は、奥より邊へ挽寄するなり、祈年祭ノ祝詞に、八十綱打掛氐引寄如事云々、○騰は、舟より取揚るなり、【依騰を、師は與佐牙と訓れき、こは指上を佐々牙、掻上を加々牙、持上を毛多牙、万葉に召上を米佐牙、と云たぐひの格なれども、依阿牙を與佐牙と云ること、いまだきかず、其ノ上ヘ此レは、

伊と云ときは、魚にもわたる如く、古へ那と云名は、魚にも菜にもわたれり、又肴の那も、魚菜にわたれり、】万葉十一卷に、朝魚夕菜、これ朝も夕も那は一ツなるに、魚と菜と字を替て書るは、魚菜に渉る名なるが故なり、さて其ノ那の中に、菜よりも魚をば殊に賞て、美き物とする故に、稱て眞那とは云り、【故レ麻那は魚に限りて、菜にはわたらぬ名なり、今ノ世に、麻那箸麻那板など云も、魚を料理る具に限れる名なり、】さて眞魚咋と云名ノ目は、中昔の記錄ぶみなどに、魚ノ味と云、今ノ俗に魚ノ類の料理と云ほどのことゝ聞ゆ、○献は多氏麻都良牟登麻袁志伎と訓べし、【今正しく献る時にあたりて、多弖麻都良牟と云ことは、新巢の凝烟の八拳垂までと云る如く、久しき後までをかけて云る辭なればなり、】上に是我所燧火者と云るより此レまで、禱白せる祝詞なり、【さきには、燒凝而をヤキコラサムトマヲシテと訓て、其處までを祝詞とし、栲繩云々より下をば、地ノ詞として讀つれども、よく思ふに其はわろし、】さて此はいと〳〵上ツ代の文章にて、記ノ中にても、殊に絕れてたぐひなきものなりと、師のいみしく賞美尊崇れつるは、信にさることなり、【凡て上代の文章の、すぐれて妙なることを、近き世までも、知れる人さらに無かりしを、師ノ始めて見得られしは、此レも又たぐひなく絕世たる眼なりけり、】○此記には、此ノ大國主ノ神の、自ら僕住所者云々、と請白し賜へるにも、殊に御巢のことを申し給ひて、其は主と御饌のことに依れる故に、其事をのみ右のごとく委細に記せるを、書紀には、汝ガ應住天日隅宮者云々とありて、次に、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天ノ鳥船亦將供造、又於天ノ安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天穗日ノ命是也と、種々の事等を擧られたれども、御饌のことの見えぬは、異なる傳へなり、【但し日隅ノ宮を、昔より比須美乃宮と訓て、師ノ說に、大國主ノ神の隱レ退きたまへる意にて、比曾麻理乃宮なりと云れし、是もさることなれども、出雲風土記に、日栖とあると合せて思へば、比須乃宮と訓べし、隅を須と云こと上にも云り、さて比須と御巢と相近ければ、是レ若しは御巢と同じことにやあらむ、又風土記に、五十足とあるも、登陀流と近し、こ

れるなほよく考ふべきことなりかし、日隅ノ宮の解に、方角のことなどを云る舊説は、例の漢意にて云にたらず。】○故建御雷神云々、事の前後を云ハば、此ノ復奏は、造リ天ノ之御舍ヲ而云々より前にあるべし、【彼ノ御舍を造て云々の事は、此ノ復奏の間ぞ其の上にて、勅命ありて、後のことなるべければなり、】然れども、大國主ノ神に關れる事をば、後までかも一連に先ヅ記し、然て此ノ復奏申せることをばいふなり、○言向は、上に出ツ、【傳十三の十葉】○和平は、平和とある處もあり、又和とのみもあり、みな同じ事なれば、二字を夜波志と訓べし、上【傳十三の二十四葉】に云るがごとし、【万葉九に、武氣多比良宜氏、廿に、夜波志々都米などもあれば、平ノ字をば、別に多比良宜とも、志豆米とも訓つべけれども、なほ二字を合せて、夜波志と訓べきよけむ、】○狀は佐麻と訓べし、【所によりては、阿理佐麻と訓べきもあり、其は然訓ではかなひ、又書紀に、[illegible]-未消-息行-狀行-迹情-狀などを、阿留加多知とよみ、允恭ノ巻には、狀を言貌乃加多知とも訓り、中昔よりこなたは、物にこそ云、事には加多知とは云ねども、古へは事にも云りと見ゆ、されば浅水にも、美毛止乃加太知と云り、御許のありさまと云意なり、然れば今此の狀ノ字も、加多知と訓むもあしからじ、されど佐麻とは、古も今も、物にも事にもわたりていへり、】○復奏は、加幣理許登麻袁須と訓ム字なれども、此は上に返ゴと云ふことあれば、然訓ては、言重なりて煩はしければ、たゞ[illegible]麻袁志賜比伎と訓べし、【前に委く云る如く、加幣理許登は、使の復奏て申す言なり、故に上に返ゴと云て、又加幣理許登とは云まじきものぞ、】

おひつぎの考

千引石擎手末ニ【二十葉】

今出雲ノ國出雲ノ郡、稲佐浦の澳に、[illegible]島と云島あり、土人は、うけわい島とも云り、此ノ島、いと大きなる、たゞ一ッの岩な

り、これ神代に、建御名方ノ神の、手末にさゝげ來坐りし、千引石なりと、云ヒ傳へたり、

櫛八玉ノ神【四十九葉】

今ノ世に、杵築に、櫛八玉ノ神の子孫とてあり、姓は別氏にて、別火と云、此ノ別火、年毎の七月四日に、身逃の神事と云ことあり、海の底の鹽砂を、つとに包み、鹽をやきて、明日五日の、大社の神事に、献るなり、身逃と云よしは、かの別火、國造の宅にゆきて、此ノ神事を行ふ、其日は國造は、宅を出て、他所に居る、これによりていふとぞ、さて大社の末社に、湊ノ神社と云あり、これ櫛八玉ノ命を祭ると云り、

鑽ニ出火ヲ【五十葉】

出雲ノ國造義孝、弘安記に、自ニ天照大神ニ至ニ意宇足奴ノ命ニ、々相續テ十八代也、第十九代、宮向ノ宿禰ノ之時、自ニ天皇ニ賜ニ出雲姓ヲ以來、至ニ義孝ニ々相承テ二十八代也、鑽ニ燧ヲ神火ヲ、汲ニ神水ヲ、末混ニ俗ニ云々、とあるよし、大社の說なり、自ニ天照大神ニと云ること、心得ず、こは自ニ天穗日ノ命ニとあるべきことなり、さて國造世々、神火相續とて、第一の大事とす、今ノ世に至るまでも、國造者に世を嗣むとする時は、まづ意宇ノ郡なる大庭ノ社にゆきて、神火神水を受ケ續ぐ式あり、そは神代の火切臼火切杵と云て、天照大神より、天穗日ノ命に授け賜ひしとて、國造ノ家に、代々第一の神寶として、傳へ來れる寶物あるを、はじめ大庭ノ社にゆく時、これを負ながら、みづから頭に戴て、持チ行き、此ノ火切臼火切杵を以て、神火をつぐ、これを火繼と云り、かゝる故に、國造の世がはりを、火繼と云なり、さて火繼竟りて、國造となりぬれば、父の喪をさへのふるにも、常に此ノ神火を用ひて、其をつゝしむこと、いと〳〵嚴重にして、かりにも他火を用ることなし、さて又毎年正月元日に、火ノ祭と云て、かの神代の火切臼火切杵を祭るわざあり、又毎年十一月中の卯ノ日に、國造かの大庭ノ社にゆきて、新嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此ノ時は、熊野ノ社

より、火切板火切杵を、彼ノ社人持來て、火を切リ出て、饌をとゝのへて、國造に獻る式あり、其ノ熊野の社人の持來る、火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる、檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細キ空木のまろ木にて、是レは板杵ともに、年毎に新に造れる物にて、是を以て火をもみ出すなり、さて又神水と云は、意宇ノ郡山代村に、天ノ眞名井と云あり、式なる眞名井ノ神社これなり、かの大庭ノ社より、十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此ノ井の水を用ふることゝぞ、

栲繩之千尋繩打延爲釣（タクナハノチヒロナハウチハヘツラセル）【五十葉】

此は千尋の大繩を、海中へ遠く引延おきて、一度にこゝだくの魚を捕る釣にて、今ノ世にも、海人の常にするわざなり、竹竿のさきに、細き緒つけてする、よのつねの釣には非ず、されば控依騰と云り、此ノ打チ延へおきたる大繩を、牽よせて、其にかゝれる、こゝたくの魚を、引上てとるを云るなり、然るを上に、此ノ繩を、釣船を牽綱なりといひ、控依騰なるも、魚を積たる舟を、ひきよすることに云るは、たがへり、今改む、

古事記傳十五之巻

本居宣長謹撰

神代十三之巻

爾天照大御神高木神之命以詔太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命今平訖葦原中國之白故隨言依賜降坐而知看爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命答白僕者將降裝束之間子生出。名天邇岐志國邇岐志（自邇至志以音）天津日高日子番能邇邇藝命。此子應降也此御子者御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子。天火明命次日子番能邇邇藝命（二柱）也是以隨白之科詔日子番能邇邇藝命此豐葦原水穂國者汝將知國言依賜故隨命以可天降

太子は、日嗣御子なり、其意は上【傳十四の三十七葉】に云り、さて初の詔命の處には、太子とは云ことを申さずして、

日高なり、故レ元正天皇ノ御諱、氷高皇女なるを、飯高ともあり、是レに依て思へば、凡て日高てふ言は、實は飯高の意なるも知リがたし、此に天津日高とある、天津は、日高に係る言に非ずとせむも妨なし、下には此ノ御名を、天津日子番能云々ともあればなり、さて伊勢に飯高ノ郡あり、倭姫ノ命ノ世記に、飯高ノ縣ノ造ノ祖乙加豆知ノ命乎、汝カ國ノ名何問ヒ賜ヘ、白久、意須比飯高ノ國止白シ閇、進レ神田并神戸ヲ倭姫命、飯高志止白事貴止悦ヒ賜ヒ支とある、貴しと悦ひたまふと云ことなれど、此の考へに由ありげなれ、故後ノ考へのために、驚かしおくなり、儀式帳には、意須比を忍とありて、倭姫ノ命云々と云語なし、式に、陸奥ノ國桃生ノ郡日高見ノ神社あり、又常陸にも、日高之國と云あること、彼國の風土記に見えて、仙覺万葉ノ抄に引り、又豐後ノ國ノ郡ノ名、日高ノ比多と、和名抄に見ゆ、風土記には日田とあり、是レによりて思へば、飛彈も日高ノ國歟、○師ノ云、此ノ御名を日本紀には、天津彦と云々とあるを以て、此ノ日高を、比古と訓べしと云人あれど、こゝは天ノ字より子ノ字までは、皆訓なるに、高ノ字一ツのみ音に訓べき理りなし、海神ノ段の日高も同じ】此ノ命の御子火遠理命の亦ノ御名をも、天津日高云々と申し、又虚空津日高とも申し、鵜葺草葺不合ノ命をも、天津日高云々と申せり、皆下に見ゆ、○日子、凡て男に比古、女に比賣と云は、美稱にて、【濁りて讀べき名には、毘古毘賣とかけり、凡て此記には、此ノ清濁を明らかに分て書り、然るを後ノ世には、是レを誤りて、濫に唱るたぐひ多し、又濁るをよきことに心得て、凡て濁るも非なり、一ツごとに此記の清濁に依て讀べし、但シ日子日女と書るは、今辨へがたし】比とは、凡て物の靈異なるを云、天照大御神ノ御事を書紀に、二神喜 曰、吾息雖多、未レ有若此靈異之兒ニ、また清寧ノ巻に、於ニ諸 子ノ中ニ特 所ニ靈 異ニ【神代ノ巻に、有ル靈 異之威ニともあり、】などある意にて、比古比賣は、靈異之兒と云意なり、なほ比の意、上【傳三の十三葉】高御産巣日ノ神の下、考へ合すべし、さて此ノ日子をば、下へ屬けて讀べし、○番能邇々藝命、御名義、穂之丹饒君にて、稲穂に因れる御名なり、丹とは、穂の赤熟めるを云、凡て草木

又人の顏など、色付にほふを、迩と云こと、狹丹頰歷黃葉、垣津旗丹頰合、又丹穗面など、万葉にあるが如し、又蘊は、加比の約りにて、饒穎の意にても有べし、【此ノ御名の番を始メとして、次々の神たちの御名、書紀にはみな火と作れども、火照ノ命火須勢理ノ命火遠理ノ命三柱の御名は、火に由縁なければ、皆借字なり、此記に火遠理ノ命、亦ノ名ハ天津日高日子穗々手見ノ命とあるを、火遠理は、火に由ある御名、穗々手見は、火に由ある御名に非るが故に、同じつゞきなれども、字を易て、穗々と書り、是にて餘も火は借字なることを知べし、さて邇藝をば、たゞ饒ノ意とのみすべけれど、饒をば、上に邇岐と書るに、此には藝ノ字を書るは、饒の岐をば間に約めて、君の意なればなるべし、此記は凡て、かゝる假字づかひに意あることゝ、首ノ卷に云るが如し、又穎の意にてもあらむと云は、此ノ御名を書紀に、天之杵火々云々ともある、杵は穎なるべければなり、饒穎ノ御名の事は、次に云べし、さて穗と穎とは、同物なれども、穗とは、穗に出たる貌を云名、加比は、其ノ體を云名にて、言の意は異なれば、御名に重ねても申すべし、】穎は、祝詞等に千穎八百穎とも、汁爾穎爾とも云る是なり、【穎のこと、師の祝詞考に委く見ゆ、】凡て此ノ御天降段には、稻穗に因れるすぢのこと多きこと、上にも下にも云るを、考へ合すべし、【此ノ御名ノ義、書紀に火瓊々杵と書る字に就て云る說どもは、例のうるさき漢意にて、いふにたらず、】さて此ノ御名は、後に稱申せるものなるを、【書紀一書に、排披天ノ八重雲以奉降、故稱此ノ神ヲ曰天國饒石彥云々、ともあるがごとし、】今此に父尊の答へ白し賜へる御言に、かく告賜ふさまに記せるは、違へるに似たれども、かゝることは、後を以て前へも囘らし云ふ、常のことなり、又此ノ御名、書紀には、天津彥々火ノ瓊々杵ノ尊とも、【此ノ彥々二字を、合せて比古と訓ムは、私シ事なり、上の彥は上に屬、下の彥は下に屬て、別なるものをや、】天津彥國光彥火ノ瓊々杵ノ尊とも、天津彥根火ノ瓊々杵尊とも、天饒石國饒石天津彥火ノ瓊々杵ノ尊とも、天國饒石彥火ノ瓊々杵ノ尊ともあり、又天之杵火々置瀨尊とも、天ノ杵瀨尊ともあるは、甚く異なる傳へなり、【されど意は同じ、杵は

穎なり、瀬は稲の切りたるにて、早稲などの例なり、置は、祝詞に稲のことを、奥津御年とある奥の意か、○書紀には、かくさま／＼にあれども、日高と申すは一ッもなし、下なる虚空日高をも、虚空彦とあり、そも／＼此記に日高とあるを、書紀には皆彦とあるは、當代の御諱を避て、撰者の改められたるなるべし、】古語拾遺にはたゞ、天津彦ノ尊と申せり、さて皇御孫命とは、此ノ尊を始めて、後の御世御世の天皇をも申シ奉る稱なり、【書紀に、皇孫とある是なり、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、讀は此レに依べし、孫を麻とのみ云ヘるは、心得がたけれど、未ダ考ヘ得ず、又書紀に、天孫ともあるは、古言に非ず、こは天ッ神ノ之御子を、例の漢めかして、偏に書れたる物なり、阿麻都加微能美古と訓べし、阿米美麻と訓は非なり、】○萬幡、書紀に、栲幡千々姫とあり、箋曉に、幡ハ綃レ機也、夫ノ女功ノ之事、以ニ織紝ヲ爲レ本、故取ニ以テ爲トレ名也、とあり、此ノ意なるべし、但シ旗其を指て云には非ず、織たる物【絹布の類】をいふなり、書紀神功ノ卷に于繒高繒、万葉に倭文幡之帯、和名抄に、綺ハ加无波太と云、是レも皆織れる物を指て、波太と云例なり、万葉十ノ卷に、古に織てし八多を、此ノゆふべ衣に縫て云々、是レも織たる物を指て八多と云り、然れば栲幡も、栲布を云ること、倭文布を倭文幡と云に准へて知べし、萬は、師ノ説に、宜てふ言は、物の足り備れるを云、與呂比などども、此と其の別れたる言なりとある、此レに依て思ふに、此も數の萬の意には非で、不足ことなく、美麗く織なしたる布帛てふ意に、萬幡と云なり、【書紀の千々を擬と照して、數の意を思ふべからず、千々も數の意にあらず、】○秋津師は、万葉三ノ卷に秋津羽之袖、十ノ卷に秋津葉爾々寳敝流衣、【此には、蜻蛉と云説を引見れば、秋の紅葉を云るにてもあらむか、】十三ノ卷に蜻蛉領巾、などある如く、蜻蛉の羽の如く、薄く細精き帛布を云なり、書紀仁徳ノ卷ノ天皇ノ御哥に、夏蟲の火蟲の衣とあるも、同意なり、【古語拾遺にも、衣のうるはしきを、蟲の羽に譬て云るあり、】師は、師々の約りたるにて、【凡て同音の重なる言は、一ッ略き約めて云る例、つねのことなり、】書紀に、千々姫とあるも同じ、其由は、和名

上文の注にて、是以と云るの、其注を隔てゝ、上文を承たること、今ノ此と同じ、また亦吉備部臣之大刀也、故ニ是以、云々、これも語は如けれど、上の注にして、故是以は、其注を隔てゝ上を承たるは、同ジ格なり、此はまたなほなし、又倭なれど、源氏物語處女ノ巻に、小侍從やさぶらふとのたまへど、音もせず、御あのことなり、更に云々とあり、これも、御あのことゝ云一句は、上の小侍從の注なり、】何れも、上ノ件云々、有ノ件云々、などある注の樣と同じなれば、此て別に書べきにて非ずなむ、○是以は、上の聽降也とある處を承たり、○科詔は、たゞ吉を濱富世と訓て、し、濱富世に命を負の意なり、【仰言なども、言の意はおなじ、】負は持と同じければ、詔命を負持むるを、濱富世と云り、【事なども云も、詔命を負持て、其處の政を行ふ故の名なること、心ばへは同じ、○科ノ字は、此の意にもあたれども、濱富世と訓故に、字にはかゝはらで書るは、古への常なり、科を濱富世と訓は、品々を分ちて、それ／＼に云付ることゝなり、】さて此にのみ、詔とのみは云ずして、此ノ言を加へたるは、始メに忍穂耳ノ命に詔ひし、御事依の詔命を、更めて此ノ命へ合せ負る意なり、然れば此處は、たゞ詔とのみ云ては、何とかや言足ぬことゝやする處とかし、さて文字に代ニて、此ノ御孫ノ命を降し奉り賜ふは、如何なる故にか、傳へなければ、測りがたし、【其ノ御子聖德坐ス故に、代ニて降したまふなど云は、例の漢意のおしはかりにて、當らぬことなり、御子を聖德ありと稱奉るは、御父は聖德なしと申すに非ずや、あな可畏き私ごとなり、】○隨ノ命ノ以ノ字は、讀ずべからず、【こは凡て隨ニ隨ニと云處には、多く隨ニ云々ニ而云、而ノ字を添ヘて書る、此記の例なる、其ノ而ノ字の意にて、字面の方に添たるものぞ、以ノ字も互に云處に用ひて、而ノ字ノ意に似たる故なり、】○書紀には、云々、生ニ天津彥々火瓊々杵尊ニ、故皇祖高皇産靈尊特鍾憐愛、以崇養焉、遂欲立皇孫天津彥々火瓊々杵尊ニ、以爲葦原中國之主ト、とありて、天ノ穂日命の事、又天若彥の事、又大己貴ノ命の此ノ國を避奉し事など、皆其ノ次々にのせて、【大殿ノ祠、遷却祟神祝詞、出雲ノ國造ノ

神賀ノ詞、古語拾遺など、皆此ノ趣にて、右の事等を、皇御孫ノ命に係たり】さて高皇産靈ノ尊以眞床追衾覆皇孫天津彦々火瓊々杵ノ尊使降之ともあり、一書には、天若彦の事初にあり、又一書には、此記の次序と同じ、是ら事の先後の傳の、さまぐ゛なるなり、

爾日子番能邇邇藝命將天降之時。居天之八衢而上光高天原。下光葦原中國之神於是有。故爾天照大御神高木神之命以詔天宇受賣神。汝者雖有手弱女人。與伊牟迦布神【自伊至布以音】面勝神。故專汝往將問者。吾御子為天降之道誰如此而居。故問賜之時。答白僕者國神名猨田毘古神也。所以出居者聞天神御子天降坐故。仕奉御前而參向之侍。

天之八衢、知麻多は、道股の意なり、上に道俣神と云もあり、【傳六ノ四十九葉】八は例の彌にて、方々へ分れ行く岐の、幾つもあるを云、此は天より降る道の衢なり、【和名抄に、唐韻云、巷、里中道也、和名知末太、とあれども、是レは知萬多に稱はず、衢ノ字街ノ字などこそよく當りたれ、然るに此レらの字をおきて、巷ノ字をしも出せるは、いかにぞや、又同抄に、十字、今按十字者、東西南北相分之道、其中央即チ十字也、俗用ル辻ノ字ヲ、本文未ダ詳、とある、是レは知麻多にもあへり】道饗祭ノ祝詞に、大八衢、万葉二ノ卅に、橘之影履路乃八衢爾、十二ノ廿二に、海石榴市之八十衢、

【此ノ餘も八十ノ衢と多くよめり、八衢とは云べく、八十ノ衢とはいかゞにも聞えねど、此は八十と多くの處々へ行分るゝ衢と云意にて、衢の八十ある由にはあらざるべし、】などもあり、○上光云々、書紀に、先驅者還白、有一神、居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、且口尻明耀、眼如八咫鏡、而赩然似赤酸醤也とあり、○是有は、在于此の意なり、上に既に、居天之八衢而とありて、又如此云るは、於是てふ言の聞ゆ、古語にかくもいひしにや、○天宇受賣神は、石屋戸ノ段に出たり、○手弱女人も、上【傳八の三葉】に見ゆ、○雖有は、那杼母阿禮杼母と訓べし、【爾阿禮杼母の約りたるなり、】○伊牟迦布神は、書紀に、天若日子が久しく還り參ざる時、高御産巣日神の勅に、蓋是國神有強禦之者、この強禦を伊牟迦布と訓るを、射向なりと、或人の云る、此も其意にて、多牟加比敵なるを云、【人にかたきなるを、弓引くと云と、心ばへ同じ、○万葉十に、天漢射向居而とあるは、射は發語にて、たゞ向なり、此も其意かとも云べけれど、猶然には非じ、】さて此は、然る神を強く云るなり、猿田毘古ノ神を指すには非ず、○與は、後ノ世の語ならば、爾と云べきを如此云は、古語の格なるべし、與相對而と云意なり、○面勝は、人と相對て、臆せず怖れず、面の強くて、負ぬなり、宇受賣てふ名を思ひ合すべし、【この名義、傳八の四十九葉に委く云り、後世は臆さるな、此處は怖れざる方なり、】書紀云、卽遣從神往問、時有八十萬神、皆不得目勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之云これにて、此神を撰出たまへる所以明けし、【書紀の注に或人の、猿田毘古神の口尻明耀眼如八咫鏡とあるを、智慧の明らかなることに云て、それに諸人は怯れ憚て、得問に往ぬ由に云るは、例の私の妄言なり、たゞ容貌に怖たることを、智明きものをや、】目勝と面勝とは同意なるうへに、面と目と通音なれば、言も相近し、【今ノ世ノ俗言に、人に押勝者を、面牟賀那流と云も、此より出たるべし、】○專は毛波良と訓べし、【多宇米と訓るは誤なり、然るに和名抄に、專、日本紀云、專讀ノ二字讀太宇

女ヲ乎佐女ニ、今按専ハ訓ニ毛波良ト、専一之義也、太宇女者、毛波良之古語也、今呼ニ老女ヲ為ニ太宇女ト、とある中に、呼老女為太宇女と云る、是太宇女の正義なり、土佐日記に、おきな人一人、たうめひとりとも、又淡路のたうめとも見え、源氏物語に、伊賀たうめともあり、又狐のたうめと云ることも、物に見えたり、そは老女より轉れる称なるべし、老女を多宇米と云は、姥の轉れるにやあらむ、さて其多宇米に専ノ字を用るは、いかなる由にか詳ならず、若くは、姥と通ふ此ノ婦ノ字にも、老女の意は見えざれども、御國にて、字書に非る意に用る例も多ければ、此ノ字を用ひて、例の但に當るにもやあらむ、とはかもかくもあれ、多宇米と云は、老女の稱なり、然るに日本紀ノ景行紀に、故汝専領東國と見え、和名抄に引るも是なり、此ノ専ノ字、又他にも、毛波良と訓べきを、多く多宇米と訓るは、彼ノ老女の稱の専を、専一の義の古言ぞと、心得誤れるなり、さて和名抄に、太宇女者毛波良之古語也と云るも、書紀の誤訓に依て誤れる説なり、これより世々の人皆、然と云心得て誤れることをもえさとらず、凡て字に依て古言を誤る、此類常に多し、故今其由に辨へおくぞ、さて安閑紀敏達紀などには、専を多久米と訓り、是も専一の義なるを、然訓るは同じ誤なれども、多久米と云る言は、正しく聞ゆれば、老女の稱の多宇米、又は多久米なるべし、】毛波良は全純なり、【全と純と同言なり、純と比良と同言なり、比良に、俗に比良と云是なり、純にと云意なり、然れば毛波良は、全く純ならにと云はむが如し、】故此言は、他の為る事をも、全取て、獨して為る意、又一筋に方よりて、他義をまじへぬ意などに用ひたり、欽明ノ紀に全ノ字をも訓、一ノ字をも訓る、皆其意なり、【今ノ世古學者の文章に、濫なる意、又主とする意に用るは、俗意なり、古への意にたがへり、】此も其意にて、純一に汝獨と云意ぞ、○道ノ字、美知具と讀べし、其は、云々ノ道なるものぞと云意にて、此ノ處に、咎むる意あり、【書中に此格おほし、】○聞賜は、登波世多麻布と訓べし、令聞賜ふなり、【書紀に多麻布と訓めるは、賜の言、宇者寳ノ命に係れり、】さて其ノ間の語は、仰せし

たゞ輕く用ひて、奉る意にみなるもあれども、此は書紀にも、奉迎相待とあるに依て、迎への意とはするなり、】中卷白檮原宮段に、石押分之子が答へ白せる詞、此と全同じ、○侍は、此も上に大國主神の、云々隱而侍、と白し給ひし侍と同じ意なり、【書紀に相待とあるに當れり、】書紀云、衢神對曰、聞天照大神之子今當降行、故奉迎相待、吾名是猿田彦大神、時天鈿女復問曰、汝將先我行乎、將抑我先汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致之矣、天鈿女還詣報狀とあり、凡て此段は、書紀委くて、此記は麁し、【延佳本に、此に、橘成近と云人の考、として載て云、爾天兒屋命以下、不載上文下文自故爾詔天宇受賣命至給猿女君等也凡二百六十九字、當在于此間、恐錯簡也と云り、此はたゞ一わたりの考にて、精しからず、誤なり、なほ委く云ば、上の故隨命以可天降とある次に、爾天兒屋命云々より、玉祖連等之祖、と云までの文は在て、其次にこそ、爾日子番能邇々藝命將天降之時云々より、當向之侍、と云までの文はあるべき物なれ、書紀の次序は、即右の如くなり、されど此は、本のまゝにても妨なし、さて故爾詔天宇受賣命云々より、給猿女君等也、といふまでの事は、御孫命既に筑紫に降り着坐て後の事なれば、必此には在まじきことなり、然るに此事どもを、當在于此間と云るは、いかにぞや、若此事此間に在べきは、五伴緒矣支加而天降也とあるに、天宇受賣命送猿田毘古神而還到、などゝある事と、前後錯亂るをば、如何とかせむ、又給猿女君等也、爾天兒屋命云々と續く、如此ではいよゝ、上文を承ざるをば、如何とかせむ、これらのこゝをよく思ひわたすべきものぞ、】

其意に非ず、五部の長神といふこと、あるなり、】下卷遠飛鳥ノ宮ノ段に、定賜天下之八十友緒氏姓、【八十伴ノ緒
とは、所有諸の伴ノ緒を總云なり、さて是は、長に限らず、部屬まで下にわたる如く聞ゆめれど、これらは朝廷に仕奉る
官人にいはゞ、大凡に云る、其はいづれも、ほど〳〵に帥る部屬あれば、此も皆長なり、此外にも部ノ字などを書て、
廣く其ノ屬をも云る如く聞ゆるも、皆くはしくいへば其ノ長なり、】又万葉に多く、物部之八十伴男とよみ、【師説に、
古へは文官武官をいはず、凡て諸官を物部と云りとあり、】又七下四に、靫懸流伴雄廣伎大伴爾、十九廿丁に、八十伴男
皆人ノ上置部臣布用時、定有官衛之在者云々、【これに官とあるも、長なるゆゑなり、】などよめり、大殿祭ノ祝詞ノ詞別
に、皇御孫ノ命ノ朝乃御膳夕ノ御膳供奉流、比禮懸伴緒、襁懸伴緒、大祓ノ詞に、天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、
手襁挂伴男、靫負伴男、劔佩伴男、伴男能八十伴男乎始氐、官々爾仕奉留人等、【此文いと〳〵めでたし、】さ
れば、是に八十伴ノ男を始弖と云るを以て、伴男は其ノ長なることを思ひ定むべし、さて次に官々爾云々と云るぞ、其
下に屬る部々の人等にはありける、○支加而に、久麻理久波布都と訓べし、【久麻理は久要利なり、】支とは、字書に分也
とも註して、凡て物の分るゝ意に用る字なり、【人の手足を支と云も、木ノ枝を云も、みな本より分るゝ意より出たり、王延壽
が魯ノ靈光殿ノ賦に、支離分レ赴、註に支離ハ分散也、なども云り、】さて上の水分ノ神の註に、訓分云久麻理とあれば、
久麻理は分ノことなり、然れば此ノ五伴緒ノ神等、其職々の長に分配し、御孫命の御伴に副へたまふなり、書紀に、又以
中臣ノ上祖天兒屋ノ命、忌部ノ上祖太玉ノ命、猿女ノ上祖天鈿女ノ命、鏡作ノ上祖石凝姥ノ命、玉作ノ上祖玉屋ノ
命、凡五部神、使配侍焉とあり、此ノ配侍ノ字と相照して、支は必久麻理と訓べきことを知べし、【佐志久波布と
訓るは、甚く非なり、支ノ字佐志と訓べき由あらざれば、さて又此記と相照して、彼ノ配侍をも、久麻理久波倍多麻布
と訓べし、】さて此ノ五伴ノ緒ノ神の掌りたまふ職は、みな神事に係れゝば、【石屋戸ノ段に見ゆ、】今支加而降したまふも、

事神事の料なり、書紀に、乃使太玉命以弱肩被太襁而云々、また天兒屋命主神事之宗源者也、また天兒屋命太玉命宜持天津神籬云々、などあるを以ても知べし、○天降也、これは、右の五伴緒神を降したまふと見えたれ、悪からねど、猶御孫命に係て見べきなり、【然見るときは、次ノ文と、事の前後錯へる如くなれども、此ノ御天降段は、凡て次序にかゝはらず、一事々々を、別々に並べ擧たる如くなれば、妨なし、書紀には、三種ノ寶物の事先にありて、其次に五部ノ神のことはあるなり、此ノ段の中の次序のこと、上にも論へり、なほ下にも云べし、】

於是副賜其遠岐斯【此三字以音】**八尺勾璁鏡及草那藝劒亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政。**

其とは、石屋戸ノ段の事を指て云なれば、加能と訓べし、【又上の五伴ノ緒ノ神、即ノ彼ノ段に遠岐し神たちなれば、直に上文を指シて、其ノ神たちの遠岐しと云意ともすべければ、曾能と訓てもあしからじ、】○遠岐は、書紀ノ石屋戸ノ段に、思兼ノ神者有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之像、而奉招禱也とある、招禱これなり、【此レを私記に、爾支と訓るはいかにし、哀使と附たる訓よろし、】又海神ノ宮ノ段に、風招と云ることあり、風を招き發す方なり、又万葉十七【卅】に、鷹の放逸しを歎きてよめる長哥に、呼久餘志乃曾許爾奈家禮婆とあるも、彼ノ鷹を招き寄べき由の無きと云なり、又十九【卅】霍公鳥を待ッ哥に、月立之日欲里乎伎都々敲自努比麻低騰伎奈可奴霍公鳥可聞、この乎伎も、霍公鳥を招寄る方をして、待ッなり、又後撰集雑三に、わがために哀使にくかりしはし鷹の云々、拾遺集ノ物ノ名ノ哥には、し鷹の哀使惠にせむと構たる云々、これらも鷹を招キ寄スるを、哀使といへり、【をきゑは招餌なり、】此等と、かの招禱ノ字と

如く說成し、又御の祝詞等に、伊邪那岐ノ命の御頸珠を、天照大御神に賜ひて、所知高天原ッと詔へれば、彼ノ御頸
玉は、大御神の天を知ス食す御しるしなり、さて今天孫に賜ふ勾玉は、天ノ岩戸ノ前にして、招禱せし時、彼ノ天照大御神
の御頸玉に准へて作りしを、今天孫天降て、國ノ主となりたまふ御しるしに、天照大御神これを賜はせしなり、と云れ
たるも皆かなはず、其故は、石屋戸ノ段の勾璁は、彼ノ御頸玉に准へて作りしと云ことも、微據なし、彼ノ段を考るに、此ノ
玉、さる意にて作れるには非ず、凡て玉は、古ヘ殊に賞て、世に貪み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり、さるは
殊にたぐひなく重事招禱に用る故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく、美麗き玉なりける故に、大御
神も殊に珍しみ賜ひて、此たき御寶物にて有けるを、此度御孫ノ命には賜はせるにこそありけめ、異なる意あるべく
も非ず、故レ此ノ段の文にも、書紀にも、此ノ時詔命には、たゞ御鏡の事のみありて、此ノ玉の事は見えず、若シ此ノ玉、御
國知食す御しるしならば、必其ノ事も詔ふべき理りならずや、然るを彼ノ御頸玉に准へて、是をも、天孫の國知食す御
しるしとして、賜ひしと云るは、此記にも書紀にも、三種の中の第一に擧られたるゆゑに、強て其意にかなへむとて
すなり、たとひ實に御國知ス食す御しるしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に立たることは、かたくなむあ
るべき、然れども此鏡に並べて賜はせし、一種の御寶物にしあれば、おのづから御國知食ス御璽ともなれるは、もとより
然あるべき理リなり、さて右の餘に、此三種には、おほくさまざまの理リを、こちたく說ける說どももおほかれど、皆古ノ意に
あらずなむ】今此に大御神の授ケ賜ふ時を以テ云はゞ、鏡第一なることは更なり、次には劒、其次に玉なるべし、其故は、
書紀繼體ノ卷に、大伴ノ金村ノ大連乃跪ヶ上天子ノ鏡劒璽符ヲ再拜、神祇令に、凡ソ踐祚ノ之日、中臣奏ス天神ノ
之壽詞ヲ、忌部上ル神璽ノ之鏡劒ヲ【義解に、此ノ即以テ鏡劒ヲ稱ス璽ト】大殿祭ノ祝詞に、高天原爾神留坐、皇親神
魯企神魯美之命以チ、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽乃劒鏡乎捧持賜天、言壽宣志久云々、【此ノ御

祇令又祝詞の文を以見れば、鏡劔ノ卷なる璽符も、即チ鏡劔を指て云るか、たとひ玉なりとも、鏡劔の次にあるをや】これら鏡劔のみを云て、玉を云はず、【師の祝詞考に、璽は御身に著坐實にて、人の手觸る物ならざる故に、古へより鏡劔二ツを以て、大儀の時のしるしとは成ッ來るなり、されど此ノ祝詞には、專ラ璽を重ミ奉ッべき由なるを、既に大寶のころの儀式の表に依て、二ツをいへ云つる物にて、是ッも上代の文ならぬを知ッつなり、と云れつるは、心得ず、璽は御身に著ッ坐ス實にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそさもあらめ、踐祚の時、いかでか本より御身には著ッ坐む、そもそも彼ノ令に、踐祚之日とあるは、義解に、即位を云と云る如く、古ヘは踐祚すなはち即位なりしを、後には、踐祚と即位と別になりて、即位の儀式には、忌部上ル鏡劔ヲ、ことは見えず、大嘗會に此事あるなり、然れども是ヶ本は、始めて御位を嗣たまふ時の儀式と聞ゆるなり、さて後ノ世には、踐祚の時、舊主の御許より、新帝の御所へ、劔璽を渡さるゝ儀あり、又其餘の儀式にも、内侍二人劔と璽とを執て供奉す、此レを以ておしはかるに、上代又大寶の定めの頃とても、舊主より新主へ、寶物を渡さるゝ時、璽も必渡されずはあるべからず、然るに鏡劔をのみ云て、璽を云はざるは、本鏡劔は重くして、璽は一きは輕き故なるべし、然れば此レは、かの淨御原ノ朝よりして、璽を兒ッとせらるゝ定めにかゝはらずして、神代の本よりの定めにつきて云るものにて、返りて古意とこそおもはるれ、さて後世に劔璽をいひて、鏡を云ぬは、鏡は内侍所に坐て、動きたまはぬからなり】古語拾遺には、即以ニ八咫鏡及草薙ノ劔二種神寶ヲ、授ケ賜フ皇孫ニ、永爲ス天璽ト、【所レ謂ル神璽ノ之劔鏡是也、】矛玉ハ自ラ從フ、とあるを以知べし、【此ノ拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが、古ノ意に非ることを憤みて、ことさらに玉を貶して、鏡劔には比びがたきことを知らせたる文なり、自從フとは、鏡劔の如く、正しく御璽として、賜へるには非ず、矛と玉とは、たゞ何となく、それに添て賜へる由なり、さて此ノ矛は、書紀に所レ謂ル日矛なるべきか、又大己貴ノ神の經津主ノ神に授けし廣矛か、何れともさだかならず】これら三種の中には、玉は

木は輕きが故なり、然はあれども、天皇の大御許にしては、此ノ玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしまゝの物に坐々せば、傳へ持チ給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寳なりけり、【後ノ世に神璽と申すは、此玉の御事なり、】○亦常世云々、【此て云辭を此におくは、上と下と類ひ異なるを、別むための隔なり、常世とは、かの天照大御神石屋に隱坐て、世間常夜なりし時に、功績を立し神なる故に云なり、此ノ言先ッは思金ノ神一柱に係れりと見ゆ、されども石門別ノ神までに三柱へ係て見むも、あしからじ、○手力男ノ神も、同段に出たり、○天ノ石門別ノ神は、古語拾遺に、同段に見えたり、【此事下に委くいふ、】さて此ノ三柱ノ神は、其ノ現御身を天降し給ふには非ず、【現身は高天ノ原に留りて、天照大御神に仕奉り給ふ、】皆其ノ御靈實【御靈實と云は、御靈の託る御體を云、下皆同じ、俗にいはゆる神社の御神體なり、】を降し給ふなり、故上の五伴ノ緒ノ神と、同列にはあげずして、今此に、三種ノ御寳の次に連ね云り、【然れば此ノ三柱ノ神の御靈實とあるは、鏡にまれ何にまれ、彼ノ八咫鏡に添へ從へて、降したまふなり、其由は下に云べし、但し石門別ノ神ノ柱は、此記には、石屋戸ノ段には見えざれば、此ノ御靈は、皇孫ノ命の御門の守衛神として、降し給ふにてもあるべきか、】又彼五伴ノ緒ノ神は、現御身なる故に、此次に各某氏之祖と注したるを、此ノ三柱に、御靈實なる故に、子孫を注さず、たゞ其ノ鎭坐ます處を注せり、此等を以て、現身と御靈との差別あることを悟るべし、【書紀に、五部ノ神はあげたれども、此三柱ノ神をあげざるも、現御身に非る神故なり、上にも處々に云る如く、凡て神には、現身と云と、御靈と云差別あれども、其ノ分りをいはず、共にたゞ同じさまに、某ノ神と云ること、天照大御神なども、高天ノ原に坐ます現御身をも、又伊勢に拜祭る御靈をも、共に天照大御神と申して、其御名には差別なきが如く、他神も然なるを、世々の識者、此ノ差別を辨へざるがゆゑに、事にふれてまぎらはしきこと多きぞかし、】○副は、皇御孫命に副なり、賜は、授賜ふなり、たゞ崇祭に附て云とは異なり、○詔者、上に天照大御神高木神之命以て詔ふとありて、其より下に何とも見えざれば、是も其

二柱の詔ふこともすべけれど、爲我御魂とあるに依るに、こは唯天照大御神の詔ふなり、○此之鏡者は、許能加賀美波と訓べし、万葉三に、許能水鳥、其十九に、許能久乃波志母【此之針因なり、志は須の草字を誤れるにもあるべし】などあり、古言の一格なり、○專は、上に云るが如し、此は全てふ意なり、【中昔の物語書などにも、全くこ云ることを、日波良云る例おほし】此の此言、輕く見過すべからず、○爲我御魂は、出雲國造神賀詞に、大穴持命乃申給久、云々申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天とある如く、大御神の御魂を、此御鏡に取託て賜はするなり、【凡て御靈と云に、又用と體との差別ありて、此大御神の御於にて申さば、高天原を知看て、世を照したまひ賜ふは、御靈の用なり、此御鏡は、其體なり、さて其御靈を、專此御鏡に取託て、其御靈としたまへば、其用も、悉く此御鏡に具り坐り、然らば其用をも此御鏡に移り坐て、高天原に坐ます現御身には、御靈は些もおはしまさぬか云に、凡て神の御靈は、靈奇にて、いとも靈異なる物にし坐ば、悉く此に移りぬれども、彼處にもいさゝか減ることなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其靈は千万處に分つといへども、ことごとくに何れにも、その用は欠ることなし】然れば大御神の御靈は、全く此御鏡に坐ますものぞ、貴きかも可畏きかも、此大御鏡こそ、のみおはさかにな見過しそ、書紀一書に、天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、復勅天兒屋命太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善爲防護とあり、【本書に此御事を記されざるはいかにぞや】さて上に三種を擧ながら、此には唯此御鏡の御事をのみ、如此懇に詔へるにて、此御鏡は、中にも貴く坐ことを、著明きものぞや、【然るを、本より三種同等なる物に論ひなし、或は玉をしも第一と思ふなるは、かの永垣の輔より以來の徒になづみて、本をよくもとめざるものなり、】○吾前とは、大御神の現御身の大御前なり、前のこと、上【傳十二の十九葉】に出つ、○如拜、また次の拜祭の拜、共に伊都久と訓べし、上に曾形竹

し、其言の例は、彼ノ段【傳卅二の廿一葉に】云り、【前にはマツリゴチテヨと訓べく思ひしかど、よく思へば、上に前ノ事にある、すなはち政なれば、然訓ては、同言の重なるなり、爲政と書るは、たゞ義を以てなり、此ノ字に拘るべからず、】如此有ば、天皇の御政を、關白大臣などの取リ申シ賜ふ如くに、此ノ思金ノ神は、天照大御神の御[illegible]の御政を取リ行ひ賜ふ神なり、故其御鏡に副て降し賜ふなり、されば同列に擧たる、手力男石門別二柱ノ神の御魂實も、共に御鏡に附ヶ副て降し賜ふ神なること知られたり、【但し石門別ノ神は、別事にもあらむか、其由は上に云り、】さて爲都理事登と云言の義は、中卷白檮原宮ノ段に委ク云べし、【傳十八の七葉】

此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受能宮。自佐至能以音次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也次天石戸別神亦名謂櫛石窻神亦名謂豐石窻神此神者御門之神也次手力男神者坐佐那縣也。

此ノ二柱とは、大御神の御魂實の御鏡と、思金ノ神の御魂實とを指て申せり、【此は神と臣と、尊卑けぢめことなるを、同等の如く、二柱と申せるは、古ノ意なり、然るに、大神宮二所などあるも同じ、師ノ説に、これを、思金ノ神と手力男ノ神となりと云れしは、誤なり、】○佐久々斯侶は、裂釧なり、大神宮ノ儀式帳に、佐古久志侶とも、佐古久志留ともあり、書紀神功ノ卷には、拆鈴五十鈴ノ宮とあり、釧は、下卷高津ノ宮ノ段に玉釧、書紀顯宗ノ卷に、矢田部矢廬、【素釧なり、鈴かしけく着たるを云、】万葉一卅に、釧着手節乃崎、九卅に吾妹兒は久志呂にあらなむ、左手の吾奧手に纏ていなましを、又卅玉釧、又卅宍串呂【宍串は借字】など見えて、此物の事、師の冠辭考【さく、しろ、しゞく

しろ、くしろつくなどの條、】に、詳に說れたり、抑此ノ物、後には絶にたれば、今ノ京などになりては、其名をだに人知ラざりけるにや、和名抄にも、釧ノ字をば擧ヶながら、比知万岐としるして、久斯呂てふ名をば出さず、【農耕具ノ中に、鋠、漢語抄ニ云ク加奈加岐、一名久之路とあるは、若くは字ノ形の似たる故に、釧ノ字の訓を、誤りて此ノ字には附ッたるか、又思ふに、此ノ鋠ノ字、分裂也と云注もあれば、五十鈴の枕詞の佐久々志呂は、是レに云ル臂にまく釧には非るにや、とも思ひしかども、猶然には非ず、】又かの万葉【九ノ卷】なる、久志呂爾有奈武と云哥をも、六帖に櫛の哥としたり、【顯昭袖中抄に、此をも辨へて、くしろは釧ノ字をよめり、内典には、在ニ指上ニ名ニ鐶、在ニ臂上ニ名ニ釧ト云り、と云るは、さすがに物ひろく見たる人なればなりけり、】かゝれば古書どもにある釧ノ字をも、寫シ誤りて、或は鉏【万葉】或は釵【此ノ記下卷】など作るを、【これらの誤字なるを以思へば、かの書紀の拆鈴の鈴も、釧の誤とこそ思はるれ、】近き世となりて、契沖荷田ノ大人吾師など、つぎ〳〵に別ためられて、釧の事は明かになりぬるを、此ノ佐久々斯呂は、なほ今少し詳ならず、【其故は、私記にも、鈴の口は裂ヶたる故に、拆鈴と云、と云る如く、拆鈴と云むは、こともなけれど、その裂ケたる鈴をつけたらむからに、釧をしも直に佐久釧とはいかでか云む、此ノ事冠辭考にもいふかりて、釧と鈴を一ッにいへるにやあらむ、釧には鈴をつくる物にしあれば、其鈴の形によりて、さくゝしろ五十鈴とつゞけたるにや、と云れたり、なほ心ゆかず、】故レ熟思フに、まづ古への鈴には、種々の形様ありしとおぼしければ、【今もある驛路の鈴、其外にも、尋常のと形の甚く異なる古ヘノ物の、遺れるを見ても、なほ種々有けむことを知べし、】釧の鈴も一種ありて、他のとは異なりけむ、さて釧とは、その小き鈴を多く緒に貫て、臂に纏て云る名にて、【異國の釧と云物とは、其さま異なるべし、又手釧ともあるは、玉を著たるも有しなるべし、】其ノ鈴を除て別に躰は無き物と聞えて、書紀履中ノ巻にも、此レをたゞに手鈴と云り、【もし鈴の外に躰あらば、必ズたゞ鈴とはいはじ、】然れば釧の鈴ノ一種有て、釧即チ鈴なるが故に、裂釧とは云

なるべし、【さて鈴手に鈴をまきしは、飾のための餝にはあらで、鳴る音を取なるべし、万葉に手玉鳴すなどあるを思ふべし、故に釧は、あらはなる處にはつけず、袖に隠れたる臂にまくなり、又下に引く飛鳥ノ宮ノ段に、足結の小鈴ともあれば、足にも着しなり、】さて五十鈴とつゞく故は、釧ともある如く、此を鈴に、繁く貫るをもて、五十と数々の鈴といふ意なり、【たゞに鈴につゞくのみに非ず、五十へもかけて続くなり、】又伊勢の書どもに、宇治と云にもつゞけ云ること、五十鈴より轉れる後の事なり、○伊須受能宮、これ伊勢ノ大御神ノ宮なり、書紀ノ神功ノ巻に、五十鈴宮と書れたり、此は地ノ名にて、五十鈴ノ川五十鈴ノ原なども云り、名けたる由は詳ならず、【倭姫ノ命ノ世記に、猿田彦ノ神ノ裔、宇治ノ土公ノ祖大田ノ命を相支云々、倭姫命問給久、有吉宮處哉、答白久、佐古久志呂宇遅之五十鈴之河上者、是大日本國之中仁、殊勝靈地侍利、其中翁世八萬歳之間仁毛、未視知留有靈物、照輝如日月、惟小縁之物不在、定主出現御坐、當時可獻止念比弖、彼處爾禮祭申侍利、卽彼處仁往到給天、御覽介禮波、惟昔大神誓願比天、豐葦原瑞穗國之內仁、伊勢加佐波夜之國波、有美宮處利止見定給比、從天上投降給比志、天之逆大刀逆鉾金鈴等是也、甚喜於懷比天、言上給比支、など云へれども、中に疑はしきことゞも有て、今は信られず、】さて天照大御神の御靈鏡は、此に詔旨の如く、御代々々の皇御孫命の同ジ大殿ノ内に、拜祭賜ひ来にしを、水垣ノ宮ノ御宇 天皇ノ御世よりぞ、別處には祭り給へりける、其は書紀ノ崇神ノ御巻【崇神】に、六年【云々】先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬云々、それより伊勢に遷り坐ス、は、垂仁ノ御巻に、二十五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐鍬入姫命、託于倭姫命、爰倭姫命求下鎭坐大神之處、而詣菟田筱幡、更

還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國時、天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國則、常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也、【此ノ文にまぎらはしき事どもあり、よくせずは誤りぬべし、まづ其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上とある、齋宮即チ大御神ノ宮なり、しかるを古語拾遺倭姫ノ命ノ世記などに、文を少し換て、此レを倭姫ノ命の坐ス宮の如く記せるは、御世々々の齋ノ王の宮をも、齋ノ宮と申す故に、其と心得たるひがことなり、齋ノ王の宮を云フは、其ノ王の坐ス宮と云意、此は大御神を齋奉る宮といふことにて、同シ名ながら意異なり、抑此には、大御神の宮をこそ、委曲には記すべきことなるに、其をば只祠立於伊勢國とのみ、大かたに云て、齋王の坐ス宮をしも、却て具に五十鈴ノ川上といふべきに非ず、万葉なる人麻呂の長歌に、渡會乃齋宮とよめるも、必ス大御神の宮とこそ聞えたれ、且倭姫ノ命に宮と云て、大御神に祠とは云べくもあらず、然れば立ノ字は、定を誤れるなるべし、神の夜志呂には、皇國にては、凡て社ノ字を用ひ、又宮といふ、其中に此ノ大御神などには、必ス宮と申す例なるに、祠とあるは、字ノ義はさることなれども、たゞに其ノ宮を申せるにはあらず、その祭るべき處をいへるなり、雄略ノ卷に、稚足姫ノ皇女侍伊勢大神ノ祠とある祠も、拜祭リ給ふ意を帶たる故に、此ノ字を書り、故レミヤともヤシロとも訓マずして、イハヒとは訓るなり、然れば此も、祠るべき處を、伊勢ノ國と定めて、さて五十鈴ノ川上に其ノ宮を興こ云るなり、次に是謂磯宮とあるは心得ず、此ノ五十鈴ノ宮を、磯ノ宮と申せること、此ノ外にさらに見えたることなし、故思に、是は儀式帳などに、五十鈴ノ宮に鎭リ坐マむとせし前に、磯ノ宮ニ坐スとある、其は神名帳に、度會ノ郡磯ノ神社、和名抄にも、同郡に伊蘇ノ郷ありて、今も礒村と云フ、此ノ地にしばらく坐しゝを、磯ノ宮といふ、但し其磯ノ宮は、度會ノ郡なるには非ず、多氣ノ郡の相可郷のあたりなりとも云り、其はいかにもあれ、此は其ノ伊蘇といふと、伊須受と云と、名の

内なるが故なり、】二六、天皇以倭姫ノ命爲御杖、貢奉於天照大神、是以倭姫ノ命以天照大神、鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之、然後隨神誨、取丁巳ノ年冬十月ノ甲子、遷于伊勢國渡遇宮、とある是なり、【垂仁ノ天皇ノ丁巳ノ年は、垂仁天皇ノ廿六年にて、其ノ十月は、丁丑朔なれば、甲子ノ日なし、十ノ當作九、九月戊申朔にして、甲子十七日なり、是によりて今に至るまで、九月十七日、皇大神宮ノ神嘗祭なりと云り、此ノ[illegible]當れるが如くなれども、信がたし、まづ廿五年三月丁亥朔、廿六年八月戊寅朔、とあるを以て推ときは、廿六年九月朔戊申にあたれども、凡て後ノ世の暦法を以て、上代いまだ暦無かりしほどの年月日を推て、支干を配ることは、誠に[illegible]據なきわざなるに、いささきたることにて、いまだしきわざなり、此事は、別に論あり、然れば丁巳ノ年十月甲子、とあるも一說、又其年八月戊寅朔、とあるも一說にて、何れを正しとも定むべきことにあらず、されば暦法を以て推ことも、其年の九月十七日甲子に當るも、偶然のことにこそあれ、本より其ノ故を以て、神嘗祭十七日に定まれるには非ずかし、】なほ其ノ外の委き事どもは、彼ノ宮の延暦の儀式帳、【凡て此ノ大宮のくさ〴〵の事ども、委く此ノ書に見えたり、】又倭姫ノ命ノ世記などに見えたり、【儀式帳は眞の古書なり、世記は、後ノ世の人の編る書にて、僞說多し、されど中には、眞ともおぼしくて、[illegible]にき事も多し、其は今ノ世に傳はらぬ彼宮の古書の、儀式帳の外にも有しを取て、己が僞を多く作り交へたる物なれば、擇て取べし、】又書紀に、石屋戸ノ段ノ一書にも、日ノ神方閉磐戸而出焉、是時以鏡入其石窟、【云々】此卽伊勢崇秘之大神也、また神功ノ巻に、大御神の御誨ノ言に、神風ノ伊勢ノ國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴ノ宮所居神云々、などもあり、さて神名帳に、伊勢ノ國度會ノ郡大神宮三座、【相殿坐神二座、並大、預月次新嘗等ノ祭、】とある相殿ニ坐ス二柱は、儀式帳に、同殿坐神二柱、坐左ノ方稱天手力男ノ神、靈御形弓坐、坐右ノ方稱萬幡豐秋津姫ノ命也、是皇孫之母、靈御形劒坐、とあり、【一說に、天兒屋ノ命太

玉ノ命なりと云は、非なり、】此ノ記と相照して思ふに、左ノ方に坐ス天ノ手力男ノ神とは、思金ノ神を誤り傳へたる物なる
べし、【然るに、思金ノ神の此ノ相殿に坐スことは、すべて伊勢の書には見えたることなし、御鎭座記寶基本紀など云物には
見えたれども、これらは後ノ人の、舊事紀に依て云るなれば、依ルに足らず、又此ノ宮の傳へに、齋并の次第、先ノ大御神
を拜奉リ、次に相殿に坐ス神五柱を拜奉る、五柱は、手力男ノ命、万幡豐秋津姫ノ命、思兼ノ神、天ノ兒屋根ノ命、太玉ノ命、
これなり、此ノ内兒屋根ノ命太玉ノ命ノ二柱は、豐受ノ大神外宮に鎭リ坐テより、彼ノ宮の相殿に坐スなりと云り、然れども此ノ
内に思兼ノ神を加へて拜む事は、此ノ記舊事紀などを用ひて、後に定めたる事なるべし、もしもとより此ノ神も坐スといふ傳へあ
らば、必ス儀式帳に載べく、式にも相殿ニ座とあるべきものをや、但シ式には、其ノ神の御名を擧ざれば、二座の内一座は、
此ノ神か手力男ノ神か、知リがたし、さて此ノ記には、手力男ノ神は、坐ス佐那縣ニと記せるに、其ノ神も、此ノ相殿に坐スとあ
るに、すべて此ノ記と合はざるにつきて、つらつらおもふに、若くは此ノ記、此ノ二柱ノ神等といふ上に、文の脱たるか、はた
錯れたるかなど、くさぐさにおもふに、脱たるにも錯れたるにも非ず、此ノ記の隨は、決く思兼ノ神なり、さて此ノ記と
伊勢の書との中に、一方は思金と手力男との間をまがひて、誤れるものなり、かくて何れを正しとせむ、と定むべきには
非れども、姑く伊勢の傳への方につきて云ばゞ、かの取持前事爲政とあるは、手力男ノ神の事にて、坐ス佐那縣ニと
あるを、思金ノ神なるべきを、此ノ記の傳は、まぎれつる物とやいはむ、然れども初メに天ノ石屋戸ノ段にても、思金ノ神の功績に高く、
又取持前事爲政との詔命も、必ス此ノ神の任にてこそ有べけれ、手力男ノ神にはいと似つかはしからずこそおぼゆれ、
然れば相殿には、必ス思金ノ神こそ坐スべけれ、其をおきて、手力男ノ神の坐むことは、いかゞなり、且ッ書紀ノ一書に、秋津
姫ノ命を、思兼ノ神の妹とあれば、思兼ノ神は、皇孫ノ命の御大舅に坐て、秋津姫ノ命と御兄妹左右に並ばして、此ノ相殿
に坐むも、又由ありてぞおぼゆる、然ればかにかくに、此ノ記の趣は疑ふべきことなきを、伊勢の傳への方は、必然るべし

とおもはる、ここなければ、彼レを誤りと定めつ、此ノ二神同時に同じさまに、御鏡に副て降り坐る故に、ふとまぎれつるものならむかし、又師の祝詞考の説も、此ノ相殿のところ、誤りおほし、】さて五十鈴ノ宮に坐ス神は、かく二柱なるを、此ノ二柱ノ神者と云るは、如何といふに、此は天照大御神と思金ノ神との御靈の、鎮り坐ス處を注せる詞にして、五十鈴ノ宮の神を注せるには非ればなり、さてかくの如く此ノ大宮は、天照大御神の御靈を齋奉る大宮にし坐せば、皇國人は更にもいはず、猶唐天竺其餘も、天地の裏にあらゆる國々、其ノ王どもを始め、國民どもまでも、遙にだに拜み奉りて、限りなき大御德を、謝み奉るべき理りなるに、今に至るまで、外國々の人等は、さることわりをもつゆ不知て過徃なるは、いとあさましきわざなるかも、【世に此ノ大宮を、宗廟と申すは、あるまじきことなり、宗廟と云は、戎國にて、其王が祖を祠る屋の名なり、戎王其祖をば大に尊すなどいひて、みだりに貴き物にすめれども、實はみな凡人なり、然るにかけまくもいともいとも畏き大御神の宮をしも、外國の凡人を祠る屋と、同列に申さむことは、いとかたじけなきことならずや、】○登由宇氣ノ神、由ノ字は、用を寫し誤れるにやあらむ、【此ノ御名は、古書どもに、豐宇氣とも登由氣ともある、由は用字の切りたるなり、されば登用宇氣と云る例は見えず、故レ由を姑クヨと讀べきなり、師ノ説に、登用宇氣の用字を約めて、登由氣と申すぞ古言なるとて、此の宇ノ字を衍の如く云れたるは、例の偏なり、凡て古言は、約めてもいひ、又本ノ言のまゝにも云ることにて、此ノ御名も、上に豐宇氣と書り、此はいかでかトユケとは訓べき、されば他書に、豐受と書るをも、トユケとも、トヨウケとも訓べし、又後ノ世に是をトヨケとも訓メども、其は古言に例なき唱へなり、】此ノ神は、上に豐宇氣毘賣神とある、【此ノ神の御事は、傳五の六十葉にいへり、】其なるべし、さて此段は、五伴緒神も、又思金ノ神等三柱も、皆上に其事を擧て、さて此ノ二柱ノ神者と云より下は、各其ノ神たちの注なり、然るに此豐宇氣ノ神のみは、上に御名をも擧ずして、ゆくりなく此にかく出せるは、いかゞ、【或人、こは天照大神の御鎮座の事を記せるついでに、豐

の、潔キ由なり、又豊宇氣毘賣ノ神ノ始メ成リ出賜へる由縁ノ、食からざるに似たるを以て、天照大御神の祭り賜ふと云を、疑ふ人もあらむか、其は後ノ世の俗ノ心なり、天照大御神も、伊邪那岐ノ大神の、黄泉の穢を清め賜ふ時、御目を洗ひたまふに成出坐るを思ふべし、凡て其ノ始めの由縁につきて、其神の食ノ事を思ふべきことにはあらず、又此神を、外宮の書どもに、國ノ常立ノ尊なりと云るは、さらに由なく、いみしき強説なれば、今さら論ふにも足らず、又水徳ノ神となど云て、くさぐさ言痛き説どもあれど、皆漢意なり、凡て火徳水徳など云たぐひは、皆漢人の妄言なる物ぞ、忍穂井の事なども、あれども、其は御饌につきたる事にこそあれ、水に由あることにはあらず】さて書紀の此段に、此ノ神を降シ奉リ賜ふことの見えざるは、現身にます、御靈代なるが故なり、【或紀には、現身なる五部ノ神と、三種ノ寶物とをのみ擧て、御靈代なるをば、思金ノ神などをも、凡て擧ざる例なり、然るを、外宮は食を神に奉るが故に、日本紀にも載ずといふは、例のあたらぬことなり、又書紀にいはゆる神籬磐境を、此ノ神を祭ることなり、と云説あれども、それもあたらず、かの神籬磐境は、後に神祇官ノ西院に八柱ノ神を祭リ賜ふ齋場なりと、或人の云るぞ宜き、其は古語拾遺ノ神武天皇ノ段に、爰ニ仰ギ從ヒテ皇天二祖ノ之詔ニ、建樹神籬、所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主ノ神、御膳ノ神、已上今御巫ノ所奉齋也、云々とある、從皇天二祖之詔ニは、正しくかの神代ノ鏡と詔を云り、さて右の八神は、神名帳なる神祇官ノ西院ニ坐ス御巫ノ祭ル神八座これなり、此ノ八神は、上にも云る如く、天皇の大御身を守護給ふがために祭リ給ふなり、かの神代の詔に、爲吾孫ノ奉ル齋とあるも、是ノ故ぞかし、かくて此ノ八神の中にも、御膳ノ神あるは、伊勢ノ外宮に祭ると、一神なるべけれど、その御靈躰は別なり、なほ此事下に云べし、さて此ノ因にかの神籬の事を云む、まづ此ノ比母呂岐と云物は、榮樹を立て、其を神の御室として祭るよりして云名にて、榮木の意なるを、布志を切て比と云なり、万葉三に、吾屋戸爾御諸乎立而、これ榮樹を立るを云、又十一に、神名火爾紐呂寸

さて、此ノ外宮の神を、國ノ常立ぞと云たぐひの、みだりごと、世に多し、そは其神の御爲にもいと可畏きわざなり、よこる直からぬ僞りごとを、神は喜び給はめやは、】さて此ノ葦原ノ中ツ國に降り坐て、此ノ神の御靈實は、丹波國に鎭り坐けるを、【丹波に鎭り坐しこと、いかなる由緣にかありけむ、又始ノには天照大御神と共に、皇御孫命の大殿ノ内に坐しを、丹波には後に移し奉り賜ひしか、將始ノより丹波に坐しか、これも詳ならず、倭姫命ノ世記など、伊勢の書どもに云ることもあれど、後ノ人の僞造多ければ、信がたし、】朝倉ノ朝ノ御世に六わ、伊勢には遷り坐ける、其は此ノ外ツ宮の延暦ノ儀式帳に、天照坐皇大神云々、大長谷天皇ノ御夢爾誨覺賜久、吾高天ノ原坐弖見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐、我御饌都神等由氣大神乎、我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜弖、即從丹波國令行幸弖、度會乃山田ノ原乃下ツ石根爾、宮柱太知立、高天ノ原爾比疑高知弖、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇大神乃、朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉、と見えたり、【是に我御饌都神とあるにて、此宮にて、天照大御神の朝夕の御饌を仕奉る、とあるを以て、大御神の御食の神に坐ことを知べく、又此御靈鏡に副奉て降し奉り賜ひし神なることを知べし、比治乃眞奈井は、神名式に、丹後ノ國丹波ノ郡に、比沼麻奈爲神社あり、此其地なるべし、古へは丹後も一ツにて、丹波なりき、又其ノ同郡に、大宮ノ賣ノ神社二座名神大と式にあり、此ノ神も神祇官に祭る八神の内にて、同國同郡に鎭り坐し、又丹波ノ國多紀ノ郡櫛石窓神社二座並名神大、これも此ノ段に出て、神祇官に同く祭る神にして、同國に鎭り坐て、共に名神大社なる、などを思へば、豐宇氣ノ神も、本此ノ神たちと共に、彼ノ神籬に祭る列なりしを、後に所以ありて、三神共に、丹波ノ國に遷し祭りて、神祇官には、又別に各其御靈實を圖像て、祭り賜へるにやあらむ、若然もあらば、神祇官に坐ス御食津神は、即チ此ノ豐宇氣ノ神の御靈を、又圖象せる御躰なるべし、すべてかゝること、詳には知りがたし、又書紀ノ釋に、大倭本紀一書ニ曰ク、

を始め、朝廷より祭り賜ふ萬ッの式、大神宮とは差あること、古書どもに明し、然るに後ノ世に、漸になにごとも、同等が
ごとなり來て、內宮外宮と相對ひ坐る神の如く、人皆思ひ奉るから、その尊き卑きけぢめをも、かにかくに申すなるは、甚
も可畏きわざになむありける、】○外宮は、師の祝詞考に、万葉集なる登都美夜の例を引て、其は常の大宮の外に、別に建
置れて、行幸ある宮を云なれば、卽チ天皇の宮にして、別に主あることなし、然れば此ノ伊勢の外宮も、五十鈴ノ宮の外ッ
宮にして、たゞ天照大御神の宮なり、と云れたるは、昔より比なき考へにして、信に然ることなり、然れば元來有し天
照大御神の外ッ宮に、豐受ノ大神をば鎭メ祭れるなり、万葉六ノ卅三丁に、幸ス紀伊ノ國ニ時の哥に、和期大王之、常宮等、仕奉
左日鹿野由、十三ノ四十丁に、月日、攝友、久經流、三諸之山、礪津宮地、或本ノ歌ニ曰ク、故王都、跡津宮地、【これらを常宮
の意とするは、非なり、常と書るは、借字にて、みな外ッ宮なり、】二十ノ廿二丁に、東常宮、【此ヲを續紀には、東院とあ
れば、外ッ宮の意なること明らけし、】これら後ノ天皇の外ッ宮の例なり、さて外とは、もとより內に對ふ意の名にはあれ
ども、內宮外宮と對云は、後のことにこそあれ、古へに五十鈴ノ宮を、內宮と申すことは無かりき、【凡て古書に、內宮
と云ることは見えず、延喜式などにも、二宮を並べ擧ッたる處にも、五十鈴ノ宮をば、大神宮とのみ云り、天皇の御も、外ッ
宮をば外ッ宮といへども、常の大宮を、內ッ宮と云ことはなければ、此レも然あるべきことなり、三代實錄九印本に、內宮
とあるは、古本には同宮とあり、其處の文意を考るに、同宮なるべきこと決し、內ノ字は寫シ誤リなり、さて又豐受ノ宮を
外宮と云ることも、古書には此よりほかには見えず、式などにも、度會ノ宮又豐受ノ宮などのみあり、其は本は大神宮ノ
外ッ宮なれども、豐宇氣ノ大神の鎭リ坐てあれば、其神の宮なるが故なるべし、此ノ記には、本よりの名を擧て、此ノ神其ノ宮
に坐スと云るなり、然るを師の考に、內宮には、大御神の和御魂を齋奉リ、外宮には、荒御魂を齋奉て、豐受ノ神は、其ノ相
殿に坐ス神なり、と云れたるは、いとみだりなり、まづ豐受ノ神を相殿に坐スと云こと、さらによりどころなし、續紀廿八、

か、數本を考ふべし、但し大神宮とは、二宮を合せて申す意にて、伊勢の外宮の謂にてもあるべし、さて村上天皇の御世
より、内宮外宮と申すことは、外ノ宮と云稱の、古へより有しに就て、新に内宮と云稱をも始めて、相對へて云なり、然れ
ば外宮と云稱も、此ノ時よりしては、正しく内に相ヒ對ヘたるにて、古への意とはいさゝか變れり、又内宮と云は、奥に坐ス
よしにて、たゞ外宮に對へ言ノのみなり、然るに是レを、卑ッて外宮と云稱より古きことの如く心得、地ノ名の宇治と一ッに
云る說などあれど、非なり、内と宇治とは、知の音清濁異にして、通はし云ることなし、混ふべきに非ス】○度相は、和
名抄、伊勢ノ國ノ郡ノ名に、度會ハ和多良比とある是なり、さて五十鈴ノ宮の御事を、書紀垂仁ノ卷に、渡遇宮といひ、神功ノ
卷にも、百傳度逢縣之とあれば、度相は、上代より廣き名と聞えたるに、【万葉二人麻呂の長哥に、渡會乃齋宮とよめる
は、五十鈴ノ宮をいへるか、はた二宮を兼たるか】此には五十鈴ノ宮にはあらで、外ッ宮をしもかく云るを思ふに、なほ
其ノ初メは、外ッ宮のあたりの地ノ名にこそありつらめ、故レ二宮を兼てはいふときには、やゝ後までも、外ッ宮をのみ度會ノ宮と
は云りける、【類聚國史、大同二年の勅に、伊勢大神并ニ度會ノ二宮云々と見え、延喜式などにも、常にかくさまに云り】
名ノ意は、倭姫ノ命ノ世記の奥に、風土記ニ曰、夫所-以號ニ度會ノ郡ト者、畝傍樫原宮御宇神倭磐余彥天皇、
詔ニ天ノ日別ノ命ニ覓ニ國之時、云々大國玉ノ神遣シ使、奉ル迎ニ天ノ日別ノ命ヲ、因テ令ム造ニ其ノ橋ヲ、不レ堪ヘ造リ畢ルニ、于時到リ、令メ
以テ梓ノ弓ヲ爲ス橋而度ル焉、爰ニ大國玉ノ神、資ニ彌豆佐々良比賣ノ命ヲ參來テ、迎ニ相ヒ土橋ノ鄕岡本ノ村ニ云々度
會ス焉、因テ以テ爲ス名ト也とあり、【此レに大國玉ノ神とあるは、伊勢の國玉ノ神にて、神名式に、度會ノ郡に、大國玉比賣ノ神
社ある是なり、然るを神宮の書どもに、大己貴ノ命なりとするは、名に因て混へたる誤なり、凡て國玉ノ神と云は、國々
にあるを、當國にては尊みて、大國玉とも申すなり、土橋ノ鄕は、和名抄に、度會ノ郡繼橋ノ鄕ある是なり、岡本ノ村は、今
も山田の坊名に呼處なり】これを以て見るにも、本は外ノ宮のあたりの地ノ名なりしことしるし、さて此の文、度相ノ之

外ッ宮とこそあるべきに、度會に外ッ宮之度相とあるは、聞つかぬこと、おすめれど、【外ッ宮に坐ス度相ノ神、とも訓まるれど、度相ノ神と申すことなし、又思フに、五十鈴ノ宮をも、渡遇ノ宮と云ることあれば、度相は、宮の稱にて、此は五十鈴ノ宮の度相に對へて、外宮の度相とは云にや、とも思へど、然には非ず、】甚雅たる古語のさまなりけり、【凡て此ノ記は、文にかゝはらなき故に、かゝるさまの語ののこれるが、めでたきなり、】さるは外ッ宮大名にて、其ノ中なる度相と云意には非ずて、たゞ宮は大御神の外ッ宮なり、地は度相なる、其ノ二を並べて、連言として、間に之てふ辭を置るにて、龍田ノ風神祭ノ祝詞に、吾ガ宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隠處乃、龍田能、立野爾小野爾云々、【この日隠處乃龍田とある乃に同じ、又立野爾小野爾と、爾の重なりたるも、同じ心ばへなり、】又諸ノ祝詞に、八束穂能伊加志穂、また安藝都幡乃足幡比幡など云類、又万葉十三に、走出之宜山之、出立之妙山叙、【山之の之は、此地にはなほ多し、】など云ると同格なり、【間ノ宮に坐ス外宮ニとはいはで、坐ス外宮之度相ニと云るは、登由氣ノ大神は、相殿に坐ス故と聞ゆ、と云ぬたるは、心得ぬ解なり、さては度相てふことをば、いかなる意とかせむ、】神名帳に、伊勢ノ國度會ノ郡、度會ノ宮四座、【相殿ニ坐ス神三座、並大、月次新嘗、】儀式帳に、等由氣大神ノ宮、【今稱ニ度會ノ宮ト、在ニ度會ノ郡沼木ノ郷山田ノ原ノ村ニ、】依頓ノ命ノ世記に、豐受ノ大神一座、相殿ノ神三座、【大一座、天津彦々火瓊々杵ノ尊、形鏡ニ坐、前ニ一座、天ノ兒屋ノ命、太玉ノ命、形笏ニ坐、寶ノ玉ニ坐ス、大ノ右ノ方ニ坐ス、前ニ一座ハ右ノ方ニ坐スとあり、式には、相殿ノ神三座並大とあるを、此ノ世記に、大ニ座と云るは、餘ノ二座は、やゝ後に大になし奉り賜へるにや、又は本より並大なりしが、其中にも位ヶ卑き差ある故に、分て大といひ、前と云るにや、前の事は上に委ク云り、】さて天ノ兒屋ノ命の形を、笏ニ坐スと云る、笏は、もと外ッ國の物なれば、いかゞなるを、こは思ふに、實には笏には非れども、其ノ形様の、笏の如くに見ゆる物なる故に、笏とは記したるにやあらむ、】○天ノ石戸ノ別ノ神云々、古語拾遺石屋戸ノ段に、令ニ天ノ手力雄ノ神ヲシテ引ニ啓其ノ扉ヲ、遷ニ坐新殿ニ、則天ノ兒屋ノ命太玉ノ

ことなし、さきに己が文にも、いまだ此ノ誤を辨へずて書ることありき、】中卷伊邪河ノ宮ノ段に、曙立ノ王者、伊勢之佐那ノ造之祖と見え、大神宮儀式帳に、天照坐ス皇大神御幸行坐時云々、飯野ノ高ノ宮ニ坐ス支、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜支、白久、許母理國志多備乃國、眞久佐牟氣草向國止白支、即神御田幷神戸進支、【眞久佐牟氣草向國とは、冠前迎、來前迎て云意にて、猨田毘古ノ神の、皇御孫ノ命の天降ニ宣國求坐ス御前を、迎ヘ奉リ賜ヘル由の稱なるべし、】さて此ノ御社は、神名帳に、伊勢ノ國壹志ノ郡、佐那ノ神社二座、これなり、【大神宮式に、凡大神宮、年限廿年、一度修造、其ノ造ハ、遣シ使、量テ給フ作ル之、神宮七院、社十二處云々、佐那ノ社云々、と見えたり、廿年に一度造リ改めらる、十二社の中の一つなり、或説に、二座を、手力男ノ神と若佐那賣神となりと云り、若佐那賣ノ神は、上卷傳十二に出、そもく此ノ神の此ノ社に坐ること、由緣あるにや、又地ノ名に因て、後ノ人のおしあてに定めたるにや、さだかならず、又或人、此ノ記のつゞきに依て、天ノ石門別ノ命と手力男ノ命と二座なりと云るは、いみじきひがことなり、坐ス佐那縣と云ることゝ、いかでか御門ノ神に係らむ、】前行シの猨田毘古ノ神、坐ス此ノ佐那縣に留リ着給へりしかば、【今一座は、此ノ猨田毘古ノ神には非ざるか、】此ノ手力男ノ神の御靈實の、此ノ地に鎭リ座るは、由緣あることなりけり、【天照大御神の御靈實、猨田毘古ノ神の導のまにまに、まづ伊勢ノ國に降リ着キ賜ひし時、此ノ神の御靈實も、附副坐せれば、其時より、やがて此ノ御靈は、此ノ地に留リ坐るか、はた後に大御神の此ノ國に未しけむ時に、共に遷リ來坐るか、何れにても、始メより由緣ある地なり、】さて此ノ御社は、今多氣ノ郡佐那の仁田村と云に在て、【村の内ノ方に在リ、】大森ノ社と申す、【已に同ノ國内なれど、いまだ得詣でず、】佐那は、今佐那谷とて、一ノ谷の大名にて、八村ある處になれるなり、又神名帳に、紀伊ノ國牟婁ノ郡、天ノ手力男ノ神社、【此ノ神、齊衡二年預リ於官社ニよし、文德實錄に見ゆ、】又伊豆ノ國田方ノ郡、引手力命ノ神社と云もあり、さて上には、手力男ノ神天ノ石門別ノ神と次第て擧たるに、此には、其ノ次第を反さまに出せるは、此は鎭リ坐ス社を註せる

だかならず、天ノ兒屋ノ命の后神か、はた御子神なるにぞ坐らむ、然るを天照大神なりと申すは、いと心得ぬことなり、】帳に大和ノ國添上ノ郡、春日ニ祭ル神四座、【並名神大、月次新嘗】是なり、【此ノ春日ノ社は、たゞ鹿島香取枚岡の神等を、此ノ地にて祭リ賜ふものにして、もと他社の例と異なり、神名帳に、春日ニ祭ルと、祭ノ字を加へて、社ノ字の無きなども、故あるべし、平野ニ祭ル神四社、などある例と似たり、さて此ノ春日ノ四座の位階は、文德實錄に、嘉祥三年九月、建御賀豆智ノ命伊波比主ノ命二柱に、正一位、天ノ兒屋根ノ命に、從一位、比賣神に、正四位上を授奉賜へる宣命あり、印本には、此處ニ一ひら脫簡たり、】〇中臣連、万葉十七の哥に、奈加等美と書り、名ノ義は中執臣なり、【登理の理を省けり、其例は、のりたまふをのたまふ、假字をかなと云たぐひにて、みな多かり、又臣の意を省くも、常なり、此をたゞ那加都意美の約まりたるとするは、わろし、又或人、孝德紀に、上臣下臣と云ことあれば、其に對へたる中臣なり、又大臣小臣に對へたる稱なり、など云るも、みな非なり、】其ノ由は、伊勢ノ齋内親王奉入時ノ宣命に、【祝詞式に見ゆ、】御杖代止進給布御命乎、大中臣、茂桙中取持弖、恐美恐美毛申給久止申、延喜六年大中臣本系に、按スルニ依テ天平寶字五年、撰ニ氏族志ヲ所之宣ニ勘ヘ造ル所ノ進ル本系帳ニ云、高天ノ原ニ初マテ而、皇神之御中、皇御孫ノ之御中執持、伊賀志桙不レ傾、本末ノ中良布留人、稱ニ之中臣一者、復ル舊ニ之由、惟ノ其ノ義也、康治ノ大嘗會ノ中臣壽詞に、【台記ノ別記に見ゆ、】本末不レ傾茂槍乃中執持弖、奉仕留中臣云々などある如く、祖神天ノ兒屋ノ命よりして、神と君との御中を執持て申す職なるよしなり、【茂桙云々と云るは、桙の柄の眞中を、首尾を傾けず、正しく平かに執リ持ツを以て、神と君との御中に立て、宜きさまに執リ持チ申すを譬へたるなり、舒明紀の詔に、亦大臣所遣群卿者、從來如嚴矛取中事而奏請人等也とあるも、中臣にはあらねど、事は同じ、これ古言と聞えたり、中を取ると云は、職員令、大納言ノ義解に、納ニ下ノ言ヲ於上ニ、宣ニ上ノ言ヲ於下ニ也、とあると、同じ心ばへにて、書の祝詞などを申すは、君の御言を神に納るなり、太占の卜事を掌るは、神の御言を君に宣申すなり、これみな中臣の職に

と云物ノ如くにて、正しく姓にも非りけむ故に、なほ中臣ノ朝臣とも云しなるべし、若然らずば、天武天皇の御世、朝臣ノ加婆禰を賜ふ處に、かならず藤原ともあるべきことなるに、たゞ中臣ノ連とのみありて、別に藤原は見えず、然るを其時より後は、藤原ノ朝臣とも云るを以て見れば、なほ中臣ノ朝臣にて、藤原は別號の如くなりしと聞ゆ、】姓氏錄【左京皇別】に、藤原ノ朝臣、出ㇾ自二津速魂ノ命ノ三世ノ孫、天ノ兒屋根ノ命一也、二十三世ノ孫、内大臣大織冠中臣ノ連鎌子、【古記曰、鎌足、】天命開別ノ天皇【謚天智】八年、賜二藤原ノ氏一、男正一位贈太政大臣不比等、天渟中原瀛眞人ノ天皇【謚天武】十三年、賜二朝臣ノ姓一と見え、【或人ノ云、鎌子はカマスと訓べし、魚ノ名なりと云るは、いみしきひがことなり、近きころに、かくさまのあぢらしきことを云出て、學者の耳をおどろかすたぐひ多し、ゆめまどはさるゝことなかれ、】さて天武天皇ノ御世に、朝臣のかばねを賜へるは、中臣ノ連なれば、不比等公も、正しき姓はなほ中臣なりけむ、然るに、】續紀、文武天皇二年八月ノ詔に、藤原ノ朝臣所ㇾ賜之姓、宜ㇾ令三其ノ子不比等承二之、但意美麻呂等者、縁ㇾ供二神事一、宜ㇾ復二舊姓一焉、【舊姓とは、中臣をいふ、宜復舊姓とあるによれば、此ノほどは、既に藤原とのみ云て、中臣とは云ざりしなるべし、】神護景雲三年六月ノ詔に、因二神語一有ㇾ言二大中臣一、而中臣ノ朝臣清麻呂、兩度任二神祇ノ官一、供奉無ㇾ失、是ヲ以賜二姓ヲ大中臣ノ朝臣一と見えたり、【此レに神語とあるは、大祓ノ詞なり、其レに中臣を大中臣と云る所以は、傳の此の詞考に見えたるが如し、】是レより此ノ人の子孫は、大中臣ノ朝臣なり、此ノ餘此ノ姓より支別て、中臣ノ某と云姓多し、姓氏錄に見えたり、【又天ノ兒屋ノ命の子孫の外にも、中臣ノ某と云姓の、これかれ見えたるは、いかなる由にか、知らず、】○布刀玉ノ命、書紀に、忌部ノ遠祖太玉ノ命、また忌部ノ首ノ遠祖太玉ノ命、【何ノ神の子と云こと見えず、】古語拾遺に、高皇產靈ノ神の御子、天ノ忍日ノ命の弟にて、天ノ太玉ノ命【齋部ノ宿禰ノ祖也、】と見ゆ、神名帳に、大和ノ國高市ノ郡、太玉ノ命ノ神社四座、【並大、月次新嘗、】とある、【三代實錄に、貞觀元年正月、從五位上を授奉賜へり、此ノ社の坐ス村を、今は忌部村

と云、】又古語拾遺に、阿波ノ忌部ノ所居、便名ニ安房ノ郡ト、今ノ安房ノ國是也、天富ノ命即於ニ其ノ地ニ立ツ太玉ノ命ノ社ヲ、今謂フ之ヲ安房ノ社ト、とあり、【天富ノ命は太玉ノ命の孫と、同書に見ゆ、】此は帳に、安房ノ國安房ノ郡安房ニ坐ス神社、【名神大、月次新嘗、】これなり、【續後記に、承和三年七月、安房ノ國无位安房ノ大神ニ、奉レ授ニ從五位下ヲ、同九年十月、奉レ授ニ正五位下ヲ、文德實錄に、仁壽二年八月、特ニ加ニ從三位ヲ、三代實錄に、貞觀元年正月、奉レ授ニ正三位ヲとあり、今ノ世に、洲崎大明神と申ス是なり、】また后神天比理刀咩ノ命ノ神社、【大、これも同位階を授奉り賜へり、】○忌部首は、伊美豫倍能意比登と訓べし、【和名抄に、阿波ノ國麻殖ノ郡の忌部は、伊無倍とあれども、そはやゝ後の音便のまゝに書るものにて、正しからず、必ズ伊美倍と書て、口には、インミと聞ゆる如く讀むとも、音便なれば、さもあるべし、凡て忌職と云たぐひ、皆此ノ格なり、神を加牟と云こは、異なり、】こは諸ノ忌部を率て、其ノ長なる由の姓なり【自の職を以て名くるには非ず、かの中臣氏などの、即チ其職を以て名くるとは、異なり、】古語拾遺に、太玉ノ命所ノ率ル神ノ名ヲ、曰フ天ノ日鷲ノ命、【阿波ノ國ノ忌部ノ祖也、】手置帆負ノ命、【讃岐ノ國ノ忌部ノ祖也、】彦狹知ノ命、【紀伊ノ國ノ忌部ノ祖也、】櫛明玉ノ命、【出雲ノ國ノ玉作ノ祖也、】天ノ目一箇ノ命ト、【筑紫伊勢兩國ノ忌部ノ祖也、】また令ム太玉ノ命ヲシテ、率テ諸部ノ神ヲ、造ラシム和幣ヲ云々、また宜ク太玉ノ命率テ諸部ノ神ヲ、供ヘ奉ル其ノ職ニ、如シ天上ノ儀ノ、また仍テ令ム天富ノ命ヲシテ、【太玉ノ命ノ之孫、】率テ手置帆負彦狹知二神ノ之孫ヲ、以テ齋斧齋鉏ヲ、始テ採テ山ノ材ヲ、構ク正殿ヲ云々、採ル材ヲ齋部ノ所ノ居ル、謂フ之ヲ御木ト、造ル殿ヲ齋部ノ所ノ居ル、謂フ之ヲ麁香ト、また又令ム天富ノ命ヲシテ、率テ齋部諸氏ヲ作ラ種々ノ神寶、鏡玉矛盾木綿麻等ヲ云々、また天富ノ命率テ諸ノ齋部ヲ、捧ケ持テ天ノ璽ノ鏡劍ヲ、奉ル安ニ置ク正殿ニ云々、また又令ム天富ノ命ヲシテ、率テ供作ル諸氏ヲ、造リ作ル大幣ヲなどあるを以テ知ルべし、もと忌部とは、神を祭る種々の物を造り、又さらでも、凡て齋潔まはりて、事を爲す職を云フ名にて、【かの採ル材ノ齋部、造ル殿齋部の類、】齋部諸氏とあるも、諸氏の齋部なり、かくて同書に、宮ノ内ニ立テ藏ヲ、號ケテ齋藏ト、令ム齋部氏ヲシテ永ク任セ其ノ職ニと云、其ノ次にも齋部氏と云るは、布刀玉ノ命の末、忌部ノ

首なるとなり、又云、至於小治田ノ朝、太玉之胤不絶、但帶天恩、廢ヲ繼絶、纂供其ノ職、至于難波ノ長柄ノ豐前ノ朝、白鳳四年、以小華下諱ハ齋部ノ首作賀斯ヲ、拜神官頭【今ノ神祇伯也、】云々、作賀斯之胤、不能纂其ノ職、陵遲衰微、以至今と云り、【白鳳は、白雉なるべし、】今は此ノ氏の衰へを歎きたること、彼書を見べし、さて書紀に、天武天皇九年正月丁丑朔甲申、忌部ノ首子首、賜姓ヲ曰連、則與弟色弗共悅拜、【今ノ本には、子首の子ノ字脱たり、上文に子人とあること、同人なり、子首と書るをも、古毘登と訓べし、首の音は古の韻にあらぬ故に、首者かれたるなり、同天武紀に、大三輪ノ眞上田ノ子人と云人をも、文武紀には、兒首と書れたり、此も同じ、續紀二に、忌部ノ宿禰色布知卒、】同十三年十二月朔、忌部ノ連ニ賜姓ヲ曰宿禰、【古語拾遺ニ云、至于淨御原ノ朝ニ改天下ノ万姓ヲ而分爲八等、唯序當年之勞ヲ、不本天降之績ヲ、其二ヲ曰朝臣、以賜中臣氏ニ、命以大刀ヲ、其三ヲ曰宿禰、以賜齋部氏ニ、命以小刀ヲと云るも、中臣忌部と、古代より相並ひたるに、忌部の一等貶されたるを、歎きたるなり、】延暦廿二年三月乙丑、右京人正六位上忌部ノ宿禰濱成等、改忌部ヲ爲齋部、【此はたゞ字を改めたるなり、凡て古へは、諸名共に、文字は心に置ずて、いかにも書るを、此ころは、既に其もそれも定まれるなり、】姓氏錄に、【右京神別】齋部ノ宿禰ハ高皇産靈ノ尊ノ子、天ノ太玉ノ命之後也とあり、續紀二、天平寶字三年十一月丙寅、外從五位下忌部ノ首黒麻呂等若干人、賜姓ヲ連、忌部ノ首[illegible]呂等若干人、賜姓ヲ造、【これらは同姓なれど、いまだ連にも宿禰にもならでありし族なり、】又神護景雲二年七月乙酉、阿波ノ國麻殖ノ郡人、外從七位下忌部ノ連方麻呂、從五位上忌部ノ連須美等十一人、賜姓ヲ宿禰、大初位下忌部ノ越麻呂等十四人、賜姓ヲ連、【阿波ノ國麻殖ノ郡に、忌部の由緣あること、古語拾遺に委く見ゆ、】三代實錄に、貞觀十一年十月廿九日、[illegible]氏ノ大右正六位上忌部ノ宿禰高善、改忌部ヲ爲齋部、其先出自高御魂ノ命也、【改忌部の三字、今ノ本には脱たり、古本にあり、】神名帳に、阿波ノ國麻殖ノ郡、忌部ノ神社、【名神、大、月次新嘗、或ハ號[illegible]、或ハ號天ノ日鷲ノ神、】これは、[illegible]に、

天日鷲ノ神社と見ゆ、】和名抄に、阿波ノ國麻殖ノ郡忌部ノ【伊無倍】郷あると見ゆ。首は、上【傳九の四十七葉】に委く云る如く、大人の意にて、姓の下に附るは、加婆泥にて、其ノ部の長を云、續紀、寶龜元年九月の令旨に、以レ去ル天平寶字九歳、改二首史姓一並爲二毗登一、彼ト此薄ク分、氏族混雜、於レ事不レ穩、宜レ從二本ノ字一とあるは、首を、毗登とせられしことあり、暫ありしなり、○天宇受賣命、書紀に、猨女君ノ遠祖、天ノ鈿女命とあり、○猨女君の事は、次ノ卷【傳十六の四葉より】に云べし、○伊斯許理度賣命の事、上石屋戸ノ段に云り、○鏡作連、書紀に、天武天皇十二年十月乙卯朔己未、鏡作造ニ賜レ姓ヲ曰レ連ト、とあれば、此につきて、疑はしきことあり、凡て此ノ記の諸姓を記せるは、當時の加婆泥にはかゝはらず、皆上代の隨に記せるに、【此にも中臣ノ連忌部ノ首ト連なきも然なり、】此ノ鏡作氏を、連と記せるは、如何ぞや、若はもと造とありけむを、後に連ノ字に書誤れるにや、【中臣ノ連などの例を見て、妄にさかしらに、改めしにもあらむ、】書紀ノ神代ノ卷、古語拾遺などには、たゞ鏡作、また鏡作部とのみ有て、加婆泥を擧たること、餘には見えず、さて此ノ氏の事、古語拾遺に、磯城瑞垣ノ朝ノ段に、更ニ令下二齋部氏一、率二石凝姥神ノ裔、天ノ目一箇神ノ裔ノ二氏一、更ニ鑄レ鏡造上レ劍ヲ、とあるのみ、是レにも唯其ノ裔とのみ云て、姓をも其ノ人の名をも擧ず、又同書に、神祇官ノ神部可キ有ル中臣齋部猨女鏡作玉作盾作神服倭文麻續等ノ氏一、而ルヲ今唯有二中臣齋部等ノ二三氏一、自餘ノ諸氏ハ、不レ預二考選一、神ノ裔亡散シテ、其ノ葉將レ絶ナントと云ひ、世々の史にも、此ノ氏人見えたることなきを思へば、甚く衰へたるなめり、さて姓氏録にも載ざれば、そのかみ早く畿内には、此ノ氏絶たりしにや、【いとも畏き大御神ノ御靈實をしも造リ奉りし神の子孫の、いと／＼絶けむことは、】甚莫きわざなりかし、和名抄に、大和ノ國城下ノ郡鏡作ノ加々美都久利、【加々の下に、美ノ字脱たるか、但しもとより美を省きて云るか、】式に、同郡鏡作ニ坐ス天照御魂ノ神社、【大、月次新嘗】鏡作伊多ノ神社、鏡作麻氣ノ神社、【或説に、伊多ノ神社は、石凝姥、麻氣ノ神社は、天ノ糠戸を祭ると云るは、古く傳へあることにや、】又抄に、伊豆ノ國田方ノ郡、鏡作ハ加々美都久里、○玉祖命、石屋戸ノ

【右京神別】忌玉作、高魂命ノ孫、天ノ明玉ノ命之後也、天津彦火ノ瓊々杵ノ尊、降リ幸シ、於葦原ノ中ツ國ニ時、與ニ五氏ノ神部
陪從皇孫ニ降リ來ル、是ノ時ニ造作玉璧ヲ以テ爲ニ神ノ幣ト、故ニ號ニ玉祖ノ連ト、亦號ニ玉作ノ連ト、【此ノ氏は、本は玉祖ノ連と同姓ながら、かの大荒木ノ命の子孫に非るが故に、本のまゝに玉作と云なるべし、此ノ外にも、續紀廿八に、玉作ノ金弓、卅一に、遠江ノ國城飼ノ郡ノ主帳、玉作部ノ廣公、など云人も見えたり、さて此レに、天ノ明玉ノ命とあるは、玉祖ノ命とは、別神の如くにも聞ゆれども、なほ同神なり、其由は、傳八の廿八葉に云り、又號ニ玉祖連ト亦號ニ玉作ノ連トと云るは、此ノ天ノ明玉ノ命の子孫の中に、後に玉祖ノ連と云フと、玉作ノ連と云フと、二色あるよしなり、玉祖ノ連を、亦玉作ノ連とも云と謂フにはあらず、】式に、河内ノ國高安ノ郡、玉祖ノ神社、和名抄に、同郡玉祖ノ【多末乃於也】郷、又式に、周防ノ國佐婆ノ郡、玉祖ノ神社二座、【三代實錄、貞觀九年三月十日、周防ノ國從四位下玉祖ノ神、授ク從三位ヲ、日本紀畧に、康保元年四月二日、授ク周防ノ國ニ坐ス正一位玉祖ノ神、從一位ヲ】抄に、同郡玉祖ノ【多万乃於也】郷あり、

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而離天之石位押分天之八重多那【此二字以音】雲而伊都能知和岐知和岐弖【自伊以下十字以音】於天浮橋宇岐士摩理蘇理多多斯弖【自宇以下十一字亦以音】天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣【自久以下六字以音】

故爾詔、この詔ノ字いかゞ、上に既に、科ニ詔ニ日子番能邇々藝ノ命ニ云々とありて、其下の趣を見るに、此處は此ノ詔ノ字と、命の下の而ノ字と、無くて宜きなり、【上にも云る如く、凡て此ノ御天降ノ段は、一事づゝ分ツて、別に記せる如くにて、

に、棚雲利雪者寄來奴、【又登能具毛流とも多くよめる、多那と登能と通ふ音にて同じ、多那毘久を、輕引とも書、又かの薄靡の字などに依て、登能具毛流を、薄く曇ること〻心得るは、誤なり、薄曇りて、雨雪は零るものに非ず、】などある棚と同じ、【棚と書るは、もとより借字なるが、此ノ棚と云物も、雲霧などの、空に覆へると同じさまにて、空に構ふる故に名けたるなれば、本は同意なり、】○伊都能知和岐知和岐弖、【舊印本又一本などに、知和岐の三字脫たり、今は眞福寺本延佳本に依れり、但し眞福寺本は、下の岐ノ字を脫せり、師ノ云、彌ノ字も脫たるべきを、延佳も、知和岐ノ三字のみ補ひて、彌を脫せりと云れつれど、眞福寺本にも、彌ノ字は無し、如此重ぬる詞の例、中間に彌てふ辭無くても云り、書紀に、神覩覩之、此ニ云二加武保佐根保佐根々一などあるがごとし、】伊都の事は、上【傳七の卅八葉】に云り、都は清音なるここも、彼處に云るが如し、知和岐は、書紀に、道別とか、わけたる如く、道を排行なり、【上なるは雄誥、下なるは排言なり、さて大祓ノ詞などに、天之八重雲乎とあるに依らば、即チ雲を分るなれども、此は、雲ノ字の下に、而ノ字もあれば、雲を分るを云には非ず、雲のみならず、何物によれ、凡て分け通るを云なり、】書紀に、稜威之道別道別而、大祓ノ詞に、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖、天降依左志奉支、【遷却祟神祝詞にもかくあり、】また天津祝詞、天磐門乎押披弖、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖所聞食武、ともあり、○註ノ十字以音とある、十ノ字、舊印本などに、七と作るは、誤なり、【こは知和岐ノ三字の落たる本に就て、さかしらに改めしなるべし、】今は眞福寺本延佳本に依れり、○天ノ浮橋、上に出たり、續後紀、興福寺ノ僧等が長哥に、高天原爾、日宮濃、聖之御子伊、瓠高、天能梯建、踐歩天、天降利坐志々とよめり、○宇岐士摩理、蘇理多々斯弖、此ノ言甚心得難し、まづ此ノ處、書紀には、天ノ降於日向襲之高千穗ノ峯一矣、既而皇孫遊行之状也者、則自二槵日二上天ノ浮橋一、立二於浮渚在平處一【立於浮渚在平處、此ニ云羽企爾磨梨陀毘羅而陀々志一】而、膂宍之空國、自二頓丘一覓國行去【こは高千穗ノ峯に先ヅ降リ着坐て、然て都とし賜ふべき地

を、覓め遊行せ賜ふ狀を云るにて、槵日二上は、高千穗と別なりと聞え、天ノ浮橋は、其ノ二上より下る道のごと聞ゆ、そは天上より上下ふ橋に進ヘて、高山より平地に下る道をも、天ノ浮橋と云るか、此ノ事なほ次に論へり、さて其ノ浮橋より下りて、浮渚のある、平なる處に立チ賜ふなり、さて膂宍云々は、頓丘より、膂宍の空國を行去て、國を覓給ふと云ことなり、空國チと訓べし、然らざれば、聞えぬ文なり、其ノあたり浮渚なる故に、小高き頓丘を傳ひて、空國の內を、行去通たまふなり、膂宍ノ空國とは、其ノあたりの總てのさまを云るなり、】一書に、降到ル於日向ノ槵日高千穗之峯、而膂宍胸副國自リ頓丘覓國行去、立於浮渚在平地、乃云々、【胸は借字にて、空の意なり、副ノ事は下に云、】一書に、到於日向ノ襲之高千穗、槵日二上ノ峯ノ天ノ浮橋ニ、而立於浮渚在之平地ニ云々、などあり、此らと相照して考ルに、此ノ記と彼ノ紀と、異なることも多くして、互に疑はしきこともあり、まづ天ノ浮橋は、天上より往來ふ道の橋なるを、書紀には、自リ二上ノ天ノ浮橋ニとあるは、心得ず、【此ノ記の趣は聞えたり、】次に今ノ世に高千穗山と霧島山と、別にあるを以思へば、此ノ記に、高千穗之久士布流多氣と、一ツの山に云ることも疑はし、【此ノ事は、なほ下に委く云り、】書紀は何れの傳へも、高千穗と槵日二上とを、二ツの山と見ても、聞ゆるなり、】次に宇岐士摩理云々、宇岐士摩理は、書紀の浮渚在と同じければ、【彼ノ訓注の、摩理の摩ノ字は、ジと讀ムべし、此ノ記の士に當れり、ニマリと讀ムは非なり、書紀の假字は、漢音をもち多く用ひたる例なり、】浮洲行と聞えたるに、蘇理と云ることと、かの平處とさらに似ずして、いかなることとも、解がたし、又於天ノ浮橋ニとある於も、此は聞えがたく、且ツ此ノ事、高千穗ノ峯に降リ着坐しより先にあること、天ノ浮橋ならず聞ゆ、【此ノ事、書紀には、二上ノ峯に降リ坐ての後にあるぞ、然るべく聞えたる、】又多々斯弖の下にも、何とかや、言足ラぬことゝちぞする、此ノわたり、脫も亂れもしたる言やあらむ、【師ノ本には、天ノ浮橋ヨリと訓て、蘇理の傍ラに、橇ノ字を注されたり、其ノ說は聞ざれども、橇は、史記ノ禹ノ本紀に、泥ニ行乘リ橇ニと見え、堀川院ノ後ノ百首に忠房、初御雪降にけらしなあらち山

其ノ一つは、今も高千穂ノ嶽と云て、かの風土記に見えたる、臼杵ノ郡なる是なり、和名抄にも、日向ノ國臼杵ノ郡智保ノ郷あり、續後紀十三に、日向ノ國無位高智保ノ皇神、奉授從五位下、【この日向ノ國三字、印本には誤りて、皇神の下にあり、今は古本に依て引り、】三代實錄一に、授日向ノ國從五位上高智保ノ神、從四位上と見ゆ、【又和名抄に、肥後ノ國阿蘇ノ郡にも、知保ノ郷あれば、日向の智保と、つゞきたる地にて、一つか、はた別なるか、知らず、】かくて此ノ山は、日向ノ國の北の極にて、豐後ノ國の堺に近し、【肥後の宇土八代などより、日向の延岡に通ふ道の、北ノ方にあり、】其ノあたりを今も、高千穂ノ莊と云とぞ、【これ智保ノ郷なるべし、今ノ世延岡ノ城主ノ領內にて、其處に近し、延岡は、舊名縣と云し處なり、】今一つは、諸縣ノ郡にありて、霧島山と云、神名式に、日向ノ國諸縣ノ郡、霧島ノ神社、續後紀六に、日向ノ國諸縣ノ郡霧島ノ岑ノ神、預官社、三代實錄一に、授日向ノ國從五位上霧島ノ神從四位下とあり、此ノ山は、日向ノ國の南の極にて、大隅ノ國の堺なり、【神代紀に、二上とあるごとく、】東西と分れて、峯二つあり、【山ノ下に、東霧島西霧島と云村もあり、】西なる峯は、大隅ノ國に屬り、續紀に、延曆七年七月己酉、太宰府言、去三月四日戌ノ時、當大隅ノ國贈於郡曾乃峯ノ上、火炎大熾、響如雷ノ動、及亥ノ時、火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙、峯ノ下五六里、沙石委積、可二尺、其ノ色黑焉とあるは、此ノ山のことなるべし、書紀に襲之高千穂ノ峯ともあれば也、【そもそも此ノ山の事、委く聞に、霧山とも霧島山とも云て、東なる峯は、日向ノ國諸縣ノ郡、西なるは、大隅ノ國曾於ノ郡なり、東なる峯、殊に高くして、鉾ノ峯といふ、頂に神代の逆矛とてたてり、詣ル者これを拜む、語り傳へて云く、伊邪那岐伊邪那美ノ命、天ノ浮橋の上より、霧の海を見下し賜ふに、島の如く見ゆる物あるを、天ノ沼矛を以て、かきさぐり、其處に天降り賜ひて、其矛を、逆樣に下し給へるなり、霧島山と云も、此ノ山なり、と云なるは、此ノ邇々藝ノ命の御古事を、彼ノ二柱ノ神の御事に混へて、傳へひがめたるなるべし、かくて西なる峯は、やゝ卑し、頂よりやゝ下、のぼる道の傍なる谷には、常に火燃あがる、さるゆゑに、火氣峯と云、日

万葉三ノ巻に、大伴之、名負靱帯而、【名負靱の事、姓氏録に見え□、下に引り、考へ合すべし、又書紀ノ孝徳ノ巻、踐祚ノ處に、大伴ノ連長徳、帯テ金ノ靱ヲ立ツ於壇ノ右ニ云々、】七ノ巻に、靱懸流、伴雄廣伎、大伴御、など有リて、靱は、殊に大伴久米に由縁あるなり、【故レ大刀弓矢よりも先キに、まづ此ノ物をいへり、】又九ノ巻に、白檀弓、靱取負而、廿ノ巻に、麻須良男能、由伎等里於比弖などあり、○頭椎之大刀は、白檮原ノ宮ノ段の哥に、久夫都々伊とある、是なり、【椎を延へて、都々伊と哥へるなり、】書紀に、頭槌、此ヲ云ニ箇歩豆智ト、また神武ノ卷に、頭椎劔、神功ノ卷の哥に、句夫菟智などあり、さて輕島ノ宮ノ段ノ御哥に、加夫都久麻比とあるは、頭衝眞日にて、是レ頭を加夫と云る例なり、【頭を振を、俗に加夫理布流と云もこれなり、】其を久夫とも通はし云るなり、さて此ノ大刀は、書紀ノ私記に、頭槌劔ノ名、其ノ頭曲リといひ、纂疏に、頭槌者、劔ノ首如シ槌ノ也、今俗ノ人所レ帶ル之劔、有リ此ノ形ナル也、とあるが如し、【□の、頭右にて、槌の形に似たるを、大和ノ國の三輪山のあたりの土ノ中より、掘出たりと云を見たりと、谷川氏云りき、】○取佩、万葉五ノ巻に、都流岐多智、許志爾刀利波枳、佐都由美乎、多爾伎利物知提、十九ノ巻に、劔刀、許思爾等理波伎、などあり、○天之波士弓、天之眞鹿兒矢は、共に上に出ツ、【傳十三の十九葉、卅三葉、卅四葉、】○取持、万葉十九ノ巻に、手束弓、手爾取持而、○手挾、同六ノ巻に、得物矢手挾、十六ノ巻に、比米加夫良、八多婆左彌、廿ノ巻に、伊乎佐太波佐美などあり、書紀ニ云、于時大伴ノ連ノ遠祖天ノ忍日ノ命、帥テ來目部ノ遠祖天ノ槵津大來目ヲ背ニ負ヒ天ノ磐靫ヲ、臂ニ著ケ稜威高鞆ヲ、手ニ捉リ天ノ梔弓天ノ羽々矢ヲ、及副ヘ持ツ八目鳴鏑ヲ、又帯テ頭槌劔ヲ、而立ツ天孫之前ニ、遊行降來、万葉十八ノ巻に、大伴等、佐伯氏者、云々、梓弓、手爾等里母知弖、劔大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利爾、大王能、三門乃麻毛利、云々、廿ノ巻に、比左加多能、安麻能刀比良伎、多加知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍弖、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多弖、由伎登利於保世、山河乎伊波禰左久美弖、布美等保利、

長谷連、右大臣たり、【其子御行卿は、大納言にて、大寶元年正月に薨られて、右大臣を贈り給へり、是レ贈官の始なり、】
天武天皇十三年、十二月戊寅朔己卯、大伴ノ連佐伯ノ連、賜ヘ姓ヲ曰フ宿禰ト、姓氏錄に、【左京神別】大伴ノ宿禰、高皇產靈ノ尊ノ
五世ノ孫、天ノ押日ノ命ノ之後也、初メ天孫彥火ノ瓊々杵ノ尊ノ天降リマシヽ之時、天ノ押日ノ命大來目部、立テヽ於御前ニ、降ル于日向ノ高千穗ノ峯ニ、
然シテ後以テ大來目部ヲ、爲ス天ノ靫負部ト、天ノ靫負ノ之號、起ル於此ニ也、雄略天皇ノ御世、以テ入部靫負ヲ、賜フ大連公ニ、奏シテ曰ク、衞ル門ノ開キ闔ツル
之務、於テ職ニ己重シ、若シ有ラバ一身、難ク堪ヘ、望クハ與ニ愚兒語ト、相伴ヒテ奉ン衞ル左右ヲ、勅シテ依テ奏ニ、是レ大伴佐伯ノ二氏、掌ル左右ノ開闔ノ之緣也、
【此ノ文、大來目部の上に闕字ありて、又天ノ靫負には、大來目部を云ふ如く聞ゆるを、雄略ノ御世に至りて、此ノ號を、大伴ノ大
連には賜へるなり、然れば上に久米氏の事を、此ノ記に依て、已に云る如く、疑ひなし、さて後に近衞府衞門府兵衞府を
其に、由介比乃都加佐と云る、此ノ天ノ靫負より出たるなり、さて大連公とは、室屋ノ大連公を云なり、書紀景行ノ卷に、日
本武ノ尊ノ從者、甲斐ノ國ノ酒折ノ宮ニ以テ靫部ヲ賜フ大伴ノ連之遠祖武日ニとあるは、靫ノ部の始とおぼえたるなるべし、愚兒語とは、雄略紀に、大
伴ノ談ノ連とありて、讒莊ニ語比利とある人なり、此氏人衞門ノ事は、江次第ノ御即位ノ儀に、門ニ章德門ノ衞門、伴佐
伯、帶ビ劍ヲ著テ五位ノ禮服ヲ、率ヰ門部ヲ三人ヲ、自リ南門ニ入リ、會昌門ノ內ノ左右ニ相ヒ對シテ、次ニ伴佐伯、南門ノ下ノ壇ニ、對シテ北面シテ立テ、
次ニ令メ門部ヲシテ開門ヲ、還リ立テ本ノ座ニ、諸門皆同ジ、各々還ルと云々、又、兩氏開門云々、また大嘗會ノ儀に、伴佐伯ノ宿禰、開ク大嘗宮ノ南門ヲとあ
り、續紀に、文武天皇の大嘗には、大伴ノ宿禰手拍、榎井ノ朝臣倭麻呂竪ツ楯桙ヲと見ゆ、手拍は名なり、】大伴ノ大田ノ宿禰ノ條には、高魂ノ命ノ
六世ノ孫、天ノ押日ノ命之後也、又佐伯ノ宿禰、大伴ノ宿禰同祖、道ノ臣ノ命ノ七世ノ孫、室屋ノ大連公之後也、【佐伯は、室屋ノ
大連の時にわかれたる故に、其後也と云るなり、さて此ノ外に、姓氏錄に、大伴ノ連、榎本ノ連、神松ノ造、大伴ノ大田ノ宿禰、
佐伯ノ日奉ノ造、高志ノ連、高志ノ壬生ノ連、林ノ宿禰、家內ノ連、佐伯ノ首、大伴ノ山前ノ連、伸丸子、など云姓、皆大伴の支
別なり、又三代實錄五ノ二十七葉三十三葉に、大伴氏の事見えたり、考ヘ見べし、】類聚國史に、弘仁十四年四月壬子、改ニ

於、是詔之此地者向韓國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國。夕日之日照國也故此地甚吉地詔而於底津石根宮柱布斗斯理於高天原氷椽多迦斯理而坐也

於是詔之云々、此ノ處の文は、かならず於是詔之此地者向韓國眞來通笠沙之御前而、此地者朝日之云々、とありけむを、詔之此地者の五字、錯れて上に移り、旁ノ字脱、【但し是は書紀に依て、姑ク言ことるなり、其字は如何にもあるべし、】肉ノ字は、向に誤れるものなり、故ヶ今は其ノ如ク訓つ、【又は膂肉韓國眞來通、到坐笠沙之御前而、とありけむ、到坐ノ二字、脱たるにもあるべし、】其故は、書紀に、膂肉之空國、自頓丘覓國行去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、其地有リ一人自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、また一書に、膂肉ノ胸副國、自頓丘覓國行去、立於浮渚在平處、乃召國主事勝國勝長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、また一書に、膂肉ノ空國、自頓丘覓國行去、到於吾田ノ長屋ノ笠狹ノ御碕、時ニ彼處有リ一神、名ヲ曰事勝國勝長狹、故天孫問其神曰、國在耶、對曰在也、因曰隨勅奉矣、故天孫留住彼處、また到於吾田ノ笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉、名曰事勝國勝長狹、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣、などある文どもと、合せて思ふにも、文語のさまを思ふにも、眞來通笠沙之御前とこそ云べき、必地ノ語にして、詔ふ御言には非ずかし、○韓國は、韓は借字にて、【もし此を正字とするときは、此にかなはず、其故は、まづ書紀神代ノ上卷に、既に韓鄕之嶋の事見えたれば、此に其ノ國のことあるまじきには非れど

も、此ノ段の古事は、みな大隅薩摩日向の間のことにして、東南に向へる境なれば、向ノ韓國ニと云べき由なければなり、】空虚國の義にて、即チ書紀の空國なり、【凡て物の、内の空虚して、實の無きを、加良と云、殻なども其意なり、さて書紀の空國をば、昔よりムナクニと訓メれども、胸副國に、空ノ字をかゝずして、別に胸ノ字を書れたるを思へば、カラクニと訓べきにや、されどムナクニと訓ても、意は同じ、さて此處は、向ヒ空國ニと云ても、聞ゆるが如くなれども、なほ然にはあらで、向ノ字は、肉の誤なるべく、又膂に當る字の脱たることも、論なかるべし、】さて膂肉空虚國は、書紀ノ口決に、膂宍之空國、荒芒ノ地、仲哀紀ニ曰、熊襲國者、膂宍之空國也、膂ハ脊也、無肉以膂ヲ不毛之地といひ、纂疏に、空國ハ則不毛之地とあり、これらの意なり、神名帳に、大隅ノ國囎唹郡、韓國宇豆峯神社あり、【此ノ韓國も、此處なることと聞ゆ、】○笠沙之御前、【記中、地ノ名の字に、音と訓とを雜へ用ひたるは、他に往、[illegible]、何くれあれば、此ノ沙も、須那の切りたるにて、訓かとも思へど、なほ音なるべし、】名ノ義未タ考ヘ得ず、【若シは書紀に、此ノ處ノ國主に[illegible]おなる人ノ名、勝長狹の約りたるなどにや、勝長狹を切むれば、加多佐にて、多と佐と横に通ふ、】さて此ノ地は、【書紀ノ口決に、笠狹之碕は宮崎也と云るは、おしあてなるべし、又今ノ世日向ノ國那珂ノ郡に、日の御崎と云處あり、これ笠沙の崎なりと云も、おぼつかなし、】書紀に、吾田長屋笠狹之碕とも、吾田笠狹之御碕ともあり、吾田は、薩摩ノ國阿多郡阿多なり、【神代の三ノ御陵も、大隅薩摩にあり、】又長屋之竹嶋ともあるを、竹嶋も、續紀に、薩摩國之竹嶋之門、とあるに依るに、【今も、薩摩ノ川邊ノ郡に、竹島と云處ありと云り、】長屋も、薩摩なることしるければ、笠沙も、彼國なるべし、【薩摩ノ國人の云、今ノ木國の阿多ノ郡に、加世田之御崎と云處あり、これ笠沙之御崎なり、其處に接きて、宮崎と云處もあり、京之原と云處もあり、さて其ノあたりに、野間權現と云社あり、木ノ花ノ開耶姫、邇々藝ノ尊、彦火々出見ノ尊、火明ノ命を祭る、又三柱の皇子御誕生の跡ありて、三皇子を祭りて、竹屋明神と云と云り、】○眞來通、眞來は借字にて、書紀に、直指此、

さす地を賞するなるべし、【又朝日夕日共に賞する中に、殊に朝日のさす地を賞することは、右に引る祝詞に、夕日乃日隱處とも云て、夕日にはかゝはらぬこともあるを以て知べし、万葉十六なる、夕附日云々は、夕日のさす地なるに就て、賛たるなり、】○故此地の下に、曾と云辭を附て、加禮許々曾と訓べし、○甚吉、甚ノ字、一本に者とあり、其も聞えはしたれども、今は眞福寺本延佳本に、甚とあるが勝れるに依れり、【舊印本又一本などに、其と作るは誤なり、】○於底津石根云々、これ此ノ國にして、皇大宮の始なり、下文又白檮原ノ朝ノ段の首などに、高千穂ノ宮とあるは、即チ此ノ宮のことにやあらむ、なほ其事は、彼處に委く云べし、【傳十七の八十一葉】

おひつぎの考

八尺勾璁

横井ノ千秋ノ勾玉ノ考ニ云、吾師の考へに、八尺ノ勾玉は、八は彌なり、尺は佐明なり、佐は眞と通へる言なり、されば彌眞明の勾玉と云ことなり云々、此ノ説によりて、八尺の意は、甚明らかなり、さて此ノ説にすがりて、なほ思ふに、勾玉といふ名も、形の曲れるを以ていふには非ず、勾曲などは、例の借字にて、麻賀と云は、古事記ノ帶中ノ日子ノ天皇ノ段に、目之炎耀種々珍寶云々、書紀ノ同卷に、眼炎之金銀彩色云々、など見えたる、目炎耀にて、目輝なるを、約めて麻賀とは云なり、眼かゞやくとは、物語書などに、目もあやなりといひ、俗言に、まばゆきかゞやきなど云に同じ、されば、八尺勾玉とは、彌眞明之目輝玉と云ことにて、玉の世にすぐれて、明朗に玲瓏り、美麗きよしの名なり、垂仁紀に、瑞鹿々赤石玉と云あり、万葉ノ哥に、加我欲布珠、などもよめり、これらを以ても、玉に赫と云ことの、由あるを知ルべし、然るを昔より、此ノ意を得たる人なくして、たゞ玉の形の曲りたるに依れる名とのみ心得來れるは、非なり、今ノ

世に、土ノ中より掘出などして、多くある、曲玉と云物は、其ノ形の、いさゝか曲れるを以て、此レを上代の曲玉と云し物ぞと心得て、みだりに曲玉と呼なれども、其ノ今在ルは、うるはしき美き玉に非ず、土ノ中などより出る、多くあれば、古ヘ多に有し物と見えて、殊に精美にふとみたる物とは見えず、古への曲玉と云しは、世に稀にして、すぐれて麗しき玉にこそありけれ、今云フ曲玉の如く、多に有し物には非ず、たとひ其ノ形は、今ある如く、いさゝか曲りたりし物にもあれ、其ノ形に依て、曲玉と云しには非ずと知べし、形の曲りたらむは、何のめでたきことかあらむ、然るを書紀の仲哀ノ巻に、筑紫ノ伊覩縣主ノ祖五十迹手、聞ニ天皇之行ヲ、拔ニ取五百枝賢木ヲ、立ニ于船之舳艫ニ、上枝ニ掛ニ八尺瓊ヲ、中枝ニ掛ニ白銅鏡ヲ、下枝ニ掛ニ十握劒ヲ、參ニ迎于穴門引島ニ而獻之、因以奏言、臣敢所ニ以獻ニ是物ヲ者、天皇如ニ八尺瓊之勾ニ、以曲妙ニ御宇ト云々とあるは、もはら瓊の形の曲れるか云る如くに、文字の書ざまを見て、又訓もそれにつきて附たれども、ヤサカニノマガレルガゴトクと云へることは、さらに意得ず、もしく曲流るは、何の不吉ことにか、そいへ、妙にことにあたれる事に、いかでか然ばいはむ、されば是は、古き古文には、如ニ八尺之勾ニとかきたるので、その勾は、もとこの借字なるを、其ノ字につきて、とり合せて、曲妙と、漢文を作られたる物と見えたり、其ノ曲妙の字は、漢籍に、曲ニ成ニ萬物ニ不遺、また漢書ノ其ノ妙ニなどある、そのあるを以て、字面を飾られたるのみなれば、古ノ訓ニ束れる如く、二字を合せて、多倍衛と訓むより外なし、されば曲れることゝこの用は、さらになき物なり、すべて書紀は、からぶみの潤色によりて、皇國の古ノ意を失へること多しと云ふは、かゝる差あればぞかし、よくせずは、必ズ誤るべき物ぞ、かゝれば賢ノ詔言も、此ノ瓊の眼炎耀きて照るが如く、御德光を妙に施し賜ひて、天ノ下を所知看せと、申すなり、かく見るときは、其ノ下ノ文に、且如ニ白銅鏡ニ云々、乃提ニ是ノ十握劒ニ云々、とあるにも、義理よく貫きて聞ゆるなり、然るを師ノ翁の、出雲ノ國造ノ神賀詞の考に、白玉能水江玉乃行相爾云々、とある處に、此ノ仲哀紀の語を引て、此に行相と云、如ニ八尺瓊之勾ニと云

る、共に天ノ下をすべめぐらし知しめす謂へなり、と說れしは、あたらず、上に云如くなればなり、此ノ行相と云る意は、然る謂へにはあらず、師の後釋の說の如し、　宣長云、勾玉と云名、此ノ考へいと宜し、從ふべし、なほ此ノ考へ委き本書あり、

古事記傳十六之卷

本居宣長謹撰

神代十四之卷

故爾詔天宇受賣命、此立御前所仕奉。猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉。亦其神御名者、汝負仕奉。是以猿女君等、負其猿田毘古之男神名、而女呼猿女君之事是也。

此立ニ御前一云々、此は、彼と云むが如し、先に天降リ坐シし時の事を指なり、【中昔の物語書などにも、彼と云べきを、此と云ることもあり、】又此ノ時猿田毘古ノ大神ノ、大前に侍り坐スを、直に指シて詔ふとも云すべし、○猿田毘古ノ大神、書紀に、自名告賜ふ言にも、大神とあり、本より尋常ならぬ神にこそ坐シつらめ、○專とは、他神は得問ざりしを、此ノ宇受賣ノ命たゞ獨、よく問顯せる故なり、其ノ處にも、專汝云々とあり、○顯申とは、彼ノ大神の御名をも、又其ノ出居賜へる所以をも、問聞て顯せるを云、上に顯白其少名毘古那ノ神、所謂久延毘古云々、とあるに同じ、申は、云々と奏せるを云、【顯に附て云辭には非ず、】書紀に、天鈿女還詣報状とあるに當れり、○送奉、書紀には、猿田彦ノ大神云々、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致之矣、とあり、果如先期皇孫云々、其ノ猿田彦ノ神者、則到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上、則天鈿女ノ命、隨猿田彦ノ神之所乞、遂以侍送焉、とあり、いさゝか此ノ記とは傳への異なるな

り、さて此ノ記には、猿田毘古ノ神、何處ヘ往坐とも云ハずして、たゞ送リ奉シとあるは、其ノ本郷に還りたまふなるべし、【もし本ノ郷に還リ賜ふに非ずは、必ズ往坐ス處を云はでは、事足はず、】是レに依リて見れば、伊勢に初メより其ノ本ノ國なりけり、【伊勢の書どもにも、其ノ趣に云り、】かくて天ノ宇受賣ノ命の送りしは、書紀の趣は、かの御前に立て、天より降リ賜ふをりの如くに聞ゆれど、此ノ記の趣は、然にはあらず、猿田毘古ノ神は、先ヅ伊勢に降リ到リて、さて伊勢より、一度日向の宮に朝參して、【此ノ事は傳十五の三十五葉にも云り、】さて暇を賜はりて、日向より伊勢に歸り給ふ時の事と聞えたり、日向【書紀に、遂以侍送焉とあるをも日決などには、天孫降臨之後の事に云り、さもあるべし、】さて猿田毘古ノ神の、日向に參り賜ひしことは、此ノ記にも書紀にも見えざれども、若シ日向に參リ給へる事無からむには、既に天降坐て後に、宇受賣ノ命の送れるには、何處よりともなく、必ズ日向よりとこそ聞えたれ、其ノ神ノ御名者汝負、すべて名を取て云は、他人の名にまれ、物ノ名にまれ、取て己が名につくるを云、其名を負持ましとは、□仕奉とは、御朝に仕奉にて、【猿田毘古ノ神に仕奉ると心得るに、甚く違へり、】即チ後までである猿女の職これなり、さて是は、猿田毘古ノ神朝へ、かの御朝に侍て、仕奉り賜ふべきを、此ノ神は、幽契ありて、罷退て伊勢に坐スべきが故に、宇受賣ノ命此神の代として、其ノ御名を負持て、【近キ世に、身の代、を名代と云は、此ノ義によく當れり、】仕奉れと詔ふなり、【汝負テ其ノ神ノ御名ヲとは云ずして、其ノ神ノ御名者汝負、とある、語の勢に心を着て、よく味ふべし、其ノ神の代リには、汝仕奉れと詔ふ意、おのづから含めり、】【猿女君等、これは後の猿女ノ君氏の人等を指て云り、【男神の名を負てとは、猿田毘古ノ神の代リとして、其ノ御名を負る者は、男なるべきことなるに、然にはあらで、宇受賣ノ命よりして後までも、皆女にして其職に仕奉る故に、女にして、男の代を仕奉ると云意にて、男神とはことわれるなり、次に女とあると、相應せるにぞ、【師ノ說に、日本紀古語拾遺など、合せて考るに、男神ノ名とある男ノ字は、下の女ノ字の上に在りしが、錯れたるなり、と云れたるは、一わたりの

ことにて、なほ深く思はれざりしものなり、もしさもあらむには、男ノ字の上なる之ノ字も、いかゞなり、男神と云むとて

こそ、之ノ字をも置るなれ、】○女ノ呼ニ猨女ノ君ト、上の女ノ字、袁美那と訓べし、【或人には、書紀古語拾遺などに、男女皆

呼とあるに依て、袁美那と訓て、男も女もと云意としつれども、然にはあらずかし、】此は女にして、男神の名を負

て、仕奉る所由を云ル處なる故に、男には用なく、たゞ女を主として云り、猨と云は、男神の名なるを、女の負て、猨女と

呼なり、【然るを、男ノ字の脱たるかと思ふは、中々にあらず、】呼ノ字、例は伊布と訓れたり、【或人云は、からぶみ讀

あきたれば、】これも然ることなれども、なほ其ノことには、或夫と訓てもおぼゆ、さて此ノ處、書紀には、皇孫勅ニ天ノ

鈿女ノ命、汝宜以所顯神名為姓氏焉、因賜猨女君之號、故猨女君等、男女皆呼為君、此其縁也、【此は漢文

を傚はれたるにつきて、古意の主とある所を失へり、此ノ記と合せ見て辨ふべし、且此ノ文には、心得ぬ事どもあり、

まづ上には姓氏と云て、下には號と云る、姓氏と號とを違へり、それも、此時、いまだ姓氏と云ことあるべくもあらざ

れば、此ノ二字は、此にかなはず、たゞ號とあるぞ宜き、次に呼為君とあるも心得ず、其故は、此は猨田毘古ノ神の名を

取て、號とせられたれば、猨女と云こそ主なれ、君と云は、たゞ尊稱のみにて、こゝの由縁に關れることに非るを、こ

は主とある猨女をば略きて、たゞ君と呼ことを云るは、何の由ぞや、故思に、本は是も、呼為猨女君とありけむを、上

にも猨女君等とある故に、煩はしと思ひて、後ノ人のさかしらに、猨女ノ二字を削れるにこそあらめ、】古語拾遺にも、

天ノ鈿女ノ命者、是猨女ノ君ノ遠祖、以所顯神ノ名為氏姓、今彼ノ男女皆號為猨女ノ君、此ノ縁也とあり、【書紀にも此ノ書

にも、男女皆と云ることいかゞ、其故は、男女皆呼ことは、古ノ後の書より、いづれの方かは然ならむ、殊更に云べ

きことにもあらず、且其ノ號は、女に局れる事とおぼしくて、男に猨女ノ君と云ることは、諸の書に見えたることなし、故

思に、これ本は此ノ記の如く、女とのみありけむを、例の漢文のあやに、何の意もなく、ふと書けたる物にこそあらめ、

さるは男のみならず女をも云意にて、實は女を云むためにはあれども、かにかくに男を云るは、いまだうらなるのみなら

ず、事違ひてぞ聞ゆる、】さて書紀に依れば、此ノ號は、御ナ宇受賣ノ命に賜へる號にして、其を後々まで嗣々傳へたる物にし

て、上に天ノ宇受賣ノ命者、猨女ノ君等之祖、書紀に、猨女ノ君ノ遠祖天ノ鈿女ノ命、また猨女ノ上祖天ノ鈿女ノ命とあり、さて

かくあれば、猨女ノ君と云は、尋常の姓氏の如聞ゆれども、鏡作ノ連ノ祖伊斯許理度賣ノ命と、此ノ宇受賣ノ命とは、女神な

るに、子孫の氏のあらむこと疑はし、【天照大御神の、皇統の御祖神に坐すなどは、殊なる所由のましくて、殊に天下ノ

事なれば、例には申しがたし、同じき神代といへども、御天降の後は、萬の事やうやうに、人ノ代のさまに近ければ、此ノ

神たち、夫なくして子孫のあらむこと、いかゞ、若シくは夫神ありつれども、其ノ夫神は功なくして、此ノ婦神ぞ功ありて、皇

朝に仕奉り給ひ、後までも其家の職業は、世々女子の仕奉る氏なる故に、殊に此ノ神を以て、祖とはせるにやあらむ、ともい

ふべけれど、なほ然にはあらじ、】故レ思フにこれらは、尋常の姓の如く、必しも其ノ子孫にはあらざれども、此ノ職業を相

嗣て仕奉る女等を、猨女ノ君と號て、此ノ神を祖神とせるにやあらむ、書紀應神ノ卷に、百濟王貢ル縫衣工女ヲ曰フ眞毛津ト

是今ノ來目衣縫之始祖也とあるなども、同じ例にやあらむ、【又同卷に、工女兄媛を、筑紫の御使ノ君ノ祖とあるは、如何

にあらむ、しらず、】されば此ノ記書紀を始めて、世々の史どもに、猨女ノ君と云姓の人も、見えたることなく、天武天皇ノ

御世に、此ノ同ジ列の氏々【中臣忌部玉祖など】は、みな加婆泥を賜はれるに、其中にも見えず、又姓氏錄にも見えざるも、

然る故にやあらむ、【次に引く書どもに依れば、猨女ノ君氏とて、一氏ある如くなり、其はやゝ後には、世々女子が此ノ職

に供奉らしむる家の、おのづからに定まりて、例となれるを、其ノ家の女子を、猨女ノ君氏とは云るにこそ、古語拾遺に、神

武天皇の段などに云るは、氏ノ字は、後ノ世の稱に依て、書る文なるべし、凡て彼書には、後ノ世の稱に依て云る事、此ノ

類多し、】なほよく考ふべきことなり、さて猨女といふ號は、後まで大嘗會鎮魂祭などに見えたり、次に引く書どもの

如し、古語拾遺、神武天皇ノ段に、猨女ノ君氏、供神樂之事、類聚三代格、弘仁四年十月ノ太政官符に、應貢猨女事、右得從四位下行左中辨兼攝津守小野ノ朝臣野主等解偁、猨女ノ之興、國史詳焉、其後不絶、今猶見在、又猨女ノ養田、在近江ノ國和邇村、山城ノ國小野郷、今小野ノ臣和邇部ノ臣等、既非其氏、被供猨女、熟捜事緒、上件ノ兩氏、貪人利田、不顧恥辱、拙吏相容、無加督察也、亂神事於先代、穢氏族於後裔、積日經年、恐成舊貫、望請、令所司嚴加提搦、斷用非氏、然則祭禮無濫、家門得正、謹請官裁者、捜檢舊記、所陳有實、右大臣宣、奉勅、宜改正之者、仍兩氏ノ猨女從停止、定貢女、公氏ノ之女一人、進縫殿寮、隨闕即補、以爲恒例、【この小野ノ々主等の解文、類聚國史にも載れり、】西宮記に、猨女【依縫殿寮ノ解、內侍奏補之、】裏書に、貢猨女事、【弘仁四年十月廿八日、猨女ノ公氏之女一人貢縫殿寮、】延喜廿年十月十四日、昨倚侍者奏、縫殿寮申、以稗田ノ福貞子、請爲稗田ノ海子ノ死闕ノ替、云々、天暦九年正月廿五日、右大臣令奏、縫殿寮申、被給官符於大和近江ノ國ノ氏人、令定進猨女三人死闕ノ替云々、貞觀儀式、踐祚大嘗會卯ノ日ノ儀に、大臣一人、率中臣忌部御巫猨女前行、【大臣在中央、中臣忌部在左右、】延喜大嘗祭式に、大臣若大中納言一人、率中臣忌部【中臣在左、忌部在右、】御巫猨女、【左右】前行、【江次第にも見えたり、】平戸記に、仁治三年十一月十三日、今夜大嘗祭也云々、祭祀ノ之間、又多違例等云々、無猨女云々、希代ノ勝事也、】鎭魂祭儀式に、縫殿寮率猨女升、自東側ノ階就座、また御巫舞ひ、次諸ノ御巫猨女舞畢、【延喜式にも見ゆ、】縫殿寮式に、鎭魂ノ齋服【新嘗祭同用之、】云々、猨女四人ノ緑ノ袍四領、【緑ノ表帛ノ裏、別三丈、】綿八屯、【別二屯、】兩面ノ紕四條、【別長サ一尺五寸、廣サ五寸、】汗衫四領、【別三丈、】緑ノ裙四腰、【緑ノ表帛ノ裏、別三丈、】裙ノ腰ノ料ノ纈ノ帛四條、【別一丈五尺、】綿八屯、【別二屯、】下裙四腰、【帛別三丈、腰別一丈五尺、】袴四腰、【別三丈、】綿四屯、【別一屯、】纈ノ帶四條、【別長サ六尺、廣サ四寸五分、】細布ノ襲四條、【別一丈八尺、】緋ノ帔四條、【緋ノ表帛ノ裏、別一丈五尺、】細布ノ袜四両、【別三尺、】緑

祥圖南、【こゝ種々の服、儀式には、大嘗祭の處に見えたり、】○事是也とは、中卷ノ末に、此者論宇禮豆玖之言本者也、【師は是を、後ノ人の注なりと云れつれど、然らず、】と見え、又書紀に、多く云々之緣也、とあるも同意にて、其事の所由緒と云ことなり、【事の下に、本ノ字の脫たるにや、さらずとも、意は其意なり、】さて此處の文、上に是以と云て、是也と結めたれば、ことの云ひ直しかたき聞ゆ、【是以とあれば、故とは云ことと同く、輕く見べし、故は多く、たゞ語の首に輕く置る例なり、】

故其猨田毘古神、坐阿邪訶（此三字以音地名）時、為漁而、於比良夫貝（自比至夫以音）其手見咋合而、沈溺海鹽、故其沈居底之時名、謂底度久御魂（度久二字以音）其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂（自都下四字以音）其阿和佐久時名、謂阿和佐久御魂（自阿至久以音）

阿邪訶は、伊勢ノ國壹志ノ郡にあり、大神宮儀式帳に、次ニ壹志藤方ノ片樋ノ宮ニ坐マシキ、其在阿佐鹿惡神ノ平ケ、即使阿倍ノ大稻彦ノ命ヲ御卽ニ共ニ仕奉支、彼時壹志縣造等遠祖建呰子乎、汝國名何問賜ヒ支、白サク、宍往呰鹿國止白シ貝、卽チ神御田并神戸進支、【此ノ惡神の事、下に云べし、建呰子の呰ノ字、倭姬命ノ世記には、皆とあり、其一本には、此とも作り、呰鹿の呰は、字書に毀也と注せれば、緌の意に取て書るか、又靈異記に、呰ハアザケルとあり、此意か、又和名抄伊勢ノ國ノ郷ノ名の呰部は、安多とあり、參河ノ國にも、呰見てふ郷あれど、其には注なし、宍往と云る枕詞も、心得がたし、世記には、宍行阿佐賀ノ國とあり、宍は誤字にや、】神名帳に、壹志ノ郡大阿射賀神社、【彼是廿六右凡綱廿四】小

人に尋ね問はど、今も古への名の殘れる處も有るべきなり、さて今飯高ノ郡の海邊に、平生と書て、比良於と呼ノ村あり、壹志ノ郡の堺に近くして、阿坂村より一里半ばかり東なり、これ若しくは、古ヘは比良夫にて、此ノ貝の此の故事より出たる地名にはあらざるか、神鳳抄に、平生ノ御厨とある處なり】○海鹽は、【鹽は借字】齊明紀の御歌に、于之裒とあるに依て、然訓べし、下なる海水も同じ、【師はウナシホと訓れつれども、據なし、】○沈溺は、波煩麻と訓べし、さて此ノ神は、如此て是ノ時に幾坐しにや、然には非ずや、決めがたし、○底度久は、底著にて、底に沈着なり、下なる日子穗々手見ノ命の大御歌に、加毛度久とあるを、書紀には軻茂豆句【鴨著なり】とある、是も度久は著なる證なり、○都久多都は、師ノ說に、物の沈沒る時に、水の鳴ル音なりと云れき、藤原ノ實方ノ集に、物をだに岩間の水のつぶ〱と云ばや行む思ふ心の、【千五百番歌合、顯昭判ノ詞に、世俗の口ずさみの歌に、雨ふれば軒の玉水つぶ〱といはゞや物を心ゆくまで】万葉十八【十二】に、可治能於登乃、都波良都婆良爾、これも楫の水に觸て鳴ル音にて、都婆良は都夫に同じ、【其ノつぶるを、師は、かぢの音ばたに摩る、音なり、と云れつれども、然にはあらず、】今ノ世ノ言にも、物の水に沒り沈みて、泡夫理と云ことを云、これなり、【又多都とあるに就て思へば、音にはあらで、物の沈み沒る時に、水都煩の發るを云にて、水都煩は、万葉廿に見えたり、水ノ上に圓に浮ぶ泡なり、又宇治拾遺物語に、大柑子の實のやうに、つぶだちてふくれたり、これらも形を云り、然れども此處は、次に阿和佐久とあれば、形にしては、同じことの重なれば、なほ音なり、】多都とは、上るを云て、【煙のたつ、鳥のたつなど、みなのぼるを云、】底より音の鳴て上るなり、○時ノ下なる名ノ字、多くの本に貫きは、落たるなり、【前後の例に違へり、】今は一本に有ルに依れり、○阿和佐久は泡咲なり、佐久は、花の咲く同くて、泡の起出るを云ふ、師の說なり、浪の立つをも咲と云に同じ、書紀に、秀起浪穗、秀起此ヲ云二左岐陀豆屢一とあり、さて右の三ツの狀は、猿田毘古ノ神の御身の、底に沈着坐るに依て、海水の都々夫々と鳴ッて上りて、泡の起るなり、

【三ノ件の次序も如此し、】〇阿和佐久御魂、諸ノ本に阿和ノ二字無きは、後に脫たるなり、故レ今補へつ、【延佳は、沫ノ字を補て、據ニ舊事紀一補レ之と記せり、されど沫ノ字は宜しからず、上に阿和佐久とあれば、此も必ス其字なるべきこと、疑なし、舊事紀は、上をも沫佐久と作ればこそ、此も其字にてはあるなれ、】〇註の阿ノ字、諸ノ本に、佐と作るは、非なり、【もとは阿なりしを、本文の阿和ノ二字、脫てなきにつきて、佐の誤ならむと思ひて、後ノ人のさかしらに、佐に改めたる物なり、もとより佐久ノ二字ならむには、たゞに佐久ノ二字とこそ注すべけれ、凡て自ニ某字一至ニ某字ニと注するは、三字以上の時の例なるをや、二字を然注すべきことわりも、例もなきことなり、此レを以て、本文に脫たるも、必ス阿和二字にして、沫ノ字には非ることをも、互に相照して、さとるべし、】故レ今これをも、阿に改めつ、〇此ノ三ッの御魂は、此ノ時の事に就て、各分れたる、猨田毘古ノ神の御靈なり、【或ル伊勢人の説に、此ノ三ノ御魂は、猨田彥ノ神の、三人の妃を云るなり、凡て妻を御魂と云る例多しと云るは、さらに由なく、論ふにも足らぬ、ひがことなり、】神名帳に、伊勢ノ國壹志ノ郡、阿邪加神社三座、【並名神大とあり、續後紀に、承和二年十二月、奉レ授ニ伊勢ノ國阿邪賀ノ大神、從五位下一、此ノ神、坐ニ伊勢ノ國壹志ノ郡ニ、文德實錄に、嘉祥三年十月、授ニ伊勢ノ國阿邪賀ノ神ニ從五位上ヲ、齊衡二年正月、以ニ伊勢ノ國阿邪賀ノ神ヲ預ニ於名神ニ同月、加ニ從四位下ヲ三代實錄に、貞觀元年正月、奉レ授ニ伊勢ノ國阿邪加ノ神從四位上ヲ同八年十一月、伊勢ノ國阿邪加ノ神ニ授ニ從三位ヲ】これ此ノ三ッの御魂を齋祀れるなり、今ノ世阿邪河ノ神社、大阿坂村と小阿坂村と、二處にあり、【二方共に、俗に龍天ノ社と申すなり、】同じほどの森にて、共に古く見え、神殿も各三字あり、何方か古への本よりの御社ならむ、別まへがたし、【小阿坂村なる圓座藥師と云寺の緣起文に、小阿坂なる神社は、昔行基僧が勸請せるよし記せり、もし是實ならば、大阿坂なるや、本よりのなるべき、】さて此ノ阿邪河ノ神、上古に荒び坐しし事あり、倭姬ノ命ノ世記に、十八年己酉、遷ニ幸于阿佐加藤方片樋ノ宮ニ積レ年、歷ニ四箇年ニ奉レ齋、是ノ時爾阿佐加乃彌尾爾坐而、伊豆速布留神、百往

人者、五十人取死、卌人往人、廿人取死、如此伊豆速佐留時爾、倭比賣ノ命、於朝廷大若子乎進上而、彼神事乎申之者、種々大御手津物彼神進、屋波志志豆目、平奉止詔、遣下給支、于時其ノ神乎、阿佐加乃山嶺社作定而、其ノ神乎夜波志志都米上奉天、勞祀支、【初ノに歴二四箇年一奉レ齋とあるは、皇大御神の御事なり、】また一書ニ曰、天照大神、自美濃ノ國一廻リ到リ安濃藤方片樋宮ニ坐、于時安佐賀山有荒神云々、因レ茲倭姫ノ命、不レ入坐度會ノ郡宇遲村五十鈴ノ川上之宮ニ云々、即賜ニ種々ノ幣ヲ而、返遣大若子ノ命、祭ニ其ノ神ニ已保平、定ニ社ノ於安佐賀ニ以祭之矣、而後倭姫ノ命即得入坐、とある是なり、かの儀式帳に、惡神平とあるも、此ノ事なり、【阿邪加ノ神社は、正しく此ノ當代に坐ス神を祀れる社と聞えたれば、猨田毘古ノ神には非じか、とも云べけれども、荒びまし、神、即チ此の猨田毘古ノ神のみたまの御魂なるべし、二座に坐スも、必ス然思はる、さて猨田毘古ノ神の御魂ならむには、皇大御神の幸行の前途をしも、妨げ給はむこと、あるべくもあらじと、なほ疑ふ人もあらむか、其は凡人心なり、凡て神の御所爲は、測りがたき物なれば、さる理りあらじなどは、さだむべきにあらず、そもそも此ノ二ツの御魂ノ神、當時いまだ朝廷より祭り賜ふ事もなく、社などもはかばかしきもあらざりし故に、祟らして、諭し給ひしにぞありけむ、かの祟神天皇の御世に、大物主ノ神の祟りして、疫病のいみしく起し事など、思ヒ合すべし、大物主ノ神すら、皇京の御守リ神に坐スすら、疫病をおこし賜へれば、猨田毘古ノ神の御魂の、荒び賜ひけむこと、何か疑ふべき、〔或書に、多氣ノ郡神山ノ神社は、猿田彥ノ命なり、其ノ言取神と稱す、鈎取貝取に通ふ、と云て、此ノ段を引るは、あたらぬことなり、】

於是送猨田毘古神而還到。乃悉追聚鰭廣物鰭狹物以。問言汝者天神御子仕奉耶之時。諸魚皆仕奉白之中。海鼠不白爾天宇

受賣命謂海鼠云此口乎不答之口而以紐小刀拆其口、於今海鼠口拆也是以御世島之速贄獻之時給猨女君等也

於是の下に、天宇受賣命とあるまほし、○還到、還ノ字は、罷の誤れるなるべし、麻加理伊多理弖と訓べし、伊勢に到れるなり、其由は、下に斷るべし、【若ノ本ノ如く還なれば、日向ノ京にかへれることなり、然れども然ては叶はず、下に云がごとし、】○鰭廣物鰭狹物は、波多能比呂母能波多能佐母能と訓べし、【然るに、廣瀬ノ大忌ノ祭ノ祝詞に、毛能和支物、毛能荒支物、鰭能廣支物、鰭能狹支物、とあるを據として、傳は其祖の如く、佐て云辭を添へて訓れしかども、佐と云ては、よろしからず、必ひろものさものと云べきことなり、故此ノ言、もろもろの祝詞に多かる、何れも支ノ字あるはなし、右の廣瀬祭なる一ッにのみあるは、心得ぬことなり、】魚の大きなる小きを云る、古への雅言なり、【獸に毛和物毛麁物と云、下に見えたり、】鰭の事は、上に云り、【傳十四の六十七葉】万葉廿ノ卷に、鵜河立取左牟安由能之我波多波吾等爾可伎無氣念之念婆、【二の句、爾之鰭者なり、之我は、それがと云むがごとし、】これらにも、魚には鰭を主としてかく云り、書紀に、鰭廣鰭狹、祈年ノ祭ノ祝詞に、青海原住物者、鰭能廣物鰭能狹物、春日ノ祭ノ祝詞に、青海原乃物者、波多能廣物波多能狹物、此ノ外龍田ノ風ノ神ノ祭、平野ノ祭、鎮火ノ祭、道饗ノ祭、鎮御魂ノ祭、遣[illegible]、などの祝詞にも、如此あり、童蒙抄に、海原の底までてらせる日影に數へつべしや鰭のせば物、古哥なり、鰭のせは物とは、小き魚なり、とあり、【狹キ世婆の切りたるなれば、せば物も同じ、】○追聚、魚なる故に追と云り、【魚は、方々より追寄せて集むればなり、】海神ノ宮ノ段に、召集海之大小魚問曰云々、書紀ノ同段にも、盡召鰭廣鰭狹而問之、○天神御子仕奉乎とは、皇孫命の大御饌ノ御贄になりなむや否やを問ッなり、万葉十六ノ卷に、爲鹿ノ述ッ痛ッ哥に、佐男

鹿乃來言曰久頓爾吾可死王爾吾仕奉云々、また爲蟹ノ述ニ痛ニ哥に、佐河彌呼王召跡何爲牟爾吾乎召良米夜云々、これらも御贄になるを云り、○諸魚、諸は毛呂毛呂能と訓べし、【カタヘノと訓はひがことなり、】○海鼠は、和名抄に、崔禹錫食經ニ云、海鼠、似蛭而大者也、和名古、本朝式、加熊ノ宇ニ云伊里古とあり、【今ノ世、[illegible]きんこなど云名もあり、】内膳式、供御月料の中に、熬海鼠六斤四兩、また、海鼠腸四升五合などと見ゆ、○此口乎、[illegible]處に乎と云は、余と云むが如し、例上に出ツ、【傳五の六十四葉】○紐小刀は、【紐ノ字、諸ノ本に細と誤り、首書本に[illegible]に誤れり、今は延佳本に改めたるに依れり、】比毛賀多那と訓べし、此ノ物、海神宮ノ段にも見え、中卷玉垣ノ宮ノ段には、八鹽折之紐小刀とあり、書紀には匕首と書れたり、【史記刺客傳云々、索隱曰、匕首、劉氏云短劍也、鹽鐵論曰匕首長尺八寸云々、】和名抄に、大刀ハ太知、小刀ハ加多那とありて、【大刀と加多那との事、傳九の三十六葉に云り、】加多那と片刃の小刀なり、紐と云は、紐ノ中に佩て、下帶に挿す故の名なり、此ノ小刀は、彼ノ玉垣ノ宮ノ段に見えたる、密ニ天皇を刺奉む料なれば、必懷ノ中に隱し賜ひたるべし、【書紀に、是匕首佩テ手ノ裀ノ中ニ云々とあり、】倭建ノ命ノ段に、且ル御納テ于御懷ニ幸行、などもあり、今宇受賣ノ命も、女なる故に、懷ノ中に佩たるにや、【或人ノ云ク、今ノ世に脇差と云物は、脇差の刀にて、古ヘのは、六七寸ばかりの長さにて、懷ノ中に、隱してさす物なり、脇の方へ上せしてさす故に、脇差と云り、用心のために隱しさして、身を守る刀なる故に、守リ刀とも云り、東山殿のころより、下部の者など、顯して腰にさし初めしと見ゆ、今ノ世の脇差は、其形大に變じたり、と云り、此ノ中昔の脇差ノ刀と云物、即チ上代の紐小刀の傳はりしなるべし、】但し此は、海鼠は小き物なる、其口を拆料なる故に、小刀を用ひたるよしにもあるべし、さて此に海鼠の事を記せるは、仕ヘ奉ル仕ヘ奉らぬことには關らず、たゞ此ノ物の口の裂たる事本の談なり、○是以とは、上の追ヒ聚鰭ノ廣物鰭ノ狹物ニ云々の事を承て云り、【海鼠の事には係らず、】○御世は、御々世々と重ねてありけむが、脫たるなるべし、舊

事紀に、御世御世速贄とあり、○島は、志摩ノ國なり、【舊事紀に、島之二字無きは、作者のさかしらに省けるか、又後に脱たるかなるべし、然るを此ノ舊事紀に依て、此ノ記の島ノ字を、御世ノ二字の誤とするはわろし、其由は下に云べし、】

○速贄、和名抄に、唐韻ニ云、苞苴ハ、裹ニ魚肉ヲ也、日本紀私記ニ云ク於保邇倍、俗ニ云ニ阿良万岐一、【苞苴の注には、裹ニ魚肉ヲといへれども、爾閇は、魚肉には限らざるなり、】書紀ノ神武ノ卷、人ノ名の訓注には、苞苴を珥倍とあり、爾閇と云名は、爾比阿閇の切れるにて、【この事、傳八の六葉、大嘗の處に云り、】ちと新物を、神にも人にも饗、みづからも食ふより出たり、【苞苴又贄ノ字などは、末なり、爾閇の本ノ義にはうとし、】さて朝廷に貢る御贄を、大爾閇とは云なり、【中卷に大贄とあり、書紀仁德ノ卷に、苞苴をオホニヘと訓るも、天皇に献るところなる故なり、又大嘗をおほにへと云は、名の本は一ツなれども、事は異なり、】其ノ御贄は、御食津國々より、土産物種々貢るなり、【師ノ云、御食津國とは、大御饌の御贄を貢る國を云り、食國と云とは異なり、】内膳司式に、諸國貢進御贄云々、右諸國所レ貢、並ニ依テ前件ニ仍テ收ニ贄殿ノ擬ス供御ニとありて、其ノ品物なども、委く擧られたり、【西宮記ニ云、贄殿ハ、在リ内膳ノ中ニ、太宰及諸國ヨリ所ノ進ル御贄ヲ納テ備ニ供御ニ】さて速贄とは、初物を云なるべし、速と初とは意通へり、【波都は、卽速津と云にてもあるべし、】今ノ世に、初物を走と云も、速き意なり、【又は、定まれる時節より速く貢る物を云にもあらむか、萬の物、早く出來たるを殊に賞るは、今も古へも同じかるべし、内膳式に、五月五日、山科ノ園進ニ早瓜一捧ヲと云たぐひならむか、とも思へど、なほ初物なるべし、】此ノ目此處より外に、古き書には未ダ見あたらず、源ノ俊頼ノ朝臣ノ集に、垣根には百舌鳥の早贄たてゝけりしでの田長にしのびかねつゝ、さて志摩ノ國は、殊に御贄を献れりし國にて、万葉六ノ卷に、御食國志麻、【神鳳抄に、此ノ國に贄島と云もあり、】十三ノ卷に、御食都國神風之伊勢乃國、【志摩、伊勢の內なり、】などあり、今ノ京になりても、三代實錄に、元慶六年十月廿五日、志摩ノ國年貢ノ御贄、四百三十一荷、令ニ近江伊賀伊勢等ノ國驛傳ニ貢進、内膳式に、諸

國貢ノ御贄、旬料云々、志摩ノ國ノ御厨、鮮鰒螺、起ニ九月ニ盡ニ明年ノ三月ニ、月別上下旬、各一擔、味漬腸漬蒸鰒玉貫御取夏鰒等、月別惣五擔、雜魚十三擔、【並ニ以ニ傜丁ニ運進】云々節料云々志摩ノ國、【正月元日、新嘗會、二節各六擔、正月七日、十六日、五月五日、七月七日、九月九日、五節各三擔、】年料云々、伊勢ノ國、【鯛春鮓十擔、十缶、度會年魚二擔四壺、延暦儀式帳】志摩ノ國、【藻海松】主稅式ニ、凡志摩ノ國供ニ御贄ニ潛女卅人云々、など見えたり、【又此ノ國より、大神宮に御贄獻る事は、後ノ世までも絶ず、伊勢の書どもに見えて、今ノ世にものこれる事おほし、】○潛女ノ君等ノ此ノ事、上ツ代に一ノ例にてありけむを、中ゝ後には絶たりしにけむ、此處の外には、物に見えたることなし、【但シ事は有けむを、漏て記せることもなきにしもあるべし、】さて上の還到は、罷到の誤にて、其上の掃、其ノ日ニと云までは、伊勢ノ國にての事なれ、【もし本の如く、還到ならば、此ノ段、日向に還りて後の事なり、若シ然るときは、猨田毘古ノ神を送れることには、さらに關らず、縁なきことなれば、別に端を更めてこそ記すべけれ、彼ノ神を送れるに事續けて云るに、還りて伊勢に到て、其ノ國にての事なればなり、】故其處の志摩の速贄を獻れる時に、給ふ例とはなれるなり、【若シ舊事紀に依て、島ノ字を、御世ノ二字の誤とすべきときは、此ノ速贄は、何の國より獻れるとかせむ、その獻る處を、何處とも云ずして、たゞに御世々々の速贄と云ことやはあるべき、されば此も、必ズ島にしてこそ宜しけれ、さて志摩は、もと伊勢の内にて、島々の多くある處を、分て一國とはせられしものにて、後までも伊勢に附たる國なり、然れば其に島とあるも、伊勢の海の島にて、即チ志摩ノ國なり、】如此てこそ、此ノ段の趣は、聞えたりけれ、さて給ふとは、其ノ内を分ヶて給ふを云なり、【みながら給ふと云にはあらず、】

於是天津日高日子番能邇邇藝能命、於笠沙御前、遇麗美人、爾

問誰女答白之大山津見神之女名神阿多都比賣（此神名以音）亦名謂木花之佐久夜毘賣（此五字以音）又問有汝之兄弟乎答白我姉石長比賣在也爾詔吾欲目合汝奈何答白僕不得白僕父大山津見神將白故乞遣其父大山津見神之時大歡喜而副其姉石長比賣令持百取机代之物奉出故爾其姉者因甚凶醜見畏而返送唯留其弟木花之佐久夜毘賣以一宿爲婚爾大山津見神因返石長比賣而大恥白送言我之女二並立奉由者使石長比賣者。天神御子之命雖雪零風吹恒如石而常堅不動坐亦使木花之佐久夜毘賣者如木花之榮榮坐宇氣比弖（自宇下四字以音）貢進此令返石長比賣而獨留木花之佐久夜毘賣故天神御子之御壽者木花之阿摩比能微（此五字以音）坐故是以至于今天皇命等之御命不長也。

遇麗美人は、加本余佐袁登賣許阿幣流爾と訓べし、是雅言の格なり、【近世にはかゝる處は、美人爾と云例なれど

ま、猶[illegible]は然らず、美人衛と云るに、此方より美人に遇ふなり、美人遇、また美人之遇など云るは、其ノ美人の方より遇ふなり、かゝれば衛て云る辭のあることなきとぞ、此と彼との違ひあるを、いかなればにか雅語には、凡て衛とは云ふことなる例なり、左にこれかれ挙るがごとし、】万葉十三巻に、裏彌間處者曾登人曾告鶴、【處者とは云も、處之會なり、】古今集【春ノ部】詞書に、志賀の山越に女の多く遇りけるに、伊勢物語に、宇都の山に至りて云々、修行者遇たり、拾遺集又六帖【伊勢が歌】に、散散らず聞まほしきを故郷の花見て還る人も遇はなむ、【人もこそ云も、人のあはなむなり、忠見集に、云々のとく道に別れたる人あひて重盛集に、旅人いくあひだに、ぬす人あひたり、赤染衛門集に、同じ道に恥かしげなる男のいきあひたりしかば云々、後の物ながら宇治拾遺物語にも、道に狐のあひたりけるを、又興佐の山に、白髪の武士一騎あひたりなど云、徒然草にすら、細道にて、馬に乗たる女の行遇けるを云々、其[illegible]云、さまで失はざりしなり、】などあるを以て心得べし、凡て道などにして行ヶ遇ヒたる事をば、皆如此云り、【然るを近ノ世には、其に遇と云ことになれるは、漢文よりうつれるものなるべし、漢文にては、遇ノ字、上に在て、道の下にある故に、衛と云なしへるなり、今此ノ記などにも、遇ノ字を上に置るは、漢文の格に依れるなり、】中巻輕島ノ宮ノ段ノ大御哥に、許波多能美知邇、阿波志斯袁登賣、下巻若櫻ノ宮ノ段ノ大御哥に、淤富佐迦邇、阿布夜袁登賣、これらの道と、袁登賣の方より遇にて、同じ、【書紀に遇ノ字をも遇ニ訓り、】さて爾ノ字をかゝりとも訓べし、万葉十四巻に、可[illegible]に、見ゆ、書紀に、麗女美麗女嫦娥女容姿麗美など、みな然訓り、善人行、記中に、嬢子孃女少女などあるに同く、嫂とこゝろ訓べき例なり、○大山津見ノ神之女、こは何地にまれ、此ノ神の鎮坐社の御靈の、現壯士に化て、婦人に娶ノ、生賜へる神女となるべし、其例は、上に[illegible]神之女とある處【傳十一の七十一葉】に云るが如し、○神阿多都比賣、神名ノ義は、神は、例の美稱、阿多は地ノ名、和名抄に、薩摩ノ國阿多ノ郡阿多、これなるべし、○木花之佐久夜毘賣、上に

大山津見ノ神ノ之女、木花知流比賣と云もあり、名ノ意、木花は、字の意の如し、佐久夜は、開光映の伎波を切めて加なるを、通はして久と云なり、【若子を、和久郡と云類なり、】さて光映を波夜と云は、上なる下照比賣の哥に、阿那陀麻波夜とある、波夜の如し、【此事は、傳十三の七十葉に委し】かくて萬ヅの木花の中に、櫻ぞ勝れて美き故に、殊に開光映てふ名を負て、佐久良とは云り、夜と良とは、横通音なり、【小兒のいまだ舌のよくもめぐらぬほどの言には、良理流禮呂を、夜伊由延余と云て、櫻をも、佐久夜と云、これおのづから通ふ音なればなり、】さて此ノ御名も、鹿つ鳥かけ、野つ鳥きゞし、などの例として、直に木ノ花の櫻、と云こと、もすべけれど、木ノ花知流比賣と云もあると、合せて思ふにも、佐久夜はなほ開光映の意に云るなり、もし即チ櫻ならば、下に卽ニ木ノ花之榮ニ、また木ノ花之阿摩比など云處も、直に如ニ佐久夜之榮ル、また佐久夜之阿摩比、とこそあるべきに、さはあらぬは、此ノ佐久夜は、花ノ名には非るが故なり、】されば此ノ御名も、何の花とはなく、たゞ木ノ花の咲光映なり、即チ上ノ櫻ノ花に因て、然云なるべし、やゝ後には、木花と云て、即チ櫻にせるもあり、古今集ノ序の哥に、難波津に咲ヤ木ノ花とある、是なり、【これも何の花となく、たゞ木ノ花ともすべけれど、然にはあらず、又梅ノ花とするは、由なし、そは冬隠り今は春べと、云詞を、あしく心得て、おしあてに定めたる、ひがことなり、然るを其説に泥みて、此の御名の木花をも、梅なりと云説は、いよいよ云にもたらず、】又万葉八ノ卷に、藤原ノ朝臣廣嗣、櫻ノ花ノ贈ル娘子ニ哥に、此花乃云々、和フル哥にも、此花乃云々とよめる、是レは贈る花を指して、【字の如く、】此ノ花と云る物ながら、櫻を木ノ花と云から、其を兼たる作に聞ゆるなり、さていよいよ後には、たゞ花といへば、もはら櫻のことゝなれり、【それもおのづから、上代の意に叶へり、】さて此ノ處、書紀には、到於吾田長屋ノ笠狹之碕一云々、故ニ皇孫就而留住、時彼國有ニ美人一、名曰ニ鹿葦津姫一、亦ノ名ハ神吾田津姫、亦ノ名ハ木ノ花之開耶姫、皇孫問ニ此ノ美人ニ曰、汝ハ誰之女子耶、對曰、妾是天ノ神娶ニ大山祇神ニ所ニ生ス兒也とあり、【彼ノ國ニ有ニ美人一とのみにては、皇孫

言其高大ナ也、と云るは、甚くいみしきひがことなり、】机は坏居にて、【佐須は久と切まる、】飲食の器を居る由の名なり、和名抄に、唐韻ニ云、机ハ案ノ屬也、和名都久惠とあり、【坏居を本にて、又和名抄文書具に、書案、俗云不美都久惠もあり、又坐臥具に、几ハ、和名於之万都岐もあり、於之万都岐は、押坐几の約まりたる名にて、脇足のたぐひなり、さて古書には、字は案几机など通はし用ひて、皆坏居の意なり、】代は、書紀崇神ノ巻に、倭ノ國之物實、物實此ヲ云二望能志呂一、とある實にて、何にまれ其物を指て云、机代は、机に居る種々の物なり、【今ノ世に、代物と云も、此によく叶へり、】禮物を、祝詞に禮代と云るも是なり、さて此ノ禮代を、出雲ノ國造ノ神賀詞には、禮自利とあるを、師の考に、自利は、志流志の約まりたるなりとあり、然れば志呂もしと其意にて、其と現れたる物を云るにて、約然などいふ志呂と同じ、【志流志と志呂志と同じ、又土御鼎代御衝代の類、又苗代などの代も是より出たり、又物の代りを云も、是より轉れるなり、】貞觀儀式、及臨時祭式の、鎮魂祭ノ條に、大膳職造酒司、供二八代物一、【其ノ品目は、大膳ノ造酒式に見えたり、】遷却祟神祝詞に、云々横山之如久、八物爾置所足孔、奉留、などあり、これらの八ノ字は、几の誤れるなり、【八物を、師のヤトリノモノと訓れたるは、誤なることを考へられざりしなり、】書紀ノ保食神ノ段に、夫ノ品物悉備貯之百机而饗之、万葉十六巻に、高坏爾盛机爾立而、大神宮儀式帳に、御饌奉机二前などあり、【書紀孝徳ノ巻に具代之物草代之物などいふことも見えたり、又續後紀ニに出雲ノ國造奉二神壽詞一時に獻れる物の中に倉代物五十荷とある、臨時祭式に御贄五十昇とあると同物と聞ゆれば、置倉に置く物を云るにて、即チ机代之物と同じかるべし、又大神宮儀式帳に机代貳佰拾前また机代七十前などあるは机の代りと云意もて名けたるにて器の名にて別なり、】さて今ノ如此て獻るは、聟取の禮物なり、下巻穴穂ノ宮ノ段に、天皇爲二大長谷ノ王子ノ、大日下ノ王の妹若日下ノ王を聘しめ賜ふに、大日下ノ王、恐ミ隨二大命ノ奉進一云々と白して、即チ爲二其妹之禮物一、令レ持二押木之玉縵一而貢獻とあり、○奉出は、多弖麻

陀志使と訓べし、【使は例の辭なり、】類聚國史、天長四年十一月、告柏原ノ山陵ノ詞に、云々差使天、奉出須止申賜布宣平、同五年八月、祭北山ノ神ノ詞に、禮代乃幣乎令捧齎天、獻出事乎、續後紀、承和三年五月ノ宣命に、云々令捧持旦、奉出事乎、同八年五月ノ宣命に、奉出状乎、同六月ノ宣命に、奉出此状乎、嘉祥三年二月ノ宣命に、云々差使天、奉出旦此状乎聞食天、三代實錄、貞觀十八年五月ノ宣命に、云々差使天、聞江奉出之賜不、元慶元年六月、渤海國ノ使に賜ふ、太政官ノ官詞に、彼國王此制爾違天、使乎奉出世利、など見え、書紀に、奉遣【十四の十四丁、十七の二丁、二十四の二丁】遣【十九の廿四丁、】奉【十七の十八丁】遣【十九の九丁、卅二丁】奉施【三十の十四丁】頒幣帛於奉齎祇に【廿九の卅二丁】万葉に、奉【四の三十七丁十の五十八丁】奉行、【十一の二十丁】藤原ノ高光集に、忠滿の右衞門ノ督、五節たてまだし賜ふに云々、これに入れしたてまだすとて云々、など見えたり、貞觀儀式、奉山陵幣ノ儀の畢に、貴所爾獻出所爾、爾奉出ともあるは、文字のまさなるなり、【續紀卅四宣命に、歡奉出禮婆、三代實錄卅一に、奉出流、これらはマタスとは訓がたければ、餘の奉出をも、皆タテマツルと訓べきかとも思へど、上に引る宣命どもには、奉出須、また奉出世利など書れたれば、然らず、さて又万葉十一の詞に、奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、また天其五年の宣命に、大神ノ御杖代止之旦奉入多留、これら奉入は、タテマツルとよむ外なし、さて出と入とは、反對ながら、又同意になることもあるに、罷出と罷入と同きが如し、然れば奉出も奉入も、意は同じことなり、】さて麻陀須と云言は、万葉十五に、麻都里太須、可多美乃母能乎とあれば、【師は、此ノ須を清の誤ならむと云れつれど、然にはあらず、太も必、濁音の假字なり、】麻都理陀須の省言なるべし、【然らば奉出を、直にマツリダスと訓べきが如くなれど、なほ然は訓まじきなり、○万葉一長哥に、遣使御門之人毛、とある訓は、ひがことなり、此ノ遣使は、必ツカハシヽと訓べき處なり、此ノ外も麻陀須をば、つかはすの古言と心得て、遣ノ字を、凡てみなマタスと訓るは、皆非なり、麻陀須

は、奉ると云意なれば、敬ふ處に遣す事ならでは、云はぬ言なり、】書紀一書に、皇孫因謂ニ大山祇ノ神ニ曰、吾見ニ汝之女子ヲ、欲ス以爲サムト妻ト、於是大山祇ノ神乃使ニ二女ヲ、持ニ百机飲食ヲ奉進、○昆因醜以、【昆ノ字、諸本に其と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、】伊刀美爾久伎と訓べし、【醜はシコメケルと訓れつれど、いかゞ、】書紀神武ノ卷に、大醜此ヲ云ニ鞅奈瀰爾句ト、と見えたり、中卷玉垣ノ宮ノ段に、其ノ弟王二柱者、因テ其ノ甚ダ凶醜キニ、返シ送ル本土ニ、○見畏而、此ノ詞の例、何れも怖しき事を見たる處に云へれば、此も石長比賣の顏貌、たゞ尋常の醜きのみには非ずて、可怖畏しかりしにやあらむ、○弟は淤登と訓べし、【伊呂杼と訓て宜きもあれど、所によることぞかし、】和名抄に、爾雅ニ云、男子ノ後ニ生ルヲ爲ス弟ト、和名於止宇止、【これらども、淤登は男女にわたりて云稱なり、又もとはたゞ淤登と云ふしを、淤登宇登と云は、夫を乎宇登、妹を伊毛宇登と云類にて、宇登は皆人にて、弟人夫人妹人なり、かくて人と添ては、後のことぞ、】また爾雅ニ云、女子ノ後ニ生ルヲ爲ス妹ト、和名伊毛宇止とあれども、古へは、姉に對へて、後に生れたるをば、女をも弟と云て、妹とはいはず、記中の例皆然り、心を附て見べし、中昔までも、然にぞありける、【後に生れたる女子を、妹と云ふは、男兄に對へ云稱なり、姉に對へては、弟とのみ云て、妹と云ることなかりき、然るを後ノ世には、姉にむかへても、妹とのみ云て、男ならでは、弟とは云ぬことゝなれるは、漢籍には、姉妹と云るに、あなれたる、うつりにして、皇國の古ノ稱にたがへり、和名抄なども、たゞ漢ざまによりて云るものなり、實は中昔までも、古への如くにて、姉に對へては、弟とこそ云つれ、古今集雜上詞書に、妻の弟をもて侍りける人に云々、源氏物語花ノ宴ノ卷に、朧月夜ノ君のことを、女御の御おとうとたちにこそあらめ、などある類にて、姉に對へて、妹と云ことは無かりき、】○一宿は比登用と訓べし、一夜なり、○爲婚は、美刀阿多波志都と訓べし、上に、故レ八上比賣者如ニ先ノ期ニ美刀阿多波志都とあり、言の意は、彼處に云り、【傳十の六十七葉】書紀ニ云、時ニ皇孫謂ヒテ姉ヲ爲ス醜ト不シテ御サ而罷ケ、妹ハ有リ國色引テ而幸シ之、則チ一夜ニシテ有身、○白資言は、麻

袁志須久理鴨比都流許登波と訓べし、【連は則なり、】○一二並は、布多理那良借旦と訓べし、万葉三ノ卷に、水鴨成二人雙居、五ノ卷に、爾保鳥能布多利那良毘為などあり、【又思ふに、二人と書ずして、一二と書るは、書紀應神ノ卷の大御哥に、淡路嶋異梛敷多那羅弭、小豆嶋いやふたならび云々、万葉九に、二並筑波乃山、などありて、物の二つ並べるを、布多那良毘と云へれば、人の二人並べるをも、然云りしにや、然らば此も、直に布多那良毘と訓べきか、されど人に然云る例を未ダ見ざれば、姑く上の如く訓つ、】○立奉と、立ノ字を添へて書る例、上【傳九の廿七葉】に云るが如し、【師は、立ノ字に、出の誤なりとて、イーダシマツルと訓れしかど、其は例を考へられざりしなり、】○使ノ者は、都迦波志理婆と訓べし、【婆は濁るべし、】都迦比麻比弖阿良婆と云意なり、都迦波志とは、都迦比を延たるにて、尊む言にもなるなり、書紀雄略ノ卷ノ大御哥に、宇倍之訶母、都我能古羅呼、於朋枳彌能、毛伽破須羅志枳、續紀、天平元年八月、立テ正三位藤原ノ夫人ヲ爲皇后ト詔に、加久都加倍奉利、年乃六年乎、試賜使賜氐、此ノ皇后ノ位乎授賜布、書紀安康ノ卷に、天皇爲大泊瀬ノ皇子ノ欲聘大草香ノ皇子ノ妹幡梭ノ皇女ヲ、云々、大草香皇子對言云々、今陛下不嫌其醜將滿荇菜之數、是甚之大恩也、などあり、さて玉垣ノ宮ノ段に、然二女王、淨公民故、宜使也、とある處をも考へ合すべし、【傳廿四の六十葉】○天神御子は、此は、邇々藝命のみならず、大御末々までをかけて申せるなり、書紀に、生兒永壽とあるが如し、万葉二ノ卷に、大王之、御壽者長久、天足有、○雖雪零風吹は、雪ノ字は、雨を誤れるなり、【舊印本又一本又一本舊事紀ノ舊印本などには、並ニ雨と作り、今は姑く宣長が本延佳本に依れり、然れども、雪はいかゞなり、其由は次に云ヘリ、】故阿米と訓つ、其ノ故は、此ノ言は、木花の雨風に移落ふに對へて云るなれば、必ズ雨をいふべし、木ノ花は春の物にて、雪の降る時に非ず、雨と風とに傷はるゝ物なればなり、【もし又、木草を枯す物を云ふならば、雪よりも、霜をこそ云べけれ、されば雪ノ字は誤れるかとも云べけれど、然にはあらじ、さて又舊本に、雪雨とあるを取らざるは、雪

のいかゞなることは、右の如くなるうへに、風一ッに並べて、雪と雨とニッを云べきに非ず、風も一ッなれば、上も必一ッなるべき、文のならひなり、古言はかゝる處、必しらべ宜き物なるをや、然れば此は、もと雨とありしを、雪に誤れる本に就て、又雨とある本を見合せて、さかしらに其ノ字をも加へたるなどにやあらむ、そはいかにまれ、雪とあるも、雪雨とあるも、よろしからず、かならず雨とあるべきことなり、】さて其は、右の恒なるよしを云るにて、加吾醴ノ雨零ノ風吹ノ恒ナル石ノと、如ノ字、雖の上にある意なり、阿米布理加是布氣杼母と訓べし、【布氣杼母を、若布久登母と訓て、如ノ字の在ル所を、文のまゝに心得ることは、此ノ古の意に違へり、】書紀ノ一書に、弟則雖逢風雨、其ノ不爽【○恒如石は、登岐波加岐波爾伊波布許登久と訓べし、さて恒は、雨ふり風吹ども【登岐波ことなく】恒なるよしにて、上に云る言なり、【是はに風ふけども切て、恒と石と心得ては違へり、】○常磐不動、此ノ四字や、登伎波加伎波爾と訓べし、登伎波は、常石の切れるにて、【加は常に常磐と書り、古伊は伎と切まる、】万葉六にすこにて、人皆乃壽毛吾毛三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨とあり、【床は借字なり、】加伎波は、堅石の、多の省かれたるなり、【又加多を切めても、加となる、伊は伎の韻にあれば、省くこともとりなり、】書紀繼體ノ卷に、堅磐此云柯陀之波とも見ゆ、さて此に、たゞ常堅と書て、二字共に石ノ字を略けるは、上に既に如ノ石とあればなり、【こは漢文のかの字面を思へるもあなり、】又不動ノ二字を添へたるも、意を具てなり、【延佳本には、常石堅石不動とあり、こは舊事紀にかくの如くあるに依て、さかしらに、二ッの石ノ字を加へたるものなり、諸ノ本に石ノ字あるはなし、眞福寺本に、常の上に一ッ石ノ字あれども、其は上なる石ノ字よりまぎれたる衍なるべし、もし常の下なりしを、誤て上に書るならば、堅の下にもあるべきに、堅の下にはなければ、然にはあらず、又師は、不動を別に、ウゴカズと訓れつれども、古への雅言ともおぼえず、後の宣命又哥などに、うごきなきなどあれども、古言とは聞えず、然れば此はたゞ、意を以て添へたる字とすべし、】万葉三 丁廿 に、

常磐成石室、五ノ十三に、等伎波奈周迦久斯母何時等、十一ノ十九に、常石有命哉など見え、祈年祭ノ祝詞に、皇御孫ノ命ノ御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、春日祭ノ祝詞に、常石爾堅石爾福閇奉利、出雲ノ國造ノ神賀詞に、天皇命能手長ノ大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉リ、など、なほ餘ノ祝詞どもにも、此言多く見えたり、さて上に如レ石ノと云て、又登伎波加伎波と云むは、石と云言、頻はしく重なるに似たれど、此はあまねく云なれたる辭にしあれば、然らでも、常ノ事なり、万葉六に、春草者後波落易巖成常磐爾座貴吾君、月次祭ノ祝詞に、御壽乎、手長乃御壽止、湯津磐村ノ如久、常磐堅磐爾、これらも然なり、○佐久夜毘賣、こゝの毘ノ字、諸ノ本に比と作れど、今は一本に依れり、【此ノ御名、前後なる皆毘とありて、此にあるのみ比なるは、誤なり】○如木ノ花之榮ノ榮、佐加延は咲光映にて、【佐波は加と切まる】すなはち御名の佐久夜これなり、【上に云る佐久夜の義と、考へ合すべし、さて榮とは、花を本にて、他物にも云り、上代言ノ此賣の歌に、阿佐比能惠美佐迦延と、朝日にも、人の顔にも云り、さて其の惠舞と、花の開と、共に咲ノ字を書なるも、なも、榮は咲光映にて、同意なるが故なり、】万葉二十ノ十四に、木綿花乃榮時爾、七ノ十三に、安志雛成花之開爾、など、に、青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薫如今盛有、などもあり、佐加理も、もと咲の延たる言にて、咲光映たるを云言なれば、榮と同じ、○宇氣比は上に出ツ、【傳七の四十四葉】○此令は、姑く加々流爾伊麻と訓つ、【かくの如き處に、此と云るは、[illegible]、爾ノ字に准へて、許々爾とも訓べけれど、然訓むよりは、加々流爾と訓むぞ、まさるべき、】加々流爾は、如此有になり、令は、今ノ字を誤れるなるべし、【今既ニ不レ然と、書紀にあるにあたれり、】○木花之は、此は木ノ花の如くと云意なり、【菓之と云て、菓之如くと云意なる、古言に常多し、】○阿摩比能微は、微ノ字は、諸ノ本並徴と作るは、此く誤なり、【此ノ記は更にもいはず、凡て古書に、徴ノ字を假字に用ひたる例なし、且徴ノ字ハ、チョウの音なり、チといふ音ニだに、宮商角徴羽などの時のみなるを、いかでかチの假字には用ふべき、】舊事紀ノ舊印本に、微と作るぞ正しかる

らゆる人ノ命も、隨ひて思さば、本より然るべきことわりなりかし、さて書紀の纂疏に、皇胤蒼生ノ短壽者、謂ル定業不ル可レ轉ス也、豈由ル磐長姬之詛一乎とあるは、いさゝか心得ず、そも／＼神ノ御典を說として、其ノ古ヘノ傳へにはよらずして、由なき異國の說を信じ給へるは、いかに惑ひ給へるひがことぞや、萬國の人の命の、神代の如く長からざることは、もはら此ノ時の詛に由るものなり、〕

故後木花之佐久夜毘賣參出白。妾妊身。今臨產時。是天神之御子。私不可產。故請。爾詔。佐久夜毘賣。一宿哉妊。是非我子。必國神之子。爾答白。吾妊之子。若國神之子者。產不幸。若天神之御子者幸。即作無戸八尋殿。入其殿內。以土塗塞而。方產時。以火著其殿而產也。故其火盛燒時。所生之子名。火照命。此者隼人阿多君之祖。次生子御名。火須勢理命。須勢理三字以音。次生子御名。火遠理命。亦名天津日高日子穗穗手見命。三柱

參出は、邇々藝命の御許に詣るなり、万葉十八、[illegible]に、麻爲泥許之、廿[illegible]に、麻爲弖枳爾之波、などあり、〔麻宇傳と云は、音便にくづれたる言なり、〕○臨產時は、古宇牟倍伎登伎爾那理奴と訓べし、○佐久夜毘賣とは、其名を呼出て、嘲り賜ふなり、○一宿哉妊は、比登用爾夜波良米流と訓べし、一夜にて妊めるかと、嘲りて詔へるなり、書紀一書に、天

矣、是實天孫之子者、必當全生云々、などあり、又一書に、一夜有身、遂生四子、故吾田鹿葦津姫抱子而來進曰、天神之子、寧可以私養乎、故告狀知聞云々ともあり、○其火ノ盛ニ燒ル時、盛燒は、麻佐加理爾毛由流と訓べし、火の燒る時に當りてと云むが如し、書紀に、顧眄之間、此ヲ云美屢摩沙可梨爾と見え、【間ノ字、麻沙可利てふ言にあたれり】又方産ともあり、【麻と美と同じ、万葉七に壯子時】これらの如し、然れば此は、三柱ノ御子の生坐る時を、廣く凡て云るにて、火折命の生坐るまでに係れる言なり、【火照命一柱の生坐る時のみを、分て云にはあらず、然るに書紀には、始起烟末生出云々、次避熱而居生出、あるひは焰ノ初起ル時云々、次火盛ナル時ニ云々、あるひは其火ノ初明時ニ云々、次火ノ盛ノ時ニ云々、次火炎ノ衰時ニ云々、次ニ避ニ火熱ニ時ニ云々など、一柱毎に、生坐る時の火の狀を、別て云るに就て、進へ見れば、此記は、たゞ火照ノ命の生坐る時の狀をのみ云て、次の二柱には、火の事を云ざるは、事足らず、脫たる如く聞ゆめれど、よく考ふれば然らず、此記は、書紀の如く各別ては云ず、三柱を總て云る物にして、盛とは、必しも初メテ起ル時と、衰れる時とに對へて、云るには非ず、書紀なる盛とは異なり、此ノ字に泥みて、勿思ひ惑ひそ】さて然廣く云る中に、其火の初起れるほど、中ごろ盛りなるほど、後衰りたるほどゝの、次序ありて、三柱は生坐るにて、書紀の傳へは、其ノ狀を細く云るものなり、○火照命、本傳理と訓べし、本讀互流と訓はわろし、【此ノ御兄弟三柱の御名、皆直に火某と訓べし、之を添べからず、此記には、火之と之の添たる名には、火之夜藝速男、火之炫毘古、火之迦具土など、皆之ノ字あるをや、又照を、互流とは訓まじく、必互理なること次の火須勢理火遠理の理の例を以て知べし】さて此は、初に火の燃起て、照明れる時に生坐る故の御名なり、書紀一書に、初火燄明時生兒、火明命、又一書に、其ノ火ノ初明時、蹈誥出兒、自言、吾是天神之子、名火明ノ命とある、即此ノ御子にて、照と明とは、同意なり、【書紀には、みな火明ノ命といふありて、火照ノ命と云る傳へは無きは、彼ノ天ノ忍穗耳ノ命の御子、尾

名なればなり、】なほ此ノ隼人の、皇朝に仕奉る事などは、海神ノ宮ノ段の末に、其ノ由縁の見えたる、彼處に委曲に云べし、
【傳十七の五十七葉】阿多君は、【多、清て讀べし、濁るは非なり、】地ノ名に由れる姓なり、書紀海神ノ宮ノ段に、其ノ火闌降ノ
命即吾田君小橋等之本祖也、【上には是レ隼人等ノ始祖也と云て、此には又如此云る、同じ本書の内にて、前と後と違ひあるは
いかにぞや、小橋の事は、中卷白檮原ノ宮ノ段、傳廿の初ノに云べし、】姓氏錄に、【右京神別】阿多御手犬養、火闌降ノ命ノ六世ノ
孫、薩摩若相樂後也、また、【山城ノ國神別】阿多ノ隼人、富乃須佐利乃命之後也と見え、續後紀に、承和三年六月、山城ノ
國ノ人右ノ大衣阿多ノ隼人逆足、賜二姓ヲ阿多ノ忌寸一、など見えたり、【これら隼人の國より上りて、皇朝に仕奉れるが子孫の、
京畿に遺り住るなり、大衣の事は、傳十七の五十八葉に云り、さて火闌降ノ命の後は、右の外にも、大和ノ國に二見ノ首
大角ノ隼人、津ノ國に日下部、和泉ノ國に坂合部など、姓氏錄に見えたり、】さて火照ノ命は、廣く隼人の祖と聞えたるに、
分て阿多ノ君の祖としも云るは、隼人の諸ノ姓の中に、殊に顯れたる氏にこそありけめ、【或說に、此の隼人阿多ノ君を、
隼人と阿多ノ君と二ツとし、又は、隼人ノ國の阿多ノ君と見たるなど、皆わろし、たゞ阿多ノ君は、隼人なる故に隼人とは云
るなり、】さて阿多てふ地は、和名抄に、薩摩ノ國阿多ノ郡阿多ノ鄕あり、是なり【此ノ名今も存り、】書紀に、吾田長屋ノ
笠狹之碕、神武卷に、日向ノ國吾田ノ邑【古へは薩摩までかけて、日向ノ國と云しこと、上に云るが如し、】日向國臼杵ノ郡英
多あれど、其にはあらず、】などある、皆此ノ地を云り、天武紀持統紀などに、阿多ノ隼人とあるは、此ノ地の隼人なり、
【又持統紀に、六年閏五月詔二筑紫大宰ノ率河內王等一曰、宜下遣シテ沙門ヲ於大隅ト與二阿多一可上レ傳二佛ノ教一、】さて書紀に、始メテ
起ル烟ノ末ニ生出之兒號火闌降命、是隼人等始祖也、次云々、次ニ生出之兒號火明命、【一書には、熖初メテ起ル時ニ共ニ生ル
兒號火酸芹命、次ニ火ノ盛ナル時ニ生ル兒ノ號ハ火明ノ命、次ニ云々、】とあるは、此ノ記と、此ノ神の生坐る次第も違ひ、又隼人ノ
祖も異なり、されどその生坐る次第に就て、第一なるが隼人ノ祖なることは同じきなり、又一書には、此ノ御兄弟を、火

酸芹命と火折尊と二柱として、火明ノ命無きは、火酸芹と火明とをば、同じ神とせる傳へなり、【又一書に、火折ノ命と火々出見ノ尊とを、別神としたる傳へもあれば、此ノ火酸芹と火明も、或は一神とし、或は二神として、其生坐るついでも、互に前にも後にもなれるなり、】されば此ノ二柱の間に、此ノ隼人ノ祖の錯のあるは、かたぐ由あることなりかし、○火須勢理命、これも火之と訓はわろし、【其由は上に云るが如し、然るに書紀の訓注に、火闌降此ヲ云ニ褒能須素里ト とある、能字は、後の誤訓に耳なれたる人の、さかしらに加へたるなるべし、又姓氏錄にも、富乃須佐利ともあれど、是もいかが、同書の一見ノ首ノ條に、富須洗利命とあるぞ、正しかりける、】此は火の熾に進み燃る時に生坐る故の御名なり、書紀一書に、次ニ火炎盛時ニ生兒火進命、又曰ク火酸芹命ニまた一書に、次ニ火ノ盛時ニ躡誥出兒、亦ノ號ハ火進命とあるを以て心得べし、須勢理毗賣の名も【須素甲須佐利も皆同言、】進と同意なり、万葉十七[四十]に、越ノ國ノ立山ノ長歌に、之良久毗能、知邊乎於之和氣、安麻曾々理、多可吉多知夜麻とある、安麻曾々理も、此ノ山の甚高くして、天に進み登る状なるを、思ひ合すべし、【俗に、人の心の浮立進むを、そゝると云も同じ、】然るを書紀に、此ノ御名を、火闌降とも書れたる文字は、撰者の誤にぞありける、【其故は、此ノ神の生レ坐るは、始メ起ル烟ノ末ニもあらず、熾ノ初ノ起ル時にもあらず、また火炎盛時ともあれば、此ノ御名は、闌降の意なるべき由なし、闌は衰也とも、殘也とも注せる字なれば、一書に、次ニ火炎衰時ニ云々名ハ火折ノ命とある、火折にこそ、よくかなふべき字なれ、然るを初メ起ル時に生坐る御子の御名にしも、此ノ字を當られたるは、進み昇ると、衰へ降ると、反對の違ひなるをや、】○火遠理命、これも火之と訓はわろきこと、上の二柱に同じ、此は火の衰へたる時に、生ませる故の御名にて、火弱の義なり、書紀一書に、火夜織命ともあるを以て知べし、【夜與と切なれば、本となり、和と袁と通ふ例は、たわやめをたをやめ、たわむをとをむ、たわゝをとをゝなどのくなどのごとし、但し折と織と、袁と淤の通ひたる例はめづらし、】又一書に、次ニ避ケテ火炎ヲ時ニ生ル兒、火折彦火々出見ノ

尊、また一書に、次ニ火炎衰時ニ、躡誥出兒、亦ハ言ニ吾是天ッ神之子名ハ火折ノ命ト、などもあり、さて右の三柱の中に、
終リに火の衰へたる時に生坐る御子しも、天津日嗣を所知看しけることは、如何なる故にか、知リがたけれど、こゝろみ
に云ハば、此ノ御子等は、父尊の御疑を明め奉むとして、かく火中に在て産生るを、初メに火の發れるほどは、御疑いま
だ明ざるべく、熾に燃るほども、なほ燒む燒けじは、未ダ定めがたかるべきを、且火既に盛リ過て、衰ブる時に至りてぞ、
御母も御子も、終に所燒坐ザざることと定まりて、實に天ツ神の御子に坐ス徴驗は明らかなりける故に、終りに生坐るが貴き
ことわりならむか、【かの伊邪那岐ノ大神の、阿波岐原の御禊の時も、最後に生坐る三柱ノ御子ぞ、殊に貴く坐ける、其も
漸に穢の除りて後、清明かりしことゝ、此もこゝろばへ似たり、】○天津日高は、父尊の御名にて、【傳十五の二葉に出ッ】
傳へ負ヒ賜へるなり、○日子穗々手見命、穗々は稻穗にて、即チ字の如く、重ね云るか、又大穗にてもあるべし、【大を、
意を省きて、富と云ル例、傳七、忍穗耳ノ命の處に委ク云るがごとし、】穗々と云ル例は、書紀一書に、邇々藝命を、天之杵
火々置瀬尊ともあり、此ノ火々も、稻穗に依れり、【稻穗ニ、天津日嗣に、重キ由縁あること、上に處々云るが如し、考へ
合すべし、然るにこれらの富々を、書紀の字に依て、火の意とするは非なり、火折こそ、生坐る時の火に因れる御名な
れ、此ノ亦ノ御名は、天津日嗣しろしめしての御稱名にて、彼ノ火に因れることには非ず、故レ此ノ記に、火照火須勢理火遠
理と、火に因れる御名には、皆火ノ字を書るに、同じつゞきにて、此ノ御名のみは、穗ノ字を書て、別たるを以ても知べし、
但シ書紀には、或は彦火々出見ノ尊とのみありて、火折てふ御名をば出さず、或は出シながら、亦ノ御名とせるなどは、火
火出見と申す方を、火明とゝ、並べて、火の義に取れる傳へなり。されど其はもと混ひつるものにて、正しからず、此ノ
記及ビ一書に、火折ノ尊亦ノ號ハ彦火々出見ノ尊とあるぞ、正しかりける、】手は根に通ひ、見は耳と同くて、並ミ美稱なり、手
てふ例は、八島手【須佐之男ノ命の御子にて、書紀に見ゆ、】などあり、又宇麻志麻遲命を、書紀には可美眞手とあれば、手

は遲と通ふにもあるべし、其も同く美稱なり、【根ノ遲などの稱名の例は、常多し、又見耳の事は、傳七ノ五十四葉、五十五葉に委く云り、】耳見と連ける例は、浮穴ノ宮ニ御宇ス天皇ノ御名、師木津日子玉手見命これなり、【さて書紀に、火折ノ命と彦火々出見ノ尊とを、一柱としたる一書あり、そはいたく異なる傳へなり、又火夜織ノ命次ニ彦火々出見ノ尊とあるもあり、火夜織は火折なれば、是も二柱とせる傳へなり、又火折彦火々出見ノ尊と、二ッの御名を、一ッに連ねて擧たる傳へもあり、】さて白檮原ノ宮ニ御宇ス天皇をも、彦火々出見ノ尊と申せるよし、書紀に見えたり、天津日嗣に由ある稻穗を以て、美稱奉れる御號なる故に、又傳へ負せ賜へりしなり、

古事記傳十七之卷

本居宣長謹撰

神代十五之卷

故火照命者。爲海佐知毘古(此四字以音下效此)而取鰭廣物鰭狹物。火遠理命者。爲山佐知毘古而取毛麁物毛柔物。爾火遠理命謂其兄火照命。各相易佐知欲用。三度雖乞不許。然遂纔得相易。爾火遠理命。以海佐知釣魚。都不得一魚。亦其鉤失海。於是其兄火照命乞其鉤曰。山佐知母己之佐知佐知。海佐知母己之佐知。今各謂返佐知之時。(佐知二字以音)其弟火遠理命答曰。汝鉤者。釣魚不得一魚。遂失海。然其兄強乞徵。故其弟破御佩之十拳劍。作五百鉤雖償不取。亦作一千鉤雖償不受。云猶欲得其正本鉤。

海佐知山佐知は、直に宇美佐知夜麻佐知と訓べし、【海之山之と、之を添るはわろし、】下なるも皆同じ、書紀に、海幸山幸と書て、幸此云二左知一とあれども、幸の意のみには非ず、【幸とのみ心得ては、下に至てかなはぬことあり、其由は其處に云べし、】佐知は、幸取にて、佐を省き、登理を切めて、知と云なり、【登理を知と云例多し、】さてまづ幸とは、凡て身のために吉き事を云、【福字をも書り、】此にては、海にて諸魚を得を、海佐伎と云、山にて諸獸を得るを、山佐伎と云、凡て物を得るは、身のために吉事なる故に、幸と云なり、さて其海山の佐伎を取賜ふを以て、幸取彦と申せるなり、次の文に、取二鰭一云々、取二毛一云々とある取を思ふべし、万葉一【廿二丁】二【四十丁】六【十四丁】などに得物矢、【此をトモヤと訓るは、誤なり、師のサツヤと訓れたるぞ、よくあたれる、】五【九丁】に佐都由美、三【十八丁】に山能佐都雄、十【四十九丁】に薩雄、又【五丁】佐豆人、などある佐都も、佐知と同じ、薩摩てふ地名も、此幸取彦たちの、住給へりしにぞ因つらむ、日本紀竟宴歌に、火遠理命を夜麻讃智比胡とよめり、〇鰭廣物鰭狹物は、上に出、【傳十六の十五葉】〇毛麁物毛柔物は、氣能阿羅毋能、氣能爾古毋能と訓べし、【廣瀬大忌祭辭に、和支物荒支物とあるに依て、伎を添て讀むは、中々にわろきこと、上に云るが如し、】諸獸を云る古の雅言なり、氣毋能又氣陀毋能も、毛を以て云る名にて同じ、【和名抄に、獸を介毛乃、畜を介太毛乃と分たるは、いかなる由にか、介太毛乃も、毛津物とこそ聞えたれ、】書紀保食神段に、又嚮レ山、則毛麁毛柔亦自レ口出、龍田風神祭祝詞に、山爾住物者、毛乃和物毛乃荒物、【遷却祟神祝詞にもかくあり、】道饗祭祝詞に、山野爾住物者、毛能和物毛能荒物など見ゆ、書紀に、兄火闌降命、自有海幸、弟彦火々出見尊、自有山幸、一書に、兄火酢芹命、能得海幸、故號二海幸彦一、弟彦火々出見尊、能得山幸、故號二山幸彦一、兄則毎有風雨、輙失二其利一、弟則雖逢風雨、其幸不忒、また一書に、兄火酢芹命、得山幸利、弟火折尊、得海幸利、【此は海と山とを相誤れる傳

へなり、】〇各は、師の加宇豆と訓れたる宜し、左に在り、此ノ言、欲用と云まで、係れり、〇欲用は、母知比牟平と訓べし、【舊印本などに、欲ノ字なきは、わろし、今は眞福寺本延佳本などに依れり、】用の假字は、源ノ仲正ノ家ノ集に、光日ノ峰、千代までも影をならべて逢ノ見むと祝ふ道の用ひぞうらやむ、【たゞ本集卅二に拠れり、】又後なれど、藤原ノ經衡ノ家集にも、此ノ同ジ人宇治殿にて、餅をおこすとて、香には何もあれども此ノ中に心につかば是を用ひよ、かへし、昔が代を心用ひのうれしきはいかなる人のなさけなるらむ、】と餅に云ひかけたるに依りて定めつ、【仲正は、後撰集の作者なれば、いまだ假字の亂れざりしほどなり、もちひもちふもちふると活用く言にて、總てなど〻同格の活きなり、】さて此の佐知も、【下なるも皆同じ、】上の海佐知山佐知の佐知と同くて、幸取ながら、上なるは幸を取ル人を指て云、【又毘古とつゞければ、取ル、たゞに取ル事を指ともしても可し、さて其ノ人を指て、幸取と云例は、水取権取などのたぐひなり、此ノ例なほ他し言にも多かり、】此に崇なるは、幸を取ル具を指て云るなり、【欲用とあるを以て、其ノ具を指て云るなることをさとるべし、】凡て用の言の、其ノ具の名ともなれる例多き中に、火を取ル器を、火取と云など、【和名抄に、熏爐比度利、】正しく同じ、然れば海幸取彦の幸取は、海にして魚を取ル具にて、釣鉤などなり、【即書紀に、幸鉤ともあり、】幸取鈎なり、】山幸取彦の幸取は、山にして獣を取ル具にて、弓矢などなり、【即書紀に、幸弓ともあり、】幸取弓なり、さて佐知と云ことを、幸とのみ心得てはたがふと云ことは、此にて知べし、書紀に、欲ノ易ノ幸と書れたれども、幸を易とては、文字のうへ聞えがたし、取ル幸具を易むと云意ならでは、聞えぬ事ぞかし、】〇不得は、由流佐那理伎と訓べし、【師はウナヅカザリキと訓れき、書紀に、不聴などを然訓り、此ノ言も古言とは聞ゆれども、たしかなる例を未ダ見ず、由流須と云言は、武烈紀平群ノ臣鮪の歌にも有て、悦なり、】〇纔は、事の、かつ〳〵に、始めて其ノ處に及ぶたる如き意にて、【纔ノ字の註に、一入ノ色と淺ノ也とも、始也とも、甫ノ爾也とも見え、また僅ノ字の註に、纔能ノ也とも

ある、よく叶へり、此ノ意より轉りて、少許のことをも、和豆加といへども、此は其意にはあらず、】此は、三度まで乞賜へども、許さぬを、なほ強て乞て、辛くしてかつ〴〵に易賜ふを云なり、【俗言に、やう〳〵と易たりと云意なり、】○得相易は、延加幣賜比伎と訓べし、得を、延と先ッ讀べき由は、上【傳十二の十七葉】に委曲に云り、さて此ノ幸取易の事、此ノ記にては、弟ノ命の御方より乞賜へるなり、書紀は、本書及一書にては、兄弟互に相謀らひて、易給へるなり、又の一書にては、兄ノ命の方より乞賜へるなり、此ノ三ッの傳ノ中に、兄ノ命の方より乞賜へるぞ、此ノ段の終までの趣に、よく叶へりける、なほ其ノ傳には、はじめに、兄則毎有風雨輙失其利、弟則雖逢風雨其幸不忒、とあれば、易てむと所欲る由縁さへ知られて、いよゝ明らけし、然れば、此ノ記の傳へは、紛ひ無れる物なるべし、○海佐知、これも海にて幸を取る具をいふこと、上に同じ、【これ又佐知をたゞ幸の意とするときは以海佐知釣魚と云こと、聞えがたし、】書紀に、弟持兄之幸鉤入海釣魚、また弟取兄釣鉤入海釣魚、などあると、照して知るべし、【師は、此ノ記にも、佐知の下に鉤ノ字脱たらむ、と云れつれど、其は佐知を、たゞ幸の意に見られたるからなり、幸取の意と見るときは、鉤といはざれども、鉤のことになるなり、】○釣魚は、那都良須爾と訓べし、魚を那と云ことは、上に出たり、【傳十四の七十一葉】万葉五ノ卅二に、多良志比賣、可美能美許登能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、和名抄に、䑓類云、釣、張鉤餌取魚也、和名都理、字鏡に、釣ハ伊乎止留、○都は、加都弖と訓べし、万葉四ノ廿に、花勝見都毛不知戀裳摺可聞、十ノ廿九に、木高者曾木不殖、十三ノ廿に、戀云物者都不止來、【此ノ都は、今本には、スベテと訓れど、四ノ卷なるに效て、カツテと訓べし、】○不得一魚は、比登都母延賜波受と訓べし、【漢文ざまに一魚とは書たれど、魚は上にあれば、又書むは煩し、】○鉤は、都理婆理と訓べし、【書紀にて、此ノ段の鉤ノ字を、みな知と訓て、古ノ名と心得、或は其ノ知を、都理婆理の切まりたる名なりとするなどは、

ひがことなり、そも／＼之を知と訓ることは、もと後紀に、踉蹄鉤、此云須々能美膩などあるより出、又此記に、海佐知などある知をも、鉤と心得、彼此を以て、まぎれ誤りたるものなり、かの須々能美膩などの膩も、鉤字にあたりたる言にはあらず、其由は、下に委く云べし、】渡理と云は、もと物縫針の名にて、其を曲て、鉤に用ふるを、鉤針と云なり、【書紀神功巻に、勾針爲鉤、とあるが如し、唐人、翻譯名義集に、婆利、翻曲鉤、と云るを引て、波理は梵語なりと云るは、本末を辨へざるひが説なり、曲鉤は、渡理の本義に非れば、末の自似たるにこそあれ、】さて此鉤の下に、佐間と云辭を添て讀べし、魚を得給はざるのみならず、鉤をさへ失ひ賜ふなり、【書紀には此處に、兄命の山に入て、獸を獵れるに、其も得ざりし事もあるを、此記には、たゞ海のかたの事のみを云るは、山のかたの事は、用なき故に、略けるなるべし、】○失海、失てふ言は、万葉十五【廿丁】に、安我之多毘呂、宇具奈波受、○乙其鉤、この鉤は、たゞ渡理と訓べし、【例につりばりと云つれば、次々はたゞ渡理と云ぞ、語の文をなる法なる】○山佐知毋云々、海佐知毋云々、こゝの佐知も、皆幸取にて、其具を云ること、上に同じ、毋は辭なり、己之は、人々の己己之なり、【俗言に、面々之、また手前手前之、など云が如し、火照命の自云己にはあらず、】佐知佐知と重ね云は、凡て物を相對へて云ときの古言の格にて、山佐知のかたは、海佐知に對へ、海佐知のかたは、山佐知に對へて云るなり、さる例は、万葉九【丁】に、遠津國黄泉乃界丹、蔓都多乃各々向々、天雲乃別石往者、とは男の身をかれるをよめるにて、只一人の事なるを、向々と重ね言る、これ此世に留れる吾身に對へてなり、又古今集離別歌に、思ふども一人々々は戀死なば、誰によそへて藤衣着む、此は思ひ交せる男と女の中に、何方にまれ、一人若戀て死なば、と云意なるを、一人一人と云る、此も今一人に對へてなり、【竹取物語に、一人々々に逢給へ、此も數人ある中にて、何れにまれ一人と云るにて、其餘の人に對へて云り、大和物語に、一人々々に逢なば、これも同じ、源氏物語若菜に、一人々々を理た

きこえには、舊本に、一人々々なのらましかば、などあるも、皆二人の間にて、何方にまれ一人にて、今一人に對言り、今ノ世の心以て思へば、一人々々は、一人毎と云が如く聞ゆれども、然には非ず、又かのぶみ禮記ノ曲禮に、二ノ名不ニ偏諱一と云る、二ノ名とは、二字の名を云り、これは二字の名の中にて、上ノ字にまれ下ノ字にまれ、離して一字は諱ず、と云ことなるに、偏をヒトツ〳〵と訓るも、古言の例によく當れることなり、大かたこれらを以て曉るべし】山佐知母、己之佐知々々と見れば、早く心得らるゝなり、○今は、伊麻波と訓べし、【俗言に母波や と云に當れり、】○各は、此は淤能淤能と訓て宜し、さて此處の語の凡ての意は、山幸取の弓矢も、海幸取の釣鉤も、己々が本より得たる幸取なれば、久しく易替べきに非ず、互に既に試つれば、今は己々本の如く返さむとなり、○謂、阿那賀知布と訓べし、書紀に多く然訓り、【此ノ言は、孔穿にと云ことなるべし】○乞徵は、許比波多理使と訓べし、万葉十六に、責役徵者、○徵に夜夫理と訓べし、凡て夜夫流は、成の反對にて、壞ノ字毀ノ字などをも當たる、其意なり、劍をやぶるは、銷鑠を云、○左右鉤は伊富波理、○一千鉤は知波理と訓べし、○償は、都具能比と訓べし、字鏡に、償豆久乃佈、また償還也復也報也、豆久乃佈などあり、【償ノ字書に、酬也とも、報也とも、還也所直也とも注せり、】○猶は、左佑どう有てもと云意になるなり、さて物語文などに、物を彼此といろ〳〵に試み考へて、他は何れも宜しからず、猶此こに償ふを穏ずして、其は猶不欲、といふ意より云る言にして、押てひたぶるに乞意になるなり、【俗言に、是非とも、と宜しけれど、終にはこに思ひ定むる處に云る猶も、是なり】また云ノ字の上にある意として、猶云と見ても通ゆ、【其時は、よのつねの猶なり】○其正本鉤は、如能佛登能波理と訓べし、【正ノ字は、讀べからず】下には其本鉤とあり、【書紀にも、故鉤とあり】書紀に、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之乃還弟弓箭而乞己釣鉤、弟時既失兄鉤、無由訪覓、故別作新鉤與兄、兄不肯受而責其故鉤、

弟患之、即以其横刀鍛作新鉤、盛一箕而與之、兄忿之曰、非我故鉤、雖多不取、益復急責、また一書に、時兄弟試欲易其幸、故兄持弟之幸弓、入山覓獸、終不見獸之乾迹、弟持兄之幸鉤、入海釣魚、殊無所獲、遂失其鉤、また一書に、時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾、云々、俱不得利、空手來歸、云々、故別作新鉤數千與之、兄怒不受、急責故鉤、

於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神來問曰、何虛空津日高之泣患所由、答言我與兄易鉤、而失其鉤、是乞其鉤故、雖償多鉤不受、云猶欲得其本鉤、故泣患之、爾鹽椎神云、我爲汝命作善議、即造无間勝間之小船、載其船以教曰、我押流其船者、差暫往、將有味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、傍之井上有湯津香木、故坐其木上者、其海神之女見相議者也、訓香木云加都良

海邊は、宇美辨多と訓べし、書紀に海畔、古今集【戀二】に、世をうみべたに云々とあり、万葉十二【丁廿】に、淡海之海、邊多波人知、後撰集にへたのみるめ、【万葉十四に、宇奈比と云ることあり、凡て邊を比と云ること、山備濱備の類、古言に多し、然れば宇奈比は、海邊と聞ゆれども、又地ノ名かの疑あり、此ノ外に、正しく海邊を然云るを、未ダ見ざれば、

然は訓がたくなむ、】とて此は、海邊を先に讀て、泣患を後に讀べき語のさまなり、【凡て上に云と、下に云とによりて、其ノ言、重くも輕くもなることぞ、】○鹽椎ノ神は、一柱の神ノ名には非ず、凡て物をよく知識る人を云稱にて、名義知識之都知なり、【之は、例の美稱、都知も、野椎ノ神の處に云る如く、例多くして、美稱なり、】書紀には鹽土老翁、また一書に、鹽筒とも見え、【都知と都々とは、通ふ音にて同じ、續紀卅九に、賀茂ノ朝臣鹽管と云人ノ名も見ゆ、】老翁とは、たゞ尊みて云稱なれど、凡て年老たる人ぞ、物をばよく知識ことなれば、此は實に翁にてもありけむ、【書紀に、有二長老一とあるは、老翁てふ稱に就ての、例の撰者の文にてもあるべし、】さて神武ノ卷なる鹽土ノ老翁も、物知れる翁といふことなり、又事勝國勝長狹ノ神をも、亦ノ名鹽土ノ老翁とあり、これも物知れりし神にて、此ノ稱はありしならむ、【陸奧ノ國に、鹽竈ノ神社あり、こは此段の鹽土ノ神を祭れる社なりとぞ、今ノ世に鹽竈明神と云これなり、】○虛空津日高の御事は、下に申すべし、○易ノ鉤、此ノ時いまだ鉤足はず、字の誤たるならむと、師は云れき、信にかくのみにては、互に鉤と鉤とを相易賜ひし如く聞えて、紛らはし、然れども字の誤たる物とも見えず、本よりたゞ如是ぞ有けむ、さるは弓矢と鉤と易へ賜へるなれど、弓矢の事は、此に用なき故に略きて、一方のみを云るなり、古ノ文なるらむ、○汝命は、那貴美許登と訓べきこと、上【傳七の五葉】に云るが如し、○爲は、美多米爾と訓べし、萬葉に、御爲と多く見ゆ、奉爲と書るをも、然訓ことなり、○議は、許登婆加理と訓べし、萬葉四【卅】に、事計爲、十二【廿】に、事計吉爲、此他も多し、○无間勝間は、麻那志加都麻と訓べし、无間は、書紀に無目と作る意なり、【間は借字、】加都麻は、堅津間の約まりたるにて、書紀には、目無籠とあり、【師は、此書紀の字に依て、無間と書るをも、みな加多麻と訓べし、と云れつれど、此ノ記の字づかひ、加多に勝などは書ることなし、又次に引る如く、和名などにも、加都麻と云る多かるをや、然れば古へ、加多麻とも加都麻とも云りしなり、】こは籠の、編る竹と竹との間ノ堅く緊りて、目の無

ず、水ノ中なる故に、乘と云る、おもしろし、【万葉十一に、海原乃路爾乘哉云々とよめるは、海路を舟に乘を云るなれば、異なり、又靈異記に、乘ノ路而行時云々ともあるは、路のまに〳〵など云意にて、これも別なり、但し此も共に准へて、道のまに〳〵なども訓べきに似たれども、此ノ記の例、まに〳〵と云むに、乘ノ字など書べきに非ず、又書紀には、尋ノ路とあれば、此も乘ノ字は尋を誤れるにや、とも思はるれど、なほ然にはあらじ、】し往者は、伊麻志那婆と訓べし、凡て由佐牟と云べきを、伊麻須と云ること、古言に常多し、中卷明ノ宮ノ段ノ大御哥に、須久々々登、和賀伊麻勢婆、此ノ餘万葉に多く見えたるは、彼ノ大御哥の下に引て、委ク云べし、【傳三十二の三十九葉】○如ニ魚鱗一所造之宮室、魚鱗は伊呂古と訓べし、和名抄に、唐韻云、鱗魚甲也、文字集畧云、龍魚之皮甲曰レ鱗、和名以呂久都、俗云伊呂古、字鏡には、鱗魚介上甲、又伊呂古とあり、【和名抄に、伊呂久都と云るは心得ず、又伊呂古をば、俗云とあれば、俗には非じ、さて又これを、今は宇呂古と云、此ノ宇と伊とは、何れか古ならむ、魚をも、中昔には伊乎と云れども、今は多く宇乎と云る、古言にも宇乎と云り、然れば鱗も、中昔にこそ伊呂古とのみ云れ、古言は宇呂古なりけむも知リがたし、されど古書に然云るなきは見ざれば、姑ク和名抄に隨ひて訓るなり、】さて如ニ魚鱗一と云は、壯麗く大きなる宮の、殿門など、數多並立連りて見ゆる状を、譬へたるなるべし、【屋上の甍のさまを云るが如くにも聞ゆれども、然にはあらじ、さては所造と云るにうとし、】うつほ物語藤原ノ君ノ卷に、四面四町の殿に、面ごとに御門を建て、伊呂古の如くに造り重ねたるおとゞに云々、【おとゞは殿舍なり、】又梅ノ花笠ノ卷に、色々のあげはりを、伊呂古のごと打渡して、云々などいへるも物の數ノ重なり連れるさまの譬なり、【からぶみ楚辭の九歌ノ河伯ノ篇に、魚鱗屋兮龍堂、注に、言河伯所レ居、以ニ魚鱗一蓋レ屋、堂畫ニ蛟龍之文一云々、彫ニ畫奇制一、甚鮮好也云々、河伯水中也、故以ニ魚龍之鱗一以爲ニ宮室一也といへり、また靈何爲兮水中、注に、言河伯之居、宜如レ是、何爲居ニ水中一而沈沒也、また乘ニ白黿一兮逐ニ文魚一、又魚隣々兮媵

直に龍宮とぞ云れたる、佛書を信る人は、然本末の語の別きへだになくて、彼ノ所謂龍宮を、主として云れたるなり、又漢籍にも往々、水神ノ宮の事を云るありて、其はたよく似たる故に、とにかくに此ノ段は、異國書に依て、書れたりとものおもひ、疑ふ人あるなり、されどそはたゞ異國書をのみ信みて、皇國の古ノ傳ヘをば信ざるものなり、凡て皇國は、其ノ書こそ後に出來つれ、其事は、神代より語ノ傳ヘ來つるまゝなれば、ことなく古きを、異國の說どもは、其書こそ、此方のよりやゝ先なれ、說る事は、己がさかしらのみ多くして、古ヘのまゝならねば、返りて皇國書より遙に後なり、然れば此ノ段の傳說ぞ、眞なる本なり、佛書の龍宮は、此ノ綿津見ノ神ノ宮の事の、上代におのづから、天竺などにも、かたはし傳はりたるに、種々の事を造リ加へて說たるものなり、又漢ぶみにも似たる事のあるも、然なり、そもそも皇國は、萬國を御照し坐ス、天津日ノ大御神の本ツ御國なれば、凡て萬ヅの事も物も、みな皇國ぞ本にして主にして、他國々へも、おのづから流れ及びたるものにて、相似たることも、もとより多かるは、彼が吾に似たるにこそあれ、吾が彼に似たるには非ず、然るを世々の物知ル人みな、此ノ元の本末をば、得知らずして、たゞ後に萬ヅの事も物も、異國を學びて、異國より來り、又物語書などに、異國の故事を取て、作りかへたることのあるなどに傚ひて、萬ヅの事みな、異國を本と心得るから、神代の故事などをさへに、其ノ類かと疑ふは、よく異國書に惑へるものなり、よしや本末はしばしおきぬ、天地の中に、人の形を始めて山川草木、其ノ餘の物も、皇國漢天竺と、大かた異なることなく、皆おのづから同じきなれば、古ヘの傳ヘ事なども、此方と彼方と、などかは同じきこともあらざらむ、同じきからに、必ズ彼レを學びたりと思ふは、いと愚なり、人の形も何物も、彼レを學びて造られざれども、おのづから同じきにあらずや、さて又近き代の、なまさかしき人の心には、水ノ中に宮室などのあるべき理リなし、と思ひとるから、かの龍宮などの說をも信ず、此ノ段の事をさへ、實に海底には非ずとして、或は筑紫ノ國近き一ツの島なりといひ、或は琉球ノ國なりといひ、或は對馬なりなども云

て、其證などをも、とり〴〵に云めれど、凡てさる類は、皆古傳に背ける、例の儒者意の私事なり、さばかりさかしく、漢めきて書れたる書紀にすら、内彦火々出見尊於籠中沈之于海、また海底自有可怜小汀、などあれば、海底なることとは、これらの語にても、しるきものをや〕○井上は韋比能宇倍と訓べし、和名抄に、河内國【志紀郡】に井於、甲斐國【山梨郡】に井上と云郷名ありて、共に井乃倍とあるに依れり、【式に大和國平群郡猪上神社、万葉七に井上、これらも地名なり〕井のほとりなり、○湯津香木の事は、上天若日子の段に、湯津楓とありて、其處に云り、【傳十三の二十七葉】○其木上、この上は、下に對ふ上なり、【井上の上とは異なり】次に登其香木とあるにて知べし、

○海神は、和多能迦微と訓べし、【他古書には、常に和多都美神にも、海神と書たれど、此記には、書別けたり】

○相議者也、こは上大國主神段に、御祖命告子云、可參向須佐之男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、とあるに同じ、其前後の凡ての事の趣も、よく似たり、考合すべし、【傳十の三十三葉】さて是まで、鹽椎神の教奉れる語なり、○詳、訓香木云々、舊印本などに、訓香云加都良木とあるは、香下なる木字を、【一行にて並べるに因て】誤て良下に書るなり、又眞福寺本延佳本などには、香下良下共に木字あり、其も非なり、【良下に木字あるは、決くわろし、訓を注するに、訓を用ふること、例もことわりもなし、且加都良紀とは云べくもあらず、若又加都良能紀ならば、必能字も有べきなり、されば此は、香下なる木を、誤て良下に書る本を見て、香下に脱たることをばさとりて、補ひながら、良下なるが錯なることをば、えしらざりしなり〕故今は一本に從ひつ、書紀一書云、時有一長老忽然而至、自稱鹽土老翁云々、老翁即取嚢中玄櫛投地、則化成五百箇竹林、因取其竹作大目麁籠、内火々出見尊於籠中、投之于海、一云、以無目堅間爲浮木、以細繩繫著火々出見尊而沈之、所謂堅間是今之竹籠也、又一書に、是時弟往海濱、低徊愁吟

時有川雁嬰羂困厄、即起憐心、而放去、須臾有鹽土老翁來云々、又一書に、時遇鹽筒老翁云々、計曰、海神所乘駿馬者八尋鰐也云々、【文長ければ、此には畧きぬ、本書を披きて見べし、】などあり、
これら各一の傳へなり、

故隨教少行備如其言即登其香木以坐爾海神之女豐玉毘賣之從婢持玉器將酌水之時於井有光仰見者有麗壯夫（訓壯夫云遠古下效此）以爲甚異奇爾火遠理命見其婢乞欲得水婢乃酌水入玉器貢進爾不飮水解御頸之璵含口唾入其玉器於是其璵著器婢不得離璵故璵任著以進豐玉毘賣命爾見其璵問婢曰若人有門外哉答曰有人坐我井上香木之上甚麗壯夫也益我王而甚貴故其人乞水故奉水者不飮水唾入此璵是不得離故任入將來而獻爾豐玉毘賣命思奇出見乃見感目合而白其父曰吾門有麗人爾海神自出見云此人者天津日高之御子虛空津日高矣

即於內率入而。美智皮之疊敷八重。亦絁疊八重敷其上。坐其上而。具百取机代物。爲御饗。即令婚其女豐玉毘賣。故至三年住其國。

備は都夫佐爾と訓べし、上八千矛神の御歌に、宇都夫佐爾とあり、漏ることなく具備れる意にて、此に、鹽土ノ神の教へし如くにて、事々に【俗言にいふ一々になり、】違へることなきを云り、さて此ノ處の事狀は、かの教へ奉りし語に委く云る故に、此には略きて、たゞ如ニ其言一と云るなり、○豐玉毘賣、名ノ義、書紀一書に、父神の名豐玉彦とあれば、其に因れるなるべし、【父神の名は、貴人の說に、海宮珍寶を有てるによれる名なりと云り、さもあらむか、又たゞ美稱にてもあるべし、】但し此ノ記にては、父神には此ノ名無ければ、豐玉はたゞ比賣の御名にて、容貌の美麗きを稱へたるにもあるべし、山城ノ國風土記に、久世ノ郡水渡ノ社、【祇社】名ニ天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命一と見え、【帳に、水度ノ神社三座とある社なり、】神名帳に、阿波ノ國名方ノ郡和多都美豐玉比賣神社あり、【國帳に、天ノ石門別豐玉比賣ノ神社と云もあり、これは如何なる山の名にかあらむ、】○從婢は、麻迦陀知と訓べし、書紀に此を侍者と書き、又欽明卷に從女、遊仙窟に婢また侍婢など、皆然訓り、前子等等の意なるべし、【等を省き古良を切て加と云、】天皇の御前に候ふ臣等を、前つ君【書紀景行ノ卷ノ歌に、摩幣菟耆瀰とあり、後に音便に轉りて、まうちぎみと云、】と云と、意ばへ似たり、子等とは、女を云古言なり、万葉などの歌に多し、【子等とは、一人をも云へば、良と多知と重なること、妨ゲなし、】○玉器は、多麻母比と訓べし、書紀武烈ノ卷ノ歌に、駄摩暮比儞瀰逗佐倍母理、【玉盌に水さへ盛なり、】とあり、和名抄瓦器類に、說文云、盌小盂也、字亦作椀、辨色立成云、末里、俗云毛比、【毛比はいと古き名なるを、俗云とあ

ろは誤なり】万葉四に片垸、【垸ノ字は、埦の誤か】大膳式に、片埦十二口、片埦四十八口、片埦八十七口、盟受ノ宮ノ儀式帳に、御水四毛比、御水六毛比、など見えたり、【主水、又さいばら飛鳥井ノ哥に、御毋比も寒しなど云る毋比は、水を云り、但し池川などにたゞある水を、凡て毋比とはいはず、汲て飲む水の名なり、其ほかの武烈紀の哥などを以て思ふに、盛る器の名より出たるにやあらむ】また内膳式に、𤭯十一口、【汲運水料】由加十六口、【汲運水料とあり、和名抄に、俗人呼大補爲由加乎介】主水式に、汲水料器に、缶一口、土埦一合、【加盞】片盤五口など見え、此ノ外も水を盛器種々、式に見えたり、さて後ノ世には、井より水を汲揚るには、必縄など著たる都流倍を用ふる事なれども、【和名抄に、罐汲水器也、楊氏漢語抄云都流閉】上代の井は、淺き泉なるなども多かりしかば、【今も山里などのは然なり】盛器を以て、直に汲揚もしつとおぼしければ、此の玉器も、盛器以て汲にてもあるべく、又汲たるを盛る料にても有べし、【次の文に、酌水入玉器貢進とあれば、汲揚るのみの料の器には非ず】書紀には此を、玉鋺玉壺玉瓶など作れたり、皆タマモヒと訓べきなり、【玉鋺をタマ、リと訓たり、麻理も、古き名とは聞えたり、なほ鋺の事は、下卷若櫻ノ宮ノ段に、隱面大鋺とある處、傳卅八に云べし】竹取ノ物語に、天人のよそほひしたる女、山中より出來て、銀のかなまりを持て、水を汲ありく云々、○有光は、加宜阿理と訓べし、書紀に、見人影在於井中とあり、【此には、影ノ字をかゝずして、光ノ字を書るを思へば、比加理とも訓べきにや、されど白檮原ノ宮ノ段に、其井有光、とあるなどゝは異にして、是は光明のあるには非ず、たゞ影を云なり、加宜は、かゞやくかぎろひなど云、かがかぎなどゝ、本同言なれば、比加里と云ても、終には同意になるなり】火遠理ノ命の樹ノ上に坐す影の、井の水にうつりて見え賜ふなり、○訖、訓牡夫云々、此ノ注は、既に上大穴牟遲ノ神ノ段に有れば、又此處には無くてありなむ、○見其婢、この婢は、袁美那と訓べし、○乞欲得水は、美豆袁延志米余許比賜と訓べし、【えしめよは、えさせよと云む

がごとし、】万葉廿【丁】に、山人乃和禮爾依志米之山都刀曽許禮、○婢乃、この婢は、又麻加多知と訓べし、○御頸之璵は、上に出、【傳七の三葉】○含口は、美久知爾布々美弖と訓べし、書紀應神卷、大御哥に、府保語茂利、万葉十四【五丁】に、布敷賣留、十八【丁】に、敷布賣利、十九【丁】に、布敷賣流波、廿【丁】に、保々麻留等、又【丁】布敷賣里之、また六【丁】に、含而、八【丁】に含有などあり、さて如此玉を御口に含ましで、唾出し賜ふは、いかなる由にかあらむ、詳ならず、【師には、御口含給へるは、玉を嘲侮き賜へるにぞ、と思ひしかど、下ノ文のさま然は聞えず、若くは玉を、器に著て、離れざらしむる術にやありけむ、神代にさる類の術、をり／＼見ゆ、さて然此ノ玉を、器に著て離れざるべく爲賜ふは、必ス海神ノ女に見せ賜はむとてなり、其は此ノ玉、尋常の器の下とは、離れて、貴寵きを見て、凡人に非ることを、知しらしめむための御所爲なるべし、なほよく考ふべきことなり、】○璵任著は、多麻都岐那賀良と訓べし、万葉十六【丁】に、角附奈我良、○我井上、この我と云言の用ひざま、何とかや漢文のさまに聞ゆれども、上代にもありしことにぞ有けむ、吾君など云は、もとより古言なるを、これと同じければなり、下なる吾門も同じ、【伊勢物語に、わがみかど六十餘國と云るは、漢文の吾朝を取れる物なれども、此も古言に違ひはせじ、凡て有の類の吾は、つねに云吾門吾家などゝは、いさゝか異なる故に、かく論ふなり、】今ノ俗言に我御前と云意なり、○我王は、綿津見ノ神を指て云るなり、【役夫と云に、王ノ字を書るは、佛書の海龍王を思へるにや、こは皇國を離れて、外なる域なれば、王と云まじきにも非るが如くなれど、なほ古文には、かゝる處には、いかでなる字づかひなり、書紀にも、我王また其王など書れたり、】こゝは阿賀岐美麻佐理弖と訓べし、益我とは、此ノ婢の心に當に、綿津見ノ神をのみ、最貴き物に思ヒ居によりて云る稱なり、【たゞ神とのみ云ては、其意見えず、】書紀一書に、告其王曰、吾謂我王獨能絶麗、今有一客、弥復遠勝、とあるが如し、○貴は、次なる豊玉毘賣ノ命ノ御哥に、斯良多麻能、岐美何余曽比斯、

多布斗久阿理祁理、万葉二十卷に、春花之、貴在等、催馬樂に、安名多不止、介不乃太不止在也、などあると同くて、美く好き意なり、其ノ貴きの大義なり、【太古太祝詞、太幣、などの類の太と、同言にて、多布斗伎は、太きに、多の添りたるなり、後世には、音便に、多布斗をば、たふとゝ呼故に、異なるが如くなれども、古ヘは本ノ音のまゝに呼つれば、同じことなり、】○奉水者は、たゞ多弖麻都理斯加婆と訓べし、水ノ字は讀ムべからず、【上に水といふことはあればなり、】○伴人將來は、伊嘽那賀良毋知麻韋伎弖と訓べし、書紀云、門前有一井、井上有一湯津杜樹枝葉扶疏、時彦火々出見尊就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、因擧目視之、乃驚而還入、白其父母曰、有一希客者在門前樹下、一書に、有一美人容貌絶世、侍者群從、自内而出、將以玉壺汲玉水、仰見火々出見尊、便以驚還、而白其父神曰、門前井邊樹下、有一貴客、骨法非常云々、一云、豐玉姫之侍者、以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中、則倒映人笑之顔、因以仰觀、有一麗神倚於杜樹、故還入白其王、一書に、門前有一好井、井上有百枝杜樹、故彦火々出見尊跳昇其樹、而立之、于時海神之女豐玉姫、手持玉鋺來、將汲水、正見人影在於井中乃仰視之、驚而墜鋺、々既破碎、不顧而還入謂父母曰云々、などあり、かくて玉を唾入賜へる事は、書紀には何れの傳にも見えず、○見感は、美米傳弖と訓べし、米傳てふ言は、書紀允恭ノ卷ノ大御哥を始めて、多く見えたり、【めづらし、めでたしなども、此言より出たるなり、】見感は、中卷白檮原ノ朝ノ段、倭建ノ命ノ段などにも見えて、記中に、見驚見畏、などある類の古言なり、○日各の事は、上に云り、【傳十の三十五葉】○而白の而ノ字、延佳本又一本などには無し、【舊印本には、而ノ字は有て、白ノ字を脱せり、】今は眞福寺本又一本に有るによれり、○天津日高上に出、【傳十五の三のひら】○虚空津日高、谷川氏、天津日高は天子の稱、虚空津日高は太子の稱なりと云り、【此說古意に非るが如聞ゆれど、よく考るに、】信に然るべし、其故は先、邇々藝ノ命穗々手見ノ命鵜葺草葺不合ノ命、また大

津日高と申せる、これ天津日高所知看せるうへの大御稱なり、かくて此は、穂々手見命、いまだ皇太子にて坐しほどなるが故に、天津日高之御子と申せり、【此にては、天津日高は、此尊の御稱には非ず、】さて其を虚空津日高と稱す所以は、虚空は、天と地との中間なる故に、天津日高に並て尊み申す御稱なるべし、【常には通はして、天をも蘇良といひ、虚空をも阿米と云こともあるは、地よりいへば、虚空も天の方なればなり、故今世の言には、上を蘇良と云こともあるなり、また地上即天など云は、漢籍の意なれば、云べきにあらず、】書紀神功卷に、於天事代、於虚事代云々、これ天と虚空とを別言る例なり、書紀一書に、自其父神曰、門前井邊樹下、有一貴客、骨法非常、若從天降者、當有天垢、從地來者、當有地垢、實是妙美之虚空彦者歟とあるは、いたく異なる傳なれども、虚空彦と云稱、又虚空を、天と地との間に取れるなどは、此に似依れることなり、【右の書紀の意は、天垢もなく、地垢もなしと云て、虚空を殊に勝れたる意に取れるものなり、然れば此記の虚空津日高も、其意かとも云べけれど、此記には、天津日高と申す至尊き御稱ありて、其御子とあれば、其に並る御稱なること論なし、然れば虚空を、天と地との中間にとれることは同くて、其中間を、並るかたに取ると、勝れたる方に取れるとは、異なり。さて此記には、虚空津日高とあるを、書紀には虚空彦とあり、又邇々藝命の御名の天津日高も、天津彦とありて、凡て書紀には、日高と申す御名なし、此は思ふに、當代の天皇の大御名、氷高と申せるを諱て、撰者の心しらひを以て、みな彦に改められたるにぞあるべき、されど其はいみしきひがことなり、御代の天皇の御名に觸ればとても、皇祖神の御名を改むべきにあらず、且天津彦彦云々と、彦と云ことの重なれるもいかゞ、】○美智皮、書紀に、海驢と作て、此云美知とあり、釋に海馬也と注し、【海馬は漢名なり、本草に、陳藏器曰、海驢海馬等、皮毛在陸地、皆候風潮則毛起、】口決には、海驢之皮、在海中、潮滿則自起毛、とのみ云て、其物のさまは云はず、建長八年百首に、衣笠内大臣、我

戀は海驢の寐流れ將やらぬ夢なりながら絶やはてなむ、【夫木集に出】紀國人の云く、今紀の海に、阿志加と云物あり、多く其處にて昔より、字には海島と書來れるよし、日高郡の海中に、阿志加島と云島のあるに、年毎の秋冬のころ、多く來て、岩の上に臥り、又波の上に浮びながらも熟睡て、凡て寤ることの遲き物なり、大きなるは長さ一丈許りなるもあり、足は無くて、水掻の如くなる物あり、此物西國の海にもあるなり、和名抄に、葦鹿と云物を載て、本文未詳としるせり、思ふに是海驢なるべし、と云り、【或人は、阿志加は、本草綱目に海獺とある物なりと云り、】或書には、山東志曰、海驢、出二文登海中一、狀如レ驢、常於二秋月一、登二島産乳一、其皮製爲二雨具一、水不レ能レ濕、今按に、海中に登臨と云物あり、岩屋の内に上り、よく睡る物なり、皮は馬具に用ふ、其首馬に似て、大きさは小馬ばかりなり、これ海驢なるべし、陸奥松前蝦夷、又國々の海邊にも、稀にあるなり、と云り、【本草綱目に、東海島中出二海驢一、能入二水不一レ濡、】又或人の云く、今も北海に海驢あり、其皮、潮滿れば毛に、潮干れば枯る、今も敷皮にするなり、と云り、右の説どもの内、何れか正しく實に當るべき、【かの紀國人の云る阿志加と、或書に云る登臨とは、一物の、地によりて名の異なるか、はた別物か、なほよく尋ぬべし、相違からぬ物とは聞えたり、又近き年、西國の海にて捕れりとて、木豹と云物を、觀せ物にしたる、長さ三尺許ありて、阿志加のたぐひなる物と見えたり、こは己も正しく見たる物なる故に、云なり、木豹と云名は、皆にみだりに著たるなるべければ、依るに足らざることなり、】今世にも、美智と云名の殘れる地は無きにや、尋ねて定むべし、○疊は、白檮原宮段大御歌に、須賀多多美、伊夜佐夜斯岐弖、倭建命御歌に、多多美許母、幣具理能夜麻能、遠那賀宮段御歌に、和賀多多美、などありて、いと古き名なり、皮を以て疊と云る例、此次に引る、弟橘比賣命云々、萬葉十六、韓國乃云々、などのごとし、さて皮疊絁疊などあるを以て見れば、上代には、氈茵などのたぐひをも、凡て多々美と云りしなり、【右の白檮原朝の大御歌に、菅疊を敷て、二人御寐坐しよ

しあれば、敷て寢る物をも、疊と云しことを知らる、】和名抄に、疊、和名太々美、【此ノころに至りては、疊と云は、今ノ世にいふ疊にて、皮疊などのをば、疊とはいはず、蒲席など、おの／＼別なり、さてその疊に、又品々あり、長帖短帖狹帖半帖、又厚帖薄帖などあり、帖ノ字は、疊と音を通はして用るなるべし、さて又其ノ端に、繧繝端、錦端、兩面端、布端、絲端、黃端など、くさ／″＼あり、掃部寮式などに委く見えたり、海人藻芥に、疊事、帝王繧繝縁也、神佛前半疊、用ニ紅繧繝一、此外更不レ可レ用者也、大紋高麗縁、親王大臣用レ之、以下更不レ用レ之、大臣以下公卿、小紋高麗縁也、僧中、僧正以下、同有職非職、紫端也、六位侍黃端也、諸寺諸社ニ執事、皆用ニ黃縁一云々、四位五位雲客、用ニ紫縁一也】〇絁ノ字は借字なり、和名抄には、絹、和名岐沼、帛、俗云波久乃岐沼、絁、和名阿之岐沼、【阿之岐沼とは、唐韻云、絁紬似レ布也、と云る如く、麁く惡き絹と云意の名なり】などありて、各差別あれども、古書には、たゞ伎奴に、絹ノ字をも、絁ノ字をも、通ハシ用ひたり、〇八重は、例の彌重にて、たゞ幾重もと云ことなり、書紀に、海神於是鋪ニ設八重席薦一以延内之とあり、此ノ記中卷倭建ノ命ノ段、弟橘比賣ノ命の、海に入リ坐ス處に、以ニ菅疊八重、皮疊八重、絹疊八重一敷ニ于波上一而下ニ坐其上一とあり、さて万葉七に、吾疊三重乃河原之、【三重とつゞくるは、三にはかゝはらず、たゞ重にかゝれり、然るを三重に、其ノ中實を云など云は、後ノ世ノ意なり】十六 廿丁 に、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺、八重疊、平群之山爾、【八重疊までは、みな序なり】又右に引る、倭建ノ命の御哥などみな、疊は幣へ云に係たる序にて、【幣は、卽チ重ニ重などの重の意なり】幾重も重ぬる物なる故に、然つゞけたるなり、さて物を疊ぬるを、多々牟とも云ば、疊と云名も、重ねるよしなり、【廣き物を、狹く折約むるを、多々牟と云も、折れば重なる故なり】然れば疊は、上代には、幾重も重ね敷たる物なり、【万葉十一に、疊薦隔編數、十二にも、疊薦重編數とある、此は薦を幾重も重ねて編て、一ツの疊に造るを云り、ことはやゝ後の事にて、か

の上代の如く、疊重ね敷べきを、便よく一に編重ねて、厚く造り成せる物なるべし、上代の疊は、後ノ世の如く、厚き物とは見えず、】後世の今食新嘗祭などに神座に、八重疊と云を設けらるゝは、上代の儀なり、○敷二其上一の其ノ字、舊印本又一本などには、具とあり、今は眞福寺本延佳本に依れり、○坐二其上一の坐は、[illegible]世[illegible]弖と訓べし、書紀清寧卷に、[illegible]二[illegible]一[illegible]二[illegible]坐一、敏達ノ卷に、請二其佛像二軀一、孝徳ノ卷に、迎二佛像四軀一使レ坐二于塔内一、万葉十二ノ卷に、倍予[illegible]南、これ等にも麻世と訓ること多し、今ノ[illegible]を約めたる古言なり、○百取ノ机代ノ物、上に出、○具は曾那倍弖と訓べし、祝詞に、[illegible]足弖と云ると同くて、今ノ俗言に、とりそろへてと云意なり、【俗に、神に物を供るを、曾那布流と云は、具へて献るより轉れるなり】○令婚は、阿波世麻都理伎と訓べし、書紀一書云、於是豊玉彦遣レ人問曰、客是誰者、何以至レ此、火々出見尊對曰、吾是天神之孫也、乃遂言二來意一、時海神迎拜、延入、慇懃奉慰、因以二女豊玉姫一妻之、故留二住海宮一、已經二三載一、一書に、是時海神自迎延入、乃鋪二設海驢皮八重一、使レ坐二其上一、兼設二饌百机一、以盡二主人之禮一、一書に、海神聞之曰、試以察之、乃設二三床一請入、於是天孫於二邊床一則拭二其兩足一、於二中床一則據二其兩手一、於二内床一則、寛坐二於眞床覆衾之上一、海神見之、乃知二是天神之孫一、益加崇敬、

於是火遠理命、思二其初事一而、大一歎、故豊玉毘賣命、聞二其歎一以、白二其父一言、三年雖レ住、恒無レ歎、今夜爲二大一歎一、若有二何由一故、其父大神、問二其聟夫一曰、今旦聞二我女之語一云、三年雖レ坐、恒無レ歎、今夜

爲大歎若有由哉亦到此間之由奈何爾語其大神備如其兄罰失鉤之狀是以海神悉召集海之大小魚問曰若有取此鉤魚乎故諸魚白之頃者赤海鯽魚於喉鯁物不得食愁言故必是取於是探赤海鯽魚之喉者有鉤即取出而淸洗奉火遠理命之時其綿津見大神誨曰之以此鉤給其兄時言狀者此鉤者淤煩鉤須須鉤貧鉤宇流鉤云而於後手賜（淤煩及須須亦宇流六字以音）然而其兄作高田者汝命營下田其兄作下田者汝命營高田爲然者吾掌水故三年之間必其兄貧窮若恨怨其爲然之事而攻戰者出鹽盈珠而溺若其愁請者出鹽乾珠而活如此令惚苦云授鹽盈珠鹽乾珠并兩箇即悉召集和邇魚問曰今天津日高之御子虛空津日高爲將出幸上國誰者幾日送奉而覆奏故各隨己身之尋長限日而白之中一尋和邇白僕者一日送即還來故爾告其一

尋和邇然者汝送奉。若渡海中時無令惶畏。即載其和邇之頸送出。故如期一日之內送奉也。其和邇將返之時。解所佩之紐小刀著其頸而返。故其一尋和邇者於今謂佐比持神也。

思其初事とは、たゞ本國を戀しく所念看なり、【かの御兒の、鉤を責賜ひし事を指が如く聞ゆれど、然にはあらず、】さるは三年にもなりぬる前の事なる故に、初ノ事とは云るなり、書紀に、留住海宮、已經三年、彼雖復安樂、猶有憶郷之情、故時復太息、豐玉姫聞之、謂其父曰、天孫悽然數歎、蓋懷土之憂乎、一書に、是後火々出見尊數有歎息、豐玉姫問曰、天孫豈欲還故郷歟、對曰然、豐玉姫卽白父神曰、在此貴客、意望欲還上國、などあるを以見べし、○大一歎は、意富伎那流那宜比登都志賀比伎と訓べし、【舊印本延佳本などには、オホキニナゲキマスとよみ、師は、イタクナゲキタマヘリと訓れき、みな字のまゝに訓むは、なべてのことなれども、若然訓べくは、一ノ字を加へては書まじきに、此にも下にも一ノ字あるは、必用あるべきものなり、故くさぐ〜思ひめぐらすに、字のまゝに、オホキニヒトタビ云々、なども訓べきかとおもへど、それも古ヘの雜言のさまにあらず、】那宜伎は長息にて、心に思ひ結ぼるゝ事あるをりは、長き息の衝るゝを云、【さるは哀き事憂しき事などには、もとよりにて、嬉しきこと愛きことなどにも、凡て心にあまりて、ものおもふ時には、長息あり、漢國にても、歎ノ字なども、何れにもわたること、此間と異なることなし、さて其中にも、哀き事憂しき事などには、殊に深く心に結ぼるゝ物なる故に、後には、もはら其方にのみ用ひて、那宜伎と云へば、やがて哀み憂ふることにもなれり、】か

葉十三丁左に、吾嘆八尺之嘆、又卌丁枕不足八尺乃嘆、十四廿丁に、也左可杼利、伊伎豆久伊毛乎、【これ鳴鷗は、息の長き鳥なる故に、八尺鳥と云て、息衝の枕詞とせり、】などあり、これら息のいと〳〵長き由に、八尺と云り、伊伎豆久伊毛など、よめるも、長き息を衝て、戀思ふ妹と云ことなり、同左丁に、和何那宜久、於伎蘇乃可是、【長き息の風なり、於伎蘇は、息嘯なるべし、】などもよめり、大とは、其長息の聲の、高く大きなるを云、【漢文にも、長大息と常に云り、】思ひの深きまゝに、其聲も大なるなり、万葉十三廿四丁に、此床乃、比師跡鳴左右、嘆鶴鴨、廿卌丁に、於比曾箭乃、曾與等奈流麻弖、奈氣吉都流香母、古今集戀に、つれもなき人をこふとて山彦の答へするまで歎きつるかも、これら長息の聲の大きにて、物に響きたるよしなり、一は、一聲なり、長息に數を云ること、中卷倭建命の、阿豆麻波夜と詔へる處にも、三歎とあり、【されど彼は、三をミタビなどは訓まじきことよ、彼處に云が如し、漢文に一唱三歎など云り、】万葉四卌丁に、遍多嘆久嘆などあり、さて此は、所念すことの淺くて、唯一聲なるには非ず、此時まで御心に隱て、顯し賜はざりしを、三年にもなりて、甚久しきほどに、今は得忍び敢たまはで、思ほえず出たる一聲なり、一と云るに、其意見えたり、【次なる言に依るに、豐玉毘賣、此御長息を聞て、驚き賜へるさまなれば、此比賣にも、國思び給ふことを、語り賜はざりしなり、然れば御心に隱給へりしこと、いよゝしるし、書紀に、此長息を、歎或は時などあるとは、趣異なり、】○恒無歎は、都泥波那宜加須許登母那加理斷爾と訓べし、都泥波は、今までは云意なり、【故に者と云辭を添て訓り、】其は中卷倭建命段に、吾心恒念自虛翔行、万葉七丁に、常者曾不念物乎此月之過匿巻惜夕香裳、などの如し、○今夜は、昨夜を云るなり、此は次の父神の言に、今旦云々とあれば、御歎を聞賜ひし、明朝の詞なればなり、其夜明て後も、なほ今夜と云こと、津國風土記、夢野鹿事を記せる處に、明旦、牡鹿語二其嫡一云、今夜夢吾背爾雪零於祁利止見支、伊勢物語に、今夜夢になむ見え給ひつると云りければ、源氏物語野分卷、

野分せし明旦の詞に、今夜の風とあり、和泉式部物語に、いたく零明して、明旦、今夜の雨の音は云々、○若有何由は、毋志那爾能由惠阿流爾加と訓べし、若と何とを重ね言ること、穏ならず聞ゆれども、下ノ文に、若渡ニ海中ニ時無ㇾ令ニ惶畏ㇾと あるも、若と無と重なれる、古言には、かく格にも云けむかし、【書紀仁德ノ卷大后ノ御哥に、あによくもあらず、万葉四に、豈不益嬾などある、豈の用格も、聞つかぬこゝちす、これらの類なり、今ノ俗言の格をもていはゞ、何ぞの由あるか、と云意に見れば、若と云言、穏なる如くなれども、何と云言を、然用ひたること、雅言にはたえて見あたらず、】○父大神、こゝに至りて大神と云るは、火遠理ノ命の御舅翁になり賜へる故にやあらむ、○聟夫は、御聟古能佐と訓べし、【たゞ聟古とのみ訓むは、輕きが如くなればなり、】和名抄に、爾雅云、女子之夫爲ㇾ壻ニ和名無古と見え、字鏡には、聟毛古とあり、○今且、且ノ字、諸本並如此あれども、決く旦を誤れるなり、祁佐と訓べし、○爲ニ大ニ歎、ここには一ノ字なし、さもあるべき處なり、○若有ㇾ由哉、書紀には、海神乃延ニ彦火々出見尊ヲ從容語曰、天孫若欲ㇾ還ㇾ郷者、吾當ㇾ奉ㇾ送とあり、○亦到ニ此間ニ之由奈何、書紀には、娶ニ豐玉姬ニと云より前に、因問ニ其來意ヲ時、彦火々出見尊、對以ニ情之委曲ヲ云々とあり、一書どもゝ同じ、信に此ノ事は、初ノに先ヅ問賜ふべきものなり、然るを此記には、此に至て問給ふは、御長息の事を問せるに就て、其ノ所由は奈何なるにかと所思すから、其につきて先ヅ初ノ此處に來坐る所由をも、問給へるなり、【此處を此間と書くことは、漢文に常多くして、万葉などにも多し、】○詔は波多禮流と訓べし、上には、乞徵とありき、○海之大小魚は、波多能比呂母能波多能佐母能と訓べし、【書紀の大小之魚をも、あ[illegible]く訓べきなり、】こは上ノ天ノ宇受賣ノ命ノ段に、悉追ニ聚鰭廣物鰭狹物ニ以問言とあると、語のつゞきさへ全同じ、【此記の例、同言を、一ツは言のまゝに書き、一ツは意を以て書るが多きこと、首ノ卷に云るが如し、此も意を以て書るものにて、訓は上なるに效はせたるなり、】又書紀一書に、此をすなはち盡ニ召ニ鰭廣鰭狹ニ而問之、としるされたる

を以てさとるべし、【かく訓べきことを知らずして、かの大小之魚を、トホヒロクヒヤイヅドモ、或はトホシロク云々、
など訓るは、古言めきて、何とかや由ありげに聞ゆれど、みなひがよみなり、】〇頤者、この言いかゞ、鉤を呑たりし
は、三年前なるべきをや、されば此は、書紀に、【一書】赤女久有口疾とある久ぞ、當りて聞えたる、〇赤海鯽魚は、
多比と訓べし、鯛なり、書紀には、赤女とありて、赤女、鯛魚、名也と注あり、【但此注は、後人のしわざにもあらむ
か】一書には、赤女亦云赤鯛とあり、又一書には、鯛女、又一書には、赤女とありて、即赤鯛也と注せり、さて仲
哀巻に、海鯽魚とあると、和名抄に、辨色立成云、海鯽魚 知沼、とあるとを合せて見れば、赤海鯽魚に、鯛なること
決し、【知沼は、鯛の色の黒き物にて、黒鯛の類なり、和名抄に、知沼と久呂多比とは別なれど、違からぬ物なり、さ
てつねの鯛は、知沼と形全く同くて、色赤き故に、赤海鯽魚と書るなり、橿を白檮と書るたぐひなり、又仲哀巻なる
は、色の赤き黒きを一つにして、海鯽魚を鯛にあてたるものなり、凡て古書に、物の漢名を書ること、其人の心々にて、
右の如く少しづゝの違もあり、彼此をよく考合せて、定むべし、よくせずはまぎれぬべきものぞ】多比は、和名抄に
は、崔禹錫食經云、鯛、味甘冷無毒、貌似鯽、而紅鰭者也、和名太比と見え、字鏡にも、鯛太比とあり、【師は、此の
赤海鯽魚をも、書紀に依てアカメと訓れたり、其もさることなれども、此記の例、若あかめならむには、直に赤女
と書べきなり、さて又書紀の赤女を、赤鯛也とあるに依て、或説に、鯛の中の一種、一向赤きなりとするは、わろし、
後世にこそさもいふめ、上代には、さばかり細に分て、名くることはなかりしぞかし、赤鯛とあるも、即よのつね
の鯛にて、黒鯛の類もあるに對へて、赤字は添たるものなり、然るにかの仲哀巻に、海鯽魚をタヒと訓るにつきて、
此の赤海鯽魚をもアカダヒと訓て、かの殊に赤き一種と心得るは、非なり、又アカチヌと訓るも、非なり、】さてこの
多比の下に、那母てふ辭を讀添べし、語の勢必然るべし、〇喉は能美斗と訓べし、呑門の義なり、和名抄に、喉、

和名乃無止、【こは其を音便にんと云、後のことなり】万葉五に、能杼與比と云言あり、【喉に喘をいへり】其を省けるなり、【かくさまに省き云ノ下は、多く濁る例なり、今ノ世にも能杼と云り】○鯁は、能義阿理と訓べし、和名抄に、唐韻云、鯁魚刺在喉也、和名乃木と有り、【又字書に、骨不下咽也とも注せり】○愁言故の三字を、宇禮布禮婆と訓べし、身の憂を人に告るを、宇禮布と云故に、愁言ノ二字を然訓り、【さて禮婆と云に、故ノ字の意はあり】○是とは、赤海鯽魚を指て云なり、【許禮賀と云意なれども、かゝる處を賀と云は、雅言に非ず】古文に此例多し、【漢文の是ノ字の格とは、異なり】書紀云、海神乃集大小之魚逼問之、僉曰不識、唯赤女、比有口疾而不來、固召之、探其口者、果得失鉤、一書に、海神於是總集海魚覓問其鉤、有一魚對曰、赤女久有口疾、疑是之呑乎、故卽召赤女云々、一書に時海神便起憐心、盡召鰭廣鰭狹而問之、皆曰不知、但赤女有口疾不來、【亦云口女有口疾】云々、於是海神制曰、儞口女、從今以往、不得呑餌、又不得預天孫之饌、卽以口女魚所以不進御者、此其緣也、【此ノ一書、上には赤女と云て、下に口女と云るはいかに、初ノに、赤女とあるは、口女を寫誤れるにや、また亦云口女云々の注も心得ず、こは一本にかくありしを、後ノ人の注せるにや】一書に、海神召赤女口女、【赤女卽赤鯛也口女卽鯔魚也】問之時、口女自口出鉤以奉焉、○滌洗は須麻志弖と訓べし、洗ひ淸むるを須麻須と云り、○給其兄、こは火遠理ノ命を尊崇み、又火照ノ命を賤め悪みて、御兄なれども、給ふと云るなり、○淤煩鉤、書紀一書に、因教之曰、以此與汝ノ兄時、乃可稱曰大鉤踉䠙鉤貧鉤癡騃鉤、言訖則可以後手投賜、とあると相照して考るに、淤煩鉤は大鉤に當れり、【大は借字なり、此ノ大ノ字の意を以て說ては、あたらぬことなり、餘の三鉤は、皆借字に非れども、此ノ大のみは、借字とせざれば、意明らかならず】煩は濁音なれども、此ノ淤煩の煩は、淸ても云り、此ノ言は、万葉卷々

に、鬱悒と云ことおほかる是なり、四の巻に、朝居雲乃鬱たどもあり、明らかならざる意なり、【下の十六葉、十二の十八葉などに、不明とあるを、今本にはホノカニモと訓たれど、是もオホヽシクと訓べき歟、ほのかも、本はおほのかのおの省かりたるなり、】これを假字には、於保々斯久など、保には多く清音の字を用ひたり、【五ノ巻十一、巻十四、巻十六ノ巻】然るに又十七下ハには、於煩保之久と濁音にも書り、【清ても濁りても云る言なるべし、】又おぼつかなし、【此レも常には煩を濁るを、万葉八、巻十、巻などには、於保束無と、清音の保を書たり、】おぼろなども、明らかならぬを云て、本同言なり、【又かの鬱悒を、イフカシとも、イブセシとも訓る處ある、これらの伊布も、淡煩と通ひて、おほヽしくと、本は同し、淡と伊と通ふは、淡海と伊淡とのごとし、さて此いふかしいぶせしの布も、常に濁れども、万葉には多ク清音に書り、】又おぼろかおほよそおろそかおほかたなども、委曲ならぬを云ば、本は明らかならざる意にて同じ、淡音とのみも云り、さて此の淡煩は、鬱思ふことの有て、心の晴せぬ意なり、【心を晴らすことを、明らむと、万葉などに云れば、晴しせ敢は、明らかならざるなり、】万葉二ノ下、日並皇子尊の殯宮の時、舎人等の慟傷て作る歌の中に、朝日照島乃御門爾鬱悒人音毛不爲者眞浦悲毛、四ノ巻に、今更妹爾將相八跡念可聞幾許吾胸鬱悒將有、五ノ巻に、國遠伎路乃長手遠意保々斯久許布夜須疑南己等騰比母奈久、【許布夜は、今夜なり、】これらは鬱悒の如し、〇九ノ巻、菟原處女墓歌、【ふせやたきの條】に、廬八燎須酒師競云々、すゝしきこひとは、壯士どもの、心の進みすゝみて、身もしらず、競ふを云、古事記に須須鉤とあるを、神代紀に蹻躍約と書たり、是もすゝると同意なり、又古事記に、美人驚而立走伊須々岐伎とあるも、立走りすゝろぎたるなり、後の書に、すゞろそゞろなど云るも是なりとあり、又上須佐之男命の、於勝佐備云々とある處、【傳八の四葉】に引る師說に、佐備は須佐備なりとある、此によく當れり、佐と須々と同くて、かの須佐備は、進み荒ぶるなれば、こゝの須々も、進みすゝろぎて荒ぶる意なり、書紀に、蹻躍約此云須々能美」とあり、【上に、蹻躍欲行

貌と注し、又蹻ハ急行ナリとも注し、又字書に、踉ハ高ク蹈ム也とも、また跳踉ハ踊躍ノ貌なども注せり、すゝみすゝろぐ意に近き字なり、又字鏡に、猖獗ハ須々乃彌とあるも、荒ぶる意に近し、獗ノ字は獗なるべし、さて須々能美の能美は、其言を活用す辭にて、音をおとなひ、商をあきなひなど云、那比の類なるべし】此ノ記に能美てふ辭なきは、訓言なる故に、言の調をなして、湊煩須々麻治宇流と、皆二音に齊へたる物なり、【書紀一書に、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根とあるも、本始根と換て、言を文なせるなり】さて此ノ四ッ皆本は用言なるを、此にては躰言になせるなり、【其由は下に云】凡て用にも躰にも云ヮ言は、用の時は、下に活く辭を加へ、躰の時は、其を除くこと多くして、【用言には、渡り渡ると云を、躰言には海と云、用言には、歌ひ歌ふと云を、躰言には歌と云たぐひなり】かの意保々志久などは用言なるを、此には躰言に湊煩といひ、須々牟須々呂久などは用言なるを、此には躰言に、須々と云り、【又須々能美と云は、用言なるを、下なる活く辭をそのまゝにて、躰言になせるにて、渡りと云用言を、そのまゝにて、渡る處を指して、躰言にも渡りと云、歌ひと云用言をそのまゝにて、歌ふ物をも、謠と云が如し、此ノ例も常のことなり】○貧鉤は、麻治知と訓べし、書紀にも如此ありて、昔より然訓來れり、麻治は、麻豆志の切まりたるか、はた麻豆志は、本は麻治志にてもあらむ、○宇流鉤は、書紀に、癡騃鉤、此云于樓該膩とあり、此ノ字の意なり、【騃も、字書に癡也と注せり】又景行ノ卷に失意とあるなども、【敏達ノ卷に、於間癡と云人ノ名もあり】同言ならむか、【俗言に、うろたゆ、うろうろ、うろなど云言も、同言の轉れるなり、又水の凍からざるを、ぬるしと云も、うるしと通へり、物を塗物を、うるしと云にて知べし、又俗に、鈍きことを、ぬるしと云も、宇流の意なり】さて書紀には于樓該とあるを、此記に該の無きは、上の須々の例の如く、皆二音に齊へたるなり、さて右の四ッの鉤は、皆書紀の訓注に、膩とあるに依て訓べし、【膩は女利反にて、知の濁音の假字なり、但湊煩鉤貧鉤の二ッは、清音に訓べし、上の煩治の濁音と重なればなり、古言に濁音の

二ツ重なることは、をさ〳〵例なし、】これに二ツの考あり、一ツには、佐知の知と同くして、取なり、【海佐知山佐知の佐知は、幸取の意なること、上に云るがごとし、】其由は、此ノ失ひ賜ひし釣鉤は、もと海佐知毘古の幸取なるを、今は詛ひて、其ノ幸ノ反の不幸事どもを取具と云意にて、【幸取も、幸を取具と云意なること、上に委ク云り、】鬱悒取、踉蹡取、貧取、癡騃取なり、【此ノ四ツは、不幸事どものかぎりなり、さてかく某取と云ときは、上の言みな躰言なり、】さて取の意なるに、鉤字を書るはいかにと云に、其ノ取ノ具即ノ鉤にて、備にいへば、某取鉤と云ふことなればなり、【かの佐知も、備に云ば、幸取弓幸取鉤と云ことなるに同じ、】二ツには、鉤ノ字は、もと釣なりけむを、後ノ人さかしらに、鉤の誤リとして改めつるか、【書紀今ノ本に、此ノ二字は、たがひに誤れる處多し、又書紀に效ひて、此記も同く改めたりけむ、眞福寺本には、此ノ四ツの鉤、みな釣と作り、それと彼本は、上なる鉤をも、みな誤りて、釣と作たれば、據としがたし、】さて釣を知と訓は、都理の約まりたるにて、此ノ種々の不幸事を釣る具と云意なり、物を釣る具を指て、某釣と云も、取具を取と云と同格なり、かくて凡ての意は、上の考と同じ、右二ツのうち、見む人、心の向はむ方を取ルべし、但し幸取を反ときに云るなれば、なほ取とせむかた優りたらむ、【此ノ知を、たゞ鉤ノ古ノ名と心得、或は都理婆理を切むれば知なりなど云、此ノ段なる鉤ノ字をば、すべてみな知と訓るは、精しからぬひがことなり、】○後手は、上黄泉ノ段に見ゆ、【傳六の二十七葉、】此處は、是レも詛態なり、書紀一書に、以後手投棄與之、勿以向ともあり、【これをかの道手と一ツに心得るは非なり、道手と後手とは異なり、】書紀云、因誨之曰、以此鉤與汝兄時、則陰呼此鉤曰貧鉤、然後與之、一書に、因教之曰、以鉤與汝兄時、則可詛言貧窮之本、飢饉之始、困苦之根、而後與之、一書に、貧鉤滅鉤落薄鉤、一書に、因奉教之曰、以此與汝兄時、乃可稱曰大鉤踉蹡鉤貧鉤癡騃鉤、言訖則可以後手投賜、一書に、因教之曰、還兄鉤時、天孫則

宇佐宮監行之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在當宮之由、注進之云々、二種瓊已在當宮、神功皇后征三韓之時、就新羅海灘海浦宮處思之、宜令得此瓊畢歟、然而無憚所見と云り、此にもおぼつかなきことあり、神功皇后の珠は、海中より得賜へるなれば、かの神代の瓊とは別なるに、神代の瓊の、宇佐宮に在は、何の由縁にか、心得がたし、故思ふに、宇佐宮に在りと云は、神功皇后の得たまへる珠にて、かの肥前國河上宮に納れる珠ぞ、神代のなりけむを、此と彼とを一つに心得誤りて、左右にまぎれつるにやあらむ、かの河上宮と云は、神名式に、佐嘉郡與止日女神社とある、是なりと云り、或書に、豐玉姫を祭ると云るも、由あり、さてかの神功皇后の得賜ひし珠も、若實に干珠滿珠にて、新羅の國中へ潮の上りしも、其玉の故ならば、海神の有てる鹽盈珠鹽乾珠は、今火遠理命に授奉れるのみにはあらず、なほ幾箇もありし物と聞えたり】万葉十九【廿三丁】に、和多都民能、可味能美許等乃、美久之宜爾、多久波比於伎弖、伊都久等布、多麻爾末佐里弖云々、とよめり、○若其、其字を曾禮と訓て、【此下に見字の脱たるかとも思へど、然には非ず】火照命を指て云言なり、【漢文に其ノ云格とは、異なり】下文にも、其然者とあり、○令惚苦は、多斯那米閇弊と訓べし、書紀に、厄字又辛苦困厄劬勞などを、然訓り、【此言、多志那米と云へば、自ら云へなり、多志那米と云ときは、米は麻伊の切りたるにて、他をたしなましむるなり、こゝに上に令字あるは是にあたれり】惚字上に出たり、【傳六の二十六葉】○授鹽盈珠云々、此言は前に先云べきを、云はずして、出鹽盈珠云々とも云て、後に此にかく云るも、文の一格なり、書紀云、復授潮滿瓊及潮涸瓊、而誨之曰、漬潮滿瓊者、則潮忽滿、以此沒溺汝兄、若兄悔而祈者、還漬潮涸瓊、則潮自涸、以此救之、如此逼惱、則汝兄自伏、【これに瓊を漬とあるは、此記に出とあると、用法の傳異なるなり】又一書に、以思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊、副其鉤而奉進之曰云々、又一書に、復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物、仍教用瓊之法、又教曰、兄作

高田者、汝可作洿田、兄作洿田者、汝可作高田、とあり、又一書には、又汝兄渉海時、吾必起迅風洪濤、令其沒溺辛苦矣、一書には、又兄入海釣時、天孫宜在海濱、以作風招、如此、則吾起瀛風邊風、以奔波、溺惱、など云ことありて、瓊の事はなし、○和邇魚の魚字、讀べからず、【上にも下にもたゞ和邇とのみあるを、此にのみ魚字を加へ書るは、漢名に效ひてなるべし、漢名には、鰐とも鰐魚ともいひ、又鯉を鯉魚、鮒を鮒魚など云例なり】

○上國は、書紀に、上國此云羽播豆矩儞とあり、海神宮は、海底にして、此御國は上なるが故に、如此云なり、【或人、漢文にいはゆる上國のことを思ひて、尊める稱なりと云は、ひがことなり】鎭火祭詞に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申弖、【こは豫美國にて申賜ふ御言なるが故に、此現國を、上國と詔へり、豫美も、根國底國と云て、下方に在ればなり】○誰者幾日、これ言少くして、意詳に聞えたり、古文なりけり、【然るを誰者と云ことを聞なれず思ひて、異さまに訓るは、非なり、多禮波と云ざれば、意明らかならず】○覆奏、中卷にも如此書り、覆は復なり、書紀にも、復命を服命とかき、万葉に、都を堵と書るたぐひ、往々あり、みな音の通ふまゝに、あらぬ意の字をも書ること、古書の例なり、【漢籍にも、覆奏と云ことあれど、其は異意なり、又漢には、覆を復と作る例はあれども、復を覆と作ことはなし】○己身二字を、美と訓べし、【己字を別には訓べからず】上に各とある、即己も己もなればなり、○尋長二字を、那賀佐と訓べし、【ヒロとも、ヒロノナガサとも訓べ[illegible]れど】上の八俣遠呂智にも、其長とあり、○一尋和邇、【ヒトヒロノと、之の讀を附るはわろし、下文の八尋和邇もしかなり】書紀一書に、鹽土老翁計曰、海神所乘駿馬者、八尋鰐也、是竪其鰭背、而在橘之小戸、吾當與彼者共策、乃將火折尊、共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後方致天孫於海宮、唯吾王駿馬一尋鰐魚、是當一日之內必奉致焉、故今我歸、而使彼出來、宜

化爲鋤持神とあるは、其異なる傳なり、【此記に於今謂とあるを以見れば、後まで海中に佐比持神と云神の有ける、其神の初の由縁の傳への、此と彼と異なるなり、此神の二あるにはあらず、】名義は、かの被賜れる紐小刀を有持る由なり、佐比は、書紀推古卷大御哥に、多智奈羅麼、句禮能摩差比、【これ吳の眞佐比を、すぐれたる大刀のよしよませ給へるなり、私記に、呉眞鋤良劍之名也と云り、】又神代卷に、蛇韓鋤之劍と云あり、【吳眞鋤と韓鋤と、心ばへ似たる名なり、韓鋤をカラスキと訓るは非なり、】さて佐比に、書紀に鋤字を書れたるは、いかなる義にか、心得がたし、此事なほ次に云む、さて又此佐比の比を、濁りて讀はわろし、此にも書紀推古卷にも並、清音の比字を書ればなり、濁るべき埤は無し、鋤と云意に心得るは妄なり、】さて中卷倭建命の御哥に、木以遣れる佐刀のことを、佐味那志爾阿波禮とよみ賜へる佐味も、佐比と通ひて、同きが如聞えて、【師の冠辭考にも、然るよし見えたり、】和名抄に、越中國新川郡佐味、左比、越後國頸城郡佐味、佐美とある、これらも比と美と通へる例なり、】共に大かたは、刀のことゝは聞ゆれども、右の御哥の佐味は、直に刀とのみ見ては、穩ならず、【冠辭考に、木刀は身なき謂にて、佐味那志とよめり、刀に身てふこと、古も云りとありて、此の佐比持神のことをも引れたり、今思ふに、佐味那志は、身無しにて聞えたり、佐比持は、身持としては、穩ならず、】故かの佐味とは、なほ別なるにやあらむ、かくて佐比は、物を截斷貌を云る言にて、須加比の切まりたるにて、かの須加流劍布都御靈など云類の、劍の稱にやあらむ、上なる都牟刈之大刀の處、【傳九の三十五葉】を考へ合すべし、【或説に、神代紀に竹刀あれば、佐比は小刀なりと云へれど、右の推古紀の御哥に、大刀に摩差比とあれば、小刀のみの稱に非ず、且かそば、佐々とこそ云れ、佐と云ること、古言に例なきをや、さて須加比の切りたるにや、とおぼしきにつきて思へば、書紀に鋤字を書るは、古須伎を通て、須加比とも云るか、此佐比の本言の須加比と、同き故に、通はし借るにやあらむ、和名抄農耕具に、鋤鍬屬也、

漢語抄云、佐比都果、とあれば、鉤をも佐比とも云しにや、】續紀十に、紀ノ朝臣佐比物、類聚國史九十九に、巨作佐比毛知、なと人名にも見えたり、【天武紀に、小子部ノ連鉏鉤、また小子部ノ連鉏劔あり、こは同人にて、鉤劔のうち、一ッは誤字なるべし、さて何れにても、チと訓ること心得ず、神代紀の鉤の訓にによれるにや、さて又齊明紀に、顯振鉏此云伊浮梨娑毘】とある、此は佐比を佐鬥とも通はし云りと見ゆ、】

是以備如海神之教言。與其鉤。故自爾以後稍兪貧。更起荒心迫來將攻之時。出鹽盈珠而令溺。其愁請者。出鹽乾珠而救。如此令惚苦之時。稽首白。僕者自今以後。爲汝命之晝夜守護人而仕奉。故至今其溺時之種種之態。不絕仕奉也。

故自爾、此ノ三字、上なる少名毘古那ノ神ノ段にもあり、【傳十一の二葉】○以後の下に、其兄と云ことあらまほし、まて、與其鉤と云ッ次に、高田を營れば云々、下田を營れば云々の事も有べきに、なきは、其は初ノに、教給へし言に、既に備に出たる故に、此には略けるなり、【かゝる例、記中におほし、】○稍兪は、伊余々と訓べし、【兪ノ字は、愈と通ふ、稍は、常には夜々とよむ、夜々は、伊夜々々の伊の省かりたるなれば、即チ伊余々と本同言なり、故今は二字を合せて、伊余々と訓つ、さて此ノ言、後ノ世には、伊余々々と云なれど、古は伊余々とのみ云しなり、】万葉五に、伊余與[illegible]須ゝ賀、廿卷に、伊與餘などあり、さて此は、事の漸に甚しくなりもてゆくを云言にて、【今ノ世には、本より然る事の、甚しくなるを云が如くなれども、然のみには非ず、本よりある事ならでもいへり、】稍兪貧とは、三年之間、

漸に貧くなりまさるを云なり、【俗に次第々々に貧くなると云意なり、本より貧しかりしには非ず、】さて然貧くなりゆくは、彼の淤煩鉤貧鉤と言ある、二の詛言の驗に當れり、【貧くなれば、愁思ふ事ありて、心晴やらず、然れば貧くなるに、淤煩てふ驗をも兼たり、】○更に、先に失たりし鉤を、强に責徵りしうへに、今又更になり、○起荒心、これ彼の須々鉤宇流鉤と言る、二の詛言の驗に當れり、【弟命の御威德に勝がたきことを、得悟らで、なほかく須々美荒ぶるは、癡騃心なれば、宇流てふ驗をも兼たり、】○迫來、此にて語を絕べし、此は大凡を先云るにて、此の次の言に、其の迫來ての狀を子細に云り、○將攻之時云々、愁請者云々、此は唯一度の事にはあらで、幾度も如此有しと聞ゆる文のさまなり、書紀一書に、時彥火々出見尊、受彼瓊鉤歸來本宮、一依海神之敎、先以其鉤與兄、兄怒不受、故弟出潮溢瓊、則潮大溢、而兄自沒溺、因請之曰、吾當事汝爲奴僕、願垂救活、弟出潮涸瓊、則潮自涸、而兄還平復、已而兄改前言曰、吾是汝兄、如何爲人兄而事弟耶、弟時出潮溢瓊、兄見之走登高山、則潮亦沒山、兄緣高樹、則潮亦沒樹、兄既窮途、無所逃去とある、是正しく一度に非りし趣なり、又一書に、弟時出潮溢瓊、卽兄擧手溺困、還出潮涸瓊、則休而平復、其後火酢芹命、日以襤褸而憂之、○惚苦、惚字、諸本に揔、或は惣と作り、今は上文なるに依て改めつ、○稽首白は、【諸本、首字を脫せり、今は眞福寺本延佳本に依る、】能美麻袁佐久と訓べし、書紀の崇神の卷に、彥國葺射埴安彥、中胸而殺焉、其軍衆云々、知不得免、叩頭曰云々、叩頭此云迺務、景行の卷に、日本武尊抽襟中之劒、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰云々、神功の卷に、新羅王降於王船之前、因以叩頭曰云々、などあると、事のさまも皆同じ、【又稽首と叩頭と、字の義も大かた同じ、】此の記朝倉の宮の段に、志幾之大縣主惶畏、稽首白云々、故獻能美之御幣物云々、これも事のさま同くして、稽首の

長物て、能美之御幣物と云るにて、能美と訓べきことを知べし、【延佳本には、ヲガミと訓、師は、ウナネツキテと訓れき、そは祝詞に、頸根衝拔と云ること、多くあるに依られたるなり、これらの訓、稽首の字ノ義には當れども、此處は、たゞに字の如く、首を地につけて、拜むのみを云るには非ず、】能美は、ひたふるに伏從て、罪を赦し給へと、請願申すなり、【俗言に、眞平あやまり奉ると云がごとし、】故書紀には此を、白伏罪日と書れたり、又万葉ノ哥に、神に物を祈るを、許比能美と多くよめるも、【余美ともあり、】能と奈とは、通ふ音なり、】本は同意なり、書紀崇神ノ巻に、請罪神祇、ともあり、此は二方、【代罪方と、祈る方と、】にわたれり、○晝夜は余流比流と訓べし、續紀卅一ノ宣命に、旦夕夜日不云などあり、古語皆如此し、祝詞に、夜乃守日乃守と云ること、常に多く見ゆ、○守護人、書紀欽明ノ卷に、爲守護、さて書紀ノ一書に、云々於是兄知弟有神徳、遂以伏事其弟、是以火酢芹命苗裔、諸隼人等、至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者也、世人不債失針、此其縁也とある、代吠狗と云る、即守護人なり、不離宮墻之傍とあるは、晝夜と云るに當れり、【職員令に、衛門府、督一人、掌諸門禁衛云々、及隼人門籍門膀事、】抑この火照命は、隼人の祖に坐て、【其事傳十六に出】此守護の事、後まで隼人の職なり、隼人司式に、凡元日即位、及蕃客入朝等儀、官人二人史生二人、率大衣二人、番上隼人二十人、今來隼人二十人、白丁隼人一百三十二人、分陣應天門外之左右云々、今來隼人發吠聲三節、【蕃客入朝、不在吠限、】云云、大衣及番上隼人云々、自餘隼人皆云々、帶横刀執楯槍並坐胡床、また凡踐祚大嘗日、分陣應天門内左右、其群官初入、發吠、云々、また凡遠從駕行者、官人二人史生二人、率大衣一人、番上隼人四人、及今來隼人十人、供奉、其駕經國界及山川道路之曲、今來隼人爲吠、また行幸經宿者、隼人發吠、但近幸不吠、また凡今來隼人、令大衣習吠、左發本聲、右發末聲、總大聲十遍、小聲一遍、訖一人更發細聲二遍、また凡應須調度、緋帛、横刀一百九十口、緋

人、若有闕者、宜以京畿隼人隨闕仰補之、云々、其女者、不在補限とあるは、女のことあれば、番上には非で、今來の隼人なるべし、又續紀廿八に、隼人司隼人百十六人、不論有位无位、賜爵一級とあるは、番上今來の外に、別に司隼人と云あるにや、職員令隼人司に、直丁一人の次に、隼人と云あり、是なるべし、員は見えず、式に、白丁隼人一百三十二人とあるは、凡大儀者、預前申官、喚集諸國隼人、令供其事、とあるを以て見れば、司隼人とは別なるにや、これらは詳には知がたし、さて威儀に、隼人の執る楯に、鉤形を畫とある、此も失たる鉤を徵りし故事を、後世まで示さむためなるべし、鉤字、本に鈎と作るは、誤なり】万葉十一廿三丁に、早人名負夜音灼然とあるも、吠聲をよめるなり、なほ貞觀儀式などに、元日又踐祚大嘗などのをりの、隼人の儀見えたる、右に引る式文の如し、抑隼人の、京に上りて仕奉し事の見えたるは、下卷朝倉宮段に、所近習隼人中王之隼人名曾婆加理と云あり、次に書紀に、大初瀨天皇の崩坐し時に、隼人晝夜陵側にて哀號て物も食ずて死けることあり、【天武天皇崩坐し時、大隅阿多隼人、誄を奉りし事、書紀に見ゆ】天武天皇十一年七月、大隅隼人と阿多隼人と、朝廷にして相撲しこと、持統天皇九年五月にも、隼人の相撲を觀はししことなどあり、さて清寧天皇四年、欽明天皇元年、齊明天皇元年など、隼人衆を率て內附しこと、【こは畿內に移り住しことなどを、內附と記されたるか、漢籍に內附と云は、彼國に服ひ附ことなり、なほ隼人の入朝し事、續紀にも、をり〱見ゆ】大寶二年養老四年など、隼人を征討賜ひし事も、續紀に見えたれば、叛きしこともありしにこそ、○其溺時之種々之態とは、彼弟命の、鹽盈珠を出し賜へる時、溺れ苦みたりし狀態を、倣似行ふを云、然子孫に至るまで、此狀態を仕奉るは、此時に伏奉しことを、長に忘れぬよしなり、書紀一書に、火折尊歸來、具遵神敎、至乃兄鉤之日、弟居濱而嘯之時、迅風忽起、兄則溺苦、無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、願以救之、若活我

者、吾生兒八十連屬、不離汝之垣邊、當爲俳優之民也、於是弟嘗已停、而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀、初潮漬足時、則爲足占、至膝時、則擧足、至股時、則走廻、至腰時、則捫腰、至腋時、則置手於胸、至頸時、則擧手飄掌、自爾及今、曾無廢絶、【爾の上に滿字脱たるなるべし、】とあるは、其種々の態を、委曲に云る傳なり、【擧足踏行とは、先總言を云るにて、初潮云々より、飄掌と云までは、其種々の狀態なり、】又一書には、乃自伏罪曰、從今以後、吾將爲汝俳優之民、請施恩活、於是隨其所乞遂赦之、一書には、乃伏罪曰、吾已過矣、從今以往、吾子孫八十連屬、恒當爲汝俳人、【一云狗人、】請哀之、弟還出涸瓊、則潮自息、云々などあり、此俳優に、即溺し時の種々の態を爲を云なり、職員令に、隼人司、正一人、掌檢校隼人、及名帳、教習歌儛、隼人司式に、凡踐祚大嘗日云々、其群官初入、發吠、悠紀入、官人幷隼人、吹笛擊百子拍手歌儛人等、【彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、儛二人、】從興禮門參入御在所屏外、北向立、奏風俗歌儛、主基入亦准此、大嘗祭式に、進於楯前、拍手歌儛など見え、續紀に、大隅薩摩隼人等、風俗歌儛を奏しこと、往々見えたり、此風俗歌儛も、實は俳優の遺れるにぞありけむ、【上代には、只俳優なりしが、後には歌儛の態になれりしならむ、】故全令云々、聊後世に隼人の職事は、上件の如く、守衛と俳優と二なり、然るに今、火照命の誓言の言には、たゞ守護人とならむことのみありて、俳優のこと無く、此處には又俳優の方のみを云て、守護の事を云ざるは、【互に略きて、相照して心得る文かとも云べけれど、然には非ず、】互にこと足らぬこゝちす、【書紀の傳ともには、たゞ俳優の

方のみ見えて、守護の方を云るは、只一書に、不レ離ニ天皇宮墻之傍ニ、代ニ吠狗ニ云々、とある傳のみなり、其ノ上ノ文に、恒當ニ爲ニ汝俳人ニ、一云狗人とある、俳人は傳への誤にて、狗人とあるぞ、正しかるべき、其故は、其ノ下の是ヲ以テ云々の文、もはら守護の事にして、俳優に非ればなり】但し故ニ云るは、上の出ニ溺苦ニ而令ニ詔云々の事を示たるなり、【能美の言を示では見べからず】

於是海神之女豐玉毘賣命。自參出白之。妾已妊身。今臨產時。此念天神之御子。不可生海原。故參出到也。爾卽於其海邊波限。以鵜羽爲葺草。造產殿。於是其產殿。未葺合。不忍御腹之急。故入坐產殿。爾將方產之時。白其日子言。凡佗國人者。臨產時。以本國之形產生。故妾今以本身爲產。願勿見妾。於是思奇其言。竊伺其方產者。化八尋和邇而。匍匐委蛇。卽見驚畏而遁退。爾豐玉毘賣命。知其伺見之事。以爲心恥。乃生置其御子而。白妾恒通海道欲往來。然伺見吾形。是甚怍之。卽塞海坂而返入。是以名其所產之御子。謂天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命。訓波限云那藝佐。訓葺草云加夜。

令出は、日子穗々手見命の御所になり、○已は、波夜久用理と訓べし、○臨産時は、美古宇美麻佐牟登須流登岐邇と訓べし、○海邊と波限とは、同じことの如くなれども、海邊と云は廣く、波限は、正しく波の打寄る際なり、【又波限とは、川池などにも云故に、海邊のとはことわれるにもあるべし、】此は殊に御名に負せる由縁なれば、さらなり、万葉廿ノ巻に、宇乃花能佐奈佐佐固云々、和名抄に、韓詩注云、一名日鸕鷀、和名字太伎、○鵜は上に出、此鳥の羽をしも、産屋に用ひられしことは、いかなる故にかありけむ、書紀ノ釋に、今案、鸕日喉嚨、吸入魚、又吐出之、害鳥之鳥也、是以象其生平安、令葺此羽於産屋者歟と云り、かゝる故にもやあらむ、【漢籍に、此鳥不卵生、口吐其雛、故産婦執之、易生、と云ることもあり、或は云、不卵生と云は、妄説なり、そは鴫鳥とて、異鳥なりともいへり、】○葺草は、下に訓注ありて、云加夜とあり、凡て加夜と云は、此字の如く、屋を葺く草を云る名なることは、上なる鹿屋野比賣神の處、【傳五の四十五葉】に云るが如し、たゞ草の古名と心得るは、非なり、【新井氏云、萱は、今うみがやと云物なり、日向國人の云を聞に、彼國には、今もうがやと云物のあるなり、御鵜ノ草葺不合ノ尊の御産屋を作たりし物なり、と云傳へたりとなり、うがやとうみがやと、名近ければ、大古の時、うがやと云し物は、萱なりけむも知らずと云り、今思ふに、此説もさることなれども、以鵜羽葺云々とある、古傳に叶はず、】○産殿は、師の字を夜と訓れたるに從ふべし、書紀には産屋と作れたり、又此記、[illegible]にも、千五百産屋とあり、宇夫夜と云ぞ、古き稱なりける、書紀仁德ノ巻元年ノ巻などに、産殿とあるも、然訓べし、【殿と作るを、夜と訓むは、いかゞとも云べけれど、此字必トノと訓に限れることならず、ミアラカとも訓めば、夜とも訓むに、なでふことかあらむ、これは太子の御なれば、殿と云むはいかゞとも云べけれど、宮も御屋なれば、屋と云は、上下にわたる名なり、かの仁德ノ巻に、天皇の御をば産殿、臣のをば産屋と、別て書れたれど、そはたゞ文字のうへの差別にこ

そあれ、當時の言には、共にうぶやとこそ云つらめ、】さて兒の初めて生れたる時の、物をも事をも、宇夫某と云こと、古も今も多し、【今ノ世の言に、凡て物の生れるまゝにて、修りかざれることなきをも宇夫といへり、】その字は、生の字と一ッにて、生れたるに云ノ稱なるべし、【宇夫夜とは、今此に鵜ノ羽を以て葺るより云、と云る説も、さることなれども、宇夫てふ言は、産屋のみに非ず、他の物にも事にも、多く云稱なる、其指産屋より轉れるものとも聞えざれば、鵜ノ羽を葺るよしにはあらじか、○古語拾遺に、彥瀲尊ノ誕育之日、海濱立テ室、于時掃部連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作テ箒掃ヒ蟹、仍掌ニ鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守ハ者、彼ノ詞之轉也とあり、和名抄に、掃部寮ハ加牟毛理乃豆加佐とあり、加牟毛理てふ官ノ名は、信に蟹守なるべし、和泉ノ國和泉ノ郡の郷名の掃守は、加爾毛利とあり、さて姓氏錄に、掃守連、振魂命四世孫天忍人ノ命之後也、雄略天皇御代、監ニ掃除事ニ、賜姓掃守連ーとあるは、異なる傳ーなり、さて此ノ御産殿のことゝ、今日向ノ國那珂ノ郡宮浦村の海邊に、其ノ御跡と云て、大なる窟あり、鵜殿窟と云、中に社ありて、鵜戶權現と云、此はいかゞあらむ、】○未葺合は、伊麻陀布伎阿幣奴爾と訓べし、其ノ由は下に云むとす、○不忍御腹之急故は、美波良多幣賀多久那理多麻比祁禮婆と訓べし、【急は、迫れる意なり、万葉十六に、將死命爾波可爾成奴、とある爾波可は、迫れるを云るなれば、此の急も、爾波加爾とも訓べし、】はや御子生坐むとする御腹のこゝちにて、産殿を葺終るを待間も、堪かたくなり賜へるなり、○爾將方産の四字、舊印本又一本には無し、今は眞福寺ノ本延佳本又一本などに依り○日子は、上ノ八千矛ノ神ノ段に、日子遲神、下文にも、比古遲とあるに同じければ、遲字の脫たるなり、故ニ比古遲と訓べし、穗々手見ノ命を指て申せるなり、此ノ稱の事、上【傳十一の三十二葉】に云り、【師はこれを、御子あるに對へて、彥父と云なるべしと云れしかど、いかゞ、其意としては、彼ノ八千矛ノ神ノ段なるにかなはず、】○以本國之形は、本國能形爾那理弖と訓べく、以本身も、本能身爾那理弖と訓べし、そ

もし如此伺見して、八尋和邇に化て、匍匐ふを以て見れば、海神はみな、眞の形は魚なるを、人に交る時、假に人の形には化居賜へるなりけり。○竊伺見者は、阿良夜毘岐美多麻婆と訓べし、【竊字は讀べからず、此字を讀ば、皇國語の躰にあらず】此は言黄泉段にも見えたり。○方産は、麻佐加理爾宇美多麻布と訓べし、書紀にも方産と訓り、書紀に、顯露之間、此云₂美屢摩沙可利爾₁、万葉七【廿丁】に、君子時我度瀬乎行走者哉、【方産を訓は、ミコウムミサカリニと訓れたるは、右の書紀の訓注の格なり、されど又、右の万葉の如く、みさかりを上にも云り、産と云とは同じ】麻佐加理は、俗に眞最中と云意なり、眞福寺本には、産の下に時字あり、然本には産無し、【何もあしからずとぞ、師は云れし】○竊伺は、加伎麻見と訓べし、加伎間見なり、書紀にも、竊其私屛とあり、後の物語書などにも多き言にて、其は必しも垣の間ならねども、物の隙などより、竊に見るを云り、【加伊麻見と云は、垣の後を、例の音便に伊と云るにて、やゝ後のことなり、故今はまさに直て、加伎と訓つ、万葉十に、垣間とあり】○八尋和邇は、甚大きなる鰐なり、○匍匐は、波比と訓べし、白檮原宮段の歌に、伊波比母登富理、【伊は發語なり】万葉三【廿二】に、若子乃匍匐多毛登保里、【又九卷に匍匐匍と、借字にも用ひたり】などあり、此字上にも見えて、そは波良婆比と訓つ、【傳十の六十五葉】中卷倭建命段に、匍匐廻、【阿賀那妬富理】○委蛇は、母許余比伎と訓べし、【伎は辭なり、許は濁音にもあらむか、此言詳なかたし】書紀にも、逶虵とありて、然訓り、【字は、委蛇とも、逶迤とも、逶遲とも、なほさまざまに作て、義も種々ある中に、漢文に、蛇行貌と注せるなどや、此には近からむ、母許余布に用ひたる意は、蛇などの行貌に取れるなるべし】文選江賦に、神龍蜿蜒と云る、蜿蜒、【注に蛇行貌】なども、モコヨフと訓り、うつぼ物語、【樓上上卷】に、逶一作れることひつゝいはは云々、源氏物語【夢浮】に、も以は、老耄もあかは、かゝる齢の末に、若く壯の子に後れ奉りて、もこよふことゝ、恥泣たまふなどあり、さて此は、匍匐委蛇をば、姑く見べし、たゞ鰐に化給

へる形狀を云るのみなり、【書紀の此注に、産時のなやみのさまを云、と云るは、わろし、】○何見、これも伽伎麻見と訓べし、○心恥は、宇良波豆加志と、師の訓れたるに從ふべし、心を宇良と云は、宇良賀那志宇良佐備志など見ゆなり、万葉十四【廿丁】には、心もとなきを宇良毛等奈久、心やすきを宇良夜須爾などもよめり、○生置は、下の返入と云に係て見べし、御子をば置て、御自は、海神ノ宮に返リ給ふなり、○恒は、那泥波と訓べし、今までは云意にて、上に恒無歎とある恒に同じ、さてこは欲と云ヘ係る言なり、【ツネニと訓て、往來と云ヘ係て、今より以後のことゝ見るは、非なり】○海道は、宇美都治と訓べし、万葉九【廿丁】に海津路、書紀景行ノ卷に海路などあり、○通は、師の登富志豆と訓れたる宜し、凡て登富流とは、此より彼に行到るを云て、【雨などに衣の沾て、表より裏に徹るを、沾登富流と云類の登富流と同言なり、今ノ俗に、たゞ經て行ヶを、其處をとほると云は違へり】登富志は、令ニ登富良一なり、此は、海神ノ宮と、此ノ上國との間の海路を、誰レも易く往來して、互に到るべくするを云り、○往來は、加余波牟と訓べし、書紀万葉などにも、然訓る例あり、さて此は、豐玉毘賣ノ命の、御自のことのみにあらず、凡て世ノ人の事を、廣く詔ふなり、○欲ノ字は、通ノ字の上にある意にて、恒云々欲ひし、と云つゞきなり、○然ノ字は讀むべからず、於伊比斯家と云裝に、此ノ字の意を帶り、【夫木集に實清ノ朝臣、契だにたがへざりせばわたつ海の底にも人やゆきかよはまし、】○甚作、作ノ字、諸ノ本皆作と作るは、誤なり、【眞福寺本に椎と作るも誤りなり】師の、作を誤れるなりと云れたるぞ、正く當れる考へなる、故レ今然改めつ、中卷玉垣ノ宮ノ段に、是甚ノ慊とあると、全同き文なるをも、思ヒ合すべし、万葉十八【廿丁】に、左刀妣等能、見流目波豆可之、さて此は甚作加志伎許登と、許登と云辭を讀附ヶべし、許登余と云意にて、雅語には常ある格なり、【古今集ノ哥に、云々吾レを欲と云フうれはしきこと、此等のごとし、】○海坂は、師の字那佐加と訓れたるに從ふべし、【延佳か、坂ノ字は、路の誤かと云るは、あらず、】坂は堺の義にて、【佐加比とは、此方

俊成卿の古來風躰抄に、此御名を、うのはふきあへずのみことゝ書れたり、【鵜葺草を、うのはとあるは、わろけれど、】不合を、阿閇受と云る、甚宜し、必古き據ぞありけむ、是に從ひて訓べし、阿波世受を切めて、阿閇受と云は、古言なり、下卷朝倉宮段御歌に、麻那婆志良、袁由岐阿閇とあるも、尾行合なり、此他にも、合を阿閇と云る例多し、【フキアハセズノ命と訓はわろし、あはせずと云言、御名に似つかはしからず、凡て上代の名に、然詞の調あしきは無きをや、】さて凡て屋を葺には、此方彼方の軒より、葺上りて、棟にて葺合せて、終ることなる故に、葺終るを、葺合すとは云なり、【六帖に、思ふ人雨と降來る物ならば漏るわが屋根は合せざらまし、】○書紀云、後豐玉姫、果如前期、將其女弟玉依姫、直冒風波、來到海邊、逮臨産時、請曰、妾産時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姫方産、化爲龍、而【此間に、文脱たるべし、】甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通、永無隔絶、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒、曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、【これには、たゞ以草裹兒とのみありて、鵜羽のことなければ、御名の字鸕夜は、此傳にては、たゞ草名にや、然らば、鸕鷀草と書れたるは、借字とせむか、又上に産屋のことも見えざれば、葺不合も、何の由に、明らかならざれば、かにかくに故因以名と云ること、通えず、】一書に、先是且別時、豐玉姫從容語曰、妾已有身矣、當以風濤壯日、出到海邊、請爲我造産屋、以待之、是後、豐玉姫、果如其言來至、云々、猶以樴燃火視之時、豐玉姫化爲八尋熊鰐、匍匐逶虵、云々、所以兒名稱云々者、以彼海濱産屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時、兒卽生焉、故因以名焉、一書に、先是豐玉姫謂天孫曰、妾已有娠也、天孫之胤、豈可産於海中乎、云々、屋蓋未及合、豐玉姫自馭大龜、將女弟

玉依姫、光海來到、時孕月已滿、產期方急、由此不待葺合、徑入居焉、云々、化爲八尋大鰐、云々、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號云々、言訖乃渉海徑去、一書に、云々、豐玉姫大恨之曰、不用吾言、令我屈辱、故自今以往、妾奴婢至君處者、勿復放還、君奴婢至妾處者、亦勿復還、遂以眞床覆衾及草、裹其兒、置之波瀲、卽入海去矣、此海陸不相通之緣也、一云、置兒於波瀲者、非也、豐玉姫命自抱而去、久之、曰、天孫之胤、不宜置此海中、乃使玉依姫持之送出焉、

然後者。雖恨其伺情。不忍戀心。因治養其御子之緣。附其弟玉依毘賣而獻歌之。其歌曰。阿加陀麻波。袁佐閇比迦禮杼。斯良多麻能。岐美何余曾比斯。多布斗久阿理祁理。爾其比古遲。（三字以音）答歌曰。意岐都登理。加毛度久斯麻邇。和賀韋泥斯。伊毛波和須禮士。余能許登碁登邇。故日子穗穗手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歲。御陵者。即在其高千穗山之西也。

然後者は、【一句を隔て〔〕】不忍戀心と云に係れり、然は斯加禮杼母と訓べし、上の白云々返入、と云を承て云るなり、○雖恨は、宇良美都々母と訓べし、後にいふ、恨那賀良の意なり、○不忍戀心は、許比志佐爾延多閇多麻波受

弖と訓べし、此言は下の獻歌と云へ係れり、○治養は、比多志廬都流と訓べし、中卷玉垣宮段に、日足奉とある、此字の意にて、多志は令足なり、【今ノ世の言にも、令足を多須と云り、】書紀私記に、云比太須其義如何、答師說、凡人子、初生日數最少、而漸々長養、日數最稍足、故謂養長其子、爲日足耳、と云る如く、兒は、日數の積るに隨ひて、成長る物なる故に、日數を足らしむる意以て、養育ることを、然云なり、書紀にも、養、また子養長養持養臊養など、皆然訓り、上宮記【釋紀に引】に、無親族部之國、唯我獨難養育比陀斯、續紀四に、人祖乃、意能賀弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜、万葉十三【廿丁】に、何時可聞日足座而、【此ノ万葉なるは、成長賜ふ旨のうへより申せるにて、此多良志は、多理を延たるなり、令足には非ず、】など見ゆ、【倭姬命世記に、豐鋤入姬命、吾日足止日支とあるは、儀式帳には、御形長𡖋とあれど、これは老賜ひぬるを云る如く聞ゆるなり、】又今ノ俗に、病の癒りて後、漸に健になるを、比陀都と云も肥立と書は俗のしわざにて、此も日數の經過よしにて、日足と同意なり、若ノは比陀流を訛れるにもあるべし、】書紀一書に、亦云、彦火々出見尊、取婦人、爲乳母湯母、及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他婦以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也とあるは、此御子を日足奉りしさまを、委く云る傳なり、○玉依毘賣、御名ノ意、玉は、御姉の御名のに同く、依は、【字は借字にて、】余呂志の切りたるなり、【呂志は理と切】余呂志は、師ノ說に、物の足り具れるを云、余呂都余呂布なども、同言の分れたるなり、万葉一に、取與呂布天乃香具山とあるも、此山の、よろづとゝのひ足たるを云るなり、又宜奈倍吾背乃君など云るも同じ、と云れたるが如し、此意を以て美稱たる名なり、名の例は、男には、彦依比古、建依別、稲依別など、女には、伊須氣余理比賣、息長水依比賣、水穗五百依比賣などあり、續紀廿七に、與呂志女と云名も見えたり、玉依てふ同名は、書紀一書に、栲幡千々姬、一云萬幡姬兒玉依姬命、此記水垣宮段に、活玉依毘賣あり、賀茂御祖神

玉姫將二其女弟玉依姫一來到、一書に、留二其女弟玉依姫一持二養兒一などあるも、初より將て來坐し趣なり、又一書に、一云、置二兒於波瀲一者非也、豐玉姫命自抱而去、久之、曰二天孫之胤、不レ宜レ置二此海中一、乃使二玉依姫持之一送出焉とあるも、一ッの傳なり、○獻歌とは、當時文字はなければ、後ノ世の、物に書て、其を獻る如くには非ず、たゞ御口傳に奏し賜ふを云なり、【宰は、御言持にて、いと古き稱なり、然れば、御言を持ッとも云むには、口して白す歌をも、獻ると云つべし、又は後に物に書て贈ること出來ての世の詞を以て、獻とは云ト傳へたるにもあるべし、】○其歌曰を、師は、曾能宇多と訓て、曰ノ字は讀マれざりき、是レぞ皇國の物言ヒなる、【曰ノ字は、たゞ漢文の例に書るのみなり、よむべきにあらず、】○阿加陀麻波は、赤玉者なり、【これを契沖が、海底の珊瑚なりと云るは、こと限りてわろし、たゞ赤き玉なり、又書紀の注に、明玉としたるも、わろし、此ノ記にては、殊に白玉に對へたるにかなはず、又吾玉と見て、葦不合ノ命の御ことゝ云るなどは、殊にひがことなり、】○袁佐閇比迦禮杼は、緒副雖光なり、貫る緒まで映きて、光照を云て、玉の甚美麗きよしなり、○斯良多麻能は、白玉之なり、下に、如きと云言を添て意得べし、【此格古哥に常多し、】以上三句書紀には、阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐とあり、○岐美何余會比斯は、君之儀しにて、君は、夫君穗々手見ノ命を申し給へるなり、斯は助辭なり、○多布斗久阿理祁理は、貴有けりなり、此ノ貴は、上に益二我王一而甚貴、とあると同くて、美く好きを云こと、彼處【傳此卷の二十五葉】に云るが如し、万葉六に、貴吾君などあり、○一首の意は、赤玉は、緒さへ光りて、いと美好しけれども、其よりも、白玉の如くなる君が御光儀ぞ、なほまさりて美き、と云て、戀慕ひ奉る御情を述賜へるなり、人を玉に譬へたるは、万葉七丁ォに、奧津波、部都藻纒持、依來十方、君爾益有、玉將縁八方、廿二十丁ォに、都久比夜波、須具波由氣等毛、阿母志々可、多麻乃須我多波、和須例西奈布毋、白玉に譬へたるは、書紀武烈ノ卷、影媛に贈リ賜ふ御哥に、擧騰我瀰儞、

げに聞ゆれども、非なり、上代に、船をたゞに鴨とのみ云が如きことは、あることなし、】さて海ノ底にある海神ノ宮なしも、島とよみ賜へるは、海路を經て到る處なる故に、海表にある尋常の島に准へて詔へるなり、【この島を、いはゆる可怜小汀なりと、契沖が云るは、似つかはしくは聞ゆれど、非なり、こはかの小汀に關かることにはあらず、又或人、此ノ御哥に島とよみ給へるを以て、海神ノ宮も、一ッの島なりと云ノ證にしたるも、まことに然ることのごと聞ゆれど、なほ然には非ず、志麻とは、必しもよのつねの、海ノ上にある島を云のみにはあらず、周に界限の有て、一區なる處を云名なること、國號考に委く云るがごとし、又或人の云ッ、今薩摩ノ國江居ノ郡海門村に、海童ノ神社あり、海門の後なる山、を、今も鴨つく島と云り、神代紀に海宮と云るは、此ノ海門山のことなりと云も、例の信られぬ事なり、今も鴨つく島と云とは、後ノ世ノ人の、此の御哥に依ッて、造り設けたる名とこそ聞えたれ、さる類、いづくにもあることぞ し、】〇和賀韋泥斯は、契沖云ッ、我率寢しなり、謂を古事記には韋、濱成式には爲と書り、伊以などゝ同じからざれば、たゞ我寢しには非ず、妹を率て寢たりしなり、古事記雄畧天皇御哥に、多斯爾波韋泥受、また和加々問爾、韋泥弖麻斯毋能、万葉十四に、伊伎豆久伎美乎、爲禰弖夜良佐禰、また安麻多欲母、爲禰弖已麻思乎、同十六に、橘寺之長屋爾吾率宿之、みな率て寢るなりと云り、なほ遠飛鳥ノ宮ノ段の哥にも、多志陀志爾、韋泥弖牟能知波とあり、【たゞ寢るなも、伊泥といへど、其は伊の假字にて、異なり、思ひ混ふべからず、】凡て率とは、身に副へ附るを云て、【ゐてゆくは、身にそへて行ッなり、ひきゐは、引キ從へて身にそふるなり、】率寢は、身に副附て寢るなり、孝德紀の哥に、陀麼毘預倶、陀麼陛屢伊慕乎、多例柯威爾鷄武、【誰か率にけむなり、】ともあり、〇伊毛波和須禮士は、妹をば不忘なり、妹とは、豐日毘賣ノ命を指て詔ふなり、禮を書紀には、邏とあり、【濱成哥式に出せるには、此記と同く禮とあり、書紀纂疏に、不可得忘也、と注せられたるは、邏とあるを、忘られじの意に見給へる物にて、誤なり、邏にても、意は忘

利云々、是後豐玉姫云々、寄玉依姫而奉報歌曰、阿軻娜磨迺云々、凡此贈答二首、號曰擧歌とありて、【擧歌の事は、遠飛鳥宮段、傳三十九に云べし、】此記と、贈答反さまに相換れり、何れにても通ゆる中に、御歌のさまを思ふに、此記の方、やゝまされり、【谷川氏、此記のかたを、非陰陽唱和之義と云るは、例の漢意、いと〳〵うるさくなむ、】又一書に、初豐玉姫別去時、恨言既切、故火折尊、知其不可復會、乃有贈歌、已見上とありて、豐玉姫の答歌の事無き、此も一の傳なり、【但已見上と云に、答哥をもこめたるにてもあるべし、】○高千穗宮は、白檮原宮段の初にも、坐高千穗宮而云々とあれば、彼御世まで御世々々、此宮に坐坐しなり、抑邇邇藝命、天降坐て、初は笠沙之御崎に、宮敷坐りしこと、上【傳十五の八十七葉】に見えたる如くなれば、此高千穗宮と申すも、即彼笠沙御崎なる宮なるべく思はるゝを、又よく思ふに、高千穗と云名、又御陵も、其高千穗山の西に在とあれば、此宮は、彼笠沙御崎なるとは、別にして、【笠沙御崎は、必薩摩國なるべきこと、上に云るが如し、然れば其地ならむには、高千穗宮とは云べからず、彼山よりやゝ遠ければなり、】大隅國にて、高千穗山に近き地にこそ聞えたれ、【薩摩國人の云、火々出見尊の宮は、大隅國桑原郡宮内と云地これなり、神名式に、同郡なる鹿兒島神社も、此尊を祭れり、今は正八幡宮と申す、と云り、桑原郡は、高千穗山に近き域にや、なほよく地理を尋ぬべし、】さて此高千穗は、霧島山を云なり、【高千穗山の事、傳十五の七十の葉に委く云るが如く、其とおぼしき二つありて、何方とも決めがたき中に、此宮の名の高千穗は、必かの霧島山なるべきこと、御陵の在處を以て知べきなり、此御陵の在處の事は、下に云を考見べし、若是を日向の臼杵郡なる高千穗としては、御陵の在所に叶はざるなり、さて此に依て、つら〳〵思ふに、神代の御典に、高千穗峯とあるは、二處にて、同名にて、かの臼杵郡なるも、又霧島山も、共に其山なるべし、其は皇孫命初て天降坐し時、先二つの内の、一方の高千穗峯に、下着賜ひて、そ

れより、今一方の高千穗に、移幸しなるべし、其次序は、何れか先、何れか後なりけむ、知べきにあらざれども、終に笠沙御崎に留賜へりし、路次を以て思へば、初に先降着賜ひしは、日杵郡なる高千穗山にて、其より霧島山に遷坐て、また其山を下りて、空國を行去て、笠沙御崎には、到坐しなるべし、かゝれば神代の高千穗と云し山は、此二處なりけむを、此も彼も同名なりしから、古より混ひて、一の山のごと語傳へ來て、此記にも書紀にも、然記されたるなるべし、さて然二處共に、同名をしも負たりしも、所以ありけることなるべし、】書紀に、襲之高千穗峯ともある、襲は大隅國なれば、是霧島山をも、高千穗と云し證なり、かゝれば、初邇々藝命は、笠沙御崎なる宮に坐々しを、穗々手見命に至て、此宮に遷坐しにこそはありけめ、○伍佰捌拾歳、凡て神代の年數の事、【今これをかにかくに論はむは、中々にいまだしき事に思ふ人もあるべけれど、然らず、此にも如此見え、書紀にも見えたれば、必なほざりにすぐすべきにあらず、】書紀神武卷の首に、自天祖降臨、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歳とあるは、三御代、【邇々藝命、穗々手見命、葺不合命、】の總ての年數なり、【此年數の、いみしく多く久しきを、近き世の、なまさかしき人の心には、信られぬことに思ふから、種々の說あれども、皆漢意のさかしらなり、たゞ古の傳のまゝに心得べし、】今假に此數を三御代に等く分つときは、一御代大凡六十萬歳許づゝなるべし、然るを此に、五百八十歳とあるはこよなき短さにて、かの總ての數と、甚くあひかなはざるは、如何と云に、彼石長比賣の事に依て、父の神の、天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、と詛白賜ひしに因て、至于今天皇命等之御命不長也とあれば、穗々手見命よりこなたは、御命こよなく短く坐べき理なり【かの詛言、邇々藝命は關り給はず、其御子より御世々を詛れたるものなり、】然ればかの一百七十九萬云々の年は、多くは邇々藝命の御世に經過て、穗々手見命は、僅に五百八十歳、次に葺不合命は、いよ／＼短かるべく、次に伊波禮毘古命に至て、又いよ／＼

縮りて、百三十七歳にして、崩坐しなり、かゝれば此御年の數のこと、何かは疑ふべき、【然るを倭姫命世記など、後世の書どもに、神代の年數を、邇々藝命三十一万八千五百四十三年、穂々手見命六十三万七千八百九十二年、鵜葺不合命八十三万六千四十二年、と記せるは、いみじき妄説なり、そも〳〵三御代、次々に如此御命長くなり坐むことも、由なく、又鵜葺不合命は、然ばかり長く坐けるに、其御子の神武天皇は、僅に縮りて、わづかに百餘歳なりしは、何の由とかせむ、いとも〳〵心得ず、此に至りて、かの詛言の驗あらはれたるなりとも云むか、されど二御世のみに長く坐々て、其を過て後に、俄に驗のあらはるべきにも非るをや、右の年數は、後人の彼神武紀の年數に據て、其を妄に三御代に分配りて、定めたるものにて、彼詛言の事をも、思ひわたらず、此記に、此にかく五百八十歳とあるなどをも、考へずして、たゞゆくりなく物したるなり、次々に年數を多くしたるは、御世の漸々に長久しかりしよしに、視奉れるこゝろしらひなるべし、此三御代の年を合すれば、かの神武紀なる數と、全く同きは、是後人のしわざなる證なり、凡て上代の傳は、かくさまのことは、必此と彼と、全くは同じからぬものなればなり、さて右の三御代の年數を、神代卷口決には、三十万八千五百三十三年、六十三万七千八百九十二年、八十三万六千四十三年と分たり、此は少し差あれども、三十万の万の上に、一字を脱し、冊を册に誤りたるにて、もと初に云ると同じことなり】○御陵は美波加と訓べし、万葉二卷に、八隅知之、和期大王之、恐也、御陵奉仕流、山科乃、鏡山爾云々、師の考に、古は天皇の山陵をも、御墓とぞ云つらむ、此も御陵とは書たれど、みさゝぎとは訓がたく、必みはかと訓べければなりとあり、書紀仁德卷推古卷などに、難波荒陵と云地名もあり、源氏物語須磨卷に、院の御はかとあり、【又御山ともあり、古書にも、御陵を築くを、山作といへり】又美佐岐紀と云も、古き稱なり、和名抄に、山陵美佐々岐、また諸陵寮美佐々岐乃豆加佐とあり、但し某天皇の御陵など云ときは、美波加と云べく、其御陵を指ては、美佐

邪紀とも云べし、【たとへば、其處の美佐邪紀に、某天皇の美波加ぞ、などと云むが如し、某天皇の美佐邪紀などとは云ざりけむ、】凡て同物も、指ところによりて、名のかはれる類多し、【後ノ世になりては、陵をばすべて美佐邪紀と、申して、墓と別ことゝなれり、】なほ美佐邪紀の事は、下ノ卷なる佐々紀山ノ君の註【傳四十の二十七葉】に云べし、○在其高千穗山之西也、書紀には、後久之彦火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵、とあり、口決に、高屋、前爲竹屋也、【前に見えたる竹屋に、以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號其地曰竹屋、とありしところなり、】延喜ノ諸陵式に、日向高屋山上陵、彦火々出見尊、在日向國、無陵戸、撥下段前書陵記に、薩摩國阿多郡、大隅國肝屬郡、俱有鷹屋郷、遂二郡境相接、恐此地之山、と云る、此ノ說信に誦れたり、【但し阿多ノ郡と肝屬ノ郡と、相接きて、一ツの鷹屋の二郡にわたれるか、又は鷹屋二ツあるか、其ノ地理を知らざれば、さる事なることは、えしもわきまへず、なほ國人によく尋ぬべし、】和名抄に、大隅ノ國肝屬ノ郡鷹屋、薩摩國阿多ノ郡鷹屋と見ゆ、此ノ高千穗山は、上にも云る如く、霧島山なるべければ、其ノ西は大隅ノ國なり、【薩摩ノ國人の云、高屋ノ山陵は、大隅ノ國肝屬ノ郡、内ノ浦ノ郷北方村、高屋山の巓にあり、此ノ山ノ上を、今俗に國見山と云て、國中を見わたすところなり、其に高屋ノ神社あり、出見ノ尊を祭れり、と云り、此ノ說然るべし、實ノ地、霧島山よりの西ノ方にあたれりや、なほ尋ぬべし、】然るを日向とあるは、上に云る如く、上代には、大隅薩摩までかけて、日向ノ國と云しことありつればなり、【神武紀に、日向ノ國吾田ノ邑とあるも、可愛ノ山陵の可愛も、みな薩摩の地ノ名なるを以ても知べし、然るに今日向ノ國宮崎ノ郡、佐土原のあたり近き海べに、高屋島と云ある、これ此ノ御陵なりと云ふは、心得ず、書紀景行ノ卷十二年に、到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、云々、居於高屋宮已六年也、とあるは、大隅薩摩の地に非ず、日向ノ國と聞えたれども、こは此ノ御陵のある高屋とは、別なるべし、】○書紀には、邇々藝ノ命并不合ノ命の御陵をも記されて、三御世の備れり、此ノ記も、必然有べきことなるに、

たゞ穗々手見命のみ、御歷年をも、御陵をも記して、餘の二御世のは、共に見えざるは、初より漏つるなるべし、故今ついでに、此に其二御陵をも擧て注すべし、書紀云、久之天津彥々火瓊々杵尊崩因葬筑紫日向可愛之山陵【可愛此云埃】諸陵式に、日向埃山陵、天津彥々火瓊々杵尊、在日向國、無陵戶とあり、諸陵記に、今薩摩國頴娃郡也と云り、然るべし、和名抄に、薩摩國頴娃【江乃】郡頴娃鄕、これなり、【娃字は、紀伊の伊字などの例にて、エの音の韻を添たるのみなり、今國人は、えいと云、其もエを長く引て呼なり、文字は、舊のまゝに頴娃と書、或は江居とも書り、和名抄に江乃とある乃字は、削るべし。】御陵必此處にあるべし、【薩摩國人の云、可愛山陵は薩摩國高城郡、水引鄕五代村、中山の嶺にあり、天書に、瓊々杵尊云々葬筑紫日向縁之中山之巓陵也と見えたり、又川合陵、端陵と云て、二あり、今俗に中山陵をば中陵と云て、中にあり、瓊々杵尊の陵と云り、川合陵は其左、端陵は右に在て、此二陵をば、天照大神と、忍穗耳尊の陵なりと云は、非なり、古帝皇を葬る、或は三陵を營す、一は聖躰をさめ、餘は輼車及服御の物等をゝさめ、三墓を合せて、某帝皇山陵とするなり、然れば此三陵合せて、瓊々杵尊の可愛山陵なり、其中に、玉躰を藏奉たるは、中陵なり、今見るに、此中陵には、嶺に安礎石二、尚如牆壙、周圍以井韓、世命修之、其石最大、如俗謂片石、非神功不能輸山上、他陵則無之、さて又此陵の右に、新田宮と云あり、瓊々杵尊を祀る、又天照大神栲幡千々姫をも配祀る、此宮は、後世に建たるなるべし、此廟の山を、神龜山とも、龜山とも云は、山の形に依てなり、此廟域は、即瓊々杵尊の宮城の墟なり、廟山の背を、城村と云、屏障を削成たるに似たり、是宮城の跡なりと云傳へたり、さて或人、川合と可愛の字音と、相近きを以て、彼川合陵を可愛陵なりと云は、非なり、今見るに、中山陵と端陵とは、大なる阜にて山の如くなるを、川合陵は、中山陵を距ること、一里許にて、其地卑濕狹隘、非可以藏玉躰處と云り、宣長今此說を按に、古帝皇を葬

る、或は云々と云るは、然もあることなれども、必二墓を合せて、某山陵とせしことにも非れば、かの川合陵端陵と云二は、可愛御陵にはあらず、別にて、他神の御墓なるべし、其故は、川合陵は、中山陵を距こと、一里許と云ればなり、若是可愛御陵に附たるものならば、さばかり遠く放て在べきにあらず、端陵は、中陵より幾ばかり離れるにか、川合陵の遠きに准へて思へば、其も甚近くは非るにや、凡て右の説に、右にあり、左にありと云るはいと近く、一域に相並べる如く聞ゆるを、かの川合陵は、一里許距れりと云れば、端陵も、遠き近きさだかならざるなり、凡てかゝる事を、委く記さむには、東南西北の方位を云て、某方へ幾ばく放れりと云、されば、其在処さだかならず、たゞ左右とのみにては、甚おぼつかなし、又高城郡は、贈於郡と接て、此御陵の地、古は贈於郡なりしが、今は高城郡に属たるにや、若この二郡相接かず、離りたる境ならむには、此中山陵も、なほ疑なきにあらず、此郡の在処をも、なほよく尋ねて決むべきことなり、】日向國にはあるべからず、【日決に、可愛之山陵、在日向國宮崎ニと云るは、心得ず、又或人云、臼杵郡縣西一里、有二大陵一、異氣満塁、而不レ得レ近焉、是可愛陵歟、又或人云、臼杵郡永井可愛村と云神社あり、傍に町餘山あり、絶頂に靈石二隻す、岩洞あり、是可愛陵なり、又或人云、今日向國延岡の領内に、すなはち可愛と云所ありて、そこに陵山と云あり、山の腹に神社あり、御陵は何れのほどにありともさだかにしられず、又或人云、臼杵郡高千穗山の東南の方に、陵の嶺と云山あり、其山中に、瓊々杵命の陵なりと云あり、里人は、石明神と申すなり、など云り、何れも古の陵ある地とは聞えたれど、可愛御陵には非じとぞ思ふ、】又書紀云、久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩於西州之宮、因葬日向吾平山上陵、諸陵式に、日向吾平山上陵、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、在日向國、無陵戸とあり、南陵記に、今大隅國始羅郡之山と云り、然るべし、和名抄に、大隅國始羅【阿比良】郡、又大隅郡始羅郷、囎唹郡阿枚あり、【これら本より別處か、又もと一ッ

の阿比良なるか、郡々に分れ属るか、地理を尋ねて決むべし、又今ノ世に、肝属ノ郡に、姶良又は大姶良と云処あり、】御陵は此ノ岡の内に在るべし、【薩摩ノ国人の云く、吾平ノ山陵は、大隅ノ国肝属ノ郡、姶良ノ郷上名村の鵜戸ノ窟中にあり、此ノ窟祠、東ノ方に向へり、内の広さ三十歩あり、陵ノ上に祠あり、又小川を隔てゝ、前ノに祠あり、鵜戸権現と云て、葺不合ノ尊を祭れり】かゝれば神代の三ノ御陵は、大隅と薩摩とに在て、日向ノ国にはあらず、【然るを諸陵式に何れをも、在日向国と記されたるは、書紀に日向とあるまゝに記されたるものにて、後に国分れては、日向国にはあらず、大隅薩摩の境に在ことをば、考へられざりしなり、歴代の御陵皆ノ其ノ郡をも記されたるに、此ノ三ノ御陵のみ、郡を記されざるにても、日向ノ国とあるは、たゞ書紀の文に依れるのみなることを知べし、さて世々の人もみな、たゞ日向ノ国にのみ尋ぬるから、彼ノ国に、今其ぞ彼ぞとて、神代の御跡どものあるは、心得ぬことなり、さて大隅薩摩に在べしとは、人もをさ〳〵心つかず、又かしこは、他国人の往ことなども、稀なる国なれば、おのづから埋れて　世に識人もなくなれるなり、【己はやくより、此ノ事を慨く思ひて、いかで大隅薩摩に古ノを尋ふ人に、逢てしかな、委く尋ねては、必ノ古ノ伝へたる処のあるべきをと、願ひわたりつるに、近き比、白尾斎蔵国柱と云ノ薩摩ノ鹿児島の人の書る、神代山陵考と云物を得て、見たるに、果してみな彼ノ二国にありけり、今此ノ御陵どもの在ノ中に、薩摩ノ国人の云りとて、しるしたるは、みな彼ノ説なるぞかし】さて諸陵式に、已上神代三陵於山城国葛野郡田邑陵南原祭之其兆域、東西一町、南北一町とある、此は其陵は遠き故に、此地にして祭ノ賜ふなり、【かゝれば古より、此ノ御陵どもへは、御使を奉遣し賜ひし事なども無かりけむ故に、其ノ地もさだかならず、終に何処とだに知ノれずなりぬるなりけり】なほ歴代の諸御陵に、闕れる、種々の事どもは、中巻畝火山ノ御陵の処に云べし、

是天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命。娶其姨玉依毘賣命。生御子名五瀬命。次稻氷命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦名豐御毛沼命。亦名神倭伊波禮毘古命。四柱 故御毛沼命者。跳波穗渡坐于常世國。稻氷命者。爲妣國而入坐海原也。

姨は御袁婆なり、書紀孝昭巻に、姨母乎波と見え、和名抄に、唐韻云、姨、母之姉妹也、爾雅云、母之姉妹曰従母、母方乃乎波とあり、【伯父、叔父、伯母、叔母は、大父大母の意にて、於遲於婆と云、父母の兄弟は、小父小母の意にて、袁遲袁婆と云、於と袁と、大小の差あり、さて父の父母又兄弟をば、たゞ於遲於婆、袁遲袁婆と云、母方のをば、母方之某々と云は、ことを分て云ときのことにこそあれ、常には、母方のをも、たゞ於遲於婆、袁遲袁婆とのみ云ことなり、今世とても然なり、さて或説に、以姨爲妻非禮と云て、或あるは、心得ず、古の正しき書に、是を非禮と云ることも見えず、何を據に云ことぞや、若漢國のさだめを以て云にや、そはいみしきひがことなり、外國のさだめに拘泥て、いかでか皇朝の神の御所爲を議奉るべき、あなかしこ〳〵、】○五瀬命、此御名を、伊世と訓は、いみしき非なり、五十をこそ伊とは云へ、たゞ五は、伊都と云例にて、五百の外には、伊とのみ云る例なし、】御名義は嚴稻なり、稻を志禰と云る例多し、【和名抄に、糯之禰、粳米宇流之禰、稻乃古利之禰、などの類なり、】其志禰を切めて、世と云は、早稻などのごとし、【嚴を五と書る例、垂仁紀に嚴橿之本、これを万葉一に、五可新何本と書り、嚴と五とは、都の清濁差へるが如くなれども、五十峙をも、万葉廿に三處まで、伊豆手船と書り、これらを思へば、五も、古は都を

濁れるかとおぼゆ、然れども、此はいまだ思ヒ定メがたければ、此ノ御名の五も、姑ク都清音に讀ム】此ノ命の御事は、白檮原ノ宮ノ段に出たり、【續紀二に、三田ノ首五瀬と云人ノ名も見ゆ】〇稻氷命、御名ノ意書紀に、稻飯と作れたる字の意なり、〇御毛沼命、御名ノ義御食主なり、出雲ノ國造ノ神賀詞に、熊野大神櫛御氣野命とあるも、【此は須佐之男ノ命を申すなり】同意の稱名なり、又國ノ名の上ツ毛野下ツ毛野も、同意なるべし、【こは然る由ありてぞ名けつらむ】〇若御毛沼命、如此四柱の御名並、稻御食を以て稱奉れることは、上處々に云る如く、殊に天津日嗣に、重き由緒あるが故なり、〇神倭伊波禮毘古命、此ノ大御名は、大和の京に遷リ坐て、天ノ下所知看ての上に、稱奉れる物なり、書紀一書に、狹野尊、亦號神日本磐余彥尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下奄有八洲、故復加號、曰神日本磐余彥尊、とあるが如し、【狹野は、早稻主の意か、されど和を省く例は、未タ考ヘ出ず、早稻を和佐と云例は、早田早穗などの類なり、これらも、早稻田早稻穗の意なり、和佐と云稱、稻に限れるを以テ知ヘし、さて和世を和佐と云は、下に言を連ね云ときの例にて、稻をも、伊那某と云が如し】さて神と申し、倭と申すは、論なきを、伊波禮としも稱申せるは、何の由にか、詳ならず、【大和ノ國十市ノ郡に、此ノ地名はあれども、大御名に稱申すべき由緣は、ありとも聞えず、但し書紀ノ此ノ御卷に、夫磐余之地、舊名片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、とあるに依て、考ルるに、皇軍倭ノ國に到りて、此ノ時に大く捷になりて、集滿たるを賀て、倭伊波禮毘古とは稱奉れるにもやあらむ、若シ然らば彼ノ地ノ名を取れるにはあらで、たゞ皇軍の倭にして、集滿る由の御名にて、又其地の名にも負せしなるべし、また或ヒハ曰、天皇往嘗嚴瓮粮、出軍而征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余ノ邑、ともあるに依らば、あるが中に强き敵に勝たまひし地なるを以て、其地名を以て、稱奉れるにもあらむか、思ヒ

決めがたし、】書紀云、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姫爲妃、生彦五瀬命、次稲飯命、次三毛入野命、次神日本磐余彦尊、凡生四男、一書に、先生彦五瀬命、次稲飯命、次三毛入野命、次狭野命、云々、一書に、先生五瀬命、次三毛野命、次稲飯命、次磐余彦尊、亦號神日本磐余彦火々出見尊、一書に、先生彦五瀬命、次稲飯命、次神日本磐余彦火々出見尊、次稚三毛野命、一書に、先生彦五瀬命、次磐余彦火々出見尊、次彦稲飯命、次三毛入野命などあり、○御毛沼、上に出、【傳十二の三葉】○跳は、布美弖と訓べし、【舊は加都理弖と訓れたり、】此字、史記漢高祖本紀に、項羽遂圍成皋、漢王跳、獨與滕公共、車出、注に、跳走也と云、又輕身走出也とも云る、此勢にて、輕く捷きさまを以て、此字を書るなるべし、下に渡坐とあれば、此字はたゞ布美弖と訓ても、走行意は、おのづから具れり、又波穂をふみてといへば、輕く浪を踏も具れり、】書紀には、蹈浪秀とあり、○常世國は、何國にまれ、皇國を離りて、易く往還がたき、遠き國を云こと、上【傳十二の十葉】に委く云るが如し、さてかく御毛沼命の、然る國に渡坐し所以は、詳ならず、【下に、おしはかりの論ひはあり、】姓氏録右京皇別に、新良貴、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稲飯命之後也、是於新良國、即爲國主、稲飯命出於新羅國王者祖、【印本には是字の下に、出字有て、即爲國三字脱たり、今は一本に依れり、かの出字は、坐を誤れるにもあらむか、さて命下の出於二字も、衍なるべく、者字は、之の誤なるべし、さて又此姓は且不合尊の御子の後なれば、神別天孫部に收るべきに、神武天皇の御兄弟なるを以て、皇別には收れるなるべし、】とあるに依れば、新羅國に渡坐て、其國王に爲坐せるなるべし、【新羅も常世國なり、さてからぶみ北史新羅傳に其王本百濟人、自海逃入新羅、遂王其國と云るは、實は皇國人にて、此命の御事なるを、誤りて百濟人とは傳へたるにや、】さて其は、御毛沼命なるを、姓氏録に、稲飯命とあるは、御兄弟の間の傳の異なるなり、【さる例多かり、】○爲妣國は、御母の國なるによりて、と云むが如

し、玉依毘賣ノ命は、海ノ神ノ御女に坐ばなり、須佐之男ノ命も、欲往妣國と申ッ賜ひしこと、上に見えたり、○入坐海原也とは、海ノ底に沈入坐を云なり、【漢籍に、船に乗て海ノ上へ趣くを、入海と云とは、異なり、又海原と云ば、たゞ海ノ上の如く聞ゆれども、上のみならず、底をも然云ること、例あり、】上に天神之御子、不可生海原とあるも、海神ノ宮なるを思ふべし、書紀神武ノ御巻云、戊午年五月、進到于紀伊國云々、六月到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稲飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、言訖乃抜剣入海、化爲鋤持神、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨、並是海神、何爲起波瀾以灌溺乎、則踏浪秀、而往乎常世郷矣、【此二柱ノ命ノ御事、此ノ記と書紀とを相照して、委曲に考ふるに、先ヅ御毛沼命の、常世ノ國に渡坐し事、此ノ記には、何の所以と云ことも見えざれども、跳波穂とあるに、眼を着べきなり、さて書紀の趣も、亦恨之曰云々の御言は、只浪風の荒きを、恨み給へる意のみこそあれ、常世ノ國に渡り坐べき所以は、聞えず、海神の、浪風を起るが恨めしとて、遠つ國に渡坐むことは、由なければなり、故思ふに、此ノ時此ノ命の乗賜へる御舟は、何路ともなく、遠に漂流て、終に破れ、若は覆りなどもしたりけむ、書紀に、灌溺とあるも、此ノ故と思はる、さて然御舟を失ひ給ひし故に、直に海ノ上を歩渡りて、遠なる國に着坐りしなるべし、然れば二記共に、浪の穂を踏跳てとあるは、舟無きが故に、然爲賜ひしなるべし、さるは海ノ神の御魂幸ひてぞありけむかし、次に稲氷ノ命の、海に入り坐し所以は、書紀のおもむき、日本武ノ尊の、東ノ國征たまふ時に、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩、而不可渡、時有従王之妾、曰弟橘媛、啓王曰、今風起浪泌、王船欲沒、是必海神心也、願以妾之身、贖王之命、而入海、言訖乃披瀾入之、暴風即止、船得着岸、とあるといとよく似たるを以て思ふに、此ノ命、海に入り坐て、伊波禮毘古ノ命の御身に代りて、救

ひ牟らむとの御心なりけむ、さるを此ノ世に、竊ニ妣國トと云るは、母命海ノ神の御女なれば、已ノ其ノ宮に罷入て、海ノ神に請て、よきさまに計て、浪風を止しめむと所念す御心にて、母命の國なるを、頼みづよく所思したる意あればなるべし、御伊波禮毘古ノ命は、御弟に坐ども、既く御世所知べく、君に坐ける故に、稻氷命は、御兄ながら、如此ありしにや、そもそもこれらみな、おしはかりごとなり】御毛沼ノ命は御弟なるに、先ヅ申し、稻氷ノ命は、御兄なるに、後に申せるは、其ノ事の時の前後によれるにぞあらむ、

古事記傳上卷終

終ノ字無き本もあり、又卷ノ字も、共に無き本もあり、

三大考

天地國土のありかた、其成れる初のさまなど、外國の説どもは、いはゆる佛にもあれ、聖人にもあれ、皆己が心を以て、智の及ぶたけ考へ度りて、必ず此あるべき理ぞと、おしあてに定めて、造りいへるもの也、其中に天竺ノ國の説などは、たゞ世の女童を欺くが如き、妄説なれば、論ふにも足らず、又漢國の説などは、何もや、物の理りを深く考へて、造れる物なれば、打聞くにはげにもと信らるゝが如くなれども、よく思へば、其太極無極陰陽八卦五行など云ふ理は、もと無きことなるを、此方よりの其名どもを作り設けて、何事にも是を當て、天地萬物皆、これらの理によりて成れる如く、これらの理をはなるゝことなきが如く云ひなしたるものにて、是も亦皆妄説也、すべて物の理には、きはまりなきことにて、さらに人の智の、度りつくすべき限りに非れば、理を以て云ふ説は、信られず、人の考へて知るべきは、ただ目の及ぶ限り、心の及ぶ限り、測算の及ぶ限りこそあれ、其より及ばざる所に至りては、いかに考へても、知るべき由なし、然れば此天地の成れる初、又かくの如く成定たる、つぎ／＼のさまなども、八百萬千萬歳の後に生れたる人、いかでか其初をよく知ることのあらむ、こゝに吾皇大御國は、殊に伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神の、生成賜へる御國、天照大御神の生坐る御國、皇御孫尊の、天地と共に、遠長く所知看す御國にして、萬國に秀で勝れて、四海の宗國たるが故に、人の心も直く正しくして、外國の如く、さくじり僞ることなかりし故にや、天地の初の事なども、正しき實の説有て、いさゝかも私のさかしらを加ふることなく、ありのまに／＼、古代より傳はり來にける、これぞ虚僞なき、眞の説には有ける

そもそも彼ノ漢國の說などは、これを聞クに、理リ深く聞えて、信に然るべしと思はれ、皇國の傳へは、いと淺はかに、何の理も無きが如く聞ゆれども、彼は妄說、此は眞實なる故に、後ノ世に至り、もろもろの考へ、精くなるに隨ひて、かの虛妄說どもは、やうやうにその非の顯れゆくを、此眞の傳へは、違ふことなし、然云ゆゑは、近き代になりて、遙に西なる國々の人どもは、海路を心にまかせて、あまねく廻りありくによりて、此ノ大地のありかたを、よく見究めて、地は圓にして、虛空に浮べるを、日月は其ノ上下へ旋ることなど、考へ得たるに、彼ノ漢國の舊き說どもは、皆いたく違へることの多きを以て、すべて理をおしあてに定むることの、信がたきをさとるべし、然るに皇國の古傳說は、初メに虛中に一ツノ物の成れりしより、つぎつぎ其ノ云ることごとも、凡て今の現のありかたに、合せ考るに、いささかもたがふことなし、これを以ても古ノ傳への、眞なることは知ルべき也、さてかの遙の西國の人は、右ノ如く、此ノ大地のありかたを、よく見きはめ、又大虛空なることごともを、なほくさぐさ精密に考へ得て、漢人の說とは、はるかに勝れることども多けれども、それもなほ、測算の及ぶ限リにこそあれ、其ノ及ばぬ所は、今の現の事だに、なほ知リ盡すことあたはざること多ければ、まして大地日月などの、かくのごとく成れる初メは、知ルべきやうなし、思ふに、其ノ國々にも、各其ノ說は有ルべけれども、それも又皆例の後ノ人のおしはかりにて、かの天竺或は漢國の說どものたぐひにぞあるべき、皇國の傳へは、さらに其ノ類に非ず、先ヅ皇國は、神ながら言擧せぬ國と云て、萬ヅの事、外ツ國の如く、かしこげに言痛く、論ひきおすることなく、ただ大らかなる御國ぶりなるが故に、天地の初メの說なども、外ツ國の說どもの如く、これは此ノ故にかくのごとし、それは云々の理によりて、かくの如しなどやうに、細にこちたく、說論したる物にはあらず、ただ有リしことのままを、おほらかに語り傳へたるのみ也、然れども上代に、いまだ外國の說どもの、來り雜らざりしほどは、世の人みな、古への傳說を守りて、さらに異なる論ひもなかりしかば、又殊に論ふべきこともなかりしに、

後に外國のこざかしくこちたき說ども、入り來りまじりては、人みな其ノ說どもの、うはべの言美きに惑ひて、古への傳說の趣をば、忘れはてゝ、ひたぶるに外國の說にのみ依ること、なりにける、されば神の御書を說く人も、みなその外國の說にのみまつはれて、いにしへの趣を得たる人は、よゝに一人もなかりけり、こゝに吾本居大人、はやくそのひがとなることをさとりて、いさゝかも外國の意をまじへず、專皇國の古ノ傳へに依りて、そのおもむきを委曲に考へ得て、古事記傳を著し給へるにぞ、神代よりの傳への趣は、ふたゝび世に明らけくなりにける、中庸をぢなき身なれども、神の御靈の幸ひ厚くて、此ノ大人の同じ鄕にさへ生れて、務めのいとまには、まのあたり其ノ敎へを受て、正しきまことの道のかたはしをも、窺ふことを得たり、かくて此ノ天地の初めのさま、又其ありかたなど、かの古事記傳によりて、古への傳へ說の趣を見るに、さらに人の造り云る、彼ノ外國の妄說どもの、及ぶところにあらず、眞にかぎりなく深く妙なる味ひありて、神代の傳說の、世にすぐれて尊きことを悟りぬ、如此して又いさゝか己が思ひよれることゞも、有りけるを、大人に申し試みければ、あしくもあらぬさまに、許諾し給へるまゝに、其次第のおもむきを、十箇の圖にかきあらはし、其ノことわりを書き添へて、一卷となし、三大考と名けつ、三大は、天地泉の三なり、これを大と云ゆゑは、漢めきたれど、書の名なれば、さてもあへなむか、さて其ノあるやう、彼ノなまさかしき理もて云る、外國どもの說は、すべて取らず、もはら皇國の傳へに隨ひ、其說は、すべての事は、古事記傳に依れり、されば大かたは、彼ノ書に委ねて、こまかにはいはず、かの書を看て心得べし、日ごろたゞ漢意の說にのみなれたる人、いぶかることなかれ

寛政三年辛亥五月

伊勢人服部中庸

此輪ノ内ハ大虚空ナリ、輪ハ假ニ圖ルノミゾ、實ニ此ノ物アルトニハアラズ、次々ナルモ皆然リ、

○三柱ノ神ノ座位ハ、記ノ文ノ次第ニ依テ、假リニ如此書ルノミナリ、必シモ拘ルベカラズ、

第一圖

高御産巣日神
天之御中主神
神産巣日神

記ニ曰ク、天地ノ初發之時、於高天ノ原ニ成ル神ノ名ハ、天之御中主ノ神、次ニ高御産巣日ノ神、次ニ神産巣日ノ神云々、

此ノ時いまだ天も地もあることなく、すべてたゞ虚空也、天と地との初メは、此ノ次の文に見えたり、然るを天地ノ初發之時と云るは、後よりいふ言にて、たゞ世の初メといふこと也、また高天ノ原にとあるも、此ノ時いまだ高天ノ原はあらざれども、此ノ三柱ノ神の成リ坐たる處、後に高天ノ原となれる故に、後より如此ク云る語也、

第二圖

一物

輪ノ中ノ ●●● ハ、第一圖ニ擧タル、三柱ノ神ナリ、

書紀ニ曰ク、天地ノ初判、一物在於虚中、狀貌難言、又曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係、又曰、天地ノ初判、有物若葦芽、生於空中、云々、又有物若浮膏、生於空中、

書紀の傳へども、かくの如く各少しづゝの異ありて、全くは同じからずといへども、彼レ此レを合せて、其さまを知ルべし、さて天地初判とあるは、こ

れもたゞ世の初ノこいふとなるを、初判なご書れたるは、たゞ漢文なり、判ノ字に拘るべからず、天地未生之時こもあり、又虚中空中こあるにて、いまだ地も何も無き時なると知ルべし、すべて書紀は、つとめて漢文を、飾られたるほごに、輒にいふことは、當らぬ文字多く、漢文に引れて、おのづから古ノ傳のおもむきの、まぎらはしき事も多し、其心して見るべきなり、○記には、此ノ一物の初めて成れるとは、記されざれごも、次國稚云々こあるにて、既に一物の生れること知られたり、○此ノ一物の、虚空に初めて生れることは始めて、次第に葦牙ノ如くに、成了るまで、これ皆悉ノ、高御產巢日ノ神神產巢日ノ神の產靈によりて、生成る也、其ノ產靈に、いとも〳〵靈く奇く、妙なるものにして、さらに議ノ常の理を以て、測り知べき限にあらず、そも〳〵此ノ天地の初メを、太極陰陽乾坤などいふ理を以て、かしこげにいふ、漢國人の說などは、みな此ノ產靈の靈異によりて生ることを、しらざる故の妄說也、

記曰、次國稚、如浮脂而久羅下那州多陀用幣流之時、如葦牙因萌騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、云々

かく初めて成れる一ノ物、浮脂の如く、虚空に漂へるなり、さて其ノ物の中より、葦牙の如く、萌上る物あり、これ天となるべき物なり、かくてその天となるべき物に、萌上り了りて、其ノ跡に殘れるが、堅まりて、地とは成る也、されご此ノ時は、いまだ海と國土との分ちなどもなく、たゞ混つにて、ふは〳〵とたゞよひてある也、

是ヨリ次々ノ圖皆、外ノ輪ヲ畧ケリ、紙ノ地ヲ虚空ト見ルベシ、

第四圖

○地ニ成坐ル十二柱ノ神ノ座位、タヾ記ノ文ノ次第ノマヽニ着セリ、必シモ拘ルベカラズ、○黒白ニ分タルハ、黒ナルハ、隱レ身トアル神タチ也、

記ニ曰、次成神名、國之常立神、云々、上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七代、ト

此ノを天神七代と申すは、後ノ世の俗說也、此ノ神たちは、天神にはあらず、地に成り坐る神也、○彼ノ葦牙の如く萠上る物、漸に騰り、漸に成りて、天となり、其跡に殘れる、地となるべき物は、未ク堅まらず、混れて漂へり、○記ニ曰、於是欲レ相ニ見其妹伊邪那美命ヲ、追ニ往黄泉國ニ、云々と見えて、黄泉といふ國あり、然るに其黄泉の初發の事は、記にも書紀にも見えず、傳說なければ、知るべきに非れども、かの萠騰る物ありて、天と成れるに准へて思ふに、彼ノ一ツ物の中より、垂降る物も有りて、黄泉とは成れるなるべし、其は根ノ國底ノ國とも云て、地ノ下に在れば也、故レ今其趣キを以て、圖に着せり、泉と記せる物是なり、泉ノ字は、只漢文を假るのみなり、字に拘るべからず、さて其ノ垂降りて成

れる事は、天の萌上りて成れること、何れか先、何れか後なりけむ、知べからず、理を以ていはゞ、例の漢意にて妄也、なほ泉の事、第七圖の下に委く云べし、○此より次々、天と地と泉と、漸に分れ、漸に相遠ざかりもて、遂に第十圖の如くに成了る也、

是ヨリ次々ノ圖ニハ、天ニ成生ル神、地ニ成生ル神タチ、其圖ニ用アルヲノミ擧テ、餘ハ略ケリ、

第五圖

○外國ドモノ作レル處、又ソノ大小、其數ナド、此圖ニ拘ルベカラズ、タヾ假ニ大カタノサマヲ著セルノミ也、但シ皇國ノ在ル處ハ、圖ノ如シ、ソノヨシ次ニ云リ

○此圖ハ、二柱ノ神ノ國ヲ產成ミ給ヒ、又外國ドモモ成テ、國土ト海ト、分レタルウヘノアリサマナリ、

記ニ曰、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國云云、故因此八嶋先所生謂大八嶋國云々、　書紀曰、嶋々小嶋、皆是潮沫凝成者矣、　二柱ノ神の、此ノ大八洲國を產給へると、世ノ人、漢意を以て見る故に、これを信ずして、種々なまさかしき說あれども、そはみな私ごとなれば、取にたらず、たゞ古ノ傳への隨に心得べし、たゞ人の兒を產が如く、御腹より生出賜へるもの也、但し其ノ委曲き狀は、いかにありけむ、傳へなければ、知がたけれども、今これを思ふに、まづ高天ノ原より降坐ス時に、天ノ浮橋に立して、沼矛を以て、かの浮脂の如くにたゞよへる物を、掻廻し賜ひて、引上ゲ給ふ時、其ノ矛の鋒より滴り落る

物凝て、淤能碁呂嶋とはなれる、其ノ矛の滴は、微なる物なれども、其ノ物に因て、漂へる物聚り凝堅りて、廣く大きになりて、一ツの嶋とは成れるなれば、大八洲を産賜へるも、其ノ如くにて、まづ二柱ノ神の交合の滴ゝ、女神の御腹内に、合凝成りて、さて御腹より産出し給ふところは、微小き物なれども、其ノ物に、かの漂へる物、寄聚り凝て、國土とは成れる也、近くは人ノ身の成る初メにても知ルべし、父母の交合の時に、滴る物は、微なれども、月を經て、兒の形とはなるにあらずや、又人も鳥獸魚虫なども、生れ出たる時は、なほ小けれども、漸に大きになる、其中にも、殊に蛇などは、生れたるほどは、尋常の小き虫なるが、年久しく經て、大蛇とまでなるに至りては、ことの外に大きなる形ならずや、又草木も同じことにて、生初たる二葉の時は、いと小さけれど、年を經ては、雲るをしのぐ大木となる也、神代のほどの年序は、いと〳〵久しきことなれば、此ノ國土も、産出し賜へるより、全く國土と成リ了るまでは、幾萬歳をか經けむ、其ノ間々には、いかほども大きになるべし、殊に國土の初メなどは、産巣日神の殊なる産霊によりて、成れることなれば、女神の御腹より産出し賜へると、さらに疑ふべきに非ず、これを疑ふは、正しき倭魂にあらず、例のなまさかしき漢意なり、さて國を産成し給ひて、國土と海水と分れて、漸に大地は堅まりつる也、○外ツ國どもの初メは、二柱ノ神大八洲を生賜ひて、國土と海水と、漸に分るゝに隨ひて、此處彼處と潮沫のおのづからに凝堅まり合たるどもの、大きにも小くも成れるもの也、これはた産巣日神の産霊によりて成れることは、ひとしけれども、外國は、二柱ノ神の産給へる國に非ず、是レ皇國と、初メより尊卑美惡きけぢめの、分るゝところ也、さて後に外國はみな、少名毘古那神の天降らして、經營給へるなり、此らの事、古事記傳に見えたり、披き見て、然る所以を知るべし、○皇國の在ル處は、圖の如く、大地の頂上也、其ノ故は、初メ葦牙の如き物の、萌上り初し、根の處にして、天地と分れて後も、天ノ浮橋の往來ありて、未タ斷離れず、續きてありしほど、正しく天と上下相對へる、蔕の處、皇國なればなり、そもそも大地は、虚空に懸りて、圓體

なる物なれば、何方を上とも下とも横とも云べきにあらず、此方より下とする方は、其方にては、亦此方を下とす、横の方にても、何方にても、同じき也、と心得れば、一わたりのことにて、其は天と地と離れて、今の如くなれるうへをのみ知りて、元の狀を知らざるもの也、なほ大地は、上下もあり、前後もあること、師の說もあり、第十圖の下に擧るが如し、

記曰、既生國竟、更生神云々、又曰、故伊邪那美神者、因生火神遂神避坐也、又曰、伊邪那岐命、欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國云々、故號其伊邪那美命謂黄泉津大神云々、故其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也、

第六圖

此より黄泉國に坐ス神は伊邪那美ノ命也、さて此ノ段に、此ノ國の神たちに、與黄泉神相論とあれば、既に別神も有りし也、故レ第四圖に是レを擧つ、然れども其ノ名も傳はらず、幾柱と云ともなければ、むねゝしき神にはあらじとこそ思ふ、○黄泉比良坂は、此ノ國土と泉ノ國との堺也、其ノ在ル處は、此ノ國土より、大地に入ル際か、又は大地の中心にあるか、又は大地と泉との間に在るか、詳ならず、記の趣は、出雲の伊賦夜坂、すなはち其ノ處の如く聞ゆ、もし然らば、大地ノ中に入むとする際なり、しかれどもこれはたゞ、黄泉比良坂に通ひし處は、伊賦夜坂なりといふ意にて、語り傳へたるにもあるべし

第七圖

○天ハ即チ日ナリ、其中ナル國ナ、高天ノ原ト云、

○泉ハ即チ月ナリ、其中ナル國ナ、夜之食國ト云、

記ニ曰、是以伊邪那岐ノ大神詔之云々、到リ坐テ竺紫ノ日向ノ之橘ノ小門ノ之阿波岐原ニ而禊祓也云々、右ノ件リ八十禍津日神以下、速須佐之男命以前、十柱ノ神ハ者、因テ滌御身ニ所生者也云々、賜ニ天照大御神ニ而詔之、汝命者、所知高天原ト云々、次詔ニ月讀命ニ汝命者、所知夜之食國ヲ、次詔ニ建速須佐之男命ニ汝命者、所知海原ヲ矣、高天ノ原は、天なる御國也、書紀に大日孁貴云々、是時天地相去未遠、故以天柱ヲ擧ニ於天上ニとあり、天と地と泉と、初は混一なりしが、漸に分れ、漸に相遠ざかれるを、是ノ時は未タいたく遠からざりしこと、次第の圖を見て、其ノ狀を知ルべし、○又書紀に、伊弉諾ノ尊於是登天、報命、仍留宅於日之少宮ニ矣とある、日之少宮は、天上なるを、仍留の字にて論なし、○天といふ物、漢國などにては、虛空をおきて、別に其ノ體は無き物とし、或は理を以ていひ、或は氣を以ていふのみなり、又重々あることをいふ說なども あれど、それも其形ありとにはあらず、然るに皇國の古ヘノ傳へは、虛空と天とは別にして、天はもと、葦牙の如く萠上れる物

の成れるにて、正しく其體ありて、高天ノ原ごて、其國もある也、又天竺ノ國などにていふ天は、高天ノ原に似て、體あれども、そは皆妄說なれば、論ふに足らず、さて高天ノ原は、虛空の上ノ方に在ッご見るは、一わたりのことにて、誰レも然思ふめれども、其ノ高天ノ原を所知看す天照大御神は、今の現に虛空に見え賜ふに、高天ノ原こいふべき物は、さらに見えず、又大御神は、大地を周りて、下ノ方へも至り坐スなれば、高天ノ原、上ノ方に在ッご云レがたし、たごひ高天原は遠きが故に見えず、大御神は、御光ノ坐ス故に、其ノ御形のみ見え賜ふ也ごいふごも、地ノ下に廻り賜ふをば、何ごか云む、若シ又高天ノ原は、異國にて云、ごころの天の如く、大地を包みて、其ノ上下四方に周れりご云むにも、かの葦牙の如く萠上りて成れるにかなはず、されば如何ヤうへ見ても、此ノ高天ノ原の在ル處心得がたし、故ニ中庸つらくく思ふに、異國に云ところの天は、ともあれかくもあれ、吾ガ古典に天こいひ、高天ノ原こいへる物は、虛空にも非ず、虛空の上ノ方に別にあるにも非ず、日ぞ即チ高天ノ原なりける、されば日は、天照大御神には非ず、其ノ所知看御國にして、大御神は、日の中に坐ッます神也、其故は、記の神武天皇ノ段に、吾ハ者爲ニ日ノ神ノ之御子ト向ヒテ日ニ而戰フコト不良ズとある、此レにて日こ日ノ神こ別なることを知ルべし、日ノ神こは、日を所知看神こ申す意にて、高天ノ原を所知看神こ申すに同じ、又須佐之男ノ命の參上リ坐ス時に、大御神丈夫の御裝束にして、待給ふ、これ全く人ノ體の如くなる神に坐ますこと明らけし、日なりこは申しがたし、又八咫鏡を、此ノ大御神の御像こ申すを、實には人の如くなる御形にましませども、大御光の熾なるによりて、遠く瞻奉れば、圓く見え賜ふなり、こもいふべけれど、其は此ノ國土よりこそ、然も見え賜はめ、彼ノ御鏡を造リ奉りしは、高天ノ原にての事なれば、御像を圖すこならば、眞ノ御形をこそ圖し奉るべけれ、いかでかは下なる國土より瞻奉るところの狀をばうつすべき、抑此ノ御鏡を、此ノ神の御像こ申すことは、書紀の一書に、たゞ一ノ處見えたるのみにて、其餘の一書どもにも見えず、もこより記にも見えざること也、されば、これは、大御神の御形に似せて造れるには非ず、

此ノ神の御影をうつし奉むために作れる御鏡なり、そは大御神の、天ノ石屋に隱坐し時、此鏡を作りて、其御影の、此ノ鏡にうつりて見え賜ふを、御覽して、吾と等き神の坐スと所思むために構へたるなり、記を見て知べし、然るをかの書紀の一書の說は、御影をうつせりといふがまぎれて、御象を圖せりとも、申シ傳へたるものなるべし、さて日は、即チかの華牙の如く萠上りて成れる物にて、天と云物は、即チ是レなり、又これを高天ノ原と云は、古事記傳に見えたるごとく、其天にも、此ノ國土の如く、國あるなり、かくて此ノ大地にある國は、皆地の外表方に屬たるを、天にある國は、內裏方に屬たりと思はる、其故は、記に天若日子が、雉を射上たりし矢の、高天原に坐ス高木ノ神の御許に至れるを、初メ射上つる矢の穴より、衝返し降し給ふとあれば也、內裏方に國あると、此ノ大地なる國の例に泥みて、疑ふべきにあらず、物の理は窮りなく、妙なるものなれば也、さて天は、其質もことなり此ノ國土の如くには非ず、淸く透たる物なれば、其內なる御國に坐ます大御神の大御光の、照徹りて、虛空なる大地をも、普く照し賜ふ也、されば日の光と見ゆるは、實は日の光にはあらず、天照大御神の御光にぞありける、さて第三第四の圖に擧たる如く、高天原には、五柱ノ天ツ神坐まし、又伊邪那岐ノ命も留マリ坐しませども、其ノ高天原を所知看君たる神は、たゞ天照大御神也、但し君に非ずとて、餘神等を臣なりと思はむは、漢意也、君に非ずといへども、臣にはあらず、皆並ッて尊き神たち也、〇夜食國に、中庸思ふに、即チ泉ノ國のこと也、泉は、根ノ國底ノ國とも云て、大地の下ノ方に在ルこと、つぎ〳〵の圖の如し、さてその泉は、即ノこれ月にして、月讀ノ命の所知看國是なり、されば月讀ノ命は、月には非ず、月の中に坐ますなること、天照大御神の、日の內にましますと同じ、如此云故は、まづ夜ノ食國と云をたゞ月は夜を照し給ふことゝのみ見ては、食國といふにかなはず、さて別に其國無くはあるべからず、黃泉ノ國は夜の國にて、其國をしろしめす神なるが故に、月讀ノ命とは申す也、國ノ名の黃泉と、御名の讀と、同きを思ふべし、豫美とは、月は夜ル見ゆる物なる故の名なるべし、さて書紀一書、月讀

命の、保食神を殺し給へる段に、天照大神云々、乃與月讀尊一日一夜隔離而住とある、此ノ一日一夜といふを、いかに見ても心得がたし、故ニ思ふに、こは古ヘノ傳へには、日夜とありけむを、漢文を潤色て、一日一夜とは書れたるにやあらむ、凡て彼紀には、然類多ければ也、日夜隔離とは、大御神は高天原に坐シ、月讀ノ命は夜ノ食國に坐すをいへる也、その隔離れるさま、圖にて知べし、大御神の御名を、大日女命とも申て、其御光の照シ及ぶ限ノを、晝と云、其御光の及ばぬ處を夜と云、夜ノ食國は、大御神の御光の及ばぬ國なり、抑今の如く、日月の旋轉るは、後の事にて、そは第九第十の圖の下に云べし、初メのほどは、上ノ件の圖どもの如く、天地泉と、三ツ連ナ續きたる物にて、旋轉ることなければ、泉は大地に隔てられて、いつも御光は及ばざりし也、さて夜ノ食國は、高天原の如く、内裏方にあるか、又大地なる國の如く、外表方に在しか、知りがたし、若シ外表方にあらば、月ノ中にむら〳〵と見ゆる物、これ其國にてもあらむか、さて泉ノ國には、伊邪那美ノ命の坐シませども、其國を所知看者は、月讀ノ命也、或人疑ひて問けらく、夜ノ食國を月のと也といふは、さもあるべし、然れどもこれを根ノ國泉ノ國と一ツにいふは、心得ず、根ノ國は、須佐之男ノ命の逐はれて、罷坐る國なり、月讀ノ命のしろしめす國には非ず、いかゞ、答ふ、先ヅ伊邪那岐ノ命は、泉ノ國に坐しますを、須佐之男ノ命の、妣ノ國根之堅洲國と詔へれば、泉と根ノ國と一ツなることは、論なし、かくてその根ノ國即チ夜ノ食國なる由は、まづ師の古事記傳九の卷に、月讀ノ命と須佐之男ノ命とは、一ツ神かと思はるゝこと多しとて、其ノ由を擧られたる、中略つらつら是を思ふに、書紀に、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也、と見えたるに、記及ビ書紀ノ一書には、須佐之男ノ命に、滄海原を所知べしとありて、今現に海潮の滿干の、月のめぐりに隨ふは、これ須佐之男ノ命と申すは、月讀ノ命の亦ノ御名にて、信に一ツ神なるべし、又書紀の傳へ々を考へ見るに、何れの傳へにも、須佐之男ノ命の惡行る事たるに、かの保食神の一書にのみは、須佐之男ノ命の事はなくて、月讀ノ命の惡行る事たる、其ノ事即チ記にては、須佐之男ノ

命の事なる、これら全く一ツ神とこそ聞ゆれ、さて月讀の讀と、黃泉と名同く、夜ノ食國に由あり、さて又記に、須佐之男ノ命の啼泣賜ふことを、伊邪那岐ノ命の問給へる、御答ヘに、僕者欲レ罷ニ妣國根之堅洲國一故哭とある、欲罷とは、妣ノ國に罷らむことを願ひ欲し給ふ如く聞ゆめれど、然らず、欲ノ字は、將の意にて、罷らむとすといふにて、穢き泉ノ國に罷らむことの哀さに、慈哭賜ふよし也、然れば始メより、此ノ神には泉ノ國を所知せと、任し賜へるにて、是レ即チ月讀ノ命に、夜ノ食國を任し賜ふと、一つなり、書紀に素戔嗚ノ尊是性好ニ殘害一故令レ下治ニ根ノ國一また故汝可ニ以馭ニ極遠之根國一などある、これら初メより根ノ國を任し給へる趣なること、思ひ合せてさとるべし、さればもと須佐之男ノ命と申すは月讀ノ命の一名なるが、まぎれて別神の如く、傳はりたるから、御事依のことも何も、彼レと此レと二つになりたるにて、書紀に、月ノ神可ニ以配レ日治一故亦送之于天一などあるは、月日の旋轉る世になりて後、其ノ見るところによりていへる傳へなるべし、月讀ノ命須佐之男ノ命を、一ツ神として見るときは、その本の紛ひおじなく、何事も明らかにして、夜ノ食國といふは、すなはち泉ノ國根ノ國なるを疑なきものなり、

第八圖

記ニ曰、大穴牟遲ノ神云々、御祖ノ命告レ子ニ云ク、可シ參ニ向須佐之男ノ命所坐ス之根ノ堅洲國一必其ノ大神議也、故隨ニ詔命一而參ニ到須佐之男ノ命之御所一者云々、大神追ニ至黃泉

比良坂一適望呼、謂大穴牟遅神一曰云々、始作國也、　又曰、故自爾大穴牟遅與少名毘古那二柱神、相並作堅此國、然後者、其少名毘古那神者、度于常世國也、　大國主命、現身ながら、泉ノ國に往て、還賜へりしと、右のごとし、然れば此ノ時、大地と泉と、未斷離れず、連きて、地ノ中より通ふ路ありしと知べし、黄泉比良坂の事、第六圖と併考ふべし、

記曰、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而、天降也、於是天忍穗耳命、於天浮橋多々志而詔之云々、更還上云々、又曰、爾日子番能邇々藝命將天降之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是有云々、

第九圖

天
天照大御神
皇御孫命
地
月讀命
泉
大國主神

記曰、天津日子番能邇々藝命、離天之石位、押分天之八重多那雲而、伊都能知和岐知和岐弖、於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多々斯弖、天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣云々、　天ノ浮橋の往來の事、初ノ伊邪那岐伊邪那美命の往來賜ひしほどなどは、天と地との間、いと近く聞えたるを、今ノ皇御孫命の天降坐し時のさまは、甚遠く聞えて、漸々に相遠ざかりたるほどと見えたり、そもそも天ノ浮橋は、天と地と相連續ける帶にて、大地の漸に相遠ざか

りゆくに隨ひて、此ノ蔕も漸々に細く微くなりて、皇御孫ノ命ノ天降リ坐スまで、此ノ蔕ありしが、既に天降リ坐シて、終に斷離れて、永く天と地と往來ハ止ミたる也、是を物に譬へていはゞ、兒の臍帶の、胞衣とつゞきたるが、既に生れては、斷離るゝ如く、又木草の實の、熟すれば蔕おのづから離るゝが如し、これらはたゞに其ノ狀の似たるのみならず、其ノ理リも全く同じき也、いかにといふに、皇御孫ノ命の天降リ坐セるは、兒の生レ出たるが如し、又二柱ノ大神の生成ノ賜ひ、天照大御神の生坐せる、此ノ御國の君と定まり賜ひて、天降來坐て、所知看すは、天地國土の事、全く成竟たるなれば、これ木草の實の成竟て熟たると、全ク同じ理リならずや、此レを思ふにも、皇國はこれ天地の根蔕、皇御孫ノ命は、四海萬國の大君に坐ますこと、いふもいふもさらなくして、尊しとも申し奉るも、中々おろかなる也、然るを世の人、ひたすらに外國の妄說どもに、惑ひ溺れて、皇國のかばかりの貴きことを識らず、たま／＼これを聞ても、かへりて云破らむとさへするは、いかなるまがことぞや、○天ノ浮橋の事、古書どもを考るに、古事記傳にも云れたる如く、一つのみにもあらず、此處彼處に有リし如くにぞ見ゆ、其は彼ノ蔕はたゞ一條ながら、下ノ方、地へ降る路は、幾條もありしにや、又は彼ノ蔕、下の方にては、數條に分れてありしにや、さるこまかなることは、知リがたし、何れにても、凡ての趣は、かはることなし、○地と泉と斷離れたるは、何時のほどゝいふこと、知リがたけれど、天と地と離れたる時代に准へて、大かたには推度るべし、大國主ノ神、初メには現身ながらに、往還給ひしこと、上に云るが如し、其時はなほ連けりしさま也、さて此ノ御國を經營賜ひて後、皇御孫ノ命に避奉リ給ひて、八十坰手に隱て侍とあるは、永く此ノ世を去て泉ノ國に隱リ坐て、幽事を掌賜ふにて、是レ尋常ノ人の死ぬると同じさまに聞ゆれば、其時には、既に地よりつゞきて通ふ路は、斷絕たりしにやあらむ、これ又こまかには知リがたし、大かた世ノ中の人の、死て泉に往は、屍は此ノ地に留まりて、魂のゆくなれば、此ノ地よりつゞける道ありけれども、往來を、現身ながら往還ふことは、連きたる道無くては、得往還はぬこと也、

第十圖

日
天照大御神
天

上
南 前
後 北
皇御孫命
外國
地
下

月
月讀命
泉

○是レハ天地泉ノ連キタル帶斷離レテ、天モ泉モ、旋レトコロノ圖也、サテカクノ如ク圖シタルサマハ、假ニ十五日ゴロノ正午時ニ、西ノ方ヨリ見タルトコロノ、大カタノサマナリ

○天ト地ト泉トノ大サ小サナド、必シモ圖ニカヽハルコトナシ、又其ノ各ナヒ居ルコトノ遠サ近サハ、殊ニカ、ハラズ、此レハイタク縮メテ圖セリ、

天は即チ日のこと也、泉は即チ月のこと也、さて其さへ、上件の圖どもの如く、初メは天と泉と二ツ、珠を貫きたる如く、帶つゞきて、天はいつも地の頂上に在リ、泉はいつも地の下ノ方に在リて、共に動き轉ることはなかりしに、皇御孫ノ命の既に天降坐て、天ノ下を所知看時に至りて、其ノつゞきたる帶絶はなれて、正しく三つとなる、是によりて、天も泉も、地を中におきて、恒に相旋ることゝ今の現のごとし、これらの事、すべて神の産靈の、奇く妙なる理りによりて然るなればさらに人の小き智を以て、とかく測り識るべき限りにあらず、さて世ノ人、日即チ天也、月即チ泉也といふことを知らざれば、初メいまだ旋らざりしほど、天は頂上にあり、根ノ國は下ノ方に在りしならひにて、頂上なる天と心得、根ノ國は地ノ下にありと心得來れるから、旋る世になりて後も、なほ其心にて旋る物をば、日といひ月といひて、天泉とは、別物のごとくなれる也、或人問、日のめぐらずして、恒も頂上に在りし世には、晝夜の別あるべからず、地の上半は、いつも晝、

下半はいつも夜なるべし、然るに鎭火ノ祭ノ祝詞、伊邪那美ノ命の御言に、日七日夜七夜と見え、記ノ黄泉ノ段に、一日といふこと見え、大穴牟遲ノ神の、泉ノ國に往坐ノ段にも、晝夜のさま見え、天若日子ノ段に、日八日夜八夜と見えたる、これらみな、いまだ皇御孫ノ命の天降坐ざりしほどにて、日の旋り初ぬ世なるに、何を以て晝夜をば別たるにか、いぶかし、答、日月の旋る世になりてこそ、專ラ日の出沒によりて、晝夜を分つとなれ、未ダ旋らざりしほどには、日にはよらずして、他に晝と夜との分ちはありて、運ひゆき、又その晝夜の長短などもありしなるべし、さて後に、日のめぐるも、其ノもとよりの分ちに隨ひて、晝は地の上ノ方をめぐり、夜は下ノ方を旋るなるべく、長短なども、もとよりのまゝによるなるべし、さて泉ノ國は、もと地の下に在リしかば、いつも日の光はあたらねば、いつも闇かりしか、他に光リありしか、しらねども、晝夜と定まりありしことは、此ノ國土と同じかりけむ、さて又地の下半に着たる國々の晝夜のことは、今ノ世にすら、夜國とか云て、夜ルがちなる國もありといへば、そのかみは地の下半は、日の光の至ることなかりしは、論なし、凡て外國どもの成竟たるは、皇國とははるかに後のことゝおぼしければ、いまだ皇御孫ノ命の天降坐ざりし前の世の、外國の事は、とかく論ふべきにあらず、百餘萬歳の前にあれば也、又問、日ノ神天ノ石屋に隱坐しほど、天地共に常夜往とある、そのかみ晝夜を分つと、日の出沒によらずは、闇きを以て常夜とは云べきに非ず、いかゞ、答、闇かりしことを常夜といへるは、後の言を以て語り傳へたるなれば、妨なし、此ノ類はつねに多きことなり、又長鳴鳥を鳴せたることも、大御神のつねに此ノ鳥を愛好ませ給へる故と見れば、妨なし、たゞ心得がたきは、沼河比賣の哥に、青山に日が隱らば、ぬばたまの夜は出なむとある、此ノ時いまだ日はめぐらざりしに、かくよめるは、いぶかし、又或人、皇國は大地の頂上に在て、正しく天に對へりし國也と云こと、心得ず、若シ然らば日のめぐり、春分秋分の時、眞頂上をめぐるべきことわりなるに、恒も南ノ方にかたよりて、斜に旋るを以て見れば、地の頂上とはいひがたしいかゞと問フに、已ニ此ノことわりを

え解らず、師に問けるに、師の答へに云ク、こは人の面の、頭頂には著ずして、目も鼻も口も、前への方にかたよりてあると同理ッ也、抑地は圓にして、其形には、上下前ヘ後へたゞこのけぢめなきが如くなれども、實には其けぢめなきにあらず、日月星みな、東西とのみめぐりて、南北とはめぐることなし、故ニ日をつねに横にのみ見る國もあり、然ればこれ、まのあたり東西と南北との差ありて、何方も同きには非るにあらずや、これに准へて、上下も前後もあることをさとるべし、かくて其ノ上ツ方の正中は、皇國にして、南ノ方は前ヘ也、北ノ方は後也、東ノ方は左也、西ノ方は右也、故ニ日月いや〳〵南ノ方によりてめぐるは、人ノ面の、前ツ方にあると同じことにて、前ノ方をめぐるなれば、皇國の大地の頂上なると、いよ〳〵著明しと云れき、又問、もし然らば、日月をや〳〵南のそらに望む國々は、皆地の頂上と云べし、頂上いかでか皇國に限らむ、答ツ、皇國の地の頂上なるとは、日月の南によりてめぐる故に然りとするにはあらず、もとより頂上なるが故に、日月は其ノ前ノ方によりてめぐるなり、されば皇國と同じさまに、日月を南の空に望む國々あるは、たまく〳〵皇國の東西にあたるすぢに近きが故也、○日と地と月との三つ、初メには一つにて、分らなく混れて、彼浮脂の如くなりし物これ也、其中に清明かなる物分れて、葦牙の萌出る如く、上ツ方へ騰り去て、天となれる、是レ即チ日也、又重濁れる物は、分れて下ノ方へ垂降り去て、泉となれる、是レ即チ月なり、かくて其中間につとひ留まれる物、是レ大地なり、されば日の質は、清明かにして此ノ地なる物にては、火と近き物也、然れども、火と全く同き物には非ず、彼ノ浮脂の如くなる物の中に、混れてありしほどは、一つなれども、既に分れ昇りて、日となれるところと、地にのこり留まりて、火となれるところとは、異ありて、地にある火は、日の昇去ぬる跡に遺れる、滓のごとくなる物也、本同ジ物なる故に、其熱きことも、明きことも、よく似たり、然れども日と火との熱さ、全くは同じからず、又明さも、日は火とは異ありて、火の如くに、物を照す光リはなくして、たとへていはゞ、炭火などの如くなりと見えたり、世を照し賜ふ

光は、日の光にはあらず、此ノ光は、其中に坐々天照大御神の大御光なること、上に云るがごとし、何を以て知ぞと云に、此ノ大御神、天ノ石屋に隠坐しかば、天地皆闇かりしかば也、或人問、火は日の滓の如しと云、其滓に光ありて、日に光なきこといかゞ、答、滓は穢たる物なる故に、かへりて光はまされるなるべし、同じ火にても、炭火などは、炭につきたるゆゑにて、火凝ざる故に、光らず、燃る火は、專ノ火ばかり凝りてもゆるゆゑに、光あるを以て知べし、日は物に着たる物にはあらざれども、もとより清て凝ざる物のなれるなれば、火とはそのやう異也、次に月の質は、重く濁りて、此ノ地なる物にては、水と近き物也、然れども是も、水と全く同物には非ず、既に分れ降りて、月となれるところと、地に殘り留まりて、水となれるところとは、異有て、地にある水は、月ノ墮下り去ぬる跡に、のこれる滓の如き物也、但し是らは、重ノ滓ノ濁れる物の滓なれば、滓のかへ返て輕く淡き也、さて今現に海潮の滿干の、月のめぐりに隨ふも、本一つなるが故なり、さて思ふに、記に須佐之男ノ命に所知せとある海原、又書紀に、滄海原潮之八百重とあるは、すなはち泉ノ國を云るにもあらむか、○上に云る如く、天と地とつゞきてありし帶の天ノ浮橋、數倍ありしやうに聞えたり、若然らば、富士信濃の淺間ノ嶽日向の霧嶋山などは、其ノ帶の斷離れたるあとの蔕にもやあらむ、山のさまも然云べきさま也、又今に火の出るも、初ノ昇りゆきし氣のなごりの、なほのこりて騰るにやあらむ、○今水晶などを以て、日の火月の水を取といふことあり、これは日は火月は水なるによりて、其ノ火水の降り來ると思ふめれど、然にはあらず、日月の親しくうつり來る故に、其ノ氣に率れて、地なる火水のより來るなり、○遙なる西ノ國の說に、此ノ大地も、恒に旋轉ると云說もありとかや、すべて西ノ國は、さるたぐひの測度、いと精密ければ、さるまじきにもあらず、さてたとひ大地をめぐる物として、古への傳への旨に合ざることもなく、己が此ノ考へにも、いさゝかも妨はなきなり、○外國には、星を日月にならべて、いみじき物にすれども、皇國の古ヘノ傳へには、星の事なし、たゞ書紀に、星ノ神香々背男と云フ、微き

神ノ名のみ見えたるのみ也、日月とならべてこと〴〵しく云べき物にあらず、

寛政三年五月廿五日に書そへぬ　　服部中庸

三大考をよみてしりへにしるせる

はこりの中つ國が、此あめつちのかむがへはも、さとり深く、物よくかむがふなる西ノ國々の人ども、いにしへよりいまだえかむかへ出ざりし事を、あつらかにも考へ出たるかも、くすしくも考出たるかも、かくてこそ、高天原も夜之食國も、いふかしきくまなくはあかられぬれ、これによりても、いにしへのつたへこそはいよゝます〳〵たふとかりけり、すめら御國のゆゑよしはいよゝます〳〵たふとかりけり、

宣長

古事記傳十八之卷

本居宣長謹撰

古事記中卷

白檮原宮上卷

神倭伊波禮毘古命（自伊下五字以音）與其伊呂兄五瀬命（上伊呂二字以音）二柱。坐高千穗宮而議云。坐何地者。平聞看天下之政。猶思東行。即自日向發幸御筑紫。故到豐國宇沙之時。其土人名宇沙都比古宇沙都比賣（此十字以音）二人。作足一騰宮而。獻大御饗。自其地遷移而於竺紫之岡田宮一年坐。亦從其國上幸而。於阿岐國之多祁理宮七年坐。（自多下三字以音）亦從其國遷上幸而。於吉備之高島宮八年坐。

神倭伊波禮毘古命、御名は上卷傳十七【九十一葉】に見ゆ、【書紀に、諱彦火々出見とあるは、心得ぬ書ざまなり、

先此天皇をも彥火々出見と申せしことの由は、傳十六四十六葉に云るが如し、然るに是を諱としも書れたるは、漢國の史どもに、某帝諱某と云例に傚てなれども、甚く事たがへり、皇國の上代の天皇たちの大御名は、諱と申すべきに非ず、凡て尊むべき人の名を呼ことを忌憚るは、本外國の俗なり、名は本其人を美稱ていふものにて、上代には稱名にも多く名てふことをつけたり、大名持などの如し、されば後世萬事漢國の制に因たまふ代に至てこそ、天皇の大御名をば諱と申すべきなれ、上代のは何れの御名も、諱と申すべきに非ず、仁賢紀に諱大脚と記して、註に、自餘諸天皇不言諱字、而至此天皇獨書者據舊本耳とあり、此大脚を諱と書るも非なり、さて自餘天皇には諱を言さずとあれば、此神武天皇の彥火々出見てふ御名も、古書には諱とはあらざりしを、撰者のさかしらに然書れたること著し、さて上代には名を忌こと無ければ、伊美那と云も古言に非ず、諱字に就て設たる訓なり、又此字を多々乃美那と訓るも古言にあらず、是は稱名諡などに對へて、唯何となき常の名と云意にて設たる訓なり、】此天皇、後の漢樣の諡號神武天皇と申す、凡て御代御代の漢樣の諡のこと、書紀私記に、師說神武等諡名者、淡海御船奉勅撰也とあり、まことに然るべし、【時は桓武の朝と或說に云るも然るべし、抑此御船てふ人は、續紀に、天平勝寶三年正月辛亥、賜无位御船王淡海眞人姓、とあるを始にて、次々に官位進まれしこと見えて、延曆四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人三船卒云々、年六十四とありて、其處に傳を記されたり、考見べし、さて此人廢帝紀に、稟性聰慧兼明文史と見え、光仁紀に、自寶字後爲文人之首とも見えて、大學頭文章博士などにも任ぜられたり、然れば此御代々々の諡號の事、此人に撰しめ賜けむこともあるべし、さて桓武の御時と云說も然るべしと云故は、先續紀を考るに、持統より以來御代々々の天皇崩の時みな古禮の諡を奉りしことのみ見えて、漢樣のはすべて見えず、然るに天平寶字二年八月に、寶字稱德孝謙皇帝と云尊號を奉りしことあり、是は當代の御事にて、諡に

は非ざれども、漢様の諡號の始にぞ有ける、さて同月に、豐櫻彦天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる、是ぞ諡號の漢様の始なる、されど此時も、古の歴代天皇の漢諡のさたはなかりき、さて光仁天皇崩坐て、上尊諡曰天宗高紹天皇とあるは、昔讀の漢諡の如く聞ゆれども、さにあらず、なほ古様の諡なり、文武天皇の天眞宗云々、桓武天皇の皇統云々なども、皇朝様の諡ながら、漢めきたるは、やうやくに漢意のまじれる故ぞかし、此天宗高紹天皇も、漢様のは別に光仁と申して、本紀の首にも、國字にて光仁天皇と注せり、續紀の例、凡て古様の諡を標て、其下に漢様のを注せれば、是も其例たること明けし、又此後仁明天皇までは御代々々皆古様の諡あれば、光仁天皇にのみ無るべきに非ず、孝謙天皇は出家し賜へるに因て、諡を奉らず、かの寶字二年の尊號を用る由見ゆ、嵯峨天皇のは、有けるが傳はらざるか、又元より無りしか、物に見えず、此二御代の除は、仁明まで皆有なり、如此て桓武天皇の御代に至て、かの御船眞人の在世し延暦四年七月までの間にぞ神武より光仁までの漢様の諡は撰定めしめ賜ひけむ、其證は、延暦十六年に成れる續紀に古の天皇たちのも往々見えたり、第一卷に天武天皇天智天皇などある類是なり、然るに如此く漢諡を以て記されたる處を考るに、皆撰者の文のみにして、昔の文を載たるには、皆某宮御宇天皇、或は某宮朝などとのみありて、漢諡は見えたることなし、これらを以て、撰ばれたる時を定むべし、然るに甘露寺親長卿記などに、文武天皇の御世に、淡海公藤原不比等に勅して定めしめ賜へる由あるは、委曲も考へざる浮たる説なり、そは淡海御船てふ人は、世に聞なれざる故に、ゆくりなく淡海公に思ひまがへて、桓武の御世をも文武と誤れるものなり、○ついでに云、凡て古の御代を、古は或は近江大津宮御宇天皇、或は飛鳥淨御原朝などゝこそ申せるを、後世人はたゞ彼漢諡をのみ稱て、既に本の宮の御號をばさらにしらず、古書に記せるを見ても、何れの御代の稱とも得辨へぬ人のみ多し、甚しきものは、漢諡を當昔の眞の御名と心得て、上代を疑ふ者もあるをや、古

を崇む人は、よく思ふべきことなりかし、○又ついでに云、古の文には、凡て某宮に御宇天皇御世と申せることなるを、後世の俗文には、なべて某天皇御宇と申すは非なり、御宇は天下所知看と云ことにて、御宇、時御宇、御世などゝこそいふべけれ、たゞに御宇とのみにては、其御時と云ことにはなり難きぞかし、】○與其伊呂兄五瀬命、伊呂兄の解は傳九【二十六葉】に見え、五瀬命の御名義は傳十七【九十葉】に見ゆ、○注なる上伊呂の上字は、衍なるべし、例なきことなり、○此時の有状を思ふに、五瀬命は葺不合命の第一の御子に坐せば、父命崩坐てよりは、此命ぞ天津日嗣は所知看たりけむ、【書紀に、此御兄弟の次第に、互の異なる傳あれども、此五瀬命は、何の傳にも皆第一なり、】然れば伊波禮毘古命も、此時は稻氷命御毛沼命と共に、此五瀬命に奉仕て坐けむを、五瀬命は、未中州を言向終賜はぬ間に早く崩坐て、御業を終賜はざりし故に、其事は慥に傳はらざれども、今此處に取分て、此命一柱をしも擧たるを以て、君に坐しことをしるべし、【若此時伊波禮毘古命既に天津日嗣所知看て、御兄弟諸共に議り給むには、稻氷命御毛沼命も同じく御兄に坐せば、此命等をも此處に連ね擧べきに、只五瀬命一柱をのみ擧たるを思ふべし、】かゝれば此處は、當時の有けむ隨に記さば、五瀬命與其伊呂弟若御毛沼命二柱云々、とあるべきことなれども、若御毛沼命、【伊波禮毘古命なり、】御業を成終て、遂に天下を知看ける後を以て、其御世の初を記す言なる故に、彼命を主として首に標て、五瀬命をば客に爲て、次には云へるなり、【此處書紀には、元より伊波禮毘古命を主として、謂諸兄及子等曰云々とありて、殊に五瀬命を取分てはあげず、此記の趣と異なり、然れども是も伊波禮毘古命既に天下を治しける後を以て記せればこそ、如此はあるなれ、實は五瀬命ぞ君にては坐々けむ、】さて若五瀬命崩坐なば、第二の御子なる稻氷命こそ、天津日嗣は所知食べきに、末の御子に坐伊波禮毘古命しも嗣賜へるは如何と云に、凡て上代には、諸皇子の中に、取分て日嗣御子と定まり坐も、必しも一柱には限らざりしこと、日

代宮に其跡あり、【此事委くは彼處にいふべし】然れば此御兄弟四柱の中にても、五瀬命と伊波禮毘古命と二柱ぞ、由ありて元來日嗣御子にては坐々けむ、【又思ふに、稻氷命の海に入坐、御毛沼命の常世國に渡坐しは、此記には既に上卷に見えたれば、未日向宮に坐ける時の事にて、今東方幸行の時に、此二柱は坐まさゞる故に、自然伊波禮毘古命の御兄なるにて、此處に五瀬命一柱をのみ擧たるも、彼二柱は既に隱坐し故なりとも云べけれども、彼二柱の御子の、海に入坐常世國に渡坐しことゝ、日向國に坐けるほどの事としては、然るべき由縁なし、此事は書紀に見えたる如く、東征坐る時、紀國の海路にての事なりけむは明らけきを、此記には、其時を迄も云ざる傳によれる故に、上卷に彼二柱の御名の出たる處に云るにこそあれ、實は東征し時も存在けるなり、又思に、此記と書紀の一書の傳ある中にも、一の傳には、皆伊波禮毘古命の兄とあれども、一の傳には此二の御子とせれば、五瀬命御坐ては、此命の嗣坐べき理にて、彼此二柱なる正傳なるべくも思へども、此記の次第に違へれば取がたし、然れば次に右に此時の事は、五瀬命と伊波禮毘古命と二柱にてより日嗣御子に坐しを、又命御坐てよりは、御兄の五瀬命、並に坐けむを、此る崩坐る故に、伊波禮毘古命の嗣坐るにぞありける、】故御毛沼命は、此伊波禮毘古命を長く奉り御むがむ爲にぞ、常世には入坐けむ、【此事既に上卷十七の卷十六葉に委く云り、考合すべし、】若然らずば、海原に入坐しは何の由とかはせむ、○高千穗宮、此宮の事傳十七の卷【八十二葉】に委曲く云るが如し、大隅國なりとおぼゆ、【日向國高千穗なりと云説は、古書の趣に叶はず、今世に日向國南方村と云に、神武天皇の社と云て、其處を宮趾なりと云は、信られず、書紀などに、日向高千穗峯と云、此記の此處の言にも、曰日向國とあるから、今の日向國の地なりと思ふは、委しからず、上代には、大隅薩摩の地をもこをかけて、日向と云しことも、上に委く云るが如し、三代實錄に、日向國高智保神と云あり、和名抄、同國臼杵郡に智保郷

あり、是らも高千穗山に附たる名とは聞ゆれど、高千穗宮はなほ大隅國の方に有べきこと疑ひなし、】○天下は、万葉十八詳又廿詳に、安米能之多とあり、如此訓べし、【能を我と云るは、古に見えず、わろし】さて此稱は、天照大御神の所知看すなる高天原に對へて、此國土を謂むこと、古意にも叶てはあれど、猶よく思に、本漢籍より出たる稱にて、神代よりの古言にはあらじか、然れど甚々古より普云なれぬることにてはあるなり、【此天皇の御代などには、未此稱あるべからざれども、漢國より書籍渡參來て言初たる稱を以て、古へ及ぼして語り傳へたるなるべし、】○政は、凡て君の國を治坐す萬事の中に、神祇を祭賜ふが最重事なる故に、【他國にも此意あり、皇國は更なり】其餘の事等をも括て祭事と云とは、誰も思ふことにて、誠に然ることなれども、猶熟思に、言の本は其由には非で、奉仕事なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、さて奉仕るを麻都理と云由は、麻都流を延て麻都呂布とも云ば、卽君に服從て、其事を承はり行ふをいふなり、【されば都加閇麻都留は、事服從なり、又服從は奉仕にて、皆本は一意より出たり、書紀雄略卷大御哥に、波賦武志謀飫裒枳瀰儞麿都羅符とある、麿都羅符は奉仕るをよみ賜へり、又万葉二に不奉仕とあるは、服從ぬことを云り、これらを以て、言の相通ひて、本同意なることをさとるべし、又神を祭ると云も、其神に奉仕るにて、本同言なり、されば政とは、天皇の神に奉仕り坐義とせむも、言の本の意は同じけれども、其祭祀の事に因て云稱にはあらず、臣連等の天皇に奉仕る方に就て云稱なり、】故古言には、政と云をば、君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、上卷天照大御神の詔に、思金神者取持前事爲政と見え、輕島朝の詔に、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郞子所知天津日繼也と見え、又下に引る續紀卅一の文など、皆然るを以曉るべし、【然れば言の本を以て見れば、麻都理碁登には政字は當らず、此字になづむべきに非ず、さ

れど臣下の奉仕る萬事は、御君の國を治め賜ふ御事なれば、其は一ッにぞなる、◯麻都理碁登は、令服事なりと云說もあれど、若然らば、麻都呂閇碁登と云べければ、自他の違あり、麻都理とは自奉仕るを云言、麻都呂閇は、他をして奉仕らしむるを云言なればなり、】◯平に安くと云むが如し、さて此に轉きの屆の聞きにて、何の地に坐さば、天下治め安らかならむといふ意なり、【何事にまれ其難ければ平らかならず、易ければ平けし、故易きをも平とは云るなり、】天下を治め安くに、其地によりて、便不便とある故に、其地を擇りたまふならむ、◯聞看とは、天下の臣連八十伴緒の執行ふ政事を、君の聞し看し賜ふを云り、續紀卅一詔に、自今日者大臣之奏之政者、不聞看夜成年、とあるを以心得べし、【聞看と云を以ても、其政は臣下へ係る言なるを思ひ定むべし、】さて聞看てふ言の意は、傳七【六葉又八葉又十七葉】に、知所知看の處に委く云り、又八【八葉】聞看と云事てふ處をもみ合すべし、なほ此卷にも下卷にも、處々見えたる言なり、又續紀十七詔に、聞看此國、又右天津日嗣高御座乃業者、伊夜嗣爾奈我都賀豆聞看止など も見ゆ、◯猶、此猶の意は、【當のにはいさゝか異りて、】數々ある中の物を、此やよからむ、彼やよからむと、左右に反覆ひ思ひて、終に一ッに思ひ決むるが如きことに云て、【今俗言に、登伽久聞と云が如し、】中昔の物語文などにも、此意に云ることあまた。此處は、坐べき地を此處やよけむ、彼處やよけむと、相論ひ議りて、終に東の方と定めむと決め賜ふ意なり、万葉八卷に、梅花折も不折も見つれども、今夜の花に寄しかずけり、◯思東行は、此年閇志弖比牟加斯邇伊傳麻志弖と訓べし、【別に思字をば讀むべからず、かゝる處は牟閇志弖など〻訓ては、言のさま宜しからず、然訓ねども、おのづから其意はあるなり、】只此年閇志とのみは云ずて、かくふ言を續添るは古言なり、漢籍などにも、古訓には、東西南北みなりと訓附たり、【こは其用ひ所によりて、如字と云ては言の足はぬ故なり、古人はさる語の用ひさまをよく辨へ居し故に、然訓るを、今人

はさる差別をば知ずて、煩はしと思ふめり、】伊傳麻須は、行賜ふと云ことにて、古は天皇の行幸をも、伊傳麻志と云り、此事前に見えたり、さて此處を書紀には、及年四十五歳、謂諸兄及子等曰云々、【こゝの文に、是時運云々といふより、積慶重暉といふまでは、古意にあらず、例の漢意を以て、撰者の添へられたる潤色の文なり、】抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、余謂彼地必當足以恢弘大業光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都之乎、諸皇子對曰、理實灼然、我亦恒以爲念、宜早行之、是年也太歳甲寅とあり、【かゝれば書紀の趣は、日向にして議り給ふ時より、既に大倭國へと定めて發向せるなり、此記の趣は、未何國と定賜へることはなくて、只東方にと幸行て、行々美地を求賜ふと聞えたり、遂々其命の國覓給ひしと同じさまなるべし、故阿岐國にも七年、吉備國にも八年坐り、若始より大倭國と定て幸行むには、半途にかくまで久しく留りたまふべくもあらずかし、大歳甲寅、このことは論ふべきことあり、下に委し、】さて今如此、皇祖の遠き御代より久しく坐々ける宮所を去て、他處に遷り坐むことを議り給ひ、終に東方にと決め賜へる御意を、地方に就て推度るに、此日向國は西の邊なる故に、天下所知看に不便ず、中央なる國に坐むとなるべし、かの書紀に、大倭國のことを語へるに、蓋六合之中心乎とあるも、其由なり、○即、こは只語つゞけの助のみに置る辭にて、いと輕し、必しも猶豫たまはず、速なる意にはあらず、○日向、上卷【傳五の十三葉、六の四十一葉】に見ゆ、古は大隅薩摩までかけての總名なり、○筑紫、上卷【傳五卷の九のひら】に見ゆ、九國を總ても筑紫島と云ども、此は其中の一國の筑紫にて、後の筑前筑後の域を云、○幸御の御字は、行の誤なり、【御字にても通ゆれども、幸御と云ること、記中にも他の古書にも例なし、凡てかゝる處は、みな幸行とある例なり、】さて此は、筑紫國へと行給ふを云なり、既に筑紫に到り坐るには非ず、【故次にその間の路

く構へたるなり、さればこそ足一騰てふ名をも負つらめ、さて柱を足といふことは、後世にも四ッ足門など云例あり、延佳本に、漢籍の一柱觀のことを引ケり、似たることなり、此名義は、種々思ひ依れることあれども、皆善からず、右の考へに思ひ定めつ、〇御參上卷【傳十四の五十五葉】に出づ、【〇書紀に、是時勅以菟狹津媛賜妻之侍臣天種子命とあり、中臣系圖に、天種子命の子宇佐津臣命あり、是は此菟狹津媛の所生にて、母名を取る名にや、】〇岡田宮、書紀には、十有一月丙戌朔甲午、天皇到筑紫國岡水門とあり、和名抄筑前國遠賀郡あり、是歟、仲哀紀にも、幸筑紫時、岡縣主祖云云、また自山鹿岬廻之入岡浦、到水門と見ゆ、【和名抄に、遠賀郡に山鹿郷あり、さて万葉七に、水莖之岡水門とあるは、此岡水門にて、水莖は枕詞なり、別に考あり、】岡と岡田とは一ッにや、別に岡田てふ地名は、古書に見えず、〇一年坐、書紀には、十一月甲午より【九日なり】坐て、十二月壬午【二十七日なり】には、安藝宮に至ッ坐る由あれば、此宮に坐し間は、僅に四十日餘なり、此記と異なり、〇上幸、凡て四方國より京へ行ッを、上ると云り、今世とても然なり、【京より四方へ行ッを下ると云、又四方國より、京の方を上といひ、畿内を上方と云、京よりは、四邊方を下と云り、然るに今山城伏見より南方、奈良のあたりまでの土人の言を聞ッに、京方を下と云、其方へ行ッを下ると云、奈良の方を上と云、そなたへ行ッを上る　云り、是は古倭京のころに言ならへるまゝの遺れるにや、猶諸國の言を尋ねば、此類のめづらしきことありなむかし、又漢國にては、西上東下と云は、東邊に偏れる國にて、水も皆東に流るればなり、】されば此時は、未タ東に行ッを上るとは云まじき理なれども、既に倭京に定まりての後を以て、前へ及ハして語リ傳へたる言なり、さて始メに日向より筑紫へ幸行をば、上るとは云ハずして、此に始メて云るは、地方を以て思フに、信に然るべきことなり、【日向より筑紫へは北行ッにて、必しも京の方へ行ッに非ず、上るとは云ヒがたからむか、今世國人は如何云らむ、尋ぬべし、さて筑前より阿岐へ

云しにてもあるべし、さて又周防國との堺に、大竹川と云あり、續紀十一にも見えたり、是歟とも思ひしかど、然には非じ、又神名式に、安藝郡に多家神社あり、今府中村に在て總社と云、この多家を多祁と訓べきかとも思ひしかども、然らず、是は意富能美と訓べきなり、此社の神主世々大scribe春氏なり、文字は異なれども、即多家なり、家を能美と云例は、伊勢國壹志郡に、今も新家村といふあり是なり、】さて多祁理てふ名義は高か、又建の意か、【若高ならば、理の意は別に有べし、】さだかならず、○七年坐、書紀には、甲寅年十二月壬午【二十七日なり】に安藝國に至坐て、明年乙卯三月己未【六日なり】に、吉備國に移坐る由あれば、其間わづかに七十日許なれば、此記と大異なり、○遷上幸、始に幸行と云、次に遷移と云、次に上幸と云、次に此に遷上幸と云て、次々に詞を換たるは文なり、○吉備、上卷【傳五の二十二葉】に見ゆ、○高島宮、此地さだかならず、【或云、今備前國に高島と云島あり、神武天皇の宮跡は此處なり、今に神異き事どもありと云り、其郡など猶委く尋ぬべし、又吉備國人云、今高島はいと小き島にて、天皇のとゞまり坐べき地に非ず、其島を去こと遠からぬ兒島の北浦に、宮浦と云處あり、これ行宮の跡ならむかと云り、又或備中國に高の島あり、是なりと云り、されど是は、神名帳に備中國小田郡神島神社あれば、神島にこそあらめ、高島には非じ、又和名抄に、備後國三上郡に多可鄉あり、若是島には非る歟、さもあらば、高島宮は、多可と云島に在し宮歟、又同國安那郡に高道鄉あり、若是多加夢麻と訓て、是などにもやあらむ、されど、此等は凡て、地理を知ぬことなれば、くさぐさ驚かしおくのみなり、】猶熟く尋ぬべきことなり、○八年坐、書紀には、乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入吉備國、起行宮以居之、是曰高島宮、積三年間、脩舟檝、蓄兵食云々と有て、戊午年二月に、難波に到坐ることあれば、吉備宮に坐しは三年間なり、此記と又異なり、

故從其國上幸之時。乘龜甲爲釣乍。打羽擧來人遇于速吸門。爾喚歸。問之汝者誰也。答曰僕者國神名宇豆毘古。又問汝者知海道乎。答曰能知。又問從而仕奉乎。答曰仕奉。故爾指度槁機引入其御船。即賜名號槁根津日子。此者倭國造等之祖。

龜甲は、御の加米能勢と訓れつるに從ふべし、龜は、和名抄に、爾雅注云、大龜曰靈龜、云々、和名加米、兼名苑云、龜一名靈、又音抄云、字鏡加米、また龜鼈、玉篇云、鼈鼊、大龜也、和名於保加米とゝあり、甲は同書に、甲、文字集略云、龜鼈之甲曰介、甲音脩云、古不、とあり二、和名は見えず、【今も東國にては、龜甲を加米之古宇と云とぞ、然らば古不と云も、甲字音にはあらで、加宇良の轉れる者にてもあるべし、それは加阿を約、此は龜の上に乘れることを云る處なれば、甲字に拘はらずて、背と云むぞ宜しかるべき、なほ加宇良のことは、仁德卷 宮 殿の考の前の下に委くいふべし、】書紀には此處を、乘龜、とあり、○爲釣乍は、都理都都と訓べし、【乍字は、万葉などにもみな都々と云に用ひたり、】凡て如此て云處は、此事を爲ながら、彼事をも相交へて爲るを云、ときに開り、【されば都賀良と云詞と相通ふ意ある故に、後世には、都賀良に乍字を書も、言の意にはあらず、されど古は、都都良に此字を書ることは無きなり、】こゝは釣をもしながら來るにて、釣すると來ると、相交るを云なり、【さて、かく相交る二事の中に、此は大御舟の方へ來るをむねとして云る故に、來るは下の下にあるなり、凡て事の輕くて傍になる方を、

年の上にいひ、重くて主とある方を下に云ぞ定まりなる、】〇羽擧は波夫理と訓べし、【上卷に以此比禮三擧打、撥とある擧も必布理豆と訓べきこと、傳十の卅九葉に云るが如し、考へ合すべし、】又波夫伎と訓むも同じことなり、【古くは布理を布伎とも通はし云り、】古今集歌にも、由部公打波夫伎とよめり、和名抄に、唐韻云、翥飛擧也、字亦作䎗、文選射雉賦云、軒䎗、波布流、俗云波豆々と見え、靈異記にも、翥波不利、又云加介利伊久とあり、万葉十九卷に羽振鳴志藝、又十卷打羽振、鷄者鳴等母、これらは鳥に云り、又二十卷に、朝羽振、風社依米、夕羽振、浪社來緣、六卷に、朝羽振、浪之聲躁などゝ、浪風などにも云り、凡て振とは、物の動き擧るをいふ言なり、後撰集雜歌に、古も契てけりな、打羽振鳴鷄を見つべしての羽衣、【是は羽衣といふから、鳥に擬て如此は云るなれども、人の身に云るは、今此處の羽擧にいと近きなり、】などと云り、此處は鳥の羽振如く、左右袖を擧て打振つゝ來るなり、然爲る故は、大御船を遙て招來るなるべし、【書紀に本迎とあり、來とは大御船の方へ依來なり、】袖を振て人を招くは、古の常なり、【万葉に多く見ゆ、】〇速吸門は、波夜須比那度と訓べし、【吸を須布と訓はわろし、書紀の私記にも須比とあり、】書紀神代卷、伊弉諾大神の御禊段一書に、速吸名門とあると同處なり、【是に名門とあるを以て、今も然訓べきなり、即名門といふに同じ、此外にも名を那といふ例多し、】神名帳に、豐後國海部郡早吸日女神社あり、【續後紀十三三代實錄四十四などには、早吸咩神とあり、】此地にて、此神名によれる地名なるべし、速吸とは、大祓詞に、速開都咩止云神持可々呑氏牟とある意にて、彼御禊に緣れる神名なるべし、門は海門なり、【或人、速吸門は豐前の早鞆浦のことならむと云り、まことに潮の速きことは名に負れども、さてはいたく地理違へり、書紀の傳に依ても、宇佐より前にあればあたらず、】此一段の事、書紀には、日向を發坐て宇沙に至坐す前にあり、此記と次第異なり、故思に、此地名正しく豐後國にあれば、書紀の傳ぞ正しかるべき、吉備國より難波までの間には、此

地名あることを聞ず、【書紀に、釣₂魚於曲浦₁とありて、攝津國八田部郡輪田御崎と云あれば、此わたりにもやと思ひよれど、かの曲浦は地名とも聞えず、ワダノウラと云訓もいかゞとぞおもふ、】此記は、此一段の次第の亂れつるなるべし、書紀曰、至₂速吸之門₁時、有₂一漁人₁乘₂艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰₂珍彦₁、釣₂魚於曲浦₁、聞₂天神子來₁、故即奉迎、又問之曰、汝能爲₂我導₁耶、對曰導之矣、天皇勅授₂漁人椎槁末₁令₂執、而牽₂納於皇舟₁、以爲₂海導者₁、乃特賜名爲₂椎根津彦₁、【椎此云₂辭毘₁】此即倭直部始祖也とありて、此人の功ありし事ども、後に見えたり、【名を椎根津彦とあるは、此記と異なり、椎と云る意さだかならず、まづ上に槁を椎槁とあるは、かの比々羅木之八尋矛など、器名に其村の名をも連て呼る例あれば、さもあるべけれども、此人の名に負せむには、此記の如く槁とこそあるべきことなれ、其槁に造れる村の名をしも取むことは、いかにぞや思はる、故つら〳〵思に、姓氏錄には、此名を知津彦とあれば、もと知根津彦なりけむを、書紀には、志理を志比と訛れる傳を取れたりしにや、理と比とは横に通音なり、是海路をよく知由の稱名なるべし、さて後に志比と訛れるに就て、此記の傳の槁根津日子とくらべ見て、此名と合せむために、かの槁をも推て椎槁とは書改れたるにや、なほ考べし、】古語拾遺に、大和氏遠祖椎根津彦者、迎₂引皇舟₁表₂績香山之巓₁と云り、○喚歸は與妣余世氐と訓べし、歸を余世と訓る例は、万葉三【廿丁】に樹園伐歸都と見え、此記上卷【少名毘古那神の段】に歸來とあるも、必余理來と訓べき處なり、さて万葉十五【廿丁】に、於吉都欲里、布奈妣等能煩流、與妣與勢弖、伊射都氣也良牟、多婢能也登里乎、これ余妣與世弖と云る例なり、【首二句のさまさへ、こゝによく似たり、】○誰也は多禮曾と訓べし、下卷朝倉宮段大御哥に然あり、【多曾と訓は俗し、】○國神とは、此土地の神と云意なり、當國人を國人、當里人を里人と云が如し、【天神に對へて云國神にはあらじ、】さて人と云ずして神と云るは、

神代の古の遺なるか、將奉迎來は凡人に非ず、實に神なる故か、【下なる贄持之子など三人の名告も、皆國神といへり、】書紀にも如此ぞある、さて此ノ下に必其名を告べきに、名の無きは脱たるなるべし、誰ぞと問給ふに、たゞ國ッ神とのみ申ては止べきかは、又かゝる御答の例を考るに、上卷に僕者國神名、猿田毘古ノ神、また此ノ下ノ段に僕者國神名贄持之子、また僕者國神名井氷鹿、また僕者國津神名曰石押分之子、などゝのみありて、名を告ざる例は一ッも見えず、故ㇾ今書紀及姓氏錄に依て、名宇豆毘古の五字を補ひつ、【毘古の毘、書紀の訓注に依て濁音と定めつ、】○海道は宇美都遲と訓べし、書紀七卷に海路、萬葉九卷に、海津路乃、名木名六時毛、渡七六などあり、海原を舟より行路を云、【東海道西海道などいふ海道にはあらず、】○從而仕奉乎は、師の阿登毛閇都加閇麻都良牟夜と訓れたるを用べし、【而ノ字にかゝはるべからず、】○槁機二字を佐乎と訓べし、槁は、書紀には櫂と作り、和名抄にも、櫂、唐韻云櫂棹竿也、字亦作ㇾ櫂和名佐乎、又唐韻云剌船竹也、と見え、字鏡にも櫂ノ左乎とあり、槁ノ字には佐乎の義は見えず、誤なるべし、【和名抄刊本に櫂と標ながら、唐韻を引る文には槁とあり、是ノは寫誤なり、古本には此ノ字も櫂と作り、さて右の古書どもにみな櫂とあれども、漢籍には多く篙とのみ作り、但し玉篇に、篙ノ古勞反所ㇾ以進ㇾ船ノとあり、此物竹のみならず、木を以ても造る故に、木偏を加へて、櫂とは作成せるなるべし、かゝる類多し、】さて機ノ字はいと〳〵心得がたし、此字者ノ共に縁あることなし、若は櫂ノ字を誤れるにや、【機は古ノ加遲にのみ用ひて、佐乎と訓る例はをさ〳〵なけれども、仁德ノ朝ノ段の末に、宇治川の渡ノ舟の事にも具ノ機音とあり、これらは佐乎とこそ云べけれ、又和名抄二に舟人具に、艤ノ榜ッとある注に、艤ノ正也和名佐乎とあれば、此ノ艤ノ字の誤ノ歟とも云べけれど、此字は佐乎と訓べき由なし、佐乎とあるは、下の榜ノ字の注にこそあらめ、】そは如何にまれ、槁機ノ二字を連ねて佐乎と訓ム外なし、【師は、景行紀に、大木の僵れたる上を人々の往來けることを、時ノ人の哥に、瀰概能佐烏麻志とよめるを例として、此の二字を

佐牟豆志と訓れたり、誠に岡本の御歌は字の如くなれば、竿橋の意にてもあるべければ、此も然訓むことよく當れる
に似たれども、猶よく思へば當らず、かの佐牟豆志は、小橋に位てふ辭を添たるかとも聞えて、竿橋とも決めかたき
がうへに、椎を淺志と訓べき由もなく、又こゝは、次の言に引入と云、書紀には爲迎而納入とさへあれば、橋に爲て其
上を渡らしむるには非るぞや、指度とある言に違て、橋と左思ひそ。】○指度は、大御船の中より橋を下して、彼の龜
に乘て在る處へ渡るを云、【書紀に授と書る、此字にて心得べし。】度とは、此より彼まで至らしむるを云、大御舟
は高く、龜の脊は低ければ、間遠くて直には乘移り難き故に、此橋を下に令取着て、此方へ引入るなり、○槁根津日子、
名の義は、書紀三卷に、人名に倭根と云も見え、又八尋槁根なども云、初に、橋を槁根と云るなり、さて如此名け賜へ
る由は、此人海道を能く知れりと申せるに因て、即其導者と爲むと所思看て、今槁を取着せて引入つる橋に就て、此橋
以て漕まに／＼船のよく行意に、槁の導を准て稱給へるなるべし、【たゞに橋に取着せて引入たるのみは、名に稱ふべく
もあらねば、必海路の導の意あるべきなり。】○倭國造、【倭のこと、又國造のことは、既に上卷に出つ。】書紀此
御世二年の處に、春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞云々、以珍彦爲倭國造、【珍彦此云宇豆毘古】とあり、【此人、
前に椎根津彦と云名を賜て、其後所々に皆其名をのみ云るに、此に至て立歸て更に又初の名をあげて珍彦と云るはい
かゞ、又珍彦の訓注は、初に出たる處にあるべきに、今此にあるもいかゞ、○舊事紀十國造本紀に、東征時於大倭國
見漁父、謂左右曰、浮海中者何物之耶、乃遣覓、是部首祖大日賓命使見之、還來復命曰、是有人耳、名椎根
津彦、即召率來矣、天孫問汝誰也、對曰、吾是皇祖彦火々出見尊孫椎根津彦と云、又六卷に、故遣女弟玉依姫命
以來養者矣、即爲御生見則武位起命矣、また武位起命、大和國造等祖と云るは、椎根津彦を、彦火々出見
尊の孫、武位起命の子とせるなり、此說信がたし、若彦火々出見尊の御孫ならば、此人の後胤の姓は、姓氏錄に大

孫の部に收べき例なるに、皆地祇の部に收れるは、元來國神の子孫なること明けし】さて師木水垣朝御世七年に、夢の諭ありしに依て、倭直祖市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祭主とし給へり、【此處には倭直祖と云ことは見えざれども、玉垣朝御世三年又七年の段に、倭直祖長尾市と見えたり、倭大國魂神の御事は、傳十一の卷にくはしく云り、考へ見べし】又此事一ッ傳には、師木玉垣朝御世廿六年の事とす、【そこには大倭直祖長尾市宿禰とあり、さて此大神を祠る地を、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬とあり、此穴磯の字、傍にシキと假字を付たるは非なり、字によらばアナジと訓べし、されど崇神紀に市磯長尾市とあると照して思へば、穴は市の誤にもやあらむ、又長尾市といふは、長岡岬の地名に依れる名にもやあらむ】共に書紀に見えたり、此長尾市、槁根津日子の末にて、大倭國造の先祖なるを、此人より始て、大倭大神を以祭く神主となりて、後まで此氏人相傳て以祭けり、次に仁德紀に倭直祖麻呂、又倭直吾子籠見ゆ、雄略紀二年段にも、大倭國造吾子籠宿禰と云人見え、欽明紀に、倭國造手彦と云見えたり、さて天武天皇十年四月己亥朔庚戌、倭直龍麻呂賜姓曰連、【これまでは直姓なり、こは欽明紀までは國造とのみありて、直とはなきを、此にかくあるは、何れの御代より直姓にはなれりけむ、此記に倭國造等之祖とある、等字に依れば、始は此氏人みな國造と云姓なりしなるべし、書紀に倭直祖とあるは、直の姓にて有し程の語を以云るなり、さて直姓になりてよりは、其中に殊に一人を國造には補されしなるべし】同十二年九月乙酉朔丁未、倭直賜姓曰連、【十年の時に連になれるは、龍麻呂一人なりしを、此度其餘の人も連になれるなり】同十四年六月乙亥朔甲午、大倭連賜姓曰忌寸、【是まで或はたゞ倭と見え、或は大倭と見えて、大てふ言の有無定まらず、此程まではさもありけむ、後には必定まれることなり】さて續紀六に、以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上令主神祭、【神は大倭大神】と見え、九卷に、大倭國造大倭忌寸五百足とあり、【是にて國造は此氏人の

中に稱に一人なることしるべし、】さて天平九年十一月壬辰、大倭忌寸小東人同水守二人賜宿禰、白髮部廣人連姓、爲有神宣也、【白髮部廣人に連ノ姓を此時に賜へるは、なほ直に二作し故も有しなるべし、】同十年閏七月ノ段に、大養徳宿禰小東人とあり、是は天平九年十二月に、改大倭國爲大養徳國とありて、國ノ名の文字を如此改られしに依て、此ノ姓も其字に改しなり、【同十九年三月に、又舊の如く大倭ノ國とせられたり、】同十九年四月ノ段に、大倭ノ神主正六位上大倭ノ宿禰水守ノ授從五位下と見え、【此ノ氏人大倭ノ神主といふこと此に見ゆ、】同廿年五月丁巳朔甲戌、大倭ノ連深田魚名並賜宿禰姓、天平勝寶二年十月丁巳、大倭ノ國城下ノ郡ノ人大倭ノ連田長古人等八人賜宿禰姓、神護景雲二年十月、大和ノ國造正四位下大倭ノ宿禰長岡卒、五百足之子也云々、勝寶中、改忌寸賜宿禰云々とあり、此に至て倭ノ字を書かずして和と作るは、天平勝寶の二年國ノ名の大倭ノ字を改て、大和とせられしかば、【此ノ事委き考あり、別に記せり、又やまとに大ノ字を添て、大倭大和など書るは、みなオホヤマトとよむことなり、たゞヤマトとよむはわろし、されはたゞやまとゝ云には、大ノ字を添て書くもわろし、】姓にも其より此字を用るたり、【後世の如く意に任せて文字に書るには非ず、】さて姓氏錄に、【大和國神別地祇】大和宿禰、出自神知津彦命也、神日本磐余彦天皇從日向國向大倭國、到速吸門時有漁人乘艇而至、天皇問曰汝誰也、對曰臣是國神名宇豆彦、聞天神子來故以奉迎、即牽納皇船以爲海導、仍號神知津彦【一名椎根津彦】能宣軍機之策、天皇嘉之任大倭國造、是大倭宿禰始祖也と見えたり、又、【攝津國神別地祇】大和連、神知津彦命十一世孫御物足尼之後也、【續紀廿九に、攝津國菟原郡人、倭人東人等十八人賜姓大和連、とあるは、此ノ族にや、又同時に、播磨國明石郡人、海直溝長等十九人大和赤石連を賜ふ、是も大和氏の支別なるべし、さて又姓氏錄攝津國同部に、物忌直、椎根津彦命九世孫矢代宿禰之後也と見え、又河内國神別地祇部に、等禰直椎根津彦命之後也とも見ゆ、】さて續後

紀に、承和七年八月甲辰朔己未、大和國人右京主從八位上大和宿禰吉繼、戶口掌侍從四位下大和宿禰舘子等、賜姓朝臣、貫附左京三條一坊とあり、

故從其國上行之時。經浪速之渡而。泊青雲之白肩津。此時登美能那賀須泥毘古（自登下九字以音）興軍。待向以戰。爾取所入御船之楯而下立。故號其地謂楯津。於今者云日下之蓼津也。於是與登美毘古戰之時。五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串。故爾詔。吾者爲日神之御子。向日而戰不良。故負賤奴之痛手。自今者行廻而背負日以擊期而。自南方廻幸之時。到血沼海洗其御手之血。故謂血沼海也。從其地廻幸。到紀國男之水門而詔。負賤奴之手乎死。爲男建而崩。故號其水門謂男水門也。陵即在紀國之竈山也。

從其國。上には只速吸門の事を云るのみなれば、此に其國と指べき處は無し、いかゞ、【上ノ段の次第の亂れつるから、かゝることもあるにやあらむ、】○上行をも能煩埋伊傳麻須と訓べし、○浪速は、字のまゝに那美波夜と訓べし、【此にては那爾波とは訓べきに非ず、但シ後に那爾波を浪速と書むは惡からじ、】書紀に戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂

得たるは、みなたがへり、古哥に山にたなびくとあるは、山おしなべてわたるを云なり、然れば雲といふから、青雲にもたなびくと云むこと妨なし、かの北山にたなびくとよめるは、北山の虚空のことなり、又いでこの枕詞としたるは、曇りて雨ふる時など、晴るをまちて、青きそらの見えこむことを願ふ意なり、】さて白とは、凡て物の鮮明なるを云、伊知志漏志登保志漏志などの志漏も是なり、【御火白く焼けなどゝ云も、明りのためなれば、鮮明に焼けといふことなり、又太平記などに、矢前白く射通しつと云るなども、矢鏃の鮮明に見ゆばかり射とほせるを云、】かくて霽たる虚空の蒼き色は、鮮明なるものなる故に、青雲之白とは續け云なるべし、【師の說に、青雲は本ト白雲なれば、白てふ詞に冠せたり、いと晴たる蒼空にある白雲は、青く見ゆる物なれば、即見るまゝに青雲とは云なり、とあるは心得ず、もし白雲なれども青く見ゆるに依ていはゞ、白雲の青とこそは云べけれ、そのうへ蒼く晴たる空なる白雲は、いよ〳〵白くこそ見ゆれ、さらに青く見ゆる物にはあらざるをや、又右に引る祝詞の文、又万葉十三の哥などにて、青雲と白雲とは別なることとしるし、又或說に、白馬を青馬と云例あれば、雲に限らず白き物を青菜と云、其は甚く白き物は、青く見ゆる故なり、と云るも心得ず、甚く白き物のいさゝか青みて見ゆればとて、推て青とはいかでか云む、さては白と青との名混ひて分りがたし、かの白馬節會を青馬とも云は、白馬をやがて青馬と云には非ず、是は舊は實に青馬にて、白馬には非ず、故万葉又文德實錄延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て古書には白馬と作ることなきを、後に更て白馬を用ひらるゝことになりて、白馬節會と云ひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり、平ノ兼盛集に、降ル雪に色もかはらで牽ものを、誰カ青馬と名づけ初けむ、是ノ白馬を用ひられて、なほ青馬と云名のある故の哥なり、○又或人は、此に青雲とあるは、地名なるべし、枕詞には非じと云へれども、地名とはきこえず、】さて歌及宣言などの類にもあらぬ直の言にも、かく枕詞を置る例は、三代實錄二十九に、薦枕高御産栖日神と云ることあれば、上ツ代にはかゝる類

なほ有けむことを知べし、【師木下絶ノ宮などゝあるは、神の詔になれば、たゞの詞の例に非ず、】○白檮津、【白は、志良か志禰か知られず、姑く古記の書によりて志良と訓つ、】名義未思得ず、此地のことは下に論へり、○沼とは、舟の羽り着をいふ、○登美は地名なり、書紀に、戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂撃長髄彦、連戰、不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄、飛來、止于皇弓之弭、其鵄光曄煜、状如流電、由是長髄彦軍卒皆迷眩、不復力戰、長髄是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今云鳥見是訛也、とあり、【此は此ノ段の時の事には非ず、熊野より廻て大倭ノ國に入坐て後の事なれども、後の名を前へも廻らして、此にも登美とは云るなり、さて鳥見と云を訛れるなりとあれども、早く長髄彦を登美毘古とも云、其妹をば書紀にも鳥見屋媛とあれば、當時より登見とはいはず、登美といひしなり、然れば上ツ代には鵄をも阿米といひし如く、鵄も登美とぞいひけむを、訛れりと云るは、鳥名の登美を呼と、此ノ地名の登美を呼ブと、聲の去と上との違ありしにや、阿津を麻津と云も、たゞ五音の清濁の違ひのみなるを、も、訛と云るに同じ、】さて此ノ地名、神名帳に大和ノ國城上ノ郡等彌神社、又添ノ下ノ郡登彌神社と、二所見えたる中に、今は城上ノ郡なる登美にて、今ノ世に外山村といふぞ、此ノ名の遺れる地なる、即神武紀の末に、乃立ニ靈畤於鳥見山中一、其地號曰ニ上小野榛原下小野榛原一、用祭ニ皇祖天神一焉とあるも、【榛原は、今ノ世に萩原と云驛ある是なりと云り、さもあるべし、此村長谷の東方にて、今は宇陀ノ郡に入て、彼ノ外山村とはやゝ遠けれども、古ヘ登美といひしは、廣き名と聞ゆれば、彼ノ驛のあたりまでかけて、鳥見山中と云むこと、違ふに非じ、】天武紀、【廿九の十八丁】に、迹見驛家とあるも、此ノ登美なり、【かの迹見ノ驛は、飛鳥ノ宮より泊瀬に幸て、還坐ときの路次なれば、今の外山村のあたりにてよく叶へり、】又式なる城上ノ郡の宗像ノ神社のことを、元慶五年の官符に、【類聚三代格に載り、】坐ニ

大和ノ國城上ノ郡登美山ニとあり、【此ノ神社は、今外山村にある春日と稱社なりといへり、】又万葉四ノ卷八ノ卷など
に、跡見莊といひ、射目立而跡見乃岳邊之とよめるも、同じ登美なり、【其故は、八ノ卷に跡見田莊ニ作ル歌二首と題て、
其ノ一首に吉名張乃猪養山をよめり、吉名張は今も城上ノ郡に在て、其村彼ノ萩原に近き處なればなり、】さて添下ノ郡な
る登彌は、今も鳥見莊と云處にて、【書紀六に作ニ迹見池ニと見え、續紀六に、大倭ノ國添下ノ郡ノ人倭ノ忌寸果安云々、登
美箭田二鄕云々とあるなどは、此ノ登彌なり、又斑鳩の富の小川といふも、此ノ登彌に因れる名にや、斑鳩は平群ノ郡な
れども、此川添下ノ郡より流るゝなり、】此の登美にはあらず、○那賀須泥毘古、長髓は邑之本號なりと書紀に見えて、
上に引るが如し、妹の一名をも長髓媛と云とあれば、ともあるべし、【凡て兄と妹と同ジ地ノ名を負て、比古比賣と名く
るぞ、古ヘの常なりける、】さて和名抄に、野王云髓ハ骨中ノ脂也、和名須禰と見えたり、然るに世俗ノ言には、足を須禰と
いふに就て、長髓とは脛の長き由の名の如く聞ゆれど、髓ノ字に足又脛などの義は見えず、但シ骨中ノ脂にては、長と
云る似つかはしからず、若シは髓は借ル字にやあらむ、】○待向、待は待受る意なり、凡て待云々と云こと古言に多し、
向は迎の意として、牟加閇とも訓べけれど、此は敵に對ふ意なれば、牟加比と訓べし、さて此ノ那賀須泥毘古が本居は、
大倭の登美なるを、今は大御舟の泊る處へ出向ひて、防戰ふなり、○楯は、和名抄に、兼名苑云、楯一名櫓、和名太天、
また釋名ニ云、狹ク而長キヲ曰ニ歩楯ト、歩兵所レ持也、和名大太天などあり、名ノ義は立なるべし、兵庫寮式に、凡踐祚大
嘗會、新造ニ神楯四枚一、【各長一丈二尺四寸、本ノ濶四尺四寸五分、中ノ濶四尺七寸、末ノ濶三尺九寸、厚サ二寸、丹波國楯縫
氏造、】戟八竿云々、其料黒牛ノ皮八張、【各長サ八尺廣サ六尺、】掃墨一斗三升六合、【楯別二升八合、戟別三合、】云々、
商布四段四尺、【裏ノ料楯別ニ一丈六尺、】云々、【猶其ノ料ノ物委く見えたり、】とあり、是レにて古ヘの楯のこと大抵に知ら
る、【楯を造るをば縫と云へれば、皮を表の面に縫ヒ合せて張て、裏には布を張るなるべし、料の板は載せざれども、

厚二寸とあれば、必楯に張れるなるべし】○軍士は、軍士の手に執持なり、○下立は、御舟より陸へ軍人の下立なり、【楯を下して立るにはあらず、】○其地とは即白肩津なり、○於今者三字を伊麻爾波と訓べし、記中に例多し、【此事傳十の十二葉に云り、師は此を伊麻志久波と訓れたり、此は万葉に見えたる古言にて、今はといふ意なり、然れども此は其意に云るには非ず、然訓ては於字あまれり、者字は、常のごとく波の意に置るに非ず、今者二字にて伊麻と云ことなり、記中に此例多し、】○日下は、久佐加と訓て地名なり、是は河内國河内郡なる日下にはあらざるべし、【河内郡なる日下は、古書に多く見えて名高し、其處の事は、下卷雄略段に云べし、又日下と書く文字のことなども彼處に云む、】其故は、難波海をば過て、なほ南路を漕行て、泊賜へる津なれば、必難波より南方にて、海邊なるべければなり、故思に、和名抄に、和泉國大鳥郡に日部、【久佐倍】郷あり、式に同郡日部神社もあり、此郷今草部村と云り、是實は日下部にて、此の日下は是なるべし、【下字を略て日部と書るは、凡て諸國郡郷の名、必二字に約て書く例にて、大和の葛城上下郡を、葛上葛下、磯城上下郡を、城上城下と書と同じ、然るを和名抄に久佐倍とあるは、倍下に加字脱たるか、又今も草部と云を以見れば、和名抄のころより早く訛て、久佐倍と云ならへるか、如何にまれ元は久佐加倍なるべし、日下と二字連ねてこそ久佐加とは讀め、日字のみを久佐と讀べき由なし、春日を加須賀とよめばとて、春一字を加須とはよみ難きを思へ、さて又今の草部村は、海邊には非ざれども、甚しも遠からず、古には海邊までかけたる廣き名なりけむ、又日下とも日下部とも通はし云るは、下卷雄略天皇の大御哥に、日下由を久佐加部能許知能夜麻登と詠賜へるなど、例あるなり、】玉垣宮段に日下之高津池とあるも、此日下なるべし、其池を書紀には高石池とあり、高石も同大鳥郡の地名なるぞかし、【此高津と高石とを合せて思へば、古は高石のあたりまでも、日下と云しことしらる、さて此高津の津字は師の説にて、此記なるも高師池にてもあら

む、又此ノ時にも、御軍の泊し津なれば、高津と云む地名も似つかはしければ、何れにしても、大鳥ノ郡に日下ありし據なり、さて此ノ高津ノ浦を或説に、河内ノ國なる日下村に在リといふは、和泉にも日下有リしことをしらで、妄に云るものなり】又姓氏録ノ和泉ノ國ノ皇別に、日下部首、また日下部など云姓あり、是等も日子坐王の御末にて、河内ノ國の日下部氏と元は一なり、【河内ノ國の日下部氏の事は、伊邪河ノ宮ノ段に委く云べし、】故レ思フに、彼ノ日下部氏の人等の分レて、此ノ和泉ノ國大鳥ノ郡にも住ける族の蔓ごれるより、其ノ處の名をも日下とは云けむ、されば和泉なるも、元は彼ノ河内の日下より出たる地名なるべし、書紀には、三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、夏四月丙申朔甲辰、皇師勒兵歩趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山而入中州、時長髓彦聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰とあるは、此記の趣と異なり、【まづ遡流而上と云ることいと心得ず、草香はたとひ河内の草香にしても、難波より遡流て至る處にあらず、甚く地理たがへり、況て和泉なるをや、故おもふに、こは地理をも思はで、たゞ妄に潤色に書添られたる文にやあらむ、然るを此文につきて、白肩ノ津とは今の枚方なりと云説もあるは、いたく非なり、さて此に河内ノ國とあるに依て、草香を河内ノ國河内ノ郡なる日下とのみ誰も思ひ居るも誤なり、河内の日下は海邊にあらざれば、船の泊る處ならず、川にも津といふことはあれども、かの日下は、舟通ふばかりの川だに無き地なる物をや、白肩ノ津草香ノ津など云むは、必海邊と聞えたれば、和泉の日下なること疑ひなし、さて和泉の地も、古は皆河内ノ國なりしを、別に一國とせられしは、靈龜二年よりのことなれば、古ノ傳ニには河内ノ國と云ること論なし、さて又更欲東踰の東ノ字は、龍田の上にあるべきことなり、其故は、龍田より行ても伊駒山より行も、共に東なれば、上の龍田の處にこそ此字は置ッべきことなるに、伊駒の處にわきて此字を置るは、是又地理

まぎらはしく聞ゆるなり、】また郷者、草香津、植盾而爲雄誥焉、因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也とあるも、此記と異なり、【此記の趣は、御舟の泊たる處に、敵の軍待向て防戰ふ故に、楯を積れたれば、事もなく聞えたるを、此書紀の趣は、雖亦不敢進と云るに、草香津へ却て、盾を立て雄誥せるは何の故にか、聞え難し、若くは上代の軍陣の規事などにもやありけむ、】○蓼津、此地名は他の古書にも見えず、今に聞えず、○登美毘古は即那賀須泥毘古なり、此が妹をも登美夜毘賣といへれば、見をも如此もいひしなるべし、【但登美とは、彼鵄の瑞に因て、後に此人の討るゝところに云初つる地名なれば、生存るほどに登美毘古とは云じを、討れて後に、追て世人の云る稱なるべし、】○痛矢串、痛とは甚しく切なるをいふ、甚字をも書り、下の痛手の痛なり、串は、物を貫く物を凡て云る名なり、【玉串なども云るを思へ、】されば矢の體を穿て徹りたるをも云るなり、【さて久志はもと串字にて、字書に燔肉器とあり、然るに此方にては、古より串字を用ひたり、串字には久志の義は見えず、但物相連貫也と注し、字形も弗と似たる故に、まがひつるなるべし、漢國にても此二字まがへることあり、和名抄には、唐韻云、弗炙肉弗也、和名夜以久之とあり、是も古本には串と作り、】○負は手を負の負なり、續紀に、如中鏃箭之雀鳥とあり、凡て負は身に受持を云り、さて此を書紀には、有流矢中五瀨命肱脛、皇師不能進戰とありて、彼孔舍衞坂にて戰坐し時の事なり、此記も地異なり、【此流矢をしも伊多夜具志と訓るは、此記に依る訓なれども、當らず、痛矢串とは、身に中りたる上にてこそはいふべけれ、】○詔は五瀨命の詔なり、○吾者云々、此御言にても此時は五瀨命ぞ君に坐けること聞し、【書紀には、此詔をも伊波禮毘古命へ係たり、】○日神、天照大御神を日神とは此に始て見ゆ、抑上卷には天照大御神とのみあるを、此に至て更て如此ある故は、神代にては即此神の御上の事を語る故に大御名を申し、【此下高倉下の夢の段も同じ、】此は高天原に坐ます御體を、此國土に在て仰瞻奉る處に就

て、【天に向ヒ日とあると合せて見べし】詔ふ御言なるが故に、如此あるなり、此等を以ても、古言の差別の精きほどを知べし、【書紀は漢文を主として書れたる故に、かゝる處に古言にはかゝはらざること多くして、神代ノ卷にも、日ノ神と書れたる所多し、】○御子とは御子孫の語なり、凡て子孫は幾世を重てもみな子といふこと、前に云るが如し、○向日、上には日神とあるを、此には、忽に變りて、たゞ日とのみ詔へる、是又古言の差別なり、上は其ノ御子と詔ふ處なる故に、神てふことを添て詔ひ、此は直に仰ギ見奉り賜ふ日を指て詔ふまでなる故に、神とは無きなり、【これらはいひもてゆけば、總て差別はなきに似たれども、よく思へばなほいさゝかの差別あることぞかし、そも〳〵今ノ世の人の言にも、直にたゞ日をさしては、天照大御神と申さず、只日とのみ申し、又此神の御上の事を申すには、天照大御神と申し、必云々し賜ふ、云々坐などゝ、尊辭を添て申すを、天つ日の事には、たゞ日出日入などゝのみ云て、出賜ふ入賜ふなどゝはいはざれども、不敬とせず、神代の沼河日賣の歌にも、日之御子とよめれば、且おのづから古意の差別にかなへるものなり、○此に皇祖をば日ノ神と詔ひ、天ツ日をばたゞ日と詔へるを以て、天照大御神と天ツ日とは異なる故と思ふはひがことなり、天照大御神即天ツ日に坐々すこと、上卷に申せるが如し】さて日は、東ノ方より出て、西ノ方へ廻り行坐す故に、東ノ方に向ヒて戰フは、其に逆ふなり、○不良は布佐波受と訓べし、此ノ訓の事、傳四【二十一のひら】に委く云り、【此を書紀に、此逆天道也とあるは、古意に非ず漢意なること、首ノ卷に論へるが如し】○賤奴二字を夜都古と訓べし、賤は良に對へる賤にて、卑しき奴の義なり、續紀二十二に鹿嶋ノ神賤、また紀寺ノ賤、またり賤七口に、從吉云々、賤奴婢などあり、みな奴婢を云り、卑賤しと云意に言るにはあらず、【さて書紀には、奴をば凡て夜伊都古と訓れたり、是レ書紀ノ神功ノ卷ノ歌に據てなれども、其ノ歌の奴も必ズ奴の義とは定めがたし、其ノ他に夜伊都古と云ること一ツも見えず、万葉十八にも夜都古と見え、和名抄にも夜豆古とあれば、如此訓ほかなし】但し此に

ては、賤奴ノ字は借字の如くにて、實は君臣の臣の義なり、【良人に對へて賤とも奴ともいふは、凡人の上にての分ちなり、此は其にはあらず、天皇に對へて凡人を云る夜都古なれば、臣の意なり、凡て君に對へては、臣をば皆夜都古と云故に、書紀などにも、君臣の意に云る臣ノ字をば、みな夜都古と訓ノり、是古意なり、然るに後世人は、臣をばただ意美とのみ心得、又夜都古と云は、ひたすら賤き者のごとく心得るは、非なり、意美といふは、朝廷に仕奉る人等を尊みて云稱にて、君臣の臣の義にはあらず、君に對へては、貴人にても臣をば凡て夜都古と云り、國造郡領伴造なども皆御臣の意なり、此ノ事は傳七ノ卷に委く云り、又欽明紀に、陪臣を伊夜都古と訓るも、臣の臣なる故に、又臣の意なり、伊夜は重なる意なり、そも〳〵古へは君に仕奉る人をも、又凡人の中にて良人に使はるゝ者をも、共に夜都古と云るを、漢國にては臣といひ奴婢と云て名を分たる故に、後ノ人は此字に泥て、臣を夜都古と云ことをしらず、又夜都古は君臣の臣にもわたることをもしらざるなり、然るを此には、其文字に拘らずして、賤奴ノ字を、君臣の臣の義に借ノ用ひたるなり】天皇の御上よりは、凡人は皆臣なる故に、如此詔へるなり、下卷穴穗ノ宮ノ段に、都夫良意富美の言に、賤奴意富美と白いへり、【是は己がことを云るなれば、僕と漢文に云意のごとく聞ゆれど然らず、これも臣と云意なり、但漢文に己がことを臣といふとは異なり、卑下る辭にはあらず、又此人は、書紀に圓大臣と書て、大臣なるに、夜都古と云り、此を以ても、夜都古は、必しもひたすら賤き者のみの稱にあらざることをしるべし】是は皇子に對へて、凡人を臣と云るなり、凡て古へは天皇のみならず、皇子諸王に至るまでも、皇胤をば、天皇と同じく、大君とも申し、又王とも申して、凡人の種とはさらに相混らず、其差別、いと嚴なりき、【故上代には、皇太子はさらにも申さず、諸皇子諸王までも、皇胤の人を臣と云ることなく、自も然詔ふことなし、然るを後には、何事も漢風を用ひらるゝ故に、皇太子すら天皇へは臣と申し賜ふめり、されど朝廷の人々を物擧るときに、諸王諸臣とも

又王臣とも云て、王と臣とを分つは、古ノ意の遺れるなり、】○痛手は後世までもいふ言にて、深手とも云に同じ、上に所謂る痛矢串なり、【上なるは地ノ詞なる故に、其物をあらはして痛矢串といひ、此は御言なる故に、泛ク痛手と詔ふなり、痛手といへば、矢に限らず何物にも渉るなり、】訶志比ノ宮ノ段の歌に、布流玖麻賀伊多弖淤波受波とあり、抑刀劍又矢などに傷られたるを、手を負と云故は、凡て人の爲る事を指て手といふ類多くして、【書法撃劍捔力圍棊など其外も、各其ノ法を手といひ、又爲べき限の事を盡すを、手を盡すといひ、又其ノより轉て、其事をする人を指て某手と云こととも多し、敵を討ノ軍士を討手といひ、捕ふる人を捕手と云類なり、追手搦手と云も、もと此方より追ふ人を追手といひ、其ノを彼方に待取て搦取人を搦手と云より移れる稱なり、さて又轉ては、物を見ノ人を見ては、間ノ人を聞手と云類も萬ノにあり、又物を造る人を、古は手人と云り、又萬の物を作るに、庖を隆して精く見せて、人を欺くを、手を爲といひ、人に欺かるゝを、手を喰と云、其外萬の事に、手といふこと猶多し、其ノ中に敵討ありて其を謀る事には、殊に多く云り、】刀劍にて斬も射るも手なれば、其ノ刀劍矢などに傷らるゝを、手を負とは云なり、【人に傷れたる疵を、手疵といふも此なり、】○行廻は、徑よりは行ずて、他方へ曲行て、志す處へ旋り向ふなり、○背負は、勢淤比豆と訓べし、【此の背を、曾毘良と訓はわろし、曾毘良のことは傳七の三十七葉に云り、】凡て淤布とは、古言には身に受持ことを廣く云て、必しも背に擔には限らず、故ノ背に負をば背負とも云るなり、【常には背に負をも、唯負ともいへども、此は背後にすることを主とする處なる故に、殊に背負とは詔ふなり、】此ノ今の俗言にも遺れり、下卷朝倉ノ宮ノ段に、若日下王令ノ奏ノ天皇ノ、背ノ日幸行之事甚恐、とあるは意異なり、【同じ背ノ字なれども、彼ノは後方にして背く意、今は大御身の背に負持奉る意なり、】故彼處には負といはず、此は書紀にも負ニ日神之威ニとある如く、其威を借賜ふ意あるなり、】○南方は美那美能加多と訓べし、【南をも、此ノ本加志に倣て、本を添て美本那

美と云には非なり】〇血沼、下巻朝倉段に血沼池見え、書紀崇神卷に茅渟縣、允恭卷に茅渟宮、【續紀十五にも智努離宮見ゆ】などある、皆同處なり、さて欽明卷に、河内國言、泉郡茅渟海中云々、續紀に、靈龜二年三月癸卯、割河内國和泉日根兩郡、令供茅努宮、【宮字、印本に官と作るは誤なり、古本には宮とあり、さて和名抄に、靈龜二年割河内國大鳥和泉日根兩郡置和泉監、とあるはたがへり】四月甲子、割大鳥和泉日根三郡始置和泉監焉、天平十二年八月甲戌、和泉監并河内國、天平寶字元年五月乙卯、和泉等國依舊分立とあり、是等にて血沼は和泉國和泉郡なることしらる、此郡は、大鳥郡の南に續たれば、自南分割幸す路次もよく合り、萬葉七【廿二】に、陳奴乃海、十一【廿二】に、珍海又血沼之海とよめり、【六卷に千沼回、九卷に智奴壯士などもあり】古は名高かりし處なり、【黑鯛の屬に知奴と云魚あり、和名抄に海鯽魚を當たり、此魚血沼海の名産なりし故に、地名を即其物の名に負るなるべし、さる例此方にも漢國にも多くし、然るに此魚の多くあるより地名ともなれりといふ說は、本末たがひて此記の意にもそむけり】〇紀國、上卷に出〇男之水門、神名帳に、和泉國日根郡男神社、【二座】和名抄に同郡呼唹郷あり、【今に男里村と云あり、男神社も即此村にあり、和泉志に一座神武天皇今稱男森明神、一座彥五瀬命今稱濱大明神といへり】是なり、日根郡は和泉郡の南なれば、此も路次よく合り、但紀國とあるは傳の誤ならむか、【或說に、雄山と云處あり、昔は日根郡なりしを、今は紀國に屬りといひ、又或說には、今名草郡若山に雄町と云あり、雄山と間三里許ありと云り、此等も由ありげには聞ゆれど、たしかに古書に見えざれば取がたし】又は古は紀國との堺まで男郷にて、雄山は此郷にて、紀國に屬りしも知がたし、【今の男里より西南へ大道を行ば、四里をこえて今山中渓もあれども、其南の方は國堺見わからざるなり、】書紀に、此地を茅渟山城水門とありて、亦名山井水門とあれば、是も疑はし、其故に、茅渟は古にいひし廣き地名にはありしかども、かの男里のあたり

とは遠に距れり、其ノうへ崇神ノ巻に、茅渟ノ縣ノ陶ノ邑とある、陶は今は陶器莊と云て、大鳥ノ郡なり、又式に山井ノ神社も大鳥ノ郡なれば、日根ノ郡の男ノ郷とは、いよ〳〵遠なるものをや、】○負二賤奴之手一乎死、乎ノ字、【舊印本に誤て一字と作るを、延佳乎ノ字に改めつるは宜しけれども、死ノ字の下へ移せるはわろし、今は一本に依れり、】夜と訓べし、かゝる處に乎ノ字を置る、記中に此彼例あり、上巻に此口乎不答之口、【傳十六の十六葉、】などゝあるが如し、死は伊能知須疑那牟と訓べし、万葉五【卅丁】に道爾布斯弖夜伊能知周疑南とあると、語の勢いとよく似たり、人の死ぬるを過と云ことは、寶辭將貴葉のすぎ云々條に見えたるが如し、又命てふことを上に附ていふも、古言の例なり、書紀雄畧巻【十七】にすなはち命過とも書り、○男建は傳七【四十二葉】に出づ、○崩は加牟阿賀理麻志奴と訓べし、【書紀の訓然なり、但シ神武天皇の崩をば、加牟阿賀理志麻志奴と、志てふ言を添て訓り、信に神上と云は本は用ノ言なれども、躰ノ言にいひなせるものなれば、直に坐ぬとは連き難ければ、爲坐ぬと云ぞ正しかるべき、されど然訓ては、何とかや中々に雅ならぬが如聞ゆ、上巻に神避坐とある、神避も同ジ例にて、躰ノ言に云なせるなれど、加牟邪理志麻志奴と訓てはいかゞなれば、今も志といはぬ訓を取つ、】記中に崩ノ字を書る例の事は、宇治ノ若郎子の處に云べし、さて神上とは、万葉二【二十七葉、日並知ノ皇子ノ命殯ノ時ノ長歌】に、天原、石門乎開、神上、上座奴とよみて、天所知といふも同ジ意なり、凡て人は死れば、尊き卑きも皆悉く、底津根ノ國、【即夜見ノ國なり、】に罷ることなるを、天皇を始奉て、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て反を云て、天に上り坐とはいひなせる古言なり、【此事傳十三の四十六葉にも委ク云り、考へ合すべし、】○水門、上巻に出づ、○謂二男水門一也、抑男建に依れる名なれば、建ノ水門とこそ謂べきを、只男としもいふは如何と云に、此ノ男は、たゞ男子と云意にはあらず、猛く雄々しき意なり、故ノ男とのみ云るに、男建の意あるなり、○陵は美波加と訓べき由、上【傳十七の八十四葉】に云るがごとし、○即とは、紀ノ國にして崩坐

進到于紀伊國竈山而、五瀨命甍于軍、因葬竈山とあり、【竈山に到て甍とある、此ノ記と異なり、此記は男ノ水門にして崩坐り、】〇首より是までは、五瀨ノ命天皇に坐ばゞ、上ノ件の事は皆此ノ命へ係れり、【故ノ此ノ次より更て、故ニ神倭伊波禮毘古命云々といへり、】然れども未ダ大倭ノ國に入坐ざる以前に崩坐ぬる故に、一御代には立られず、故ニ此ノ記にも、此ノ命の段を別には立ずて、始ノより伊波禮毘古ノ命の段と立て、其ノ中に記せる趣なり、此事首に委く論へるが如し、】

故神倭伊波禮毘古命從其地廻幸到熊野村之時。大熊髮出入即失、爾神倭伊波禮毘古命儵忽爲遠延及御軍皆遠延而伏。遠延二字以音此時熊野之高倉下。此者人名齎一横刀到於天神御子之伏地而獻之時、天神御子即寤起詔。長寢乎。故受取其横刀之時、其熊野山之荒神自皆爲切仆、爾其惑伏御軍悉寤起之。故天神御子問獲其横刀之所由、高倉下答曰、己夢云、天照大神高木神二柱神之命以召建御雷神而詔。葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理此十一字以音我之御子等不平坐良志。此二字以音其葦原中國者專

汝所言向之國故、汝建御雷神可降。爾答曰、僕雖不降、專有平其國之横刀可降。【此刀名云佐士布都神。亦名云甕布都神。亦名布都御魂。此刀者坐石上神宮也。】降此刀狀者、穿高倉下之倉頂、自其墮入。故建御雷神教曰、穿汝之倉頂、以此刀墮入。故阿佐米余玖【自阿下五字以音】汝取持獻天神御子。故如夢教而、旦見己倉者、信有横刀。故以是横刀而獻耳。

其地とは男ノ水門を指なり、○廻幸、此まで西に向て幸と云るは、紀伊ノ國に行幸とある意にて、海に、後の方をば指すして、南ノ方へ廻り給ふを云、熊野までの道然なり、○熊野村は、紀ノ國牟婁ノ郡なり、抑此地は、牟婁ノ郡の中に過て、數十里に亘て、いと〳〵廣く、一國ともあるべきを、一郡にも建られず、和名抄の郷ノ名にだに載ざるは、山國にて、古には民いと少かりつと見ゆ、【牟婁ノ郡の事は傳に在なり、】名の由は、此の紀伊の事より起れるか、又出雲の熊野より起れるか、【此の國の、傳十の廿八葉に云り、考合すべし、】定めがたし、書紀神代ノ上巻に熊野之有馬ノ村見え、神名帳に熊野早玉ノ神社【大】熊野ニ坐ス神ノ社、【名神大】などあり、○大熊契、契ノ字は決て誤ノ誤りなり、故くさ〳〵思、

に、序に此ノ事を化熊出ㇾ爪と書る、爪ノ字も誤にて、出か穴かなるべければ、此も便ㇾ由の二字を暴と誤れるにや、暴と草書似たり、【一本に狒とあれば、富能加爾と訓べきかとも思へど、若シ然らば所見といふべきを、出とあれば然には非じ、又延佳が頭書に、異本に作ㇾ蒲、疑ヒ鰐字之誤ト乎と云るは、書紀ノ神代ノ巻に熊鰐と云あるを思ひよせたるなれど、此には由なきひがことなり】○出入、入ノ字心得ず、下に失とあれば、入とはいふべからざればなり、【若クは出卽入失とありけむを、卽ノ字と下上に誤れるかとも思へど、入といはど、失とは云ふまじく思はる、又は出み入み數度し一失ぬる意かとも思へど、若シ然らば卽と云ることいかにぞや聞ゆ】故今は姑く此ノ字をば讀ずて、大なる熊山より出て卽ち失ぬと訓つ、さて此ノ熊は世ノ常のに非ず序に化熊とある如く、荒振神の假に化れるなり、○倏忽は爾波加爾と訓べし、書紀天武ノ上巻に然訓り、又安康ノ巻欽明ノ巻などには多知麻知爾と訓り、然訓むもあしからず、○爲遠延には、師の遠延爲志と訓れたるに依るべし、爲ノ字あるはいかゞなる書ざまなれども、日代ノ宮ノ段に、爲泥疑也ともある爲ノ字の格なり、【かゝる處に此ノ字を添て書、古の一ッの格なるべし】彼もたゞ泥疑都と訓べき處にて、爲ノ字は讀がたければ、此も此ノ字を舍て、坐てふ言を讀附べきなり、さて遠延は書紀に瘁と書り、【瘁は、字書に病也とあり】又景行ノ巻に、廢ニ信濃坂ー者多ク得ニ神ノ氣ー以瘼臥、【是を引て和名抄に、瘼臥和名宇江不世利とある、字は瘁の誤寫なるべし】仁德ノ巻に被ル蛇ノ毒ー而多死亡、欽明ノ巻に毒害などあり、又景行ノ巻に、吉備ノ穴濟ノ神及難波ノ柏濟ノ神、皆有害心以放毒氣ー令苦路人ーと見え、倭建ノ命の伊服岐山ノ神に惑され賜ひしなど、皆同じ類ひの事なり、○御軍は軍士を云り、万葉二ノ卅一丁に、御軍士乎喚賜而云々、御軍士乎安騰毛比賜、又六ノ卅丁に千萬乃軍、又廿丁に須米良美久佐、【皇御軍士なり】などゝある、皆共ノ人を指シて伊久佐と云り、師ノ說に、伊久佐とは箭を射合と云ことなるを、用を躰に云なして、軍ノ人のことゝもせりと云れき、【書紀天武ノ巻に習射、また觀射なども見

ざるほどなれば、只大御許まで齎參入る由をいひ、さて今は醒坐て正し受取給ふなり、○荒神は、上卷に荒振神とあるに同じ、阿羅夫琉神と訓べし、○爲切仆は、伎理多布佐延弖と訓べし、【禮と云べきを延と云は、古言の格なり、】仆の假字は、字鏡に太不留と見えたり、【爲字は、少しめづらしきかきざまなれども、爲所切仆と書る漢文の心ばへなるべし、】さて自とあるに心を著べし、未切ざるに自ら切仆さるゝなり、抑此大刀を獻しかば、即先大皇醒坐、次に此を受取賜へば、即御軍士も、悉醒て、如此くなるは、奇しとも奇しく、靈しとも靈しき大刀の御威德にざりける、○惑伏は、上に遠延而伏とあると照して、師の遠延許夜世流と訓れつる宜し、○已寤云は、意能禮伊米爾と訓べし、【云字讀べからず、】古へは凡て伊米と云て、由來とは云ざりき、師説に伊米は寢目なりと云れき、米は所見の約りたるにて、【目も所見なり、】眠たる間に見ゆる由なり、○伊多玖佐夜藝帝阿理祁理、此言既に上卷に出て其處に云り、【傳十三の五葉、】此は惡神の荒びて、如此天皇を惱まし奉るを詔ふなり、○我之御子等、子とは凡て子孫にわたる稱なること、上に云るが如し、○不平は夜久佐美と訓べし、此言の意は未よくも得ざれども、古言なるべし、書紀神代上卷に、須佐之男命の荒び坐る處に、日神擧體不平と見え、【私記には耶須加良須と訓り、】天武卷に朕身不和と見ゆ、【是天皇の御病したまふを詔へる御言なり、】今も荒神の氣に遠延惱坐ことを詔へるなれば、事の趣同じ、【書紀神代下卷に、彼地未平とある未平をば、サヤゲリと訓り、又允恭卷に皇后之色不平とある不平をばヨウモアラズと訓り、又遊仙窟に不平をコトゞゞシとも訓り、これらは皆此の不平には叶はず、】○坐良志、凡て良志は、然ぞあらむと他を推量る辭なり、○專汝云々　此平國の事、上卷に見えて、傳十四の卷に委く云り、【專、又言向などの解も既に出、】○可降は久陀理弖余と訓べし、【此降字を、師はアマクダルと訓れき、其は天降と書るに效て、然訓むは理なれども、天降とは、天より降來るを、此國にして云言にこそあれ、天にしていふ言にはあらず、故此記に

は、天にしていふ處には皆、たゞ降とのみあるなり、】○專有の專字は、有字の下にある意なり、○平其國之横刀、上卷の此平國の段には、此記にも書紀にも、此刀の事は見えず、【其十掬劒逆刺立于浪穗云々とはあれども、是は此劒の事を主と云るにはあらず、】されど其時も、主と佩持て、功を成賜へりし刀は必有ぬべし、況や此建御雷神は、伊邪那岐大神の御具十拳劒を佩賜へる御刀より生坐て、其劒に縁れる神なるをや、○可降は久陀志牟と訓べし、【延佳本又一本には、降字の下に是刀二字あり、師も此二字あるを佳とすと云れつれども、舊印本又一本にも無く、釋日本紀に引るにも無きに　さて、猶思ふに無方まされり、有も惡くはあらねど、次ノ言に降此刀状とあるに重なりて、煩はしくも聞ゆかし、】○佐士布都神、佐士の義、未思得ず、下に高佐士野てふ地名もあり、神名帳に、壹岐島壹岐郡佐肆布都神社、同佐肆布都神社あり、○亦名云の云字、師は衍れりと云れつれど、如此有も例多し、○甕布都神、甕は、【和名抄には瓱美加、甕毛太非とあれども、字鏡に甕彌加とあり、書紀などにも美加といふに此字を借れり、】借字にて、美加の義は傳五卷【七十三葉】に云るが如し、三代實錄四に、進河内國從位彌加布都命神比古佐自布都命神階並加從二位と云ことあり、【是は何れの神社にか、神名帳に見えず、當昔從二位を授奉給ふばかりの神の、官帳に載ざることは有まじきを、いぶかしきことなり、若くは枚岡四座の内にやあらむ、若江郡弓削神社を、今布都大明神と云なれども、それにはあらじ、】○布都御魂、書紀に韴靈と書て、此云赴屠能彌多磨とあり、韴字、廣韻玉篇などに、斷聲と注せる意を以て、用ひられたるなるべし、今の世の言にも、物の違なく清く斷れ離るゝ貌を、布都と云り、【布都理など云り、熊衣にふつと見はなつともあり、】然れば此劒の利して、物を清く斷離つ意を以て負へる御名なるべし、【上卷に見えたる建布都神豐布都神、又此の佐士布都甕布都、又書紀の經津主神などの布都、みな一つなり、】神名式、備前國赤坂郡石上布都之魂神社、【此神社のことは、傳

九の三十四葉にいへり、】阿波國阿波郡建布都神社、壹岐嶋石田郡物部布都神社などいふも見ゆ、○石上神宮は、神名式に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社、【名神大月次相嘗新嘗、】とある是なり、和名抄同郡に石上【伊曾乃加美】郷もあり、さて此神宮の事、玉垣宮段に、印色入日子命の作らせる横刀一千口、奉納石上神宮と見え、書紀にも此事を載て、是後命五十瓊敷命俾主石上神宮之神寶、一云、其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市河令治、是今物部首之始祖也、【姓氏錄に、布留宿禰、柿本朝臣同祖、天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也、男木事命市川朝臣、大鷦鷯天皇御世、達倭賀布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、四世孫額田臣武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣號武藏臣曰物部首并神主首、因玆失臣姓、爲物部首、男正五位上日向、天武天皇御世、依社地名改布瑠宿禰姓云々とあり、春日臣と柿本朝臣とは同祖なり、さて右の文に、市川朝臣とある、朝字は衍なるべし、又達字は奉の誤なるべし、さて市川を、大鷦鷯天皇の時の人とせるは、書紀と異なり、】また八十七年云々、五十瓊敷命謂妹大中姫命曰、我老也、不能掌神寶、自今以後必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨樹梯之、此其緣也、然遂大中姫命授物部十千根大連而令治、故物部連等至于今治石上神寶、是其緣也と見え、【書紀同御代、廿六年の處に、天皇勅物部十千根大連曰、屢遣使者於出雲國、雖檢校其國之神寶、無分明申言者、汝親行于出雲、宜檢校定、則十千根大連校定神寶、而分明奏言之、仍令掌神寶也とあれば、後に此人の石上の神

寶を掌れるも元より由縁あることなりけり、さて又かの市河てふ人は、春日臣と同祖にて、十千根大連の物部とは異姓なるに、同御代に共に石上神寶を掌て、此も彼も物部氏なるに就てまぎらはしきを、熟考れば、此時に此神寶を掌れるは、實は一人なりしを、此と彼との傳の異なるかとも思へども、然には非ず、先十千根大連の方の物部氏の、此神寶を掌れることは顯にして、後に石上朝臣とさへ改て、子孫に至るまでまぎれなく、又かの市河臣の子孫の物部氏も、後に社地名に依て布留宿禰と改つれば、是も又此神寶を掌りしこと疑なし、かゝれば十千根大連首長として掌り、市河臣も相副て主職として、共に掌れりしなるべし、古今集雜上に、石上並松が宮づかへもせで、石上と云處にこもり侍けるを、にはかにかうぶり賜はれりければ、よろこび言ひつかはすとて、よみてつかはしける、布留今道云々、これ石上氏と布留氏と、共に上古より由縁ある故に、哥よみて賀びつかはせるなるべし、さて共に物部氏といふことは、もと物部の稱は、此神宮の兵器を掌れるより出たることなるべし、】又同年、牟士那といふ獸の腹にありし八尺瓊勾玉も、今在石上神宮と見え、天武巻に、三年八月庚辰、遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神寶、即日勅曰、元來諸家貯於神府寶物、今皆還其子孫と見え、【神府は石上宮の神庫なり、】日本紀略に、延暦二十三年二月丙午朔庚戌、運收大和國石上社器仗於山城國葛野郡と見え、類聚國史に、同廿四年二月庚戌、遣石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程、申上單功一十五萬七千餘人、太政官奏之、勅曰、此神宮所以異於他社者何哉、或臣奏云、多收兵仗故也、勅有何因緣所收之兵器、奏云、昔來天皇御其神宮、便所宿收也、今都遷、可近其宮、依請卜定山城國葛野郡訖、【上までは、去年二月の事を遡て記せるなり、昔來の來字は在の誤か、】とありて次に、聖體不豫の御事あり、是石上神の祟なる由、巫に託て言へるに依て、天皇の御年數に准へて、六十九人の僧をして、彼神宮にして經を讀しめ賜ひ、御書文を奉り賜ひ、典藥頭從五位上

中臣朝臣道成等を遣て、かの兵仗を石上神社に返納奉賜しことと見えたり、【其文長ければ引かず】かゝれば此神宮は、布都御魂御刀を主神として、上代より種々の神寶、及兵器など納め置れし社なりけり、【中昔奈良僧の訴に依て、春日社の賢木を京へ上せ奉りし時々は、此布留の神寶をも共に上せ奉りしことにや、彼賢木を歸し奉る時、先布留神寶を出し奉り、次に本社の御榊五所の御正躰出させ賜ふこと、二條良基大臣の榊葉日記と云物に見えたり、○神皇正統記に、此劍をば豐布都神と號す、初は大和の石上に坐ましき、後には常陸の鹿島神宮に坐ますとあるは、非なり、こは舊事紀に、建甕槌之男神亦名豐布都神、今坐常陸國鹿島大神、卽石上布都大神是也、とあるを取て記し給へるなり、建甕槌神と布都御魂劍と一にして、今鹿島に坐と云るは、例の妄說なり、此劍は後までも石上にこそ坐ませ、いかでか鹿島には坐さむ】續紀に、神護景雲二年十月甲子、充石上神封五十戶、文德實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔辛亥、進大和國石上神正三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授大和國正三位勳六等石上神從一位、同九年三月十日、進大和國從一位勳六等石上神階加正一位と見ゆ、【今世此神宮の在處は布留村なり、礒上と云處はやゝ距れり、こは古へは石上と云が廣き名にて、布留村のあたりも其內なりしを、後に今の一村の名に遺れるなり】さて此石上神御名は、右の如く此記にも書紀にも布都御魂と見え、上卷に　たる建御雷神の亦名、又此刀の名どもなども、皆某布都といひ、又かの備前國なるも布都之魂とありて、凡古は皆布都とのみ云へるを、神名式にしも布留御魂とあるに就て、布都と布留との差別を考るに、まづ書紀履中卷に石上振神宮と見え、顯宗卷の御言擧に石上振之神榲と見え、武烈卷歌に伊須能箇瀰賦屢と見えたれば、布留てふこともいと古くは聞ゆめれども、これら皆其地名をいへるものにて、【右に引る姓氏錄の文にも、御布瑠村と見えたり】正しく神名を指て布留御魂などゝ云ることは、古くは見えず、【聖德太子傳曆にも、物部府都大明神と云り】然れば布留

と云は、神名の布都とは本より別事たりけむを、【布都を地名にいへることもさらに見えず、】當に布留てふ地名の方を主と言ならはして、振神宮、【如此いへるも、振は地名なり、】など云るから、神名の布都をも音の通ふまゝに混はして、終に式のころは布留御魂ともいへるなるべし、【然るに彼布留川、石上なるなどに、遂に後までも上代の神名を失はずて、布都之魂神社と申せるなり、】○布留てふ地名の義は、舊事紀に云る、饒速日命の十種瑞寶を、由良由良止布瑠部、是則所謂布瑠之言本也と云る、此事傳十の卅七葉に引て、委く論へるが如し、又同書物部氏のことを云る卷に、伊香色雄命云々、遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日尊自天受來天璽瑞寶、同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家、亦爲氏神崇祠、と云るごとく、此饒速日尊の傳へられたる彼十種の神寶も、此神宮に納まれるをも、共に物部氏の崇て、氏神と祠れるから、布留といふことを地名にはなれるなるべし、凡て舊事紀は信がたき書なれども、此物部氏のことなどを記せるは、依所もあることゝ聞ゆれば、是らは強て棄がたき由もあるなり、師説には、石上神宮に鎮坐の劍の名が故に、其地を布都ともいひけむを、後には語の通ふまゝに布留とは云なり、都は斷聲と注して、刀を振に言通へり、然れば古には布都といひしは、刀を振ことなり、と云れつれども、地名に布都と云ることも見えず、又古に刀を振ことを布都とは云へれども、布都と云る例もなきうへに、師を斷聲と注して、刀を振ことなりといふことゝ心得ず、斷聲とは、上に云るごとく物の斷る時の聲といふことにこそあれ、刀を振とは大異なり、都と留と横に音の通へばとて、大く異なることを混に說べきにあらず、】○倉直は久良藝布泥と訓べし、○墮入の下に脱文あるべし、其故は、下まで續て同く建御雷神の言にはあれども、墮入と云までは、天照大御神へ御答に申給へる言にて、故阿佐米と云より下は、高倉下へ教給ふ言なれば、此間に其堺なくては通え難し、故今試に、爾建御雷神教曰、穿汝之倉頂、以此刀墮入、と云十七字を補へつ、【必かゝる言の

曰、唯々而寤之、明旦依夢中教、開庫視之、果有落劒倒立於庫底板、即取以進之、于時天皇適寐忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、尋而中毒士卒悉復醒起とあり、

於是亦高木大神之命以覺白之、天神御子自此於奥方莫使入幸。荒神甚多。今自天遣八咫烏。故其八咫烏引道、從其立後應幸行。故隨其敎覺、從其八咫烏之後幸行者。到吉野河之河尻。時作筌有取魚人。爾天神御子問汝者誰也、答曰僕者國神名謂贄持之子。此者阿陀之鵜養之祖。從其地幸行者、生尾人自井出來。其井有光。爾問汝者誰也、答曰僕者國神名謂井氷鹿。此者吉野首等祖也。即入其山之、亦遇生尾人。此人押分巖而出來。爾問汝者誰也、答曰僕者國神名謂石押分之子。今聞天神御子幸行、故參向耳。此者吉野國巢之祖。自其地蹈穿越幸宇陀。故曰宇陀之穿也。

覺白、書紀に依に、此も大御夢に覺し給ふなり、【此には夢とはいはざれども、亦といふに、夢なることをも含めた

るべし、上に高倉下の夢の御諭事を云る次なればなり、】さて此は天ッ神ノ御子に覺シ白シとも讀べけれど、白ノ字の下に之ノ字あるを以見れば、まづ覺シ白シ賜はくと讀て、天ッ神ノ御子といふをば、其ノ御覺しの御言にはすべし、○奥方とは、行前を指て詔ふなり、【今も口熊野奥熊野と云ッ稱もあり、】○莫使入幸は、那伊理麻志曾と訓の例になれたるに從ふべし、【使ノ字幸ノ字にかゝはるべからず、使ノ字は若ノは便の誤にもあらむか、】○自レ天、高木ノ神は天に坐す神なれども、此は此ノ國に天降坐て諭シ白シ賜ふ命なる故に、如此詔へり、○八咫烏、名義は八頭烏にて、頭の八ある由なり、八咫は借字なること、上卷八咫鏡の處【傳八の卅四葉より二十八葉まで】に委く云るが如し、八頭なりしは、彼ノ八俣蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾箇もあるをもいふべし、序にはたゞ大烏と云り、○猶此ノ烏の事、彼ノ八咫鏡の下と考へ合すべし、【和名抄に、歷天記云、日中有二三足烏一赤色、今按文選謂二之陽烏一、日本紀謂二之頭八咫烏一、とあるは心得ず、】姓氏錄山城ノ國ノ神別【天神部】に、賀茂縣主、神魂命孫武津之身命之後也、鴨縣主、賀茂縣主同祖、神日本磐余彥天皇【諡神武】欲レ向二中州一之時、山中嶮絶、跋渉失レ路、於是神魂命孫鴨建津之身命、化如二大烏一、翔飛奉レ導、遂達二中州一、時天皇嘉二其有功一、特厚褒賞、八咫烏之號從レ此始也と見え、山城風土記に、可茂社、稱二可茂一者、日向ノ曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古之御前立坐、而宿二坐大倭葛木山之峯一、自レ彼漸遷至二山代國岡田之賀茂一、隨二山代河一下坐、葛野河與二賀茂河一所レ會至坐、迥見二賀茂河一、而言、雖二狹小一然石川清川在、仍名曰二石川瀨見小川一、自二彼川一上坐、定二坐久我國之北山基一、從二爾時一名曰二賀茂一也、賀茂建角身命娶二丹波國神野神伊可古夜日女一、生二子名玉依日子、次曰二玉依日賣一、玉依日賣於二石川瀨見小川一遊為時、丹塗矢自二川上一流下、乃取插二置床邊一、遂孕生二男子一云々、乃因二外祖父之名一、號二可茂別雷命一云々、可茂建角身也、丹波伊可古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也、と見えたり、【然れば此ノ八咫烏ノ神は、愛宕郡

の賀茂ノ上ノ社別雷ノ神の御外祖父、下ノ社御祖ノ神の御父なりけり、さて此神此ノ度天より先ヅ日向の曾ノ峯に降リ著たまひて、其より東方に來坐て、此ノ嚮導をなし賜ひ、天皇中州に入リ竟賜ヒて後、葛城ノ峯に行キ坐し、其より山代へは遷リ坐るなり、式に、山城ノ國相樂ノ郡岡田ノ鴨ノ神社、又月次新嘗、和名抄に同郡賀茂ノ鄕、】古語拾遺にも、賀茂ノ縣主ノ遠祖八咫烏者、奉レ導二宸駕一、顯二瑞菟田之徑一といへり、【然るに此記にも書紀にも、賀茂ノ縣主の祖と云ことの見えざるは、傳ヘに脫たるにや、但し書紀に、又頭八咫烏亦入二賞例一、其ノ苗裔即葛野ノ主殿ノ縣主部是也とあり、これ賀茂ノ縣主と一ツか別なるか、さだかならず、又此ノ主殿は地名にや、】續紀三に、慶雲二年九月丙戌、置二八咫烏社于大倭國宇太郡一祭レ之とあるは、神名帳に、大和ノ國宇陀ノ郡八咫烏ノ神社ある是なるべし、【此ノ社、今はおとごろすの社と云て、鷹塚村に在リと云り、】又書紀ノ釋に、賀茂建角身ノ命、大和ノ國宇陀ノ郡八咫烏ノ神社、山城ノ國愛宕ノ郡久我ノ神社、同國同郡三井ノ神社、已上鎮坐三箇所とあり、久我三井ノ二社も式に載て、三井ノ社は殊に名神大にて、月次新嘗に預りたまふ、】○遣は淤許世牟と訓べし、【遊仙窟などにも然訓り、凡て遣ノ字、此より彼へやるをば、夜留とも都加波須とも訓べし、彼より此へ來らしむるをば、於許須と訓べし、今ノ世の俗文に申ノ遣など云、遣は於許須の於を省ける言なるを、遣ノ字の義と心得て、此より彼へいひやることなるも、申ノ遣といふはひがことなり、】万葉十八ノ卷に、思良多加波、伊保都々度比手、手爾牟須婆、於許世牟安麻波、許賀思久勝安流香、十九ノ卷に、紅之八鹽爾染而、於己勢多流、服之襴毛云々、などあり、○從其立後は、曾能多々斯斯理余理と訓べし、立は、先に立チ後に立チなどいふ立チにて、行ことなり、從は、歩從行從なと云從なり、【此ノ從ノ字、シタガヒテとも、ツキテとも訓べけれど、なほ余理と云むぞ古言なるべき、】書紀に既而皇師欲趣中州、而山中嶮絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋涉、時夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄕導者とあり、○書紀には此次に、果有頭八咫烏自

自空翔降とあり、此記にも此ノ下に然の如き言あるべきに、其言無して、直に故隨ク其教覺云々と云るは、上ノ是如に似たれども、然るぞ此記の例にて、古文のさまなりける、○教覺は御佐登志と訓べし、○吉野河之河尻は、下の高倉ノ宮ノ段の大御歌に、美延斯怒能とよませ給ひ、書紀天智ノ卷の童謠にも、美曳之弩能、曳之弩能阿喩、阿喩擧曾播、施麻倍母曳岐とあり、卽此童謠に、余使乎擧岐と云れば、古くも延斯とも云て、古は此ノ地名をも然云呼けむ、【万葉十八、二十三丁家持ノ歌には、與之努とよめり】和名抄に、大和ノ國吉野ノ郡吉野與之乃とあり、さて此地は、上ノ代より今に至るまで、聞えたる名地なることは云も更にて、山も河も、万葉集より始め世々の歌等たゞ、詠めに盡ず、又地の廣きことは、此郡は大和ノ國の半にも過て、南は紀ノ國の熊野に續けり、○河尻、書紀仁德ノ卷に流末ともあり、さてまづ吉野河は、源は遠に東ノ方の山奥、大臺原といふ處【伊勢ノ國の堺なり】より出て、川上ノ莊といふを歷て流れ出來るなり、さて下は宇智ノ郡へ流れ、紀ノ國の伊都那賀名草の三郡を歷て、【紀の川といふ】海に入ぬり、さて今熊野より山越に幸行て、吉野へ出たまはむ地は、なほ川上といふべきあたりにこそあらむを、河尻としもいへるは、地理を考るに、違へるがごとし、【今の上市飯貝などいふあたりより末ならでは、河尻とはいふべからず、其より上さまならむには、川上といふべき地理なり】さて又贄持井氷鹿石押分の次第も、地理にかなひがたし、此事下に次々論ふがごとし、故思ふに、此時の幸行は、熊野より吉野の內の東方の山中を經て、宇陀へ越坐るにて、河尻と云より、石押分の事までは、此時の事にはあらずて、是は後に別に幸行る時の事なりしが、混ひつる傳へならむかし、さて此時の幸行の路次は、正しくは何の地とも今さだかには知りがたけれども、まづ書紀に、至熊野荒坂津亦名丹敷浦、因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣、人物咸瘁とありて、次に高倉下の事ある、今も熊野の東北の極、伊勢國【度會郡】の堺に近き地に、錦浦といふ處あり、是彼ノ丹敷ノ浦なるべく、また天皇ノ大御哥に、伊勢能宇美能云々、とよませたまへる、

【古へは由なき虚を取出て訓によむことなければ、必此時に伊勢海の境まで幸行て、御覧しけるなるべし】是らを以思ふに、此時熊野の地を東北へ行廻り坐て、彼丹敷浦まで幸行るなるべし、【此記は、上に到熊野村之時と云て、高倉下の事ありて、此段も即其地にての事にして、自此奥方莫使入幸などゝあるを以見れば、此處も皆熊野の地の中程あたりまでの事にて、甚く東方伊勢の堺などまで到坐りとは聞えぬに似たれども、上文に背負日とあるを以見れば、甚く東方まで廻り幸行て、さて西方を指て倭國に入坐道ならでは叶はず】さて其より大倭國に入坐むとするに、山中嶮絶無復可行之路と書紀に見えて、八咫烏の道引に頼て、辛くして越坐るをおもへば、此道は殊にゆゝしき荒山中なりけむと思はるれば、彼丹敷浦のあたりより、伊勢の大杉谷へかゝりて、【今紀國の河内村といふより、伊勢の大杉村へ越る山路ありとぞ、河内村は彼錦浦のあたりより遠からず、】吉野へは越坐るなるべし、大杉谷といふは、多氣郡の西の極にて、【伊勢の宮川の川上なり、】甚山深く、西方は彼吉野川の源なる大臺原へ續きて、今も土人の吉野へ越る山路あるなり、【大杉村より、吉野の川上莊の鹽葉村といふへ、八里半ばかりありといへり、此鹽葉村は、彼大臺原の西に在て、伯母谷などいふ處を經て、吉野へ出る處なり、】是ぞ東より西を指て物する路なれば、彼上文に、背負日云々とあるによく合へりける、さて此處、書紀には、果有頭八咫烏自空翔降、天皇曰、此烏之來自叶祥夢、大哉赫矣我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向仰視、而追之遂達于菟田下縣とありて、吉野を經賜へる事は見えず、【若此書紀の傳に依て、此時吉野をば經給はず、熊野より直に宇陀へ越坐りとせば、其路次はかの伊勢の大杉より、同國の河俣谷へ越坐し、高見山を越て、宇陀に到坐るなるべし、河俣谷と云は、大杉より北方にて、飯高郡の西の極にて、高見山を越て大和へ物する道なり、高見山は河俣

も妨なし、さて菓之子といふ名に、浦島之子などの例なり、書紀仁徳巻に、彩子此云宇旧母能古といへる人も見えたり、なほ此外もこれかれあり、さて贄持てふ名は、此時に魚を取て、大御饗を献しに因て賜へるものなるべし、子孫も鵜飼なるをや、○阿陀は、和名抄に、大和国宇智郡阿陀郷あり、是なり、【和名抄に陀音可濁讀とあるは、そのかみ既に訛て濁る故か、はた後人の書加へたるか、後世哥人の説に、濁てよむといふことあるは、古にはかなはぬことなり、】万葉十一巻に、安太人乃八名打度瀬速、十一巻に、阿太乃大野之芽子花散などよめるも、此處なるべく、【今西阿田村東阿田村は、吉野川の北に在て、伊勢より紀伊国へ通ふ大道なり、南阿田村は河の南にあり、また此あたり十二村を惣て阿陀郷といへり、又阿田村に今も贄持の宅趾とてありと大和志にいへり、】また今贄持の魚取居たるも、即此地なるべし、吉野河尻とあるに合へり、【若此段を、熊野より越来坐る時の事とするときは、地理に叶はず、其故は、熊野より吉野へ到たまはむには、先国栖などを経て後にこそ、阿陀の方へは到坐べきことなるに、先始に此贄持の事をいへるは、路の序に違へばなり、又吉野より踰宇陀て、宇陀へ幸行とあれば、阿陀は経たまふべき地方にもあらざるをや、故此段は別時の事ならむとはいふなり、】鵜養のことは、此天皇の大御哥に宇加比賀登母とある、其處にいふべし、さて此段、書紀には、【兄猾弟猾が事の次下に、】是後天皇欲省吉野之地、乃従菟田穿邑親率軽兵巡幸焉、至吉野時云々、更少進云々、及縁水西行、亦有作梁取魚者、天皇問之、對曰臣是苞苴擔之子、此則阿太養鸕部始祖也とありて、熊野より宇陀へ越坐る時にはあらず、其後別時の事なり、是ぞ正しき傳なるべき、故今も此傳に依て解なり、又事の次第も、書紀は先井光、次に石押別、次に苞苴擔とありて、此記と異なり、【此次第は何れにても違はざるうちに、此記の方勝れり、其由に次々に見ゆ、】○生尾人は遇阿流比登、○有光は比加流、と師の訓れつるに従ふべし、○井氷鹿は、書紀

に井光と作り、此意の名なり、光を比加とのみいへる例は、和名抄に、伊勢ノ國朝明ノ郡川光ノ多比加に云郷名あり、【式に多比鹿ノ神社もあり、】さて此ノ井氷鹿に遇たまへる地は、今の飯貝なるべきか、井光りを訛りて伊比加といへるから、飯貝と書き、また後に伊賀比とは訛れるなるべし、此村は吉野川の南づらに在て、上市の向ひなり、【書紀の次第にしても、今の飯貝の地にてよくかなへり、其故はまづ此地に幸行て、次に更少進とあるは、川上の方へ上りたまふにて、次に國栖の事あり、其より及縁水西行とあるは、河にそひて還り下りませるにて、つぎに菟田穿の事あるは、阿陀にて、路次叶へればなり、】○吉野首、書紀に、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、【此記には、井有光と云て、此人に光りのあることは見えぬを、書紀には、人に光りありといへる、いさゝか異なり、】さて天武紀に、十二年十月乙卯朔己未、吉野首賜姓曰連、姓氏錄大和國神別に、【地祇】吉野連、加彌比加尼之後也、謚神武天皇行幸吉野、到神瀨、遣人汲水、使者還曰、有井光女、天皇召問之、汝誰人、答曰、臣是自天降來白雲別神之女也、名曰豐御富、天皇即名水光姬、今吉野連所祭水光神是也とある、【加彌比加尼と水光姬と同じきか異なるか、まぎらはし、】此ノ水光姬即ノ井氷鹿と聞ゆるを、【水と井と義も近く、音も横に通へり、】女と云るは異なる傳へなり、續紀五に、和銅三年正月壬子朔甲子、授正六位上吉野連久治良從五位下と見え、續後紀十八に、嘉祥元年十一月丁巳朔辛未、大和國吉野郡大領吉野連豐益、依政績有聞、借授外從五位下と見ゆ、○入其山之、上文に從其地幸行者とある、者ノ字の例に依らば、之ノ字は者の誤ならむか、【師は、之ノ下に時ノ字脫たるなりと云れき、】さて此道は、飯貝の地より河に傍ては上り坐ずて、吉野山に入て、國栖へ越坐るなるべし、故入其山とはいふなり、【大和志に、川上ノ莊の碓村に、井光の宅ノ址ある由いへり、韋比加理を訛て伊加理と云むことは、然もあるべし、然るに其ノ碓村は、國栖よりは山ノ奥東南に在て、河上の方なれば、此に入其山とある

に叶はず、若し碇村のあたりより國栖へ幸行には、出自其山といふべき地理にこそあれ、又書紀に、更少進とあるにも叶はぬものをや、】○遇生尾人は、袁阿流人爾阿門理と訓べし、【袁阿流人爾阿比賜と訓は、雅言の例にあらず、此例のこと、傳十六の廿二葉に委く云り、】○巖、和名抄に、巖以八保とあり、石秀の意なり、○石押分之子は、伊波於斯和久能古と訓べし、書紀に磐排別之子と作て、排別此云飫時和句とあり、【師は、分を和氣と訓れつれども、なほ和久と訓べし、此傳かの贄持の下に云るがごとし、】さて上ノ件三人の名は、皆此ノ時の事に因て名づけたる物と聞ゆるを、【彼ノ水光姫てふ名、天皇の賜へる由、姓氏錄に見えたるをも思ふべし、】此時の御答に、各謂其名と名告るさまに記せるは、後を以て前へも及ぼして言傳へたるなり、○今聞云々は、上卷に、答白、僕者國神名猨田毘古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而參向之侍、とあるに似たり、○吉野國巢、昔より久受と呼來れども、此記の例、若し久受ならむには、國ノ字は書くまじきを、此にも輕島宮段にも、又他の古書にも、皆國ノ字を作るを思ふに、上ツ代には久爾須といひけむを、やゝ後に音便にて久受とはなれるなるべし、【凡て言の中間にある爾は畧かりて、其下の濁音になる例多し、是もおのづからの音便なり、】と云るも止して、久爾須といへること物に見えねば、姑く舊のまゝに今も久受と訓り、さて今も吉野川に添て、南國栖村といふあり、【南と云は、昔は北國栖と云も有しにや、】其あたり七村を、總て國栖ノ庄といふなり、万葉十卷に、國栖等之春菜將採司馬乃野之云々とよめり、【此哥の初句を今ノ本に、クニスラガと訓り、是古にかなへるか、又くずといふことを知らずて、妄に訓るか、袖中抄に引るには、クズビトノとあり、】書紀に、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也、姓氏錄大和國神別、【地祇】國栖、出自石穂押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊窺

之晩聞、答曰、石穗押別神子也、當時詔賜國栖名云々とあり、【是に石押別神子といへるは、異なる傳なり、若神字衍か、または、之子といふ稱に因て、石押別といふをば、其父の名と心得誤れるにや、】なほ國栖のことゝ、輕島宮段【傳三十三のはじめ】に委くいふべし、○自其處は、吉野郡の內の東方の山奥よりと見べし、上文を受て、國巢の地よりとは見べからず、其由は上に次々論へるがごとし、【上件河尻と云るより、國巢までの事、地理に合ざればなり、若此を國巢よりとするときは、踏穿越といへる文似つかはしからず、國巢より宇陀へは然いふばかり嶮き路にあらず、程も甚く遠からぬ物をや、○若此度熊野より幸行の道路を、今世に熊野の本宮より吉野郡へ越て、十津川大川などいふを經て、下市へ出る道ある、是なりとして、宇智郡の阿陀に出たまひ、次に贄貝の地を經て、吉野山に入坐し、國栖に到坐るなりともいふべきか、如此く見れば、河尻に到坐りと云るもよく叶ひ、其より次々國栖までの路次も皆叶へり、然れども彼十津川などを經る路は、北方を指て大和へ來る路なれば、かの書紀曰云々とあるにも叶はず、また此時に阿陀へ出たまはむには、其より徑に大和の國中へこそは幸行すべきに、さはあらで、又更に吉野山へ入たまひ、東方なる宇陀にしも幸行ること、何の由もなく、又踏穿越とある文も、國栖よりにては似つかぬなど、彼此叶はぬことゞも多きぞかし、然ればかにかくに、河尻とあるより國栖までの事は、返す〴〵書紀の傳の如く、異時の幸行とすべきなり、】○踏穿越とは、八咫烏の翔りゆく導のまに〳〵、道もなき荒山中を行違り坐るをいふ、穿とは、常に物に孔を鑿て、前より背へ貫通すをいふごとく、此方より彼方へ、路なき地を行通り貫け坐る意なり、【穿字、通也とも貫也とも字書に注せり、】○宇陀は、和名抄に、大和國宇陀【宇太】郡これなり、此郡內に、今も宇陀といふ邑もあるなり、万葉に、宇陀乃大野宇陀乃眞赤土などゝもあり、【一の三十丁、七の二十七丁、八の四十八丁、】○穿、今郡內に宇賀志村といふあり、これ即宇賀知の訛れるか、此ことなほ下に

論ひあり、【傳十九の三葉】○也字、延佳本に無し、今は舊印本又一本に有に依れり、【上文云、日下之蓼津也、また故謂二血沼海一也、下文に、故其地謂二宇陀之血原一也など、皆也字有ればなり、さて又舊印本に、穿と也との間に、指聲二字あり、是を師は、穿指聲三字は、宇牙智邑てふ四字を誤れるなり、といはれき、信に穿と宇牙二字とも、指と智とも、聲と邑とも、字形は似たり、然れども此地名は、宇賀知にこそあれ、宇牙知にはあらず、牙字はゲの假字にて、ガには用ひず、故また指聲は能邑の誤かなども思へど、かゝる處に能字は書べくもあらねば、なほ此二字は衍字と定むべし、其はもと後人の、穿字の傍に訓を附て、云々指聲と識し置るを、又後に本文と心得誤りて、書加へたるものなるべし。中昔指聲といふことの有しぞかし、】書紀に、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰云々、遂達二于菟田下縣一、因號二其所至之處一曰二菟田穿邑一、穿邑此云二于介知能務羅一とあり、【此穿を今本に、ウゲチと假字を附たるは、訓注の介字を、ケの假字と思ひ誤れるなり、此字和名抄などには、ケの假字に用ひたれども、書紀にはカの假字にのみ用ひて、ケに用たる例なし、思ひまがふべからず、万葉五の七丁に、宇既其都とあり、穿冴なり、是は冴の破れて、孔のあきたるを云て、宇既は所穿の約まりたるなれば、菓を穿つといふとは、言の用ひさま異なり】

古事記傳十九之卷

本居宣長謹撰

白檮原宮中卷

故爾於宇陀有兄宇迦斯（自宇以下三字以音下效此也）弟宇迦斯二人。故先遣八咫烏問二人曰。今天神御子幸行。汝等仕奉乎。於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使。故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也。將待擊云而聚軍。然不得聚軍者。欺陽仕奉而作大殿。於其殿內作押機待時。弟宇迦斯先參向拜曰。僕兄兄宇迦斯射返天神御子之使。將爲待攻而聚軍。不得聚者。作殿其內張押機。將待取。故參向顯白。爾大伴連等之祖道臣命。久米直等之祖大久米命二人。召兄宇迦斯罵詈云。伊賀（此二字以音）所作仕奉於大殿內者。意禮（此二字以音）先入明

白其將爲仕奉之狀而卽握横刀之手上矛由氣【此二字以音】矢刺而追入之時乃己所作押見打而死爾卽控出斬散故其地謂宇陀之血原也

宇迦斯は、地名に依れる名なるべし、今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり、【日張山の下也、】是此兄弟の住し地なるべし、兄某弟某と云名、其住る地の名なる例多し、【下に引り、】然れば上文に、因宇陀之穿とあるも、實は宇迦斯なるを、宇賀知と云言と、音の近きに就て、かの踏穿墮坐る故事に因て、穿と名けたりと語り傳へたる物なるべし、されば穿邑と云は、世間に此故事を語傳へたるのみの地名にて、實は其地にては、始より宇迦志邑とぞ云けむ、【又上文の穿てふ地名と、此宇迦斯てふ人名とは、元來別なるかとも思へども、其名甚近ければ、かにかくに別にはあらじとぞ思ふ、今の現にも宇賀志村あればなり、又今の宇賀志村は、此兄弟宇迦斯の住しに因て、後に地名とはなれるにて、彼穿に由あるには非じかとも思ひ、又穿を訛て宇賀志となれるにて、人名とは別なるかとも、種々に思へども、猶此人名も今の村名を、彼穿も、別事とは聞えずなむ、又此人名、書紀に猾字を書るに依て、師は地名に非ず、みたりなる意なりと云れつれど、然には非ず、彼猾字は、兄宇迦斯が不服る爲人に就て書れたるものにて、必しも宇迦斯てふ言の意に依る字には非ず、兄こそ猾なりとも云べけれ、弟は天皇へ忠に仕奉しものを、爭かは猾なりと云む、八十建をも、書紀には八十梟帥と書れたり、是も此人不服る爲人に就て當られたる字なり、多祁流とはたゞ勇猛きことにこそあれ、梟字の意は無し、天智天皇の御子に建皇子と申す坐り、皇子に梟帥の意の御名を付奉むものかは、此等の例を以ても、猾字は必しも言の意に非ることをさとるべし、】さて兄弟の名を兄某弟某

と云る例は、下に兄師木弟師木、書紀景行巻、兄夷守弟夷守、兄熊弟熊などあり、此等も皆地名にて、此の宇迦斯の類の人等なり、又書紀此巻に、兄倉下弟倉下もあり、【是も地名か、】又雄畧巻に、兄君弟君兄麻呂弟麻呂あり、女には景行巻に、兄遠子弟遠子と云あり、兄比賣弟比賣は此記にも此彼あり、○鳴鏑は那理加夫羅と訓べし、上巻【傳十の四十葉】に委く云り、○使は八咫烏なり、書紀には、此には八咫烏の御使の事なくて、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、更遣頭八咫烏召之時、烏到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過怡奘過、【過音倭】兄磯城忿之曰、聞天壓神至而吾爲慨憤時、奈何烏鳥若此惡鳴耶、乃彎弓射之、烏即避去、次到弟磯城宅而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過怡奘過、時弟磯城㦤然改容曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之若此者歟、即作葉盤八枚盛食饗之、とあるは、一事の、宇迦斯と磯城と傳への異なるなり、【天壓神とは、其ころ倭國人どもの申せる稱なるべし、然申せるこゝろは、天神御子と名のらして、その御軍の向ふ處は、いかなる敵も、たちまちに敗らるゝこと、物を壓ひしぐが如くなる御いきほひなりし故なるべし、阿米能淤斯賀微と訓べし、訓注にオスとあるは、音のすわりたる方を以注せる例なり、】○待射返は、待取て射返すなり、凡て古言に待云々と云こと多し、さて射返と云は、必しも射殺むとには非て、たゞ射て逐還すなり、○訶夫羅前は、他に見えたることもなく、此地名も聞えたることなし、書紀に、秋八月甲午朔乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、是兩人者菟田縣之魁帥者也、時兄猾不來、猾此云宇介志、とあり、【介をケの假字とするは誤なること、上に云るが如し、】○將待撃云而とは、天神御子の幸行すを待取て撃奉むと云てなり、○不得聚軍者は、延阿都米袁理志加婆と訓べし、【軍字は此は讀べからず、上に既に軍とあればなり、下に此同語あるには此字無し、】○欺陽は伊都波理弖と訓べし、【陽は佯と同じくして、實には然らぬことを、うはべに然る貌

父にまれ、君に背キ奉むには、從ふまじきことわりなれば、況て見ならむをや、いかばかり善事を爲ても、天皇に背キ奉む者は、いみしき逆としるべし〕〇大伴ノ連又久米ノ直のことは、上卷【傳十五】に云り、〇道ノ臣ノ命、書紀に、大伴氏之遠祖日臣命、帥ニ大來目ヲ督將元戎、蹈山啓行、乃尋鳥所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣ニ云々、于時勅ノテ譽ニ日臣命ヲ曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣とあり、此にて名義知られたり、【延喜六年ノ竟宴ノ哥に此ノ命を、伊佐袁志久多陀斯岐瀰知乃於牟迦斯佐止曾我那毛岐微波多布比斯、一二三の句の際に道ノ臣をたち入たり、意美を意牟とよめるは音便〕また初ノ天皇草ノ創ノ天基ノ之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥ニ大來目部ヲ奉ニ承密策ヲ、能以諷歌倒語、掃ニ蕩妖氣ヲ、倒語之用、始起乎茲、【繼躰紀の詔に、故道臣陳レ謨而神日本以盛云々】また二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞、賜ニ道臣命宅地ヲ、居ニ于築坂邑ニ、以寵異之、【築坂は、垂仁紀に葬ニ倭彦命于身狹桃花鳥坂ニ、と見え、又檜隈天皇葬ニ大倭國身狹桃花鳥坂上陵ニと見えたる同所なり、高市ノ郡と諸陵式に見えて、白橿原京に遠からぬ地なり、】さて姓氏錄の大伴ノ宿禰ノ條に、高皇産靈尊ノ五世ノ孫天ノ押日ノ命とあると、高志ノ連ノ條に、高魂ノ命ノ九世ノ孫日臣ノ命とあるとを、合せて考れば、道ノ臣ノ命は天押日ノ命の玄孫なり、【又大伴ノ大田ノ宿禰ノ條には、高魂ノ命ノ六世ノ孫天ノ押日命とあり、此レに依ば四世の孫なり、天ノ押日ノ命の事は傳十五に見ゆ】〇大久米ノ命は、皇孫ノ命の天降坐シし時、大伴ノ連の祖天ノ忍日ノ命と相並て御前に立チ坐シし、天津久米ノ命の子孫にて、今度も又當昔のまゝに、如此道ノ臣ノ命と相並て、大功を立賜へる人なり、然るを書紀には、日ノ臣ノ命帥ニ大來目ヲ云々、また勅ニ道臣命ニ、汝宜帥ニ大來目部ヲ云々などゝ、道ノ臣ノ命の下に屬たる人の如く記されたるは如何ぞや、此はやゝ後に子孫に至ッては、大伴氏のみ榮て、此ノ久米ノ直氏は甚く衰ヘて、終に大伴氏の部下に屬ること丶なりにけるを、書紀は其ノ衰へたりし子孫の時代の狀を以記されたる物とこそ聞ゆれ、【さばかり

殿内、この殿ノ字を諸本に誤て廐と作るを、延佳が改めつるは當れり、故今も其に從へり、万葉十三【廿丁】に、大殿乎都可倍奉而とあり、○意禮は、人を賤しめ言る稱なること、上卷【傳十の五十七葉】に云るが如し、【宇治拾遺物語に、やうれおれらよ、又おれは何事いふぞなどもあり、】○明白は、阿加志麻賓世と訓べし、阿加須は隱せることを顯し言ノなり、【今ノ世にもさる意に云言なり、】此は言を以云には非れども、其ノ狀を顯すは、言ふも同じこゝろばへなり、【白ノ字は、己が罪を白ノ顯し告ることに用ふ、後ノ世にいはゆる白ノ狀など是ノなり、然れども此は必しも其意にて書るには非じ、只麻賓世と云言に用ひたるのみなるべし、又明白とつゞける字に就て、師は此二字を伊知白漏志と訓れつれどわろし、】○將爲仕奉之狀とは、今の兒宇迦斯が所爲、陰には難を爲むとしながら、陽には仕奉ると見せたる故に、此方よりも、言には其ノ陽の所爲を以如此云て、下の意は、汝其ノ押に打れて死ねと云ノ意なり、【今ノ世ノ人の語にも、此ノ格つねあることとなり、】其押に打れて死るは、即ノ難をなし作むとする狀を白顯すなり、○握横刀之手上は、書紀ノ此卷【五瀨命の段】に、撫劍此云都盧耆能多伽弥屠利辭魔屢とあり、如此訓べし、【但屢は言の居りたる處を以注せる例にて、彼も理とよむ處なり、今此も然り、】神代紀に急握劍柄、また此ノ御卷に案劍とあるなど、皆然訓り、手上のことは傳五【七十六葉】に云り、登埤志婆流は、かの急握とある字の意にて、つよく堅く握るを云【撫劍と書れたるは、漢文さまにて、此言の意には疎し、】○矛由氣は、書紀ノ崇神ノ卷に、豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山向東而八廻弄槍八廻擊刀とあり、さて此に由氣と書るは假字なれば、氣ノ下へ志てふ辭を添て、躰言に讀は非なり、用言に讀べし、【凡て假字の下へ辭を添ることなく、又此は上の握ノ下の矢刺も用言なるに、是ノをのみ躰言によむべきに非ず、かの書紀の弄槍擊刀なども、ホコユケタチカクと用言に訓べきなり、】さて由氣てふ言は、他に見えざれば、如何なる態とも、さだかには知がたければ、【言の活用は、受掛付退避などの例に依ば、由氣由久由久流

祁久袁。許紀志斐惠泥。宇波那理賀。那許波佐婆。伊知佐加紀微能。意富祁久袁。許紀陀斐惠泥。疊疊音引志夜胡志夜。此者伊碁能布曾此五字以音阿阿音引志夜胡志夜。此者嘲咲者也。故其弟宇迦斯。此者宇陀水取等之祖也。

大饗は意富美阿幣と訓べし、【天皇へ献る饗なる故に、大とはいふなり、後ノ世にいはゆる大饗の訓には非ず、彼レは饗の大キなる由にて、大饗とは云り、】○悉とは、御饗の物を殘さずと云にもあるべく、又御軍士等一人も漏さずといふにても有べし、○此時とは、此ノ御饗の物を賜はりて、皇軍士等の宴飲遊ぶ時なり、○歌曰は、書紀の訓注に依て、美宇多余美志賜久と訓べし、此ノ歌は、此ノ宴に御軍士等の歌へるなれども、天皇の作坐る大御歌なる故に、書紀に御謠とは云るなり、書紀ニ云、已而弟猾大設牛酒以勞饗皇師焉、天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠之曰、謠此云宇多預瀰とあり、【設牛酒と書れたるは、漢籍に傚へる潤色の文なり、戎國にてこそ、かゝる饗などにも牛肉を主とはすれ、皇國にては、古へも今もさらに無きことなり、天武天皇の御世に、牛馬ノ肉を食ふことを禁められしは、やゝ後に民間などにては、食し者もありつらむ、上代にはさらにさることなし、縱ひ食し者は稀稀ありしにもあれ、かゝる大御饗などに用ひしことは、決て無きことなり、ゆめ虚文にな惑ひそ、】○宇陀能は、三言の句なり、【次へ運ねて七言の句とするは非なり、】○多加紀爾は、契沖、高城になりと云る、然なり、【高樹とするは非ぞ】紀とは、必しも後ノ世の城の如くしたゝかならねども、かりそめに垣ゆひ廻らし構へたる處などをもい

云しなるべし、壹岐ノ國ノ風土記に、鯨伏てふ地名の由緒を云るに、鯨を俗に伊佐といへるよし見ゆ、】○久治良佐夜流は鯨障にて、鴫羂へ鯨の罹れると云なり、如此聞たまへる意は、思ひかけぬ大軍の來て、小謀の違へるとなり、和名抄に、唐韻云大魚雄曰ㇾ鯨雌曰ㇾ鯢、淮南子云鯨鯢魚之王也、和名久知良と見ゆ、さて鴫の小に對へて云むには、大きに猛き物は鳥にも獸にもあるべきに、羂に似つかはしからぬ、海ノ物の鯨をしも作賜へるは、徒に大きなる物を擇出賜へるのみには非ず、此は此ノ大饗の御饌物の中に、鴫と鯨との有しに就て、即ノ其物に寄て詔へるなり、【然らざれば羂に鯨は似つかず、】さて此句、書紀には流を羂とせり、流の方ぞ優れる、○古那美賀は前妻之なり、和名抄に、前妻ノ和名毛止豆女、一云古奈美とあり、字鏡には嫡古奈美とあり、【嫡ノ字は心得ず、】○那許波佐婆は魚乞者なり、乞ばを許波佐婆といふは古言の格ぞ、【立を多々須、行を由伽須などいふと同じ云ざまなり、】さて魚の事を詔ノは御饗に因ってなり、【此ノ句、延佳も契沖も師も、汝子者として、佐婆をば、契沖は嗤なりといひ、師は歌ふ辭なりと云れつる、何れもわろし、まづ子の假字には、記中に古ノ字をのみ用ひて、許を用ひたる例なし、此ノ事傳ノ首卷に委く云るが如し、書紀にも子には、古胡固などの字をのみ用ひたるに、此には居ノ字を書る、是子に非る證なり、又汝子としては、下の詞ども〻聞えがたし、誰も皆此句を解誤れる故に、次々も明らかならざるなり、己も年ごろ心得かねて、くさぐ〵思ひめぐらしつるを、近きころ思ひ得て魚乞者と定めつ、】○多知曾婆能微能は、契沖立柧棱之實之かと云り、然るべし、多知は、書紀ノ神代ノ卷に、門前所植湯津杜木とある、同注に所植此云多底豆とある意にて、凡て木草は立てある物なる故に、多知某と云り、木立などいふも同じ、【倭建ノ命ノ段の哥に、宇惠具佐、万葉三に殖木、また殖子水葱、十四にもうゑこなぎ、又うゑ竹などある宇惠も、人の植たる由にはあらずて、植りてある意なれば、多知といふと同意なり、】曾婆は、和名抄に唐韻云柧棱木也又四方木也、和名曾波乃木とあり、【字書を考るに、柧棱は木ノ名に非ず、木の

分ナて置ク物なれば、其ノ長く切ノ置る肉をと云るなり、○師は此句を少けくをなゝか、須久ノ二字の脱たるなりと云れき、信に下なる意富祁久に對へては然るべけれども、書紀にも此記と同じくて、須久の字は無ければ、從ひがたし、】○許紀志斐惠泥、許紀志は下ノ許紀陀と同言にて、【書紀には、二ノ共に紀を氣と書り、氣はケの假字にて、書紀にもケにのみ用ひたれば、彼はケと讀べきかとも思へど、凡て書紀の假字には、呉音をも漢音をも用ひ、一字を二音四音にも通はし用ヒたれば、此字も漢音を取て、此はキと讀べし、】延佳が幾許と注せるぞ宜しき、其は万葉二ノ廿丁に、御笠山野邊往道者己伎太雲繁荒有可久爾有勿國、廿ノ丁に、己伎婆久母ゆたけきかも、十四ノ丁に、許己婆かなしき、又廿ノ丁己許太かなしき、十五ノ丁に、奈曾己許波いのねらえぬも、十七ノ丁に許己太久母しげき戀かも、十八ノ丁に、許己太久爾云々、【又九の十八丁に曾己良久爾十七の三十四丁に曾許婆、廿の廿五丁に曾伎太久毛、】などある、皆同言なるを、如此さまざまに云ヘれば、許紀志とも云べきなり、さて右の言どもを、眞字には幾許と書て、卷々にいと多し、【皆右の假字書の例どもに依て訓べし、】抑此言は、本は物の數の多きことなれども、阿麻多佐波爾などいふとはいさゝか異にして、伊加婆加理加といふことなる故に、幾許とは書るなり、【万葉四の卅七丁に、幾許思ひけめかも云々、是ノは いかばかりと訓べし、五卷に伊加婆加利と云ヘり、又八の五十八丁に、わがせこと二人見ませば幾許か此ノ降ル雪のうれしからまし】さて其ノいかばかりかと云は、數の多きより云ノ言なるを轉して、甚しき意にも云るなり、【こゝた戀しきなど云はいかばかりか戀しきと云ことにて、甚ク戀しきと云意になれり、此にて何れをも准へ知べきなり、】さて又正しく數の多きことに云るは、万葉五ノ廿八に、妹がへに雪かもふると見るまでに許々陀母まがふ梅の花かも、【源氏物語などに許多、又曾許良など云るは、皆正しく數の多きことに云り、】是なり、さて此の許紀志許紀陀は、伊久良母といふ言にて、然云ノは幾ほどにても多くといふ意なり、斐惠泥は、漢籍禮記【曲禮】に、擗ノ豚【注に擘ニ析ノ豚ノ肉一也、】又【少儀】牛與ニ

羊魚上之瞭、羅両切之膓膾、【羅は臑臄と同じ、薄切肉也と字書に見えたり、】この押又羅を、古より比恵豆と訓り、【凡漢籍の義訓に、古言の遺れることも多し、物をへぐといふも、ヒエグのつゞまれる言なるべし、】肉を薄く小く切ことなり、【書紀神代下巻に竹刀、和名抄に、日本紀私記云、竹刀阿乎比衣とあるは、衣の假字なれば、此の斐恵とは別言ならむか、但し宇流波志を、字鏡に于留和之と書るなどの例もあれば、斐恵を衣、比衣と私記には書るにも有べし、此は何れにても有なむ、】泥は然せよと仰する辭にて、斐恵泥と云むが如し、○宇波那理賀は後妻之なり、和名抄に、後妻和名宇波奈利と見え、【同書に、前夫之太乎、後夫宇波乎ともあれば、宇波は後の意なるべし、凡ての事に、前を下云々といひ、後を上云々といふたぐひ多し、】字鏡には嬬宇波奈利とあり、【嬬字は心得ず、】大和物語にも、こなみうはなりと云ることあり、檜垣ノ家ノ集に、船にのせなどするほどに男も来たり、此うはなりこなみ一日一夜闘の事を云、語らひて、つとめて船に乗ぬとあり、又書紀に、嫉妬をウハナリネタミと訓り、】此は本妻の後妻を嫉むを云なり、】○那許波佐婆は上なると同じ、さて前妻後妻は、鳴鏑を張れる者の家の妻にて、【是はたゞ膳のうへのみのことなり、兄宇迦斯が妻にあてゝいへるには非ず、】必しも二人には非るを、假に前妻後妻と二つにいふは、古の長歌の常なり、さて夫の鳥漁に出つれば、家なる妻は、夕餉の料に其獲物を待居るものなる故に、魚乞ば、とはよみ賜へるなり、○伊知佐加紀微能は、田中道麻呂ヵ云、今近江の彦根のあたりにて伊知佐加紀と云木あり、是なるべし、尾張にては志良者気、美濃にては毘者加紀と云り、黒く小き實の多く成る木なれば、意富岐久の序によく叶へりと云り、此説宜し、其木は和名抄に、柃漢語抄比佐加木とある是なり、【柃字を當たるは未詳、】今も比佐加紀と云り、伊勢にては微佐加紀とも毘者許とも云、北國にては此木を佐加木と云とぞ、何處の山にも多かる木なり、【是に大小二種ありて、實の多きは大なる方なり、小き方はいと低く、叢り生て、春の若葉の色いと赤し、

○契沖は嚴龍眼木賊と云、師も是レに依て、古ヘ佐加紀といひしは、多く橿にて、橿の實の獨と万葉によめる如く大の序なりと云れつれどいかゞ、古ヘ嚴橿とは云れども、嚴坂樹と云る例もなく、又此ノ御哥には嚴と云こと由なし、又橿の實の獨とは云ヘれども、其實は大きなる物に非れば、大の序とせむこともいかゞ〕さて此ノ句は次の意富祁久の序なり、○意富祁久袁は、大きなるをと云むが如し、大と多とは本は同言なりしかば、〔古は少きと小きとをも通はし云て、小きことを須久那と云る例も多かり〕大をも意富祁久ともいひしなり、さて彼ノ柃の實は細小なる物なれば、大の序には叶はぬに似たれども、言の同じきまゝに、序は多の意につゞけたるなるべし、〔上の那祁久を、姑く長けくと定めつるから、此をも大けくとせり、若シかの那祁久も他意ならば、其意によりて、此も多けくならむも、知がたし、其は後の人の考へを待つなり〕さて此は鯨ノ肉の大きに切リ置るをと云なり、○許紀陀斐惠泥は、幾許弃よなり、許紀陀のこと上に云るが如し、凡て同言を再ヒ云ノときは、少し云ヒさまを變ること、古哥に多し、〔上卷八千矛ノ神の御哥に、上には阿理登伎加志弖と云て、下には阿理登伎許志弖と云、高津ノ宮ノ段ノ御大哥に、上には須賀波良とありて、下には須宜波良とある類なり、猶多し〕故レ上には許紀志此には許紀陀と、變て詔へるなり、〔師は、上も此も共に許紀志陀なりしを、上なるは陀、此は志を互に脫せるものなり、さて許紀志陀斐惠泥とは、實をこきおろししなへよと云るなり、志陀と志那と同じく、斐惠を約むれば、幣となればなり、さてかく云意は、前妻の子の小きをも、後妻の子の大なるをも、皆なぶり殺せと云意なりと云れき、されど此ノ說いとむつかしきうへに、書紀にも此記と同く、居氣辭居氣儾とあれば信がたし、又此ノ說の如くにては、鯨を出せる何の由もなく聞ゆ〕○御哥の總ての意は、鴫を捕むとて羂を張たるに、思ひかけぬ大魚の鯨のかゝれるぞ、家なる妻が魚を待乞ば、此ノ肉の長く大なるを、望むまゝに幾らも多く弃て與へよとよみ賜へるにて、其ノ鯨の肉の饒きに、皇軍の盛に大キなることを譬へて、いかなる强敵に遇ても、足はぬことなく、

志夜とはいさゝか異なり】又書紀に時夜鳩とある【此は下に引り】に依ば、鳩と胡とは、横に通て殊に近き音なれば、胡を上へ屬て、志夜胡と讀み、下の志夜は、上の志夜を再び重ねて云りとすべし、是も惡からず、其時は胡は上の志夜に附たる辭なり、〇伊碁能布曾、此言甚心得難し、【凡て如此假字に書るは、古より其意の詳ならざる故に、言傳たる言のまゝに記せるが、往々あることなり、書紀神功卷に阿豆那比之罪、又欽明卷に、數日久須尼自利、此新羅語未詳也とある類なり、此は殊に上の言を注せる語なれば、其意の知たることならましかば、かく假字には書ましやは、然ればかゝる言を、遙の後世に、さる意ぞなど注むは、中々に物ぞこなひにもあるべけれども、さりとて又默止て有べきにはた非ざれば】されど例の強ていはゞ、伊碁は、上文に見えたる伊賀を轉かしたる言にて、能布は、猜の物を出すを都久能布と云意の能布にて、【賄をするをまひなふ、仇をするをあたなふといふ類の那布も同じ】伊賀と云て人を賤しめ罵るを、伊碁能布と云しにや、嘲咲と云て驍くことを、阿夜志とも阿夜志牟ともいふ類なり、曾は辭にて、此ぞ彼ぞなどいふ曾なり、【延佳本、いきのぶぞと假字を附たるは、息延と心得たるにや、其をキの假字とするも、布を濁音とするも皆非なり、】さて師は、嘽々を延佳本に亟々と作るに就て、次なる阿々と一音と心得て、其說に云く、此處は阿々志夜胡志夜、阿々、此者伊碁能布曾、志夜胡志夜、此者嘲咲者也とありけむを、後に今本の如くには誤れるものなり、今本は、上の阿々を亟々と作るも、又其下に音引とあるも、皆誤なり、次に阿々とあれば、上も阿字なること明らけく、又音引と云注は、次の阿々の處にこそ有べけれ、上には有べき由なし又下の阿々は、右の如く此者伊碁能布曾の上にあるべきを、其下に書るも誤なり、伊碁能布曾とは、阿々の注にて、伊碁は息にて、いごふなり、見緒を過て息を延るなりと云れき、今思ふに、まづ亟も誤も、記中に假字に用たる例なければ、阿の誤とせむもさることなり、又亟々の下に音引とあるも、下の阿々と、一と見るときは非なり、又下の阿々を、此者伊碁能布曾

志夜胡志夜、阿々志夜胡志夜と續きたる詞なるに、此者伊牟能布曾と云注の詞を、其ノ中間にしも置るは、いかにぞや聞ゆれども、如此短く約めていへるも古文のさまなり、【委く記さば、まづ盈々云々、阿々云々とつゞけ書て、次に盈々云々此者云々曾、阿々云々此者云々者也、とあるべきことなれども、さては同詞を二度いふが煩しき故に、約めて如此一度にいへる、記中にかゝる例往々にあることなり、】宇陀ノ水取、水取は毛比登理と訓べし、和名抄に、主水司毛比止里乃豆加佐とあり、モドリ或はモムトリ或はモムドなど訓は、後世の訛なり、】なほ水取のことは、高津ノ宮ノ段に、水取司とある處【傳三十六の六葉】に委くいふべし、宇陀なるは、當昔宇陀に住て、水部の職を奉仕し者のありしなり、職員令ノ主水ノ司の下に、水部四十人とある是水取なり、【令今ノ本に、此ノ水部を氷部と作るは誤なり、古本に水部とあるぞ宜しき、】主水司式にも、官人率水部云々と云こと、處々に見ゆ【又令の同司ノ下に、氷戸と云ものあり、是レも一本には水戸とあり、水戸ならば、此レも水取の戸なるべし、氷戸ならば、氷室に因る戸なり、】さて書紀には二年春二月甲辰朔乙巳定功行賞云々、又給弟猾猛田邑因爲猛田縣主、是菟田主水部遠祖也とあり【猛田は竹田にて、十市ノ郡なり、神名式に見ゆ、今も竹田村あり、】二記共に猛田ノ縣主ノ祖と云ざるは、其氏は既く絶て、たゞ宇陀ノ水取のみ、此ノ人の子孫はのこれりしなるべし、

自其地幸行到忍坂大室之時。生尾土雲【訓云具毛】八十建在其室待伊那流【此三字以音】故爾天神御子之命以饗賜八十建。於是宛八十建設八十膳夫毎人佩刀。誨其膳夫等曰。聞歌之者一時共斬。故

を思へば、掘たる土中の窖にも有べし、】さて此は、到忍坂之時、生尾云々在大室と云るは、何とかや地名の如くなるいひざまなれども、此は歌に意佐加能意富牟廬夜とありて、殊に名高かりし故に、其歌詞に就て如此は云るなるべし、○生尾とは、上の吉野段にも有し如く、いと上代には然る人も間ありつと見ゆ、書紀神功巻に、羽白熊鷲といふ人は、翼ありて高く飛翔しことも見えたり、○土雲、雲は借字なり、書紀此御巻に、層富縣波哆丘岬有新城戸畔者、又和珥坂下有居勢祝者、臍見長柄丘岬有猪祝者、此三處土蜘蛛並恃其勇力不肯來庭、天皇乃分遣偏師皆誅之、又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、【攝津國風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世偽者土蛛、此人恒居穴中、故賜賤號曰土蛛とあり、】又景行巻に、到速見邑有女人曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕而自奉迎之諮言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣禰疑野有三土蜘蛛、一曰打猨、二曰八田、三曰國摩侶、是五人並其爲人強力亦衆類多之、皆曰不從皇命云々、【速見邑は豐後國速見郡なり、】其國の風土記に、速水郡、昔者纒向日代宮御宇天皇云々時於此村有女人、名曰速津媛云々、奏言、此有大磐窟、名曰鼠磐窟、土蜘蛛二人住之云々、又於直入郡禰疑野有土蜘蛛三人云々、また禰疑野、昔者纒向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛云々と見え、又同書に、石井郷、昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築以土云々、五馬山、昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛云々、細磯野、同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛名曰小竹鹿奥小竹鹿臣云々、などゝもあり、】又同巻に、自高來縣渡玉杵名邑時、殺其處之土蜘蛛津頰焉、【肥前國に高來郡、肥後國に玉名郡あり、】神功巻に、轉至山門縣則誅土蜘蛛田油津媛、【山門縣は筑後國山門郡なり、】などゝある

告之曰、吾兄兄磯城聞天神子來、則聚八十梟帥具兵甲、將與決戰云々、是時磯城八十梟帥於彼處屯聚居之、果與天皇大戰遂爲皇師所滅、また景行卷に、襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉などゝありて、一人の名に非ず、右の中に、八十梟帥を聚ともあるを以見れば、八十と數多の建どもをいふなり下文に宛八十建設八十膳夫とあるにても知べし、さて右の如く書紀には、此御世に八十梟帥と云る此彼ありし中に、此忍坂の大室なりしは、彼國見岳上に有とある八十梟帥なり、そは先撃八十梟帥於國見丘、破斬之云々、既而餘黨猶繁其情難測乃顧、勅道臣命汝宜帥大來目部作大室於忍坂邑云々とありて、傳の趣此記と異なり、さて建とは、定まれる名にはあらず、威勢ありて猛勇き者をいふ稱なり、【書紀に梟帥と書れつれど、必しも此字に泥むべからず、】日代宮段に、熊曾建【書紀には川上梟帥ともあり、】出雲建など云もあり、○在其室と云る、書紀の傳と異なり、○待伊那流、此言いと〳〵意得難し、【種々思ひ依れることもあれども、我ながらだに可と思ふ說もいでこず、されど其中に一ついはゞ、】若は獸の怒て吼るを宇那流と云に通ひて聞ゆれば、【凡て伊と宇とは殊に近く通音にて、魚伊袁宇伊毛鱗宇呂古など例多し、】其意にて、皇軍來たらば戰はむと、忿り詰びて待居るを云にもやあらむ、猶考べし、○命以は勅にてなり、○賜は、御饗手賜依と訓べし、此は書紀に云る如く謀事なり、○宛、此字延佳本には充と作り、義はさることなり、【充字は、當也と云注あり、宛字にはあつる意なし、】然れども皇朝の古書には、多く宛と作て、此も一本等皆然り、【世に、分りあつる物數を、幾箇づゝと云豆都にも此字を書ならへり、】○膳夫の事、上卷【傳十四の五十五葉】に見ゆ、○每人、人は即膳夫を云、此は歌に依に、大久米命の師坐る大久米部の士等を、膳夫に僞立たるものなり、○佩刀は多知波氣弖と訓べし、倭建命の御哥に、多知波氣麻

如此言べき言格なり、【居は、在など〻同じ言の格にて、有も阿理登母と云格にて、阿流登母とは云ハず、然いふは俗言なり、居も、宴流登母と云ハば俗言なり、古今集俳諧ノ哥に、胸走火に心所焼宴理とあるも、所焼有と云むと同格なり、此レも今ノ人の心には、宴流と云べきこと〻思ふべけれど、然云ハば俗言なり、】さて此句、書紀には枳伊離云々と、初メに枳てふ言あり、さて右の四句、同言を再ビ返して言るは、古キ哥の常なり、【今ノ世とても、賤男賤女の常に歌ふ歌は皆然なり、是レ詠ふ物の自然の勢ヒなり、】〇美都々々斯は、滿々しにて、圓々しと云むが如し、【斯は喜し悲しなどのしなり】美都と麻登とは本ト同言にて、普通へり、【全も本ト同言にて、此等皆物の足ひて缺たる處なきを云フ言なり】此は目の圓に大キなる貌を云ヘるにて、久米の枕詞なり、【書紀釋にも滿々也と云ヘども、そは言ニ充 滿ル也と注せれば、八十建が大室ノ内に滿る意に取れるなり、非なり、又契沖は、大久米ノ命の目をさけるが、にらまへたるやうなれば、大に見る意に見つ見つしと云なるべしと云て、二ツの都は天津國津などの津に同じと云るも非なり、都の助辭も事にこそよれ、見つ〱と云言のあるべきかは、又師は、都を濁りて、美豆垣などの美豆として、若く健なる人をほめて云り、今も萬ヅの物のわかくうつくしきを、みづ〱しと云りと云れき、されど物をほめて云フみづは、記中に美豆能小佩、又水垣など書き、万葉にも水枝など〻書て、豆は濁言なるを、此ノみつ〱しは、此記にも書紀にも、みな都字をのみ書て、必清言なるをや、又余思ふに、書紀顯宗ノ卷に、不才をアツナシと訓り、彼紀の傍ノ訓にミをアと書る多ければ、此レもミツナシにて、ミツは才の古言か、然らば此のみつ〱しも才々しにて、目つきの才々しきを云にやとも思へど、なほ上に云る意なるべし、】万葉三ノ卄にも、見津々四久米能若子とあり、【師は此ノ枕詞をも、若子までへ係て、若きを云ことは、此レにても知べしと云れつれど、是レはたゞ久米てふ御名へかゝれるのみの枕詞にこそあれ】〇久米能古賀は、久米之子之なり、先ヅ久米てふ稱は、本ト天津久米ノ命及大久米ノ命より出たり、其ノ中に大久米ノ命

刀等なり、○伊斯都々伊毋知は石椎以なり、石椎は、卽上の頭椎と一ッ物なるを、彼レは形を以云る名、此レは其を石以作れる由の名にて、別物には非ず、【上古の劒ノ頭、石を以作れるを見たりと、谷川氏云りき、此事上卷頭椎の處に云り、師は石釵など云類なりと云れつれど、そは堅き意を以て石楽と云例は多けれども、みな伊波とこそ云れ、伊斯と云るは無し、又私記に、其頭似ル石と云るも非なり、】○宇知弖斯夜麻牟は撃而將止にて、斯は助辭なり、さて此レは、將撃と云て足ッぬべきを、將止としも云るは、擊むことを決てつよく云る言にて、擊ずは止じと云むが如し、さて書紀には、此句をとぢめとして、次の五句は無し、○久米能古良賀、上に同し、良はあるも無きも、意は異なることなし、○伊麻宇多婆余良斯は、【余ノ字、舊印本一本には、尒と作り、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、】上は今擊者なり、下は善らしにて、善かるべきさまに思はると云むがごとし、今の世の俗言にいはゞ、よささうなといふ意なり、良斯は、櫻ちるらし、しぐれふるらしなど、常に多くいふ良斯なり、【櫻ちるらしなども、俗言にいへば、さくらが散ッさうなと云意なり、凡て良斯は、此意と心得べし、さて若シ善らしならば、よからしとこそ云べけれ、よらしと云むは、いかゞなる如くにも聞ゆめれども、万葉に煮らしなどもあれば、古言にはかくも云つべし、さて師は、將宜なりと注せられたるは、さることなり、契沖が、余ノ字尒とある本に依て云ク、煮凝にて、これは八十膐夫にうたすれば、今うちたらば煮む歟の意か、又は似らしにて、似はよき意なり、不肖とはよからぬ人をいふ、肖は似なり、是を思ヒ合す べしと云るは、煮も似も非なり、膐夫なればとても、煮むと云こと、此に由なし、又似なよき意として、不肖ノ字を證に出せるも、さらに叶はぬことなり、古言と漢字と混るべきにあらず、】輕島ノ宮ノ段の大御哥にも、伊邪佐佐婆、余良斯那、とゝぢめ賜へるあり、此と同言なり、なほ彼處【傳卅二の六十七葉】にも云ることを考ヘ合すべし、【さきには、かの御哥の、書紀には伊弉佐伽婆曳那とあるに依て、又彼レをも此レをも、余は尒とある本に依て、尒良ノ二字を、延の誤として、延斯

と訓りしかども、なほよく思へばわろかりき】如此歌而は、前の加久宇多比弖と訓れつれど、理り聞え易くて宜しけれども、【上に即ち歌之者云々とあれば、歌ふ人と語る人とは異なるに、歌而云々と云ては、歌ふも語も同じ人の如くにて、事違へるに似たればなり】而字を書るを思ふに、なほ宇多比弖と訓て宜し、其は歌ふも、語るも、人は異なれども、共に御方の人の爲事なる故に、一に連ねて、歌而云々と云へるぞ古文のさまなりける、【若は即加此歌而とありけむ、即字の脱たるかとも思へど、然には非ず】書紀に、時我卒聞歌、倶拔其頭椎劒、一時殺虜、虜無復噍類者とあり、

然後將撃登美毘古之時歌曰、美都美都斯久米能古良賀阿波布爾波賀美良比登母登曾泥米都那藝弖宇知弖志夜麻牟。又歌曰、美都美都斯久米能古良賀加岐母登爾宇惠志波士加美久知比比久和禮波和須禮士宇知弖斯夜麻牟。又歌曰、加牟加是能伊勢能宇美能意斐志爾波比母登富呂布志多陀美能伊波比母登富理宇知弖志夜麻牟

然後は、此は會稱を知と訓べし、○登美毘古は、前に云る、即白肩津に泊坐し時に、軍を興て待向て戰し登美能那賀須泥毘古なり、書紀に、十有二月癸巳朔丙申、皇師遂撃長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天

陰而雨氷、乃有金色靈鵄飛來、止于皇弓弭、其鵄光曄煜、狀如流電、由是長髓彥軍卒皆迷眩不復力戰、云々昔孔舍衛之戰、五瀨命中矢而薨、天皇銜之常懷憤懟、至此役也意欲窮誅、乃爲御謠之曰とあり、○歌曰は、意富美宇多と訓べし、○阿波布爾波は、於粟生者なり、書紀神代下卷に、粟田豆田とありて、和名抄に、日本紀私記云、粟田安八不と見ゆ、布は、麻生淺茅生蓬生などの生にて、其物の專と生殖る地を、某生と云なり、【書紀の田ノ字には泥むべからず、万葉には芋原など〻、原ノ字をもかけり】さて書紀には、此句の上に、介耆茂等瑘と云一句あり、されども此處には此句は無きぞ宜き、○賀美良比登母登、美良は韮なり、和名抄には、薤ハ和名於保美良、韮ハ和名古美良と見え、字鏡には、薤ハ奈女彌良、韮ハ太々彌良、また葱ハ韮ナリ彌良と見ゆ、万葉十四【廿八】に、久君美良ともよめり、【韮韮なるべし】さて賀美良と云は、物に見えず、別に一種か、又たゞの韮にて、臭韮と云るにても有べし、越前ノ國敦賀ノ郡鹿蒜も、臭韮の意の地名歟、式には加比留神社とあり、【書紀ノ釋には、謂ニ大韮ヲ一と云ヘれども、據を知らず、契沖は、賀はか靑か黑などの加にて、助辭歟と云れど、さも聞えず、又延佳は、和名抄の古美良を引たれども、古の通音ともきこえざるなり】美良後には爾良と云り、○曾比登母登は一莖なり、書紀允恭ノ卷に、蘭一莖とあり、上卷八千矛ノ神ノ御哥に、比登母登須々岐ともよみ賜へり、○曾泥賀母登は其根之莖なり、書紀に泥を禰とあるは、樂府にて歌ひ訛れる物なるべし、【此句を、書紀に就て、釋にも契沖も其之本と心得たるは誤なり、其之と云ことは有べくもあらず、能と賀とは同く之の意なれば、能賀と重ね云る例なし、万葉三に、しひるしひのが云々、又十四に、せなのがそでも云々、これらは別なる例なるをや、且ノ次ノ句に曾禰とあれば、此も必曾禰とあらでは宜しからず、さて書紀に曾禰とあるに依て、此記の曾泥をも其の意とせるは、いよよ誤なり、能を通はして那とは云れども、泥といへる例なし、】さて其を曾とのみ云ることは、古言に常多かる中に、曾

より、此彼あまたの敵等を平賜ふには、年をも經たるべければ、其間許多の御軍士等、穀を營らすてはえあるべからねば、久米部の人々粟をも佃りけむ、其粟生は近き處にて、天皇の大御目にも觸ける故に、賦坐るなるべし、【契沖、是は設けて詔ふたり、實には此時來目部の粟生、いまだ大和國に有に非ずと云るは、書紀の年紀に依ときは、一わたり然ることなれども、猶熟思に、若設けて詔はむには、粟生には久米子等は由なし、猶似付はしき事他にあるべきものをや　故思に、書紀に依れば、先皇軍の大倭に入坐て、始て兄猾を討たまへるは、戊午年八月にて、此長髓彦を攻たまふは、同年の十二月なれば、信にいまだ粟を佃るべき間はあらず、然れども必しも此書紀の年月に泥むべきに非ず、初日向國より發坐て、上幸る途にて經給へる年數も、此記と書紀とは、十年あまりの差あれば、大倭に入坐て後の年數も、又准へて思ふべし、猶書紀年紀のこと、下に委く論へり、】さて穀の中に粟生をしも賦たまへることは、凡て古は粟を殊に多く佃れることにて、此物の事を多く言り、【奈良京のころに至てすら、事の譬にも粟蒔などよめる哥、万葉に此彼見えたり、】されば久米部の營れる粟生の中に、韮の一本まじりて立るを見そなはして、其に寄て賦坐るものなり、【書紀に久米の子らが垣下にと詔ふは、敵を御手に入たる物におもほしめせる意歟と、契沖は云れども、其意はあるべからず、又此御哥は十二月によませたまへれば、當時粟ありしには非ずと云るも、書紀に十二月とあるに、泥めるものなり、當時大御目に觸ずば、韮を云む料に、由もなき粟生を取出たまふべきに非ず、されば此御哥、實には粟の畠に在時節によみたまへるものなり、凡て此御哥などを以ても、書紀の年月日を疑ふべきものぞ、】○又歌曰は、たゞ麻多と訓べし、【此は字のまゝに訓ては、上の歌曰を意富美宇多と訓ると照して、語のつゞきわろし、次なるも同じ、】○加岐毋登爾は於垣下なり、此も久米部の軍營の垣の下に殖るを御見てよみ賜へるなり、○宇惠志波士加美は所殖薑なり、薑は、今もたゞ波士加美と云を、和名抄には、生薑和名久禮乃波之加

毋登保里、十八（七丁）乎敷乃佐吉許甚多毋等保里などあり、【此外にも多し、】又十九（三十二丁）に大殿之此廻之云々、大殿乃此毋等保里能云々とあるは、躰ノ言になせるにて、米具理能と云ことなり、【衣服などの縁も、俗に云幣理のことにて、米具理といふ意なり、】さて此ノ句、書紀には異波臂茂等倍屡とあり、【倍は此にてはホの假字なり、下ノ句なるも同じ、此ノ字ホに用ヒたる例もあるなり、へと讀は誤なり、共にへにては叶はず、】○志多陀美能は細螺之なり、和名抄に、崔禹錫食經云、小蠃子貌似田蠃而細小、口有白玉蓋者也、楊氏漢語抄云、細螺之太々美、又玉蓋和名之太々美乃不太、万葉十六（廿九丁）に机之島能小螺乎伊拾持來而、石以都追伎破夫利云々、大嘗祭式に細螺二十埔とあり、拾遺集の物ノ名にも見ゆ、【其哥は東にてやしなはれたる人の子は、舌たみてこそ物は云ヒけれ、○谷川氏云、細螺は、吐哯をつだみと云に依れば、舌吐の意なるべし、今きしやご又ちしやごと云物なり、玉蓋は、本艸に相思子と云る物にて、今俗に醋貝と云是なりと云り、又或人ノ云、したゞみは、榮螺の如くにて角無き物なり、ちしやごとは異なりと云り、又或人ノ云、如此なる形にて、物に附てある貝なりと云り、又荒木田ノ久老ノ云、志摩ノ國にて今も志多陀美と云、又尻高とも云り、さて布久陀美と云物あり、此名と合せて思ふに、したゞみは尻高だみの意、ふくだみは低たみの意にて、陀美は此類の總名歟といへり、】さて此ノ二句は、倭建ノ命ノ段の歌に、伊那賀良邇波比母登富呂布登許呂豆良とある、【稻柄に延ヒ廻ル薢葛なり、】如く、許多の細螺の大石に著るか、綿布などの這延たるさまに長く連なり、纏ひ續れるを諭へるにて、【大石を匍匐あるきて行廻るには非ず、かの倭建ノ命ノ段ノ哥の前に、作御陵即匍匐廻云々と見え、又万葉三に、若子乃匍匐多毛登保里などある匍匐と、思ひ混ふること勿れ、匍匐と這延と、本は一ツ言なるべけれど、事は同じからず、次ノ句の譬なり、此ノ下ハ如くと云言を加へて意得べし、書紀には、此ノ次にまた之多太彌能、次に阿誤豫阿誤豫、次に又之多太彌能、と云二句あり、【如此同言を幾回も返したるは、樂府にて歌へるまゝを記されたるも

のなり】さてかく、近くもあらぬ伊勢ノ海の物をしも取出て譬へさせ給へるは、前にも云る如く、嚮に熊野を經賜ひし時に、伊勢ノ國の堺なる錦ノ浦までも幸行しかば、其時に親く所看行して、大御目に付たりしが所念出られつるからなり、【上代には凡て、由もなきに他國の事を引出よめることはなし、紀ノ國ノ錦ノ浦より今ノ道五里ばかり東に、伊勢ノ國度會ノ郡に贄浦と云あり、其ノ十町ばかり海中に、大石と云ていと大なる石あり、此ノ大御哥によみたまへるおほいし即チ是ノなるべし、今も其石に細螺多く着るを、其ノ浦人はしりじろと云り、さて其ノわたりの人のみたけ詣するには、山越のさがしき道ありて、七日ばかりに往來ると云り、此ノ事は天明三年ノ冬荒木田ノ久老みづから彼浦にまかりて見聞たりとて、かたりつるなり、彼ノ大石をも見たりとぞ、】〇伊波比母登富理は匍匐廻にて伊は發語なり、此は彼ノ細螺の夥しく大石に這廻れる如くに、登美毘古が軍の四面を、千萬の皇軍以て、透間もなく繞らし圍賜ふを詔へり、匍匐とは、皇軍士の長く連なり續くを詔ふなり、【契沖も、此ノ句なる波比を匍と注して、此句なるをも、上に注するが如しと云るは、書紀の倍ノ字をへの假字として、いはひもとへりと讀て、此句をも細螺の事とせるなり、此説誤れり、倍は此にてはホの假字にて、此記に富とあると同じくて、いはひもとほりうちてと、次ノ句へ連く詞なるをや、されば此ノ句は決クて皇軍の事にして、細螺のことには非ずと知べし、又小敵とおぼしめして、細螺に譬へさせ賜ふなりと云るも違へり、細螺は皇軍の譬なるをや、】万葉二ノ廿葉に、匍匐伊波比廻【三の十三葉にも同語あり、】など云ると、言は同じけれど意異なり、〇書紀には、宇知弖志夜莽務といふも、疊て二句あり、又此御哥を、彼ノ國見ノ丘なる八十梟帥を討たまふ時の御哥として、於佐箇廼云々といふ哥の前にあり、又此御哥の次に、謠意以二大石一喩二國見丘一也とあり、此等此記と傳への異なるなり、

又擊兄師木弟師木之時御軍暫疲爾歌曰、多多那米弖。伊那佐能夜麻能許能麻用母伊由岐麻毛良比多多加閇婆和禮波夜惠奴志麻都登理宇上加比賀登母伊麻須氣爾許泥。

擊兄師木弟師木、書紀に、復有兄磯城軍布滿於磐余邑、また十有一月癸亥朔己巳、皇師大擧將攻磯城彥、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命云々、【彼紀には此事委く記されたり、其文長ければ此には畧けり、本書を開て考ふべし】とあり、師木は大和國の地名にて、城上下郡是なり、此地の事、水垣宮段【傳二十三の二葉】に委く云べし、さて此兄弟此地名を名に負るなり、書紀に磯城彥とあるは、【登美毘古と云る類なり】兄弟を合せて云り、又弟猾又奏曰倭國磯城邑有磯城八十梟帥とあるも、此磯城彥が黨を云るなるべし、さて弟師木は、書紀に、八咫烏を遣して召けるに、速に皇命に從て參て、忠に仕へ奉て後に弟磯城名黑速爲磯城縣主とあり、然るに今此記には、兄弟を共に討賜ふ如くあるは、未參らざる以前を以、先如此云るなるべし、○御軍暫疲、暫は志麻志波と訓べし、【波は者なり】万葉に之麻志、又思末志久毋などとあり、【師は御哥の詞に依て、暫字は飢の誤なるべしと云れつれど、書紀に不無疲弊とある不無も、暫の意なり】さて如此云るは、終には勝賜ひしかども、中比且者疲れ賜へる時もありし意なり、書紀に、先是皇軍攻必取戰必勝、而介冑之士不無疲弊、故聊爲御謠以慰將卒之心焉、謠曰とあり、○爾歌曰は、曾能登伎能意富美宇多と訓べし、○多々那米弖は楯並而なり、成務天皇の御陵多他那美を、書紀に盾列と書て、此云多々那美とあり、是も此と同意の地名なり、【但那米は、人のこれを並ぶるを云言、那美は其並びたるを云言なり、又

をば、延佳本には、何れも皆由ノ字に作るは非なり、そは書紀に由とのみあるに泥て、用とも云ることをば知ずて、さかしらに改めたる妄ごとぞ、舊印本にも又の本どもにも、みな用と作るを用ふべし、又師は用ノ字に作る方を取ながら、ユ。と讀れつれども、此記に用はヨ。の假字にのみ用ひてユ。に用ひたる例なければ取がたし、抑此ノ辭、書紀に由とのみありて、万葉にも從自などゝ書るが一言なるをば、今ノ本にはみな由とのみ訓るに目なれて、皆人用と云る古言をば知ずて、欲とあるをさへにユ。と讀るひがこともあるはいかにぞや、欲はユ。の假字に用ひたる例なし、又從自などゝ書る處をも、右に引る哥どもに依て、ヨ。とも訓べし、必しもユ。と訓むに限れることには非ざるをや、】然れば古へは、用理とも用とも、又由理とも由とも通はし云るなりけり、【書紀崇神ノ卷ノ哥に、於朋耆妬庸利云々とあれば、用理と云も上ツ代の言なり、然るを必理を省くをのみ古言と心得居るも偏なり、又由理と云るは、万葉二十の十五葉に、阿須由利也と見えたり】○伊由岐麻毛良比は行候にて、伊は發語なり、【古へ伊を發語に置ク例多き中に、伊由伎と云るは殊に多かり】麻毛理の理を延て良比と云も、古言の常なり、さて麻毛流は、万葉七九丁に、淡海之海浪恐登風守、年者也將經去榜者無二、【風守は風を候ひ考るなり、】とある風守の如く、敵の形狀を考へ候ふを云、上に木間よもとあるも、窃に伺ふ意なり、【麻毛流とは、身を護すると、目を放たず物を見ると、二ツの意を兼て見るべきかと契沖は云れど、そは末の意にて、本の意に非ず、凡て麻毛流と云は、本は候ひ考るより出て、目を放たずて見ルも、害あらせじと物を守護るも、皆此より轉れる意なり、又佐毛良布と云言も、毛流を延へたるなり、】書紀の此段に、椎根津彥許之曰、今者宜先遣我女軍出自忍坂道虜見之必盡銳而赴、吾則駈馳勁卒直指墨坂、取菟田川水以灌其炭火、儵忽之間出其不意則破之必也、天皇善其策乃出女軍以臨之、虜謂大兵已至、畢力相待云々、果以男軍越墨坂從後夾擊破之斬其梟帥兄磯城等、とあるに依

に大夫之伴、十八丁十二に之津乎能登毋などもあり、さて宇ノ字の下なる上ノ字は、舊印本又一本共に大字なれども、此は上聲に讀との注にて、上ッ卷に例多き皆細字なれば、今も改めて細書つ、【延佳本には此ノ上ノ字無し、哥には闕なき故に、さかしらに削きしにや、】○伊麻須氣爾許泥は今助に來ねなり、今と云に速にと云意あり、【今ノ世の語に―る、速にと云ことを強く云には、今又只今など云めり、】須氣を多須氣と常にいふは、手助にて、本語は須氣なり、故ニ諸司の次官【輔副助介など】などをも、皆須氣と云、今ノ俗言にも、助ッるを須氣流と云り、來ねは、來れと云むが如し、早く食物を齎來て、軍士の飢疲たるを救へとの意なり、さて人もこそあれ、鵜養をしも擇出て如此よみ坐る故は、契沖が、前に吉野にて、阿陀ノ鵜養の祖贄持之子仕奉ければなりと云る、然もあるべし、贄持てふ名も縁あり、若シは此ノ度の戰に、此人の許より、軍糧を送獻るべき約束などの、豫てありしにも有ルべし、【○師は、書紀と合せて思フに、此御哥の次に文脫たらむと云れつれども、然には非ず、上の登美毘古を討たまふ處も、哥のみを擧て、前後の事をば畧ける、其例なるをや】○書紀に、上件數首歌ども【宇陀能多加紀爾云々てふ哥より是レまで、合せて六首、書紀には猶外に二首ありて八首なり、又其次第も異なるところ／＼あるなり、】の終に、凡諸御謠皆謂二來目歌一、此的取二歌者一而名之也とあり、後に久米儛と云は、此ノ樂なるべし、【書紀に、彼ノ宇陀能多加紀爾の哥の次に、是謂二來目歌一、今樂府奏二此歌一者、猶有二手量大小及音聲巨細一、此古之遺式也とある、此儛の狀を云るなり、其由上に引て委くいへり】續紀に、天平勝寶元年十二月に、東大寺に行幸て、佛事行は世賜へる時、又同四年四月に、同寺の大佛の開眼れし日、行幸ありし時など、種々の音樂ありける中に、久米儛もありしこと見えたり、【當時などまでは、かゝる事にも此儛ありければ、他節もおもひやるべし、】其後は大嘗會に見えたり、三代實錄に、貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭云々、十九日庚午、撤二去悠紀主基兩帳一、天皇御二豐樂殿廣廂一宴二百官一、多治氏奏二田舞一、伴佐伯

兩氏久米舞、安倍氏吉志舞、内舍人倭舞、入夜奏二左右舞一、並如二舊儀一、【元慶八年の大嘗會の處にも、如此見えたり、】さて此儛を伴佐伯二氏の仕奉るは、久米部は後に大伴氏の下に屬る故なり、佐伯は大伴よりわかれたる氏なり、此等の事上に委く云り、】貞觀儀式踐祚大嘗祭午日儀に、伴佐伯兩氏率二舞人一入レ自二儀鸞門一、【左伴氏右佐伯氏、左右各上相分而列】就二中庭床子一【所司預設】奏二久米舞一【廿人二列而舞】また金作劍廿口、右久米儛料など見ゆ、北山抄同午日條にも、右の如くありて、舞人廿人琴工六人、新式云、所司設二左仗幷彈正臺床子一、又設二舞臺床子一、寶亀記云、王四人著二青摺衣一執二金銅劍一、承平記云、於二舞臺東一供奉、舞人在二前後端一者四位選、中間服二五位選一、皆帶二劍一、卷二纓一、頭挿二劍一唱、無レ歌、以二琴笛一節、舞如二駿河舞一、【彈正臺とあるは彈琴工の誤、卷は捲の意なるべし、】さて此儛の事、此後江次第又諸家の記錄などに往々見たるも、大抵右の如し、兵範記、仁安三年十一月廿五日壬午云々、一獻國栖奏二舊歌一、次伴佐伯兩氏奏二久米舞一、悠紀方行レ之、兩氏五位著二小忌一列之、舞人廿人著二冠退紅袍半臂下襲白袴冒額劍等一、琴工六人從レ之、於二舞臺北一列舞、舞如二駿河舞一、次安倍氏奏二吉志舞一、主基方行レ之云々、】と見えたり、近々世に至ては、此儛絶て傳はらずとぞ、【北山抄に引れたる承平記、又江次第などに無レ歌とあれば、當昔既く歌は絶て、舞のみ遺れりしなり、】抑初國所知看し天皇の大御代に始まりて、さばかりめでたかりし樂の、絶はてぬるは、可惜しとも可惜しく、哀しとも哀し、

故爾邇藝速日命參赴白於天神御子。聞天神御子天降坐。故追參降來。即獻天津瑞以仕奉也。故邇藝速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣生子宇摩志麻遲命。【此者物部連、穗積臣、婇臣祖也。】

邇藝速日命、書紀に、饒速日此云儞藝波揶卑とあり、名義、邇藝は、書紀に書れたる饒の意にて、邇々藝命を、天邇岐志國邇岐志云々と申せる邇岐志と同じ、速日は、上なる賢速日の御名の處【傳七の五十二葉】に云るが如し、○參赴は麻韋泥弖と訓べし、【書紀に、此二字をマウツとも、マウケリとも、マヰキツとも訓り、マウはマヰの轉れる言、ケリは來而有と云意なり、此外諸の來參、來來、而來、歸來などをも、マヰケリと訓り、高津宮段の御歌に麻韋久禮、萬葉四【廿十】に參ゐ來而、ケリなど、よみたる誤なり、○曰於天神御子は、天皇に申すなり、○聞天神御子云々は、邇々藝命の御事なり、○追參降來とは、邇々藝命の御跡を追て、天より降來るなり、【天より降るを參と云るは、常の例に違へれども、こは邇々藝命既に此國に降居坐る故に、其方を尊みて參とはいふなり、】書紀此卷首に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船而飛降者、云々、厥飛降者謂是饒速日歟と見え、又終にも、及至饒速日命乘天磐船而翔行太虛也、睨是郷而降之、故因目之曰虛空見日本國矣、【日本國とは、畿内の大和國をいふ、】さて此邇藝速日命は、天上より降れる神なることは論なけれども、【姓氏錄にも、此神の子孫なる氏々は、皆天神部に載せ、續後紀八にも、天神饒速日命とあり、】何神の御子とも知難し、【姓氏錄などにも、御父を記せる所は無し、】思ふに、天照大御神の御子孫には非て、他天神の御子なるべし、【其故は、姓氏錄の例、神別に天孫天神地祇の三ありて、天照大御神の御子孫の氏々をば、天孫部とし、他天神の子孫をば、天神部とするに、此神の子孫の氏々は、天孫に載ずして、天神の部なればなり、然るに舊事紀に、天忍穗耳命の御子にて、火明命を以、此邇藝速日命とせるは、古書どもの趣に違ひて、全偽說なる由、傳十五の九葉に委く辨るが如し、さて此神の天降坐し時の事を、舊事紀に重々しく記して、三十二人の防衛神、五部人五部造天物部二十五部人などを、御從に副て降し賜ふと云て、盡其神等の名をも擧たるは、ひたぶるの虛言とも見えず、思に

是らは、實には皆御孫命の天降坐し時の御供奉の神たちにて、古記に記し傳へたるが、埋れて遺れりしを、舊事紀に取て、此邇藝速日命の事に僞りなせる家記を取て記せる物とこそ見えたれ】さて此神の天より降坐し時代は、御孫命の御天降よりは後、天皇の日向より發坐し時よりは遙に前なるべくして、其中間何時のほどとも、さだかには知がたし、【御孫命の天降坐るを聞て、追て降るとあるは、追續てほどなく降れる如くに聞ゆれども、然には非ず、先御孫命の降坐て後に、又同じ如降れる故に、追てとは云なり、其間幾許年を經て後の事とも知がたし、さて天皇日向に坐しほどに、彼此倭國へ此神の天降けむことを聞食しも、いたく近き事の如くも聞えず、抑此ほど神代の際なれば、猶人の命長きもありぬべければ、此神も、天降て後數百年存在て、天皇には仕奉しも知がたし、舊事紀には、饒速日命は既く薨て、天皇に仕奉しは、子の宇摩志麻遲命とせれども、登美毘古が妹に娶とある、其登美毘古も猶存在れば、邇藝速日命の存在むも何かは疑はむ、】○天津瑞は天上より持來つる物にして、天神の子なる徴信の寶なり、されば瑞は、師の瑞流志と訓れつるぞ當れる、【萬葉十九の三十九葉に、從古昔無利之瑞、これらの瑞も瑞流志と訓べし、瑞字は說文に、以玉爲信也とある意を取て、表物に用たるなり、然るに是を美豆と訓は、いみしきひがことなり、其はもと書紀神代卷に、美豆穗國の美豆に、此瑞字を書て、此云彌圖とありて、其餘も同意の美豆には、瑞宮瑞籬など皆書れたるより起れり、此も當らぬ文字なれども、此らは美豆と訓ことは違はぬを、是らに效て他意の瑞字をも、皆同く美豆と訓ことゝ心得て、祥瑞などをさへ然訓るも、甚非なり、それも皆流志とこそ訓べけれ】書紀に、時長髓彦乃遣行人、言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命、是娶吾妹三炊屋媛、亦名長髓媛、亦名鳥見屋媛、遂有兒息、名曰可美眞手命、故吾以饒速日命爲君而奉焉、夫天神之子、豈有兩種乎、奈何更稱天神子以奪

人地乎、吾心推之、未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彦即取饒速日命之天羽々矢一隻及歩靫、以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虚也、還以所御天羽々矢一隻及歩靫、賜示於長髓彦、長髓彦見其天表、益懷踧踖、然而凶器已構、其勢不得中休、而猶守迷圖、無復改意、饒速日命本知天神慇懃唯天孫是與、且見夫長髓彦禀性愎佷不可教以天人之際、乃殺之、帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也とあり、【是を以見れば、矢又靫などの類も、天上のは尋常の制とは異に殊れて、めでたく貴き物なりけり、さて天皇の天表を見て、益踧踖しを思へば、天孫命の御物は、又更に殊異なることを知られたり、さて舊事紀に、天神御祖詔以天璽瑞寶十種授饒速日尊云々、また宇摩志麻治命以天神御祖授饒速日尊天璽瑞寶、而奉獻於天孫云々、また饒速日命自天受來天璽瑞寶、同共藏齋、號曰石上大神云々などあり、思ふに此十種神寶を授かり賜へりしも、實には邇々藝命なるを、例の僞りて邇藝速日命とせるにや、但し垂仁天皇の御代より、石上の神寶を物部氏の主れるには、元來此十種神寶の由縁も有し故かとも聞ゆれば、此は實に饒速日命の持來しにもあらむか、若然らば、今此に天津瑞と云物は、かの天羽々矢歩靫のみならず、此十種神寶も其中にありけむ、十種神寶の事は、傳十の卅七葉に云り、】さて此天上より持來し瑞物を、私實とせず、天皇へ獻れるは、【書紀の趣は異なり、又舊事紀に、天羽々弓天羽々矢、復神衣帶手貫三物、并獻於登美白庭邑、以此爲寨とあるは、此記に、獻天皇とあるに違ひ、又天羽々弓と云名なども心得ず、】眞從へる表なり、○登美夜毘賣、名義、登美は地名にて、上の登美毘古の處に云るが如し、夜は尤思得ず、○宇摩志麻遲命、書紀には、可美眞手此云于魔詩莽耐とあり、名義、遲は阿斯訶備比古遲などの遲ならむか。【但し

書紀には手とあれば、他處か、又こ姓氏錄に此ノ人ノ名多く出たる、みな道とあり、味島乳とも書り、手と云る處に一ッもなし、舊事紀には、亦云二味間見命一と云り、】さて舊事紀に此ノ人の勳功の事をいみしく記せるは、子孫の氏々の大に廣ごり榮へたるを思へば、然もありけむかし、○物部連、此はまづ母能々布又物部てふ稱の事を說て、後に此氏の事をば云む、抑物部は、母能々布部といふことにて、布辨を約て母能々辨とはいふなり、さて其ノ母能々布と云は、【名ノ義は未ダ考ヘ得ず】總て武勇職を以テ仕奉る健士の稱にして、万葉ノ哥に、是ヲ宇治の枕詞に云るも、いちはやしといふ意なり、【此事冠辭考に委し、】又二十ノ卷には武士とも書り、今ノ後世までも武士をものゝふと云り、さて又朝廷に仕奉る人等を凡二て母能々布と云て、母能々布之八十伴緖などゝもあるも、万葉に多きは、上ツ代に武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしたり、【母能々布の事、師の冠辭考に委く說れたり、】其中に、古ヘ凡て武き人をものゝふと云て、そは其に限らぬが多ければ、八十稜威人とは云りと云れつるは違へり、八十氏とつゞけ云るは、かの八十伴ノ緒と云ると同じくて、武キ人のみならず、凡て朝廷に仕奉る人をも皆母能々布と云る、其ノ氏々の多き意にて、八十稜威人の意には非ず、彼ノ八十と云ハずして、たゞものゝふのうぢといひ、又ちはやぶるうぢ、ちはや人うぢなどゝ云るとは、つゞけの意異なり、彼ノちはやぶるちはや人などは、唯宇治とのみつゞけて、八十宇治とはつゞけたる例なきを以て、此ノ差をさとるべし、母能々布之と云る枕詞は、只宇治とつゞけるは、彼ノちはや人などゝ同じくて、いちはやき意、八十宇治とつゞけるは、八十伴ノ緒の氏々の多き意にて、同枕詞同地名ながら、そのつゞけの意ことなり、よくせずは混ぬべし、さて又ものゝふの八十嬢嬬、もののふの八十心などつゞけるも、八十氏とつゞくと同意にて、八十の枕詞なり、さて又冠辭考に、上ツ代には母能々布てふ稱は見えず、後に云る名なりと云れつるもいかゞとぞおもふ、二記に此稱は見えされども、そはついでなくてたま／＼漏たるにこそあらめ、物部てふ稱、既に上代よりあれば、母能々布の稱も有し

ことしるべし、】さて物部と云者は、一部の武士にて、其は上代に、殊に勇て武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名けられしなり、【されば母能々布と云は、凡て武き人の稱、物部と云は、一部の武人の稱にて、差別あるを、万葉などに、母能々布にも物部と書る故に、まぎらはしきことあるなり、】さて上代に物部と云る者の見えたるは、崇神紀に物部八十手とあるも是なり、【この物部は姓にあらず、物部の人を云なり、】姓氏錄に、原造、神饒速日命天降之時從者八物部現度造之後也、また坂戸物部、同神從者坂戸天物部之後也、また二田物部、同神從者二田天物部之後也と見え、【舊事紀、饒速日命天降之時に、五部造爲伴、領率天物部天降供奉とありて、其五部の中に、二田造と云も坂戸造といふもあり、又天物部等二十五部人同帶兵仗天降供奉とありて、此二十五部皆某物部と云名等なり、其中に二田物部と云もあり、又島戸物部と云もあるは、姓氏錄に現度造とある是歟、現本に誤て作り、島字の誤にや、さて姓氏錄の右の三氏は、未定雜姓部に收れり、未定雜姓といふは、勘本系而此等姓祖違古記、事漏舊典、難加研究、稽然所不及、故集爲別卷、號曰未定、附之於末、以俟後賢とありて、隱ならざる姓どもなり、然れば右の天物部などある類も、皆實は御祖命の御天降の御從神なりけむを、僞りて饒速日命の伴神とせること、上に云るが如くにて、祖違古記と云るものなり、されど物部といふ稱は、神代より有て、彼御天降の御從にて、天より降れる故に、天物部とは云なるべし、】書紀垂仁卷に、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋并族七十人、また天皇便疑御田姧其采女、自念將刑而付物部、また付物部使刑於野、欽明卷に、有在臣所將來民筑紫物部莫奇委沙奇能射火箭など見え、職員令、囚獄司に、物部四十人、掌主當罪人決罰事、【續紀和銅四年十月、始定蓄錢法中にも、召使門部物部主帥等並給納錢十文とあり、】類聚國史天長八年十二月、囚獄司物部定額四十人、依先名負氏入色人、通取他氏云々とあ

云、石負氏とに、先祖より世々物部たる種の人をいふなり、】とあるをおもへれば後には、降りこたる卑賤人の事を云て、いと賤職となれるなり、【雄略紀卷にも既く其さま見えたり、】さて物部連氏は、饒速日命宇摩志麻遲命武勇勲功ありける故に、上件の天物部の人等を部領しめ賜ひしより、【舊事紀に、宇摩志麻遲命率二天物部一而翦二夷荒逆一云々とも云れば、實なるべし、】子孫世々相續て、物部を統領て仕奉れるによりて【書紀雄略卷に、物部目連自執二大刀一、使二筑紫聞物部大斧手執レ楯叱二於軍中一云々、又、斧手以レ楯翼二物部目連一云々、目は人名なり、續紀九に、石上朝臣勝男等率二內物部一云々、これら物部を率たる證なり、】此姓を賜はれたなり、書紀崇神卷に、物部氏遠祖大綜麻杵、又物部連祖伊香色雄、垂仁卷に、物部連遠祖十千根などいふ人見ゆ、されど此姓を賜ひしは、何時とも見えず、【傳二十一の二葉師木縣主の下考へ合すべし、】さて垂仁卷二十六年の處に、物部十千根大連とあれば、此より先に既に此姓は賜へるなり、舊事紀に云、饒速日命兒宇摩志麻遲命云々、七世孫伊香色雄命、伊香色雄命子也、弟大新河命、纏向珠城宮御宇天皇御世賜二物部連公姓一、弟十千根命、同御世賜二物部連公姓一と云り、さも有けむ、姓氏錄にも、伊香色雄命は饒速日命六世孫、大新河命は七世孫とあり、】さて仲哀卷に、物部膽咋連、履中卷に、物部伊莒弗大連、同長眞膽連見え、雄略卷に、物部連目等々連と見え、此後も貴き人世々に見えたり、さて天武卷十三年十一月戊申朔、物部連賜レ姓曰二朝臣一、續紀に又、寶龜六年十二月壬申、從三位石上朝臣宅嗣賜二姓物部朝臣一、以二其情願一也、同十年十一月、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣宜下改二物部一賜中石上朝臣上、【宅嗣朝臣は、麻呂大臣の孫、中納言弟麻呂卿の子なり、大納言正三位にて、天應元年六月に薨、年五十三、】新撰姓氏錄左京神別【天神】石上朝臣、神饒速日命之後也、【宇摩志麻治命十六世孫物部連公麻呂、賜二物部朝臣姓一、改賜二石上朝臣姓一、】とあり、一本には、細書二十九字は無し、【細書は、後人の舊事紀に依て書加へたるものなるべし、】連

公と公ノ字を添ヘたるは、例なきことにて、舊事紀にのみ然あるなり、さて物部ノ連麻侶は、天武ノ卷に出たれば、朝臣ノ姓を賜へるは信に此人の世なり、又石上と改まりしことは、書紀に見えざれども、同卷のまた持統卷に、石上ノ朝臣麻呂と見え、次に十八氏を擧たる處にも、石上とあれば、是も此人の世に改まりしこと明し、舊事紀に、饒速日ノ尊ノ十七世ノ孫物部ノ連公麻侶、淨御原ノ朝ノ御世ニ改テ賜ニ物部ノ朝臣ノ姓ヲ、同朝ノ御世ニ改テ賜ニ石上ノ朝臣ノ姓ヲと云り、麻侶は、續紀に養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上ノ朝臣麻呂薨、大臣、泊瀬ノ朝倉ノ朝廷ノ大連物部ノ目之後、宇麻乃之子也とあり、凡て物部氏の事、饒速日ノ命より麻呂ノ大臣までの世次、舊事紀五ノ卷に具に擧たり、其ノ文の中には信がたきことども多けれども、歴世の次第などは、大方違へることも無しと見ゆるは、古ノ書を取て記せるものなるべし、さて石上と改められし由縁は、傳十八ノ卷、石上ノ神宮の下に云るが如し、さて代々住地も即石上にぞありけむ、古今集雜上ノ詞書に、石上ノ並松がみやづかへもせで、石ノ上と云所にこもり侍りけるを云々、とあるを以見れば、今ノ京に移りて後も、此ノ氏大和ノ石ノ上に、昔の宅地など猶そのまゝにぞ持たりけむ、】抑宇摩志麻遲ノ命の子孫、物部ノ連氏より支別たる氏々甚多くして、姓氏錄にも數多見え、續紀四十に、韓國ノ連ノ源等言、己等是物部大連等之苗裔也、夫物部ノ連等、各因ニ居地行事ニ、別テ爲ニ百八十氏ニ云々とあり、【百八十とは、たゞ百にも多く餘りて數の多きをいふ古言なり、】又神名帳に、諸國に物部ノ神社いと多し、【こは其國々に居住る此ノ氏ノ人の祖神を祭へる社と見ゆ、其中ニ物部天神ノ社と云もあるは、正しく邇藝速日ノ命を祭れるならむ、】さて持統紀に、四年春正月戊寅朔、物部麻呂ノ朝臣樹ニ大盾ヲ云々、【是は天皇即位の時の儀なり、】續紀に、神龜元年十一月己卯、大嘗云々、從五位下石上ノ朝臣勝男、石上ノ朝臣乙麻呂、從六位上石上ノ朝臣諸男、從七位上榎井ノ朝臣大島等、率ニ内物部ヲ、立ニ神楯於齋宮南北二門ニ、また延曆四年正月丁酉朔、天皇御ニ大極殿ニ受ク朝ヲ、其儀如ニ常ノ、石上榎井二氏各竪ニ桙楯ヲ焉、貞觀儀式大嘗祭儀に、石上榎井二氏人各二人、率ニ内物部卌人ヲ、【著ニ紺布衫ヲ】立ニ大嘗宮南北

門由緒義、【門別姓二依賛四字】云々と見えたり 此氏人此事を仕奉るは、上代の式の遺れるなり、【榎井朝臣は、物部氏より別れたる氏なり、孝徳紀に、物部朴井連椎子、齊明紀に、物部朴井連鮪などいふ人見え、天武紀に、朴井連雄君と云人を、物部雄君連とも記されたり、此雄君連は、壬申年の大功あるに依て、天武五年に卒れる時、贈位など有て、氏上とし賜へる人なり、然れば榎井朝臣は、此人の子孫なるべし、さて同十三年に五十二氏に朝臣姓を賜へる中に、此氏見えざるは、朴井連とも稱ながら、此時はなほ物部連の内にて、共に朝臣にはなれるなるべし、さて正しく榎井朝臣と改まりしは、彼麻呂公などの石上朝臣と改まりし同時の事なるべし、續紀文武天皇三年十一月己卯、文武、榎井朝臣倭麻呂賜大楯とある、是榎井朝臣と見えたる始なり、又養老三年五月 榎井連挎麻呂賜朝臣姓などもあり、舊事紀物部氏の歴世の中に、榎井臣等祖と云るあれど、臣と云る戸も違ひ、又書紀の趣と合ざれば、信がたし、姓氏錄には此氏見えず、たゞ和泉國神別に、榎井部といふありて、饒速日命後也とあるのみなり、朴井てふ地名に、推古紀二十年に見ゆ、】○穗積臣、此氏の事は、擽原宮段【傳二十二の二葉】に云べし、○婇臣、婇は宇泥賣と訓べし、舊印本に此字を妹と作るは寫誤、延佳がさかしらに采女二字に改めつるも、中々に非なり、今は一本に依れり、猶婇の事は、下卷朝倉宮段の三重婇下【傳四十二の二十五葉】に委く云べし、さて此氏の婇てふ名を負けるは、元如何なる由縁にか知がたし、踐祚大嘗祭式[illegible]行立次第に、采女司、采女朝臣二人【今在朝臣】とあれば、元婇の事に由れる名には有なり、さて此氏人、書紀舒明卷に采女臣摩禮志、孝徳卷に采女臣使主麻呂、天武卷に采女臣竹羅など見えたり、同卷十三年十一月、采女臣賜姓曰朝臣、また續紀に、天平神護元年二月、攝津國島下郡人右大舍人采女臣家麻呂、采女司采部采女臣家足等四人、賜姓朝臣と見ゆ、姓氏錄右京神別【天神】采女朝臣、石上朝臣同祖、神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也、【舊事紀に、大水口宿禰命、

穂積臣釆女臣等祖、出石心命子と云り、】和泉國神別【天神】釆女臣、神饒速日命六世孫伊香色雄命之後也とあり、【天武紀に、釆女造賜姓曰連とあるは、異姓なるべし、】

故如此。言向平和荒夫琉神等。夫琉二字以音**退撥不伏人等而。坐畝火之白檮原宮治天下也。**

如此、こゝは朝倉宮段大御歌に加久能碁登とあるに依て訓り、さて此は始よりの事どもを指て總云なり、○荒夫琉神は、此は彼熊野山の荒神を云べし、○言向は許登牟氣、平和は夜波斯と訓べし此語のこと傳十三【十葉二十四葉】に云り、上巻に、言趣和其國之荒振神等、また言向和平葦原中國などあり、○不伏人は、麻都漏波奴比登と訓べし、人字諸本皆之と作るは、決て寫誤なり、故今は例に依て改つ、其例も訓の例も次に擧るが如し、水垣宮段に、令言和平其麻都漏波奴人等、倭建命段に、言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等、また同段に、平東西之荒神及不伏人等也、また言向和平山河荒神及不伏人等などあり、さて此言は、書紀雄略巻大御哥に、飫裒枳瀰儞麻都羅符、【是に依ば、瀰を羅とも通はし云るなり、】万葉二一四十丁に、千磐破人乎和爲跡、不奉仕國乎治跡、十八二十丁に、麻都呂倍乃牟氣乃麻爾々々、二十五十丁に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎毋夜波之波吉伎欲米、【此倍は、必波とあるべき處なるを、もとより如此よみ誤れるか、又後に寫誤れるか、】書紀に、歸順不服などあり、○退撥は、万葉十九三十丁に、天雲爾磐船浮云々、國看之勢志弖安毋里麻之、掃平千代累彌嗣繼爾所知來流天之日繼等云々、とあるに依て、波良比多比良氣と訓べし、又五十三丁に、可良久爾遠武氣多比良宜弖ともあり、【如此訓まむも宜しけれども、上に言向とあれば、牟氣てふ言重なる故に、此は然は訓がたし、又字のま

に宅地を賜ひて、築坂邑に居しめ、大來目を來目邑に居しむとあるは、皆京城の近き邊の地なりけむ、【築坂は、宣化天皇の御陵のある身狹桃花鳥坂と同じ、今三瀬より東ノ方輕村へ越る間の岡にて、東よりも西よりもやゝ登る坂路なり、其ノ上の平なる地に宿あり、これ彼ノ御陵なるべし、此ノ事猶委き考あり、此ノ地畝火より遠からず、又久米村久米寺なども、畝火に近き地なり、】書紀云、己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰云々、觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、是月即命有司經始帝宅、【古語拾遺に、此ノ大宮造らしゝ間の事、其ノ餘も此ノ御代の御制どもなどを、くさ〴〵記せり、】万葉一ノ卷に、玉手次畝火之山乃橿原乃日知之御世從云々とよめり、○治天下、治は斯呂志賣志伎と訓べし、次々の御世々々の段なるも皆同じ、万葉廿ノ卷に、安吉豆之万夜万登能久爾乃可之婆良能宇禰備乃宮爾美也婆之良布刀之利多弖々安米能之多之良志賣之祁流須賣呂伎能云々、攝津ノ國ノ風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世など見ゆ、【凡て古への天皇の御事を申すに、古は某宮治天下天皇などある類天皇と申せり、書紀ノ天武ノ卷に孝徳天皇を、難波宮治天下天皇、天智天皇を、於近江宮治天下天皇などなり、又某宮御宇天皇とも書る、御宇も阿米能志多志呂志賣志々と訓ことなり、後ノ世には是を誤て、某ノ天皇ノ御宇と云て、御宇を御時の意に用るは非なり、御宇ノ時とはいふべし、】書紀云、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歳爲天皇元年、云々、故古語稱之曰、於畝傍之橿原也太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彦火々出見天皇焉、【書紀に、此ノ大御代の元年を辛酉と定め、又紀中何事にも某月某日と、日を指て書されたること、甚く疑ひあり、此事己委曲に論へり、其文いと長くて、此には擧がたき故に、別に眞暦考と號て一卷とせり、】

古事記傳二十之卷

白檮原宮下卷

本居宣長謹撰

故坐日向時娶阿多之小椅君妹名阿比良比賣自阿以下五字以音**生子多藝志美美命次岐須美美命二柱坐也**

阿多は地ノ名にて、薩摩ノ國にあり、委くは上卷隼人阿多君とある下【傳十六の四十一葉】に云るが如し、【此の阿多も、彼ノ上卷なる阿多ノ君と一ッにて、姓とこそ聞えたるに、地名なりといへるは、如何といふに、此ノ御代のころは、いまだ姓を云る例なければなり、此ノ事猶次に委くいへり、但シ此はなほ地名ながら後に姓となりつれば、即チ彼ノ阿多ノ君にてはあるなり】○小椅君は、地ノ名に依れる人ノ名なり、【阿多は大名にて、其中にある小椅といふ地なるべし、此ノ地物に見えざれども、必然るべし、今此ノ名の地は無きか、大隅薩摩の國人に尋ぬべし、舊事紀に景行天皇の御子たちを擧たる中に、襲ノ小橋別ノ命、三田ノ小橋別ノ祖と云り、三ノ字一本に兎と作り、何れも誤にて、吾田小橋ノ別なるべし、是レも此なると一ッ地名と聞えたり、さて小椅ノ君は、其ノ地をうしはける人にて、即チ名に負るなるべし、又此は名には非ずして、阿多氏ノ中より別れたる一ッノ姓の如くにも聞ゆめれど、若シ姓ならむには、必ズ下に其人の名あるべきに、名をいはで妹と云ることいかゞ、某ノ氏の妹とは云まじければなり、又君てふ加婆禰は、必姓の下にこそ附クる例なれ、名の下にはいかゞと

國大隅ノ郡ノ贈、熊毛ノ郡阿枚、【これら皆本は一ッ地なるべし、書紀神代卷の、日向ノ吾平ノ山ノ上ノ陵といふも同じ地なり、】是レらの中の地ノ名に因れる名なり、書紀には、娶ニ日向ノ國ノ吾田邑ノ吾平津媛ヲ爲レ妃とあり、【是レにも姓を舉ずして、吾田ノ邑とあるを以て、此記の阿多も、此は地名なることを知ルべし、】○娶は米志弖と訓べし、【又伊禮弖とも、美阿比坐弖とも訓べし、】書紀に、此ノ字又御又納又通などをも然訓たり、○多藝志耳命、書紀には手研耳命と書れたり、名義さだかならず、若シは倭建ノ命ノ段に、吾足不ニ得歩一成ニ當藝斯形ニとある、此ノ物に因れる御名か、【當藝斯といふ物のことは彼處に釋べし、○書紀に書れたる研は、伎志流と訓ム字にて、此は借字なるべし、】耳は尊稱にて、忍穗耳命などの耳と同じ、其事彼處に【傳七の五十四葉】委くいへり、○岐須美々命、書紀には此ノ御子無し、故ニ思フに、此ノ御名志と須とは通ノ音なれば、御兄の御名とたゞ多の略りたるのみの差にて、いとよく似たり、【舊事紀に研耳と書るは、おしあてなるべし、】又下に至ッて、多藝志美々命の御事のみ出て、此ノ御子の御事見えず【若シ此御子坐ば、必ズ其ノ御事も出ッべきことなり、】これらを以テ思フに、此と御兄の御名の傳への、いさゝか異なりしが、まがひて二柱とはなれるにて、書紀の方や正しからむ、○是レより次々、凡て古への御代々々の王等【皇子皇女男王女王等を、古へは凡て王と云り、】の御名に種種の色あり、今茲に其ノ大概をいはゞ三種なり、一ッには由縁に就て、諸ノ物ノ名など以テつけられたる、二ッには居地名を以申せる、三ッには美稱て付奉れるなり、王等のみならず、凡人の名ども、大方此ノ三種なり、さて此ノ三色の例を一ッ二ッづゝいはゞ、垂仁天皇の御子火中に生坐し故に、本牟智和氣御子と名られ、景行天皇の御子雙ニ生坐るを、父天皇異ミ坐て、碓に誥し給へりし故に、大碓命小碓命と申し、應神天皇は、生坐し時に、御腕に鞆の如くなる御肉の坐ける故に、大鞆和氣命と申し、仁德天皇と建内宿禰の子と同日に生坐て、木兎と鷦鷯との祥ありしに因リて、其ノ祥を相易て、御子を大鷦鷯、建内ノ宿禰の子を木兎と名け坐し、清寧天皇は、生坐ながら御白髮坐ける故に、白髮命と申し、反正

天皇は、御歯の奇びに坐しに因て、水歯別命と申し、が如きは、由縁ノ物ノ名を取て看奉れりし讀例なり、又、聖徳太子は、厩の戸にして生ましし故に、厩戸と申し、天武天皇の御子大伯皇女と申しゝは、備前ノ國の大伯海にして生坐し故の御名なる、是等も處名ながら、猶由縁に就たるなり、次に開化天皇ノ御孫沙本毘古王は、沙本に坐し、【此ノ王、垂仁天皇ノ弑せ奉らむと謀ける時に、天皇の大御夢に、沙本の方より暴雨降来ると見坐しこと見ゆ、】應神天皇の御子宇遅ノ和紀郎子の、山代の宇遅に坐し、仁賢天皇の御子春日山田郎女の、春日に坐し、【書紀繼體ノ巻に、勾ノ大兄ノ皇子の、春日ノ皇女を妻問坐ノ御哥に、春日の春日の國に、くはし女をありと聞て云々、】雄略天皇の大后若日下王の、河内の日下に坐る、【天皇、此ノ王の御許に、日下に幸行し事見えたり、】又此ノ天皇長谷宮に坐し、故に、大長谷若建命と申し、安康天皇は、石上ノ穴穂宮に坐る故に、穴穂命と申せし類は、皆處地名を以て申せる讀例なり、又舒明天皇の御子蚊屋皇子は、吉備ノ國の蚊屋采女が腹、天智天皇ノ御子伊賀ノ皇子は、伊賀ノ采女が腹に生坐る、此等は御母の本縁の名を取れる御名と聞えたり、次に神武天皇、初ハ豊御毛沼命、又狭野命と申せしを、後に天ノ下所知看て、神倭伊波禮毘古命、又倭伊波禮毘古穂々手見命と申し、【此大御名のこと、書紀神代ノ下ノ巻に見ゆ、】倭男具那王は、武き御功によりて、倭建命と申せる類は、美稱て看奉れる讀例なり、凡て御代々々の天皇たちの、長き大御名などは、大方何れも此例なり、凡人にも其類多かり、【凡人のは、書紀垂仁ノ巻に、八綱田が功を称めて、倭日向武日向彦八綱田てふ名を賜ひし類なり、】さて又天皇崩坐て後に、大御謚を奉らるゝことは、書紀神功ノ巻に、皇太后命崩坐て、葬奉れる日に、氣長足姫ノ尊と看奉られしこと見えたれども疑はし、此ノ事委く伊邪河ノ宮ノ段に論ふべし、此ノ外には、上代には其ノ例ノ記に見えず、續紀に至りて、持統天皇崩坐て後に、大倭根子天之廣野日女ノ尊とつけ奉られたること見えて、次々の天皇のも其ノ御事見ゆ、此は何れの御代のころより始まりしことにか、詳ならず、書紀ノ天武ノ巻に、大三輪ノ眞上田ノ君子人の、卒しに、壬申ノ年の功

をおもほして、大三輪ノ眞上田ノ迎ノ君と云諡を賜ひしこと見えたり、然れば天皇のも、是ヨより以先ありけむかし、さて後には、仁明天皇の御諡日本根子天璽豐聰慧ノ尊と申すこと見えて、其後は見えず、此事絶たるにやあらむ、文徳清和光孝の三御代は、此ノ漢樣の御諡のみなり、平城嵯峨陽成宇多より以來は、凡て漢樣のも絶て、其後ヶ漢樣なるはたゞ、崇徳安徳順徳崇光稱光明照靈元などのみなる、これも皆院と申して、天皇と申すは安徳のみなり、後醍醐は吉野にては天皇と申せるを、此ヶも京にては院と申せり、凡て院と申す御號は、御位讓坐て後の宮の號より起れゝば、正しくは某ノ院ノ天皇、若くは某ノ院ノ帝などゝこそ申すべけれ、只院とのみ申すは、甚く畧きたり、さて圓融花山[illegible]光明などは、漢樣ながら佛寺の名なり、さて又桓武を柏原ノ帝、仁明を深草ノ帝、文徳を田村ノ帝、光孝を小松ノ帝とも申し、又宇多醍醐村上など、これらは皆御陵の地名なり、又平城嵯峨水ノ尾などは、後に御坐ましゝ地ノ名、陽成朱雀冷泉などは、後の宮の名なり、其後の御諡みな京城の坊名、若くは京の邊の地名などを取て奉れることなれば、抑これらの御號どもは、古への御諡の事のついでに、一わたり申すなり。】大凡古の王等の御名は、上ノ件の三種にして、又希々には、御母の名に因れりと見ゆるもあり、孝靈天皇ノ御子千々速比賣命は、御母千々速眞若比賣なり、孝元天皇ノ御子建波邇夜須毘古ノ命は、御母波邇夜須毘賣なるが如し、又繼體天皇ノ御子茨田ノ大郎女は、御母茨田ノ連氏の女、用明天皇の御子當麻ノ王は、御母當麻ノ倉首氏の女なる、これらは御母の姓を取るか、又應神天皇の御子大山守ノ命は、職ノ名なり、【此例は他に見えず、後ノ世に式部卿ノ親王中務ノ宮などいふがごときなり、】猶此等の外なるも種々あるべし、さて又上の種々の中なる此と彼とを、合せ連ねて申せる御名も多し、又某王亦ノ名ハ某亦ノ名ハ某などゝあるを見て、凡てを思ふに、一柱の王に、御名二ッ三ッもありし中の一ッが傳はりて、餘は傳はらぬも多かるべし、【たとへば生坐し時に、由縁につきて著奉りし、本よりの御名は御名として、又其ノ居地の名などを以申せる御名もあり、又稱て申せる御名もありつるを、世中に何れにまれ一ッ

御名ども、、古ヘ今と世々にかはり來ぬることを知らしめむために、如此近き世の御事まで、事のついでにかつがつ申せるなり、】

然更求爲大后之美人時大久米命曰此間有媛女是謂神御子。其所以謂神御子者三島湟咋之女名勢夜陀多良比賣其容姿麗美故美和之大物主神見感而其美人爲大便之時化丹塗矢。自其爲大便之溝流下突其美人之富登(此二字以音下效此)爾其美人驚而立走伊須須岐伎(此五字以音)乃將來其矢置於床邊忽成麗壯夫即娶其美人生子名謂富登多多良伊須須岐比賣命亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣(是者惡其富登云事。後改名者也)故是以謂神御子也

大后は、字の任に意富岐佐伎と訓べし、後ノ世の皇后なり、古ヘは天皇ノ大御妻等を后と申して、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大后とは申せしこと、上卷八千矛ノ神ノ段【傳十一の三十葉】に云るが如し、【大は、大臣大連などの大と同じくて、あるが中に一人を尊みて云ノ稱なり、】されど猶疑ふあらむ人の爲に、其證どもを擧てなほ委く云む、先ツ古ヘに后とは、一柱に限らず、、後に妃夫人などゝ申す班までを、幾柱にても申せり、【今ノ世女帝の詞に、十二人の御后といふなるは、愚なるに似たれども、かへりて古ヘに近し、】倭建ノ命ノ段に、弟橘比賣ノ命を、其后とありて、又次に坐ノ倭ニ后等

云々とあるは、橘比賣をも並に倭建をも、共に后と申せるなり、【倭建ノ命は、當に天皇に准へて申せる例なり、】又后と云ふを以ても、一柱に限らざりしことを明らべし、されば書紀反正ノ巻九に、皇夫人また夫人、敏達ノ巻廿にも、夫人、これらを伎佐伎と訓るは、古へにかなへる訓なり、字鏡にも、嬪ハ妃也支佐支とあり、【又書紀に、夫人をば意富刀自と訓る處もあるは心得ず、又妃夫人嬪女御などを、多くは美賣と訓り、こちらノ〜御賣とは、皇后を始メ奉て、夫人嬪などの列までも通ひて申すべければ、此訓は惡からず、但シ神武ノ巻に、嫡ニ正妃一爲ニ皇后一とある、正妃を牟加比賣、皇后を伎佐伎と訓り、こは文字に就ては然も訓べけれども、當時の實の稱には叶ふべくも非ず、牟加比賣とは皇后を申すべく、又伎佐伎とは、妃などにもわたる稱なればなり、されば爰には、正妃を伎佐伎、皇后を意富岐佐伎と訓て宜し、凡ていづこにても、妃夫人などは伎佐伎、皇后は意富岐佐伎と訓べきなり、】さて其ノ后等の中の第一なるを大后と申せし故は、此處を始メとして、玉垣ノ宮ノ段に、其ノ大后比婆須比賣ノ命と見え、訶志比ノ宮ノ段に、息長帶比賣ノ命を大后と申し、高津ノ宮ノ段に、大后石之日賣命と見え、又遠ツ飛鳥ノ宮ノ段、朝倉ノ宮ノ段などにも、同く大后と申せり、又書紀天智ノ巻に、天皇疾病甚ク重くならせ給へる時に、天武天皇の儲君に坐けるが、後事を辭ミ申給へる御言に、請奉ニ洪業一付ニ屬ス大后一云々、とある大后も、皇后倭姫王を申シたまへるなり、【凡て書紀の例は、上代の事を記されたるも、後世の如く漢國の定めに隨ひて、當代の大后をば皇后と書き、御祖后をこそ皇大后とは書れたるに、此は其例に違ひて、たまたま當時の實の稱のまゝに、當代のを大后とは書れたるなり、此ノ餘にもかくとりはづしては、凡ての漢樣の例に違ひて、古への稱のまゝに書れたることもまゝ見えたり、御子をば皇子皇女と書るが、凡ての例なるに、をりをりは王とも書れたる類なり、】又萬葉二に、近江ノ大津ノ宮ニ御宇天皇聖躬不豫之時、大后奉御歌、また天皇大殯之時大后ノ御歌、また明日香ノ清御原ノ宮ニ御宇天皇崩之時、大后御作歌など見え、又伊豫ノ國ノ風土記に、天皇等於ニ湯幸行降坐五度也、以テ大帶日子天皇與ニ

大后八坂入姫命二驅爲一度也、以帶中ノ日子ノ天皇與大后息長帶姫ノ命二驅爲一度也、云々とある、是ぞら
なり、さて上ノ件の如く、古ヘに大后と申せしは、當御代の第一なる御妻なり、然るを萬ヅの御制漢國のにならひ賜ふ御代と
なりては、正しき文書などには、當代のをば皇后、先代のをば皇大后と書ることゝなれり、されど口に言フ語、又うちと
けたる文などには、奈良のころまでもなほ古ヘの隨に、當代のを大后、先ノ御代のをば大御祖と申せるを、【されば書紀な
どに、皇大后皇大妃皇大夫人などゝあるをば、皆意富美意夜と訓べし、古ヘの稱は然なり、またことに大御母に坐をも、伎
佐伎美賣などゝは申すまじき理なり、然るを書紀舒明卷に、皇大夫人を意富伎佐伎と訓るは、古ヘに叶はず、皇極ノ卷
に、天皇の御母吉備姫王を、吉備ノ嶋ノ皇祖母命とある、此ぞ古ヘの稱なる、又續紀九に、藤原夫人を、宜ク文ハ則皇大夫人、
語ハ則大御祖ト、この語のあるを思ふべし、皇后にまれ夫人にまれ、大ノ字を加へて御母の事とするは、漢國の定めにこそあ
れ、皇國の古へにはさることなし、故レ文には漢樣を用ひながら、語にはなほ古ヘのまゝに申されしなり、いまだ漢籍を取
用ひられざりし前の御代には、大妃大夫人などゝ云品の差別はあらざりしかば、大后にまれ凡の后たちにまれ、御母とな
り坐ては、凡て大御祖とぞ申せし、孝徳紀に、皇極天皇を皇祖母尊と御號奉らるゝこと見えたる、こは天皇に坐ます猶
如此申せるを以て、后も夫人も、大御祖と申すに差別はなかりしことをさとるべし、さて皇極は孝徳の大御姉に坐ませども、
大御母に准へて、此ノ御號奉り給へりしなり、さて又こは御母と申すことなるに、祖母と書れたるは如何、と疑ふ人あ
り、凡て古ヘは、母を多く美意夜と申して、古書どもに御祖と書れば、其例のまゝに祖ノ字を書き、又皇祖尊と書ては、先
代天皇にまぎるゝ故に、御母なることを知しめむために、母ノ字をも添へられたる物なり、かゝる例他にもあり、彼ノ八咫
烏を、書紀には頭八咫烏と書れたるも、八咫は頭の大きなることを知しめむ料に、頭ノ字を添へられたる類なり、】其後遂
に常の語にも、當代の嫡后をばたゞ后と申し、大御母を大后と申すことにはなれるぞかし、【凡て何事もかく漢樣にの

名なるべし、聖德太子傳暦に勢夜ノ里と云見えて、今大和ノ國平群ノ郡に勢野村あり、【太子傳なるも是レなるべし、】陀多良は、如何なる意にか未々考へ得ず、【陀濁れるは、上より續きたる音便なり、】内膳式、漬年料雜菜の中に、多々良比賣ノ花搗三斗【料鹽三升】と見え、衞門府ノ風俗ノ歌にも多々良女乃花、字鏡にも葦ハ太々良女とあり、此花の名、此ノ比賣に由緣ありて著たるにやあらむ、さて此ノ比賣の名、書紀神代ノ卷には、三島溝橛姫、神武ノ卷には玉櫛媛とあり、○其容姿麗美は、曾禮加富余斯と訓べし、容姿を加富と訓べき由は、上卷【傳十三の五十九葉】に云り、さて万葉十四十三丁に可抱與吉と見え、書紀景行ノ卷に容姿麗美、垂仁ノ卷に美麗、雄略ノ卷に麗、允恭ノ卷に艷妙、孝德ノ卷に美姿顏など、みな加富與斯と訓り、さて上なる其は、即チ多々良比賣を指言にて、中昔の物語文などにも此如云る例多し、【かゝる處に其と云むは、漢文訓めきたりと思ふ人もあるべけれど、からぶみの其とは云さまいたく異なり、また此ノ字は、甚の誤りかとも思はるれど然らず、】記中には、活玉依毘賣其容姿端正、また二嬢子其容姿麗美、また髮長比賣其顏容麗美など見え、又朝倉ノ宮ノ段には、河邊有ニ洗レ衣童女ニ其容姿甚麗ともあり、【是レに下に甚とあれば、上なるは皆甚に非ること知るべし、】○美和は、大和ノ國城ノ上ノ郡大神ノ神社を云、此社のこと、水垣ノ朝ノ段【傳二十三の三十四葉】に委ク云べし、○大物主ノ神、書紀崇神ノ卷の哥に、於朋望能農之とあり、此神は大穴牟遲神ノ和魂に坐て、美和に拜祭る神なり、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、乃大穴持ノ命乃申シ給ハ久、皇御孫ノ命乃靜坐牟大倭ノ國申シテ、己レ命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭ノ大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大美和乃神奈備爾坐天、皇孫ノ命能近守神登貢置天、とあるを以しるべし、抑此ノ大物主と申す御名は、右の詞の如く、美和に鎭り坐ス御魂の御名にして、大穴牟遲ノ命の一名にはあらず、倭ノ大物主とあるにてもしるべし、【須佐之男ノ命の、出雲の熊野に拜祭る御名を、櫛御氣野ノ命と申し、建御雷神の、下總の香取に拜祭る御名を、齋主ノ命と申すたぐひにて、美和社にかぎれる御名なり、】故、上卷に、大穴牟遲ノ神ノ亦ノ名ともあげたる處には、此ノ御名は出

の美稱なり、かくて此ノ御名とは、此ノ神現御身は八十坰手に隱坐て、御靈の此ノ國には留まりて、御護神となり給ふ方の御名なるが故に、現御身の一名には非ずて、大美和に拜祭る御名とはなれるなり、【彼ノ高御產巢日ノ命の賜へるを以て、即チ美和に鎭リ坐ス御名とせるなり、然るを書紀に、大己貴ノ神の一名ども擧たる處に、亦ノ名ハ大物主ノ神とあるは、古ノ意に違へり、撰者のさかしらに加へ給へるか、かくて世々の證者、たゞ廣く大己貴ノ命の一名とのみ心得居るは、古書を見ることの精しからざる故の誤なり、】○見感而は、美米傳弖と訓べし、此詞上卷海神ノ宮段に出たり、【傳十七の二十六葉】○其美人は、勢夜陀多良比賣を云、○爲大便は、加波夜爾伊禮流と訓べし、日代ノ宮ノ段に、朝ニ入ル廁之時云々、と云例もあればなり、【此を師は、久曾麻流と訓れき、そは上卷に屎麻理、書紀神代ノ卷に、送糞此ヲ云 俱蘇摩屢ト などあれば、然もあることなれども、彼レはその糞を主として云る處なるを、此は同じ事ながら、糞の事を云る處に非れば、然訓ムはわろし、又加久志須、或は氣賀志須など訓るは、糞てふ言を惡み避て、修めへるものにて、古言とは聞えず、中昔の言に、波許須など云る類なり、】○丹塗矢は爾奴理夜と訓べし、【之を添て訓はわろし、】矢に丹を塗れるは、何の料にか、未ダ考ヘ得ず、若シくは唯餝のみにやあらむ、山城ノ風土記に、玉依日賣於二石川瀨見小川一遊爲時、丹塗矢自リ二川上一流レ下、乃取テ插-二置床邊一、遂ニ孕生ム男子一云々、號ク可茂別雷ノ命一、所謂丹塗矢者、乙訓ノ社ニ坐ス火雷ノ命在とあり、似たる事なり、○化は、大物主ノ神の化坐るなり、○爲大便之溝流下、此ノ七字を訶波夜能斯多と訓べし、古ヘの廁は、溝流の上に造りて、まりたる屎は、やがて其水に流失る如く搆たる故に、【今ノ世にも、如此搆たるもあるなり、】河屋とは云なり、【省きて河とのみも云り、万葉十六に、川隅とよみて、川に廁をもたせたる哥あり、又今ノ世に、尿屎を受る器を、御河といふも是なり、】○富登は上卷に出、○立走、万葉五に、難波津爾、美船泊農等、吉許延許婆、紐解佐氣弖、多知婆志利勢武とあり、○伊須々岐伎は、即チ驚て立チ走るさまなり、大殿祭ノ詞に、夜女能伊須々伎伎云々事無久とあるも、夜ル鼠

抑此ノ比賣命ノ御事、書紀には、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求華冑時、有人奏之曰、事代主神共ニ三島ノ溝樴耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛蹈韛五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、と見え、綏靖ノ卷にも、媛蹈韛五十鈴媛ノ命、事代主ノ神之大女也と見えたり、此記と傳へノ異なるなり、但し神代ノ卷には、大三輪之神之子姫蹈韛五十鈴姫ノ命、【蹈韛此ヲ云多々羅】又曰事代主ノ神化爲八尋熊鰐、通三島ノ溝樴姫而生兒、姫蹈韛五十鈴姫ノ命、是爲神日本磐余彦火々出見ノ天皇之后也と見えたり、【抑かく神代ノ卷には、此記と同じく、大三輪ノ神の御女と云ッ方を主として記しながら、此ノ御卷には、其ノ傳へをば一モ擧ずして、たゞ事代主ノ神の御子とのみあるは、いかにぞや、二ッともに古への傳へにはあるべけれども、彼ノ卷と此ノ卷と違へるに似たるをや、さて事代主ノ神と申すも、此ノ神の鎭リ坐ス社の御靈を云なれば、神名帳に、大和ノ國葛上ノ郡鴨都波八重事代主ノ命ノ神社、また高市ノ郡高市ノ御縣ニ坐ス鴨事代主ノ神社、此ノ二社ノ内ノ御靈なるべし、飛鳥ノ神社も同神なれども、事代主と申す社ノ號の方なるべし、】○上件大物主ノ神の故事、水垣ノ宮ノ段なる、同神の活玉依毘賣の許に通ひ坐ること、相似たり、姓氏錄の大神朝臣ノ條に、初大國主ノ神娶三島ノ溝杭耳之女玉櫛姫云々とあるは、此と彼とを一ッに混ひたるものなり、【舊事紀に、事代主ノ神化爲八尋熊鰐通三島ノ溝杭ノ女活玉依姫生天日方奇日方ノ命、姫蹈韛五十鈴姫命と云るも、二ッの事を一ッに混へたり、】又書紀ノ崇神ノ卷なる、倭迹々姫ノ命の事もよく似たり、【仙覺が萬葉ノ抄に引る、土佐ノ國ノ風土記には、此ノ倭迹々姫ノ命の故事を、卽かの三輪と云ふ名の由縁の故事とせり、】同事にしてかく似たる事の此と彼とに見えたるは、本一ッなりしが、傳への混ひて、此ノ事彼ノ事に轉れるか、將神の御所爲なれば、此ノ時も彼ノ時も似たる事のあまたありしか、測り難くなむ、○謂神御子也、これまで大久米ノ命の天皇に申し給へる詞なり、

於是七媛女遊行於高佐士野〔佐士二字以音〕伊須氣余理比賣在其中。爾大久米命見其伊須氣余理比賣而以歌白於天皇曰夜麻登能多加佐士怒袁那那由久袁登賣杼母多禮袁志摩加牟爾伊須氣余理比賣者。立其媛女等之前。乃天皇見其媛女等而御心知伊須氣余理比賣立於最前以歌答曰加都賀都母伊夜佐岐陀弖流延袁斯麻加牟爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時見其大久米命黥利目而思奇歌曰阿米都都知杼理麻斯登登那杼佐祁流斗米　爾大久米命答歌曰袁登賣爾多陀爾阿波牟登和加佐祁流斗米故其孃子白之仕奉也於是其伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上天皇幸行其伊須氣余理比賣之許一宿御寢坐也〔其河謂佐韋河由者於其河邊山由理草多在故取其山由理草之名號佐韋河也山由理草之本名云佐韋也〕

七媛女は那々袁登賣と訓べし、上巻にも稚女とも見え、又日代ノ宮ノ段に二孃女ともあり、○高佐士野は、歌に夜麻登能とはあれども、何ノ郡ならむ詳ならず、【大和志に、十市ノ郡南浦村にありと云るは、何の據あるにか、例のおほつかなし、又師は、城ノ下ノ郡にありと云れつれど、是は夜麻登を、倭ノ郷と見ての説なるべけれど、取がたし、】姓氏錄の未定雜姓の中に、河内ノ國に佐自努公と云あり、【右京皇別にも此姓あり、又神名帳、常陸ノ國新治ノ郡に佐志能神社あり、】○遊行は阿會辨流と訓べし、【下を辨理とよめば語絶るゝを、辨流とよみて、次の語へ意を續くるは、雅文の格なり、】○大久米ノ命云々、此ノ段は天皇幸行の時、高佐士野にして、七人の媛女の遊べるに行遇奉れる、其時に大久米ノ命も御從に侍ひ賜へるなり、然るに幸行のことをも、御從に侍へることをも言ずして、然聞ゆるは古文なり、さて此ノ人は、本より伊須氣余理比賣をばよく知居しなるべし、故今七人の中に在るを見付たるなり、さてそは容色のこよなく勝れて美麗くして、諸の媛女等に混ふべくもあらざれば、彼ぞと指ては申さずとも、必いちじろく見取賜はむ物ぞと、推量奉れる故に、歌以て試み奉れるなり、○夜麻登能は倭之なり、大和國を云、【餘國ならむにこそ國を云べけれ、倭には國を云べくもあらざれば、是とは城下ノ郡なる倭ノ郷なるべし、と云疑ひもありぬべけれど、凡て哥は、五言の句より起ることにて、七言より起まるはなき故に、首に五言ノ句を置むために、國ノ名を出せるものなり、さて五言ノ句を、四言にも三言にも云は、古への例ぞ、】○多加佐士怒は高佐士野なり、○那々由久は、七行にて、七人行を云、○袁登賣杼母は媛女等なり、○多禮志摩加牟は誰を將覓にて、志は助辭なり、麻久とは妻問するを云、【契沖が、志摩加牟と讀て、志を發語とし、枕を纏ことゝして、万葉二十の磐根門卷手といへるを引るはあたらず、】上巻八千矛ノ神ノ御哥に、夜斯麻久尒都麻々岐迦泥弖とあり、○一首の意は、今此道を七人連ねて遊び行媛女等の中に、何れにか大御心は着坐る、と問申すなり、其は此ノ中に彼ノ伊須氣余理比賣の雜れることをば先申し置たるべければ、即何れか其人と見坐るぞと申す意にて、如此は申せ

り、此等の如し、○以天皇之命は、娶むと所思看すことを詔ふ勅命なり、○黥利目は、歌に依て、佐祁流斗米と訓べし、黥は只借字にて、佐祁流は裂有なり、そは自然に裂て有るをいふ、他の此を裂たるには非ず、【黥は、罪ある人の面を刻て墨を入るゝを云て、米佐久と訓む字なり、そは目のあたりを裂ゆゑに、然云るなるべし、さて此處に此字をしも書るは、此ノ人の目大キにして、裂たるが如くなる故に、米佐久てふ訓を借たるのみか、又は打見たるが、彼ノ黥る者の目のさましたりし故に書るか、何れにまれ借字にてはあるなり、猶黥の事は、穴穂ノ宮ノ段に、面黥とある處に云べし、さて師の冠辭考みつ〳〵しの條に、此文を引れたるには、此ノ字を黠に改メて書れたり、まことに黠は慧也とも堅也とも注して、佐登志とも加斯許志とも訓メば、黥よりは利目に似つかはし、然れども、歌に佐祁流とあれば、決裂有なるべければ、此も其ノ同シ言の借字なるべければ、なほ黥なるべく思はる、若シ黠ノ字とせば、二字を連て、佐登伎米などゝ訓べきにや、されど此は目の貌を旨と云るなれば、佐祁流なるべし、思奇と云も、佐登伎にてはいかゞなり、】さて此は、此ノ命の目の甚大キにして、裂たる如くなるを云なり、利目は、視ることの明らけき目なり、【俗に目のときと云は、速にて物を速視取方に云り、其とはいさゝか異にて、物を明らかにしるく見辨ふるを、利とは云なり、されど云もてゆけば、彼レも此レも一ツなり、耳口などの利も同じ、】抑此ノ命の目は、滿々し久米と名に負て、【此事傳十九に委く云り、】人に異なる目になむ有ける、故に伊須氣余理比賣ノ命も、見て奇しと思ほせりしなり、○阿米都々【四音一句なり、】知杼理麻斯登々、此ノ二句甚解り難し、されど例の試に強て云ハば、鳥の名四ッ擧、そは阿米は詳ならねど、若シくは和名抄に、胡鷰子ハ阿万止里とある、是レを阿米とのみも云るにや、都々は鶺鴒の一名、【または阿米都々は、千鳥の枕詞にもあらむか、されど其意は未ダ思ひ得ず、】知杼理は古哥に多く見えて論なし、麻斯登々は、書紀天武ノ卷に、朱鳥此云芝苫々、和名抄にも、鵐ハ之止々とある鳥にて、眞鵐ならむか、【眞といふは、眞鴨眞牡鹿などの例なり、】さて如此鳥どもの名を擧た

なりと云るなり、と云れき、されど天地と云に、都てふ助辭を中に置べきにあらず、若シ地の本語を、都々知なりとせば、さもあらむか、神名式、對馬に都々智ノ神社あり、されど此レは異意なるべし、さて又天地から手に取ル坐すべき勇士と云ことを、杼理麻斯登々那と云ては、語とゝのはず、登々那は如何なる詞とかせむ、そのうへ杼は、凡テ濁音に用る字にて清音に用ひたる例なきに、此說の如くにては、二ツ共に清音なるをや、此はみづからも心よからずや思はれけむ、誤字ならむかと疑ひおかれたり、此ノ杼ノ字、記中に梯と書る處多きにつきて、此も梯にて、清音のト賦とも云べけれど、梯はテの假字にこそ用ふべき字なれ、トには用ふべくもあらず、記中假字に此字を書るは、みな杼を誤れるものなり、】○袁登賣爾は媛女になり、汝にと云むが如し、○多陀爾阿波牟登は直將逢となり、万葉などの哥にも、まのあたり逢見ることを、直に逢と多く云り、古ヘの言なり、○和加佐都流斗目は吾裂有利目なり、彼より、何さけるとあるを、奇しみとがめたるに應へて、如此吾裂たる利目は、天皇の御爲に、汝に行遇て、見むとてぞ、と云となせる哥なり、○白之仕奉ー也とは、上に娶むと所思看ことを、語へる大命を、諾ヒ奉れる御答なり、○伊須氣余理比賣ノ命、そも〳〵此ノ比賣の御名、都て十二度出たる中に、初メて出たる處と此處と、二處のみ命とありて、其ノ餘は命と云ること無し、此レは大后にして、次の天皇の大御母に坐せば、必いつも〳〵、命とあるべきに、然らざるは、所以あるか、【若シ所以あらば、二處には命とあるはいかに、】將所以はなきか、いぶかしくこそ、○狹井河は、神名帳、大和ノ國城ノ上ノ郡に、狹井ニ坐ス大神荒魂ノ神社【令ノ義解、又四時祭式などに、狹井ノ社とあり、】あれば、其處にある河なるべし、【大和志ノ城上ノ郡ノ部に、狹井溪、源ハ出ニ三輪山ニ、遶ニ狹井寺ノ跡ヲ、至ニ箸中村ニ、入ニ纏向溪ニ、と云り、まことに此川にや、猶よく尋ぬべし、】○上は邊と云ことなり、辨と訓べし、○之許は、師の賀理と訓れたるに從ふべし、【又能毘登と訓むも惡からず、】万葉十四【二十丁】に、伊可奈流勢奈可、和我理許武等伊布、【吾之許なり、】又已許呂能未伊毘我理夜里豆、又許和我理可欲波牟など、此ノ外に

和ノ國添ノ上ノ郡率川ニ坐大神御子神ノ社三座、これを或書に、三座中は此伊須氣余理比賣ノ命、左は事代主ノ神、右は玉櫛媛なりと云り、さもあるべし、【但し事代主ノ神と云るは、書紀ノ神武ノ卷の傳へに依れるなるべし、神代ノ卷又此記に依らば、左は大物主ノ神なるべし、大神御子神とあるにもかなへり、】かくて神祇令に、孟夏三枝祭、義解に、率川ノ社ノ祭也以ニ三枝ノ華ヲ飾ニ酒罇ヲ祭、故ニ曰ニ三枝ト也【四時祭式此ノ祭ノ條に、三枝ノ花の事は見えざるは、官ノ幣物の限には非ればなり、】とあり、由緒あることなりけり、○此ノ註の文に疑ひあり、其ノ故は、本文に狹井河と書るを、字を變て佐韋河と作ることいかゞ、下なる哥に、佐韋賀波と書るに依れるなるべけれど、凡て哥は假字書の例なれば、論なきを、註は必ずの本文の字のまゝにこそ書くべけれ、又狹井は地ノ名なれば、其處にある故に狹井河とは云なるべきを、佐韋草の多かりし故といふもいかゞ、【若シは本河ノ名より出て、其ノあたりの地ノ名にもなれるか、又は地ノ名本此ノ草ノ名より出たるを、此は河ノ名の註なる故に、河へ係ていへるか、】

後其伊須氣余理比賣參入宮內之時天皇御歌曰阿斯波良能。志祁去岐袁夜邇須賀多多美伊夜佐夜斯岐弖和賀布多理泥斯然而阿禮坐之御子名日子八井命次神八井耳命次神沼河耳命 註三

宮內は意富美夜能用知と訓べし、○御歌曰は美宇多余美志賜波久と訓べし、○阿斯波良能は葦原之なり、○志祁去岐袁夜邇は醜小屋になり、醜きを延て志祁去岐と云は、寒き暑きを佐牟祁伎阿都祁伎などいふ類なり、【但しこれらの格ならば、

の新に成なり、又現るゝなればなり、【宇麻を切れば阿なる故に、阿禮は即宇麻禮なりと意得るは違へり、宇麻禮は所產にて、言と元より別なり】明宮御宇天皇ノ生坐るをも、其御子者阿禮坐とあり、續紀一に、天皇ノ御子之阿禮坐牟彌繼々爾と見え、月次祭祝詞にも、阿禮坐皇子等乎毛惠給比と見え、万葉一丁十六に、阿禮座師神之盡、六丁二十に、阿禮將座御子之嗣繼など見ゆ、又書紀允恭ノ卷に、皇后產ニ大泊瀨ノ天皇ヲとある產を、阿良志麻須と訓るは、令生坐なり、【凡て阿禮坐とは、御子に就ていふ言にて、宇麻禮賜ふと云意なり、故ニ御母に就ていふときは、阿良志坐なり、令生坐の意なればなり、又宇牟は母に就たる言なる故に、子に就ていへば宇麻流といふ、所生の意なり、されば古書に生ノ字を書るに此ノ差別あり、母に就て某生某ヲとある生は、親の子を產なれば、宇牟とか阿良志坐とか訓べし、子に就て某生とある生は、子の誕生なれば、宇麻流とか阿禮坐とか訓べし、然るに世ノ人此ノ差別なく、生ノ字をば、子に就ても親に就ても、阿禮坐と訓むを古言と心得たるは非なり、凡て何事も文字に委ねおく故に、古言のかゝる差別あることを得辨へ知らざる、此類多し、其例を一ッ二ッいはゞ、賜ふと賜はるとを一ッに心得、遣すと遣はるとを一ッに心得るなど、皆誤なり、多麻布は與ふる人に就ていふ言、多麻波流は受る人に就ていふ言にて、所賜の意なり、都加波須は遣る人に就ていふ言、都加波佐流は行人に就ていふ言にて、所遣の意なり、凡ての言づかひ、此等を以て准へ知べし、】○日子八井命、姓氏錄には彥八井耳ノ命とあり、【舊事紀も同じ、】八井の意いまだ思ひ得ず、御弟ノ命の沼河の例に依らば、宇の如きか、さて此ノ御子の事、下に論ひあり、○神八井耳命、名義、八井は上と同じ、耳は上卷忍穗耳命の處に云るがごとし、次なるも同じ、書紀綏靖ノ御卷に、四年夏四月、神八井耳ノ命薨、即葬ニ于畝傍山ノ北ニとあり、【此ノ御墓の事、大和志に、在ニ高市ノ郡山本村ニ、稱ニ御陵山ニ、傍ニ有ニ小祠一、曰ニ若井耳ト云り、山本村は火山の邊にあり、】○神沼河耳ノ命、沼河は書紀に依て奴那加波と訓べし、上卷に沼河比賣と云あり、万葉十三丁九に、沼名河之底奈流玉、神名帳に、越後ノ國頸

城ノ郡奴奈川郷ノ註あり、是も和名抄ノ郷ノ名には、沼川ハ奴乃加波とあり、此例に准へば、那は之の意にやあらむ、【亊御原ノ天皇ノ御名大ノ渟中原瀛眞人、渟中此ニ云ク農難ニとあり、是も中は借字にて、同意なるべし、】さて沼河とは、沼の如く水の淀みて深き川などをいふか、また砂ならず泥なる川をいふか、又此ノ御名は、然る川の意にて、御兄の御名の八井も此も、御名になる由あるか、將地ノ名か、詳にはしりがたし、書紀に云ク、庚申ノ年九月壬午ノ朔乙巳、納ニ媛蹈鞴五十鈴媛ノ命ヲ以テ爲ス正妃ト、辛酉ノ年春正月庚辰ノ朔、天皇即ニ帝位ニ於ニ橿原ノ宮ニ、是ノ歳尊テ正妃ヲ爲ス皇后ト、生ス皇子神八井ノ命神渟名川耳ノ尊ヲとあり、【凡て書紀に、上古の御代々々皇后を立たまふことなきを、如此某年某月某日と、月日を記されたることを甚疑はし、其由別に眞曆考に委く論へり、考へ見べし、又さばかりに尊き皇后などいふことも、漢國の事にこそあれ、皇國の上代にはさる事あるべくもあらず、皇后は何時よりとなく、日ノ皇后なるべきなり、さて神八井耳ノ命は、綏靖ノ紀には、此記と同く、井ノ下に耳ノ字あるを、此處に無きは、後に脱せるにや、又此記に日子八井ノ命と申す例もあれば、本より耳てふ言をば省きても申せるか、

故天皇崩後其庶兄當藝志美美命娶其嫡后伊須氣余理比賣之時將殺其三弟而謀之間其御祖伊須氣余理比賣患苦而以歌令知其御子等歌曰佐韋賀波用久毛多知和多理宇泥備夜麻許能波佐夜藝奴加是布加牟登須又歌曰宇泥備夜麻比流

波久毛登韋由布佐禮婆加是布加牟登曾許能波佐夜牙流於、是其御子聞知而驚乃爲將殺當藝志美美之時神沼河耳命曰其兄神八井耳命那泥〔此二字以音〕汝命持兵入而殺當藝志美美故持兵入以將殺之時手足和那那岐弖〔此五字以音〕不得殺故爾其弟神沼河耳命乞取其兄所持之兵入殺當藝志美美故亦稱其御名謂建沼河耳命

庶兄は、字鏡に庶兄万々兄とあり、如此訓むべし、【上巻に庶兄弟とあるをば、たゞ阿爾於登杼母と訓たりき、彼は異母兄弟等を凡て云る、其を麻々某といふ稱を知ざればなり、又書紀ノ綏靖ノ巻に、庶兄をイロネ、用明ノ巻に、庶弟をハラカラと訓るなどは、皆當らず、】又同書に、嫡母は万々波々、庶母は万々妹などもあり、【漢國にて、庶ノ字は嫡に對へる稱にして、嫡妻の生る子を嫡子といひ、妾の生るを庶子といふ、されば庶兄とは、嫡妻の生る弟の、妾の生る兄をいふ稱なり、此も其ノ定まりの如く庶兄と書り、然れども皇國にては、嫡庶を論ず、凡て異母の兄弟を麻々兄麻々弟と云けむこと、彼ノ字鏡に嫡をも庶をも万々とあるにても知べく、又和名抄に、繼父は万々知々、繼母は万々波々と見え、又古へも今も、非所生子を麻々子と云ひ、今ノ言に非所生親子の間を麻々志伎中と云り、】○嫡后は意富岐佐伎と訓べし、上に大后とあるとおなじ、○娶は、此は多波久と訓べし、書紀に、通【景行巻允恭巻】奸【允恭巻】淫【安康巻】などを皆然訓り、

凡て男女の交通を、義に違へるを多波久と云りと聞ゆ、字鏡に、婬、亂也、淫也、多波久とあり、【同書に淫、太波留ともあり是も本同言なるべく、又万葉十七に多波禮射とあるも、又狂も、皆同言にて、たゞ男女の事には限らず、凡ての事にいふ言なりけり】さて此ノ當藝志美美ノ命の、嫡后に娶りまつれること、書紀には見えず、疑はしきことなり、此ノ次に嫡后の患苦て、御哥賦して、御子等に知しめ給へるなどを以見れば、未ダ交通はしたまはねども、强て犯し奉むとて、聘ひ賜へるを、多波久とは云るにやあらむ、【興要有ル又都麻杼比などいふも、既に交通せるをも、未せざるをもいへば、多波久とは然らむか、又思フに、上巻に將婚欲爲など書る例を以見れば、此もたゞ交通せむとし給ふかいはゞ、將ノ字欲ノ字などを加へて書べきに、然はあらで、直に娶と書るは、若くは既に其事ありしにもやあらむ、若然らば書紀には、綏靖天皇の皇母なる故に、憚り忌て省かれたるか、但シ書紀にては、天皇元年に皇后に立タ給ひて、七十六年に崩坐しかば、其時皇后御年甚く老給ひたるべければ、然ることあるべくもあらず、然れども此記の傳ヘにては、此ノ大后何れの年より俗れ給ひしともなく、又凡て書紀の年ノ數、强て拘り難きことも多ければ、左右に定めがたし、此ノ御名に多く命と云ことを省て云るも、如此有事の亂のありし故に、當時より貶して申せるか、當藝志耳ノ命も、是レより下には、みな命てふことを省ける例をも思ふべし、されど假令然る事ありとも、后の御心より和ひ給へるには非ずして、たゞ當藝志耳ノ命の强たる所爲なりけむこと、御哥よみして其ノ禍事を令ノ知賜ひしにておしはかるべし】○三弟は美波斯良能淤登御子等と訓べし、上に擧たる三柱の御子なり、○將殺は斯勢牟登志氐と訓べし、上巻沼河日賣の哥に、伊能知波、那志勢多麻比曾【命は伊能知なり】水垣ノ宮ノ段の哥に、奴須美、斯勢牟登、宇迦々波久斯良爾【寫誤なるべし不明なり】など見え、書紀巻々に、殺また殺を斯勢牟登志氐と訓り、斯勢は令ノ死の切りたるにて、殺をいふ古言なり、【殺の字、古には非ず】○其之間は波加理碁都間と訓べし、獨言するを獨碁都、政するを麻都理碁都などいふ例にて、謀事爲を切め

て、如此云なり、書紀ニ云、神日本磐余彦天皇崩時、神渟名川耳ノ尊孝性純深悲慕無已、特留心於哀葬之事焉、其庶兄手研耳ノ命、行年已長久歷朝機故、亦委事而親之、然其王立操厝懷本乖仁義、遂以諒闇之際威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也、大歲己卯冬十一月、神渟名川耳ノ尊與ニ兄神八井耳ノ命一陰知其志而善防之、至於山陵事畢乃云々、【抑大后の所生る御子は、三柱の弟御子等なれば、天ッ日嗣は、此ノ御子たちの中ぞ所知看むこと論なきに、其を殺奉むと謀れるは、高御座を窺へりしこと知られたり、また大后に婚けむとせられしはさらなり、】○御祖、古ノ御母を皆御祖と云り、此事上に委く云り、○患苦は宇禮比氏と訓べし、上卷にも、其ノ御祖ノ命哭患而とあり、○以歌は宇多興美志氏と訓べし、【宇多毛豆と訓むも惡からず、】○令知は、殺奉むとすることをなり、○歌曰は曾能美宇多と訓べし、○佐韋賀波用は自狹井河なり、此川の事上に見ゆ、用を延佳本に由と作るは非し、此事も中卷に委く云り、○久毛多知和多理は雲起亘なり、此は直に狹井川より起と云には非ず、【狹井川に雲の立騰る處は、自橿原京より見え分るべきに非ず、】此ノ川の方よりと云意なり、其は京より狹井川は東北ノ方にあたれれば、たゞ東北の方より起るなるを、此ノ比賣命の本鄕なる故に、女の御心に、平日に其方ざまをば、凡て狹井川の方と心得坐るから、如此に讀坐るなり、○宇泥備夜麻は畝火山なり、○許能波佐夜藝奴は木葉喧擾ぬにて、木ノ葉のさや〳〵と鳴り騷ぐなり、万葉二十九に、小竹之葉者、三山毛清爾、亂友、【清は借字なり、】十卅三に、葦邊在、荻之葉左夜藝、秋風之、吹來苗丹、雁鳴渡、古今集十九に、小竹の葉の佐夜具霜夜をなどよめり、又上卷に、葦原之水穗國者、伊多久佐夜藝氐有祁理、【傳十三の五のひら】此ノ御段の上にも同語あり、又須勢理毘賣の御哥に、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾ともあり、【傳十一の五十一のひら】○加是布加牟登須は欲ニ風吹一なり、○一首の意、長さは、狹井川の方より雲の發渡て、大宮のべなる畝火山の樹葉どもの喧擾ぐを見坐て、風の吹發なむとするさまにて、然譬賜

へる裏の意は、當藝志美々の方に事謀をし設るぞ、其は汝等を殺さむとてなりと云るにて、雲起り、木ノ葉さやぐとは、事謀する譬へ、欲風吹とは殺さむとする譬なり、【雲の起る方を、狹井川從としもよみ給へるは、若くは當藝志美ノ命の家、其方に在し故かとも思はるれども、其までの意はあるべからず、彼ノ命の家は、何處にありけむも知べからねど、書紀に片丘なる大窨中に臥たまへりしことのある、片丘は葛下ノ郡なれば、畝火山の西なり、此ノ窨も其家にありし時か、たとひ家には在ずとも、住りし地に違からじ、是を以見れば、其家、京よりは東北ノ方にはあらじとぞ思はるゝ、さて又雲の立渡るは、風の吹むとするさまなれども、木ノ葉のさやぐは、方に風の吹ヶ時の事にこそあれ、吹むとするゝときによみ給へるは、事のさま違へるに似たれども、委細に思ふは、後ノ世の意なり、たゞ木ノ葉のさやぐは、風の吹ヶに事緒る故に、かくはよみたまへるなり、凡てかゝること、古へは大らかにこそあれ、又風は先ヶ山上より吹て、後に山下へは吹おろすものなる故に、先ヶ山の木ノ葉のさやぐが見えて、いまだ山下までは吹及ばざるほどなりとも云むか、其は殊にくだくだし】○又歌曰は、たゞ麻多とのみ訓べし、○比流波久毛登韋は、晝者雲と居にて、雲と居とは、雲に居るを云なり、夕には風になるべき雲の、晝のほどは、長雲にて居るを云、居とは、起騒ぎなどはせずて、山際などに靉りて、駐り集るを云なり、【俄に黒雲の起りて、いみしく雨の降ぬべきけしきなるが、雨はふらずて、風の吹出て、其雲は晴ぬることなど、常にあるものなり、これらも其雲の即風になるなり、師の、此ノ句を、雲の如く居るなり、又多用を助なれば用なるを、通はして登と云るか、然らば雲立居なり、と云れつるは、二ッ共にわろし、雲の如く居るとは、何物の居るにか、又立居とは云がたし、さては立もし居もすることになるを、此處はたゞ靜まり居る意ならではかなはず】○田布佐韋夜婆は、夕去者にて、夕になればと云むが如し、万葉に多き詞なり、明去ば朝去には、春去ば秋去ば、又作去ぬればなどもいひ、夕さらば、秋さらばなどもいひ、又夕去來れば春去來ればとも、春去にけりとも、又春去往とも、

さまぐ\に云る、みな去は其ノ時になる意に云り、【去往る意にはあらず、春去往と云るも、春になりゆくなり、春去にけりと云るも、春になりにけりといふ意なり、】今の俗言に、夜の夕さりとも夜さりとも云は、此より出たる言なるべし、○此ノ御哥は、當藝志美々の、晝のほどは忍びて、さりげなくて在るを、雲の靜まり居るに譬へ、夕になれば、汝等を殺ノ奉むとて、其ノ事謀設けをするぞと云ことを、風の吹むとして、木ノ葉のさやぐに譬たまへるなり、○聞知とは、御母命の御哥を聞て、其意を解り給へるなり、○傷ニ將殺ニ當藝志美々ヲ之時云々、書紀に、至於山陵事畢、乃使ニ弓部稚彦造ニ弓、倭鍛部天津眞浦造ニ眞麛鏃、矢部作ニ箭、及弓矢既成、神渟名川耳ノ尊、欲ニ以射ニ殺手研耳ノ命ヲとあり、○兄は伊呂勢と訓べし、其ノ事傳九【二十六葉】に見ゆ、○那泥は、人を親み尊みていふ稱なり、書紀神代ノ卷に阿姉と見え、万葉四卅丁に、己が女の名姉とよめり、【今ノ本の訓は誤れり、】九卄丁に、妹名根とよめり、常にも、男には兄女には姉と云ば、那泥は女に局るべきに似たれども、此に兄命を詔へれば、男にもわたる稱にて、【伊呂泥も女に限る如くなれども、安寧天皇の御子に、常根津日子伊呂泥命と申すもあれば、是も男女にわたる稱なり、】泥は、天津日子根など、常多かる泥なり、○汝命は、那賀美許登と訓べきこと、上【傳七の五葉】に云り、○兵は、和名抄に、兵庫寮ハ都波毛乃々久良乃官とあれば、都波毛能と訓べし、刀鉾の屬の總名なり、書紀に、鋒及兵器兵仗兵革など、皆然訓り、【漢國にても兵ノ字は、もと械也とも戎器也とも注して、其ノ義なるを、轉して、其ノ兵を執人をも多く兵と云る、其をも誤て都波毛能と訓るから、後世には、只勇士の稱の如くなりて、剛者の意と心得て、刀鉾の屬の名なることをば知ラずなりぬ、皇國にては、古ヘ其ノ人を指て都波毛能と云ることは無りき、書紀などに人をも云る兵ノ字、又卒などを然訓るは誤なり、又其をイクサビトなど訓る、これぞ宜しき、】名義は鐔物なり、【和名抄に、鐔ハ都美波、】匠具農具其餘も、諸ノ器に刀鉾の類の物は多かる中に、兵器に局りて鐔ある故に、此ノ名を負るなり、【都美波の美を省きて都波と云

下につゞきてあるは、異なる意などある歟、驚かしおくなり、】○亦稱二其御名一謂二建沼河耳ノ命一、こは本の神を建と更めたるにはあらず、是ノ時より亦御名に如此も申せりといふなり、上の亦ノ字に其ノ意見えたり、故レ次の此ノ命の御段の始メには、又舊のまゝに神とあり、建沼河耳ノ命登毋麻袁志使と訓べし、大毘古ノ命の御子にも、建沼河別命といふあり、

爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰吾者不能殺仇汝命既得殺仇故吾雖兄。不宜爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人而仕奉也。

讓てふ言は、佛足石ノ歌に、由豆利麻都良牟とあり、○得殺仇は、延志勢賜比奴と訓べし、仇ノ字は讀べからず、仇をと云ことは、上にあるを、此に又云むは、煩はしければなり、また得殺とあるをば、常には殺すことを得と訓ノども、其は漢籍讀なり、延志勢と云ぞ古言なる、此事先に例など引て委く云りき、○雖兄は阿爾那禮杼毋と訓べし、【此ノ兄は、伊呂勢など、訓てはわろし、】○不宜爲上は、加美登阿流弁加羅受と訓べし、さて此ノ上は、只此ノ二柱の間の上下を云には非ず、天下ノ萬ノ人の上にて、天皇となることを云なり、一姓の中ノ長を氏上といひ、【氏ノ長者と同じ、】長子を子上といひ、【兄ノ字を古能加美と訓ムによりて、一人には限らぬ如く聞ゆれども、然には非ず、漢字に依て古言の意を勿失ひそ、】諸官の長官をも皆加美と云、是レらも皆其ノ所有中に、最上たる一人を云て、同じことなり、さて又爲を登阿流と訓ムは、多流と云と同じ、多流は即チ登阿流の切りたる辭なり、故ニ多流と云べきを、登阿流と云ること、古言に多し、【凡て此ノ多流多理に二ッあり、躰ノ言の下に附るは、此と同じくて、皆登阿流登阿理なり、但シ漢文にて、瑟兮僩兮など云類は、

用ノ言の下なれども、字音にて誦かされば、針ノ音に同じくて、是レも登岡理の切りたるなり、さて用ノ言の下に附るは、皆弖阿流丑岡理の切りたるなり、云たる間二の仮名を省きたるなり、多良牟多疑など誦きたるも右の二なり、】〇汝命爲上、此ノ爲ノ上は、加美登麻志弖と訓べし、凡て尋常の人には、阿理阿流と云ふ辭を、尊みていふときは、坐スと云例なり、賢王ノ宣命に、皇坐丑天ノ下治賜ノ昔昔云々、また皇坐弖御ノ字事云々など、此ノ外も皆かくの如し、〇上ツ代には日嗣ノ御子と申すは、一柱に限らざりしかば、【此事上にも下にも委く云り、】神八井耳ノ命も神沼河耳ノ命も、共ニ日嗣ノ御子に坐て、此ノ時御位ノ嗣坐べきは、未何れとも定まり給はざりし故に、今如此る御論議はあるなり、若強て定まり賜へらむには、今更に此ノ御論議はあらむやも、然るを書紀には、四十有二年春正月壬子朔甲寅、立皇子神渟名川耳ノ尊爲皇太子とありて、此後に至りては、於是神八井耳ノ命懣然自服、讓於神渟名川耳ノ尊曰、吾是乃兄、而懦弱不能致果、今汝特挺神武、自誅元惡、宜哉乎、汝之光臨天位以承皇祖之業とあるは、心得ぬことなりかし、【其故は、若神渟名河耳ノ命ノ柱、既く皇太子に定まり坐てあらむには、皇位を嗣坐むこと、本より論なきに、此にて今更に、讓云々とあるは如何ぞや、また宜哉乎云々とある語は、かねてより定まり坐る如く聞ゆれども、若然らば、いよいよ讓曰云々てふ語に叶はず、それに就ては、哉乎二字を除きて、宜汝之光臨天位以承皇祖之業と云てこそ、本末あひ叶ふべけれ、凡て書紀に、某年月日立某爲皇太子とあるは、上代のは何れも疑はしきを、此に宜哉乎と書給へるは、上に皇太子とあると、首尾を合せむとての文なるべし、】さて上ツ代には武を主として、天ノ下治しめしゝこと、此ノ段を見てさとるべし、〇僕は阿禮と訓べし、【上にも吾者とあり、書紀にも吾とあり、】〇忌人は、師の伊波比毘登と訓れたるぞ宜き、此ノ訓は、黒田ノ宿ノ授に、伊波比毘登を忌人と書るにて定むべし、凡て伊波布と伊牟とは同言にて、齋ノ字をも書て、【後世には、忌ノ字をば伊牟とのみ訓て、伊波布には齋ノ字祝ノ字などをのみ書ども、齋を伊波比とも訓むを以

て、同言なることを知るべし、】諸の凶惡事汙穢事などを忌避て、萬ッを愼むを云なり、故ニ多く神に仕奉る事に言り、【後世には伊波布とは、壽ぐ事をいひ、伊牟とはたゞ嫌惡て去ことをのみ云て、反對なる如くになれゝども、壽を云も、其人其物を吉からしめむと願ふにつきて、凶惡事を嫌去て、愼む意より轉り、又たゞ嫌去を伊牟と云も、凶惡事を嫌去より轉れるにて、本は一ッ意なり、】書紀ノ此ノ御卷に、時ニ勅ニ道ノ臣ノ命ニ、今以ニ高皇産靈尊ヲ、朕親作ニ顯齋ヲ、用ニ汝ヲ爲ニ齋主ト、云々、顯齋此ヲ云ニ于圖詩怡破毘ト、また神代ノ卷に、是ノ時齋主神號ニ齋之大人ト、齋此ヲ云ニ伊幡毘ト、【此ノ訓注の齋ノ字の下に、今本に主ノ字あるは誤なり、是ヒは下の齋ノ字の訓注にて、伊幡比とのみあれば、主ノ字あるべき由なし、後人のさかしらに加へたるなり、さて此ノ文を、齋主と齋之大人とは同言なるに、かく云るはいかゞと、人の疑ふことなれども、よく聞えたることなり、齋主はその時の職をいひ、下の齋之大人は、其ノ神の名になれるよしを云るなり、後まで香取ノ神號を、伊波比奴志神と申すを以しるべし、】など見え、万葉七ノ卷ノ下ニに、三幣帛取、神之祝我、鎭齋杉原、十四ノ卷ノ下に、爾布奈未爾、和家世乎夜里弖、伊波布許能戸乎などと猶多し、さて此の忌人は、書紀にも、吾當爲汝輔之奉典神祇者と有て、天皇の御親ラ行ひ給ふ御神事を、扶輔奉り給ふ職を云なり、然るに上ツ代には、御神事を、有が中に最嚴重き御業として、【職員令に神祇官を第一として、太政官より上に次第られたるなど、上代の意の遺れるなり、後世何事も如此こそあらまほしけれ、】書紀に、右に引る文にも、朕親作顯齋ト見え、神功ノ卷には、皇后選ニ吉日ヲ入ニ齋宮ニ親爲ニ神主ト、とも有ガ如く、大御親ラ仕奉り賜へる故に、【後世までも大嘗などには此ノ式遺れり、】其ノ御扶輔を爲給ふなれば、甚々重き職掌にぞ有ける、上に扶ニ汝命ヲといひ、書紀にも爲ニ汝ノ輔ト、とあるに心を著べきものぞ、【齋主と云ずして、齋人と云るは、如何にと云に齋主は、中臣忌部などの諸の神職を總て仕奉る職なる故に、主と云を、今此ノ神八井耳ノ命の仕へ奉り賜ふは、然には非ず、天皇の御自ら仕へ奉り賜ふ御事を、扶奉り給ふ方の職なる故に、主とは稱ざるなり、】

之後也など見ゆ、【此外にも同書に、河内ノ國皇別に、下家ノ連ハ彦八井耳ノ命之後也、また江ノ首ハ彦八井耳ノ命ノ七世ノ孫來目津彦大雨ノ宿禰大碓命之後也、また尾張部ハ彦八井耳ノ命之後也なども見ゆ、是らは茨田ノ連より別れたる氏どもなるべし、○姓氏錄の撰者萬多親王の御名は、乳母の姓を取れるなり、そは此ノ氏人なりけむ、此ノ御名も初メは茨田と書れしを、後に萬多とは改め書れつるなり、】○手島ノ連、手島は和名抄に、攝津ノ國豐島【手島】郡豐島ハ天之方とある、此ノ地より出たる姓なり、姓氏錄攝津ノ國皇別、豐島ノ連ハ、多ノ朝臣同祖、彦八井耳ノ命之後也、日本紀ニ漏ル、【松津ノ首ハ豐島ノ連同祖、】とあり、

神八井耳命者、

意富臣。小子部連。坂合部連。火君。大分君。阿蘇君。筑紫三家連。雀部臣。雀部造。小長谷造。都祁直。伊余國造。科野國造。道奧石城國造。常道仲國造。長狹國造。伊勢船木直。尾張丹羽臣。島田臣等之祖也。

意富臣、意富は地名、和名抄に、大和ノ國十市ノ郡飫富とある、【今ノ本に、飫を誤て飯と作り、上總ノ國望陀ノ郡の飫富をも、飯に誤れるを、於布とあるにて、其ノ誤をしるべく、大和なるをも、准へて知べし、さて今も十市ノ郡に多村ありて、太とも書り、神名帳に、多坐彌志理都比古神社、臨時祭式に太社と見えて、或ハ作ル多ノ社ニとある是なり、此ノ社今も多村にあり、此ノ氏神にぞ坐くらむ、】此より出たる姓なり、書紀にも神八井耳ノ命云々、是即多臣之始祖也と見え、景行ノ卷に多ノ臣ノ祖武諸木、天智ノ卷に多ノ臣蔣敷、天武ノ卷に多ノ臣品治など見えて、同卷十三年十一月戊申朔、多ノ臣賜テ姓ヲ曰ニ朝臣ト、姓氏錄、左京皇別、多ノ朝臣ハ出レ自ニ諡神武ノ皇子神八井耳ノ命之後ニ也とあり、此記撰はれたる安麻呂ノ朝臣は、此ノ氏人なり、【万葉十七に、太朝臣德太理てふ人見ゆ、】三代實錄に、貞觀五年九月五日、右京ノ人散位外從五位下多ノ臣

は、即チ此ノ氏ノ祖なるべし、書紀欽明ノ卷十七年に、筑紫ノ火ノ君見ゆ、【今ノ本火を大に誤れり、】國造本紀に、火ノ國ノ造ハ、瑞籬ノ朝、大分ノ國ノ造同祖、志貴多奈彦ノ命ノ兒遲男江ノ命、定賜國造【大分ノ國造同祖とあれば、此ノ氏なるべし、】姓氏錄、【右京皇別】火ハ、多ノ朝臣同祖、また【大和ノ國皇別】肥ノ直ハ、多ノ朝臣同祖、神八井耳ノ命ノ後也とあり、【景行紀に火ノ國ノ別又火ノ國造などあるは、別姓なり、】○大分君、大分は地名、書紀景行ノ卷に、十二年天皇遂ニ幸ニ筑紫ニ到ニ豐前國ニ云々、冬十月到ニ碩田國ニ其地形廣大亦麗、因名ニ碩田ニ也、碩田此ヲ云ニ於保岐陀ニとある是なり、風土記にも同じ如見えたり、和名抄に、豐後ノ國大分ノ郡ニ於保伊多とある、岐を伊と云るは、後の音便なり、【大隅國桑原ノ郡にも大分てふ鄕あれど、其レにはあらず、】伎陀を分と書クは、段の意なり、さて此ノ氏ノ人は、書紀天武ノ卷に、大分ノ君惠尺同稚臣【臣を見ともかけり、】見ゆ、壬申ノ年の亂レに功ありき、○阿蘇君、阿蘇は地名、和名抄に、肥後ノ國阿蘇ノ郡【阿曾】阿蘇ノ鄕是なり、書紀景行ノ卷に、十八年六月、到ニ阿蘇ノ國ニ也、其國郊原曠遠、不見人居、天皇曰、是ノ國ニハ有人乎、時ニ有リ二神ニ曰阿蘇都彦阿蘇都媛ニ忽化人、以遊詣之曰、吾二人在、何無人耶、故レ號ヲ其國ニ曰阿蘇ニとあり、國造本紀に、阿蘇ノ國ノ造ハ、瑞籬ノ朝ノ御世ニ、火ノ國ノ造ノ同祖、神八井耳ノ命ノ孫速瓶玉ノ命、定賜國ノ造ニ【神名式に、肥後ノ國阿蘇ノ郡健磐龍命ノ神社、名神大、阿蘇比咩神社、國ノ造ノ神社と見ゆ、國造本紀科野ノ國ノ造ノ條に、神八井耳ノ命ノ孫建五百建命とあるは、健磐龍と同じと聞ゆ、彼ノ社ノ傳へには、本宮武磐龍ノ命は、神八井耳ノ命の子なり、阿蘇姫ノ神は、武磐龍ノ命の妃にて、速甕玉命の母なり、國造ノ神は、速甕玉ノ命にて、武磐龍ノ命の子なり、一說には、神八井耳ノ命の子なりと云り、書紀に化レ人出テ賜ひし阿蘇都彦は、即チ健磐龍ノ命の神靈なるべし、さて阿蘇山の事は、筑紫風土記に、肥後ノ國閼宗縣、々ノ坤ノ方二十餘里ニ有一ノ禿山曰閼宗岳云々、と委く見えたり、】○筑紫三家連、三家は美夜氣と訓べし、美夜氣の事は、日代ノ宮ノ段に、倭屯家とある下【傳二十六の三十三葉】に委ク云べし、筑紫の屯家は、書紀繼體ノ卷に糟屋屯家、【糟屋は筑

造と云ずして、稲置とあるは、如何、若シ初ノ稲置なりしが、中ごろ國造にはなれりし歟、又は後に貶されたる尸を以て、古へへも及ぼしていへる歟、】是レら此ノ氏と同じきか異なるか知ラず、【郡祁鬪鷄地名は一ッなり、】○伊余國ノ造、伊豫ノ國の事は、上卷【傳五】に出たり、和名抄に、伊豫ノ國伊豫ノ郡、【神名帳、伊豫ノ郡伊豫ノ神社、名神大、伊豫豆比古ノ命ノ神社、】續紀廿七に久米ノ郡伊豫ノ神、】國造本紀に、伊余ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、印幡ノ國ノ造同祖、敷桁彦ノ命ノ兒速後上ノ命ヲ定-賜國造-、【印波ノ國ノ造、輕島ノ豐明ノ朝ノ御代、神八井耳ノ命ノ八世ノ孫伊都許利ノ命ヲ定-賜國ノ造-とあり、印幡は下總ノ國にあり、郡ノ名となれり、】○科野國ノ造、信濃ノ國の事は、上卷【傳十四】に出たり、國造本紀に、科野ノ國ノ造、瑞籬ノ朝ノ御世、神八井耳ノ命ノ孫建五百建命ヲ定-賜國ノ造-、○道奧石城國ノ造、道奧、書紀ノ齊明ノ卷にも道奧と作、又陸道奧とも作れたり、万葉十四十八に美知能久と見ゆ、【能に於の韻ある故に、自於は省かるゝなり、】和名抄には、陸奧ハ三知乃於久とあり、【古今集顯注に云、陸奧國と書て、みちのおくのくにとよむなり、哥にはみちのおくとよむを畧して、みちのくとも書ケり、世俗にみちのくにと申すは、哥の詞に非ず、ましてむつの國と申す無下のことなり、陸と云文字をむつと云へばと思へり、陸をばみちとよむなりと云り、陸をむつと云とは、數の六に此ノ字を借リ用ることなり、信に此ノ國ノ名の美知を、牟都と訛れるは、是レよりぞまぎれつらむ、】奧は口に對ヘ云フ稱にて、道口 道後の後に同じ、京より行クに、初の地を道ノ口と云、終を後とも奧とも云り、此ノ國は東北の極に在て、實に道の奧なり、【筑紫にても、大隅薩摩を奧の國と云ること、檜垣ヵ家ノ集に見ゆ、又陸奧ノ國にても、黑川ノ郡より北を、奧ノ郡と云大同五年の官符に見えたり、源氏物語若菜ノ卷には、播磨ノ國ノ内にて、此ノ國の奧ノ郡と云ることあり、】石城は、和名抄に、陸奧ノ國磐城郡これなり、【伊波岐とあり、此郡ノ内に磐城ノ郷もあり、又名取ノ郡宮城ノ郡桃生ノ郡などにも、磐城ノ郷あれど、其等にはあらず、】後に郡鄕などになれる地をも、古へは國と云ること多し、【春日ノ國吉野ノ國難波ノ國など云、長谷小國などもいへり、】又國と云ながら、猶大

四郡ヲ置ク安房ノ國ヲとあれば元は上總ノ國の内なりき、又思ふに、上なる常道は、此ノ長狹へも係るか、若シ然らば、上ッ代には上總下總安房かけて、大名を常道と云しにも有べし、此は嘗に驚かしおくのみなり、又上總ノ國夷灊ノ郡にも長狹ノ郷あり、又同國望陀ノ郡に飫富神社あり、長狹ノ國ノ造の祖神なるべし、】○伊勢船木直、船木、何レノ郡にあるにか、詳ならず、【神鳳鈔に、志摩ノ國船木原ノ御厨あり、志摩ノ國をば、古ヘ伊勢へ攝て云ること多ければ、是ならむか 又多氣ノ郡に今ノ世舟木村あり、】和名抄に、他國には此ノ郷名此彼見えたり、是皆古ヘに船に造るべき材を採れるより負る名と聞えたり、【書紀推古ノ卷廿六年に、安藝ノ國ノ山にて、舶材を伐せられしこと見えて、和名抄に、其ノ國安藝ノ郡船木ハ布奈木と云郷あるは、其地なるべし、○續紀廿八より卅六まで、船木ノ直馬養と云人見え、後紀一に船木ノ直安麻呂見えたれども、これらは、越前ノ國ノ人にて他姓なり、】○尾張丹羽臣、和名抄に、尾張ノ國丹羽ノ【邇波】郡、是なり、【郡ノ内に丹羽郷もあり、神名式に同郡爾波神社もあり、】續紀十七に丹羽ノ臣、眞咋と云人見ゆ、○島田臣、和名抄に、尾張ノ國海部郡島田ノ郷、是なり、【神名帳、同國中島ノ郡大神社、名神大、臨時祭式に、大或ハ作ル多ニと見え、文德實錄五に尾張ノ國多ノ天神、三代實錄卅に尾張ノ國多ノ名神などある、皆此ノ神社のことなり、丹羽ノ臣島田ノ臣など、多ノ臣の支別なれば、其ノ祖神なるべし、】續紀卅七に島田ノ臣宮成といふ人見ゆ、姓氏錄右京皇別、島田ノ臣、多ノ朝臣同祖、神八井耳ノ命之後也、五世ノ孫武惠賀前ノ命ノ孫仲臣子上、稚足彦天皇ノ【謚成務】御代、尾張ノ國ノ島田ノ上下ノ縣ニ有惡神、遣子上平服之、復命之日、賜號島田ノ臣也、【仲ノ臣は、子上の姓にて、彼ノ仲ノ國造氏なる歟、さて尾張に多ノ神社あり、又丹羽ノ臣も同祖なれば、子上かの惡神を平けたる功によりて、島田ノ地を賜はりて、其處に住けるか、若シ然らば丹羽ノ臣も共に、此ノ子上の子孫にやあらむ、】文德實錄七に、島田ノ朝臣清田云々、弘仁十四年改臣ノ姓爲朝臣とあり、【清田は、續後紀八にも見え、同十六に、島田ノ朝臣眞繼と云人も見えて、此ノ人は、類聚國史弘仁ノ元年の處にも朝臣とあり、】上ノ件十九姓の外に

も、姓氏錄に、右京皇別志紀首、多ノ朝臣同祖、神八井耳ノ命之後也、園部、同氏、河內ノ國皇別志紀ノ縣主、多ノ朝臣同祖、神八井耳ノ命之後也、【此ノ氏ノ人ニ人に宿禰ノ姓を賜ひしこと、三代實錄六に見ゆ、】紺口縣主、志紀ノ縣主同祖云々、志紀ノ首、志紀ノ縣主同祖云々、と見えたり、

神沼河耳命者治天下也

書紀綏靖ノ卷に、元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳ノ尊卽天皇位、是年也太歲庚辰とあれば、大御父天皇崩坐て、三年過て後に、御位には卽坐しゝなり、【神武天皇ノ元年を辛酉とあれば、崩の年は七十六年にあたれば、丙子に當れり、丁丑戊寅己卯三年過て庚辰なり、】凡て上ッ代の事は、年紀は必しも拘はり難けれども、此ノ御世の初メを、三年の後としも定められたるは、據ありけむ、【其ノ所以は、知べき由なけれども、つらつら思ふに、】神日本磐余彥ノ天皇崩、時ニ神渟名川耳ノ尊孝性純深、悲慕無已、特留心於喪葬之事焉、其ノ庶兄手研耳ノ命云々、遂以諒闇之際、威福自由、包藏禍心圖害二弟、于時太歲己卯冬十一月云々、至於山陵事畢乃云々、とあるを見れば、手研耳ノ命の禍害を構へ賜ひしに因て、大御葬すら、四年になるまで【子ノ年より卯ノ年まで四年なり、然るに崩の明年秋九月に葬さしたるは、此の文と違へり、】延緩つるなどなりしかば、其ノ間は、天皇は何の皇子とも、未ダ定マリ坐ずてありけむを、手研耳ノ命を殺し給て、世間靜まり、さて神八井耳ノ命の讓り坐るに因てぞ、始めて御位は定まりつらむ、【或人、此ノ御位の遲かりしは、三年の御喪を竟賜ひてなりといふは、例の漢國の儒意なり、皇國にそのかみ三年ノ喪などいふことのあるべきかは、】

凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹佰參拾漆歲御陵在畝火山

之北方白檮尾上也

記中御代々の段の終リに、御年御陵を記せる處の例、多くは此ノ天皇御年云々、或は天皇御年云々なごゝあるを、此に凡此ご凡ノ字を置る、此ノ例は訶志比ノ宮ノ段の終リに、凡此ノ帶中津日子天皇之御年云々ごあるご、輕島ノ宮ノ段ノ終リに、凡此品陀天皇御年云々、ごあるごのみなり、【抑此ノ凡ノ字、うちまかせては心得ぬことなり、意富余曾ご云ても、意富加多ご云ても、須辨豆ご云ても、並古語の法にあたらず、訓べき言なし、故レつらく思ふに、】こは其ノ天皇の御事をば離レて、中間に他事を長く記して、終に其ノ御代の一段を括總畢る意にて置る辭ご聞えたり、故レ須辨氐ご訓つ、其は上卷に、凡伊邪那岐伊邪那美二神共ニ所生、島一十四島、神三十五神ごある凡は、此ノ二大神の島をも神をも生々坐る終リに、其數を括總云る辭なり、又日代ノ宮ノ段の始つ方に、其ノ御子等を舉たる終に、凡此ノ大帶日子ノ天皇之御子等、所錄廿一王、不ルレ入レ記ニ五十九王、并セテ八十王ごあるも同じ、是ヲらは凡ご云ること當れるを、此は彼等の例ごは異なれごも、事の終に云る意は相似たるを思フに、彼ノ例より轉れる辭なるべし、【又御年の數へ係て云るかごも思へご、物の數をこそ凡若干ごいふべけれ、壽數なご然云べきに非ず、】〇壹佰參拾柒歲は、毛々知麻理美曾那々都ご訓べし、【歲ノ字は、漢文の方にて書ケれごも、皇國にては古へより今に至るまで、人の壽數を若干歲とはいはず、たゞ幾つご云、是ぞ古言なる、】書紀に、七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩ニ于橿原ノ宮ニ、時ニ年一百二十七歲ごあり、御年ノ數、此ノ記ご十歲の差あり、元より傳への異なりし歟、又二ご三ごも、廿ご卅ごも、只一畫の差のみにて、常によく相誤る字なれば、古書にてまがひつるにも有べし、今孰を正しごも定め難し、〇御陵は美波加ご訓べき由、上卷【傳十七の八十四葉】に云るが如し、〇北方は岐多能加多ご訓べし、【師は、凡て方をば倍ご訓れつれご、處に依ルべし、必しも倍をのみ古言ご、ひたぶるには定むべから

の一町許リ東にて、畝火山よりは五六町も東北ノ方にあたりて、田間に僅に三四尺許リの高さなる小丘にて、松一木櫻一木生てあり、誰も是レを此ノ御陵の跡と思ふめれど、決メて是レには非ず、まづ地形、白檮尾ノ上など云べき處に非ず、久しき世々を經れば、山も變りて平になるなど、常のならひなれども、其もなほ其とは見ゆる物なるに、此地のさまは然らず、山とは清く離れて、其ノ間にいさゝかも、尾の壞れたらむ跡など思はるゝ、小高處も殘らず、凡て此わたりは、元より平原なりける地とこそ見えたれ、且上ツ代ノ御陵どもを今見奉るに、有りつるまゝに全きもあり、又發き壞はれて、内のさまの顯露になれるなども多けれども、何れも／＼いと高く大きに、山の如くにて、内の石構など、すべて／＼おほろけならず、當初大キに嚴しかりしほど、推計られて著明きを、是レはさらに上ツ代の御陵のなごりとは見えず、同シ山の邊にて、安寧懿德の御陵などは、さばかり高ク大キなるに、此御陵しもかりそめなるべき理リなきをや、是レはや、近き代に、をこの者の、畝火山の東北にあたりて、此ノ丘のたま／＼あるを見付て、ゆくりなく是レぞと定めたるなるべし、されど白檮ノ尾ノ上とあるをも考へず、上代の御陵どものさまをも知ラずて、いと妄なることなり、】昔シ承和のころすら、成務天皇の御陵を、神功皇后と誤られしこと、續後紀に見えたれば、況て近キ代にはも、まがひけむこと、あやしむべきに非ず、さて歴代の御陵の事、上ツ代には其ノ諸の制、又祭り賜ヒし式など、如何有けむ、詳なる事知リがたし、書紀天武ノ巻に、壬申ノ年の亂のほど、神の御諭に因リて、遣高市ノ郡ノ大領高市ノ縣主許梅而、祭拜神日本磐余彦天皇之御陵、因以奉馬及種々ノ兵器と云ことと見ゆ、是は臨時の事なれども、御陵を祭り幣を奉り賜ふことの、物に見えたる始ノなり、【是より先キも、定れる奉幣などは必有つらむ、】續紀に、神龜五年八月、縁皇太子病、遣使奉幣帛於諸陵、【是レ御陵等に御祈事ありし事の、物に見えたる始メなり、】又年號天平と改まりし時に、諸ノ大陵ニ差使奉幣、【取リ分て大陵と申スが有ッしにや、此は未タ考へず、】同シ年九月、遣使以渤海郡ノ信物令献山陵六所、【是レ蕃國の信物を、

御陵に奉り給ふ事の、物に見えたる始メなり、六所は何々なりけむ、】など、見ゆ、さて職員令に、諸陵ノ司、正一人、掌ル下祭ル陵ノ靈ヲ【義解、謂十二月奉ル荷前ノ幣ヲ是也、】喪葬凶禮、諸陵及陵戸ノ名籍ノ事ヲ、佑一人、史一人、土部十人、掌ル贊ニ相凶禮ヲ、員外ハ臨時ニ取リ充ツ、使部十人、直丁一人、續紀に、天平元年八月、改メテ諸陵司ヲ爲シ寮ト、增シ員ヲ加フ秩ヲ、【和名抄に、諸陵寮ハ美佐々岐乃豆加佐、】書紀持統ノ卷に、五年十月、詔曰、凡先皇ノ陵戸者置ク五戸以上ヲ云々、若シ陵戸不ハ足ラ、以テ百姓ヲ充テ、免セ其ノ徭役ヲ三年ニ一タヒ替ヘヨ【陵戸は上ツ代より有ッしことなるべし、近ツ飛鳥ノ宮ノ段に、韓袋が子等をして、大御父市邊王の御陵を守らしめ賜ひしこと見ゆ、是を書紀には、充ツ陵戸ニとあり、】喪葬令に、凡先皇ノ陵ハ【義解、謂先代以來帝王ノ山陵ナリ】置テ陵戸ヲ令ム守ラ、非シテ陵戸ニ令メハ守者、十年ニ一タヒ替ヘ、兆域ノ内、不レ得ニ葬埋及ヒ耕牧樵採スルコトヲ【陵戸と云は、永く其陵々に屬たる戸なり、非ニ陵戸ニ令メ守ラと云は、持統紀に以テ百姓ヲ充ツと云るにて、是は其ノ陵戸無きか、或はたらざれば、其陵の近き民戸を差充て、守らしむるをいふ、諸陵式各陵の下に、守戸と有ルは是なり、】諸陵式に、凡山陵者、置キ陵戸五烟ヲ令ム守ラ之ヲ、有ル功臣ノ墓者、置テ墓戸ニ烟ヲ、其ノ非ル陵墓戸ニ差シ點シテ令ル守者、先ツ取テ近キ陵墓ニ戸ヲ充ツ之ニ、また、凡陵墓ノ側近、有ル原野ノ者、寮仰セテ守戸ニ、幷ニ移シ所在ノ國司ニ、共ニ相知テ燒除ハ、また、凡諸陵墓者、毎年二月十日、差シテ遣シ官人ヲ巡檢セシム、仍テ當月一日、錄シテ名ヲ申セ省ニ、其ノ兆域垣溝、若シ有ラハ損壞スル者、令メ守戸ヲ修理セ、專當ノ官人、巡リ加ヘヨ檢校ヲ、また、凡毎年十二月、奉ル幣ヲ諸陵及墓ニ、其ノ陵別ニ、五色ノ帛各三尺、庸布一段一丈四尺、倭文三尺、木綿四兩、麻一斤、近陵ハ別ニ、五色ノ帛各一丈、絁一疋、絲一絇、調布一端、倭文一丈、木綿十三兩、麻三斤五兩、裹ム料ノ薦五尺、黑葛二兩、遠墓及近墓ノ幣ハ、各同シ遠陵ニ例ニ【其ノ別ニ貢ル幣物ノ色目ハ、見ユ内藏式ニ】同月上旬云々、頒ツ幣ヲ日、差シテ各陵墓ノ預人ヲ奉セシム、【但シ神功皇后ノ陵ハ、差シ寮ノ主典已上ヲ奉レ、】云々と見えたり、【此ノ諸陵の幣物は、大藏省より供る、大藏式に、十二月供ル諸陵ノ幣ニ、其ノ物ハ納レ調ニ之日、別ニ收メ正倉ニ、供ス幣ノ數ハ見ユ諸陵式ニとある是なり、さて參議以下、大藏省の正倉院に行向て、幣を頒つ儀式も、諸陵式大藏式

に見えたり、此日天皇建禮門ノ前の幄に行幸あり、其儀貞觀儀式に見えたり、さて近陵遠陵近墓遠墓とは、路程の近遠を以テ云に非ず、近陵墓はいはゆる十陵八墓にて、其餘を凡て遠陵墓とす、近とは、當代に親しく近き意を以テ云なり、故に近陵の幣物は、ことなく多く、なほ又別貢の幣物も多くありて、其は別に内藏寮より供ることにて、其ノ色目は内藏式に見え、又中務式に、凡十二月奉ニ諸陵ニ幣ヲ者云々、其ノ別貢ノ幣者、臨テ幸ノ使所ニ不ル進ラ、其ノ使參議已上、及非參議ノ三位、太政官定ム之ヲ、自餘ハ省點ス之ヲ云々、など、見えたる如く、近と遠とは甚く差別あるなり、抑此ノ近遠の定まりしは、三代實錄に、天安二年十二月九日、詔シテ定ム十陵四墓ヲ、獻ル年ノ終ノ荷前之幣ヲとあるや始ノならむ、其ノ十陵は、天智天皇、田原天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇と七代、是ハ當代の皇祖等なり、平城は然らざれども、近き故に加へられたりと見ゆ、嵯峨淳和は近けれども、遺詔にて、山陵を置れざる故に入らず、如此七代をしも定められしは、漢國の七廟の制をまねばれたるなるべし、さて餘の三陵は、桓武の御母后と、皇后と、崇道天皇となり、崇道天皇は延曆の廢太子にて、そのころ祟給へりしより、殊に祭らるゝなり、次に四墓は、贈太政大臣正一位藤原ノ朝臣ノ多武ノ峯ノ墓、藤原ノ朝臣冬嗣ノ墓、尚侍藤原ノ朝臣美都子ノ墓、源ノ朝臣潔姫ノ墓これなり、冬嗣公は文德天皇の御外祖、美都子は同御外祖母、潔姫は當代の御外祖母なればなり、然るに多武ノ峯ノ墓は、不比等公にて、聖武孝謙の御外祖にこそあれ、清和の御代に殊に祭らるべき由はなきに、此ノ内に置れたるは、此ノ時天皇は未ダ幼坐々ば、凡て良房ノ大臣の御心より出たる故なるべし、さて三代實錄今ノ本に、右の多武ノ峯ノ墓、鎌足とあるは、後ノ人のなまさかしらに改めつるものなり、古本には此名なし、多武ノ峯は不比等公と、諸陵式にも見え、贈太政大臣正一位も、鎌足公にてはかなはぬ物をや、さて又元慶八年十二月廿日、定ム毎年獻ル荷前ノ幣ヲ十陵五墓ニ云々、この時、さきに定まれる内を廢かれたると、新に置れたるとあり、其後御代々々に廢置ありて、延喜式のころは、十陵八墓なり、かくて後々には、たゞ此ノ近陵墓の御祭のみの如

しになりて、連綿の奉幣のことは、廢れゆきしぞく〳〵物にも見えず、いと心うきことなりかし、抑古陵墓は、當代に古きを、殊に厚く祭り賜ふなれば、陵もあるべきことなるを、其中に天智天皇のは、永く廢かれぬことになりぬるは、此も彼ノ漢國の制に、太祖ノ廟を、百世といへども毀ず、と云になぞらへ賜へるなるべし、されど始ノ清和の御代に、此ノ天皇を第一に置れたるは、當代の大祖父なり、十七世なる故にこそありつらめ、必しも太祖としも賜ひしにはあらざるべし、然るを其ノ後々の御代に至りても、猶此ノ天皇を殊に祭り坐シは、何の由にかあらむおぼつかなし、續紀ノ御代々々の宣命に、近江ノ大津ノ宮ニ御宇シ大倭根子天皇乃、與ニ天地ト共ニ長ク、與ニ日月ト共ニ遠ク、不改常典ト立賜ヒ敷賜ヘル法ヲ云々、とこそあれ、殊なる由もありけむ、然れども、此ノ天皇は、皇太子に坐しほどより、藤原ノ大臣と共に謀り給ひて、蘇我ノ入鹿を誅し給ひし御功こそ、又天下ノ御制度を漢様に改め給へることこそあれ、其ノ他に殊なることも坐まさず、凡て孝德の御世に、萬ノ御制の古より有來しを改て、多く漢様にしなれるに、此ノ天智天皇と、藤原ノ大臣との御心より出つと見えたる、後世に此ノ天皇をしも、中興の主など申すめるは、此ノ漢様の事ぞ多く創坐る故なるべし、かくて此ノ天皇の御陵をしも、永く殊に祭り坐さらば、神武天皇の御陵をこそ、第一に厚く祭り賜ふべく、猶又際にもあるべきかや、さて上代の御陵どもは、上にもいふ如く、何れも〳〵甚大きに、嚴き御構なりけるは、誠に然あらまほしきわざなるを、佛の道の盛く行はれて、いとも〳〵可畏き天皇まで、火葬と云ことの始まりて、中ごろの御世々々は、皆然らぬはなく、御陵も無きが如くにてたゞ法華堂とか申して、今の備合のさまなりけるは、甚もあさましく、哀きわざなりけるを、近き御世々々、此ノ火葬し奉ることの停りぬるは、稍古ノ道の古びに歸りて、何事もめでたかりける古に、立ち還りぬべき時の來向へるなり、さて又漢國の風俗には、王も臣も、墓の外に廟と云物を建て、祖をまつる、皇國には陵墓を祭の處にて、外に廟は無し、書紀ノ皇極ノ卷に、蘇我ノ蝦夷ノ大臣の、己が祖廟（オヤノマツリヤ）を建て、八佾之儛を爲しつゝあるは、漢國王のまねをしたるなるべし、】

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年六月二十一日增訂再版印刷
大正十五年六月二十五日增訂再版發行

再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館　代表者　吉川半七

印刷所　三重縣四日市市濱田　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稲田鶴卷町二五　國際美術社